

東北学院大学

経済学論集

高橋秀悦教授 仁昌寺正一教授 退任記念号

献辞	前田修也	(1)
献辞	前田修也	(2)
高橋秀悦教授略歴		(3)
仁昌寺正一教授略歴		(11)

[論 文]

健康経営の目的と方法、今後の方向	安部 雅 仁	(23)
資本主義の歴史的発展と経済原論 —「変容論的アプローチ」からの展開—	泉 正 樹	(35)
ヒュームの「人間の学」と市民社会	遠 藤 和 朗	(59)
現代資本主義と貨幣 ——表券主義の貨幣理論とマルクス経済学の貨幣理論の比較検討——	岡 本 英 男	(83)
経済思想のなかのマーシャル	小 沼 宗 一	(119)
近代における「大仙台」構想の展開に関する一考察 —地域的対応の検討を中心に—	雲 然 祥 子	(137)
鈴木義男研究序説 —歴史的意義を再考すべき3つの仕事—	齋 藤 誠	(181)
東北学院、経済学の100年 ～専門学校令による専門部商科から文経学部経済学科まで～	高 橋 秀 悦	(199)
HJKモデルに基づいたCOVID-19の経済的評価 —日本における感染の第1期を対象として—	細 谷 圭	(239)

[研究ノート]

初期キリスト教における労働と職業	松 本 宣 郎	(279)
------------------	---------	-------

2021年3月

(第194・195合併号)

東北学院大学学術研究会

東北学院大学

経済学論集

第194・195合併号

高橋 秀悦教授
仁昌寺 正一教授

退任記念号



高橋秀悦教授



仁昌寺 正 一 教授

献 辞

高橋秀悦教授のご退任によせて

高橋秀悦先生は、2020年3月31日をもって東北学院大学を退任されました。先生は、1977（昭和52）年3月一橋大学大学院博士後期課程を単位取得退学するとともに、同年4月、一橋大学助手として奉職し、教育・研究の歩みを始められました。その後、1979年4月に経済学部講師として本学に奉職し、助教授を経て、1988年4月に東北学院大学教授に就任され、41年間の長きにわたって、教育・研究に精励してこられました。その間、本学経済学部の教員として経済学部の専門教育そして本学の一般教育・教養教育に多大な貢献をされました。さらに高橋秀悦先生は、1998年からの7年間と2010年からの3年間、合計10年間、評議員・財務部長を、2013年には理事長特別補佐等を歴任され、本学の管理運営にも顕著な貢献をされました。この間、多くの学生を指導され社会に有為の人材を送り出してこられました。

先生は、主に「マクロ経済学入門Ⅰ・Ⅱ」をご担当になりました。講義では、「マクロ経済学とミクロ経済学は、いわば車の両輪であり、経済学を専攻する大学の学生にとっても、ともに履修することが常識である。」として、経済全体の浮き沈みを、GDPの測定などを例にとり、わかりやすく解説してくださいました。また、ゼミの学生たちに対しては、マネーストック、国際収支、失業率、マクロ経済指標、景気動向指数などのマクロ経済指標を読み解き、市場がどの方向に動くかを予測する方法などを、指導してくださいました。淡々とした語り口ではありますが、時に情熱的な先生の講義は、学生たちに大人気でありました。

先生はまた2018年に『海舟日記に見る幕末維新のアメリカ留学－日銀総裁富田鐵之助アメリカ体験』日本評論社を、同年『幕末の金流出と横浜洋銀相場－グローバル経済との遭遇』日本評論社を、立て続けに上梓され学問的関心の広さを示めされました。

先生はさらに、2003年に「グローバル・エコノミーのマクロ経済分析」で、第12回日本地域学会論文賞を受賞し、2019年からは同学会会長を務めておられます。高橋秀悦先生のごこうした学内外におけるご活躍とご貢献に対し敬意と感謝の意を込めて、また今後の先生のご健勝を大いに祈念し、東北学院大学経済学論集194・195号の合併号をご退任記念号として先生にお捧げいたします。

経済学部長 前田 修也

献 辞

仁昌寺正一教授のご退任によせて

仁昌寺正一先生は、2020年3月31日をもって東北学院大学を退任されました。先生は、1979（昭和54）年4月1日 経済学部助手として本学に奉職し、教育・研究の歩みを始められました。助手として2年、専任講師として1年、助教授として14年、教授として21年、嘱託教授として3年、合計41年間の長きにわたって、教育・研究に精励してこられました。本学経済学部の教員として経済学部の専門教育そして本学の一般教育・教養教育に多大な貢献をされました。

さらに、仁昌寺正一先生は、二部経済学科長、入試部副部長、経済学研究科専攻主任、経済学研究科長等を歴任され、本学の管理運営にも顕著な貢献をされました。この間、多くの学生を指導され社会に有為なる人材を輩出してこられました。

先生は、主に「東北経済論」をご担当なさいました。講義では、「東北の経済はどのような構造を持っているのか？ どういった特徴がみられるのか？ これらを深く理解するために、日本の近代から現代にいたるまでの東北の経済と開発の歩みに着目し時代に区分した考察」が必要であることを力説してこられました。また、ゼミ生に対しては、資本主義的発展の中で東北地方ではどのような経済構造が形成され、そこからどのような問題が発生したのかといった問いを発し続けられました。これらの問題を解決するためにはどのような政策的対応がなされるべきかを、『仙台市史』等の資料を用い問い続け、平易で、時に情熱的な、独特の語り口の先生の講義は、学生に大変人気でありました。

仁昌寺先生は、平成27年に完結した『仙台市史』では、仙台市専門委員会の委員もお務めでした。さらに憲法学者として知られる鈴木義男のご研究や野蒜築港に関するご研究など幅広い分野でも多くの著作を残されております。その結果、学生のみならず広い年齢層に根強い「仁昌寺ファン」を持っておられます。お会いするたびに東北経済論のご研究を続けていくご予定を熱くお示しくださり、後輩のわれわれに研究上の大きな刺激を与えていただきました。仁昌寺正一先生のごこうした学内外におけるご活躍とご貢献に対し敬意と感謝の意を込めて、また今後の先生のご健勝を大いに祈念し、東北学院大学経済学論集194・195号の合併号をご退任記念号として先生にお捧げいたします。

経済学部長 前田 修也

高橋秀悦教授略歴

1950年1月 宮城県生まれ

学 歴

1968年3月 東北学院高等学校（榴ヶ岡校舎）卒業
1972年3月 東北学院大学経済学部経済学科卒業
1974年3月 和歌山大学大学院経済学研究科修士課程修了
1977年3月 一橋大学大学院経済学研究科博士後期課程単位修得退学

職 歴

1977年4月 一橋大学経済学部助手（1979年3月まで）
1979年4月 東北学院大学経済学部専任講師（1980年3月まで）
1980年4月 東北学院大学経済学部助教授（1988年3月まで）
1988年4月 東北学院大学経済学部教授（2017年3月まで）
1989年8月 ペンシルベニア大学客員研究員（1990年8月まで）
1992年4月 東北学院大学学生部副部長（1998年3月まで）
1998年4月 学校法人東北学院評議員（2005年3月まで）
東北学院大学財務部長（2003年3月まで）
2003年4月 学校法人東北学院法人事務局財務部長（2005年3月まで）
2009年4月 東北学院大学大学院経済学研究科専攻主任（2010年3月まで）
2010年4月 学校法人東北学院評議員（2013年3月まで）
学校法人東北学院法人事務局財務部長（2013年3月まで）
2013年6月 学校法人東北学院理事長特別補佐（2014年3月まで）
2017年3月 東北学院大学定年退職
2017年4月 東北学院大学経済学部教授嘱託（2020年3月まで）
2020年4月 東北学院大学名誉教授
この間、筑波大学第一学群社会学類講師併任のほか、関東学院大学工学部、三島学園女子短期大学、東北大学教養部、山形大学人文学部において非常勤講師を勤める。

受 賞 歴

2003年11月 日本地域学会論文賞（第12回）

学会活動及び社会的活動

日本地域学会会長 (2019年1月～2020年12月)

日本地域学会理事 (1997年1月～現在)

日本地域学会, 日本経済学会, 日本経済政策学会, 日本計画行政学会, 応用地域学会, 統計研究会の会員としても研究報告等を行う。

宮城県多賀城市行政不服等審査会会長 (2016年4月～現在)

宮城県大和町入札監視委員会委員長 (2002年8月～現在)

(一般社団法人) 日本私立大学連盟公財政政策委員会委員 (2014年4月～2018年3月)

宮城県景気動向検討委員会委員長 (1997年10月～1998年3月・2000年9月～2001年3月)

その他の社会的活動については, 記載を省略する。

著 作 目 録

I. 著書

『海舟日記に見る幕末維新のアメリカ留学 日銀総裁富田鐵之助のアメリカ体験』

日本評論社, xiii+412ページ, 2018年9月.

『幕末の金貨流出と横浜洋銀相場 グローバル経済との遭遇』

日本評論社, x+194ページ, 2018年12月.

II. 研究論文

1. 地域科学分野に関する研究論文

「第2部 回顧と展望 第2章 地域経済分析」

日本地域学会 (編) 『地域科学50年の歩みと展望』 日本地域学会, 2012年9月.

(執筆分担: 原勲 (第1節～第3節, pp.181-192), 高橋秀悦 (第4節, pp.192-202), 両者の共同執筆 (参考文献, pp.202-212))

「Deposit-Refund理論に関する一考察 ～大石モデルと藤岡モデルを結ぶ1つのルート～」

『地域学研究』 第33巻第1号, 2003年10月, pp.261-269.

「グローバル・エコノミーの景気循環」

『地域学研究』, 第32巻第3号, 2002年12月, pp.119-134.

「域際収支からみた地域経済の特性」

『地域学研究』 第23巻第1号, 1993年12月, pp.155-168.

「地域市場の統合と財政金融政策の効果」

『地域学研究』 第22巻第1号, 1992年12月, pp.167-183.

“Regional Income Disparity and Fiscal-Monetary Policy: An Interregional Macroeconomic Model of Japan”

The Annals of Regional Science, vol.26 (3), 1992, pp.231-256.

(藤田昌久・ペンシルベニア大学教授との共同論文)

「地域マクロ経済分析と財政金融政策」

吉田昇三先生傘寿記念論文集編纂委員会(編)『経済発展過程の研究』

不二出版, 1990年4月, pp.95-106.

2. 経済学分野(学会報告等)に関する研究論文

「最適人口成長率とCES生産関数」

『東北学院大学経済学論集』第167号, 2008年3月, pp.81-100.

「クルーグマンの不均等発展と政府の役割」

『東北学院大学経済学論集』第164号, 2007年3月, pp.159-174.

「価格設定企業の数量調整とフィリップス曲線」

『東北学院大学論集 経済学』第104号, 1987年3月, pp.95-118.

“Capital Accumulation and Income Redistribution between Two Generations”

『東北学院大学論集 経済学』第81号, 1979年12月, pp.135-168.

「価格不確実性と資源配分」

『一橋論叢』第75巻第5号, 1976年5月, pp.568-576.

3. 『東北学院大学経済学論集』掲載の研究論文ほか

3.1 歴史学分野に関する研究論文

「東北学院, 経済学の100年～専門学校令による専門部商科から文経学部経済学科まで～」

『東北学院大学経済学論集』第194号・第195号合併号, 2021年3月, pp.199-237.

「アダム・スミス・コレクションの性質と書誌に関する一考察」

『東北学院大学経済学論集』第191号, 2019年3月, pp.173-219.

「富田鐵之助のニューヨーク副領事就任と結婚と商法講習所～「海舟日記」に見る「忘れられた元日銀總裁」富田鐵之助(6)～」

『東北学院大学経済学論集』第187号, 2016年12月, pp.15-92.

「幕末維新のアメリカ留学と富田鐵之助～「海舟日記」に見る「忘れられた元日銀總裁」富田鐵之助(5)～」

『東北学院大学経済学論集』第186号, 2016年3月, pp.1-91.

「幕末・金貨流出の経済学～「海舟日記」に見る「忘れられた元日銀總裁」富田鐵之助(4)～」

『東北学院大学経済学論集』第185号, 2015年12月, pp.7-86.

「幕末・横浜洋銀相場の経済学～「海舟日記」に見る「忘れられた元日銀總裁」富田鐵之助(3)～」

『東北学院大学経済学論集』第184号, 2015年3月, pp.1-36.

「幕末・明治初期のアメリカ留学の経済学～「海舟日記」に見る「忘れられた元日銀總裁」富田鐵之助(2)～」

『東北学院大学経済学論集』第183号, 2014年12月, pp.1-39.

「『海舟日記』に見る「忘れられた元日銀總裁」富田鐵之助～戊辰・箱館戦争後まで～」

『東北学院大学経済学論集』第182号, 2014年3月, pp.93-124.

「『江戸期尾去沢の銅の道』の時代背景」

『東北学院大学 東北産業経済研究所紀要』第29号, 2010年3月, pp. 79-95.

「江戸期尾去沢の銅の道～平成19年度東北産業経済研究所公開シンポジウムに触発されて～」

『東北学院大学 東北産業経済研究所紀要』第28号, 2009年3月, pp. 73-103.

3.2 地域科学分野に関する研究論文

「グローバル・エコノミーの景気循環の同調・非同調性：概観」

『東北学院大学論集 経済学』第151・152合併号, 2003年3月, pp.189-201.

「域際収支の構造」

『東北学院大学論集 経済学』第125号, 1994年3月, pp.281-311.

「Leontief型線型経済構造とその双対経済構造」

『東北学院大学 東北産業経済研究所紀要』第6号, 1987年3月, pp.1-16.

「産業連関表からみた東北の主要産業 - 農林水産業, 軽工業, 建設業, サービス業 -」

『東北学院大学 東北産業経済研究所紀要』第4号, 1985年3月, pp.1-35.

(仁昌寺正一・東北学院大学助教授との共同論文)

3.3 経済学分野に関する研究論文

「価格不確実性下の消費者利益と貯蓄行動」

『東北学院大学論集 経済学』東北学院創立百周年記念号(第100号), 1986年3月, pp.151-164.

「プロセス・イノベーションと不確実性」

『東北学院大学論集 経済学』第98号, 1985年9月, pp.1-25.

「広告効果の不確実性と価格・生産量の決定」

『東北学院大学論集 経済学』第86号, 1981年10月, pp.53-76.

「二重構造の経済発展モデル」

『東北学院大学論集 経済学』第82号, 1980年3月, pp.129-148.

“A Note on the Global Stability Conditions of an Autonomous Difference System on the Plane”

『東北学院大学論集 経済学』第80号, 1979年9月, pp.73-80.

「投資・生産能力及び稼働水準の決定に関する諸問題」

一橋大学大学院経済学研究科博士課程単位修得論文, 1977年3月, pp.1-146.

「生産能力とその遊休について(海外経済論調)」

『経済評論』第25巻第13号, 1976年11月, pp.124-129.

「独占の経済的コスト」

『一橋研究』第1巻第1号（通巻第31号），1976年6月，pp.19-30.

3.4 一般分野の研究論文

「アメリカ人口センサスに見るホーイ夫妻とシュネーダー夫妻 ～さらにプルボーとデフォレスト夫妻～」

『東北学院史資料センター年報』第2号，2017年3月，pp.15-24.

「東北学院大学ホーイ記念館敷地と六軒丁と「ヒストリカル・トライアングル」」

『東北学院史資料センター年報』第2号，2017年3月，pp.25-42.

「ポスト・ゴールデン・セブンの私立大学の財政構造」

『平成8・9年度文部省科学研究助成研究（萌芽的研究）報告書』no.1，1997年，pp.1-19.

（関根正行・東北学院大学教授との共同論文）

「私立大学の授業料設定における漸増方式の数理」

『平成8・9年度文部省科学研究助成研究（萌芽的研究）報告書』no.2，1997年，pp.1-29.

Ⅲ. 翻訳書

A.N.エーベル/B.S.バーナンキ（著）『マクロ経済学（下）マクロ経済政策 編』（原書第5版），伊多波良雄・大野幸一・高橋秀悦・谷口洋志・徳永澄憲・成相修（訳），シーエーピー出版，2007年4月.

「第10章 古典派の景気循環分析：市場均衡のマクロ経済学（pp.531-588）」

「第11章 ケインズ主義：賃金と価格の硬直性のマクロ経済学（pp.589-650）」

「第13章 開放経済における為替レート，景気循環，およびマクロ経済政策（pp.707-788）」

を担当

A.N.エーベル/B.S.ベルナンケ（著）『マクロ経済学 II 応用編：マクロ経済政策』（原書第2版），福地崇生（監訳），伊多波良雄・大野幸一・岸基史・高橋秀悦・徳永澄憲・成相修（訳），シーエーピー出版，2002年1月.

「第11章 古典派の景気循環分析：市場均衡のマクロ経済学（pp.337-376）」

「第12章 ケインズ主義：賃金と価格の硬直性のマクロ経済学（pp.377-422）」

「第14章 開放経済における為替レート，景気循環，およびマクロ経済政策（pp.465-511）」

を担当

スティーブン・グライスター（著）『経済数学の基礎』関根正行・野崎明・高橋秀悦（訳），八千代出版，1984年5月.

「第16章 多変数の関数（pp.195-210）」，「第17章 制約つき最適化（pp.211-236）」，

「第18章 比較静学（pp.237-252）」，「第19章 積分法と微分方程式（pp.253-274）」，

「解答（pp.277-287）」，「復習問題（pp.288-294）」を担当

IV. テキストブック

大石泰彦・金沢哲雄（編）『エレメンタル マクロ経済学』英創社, 1996年4月
「第2章 国民所得の基本概念と国民経済の構造 (pp.26-45)」を担当

V. 調査報告書

『電気通信普及財団 研究調査報告書』no.4, 1990年2月, pp.121-132.

「新しい情報通信技術と日本経済の成長の計量分析」

代表研究者 栗山規矩（東北大学教授）

共同研究者 鬼木甫（大阪大学教授）・高橋秀悦（東北学院大学教授）

『東北経済の現状と課題』財団法人 東北開発研究センター（編），1988年3月

「第1章 最近の東北経済の動向 (pp.1-25)」

「第2章 東北の産業・消費構造と景気動向 (pp.26-36)」を担当

VI. 経済学事典

『現代経済学辞典』青林書院新社, 1979年6月

（「迂回生産」と「異時的有効条件」の項目を執筆）

『大月 経済学辞典』大月書店, 1979年4月（「静学・動学」の項目を執筆）

VII. 書評

Book Review : Suminori Tokunaga and Budy P. Resosudarmo (Eds.): *Spatial Economic Modelling of Megathrust Earthquake in Japan, New Frontiers in Regional Science: Asian Perspectives*, Vol. 11, Springer, 2017, 365p

『地域学研究』第47巻第2号, 2017年, pp.283-284.

書評：原勲（著）『地域経済学の新展開』多賀出版, 2003年3月, xvii+277ページ

『地域学研究』第33巻第1号, 2003年10月, pp.351-352.

VIII. Miscellanea

1. エッセイ

1.1 日本地域学会ほか

「会長挨拶」『日本地域学会ニューズレター』no.1, 2019年2月28日, pp.2-3.

「副会長挨拶」『日本地域学会ニューズレター』no.2, 2015年9月1日, p.2.

「私立大学の学生納付金のミクロ経済分析」

『日本計画行政学会東北支部だより』no.23, 2001年8月, pp.1-3.

「紹介 日本地域学会第37回年次大会」

『高速道路と自動車』vol.44 (1), 2001年1月, pp.56-60.

「経済学者から見た最近のアメリカーアメリカ滞在生活の体験からー」

『日本計画行政学会東北支部だより』no.6, 1991年3月, pp.4-7.

「アメリカドライブ1万キロ」

『ECO-FORUM』vol.9 (4), 1991年1月, pp.25-26.

「宮城県経済の大きさを考える」

『みやぎ統計』no.483, 1989年6月, p.3.

1.2 『東北学院時報』ほか

「畏友 馬場有君を偲ぶ」『東北学院時報』第746号, 2018年7月15日.

「私の研究 理論から実証へ」『東北学院時報』第561号, 1998年5月15日.

「ふだん着のアメリカ経済」

『SHIRUBEーしるべ』東北学院大学90周年記念館, 第14号, 1995年4月, pp.35-56.

「アーサイナス夏期留学をふりかえって」

『East to West ～みんなで駆け抜けたアメリカでの日々～』

The 22nd American Studies Program, 1995年2月.

「アメリカ研究ア大学夏期留学 47日間・アメリカ体験」

『東北学院時報』第521号, 1994年10月15日.

「日米大学院比較考」『東北学院時報』第470号, 1990年2月15日.

「国際化の中の東北経済の進路」(無署名)『東北学院時報』第455号, 1988年10月15日.

「産業構造の転換と東北」(無署名)『東北学院時報』第444号, 1987年10月15日.

1.3 東北学院大学応援団『礎』ほか

「応援団 伝統と将来」『礎 東北学院大学応援団 創団60周年記念』

東北学院大学応援団後援会, 2007年12月, p.3.

「応援団 挨拶」『総合定期戦 50年のあゆみ』

青山学院大学・東北学院大学, 1999年12月, p.32.

「21世紀をむかえる応援団」『礎 東北学院大学応援団 創団50周年記念誌』

東北学院大学応援団後援会, 1996年11月, pp.4-5.

その他の『礎』については, 記載を省略する。

2. シンポジウム

「国際化の中の東北経済の進路」(1988年9月29日開催)

東北学院大学東北産業経済研究所シンポジウム (コーディネーター)

『東北学院大学 東北産業経済研究所紀要』第8号, 1989年2月, pp.121-176.

「円高・産業構造調整下の東北」(1987年9月24日開催)

東北学院大学東北産業経済研究所シンポジウム（コーディネーター）

『東北学院大学 東北産業経済研究所紀要』第7号, 1988年3月, pp.53-109.

3. 学会報告等

A Minimal Role of Two 'Small' Governments in Krugman's Uneven Development Economy,
The 5th World Congress of the Regional Science Association international at Rissho University, Tokyo on May 4, 1996.

(*Proceedings VI (Abstracts&Summaries 4)*), pp.CS5-10A-2-(1) ~ CS5-10A-2-(8)).

Interregional Trade Balance and Regional Economy,

The 13th Meeting of Pacific Regional Science Conference Organization, The 17th Annual Meeting of the Canadian Regional Association, at Chateaux Whistler Resort, Canada on July 14, 1993.

(*Program and Abstracts*, p.144).

その他の学会報告については、記載を省略する。

仁昌寺正一教授略歴

学歴・職歴等

- 1950年1月 岩手県一戸町で生まれる
- 1973年3月 東北学院大学経済学部経済学科卒業
- 1976年3月 東北学院大学大学院経済学研究科修士課程修了（経済学修士）
- 1979年3月 東北学院大学大学院経済学研究科博士後期課程満期退学
- 1979年4月 東北学院大学経済学部助手
- 1981年4月 東北学院大学経済学部講師
- 1982年4月 東北学院大学経済学部助教授
- 1996年4月 東北学院大学経済学部教授
- 2000年4月 東北学院大学経済学部二部経済学科長・経済学科夜間主コース主任（2002年3月迄）
- 2011年4月 東北学院大学経済学科夜間主コース主任（2013年3月迄）
- 2014年4月 東北学院大学大学院経済学研究科長（2016年3月迄）
- 2016年3月 東北学院大学経済学部教授退職
- 2016年4月 東北学院大学嘱託教授
- 2020年3月 東北学院大学嘱託教授退職
- 2020年4月 東北学院大学名誉教授

※この間、岩手県立大学、秋田経済法科大学（現・ノースアジア大学）、宮城学院女子大学の非常勤講師を務める。

所属学会

東北経済学会，市場史研究会，日本地域経済学会

主な研究業績

〔著書〕（共著）

木本幸造編『社会科学概論』（執筆箇所：第三編第三章「ガルブレイスとフリードマン」），日本評論社，1982年2月。

星埜惇・河相一成編『地域再構成の展望』（執筆箇所：第3章「戦後日本における地域開発の展開－東北地方に即して」），中央法規出版，1991年10月。

「ヒト」の移動の社会史編集委員会編『「ヒト」の移動の社会史』（執筆箇所：「細倉鉦山の閉山と離職者」），刀水書房，1998年6月。

中村勝編『市と糶』（執筆箇所：「株式会社仙台魚市場設立時の一つの紛争」），中央印刷出版部，1999年8月。

- 平岡昭利編『東北 地図で読む百年』（執筆箇所：「宿駅から東北屈指の工業都市へ 北上市」, 古今書院, 2000年12月。
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編 5 近代現代 1 交通建設』（執筆箇所：IV「高速交通の時代へ」), 仙台市, 1999年 3月。
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編 6 近代現代 2 産業経済』（執筆箇所：IV「市場」), 仙台市, 2001年 3月。
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編 7 近代現代 3 社会生活』（執筆箇所：I「城下町から現代都市へ」<難波信雄との共同執筆>), 仙台市, 2004年 3月。
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編 8 近代現代 4 政治・行政・財政』（執筆箇所：財政編監「大正時代の財政」), 仙台市, 2006年 9月。
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編 6 近代 1』（執筆箇所：第四章第一節「都市化の進展と市政の推移」<齋藤誠との共同執筆>, 第七章第三節「三 明治三八年の大凶作」, 同「四 地方改良運動と民衆」), 仙台市, 2008年 9月。
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編 7 近代 2』（執筆箇所：第一章第一節「仙台の発展と市政」<齋藤誠との共同執筆>, 同第二節「大正期の財政」, 第四章 第二節「二 経済保護事業」), 仙台市, 2009年 7月。
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編 8 現代 1』（執筆箇所：第一章三節「人口の急増」, 第三章第二節「工業都市化の構想」<齋藤誠との共同執筆>, 同第三節「仙塩合併構想の展開」<齋藤誠との共同執筆>, 第四章意四節「市場」, 仙台市, 2011年 5月。
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編 9 現代 2』（執筆箇所：第三章第一節「都市づくりの転換」, 同第三節「新しい都市基盤の整備」, 同第四節「宮城県沖地震と防災都市の建設」, 第四章第四節「市場」) 仙台市, 2013年 3月。
- 徳島達朗編『マーケットの史的考察』（執筆箇所：第 6 章 3「仙台市公設小売市場の現状と課題」), 晃洋書房, 2003年11月。
- 伊藤隆・季武嘉也編『近現代日本人物史料情報事典 4』（執筆項目：「鈴木義男」), 吉川弘文堂, 2011年 3月。
- 学校法人東北学院編『東北学院の歴史』（執筆箇所：第 3 章「飛躍」), 河北新報出版センター, 2017年10月。

学術論文

- 「研究ノート B.Ostrolenk” Electricity-for use or for profit” 1936. にみるアメリカ電力産業の動向 - 紹介と検討 (上) -」『東北学院大学論集経済学』第80号, 1979年 9月。
- 「宮城県製材企業の現況と問題点 (1)」『東北学院大学論集経済学』第83号, 東北学院大学経法学会, 1980年9月。
- 「宮城県製材企業の現況と問題点 (2)」『東北学院大学論集経済学』第84号, 東北学院大学経法

学会，1980年12月。

「宮城県製材企業の現況と問題点（3）」『東北学院大学論集経済学』第85号，東北学院大学経法学会，1981年3月。

「研究ノート B.Ostrolenk” Electricity-for use or for profit” 1936. にみるアメリカ電力産業の動向」- 紹介と検討（下）-」『東北学院大学論集経済学』第86号，東北学院大学経法学会，1981年10月。

「ガルブレイスの企業論-テクノストラクチャ概念の現代的意義」，『東北学院大学論集経済学』第87・88合併号，東北学院大学経法学会，1982年3月。

「地域問題分析のための基礎的視覚」，『東北産業経済研究所紀要』第3号，東北学院大学東北産業経済研究所，1984年3月。

「産業連関表からみた東北の主要産業-農林水産業，軽工業，建設業，サービス業-」（高橋秀悦との共同執筆）『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第4号，東北学院大学東北産業経済研究所，1985年3月。

「復興期における只見川電源帰属問題と東北開発（上）」『東北学院大学論集経済学』第123号，東北学院大学学術研究会，1993年9月。

「復興期における只見川電源帰属問題と東北開発（中）」『東北学院大学論集経済学』第124号，東北学院大学学術研究会，1993年12月。

「復興期における只見川電源帰属問題と東北開発（下）」『東北学院大学論集経済学』第128号，東北学院大学学術研究会，1994年3月。

「『東北インテリジェント・コスモス構想』と東北開発」『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第13号，1995年3月。

「仙台市公設小売市場の現状と課題」『市場史研究』第16号，徳島達郎との共同執筆，市場史研究会，そして，1996年12月。

「経済復興期における北上川流域の電源帰属問題（上）」『東北学院大学論集経済学』第134号，東北学院大学学術研究会，1997年3月。

「研究ノート 那覇市の公設市場について」『東北学院大学論集経済学』第144号，東北学院大学学術研究会，2000年9月。

「研究ノート 『糸満魚市場問題』について」『東北学院大学論集経済学』第148号，東北学院大学学術研究会，2001年12月。

「『宮城県食品市場規則』公布下の仙台市の青物市場」『市場史研究』第22号，市場史研究会，2001年11月。

「研究ノート 昭和初期仙台市の魚市場再編問題-『宮城県食品市場規則』の公布（昭和3年）をめぐって-」『東北学院大学論集 経済学』第153号，東北学院大学学術研究会，2001年12月。

「『地方税規則』公布下の青物市場の紛争」『市史せんだい』Vol.14，仙台市，2004年7月。

「明治20年代の仙台における青物市場の再編」『市場史研究』第26号，市場史研究会，2006年12月。

「研究ノート 明治20年代の仙台における青物市場の再編」『市場史研究』第26号, 市場史研究会, 2006年12月。

「明治20年代の仙台の魚市場再編過程－『小西家文書』による検討を中心に－」『東北学院大学論集 経済学』第169号, 東北学院大学学術研究会, 2009年1月。

「鈴木義男と吉野作造－一つの覚書－」『吉野作造研究』第4号, 吉野作造記念館, 2008年8月。

「研究ノート 昭和戦前期における仙台市中央卸売市場建設計画の展開」『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第32号, 東北学院大学東北産業経済研究所, 2013年3月。

「研究ノート 明治中期仙台の魚市場移転計画について」『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第33号, 東北学院大学東北産業経済研究所, 2014年3月。

一般論文・書評・資料・報告書

「社会資本論の問題とは何か(1)」『都政』Vol.22. No. 9. 財団法人東京都政調査会, 1977年9月。

「社会資本論の問題とは何か(2)」『都政』Vol.23. No. 6. 財団法人東京都政調査会, 1978年6月。

「資料 宮城県工業の変容過程(1)－「工業統計表」(1960～80年)を中心に－」, 『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第5号, 東北学院大学東北産業経済研究所, 1986年3月。

「資料 宮城県工業の変容過程(2)－工業立地動向－」『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第6号, 東北学院大学東北産業経済研究所 1987年3月。

「『産業構造調整』下の地方の動向－宮城県を例として－」『中小商工業研究』第8巻第1号, 中小商工業研究所, 1986年9月。

「東北地域 円高不況・産業構造転換と地域経済・雇用」『農林統計調査』第37巻8号, 農林統計協会, 1987年8月。

「資料 東北産業経済研究所のシンポジウムに関する青森県での実態調査について」『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第7号, 東北学院大学東北産業経済研究所, 1988年3月。

「広がりつつある“二重の格差”」『住民と自治』1989年1月号, 自治体問題研究所。

「産業構造調整下の地域経済と住民生活」(松原豊彦・井上博夫との共同執筆)『宮城の地域自治』第13号, 宮城地域自治研究所, 1989年3月。

「山村過疎地域における経済・生活に関する実態調査－宮城県七ヶ宿町の事例－」(松原豊彦・井上博夫との共同執筆)『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第8号, 東北学院大学東北産業経済研究所, 1989年2月。

「商店街と地域消費者とのかかわり方」『消費者連携推進事業調査報告書』, 宮城県商店街振興組合連合会・一番町四丁目商店街振興組合, 1990年2月。

「鶯沢町における細倉鉱山離職者の労働と生活－ヒアリング調査を中心に－」(松原豊彦・井上博夫との共同執筆), 『東北学院大学社会福祉研究所紀要』第7号, 東北学院大学社会福祉研究所, 1990年3月。

「『田園都市』古川の経済基盤づくりの課題」『宮城の地域自治』第15号, 宮城地域自治研究所,

1990年4月。

「仙台市卸売業の歴史と変化」『地場卸売業振興ビジョン』, 仙台市経済局, 1991年3月。

「大規模プロジェクトと地域の変貌－青函トンネル建設下の青森県三厩村の場合－」『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第11号, 東北学院大学東北産業経済研究所, 1992年2月。

「鶯沢町の商業と地域振興」『宮城の地域自治』第15号, 宮城地域自治研究所, 1992年4月。

「鮮魚小売業を取り巻く環境変化」『仙台市食料品小売業活性化指針』, 仙台市経済局, 1993年3月。

「東北における産業支援型サービス業の需要構造と経営課題」『東北地域における産業支援型サービス業の実態と今後の方向に関する調査研究』, 東北電力株式会社・東北開発研究センター, 1993年6月。

「書評 安東誠一著『地域経済改革の視点－新しいローカル・エコノミーの創造－』」『市場史研究』第12号, 市場史研究会, 1993年6月。

「仙台経済圏の経済発展からみた特性－仙台経済圏とそれを取り巻く諸地域との経済連関」(安孫子麟・安東誠一・小金沢孝昭・井上博夫・増田聡との共同執筆)『ふるさと学会報告書』, 日本学術会議東北地区会議, 1994年2月。

「仙台の都市機能の課題と展望」(井上博夫との共同執筆)『ふるさと学会報告書』, 日本学術会議東北地区会議, 1994年2月。

「大都市近郊地域の産業・経済振興の課題－宮城県山元町－」『宮城の地域自治』第18号, 宮城地域自治研究所, 1994年4月。

「『企業リストラ』と地域経済の方向性」『全国縦断シンポジウム報告記録集』, 協同総合研究所, 1994年9月。

「細倉鉱山の閉山について」『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第14号, 東北学院大学東北産業経済研究所, 1995年3月。

「新段階の港湾整備－仙台港の場合－」『平成6年度岩手県港湾整備計画検討調査報告書』, 運輸省第二港湾建設局釜石港工事事務所, 1995年3月。

「産業空洞化と地域経済－東北からの報告－」『国民のための商業教育』第49号, 全国商業挙育研究協議会, 1996年4月。

「岐路に立つ東北地方の雇用と経済」『協同の発見』第49号, 協同総合研究所, 1996年4月。

「戦後東北開発の点検・雑感(1)」『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第16号, 東北学院大学東北産業経済研究所, 1997年3月。

「『規制緩和』下で激変する小売商業界」『仙台経済界』1996年臨時増刊号, 仙台経済界, 1996年6月。

「岐路に立つ東北地方の経済と開発」『日本計画行政学会東北支部だより』NO. 15, 日本計画行政学会東北支部, 1997年1月。

「地域づくり, 仕事おこしと協同」『いま「協同」を問う'96全国集会報告集』, 協同総合研究所,

1997年7月。

「経済のグローバル化と東北地域」『21世紀へ向けて：東北地域の課題 日本科学者会議東北地方区第16回シンポジウム報告集』, 日本科学者会議東北地方区, 1998年2月。

「中小企業の『横の連携』形成による地域づくり」『魅力的企業の創造—『横の連携』を強める東北の中小企業』, 東北開発研究センター, 1998年4月。

「高速交通時代の幕開け」『市史せんだい』Vol. 9, 2000年7月。

「東北経済と工業集積地域の動向—岩手県北上市の事例から—」『大不況下における地域経済と農村進出企業の類型論的研究』(平成11年度～12年度日本学術振興会科学研究費補助金研究・基盤研究〔B〕〔1〕一般・研究成果報告書 研究代表者・神田健策), 2001年3月。

「那覇市の公設市場—占領下から現在まで—」『わが国における公設小売市場の形成と展開に関する研究』(平成10年度～13年度 科学研究費補助金研究〔B〕〔1〕一般・研究成果報告書), 2001年3月。

「市場(いちば)」『近現代仙台の経済と市民生活』第4講 東北学院大学経済学部・高等教育ネットワーク仙台, 2001年12月。

「昭和初期仙台市中央卸売市場開設計画の始動」『わが国における卸売市場の形成と展開に関する研究』(平成14年度～16年度日本学術振興会科学研究費補助金研究〔B〕一般・研究成果報告書), 2005年3月。

「東北学院時代の鈴木義男」『東北学院資料室』Vol. 4, 学校法人東北学院, 2004年12月。

「仙台市と宮城郡七北田村荒巻・北根の合併」『市史せんだい』Vol.15, 仙台市, 2005年9月。

「東北大学教授時代の鈴木義男」『東北学院資料室』Vol. 5, 学校法人東北学院, 2005年12月。

「近代港湾整備と『みなと文化』」『平成17年度港湾整備基礎調査報告書』, 国土交通省東北地方整備局塩竈・空港整備事務所・(財)港湾空間高度化環境研究センター, 2006年3月。

「鈴木義男」『大正デモクラシーと東北学院—杉山元治郎と鈴木義男—』, 学校法人東北学院, 2006年10月。

「弁護士時代の鈴木義男—宇野弘蔵の弁護—」『東北学院資料室』Vol. 6, 学校法人東北学院, 2006年12月。

「弁護士時代の鈴木義男—河上肇の弁護—」『東北学院資料室』Vol. 7, 学校法人東北学院, 2007年12月(後に『河上肇記念会会報』No.91〔河上肇記念会, 2008年7月〕に転載)。

「レポート 『むつ製鉄解散事件』」『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第27号, 東北学院大学東北産業経済研究所, 2008年2月。

「鈴木義男に関する新資料」『東北学院資料室』Vol. 8, 学校法人東北学院, 2008年12月。

「那覇市の公設市場」『マチグワー楽会—市場の歴史・未来・魅力・問題点を考える—』, マチグワー楽会設立準備会, 2009年3月。

「研究ノート 弁護士時代の鈴木義男—平凡社『大百科事典』への執筆—」『杉山元治郎・鈴木義男の事績を通して見る東北学院の建学の精神』, 東北学院史研究会, 2008年3月。

- 「鈴木義男作品リスト」『杉山元治郎・鈴木義男の事績を通して見る東北学院の建学の精神』、東北学院史研究会、2009年3月。
- 「資料 新聞記事で見る草創期の東北学院（1）」『創設者の事績を通して見る東北学院の建学の精神』、東北学院史研究会、2010年3月。
- 「資料 新聞記事で見る草創期の東北学院（2）」『キリスト教教育と近代日本の知識人形成－東北学院を事例にして－』、学校法人東北学院、2011年3月。
- 「資料 新聞記事で見る草創期の東北学院（3）」『キリスト教教育と近代日本の知識人形成（2）－東北学院を事例にして－』、学校法人東北学院、2012年3月。
- 「『大正デモクラシーと東北学院－杉山元治郎と鈴木義男－』刊行から2年」『2008年度東北学院大学教職員修養会報告書』第10号、東北学院大学、2009年3月。
- 「弁護士時代の鈴木義男（4）－美濃部亮吉の弁護－」『東北学院資料室』Vol. 9、学校法人東北学院、2010年4月。
- 「資料 明治30年代仙台の青物市場の「紛擾」『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第29号、東北学院大学東北産業経済研究所、2010年3月。
- 「資料 昭和3年仙台市と名取郡長町の合併」『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第30号、東北学院大学東北産業経済研究所、2011年3月。
- 「資料 手紙より見た鈴木義男と佐々木惣一」『東北学院資料室』Vol.11、学校法人東北学院、2012年4月。
- 「資料 『公文録』に見るファン・ドールンの野蒜築港計画案」『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第31号、東北学院大学東北産業経済研究所、2012年3月。
- 「研究ノート 昭和戦前期における仙台市中央卸売市場開設計画の展開」『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第32号、東北学院大学東北産業経済研究所、2013年3月。
- 「東北学院時代の森本厚吉」（雲然祥子との共同執筆）、『東北学院資料室』Vol.13、学校法人東北学院、2014年12月。
- 「近代の仙台を中心とした市場形成」『仙台郷土研究』通巻第291号、仙台郷土研究会 2015年12月。
- 「弁護士時代の鈴木義男－志賀暁子の弁護－」、『東北学院史資料センター年報』創刊号、学校法人東北学院、2016年3月。
- 「資料 『東北開発三法』の成立過程－第26国会衆議院国土総合開発特別委員会における諸論議」（雲然祥子との共同執筆）『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第36号、東北学院大学東北産業経済研究所、2017年3月。
- 「鈴木義男の平和主義（1）」、『東北学院史資料センター年報』Vol. 2、学校法人東北学院、2017年3月。
- 「研究ノート 大正期仙台市の公設小売市場」『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第37号、東北学院大学東北産業経済研究所、2018年3月。
- 「『幻の野蒜港』について」『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第38号、東北学院大学東北

産業経済研究所，2019年3月。

「シュネーターの院長就任と東北学院の『飛躍』」『東北学院史資料センター年報』Vol. 4，学校法人東北学院，2019年3月。

「鈴木義男の生涯」『東北学院史資料センター年報』Vol. 4，学校法人東北学院，2019年3月。

「鈴木義男に関する新資料（その2）」〈雲然祥子との共同執筆〉『東北学院史資料センター年報』Vol. 6，学校法人東北学院，2021年3月。

雑纂

「経済時評 四全総の一層の具体化を」『東北ジャーナル』1988年2月号，建設新聞社。

「経済時評 景気回復が鈍い地域の現状」『東北ジャーナル』1988年5月号，建設新聞社。

「経済時評 好況の中で広がる格差」『東北ジャーナル』1988年8月号，建設新聞社。

「経済時評 昨年から今年前半までの建設経済の動向」『東北ジャーナル』1989年11月号，建設新聞社。

「地域づくり運動の今日的意義と課題」『通産情報』1988年12月号，東北通産局。

「経済時評 政令都市・仙台への注文」『東北ジャーナル』1989年2月号，建設新聞社。

「経済時評 建設市場開放問題について」『東北ジャーナル』1989年5月号，建設新聞社。

「経済時評 『生活大国』への脱皮を訴える平成元年建設白書」『東北ジャーナル』1989年8月号，建設新聞社。

「経済時評 東北インテリジェント・コスモス構想」『東北ジャーナル』1989年11月号，建設新聞社。

「経済時評 『商都』仙台の流通構造の変化」『東北ジャーナル』1990年2月号，建設新聞社。

「経済時評 近年の地域消費者の行動変化」『東北ジャーナル』1990年5月号，建設新聞社。

「経済時評 消費者行動の変化と流通業界の対応」『東北ジャーナル』1990年8月号，建設新聞社。

「経済時評 21世紀に向けての東北開発」『東北ジャーナル』1990年11月号，建設新聞社。

「経済時評 国勢調査にみる東北の動向」『東北ジャーナル』1991年2月号，建設新聞社。

「地域経済風土記・宮城県」『月間民商』1991年4月号，全国商工団体連合会。

「経済時評 東北の人口急減地域が抱える問題」『東北ジャーナル』1991年5月号，建設新聞社。

「経済時評 『東北開発株式会社』の終えん」『東北ジャーナル』1991年8月号，建設新聞社。

「経済時評 『東北開発株式会社』閉鎖の意味するもの」『東北ジャーナル』1991年11月号，建設新聞社。

「経済時評 リゾート・ブームを振り返る」『東北ジャーナル』1992年2月号，建設新聞社。

「童話の中のイーハトーヴァ」『建築士』第500号，日本建築士連合会，1994年5月。

「Jリーグ・チーム創設に揺れる仙台」『建築士』第502号，日本建築士連合会，1994年7月。

「ああ，ゼネコン汚職」『建築士』第504号，日本建築士連合会，1994年9月。

「北欧で考えたこと①」『仙台中小企業だより』第18号，仙台市経済局中小企業指導センター，

- 1995年12月。
- 「北欧で考えたこと②」『仙台中小企業だより』第19号，仙台市経済局中小企業指導センター，1996年2月。
- 「北欧で考えたこと③」『仙台中小企業だより』第20号，仙台市経済局中小企業指導センター，1996年4月。
- 「産業空洞化克服の道は」『仕事の発見』第18号，日本労働者協同組合連合会，1996年12月。
- 「商店街とこれからの街づくり」『ひたかみ』1996年冬季号，むらとまち研究会，1996年12月。
- 「産業空洞化の下での東北経済」『東北学院時報』第594号，学校法人東北学院，1997年9月，
- 「協同組合・雑感」『協同の発見』1997年7月号，協同総合研究所。
- 「仙台飛行場のこと」『仙台市政だより』1998年6月号，仙台市総務局広報課。
- 「内ヶ崎作三郎と東北学院」『Assist News』No.17，東北学院大学経済研究資料室，1998年7月
- 「仕事づくり，地域おこしと協同」『協同の発見』第58号，協同総合研究所，1999年2月。
- 「東北 今年の経済展望」『河北新報』2000年1月4日朝刊，河北新報社。
- 「私の一冊 吉野源三郎著『君たちはどう生きるか』（岩波文庫）」『協働の発見』第85号，協同総合研究所，1999年5月。
- 「学会記事 昭和初期仙台市生鮮食料品市場の展開－『市場圏規制』をめぐって－」『経済地理学年報』Vol.46, No.1，経済地理学会，2000年。
- 「日本初の鉄筋コンクリート橋 広瀬橋」『仙台市政だより』2004年1月号，仙台市総務局広報課。
- 「働きつつ学んだ学生たち－東北学院労働会－」『ウーラノス（東北学院大学広報誌）』Vol.10，東北学院大学，2002年5月。
- 「校祖たちの壮大なビジョン」『ウーラノス（東北学院大学広報誌）』Vol.11，東北学院大学，2002年10月。
- 「一般公開を求められたケルカー記念図書館」『ウーラノス（東北学院大学広報誌）』Vol.12，東北学院大学，2003年2月。
- 「大正デモクラシーの源流としての東北学院」『ウーラノス（東北学院大学広報誌）』Vol.13，東北学院大学，2003年5月。
- 「アメリカ大統領に仙台市民の心を届けたシュネーダー院長」『ウーラノス（東北学院大学広報誌）』Vol.14，東北学院大学，2003年10月。
- 「東北学院を第二の母校とした内ヶ崎作三郎」『ウーラノス（東北学院大学広報誌）』Vol.15，東北学院大学，2004年2月。
- 「弁護士時代の鈴木義男」『ウーラノス（東北学院大学広報誌）』Vol.16，東北学院大学，2004年5月。
- 「ヘレン・ケラーが東北学院で講演」『ウーラノス（東北学院大学広報誌）』Vol.17，東北学院大学，2004年10月。
- 「東北学院労働会」『ウーラノス（東北学院大学広報誌）』Vol.18，東北学院大学，2005年2月。
- 「大正デモクラットとしての木村久一」『ウーラノス（東北学院大学広報誌）』Vol.19，東北学院

大学, 2005年5月。

「喜寿を過ぎても現役－耐震工事が終わった土樋キャンパス本館－」『ウーラノス（東北学院大学広報誌）』Vol.20, 東北学院大学, 2005年10月。

「古希を迎えた野間記念道場」『ウーラノス（東北学院大学広報誌）』Vol.21, 東北学院大学, 2006年2月。

「『大正デモクラシーと東北学院－杉山元治郎と鈴木義男－』刊行から2年」『東北学院時報』671号, 学校法人東北学院, 2008年5月15日。

「部品供給支える東北 『世界の拠点』大震災で再認識」『北海道新聞』2011年7月23日夕刊。

「『通史編9 現代2』の刊行にあたって」『市史せんだい』Vol.13, 仙台市, 2014年9月。

「私と仙台市史」『市史せんだい』, 仙台市, 2015年9月。

「第6代東北学院理事長 鈴木義男」『キリスト教学校教育』707号, キリスト教学校教育同盟, 2017年10月15日

学会活動

「仙台市における公設小売市場の現状と問題点」（徳島達朗との共同報告）, 第24回市場史研究会, 1995年10月。

「岐路に立つ東北地方の経済と開発」, 日本計画行政学会東北支部第12回研究会, 1996年5月。

「那覇の公設市場－占領下から現在まで－」, 第32回市場史研究会大会, 会場：名古屋市国際会議場, 1999年10月29日。

「昭和初期仙台市生鮮食料品市場の展開－市場圏規制」をめぐって」, 経済地理学会関東支部例会, 会場：東北学院大学, 1999年12月4日。

「昭和初期仙台市生鮮食料品市場の展開－「宮城県食品市場規則」の公布（昭和3年6月）をめぐって－」, 市場史研究会第35回大会, 会場：東北大学 2007年1月。

「昭和初期仙台市の魚市場再編問題」, 市場史研究会第38回大会, 会場：長野経済短期大学 2003年6月14日。

「明治20年代の仙台における青物市場の再編」, 市場史研究会第43回大会, 会場：マリーンゲート塩釜 2005年6月11日。

「那覇市の公設市場－占領下から現在まで－」, マチグワー楽会, 会場：第一那覇市公設市場, 2009年3月13日。

「幻の野蒜港」について」, 市場史研究会第51回研究大会, 会場：石巻市商工会議所, 2009年6月7日。

「大内秀明報告に対する討論」, 東北経済学会第69回大会, 会場：東北学院大学, 2015年11月25日。

社会活動（主なもの）

仙台市史編さん調査分析委員＜近現代班＞（1998年～2008年）

仙台市史編さん専門調査分析委員<近現代班> (2009年～ 2013年)

仙台市史専門委員会委員 (2009年～ 2016年)

北上市史編さん執筆委員<近現代部会現代班> (2016年～)

健康経営の目的と方法，今後の方向

安部 雅仁

— 目次 —

- 1 はじめに
 - 2 健康と生産性のマネジメントとしての健康経営
 - 2-1 基本概念
 - 2-2 健康経営の背景と目的
 - 3 健康経営の方法と課題
 - 3-1 方法
 - 3-2 課題
 - 4 展望—ジョンソン&ジョンソンのLive for Lifeと健康経営
- 参考文献

1 はじめに

日本では、高度経済成長後の1970年代中頃以降、労働者の高年齢化に伴う健康リスクと傷病が増加する中で、各企業・事業所において労務管理のあり方が問われた。このための基本的方法として旧労働省は、1979年に定期健診と健康管理、運動指導等による中高年労働者の健康づくりを目的に「シルバー・ヘルス・プラン」を提唱した。

1988年には、全労働者の心とからだの健康づくりを進める上で、「トータル・ヘルスプロモーション・プラン」の促進が図られた。これは、シルバー・ヘルス・プランが発展したものとされ、主な目的は、生活習慣とメンタルヘルスに関係するリスクと発症率を低減させることにある。

健康経営は、こうした取り組みを生産性の維持・向上と医療費（保険料）の軽減にも応用しようとする民間の手法、あるいはプランとされ、2009年頃より主に大企業がこれを実践している¹⁾。近年では、生産年齢人口が減少して、労働力人口が高年齢化する中で、健康増進・疾病予防への支出は、コストではなく、生産性と収益性を確保するための投資と考えられている。

健康経営の重要性が指摘される一方、企業と労働者（広義には、保険者を含む）において選択・実行可能な方法に限られ、また、多くの中小企業では、こうした取り組みの意識が必ずしも浸透していないとされる。今後の課題として、民間主導による健康経営を普及させ、一定の成果を得るための具体的方法が問われている。

健康経営は、1980年代にアメリカにおいて提唱された「Health and Productivity Management」（以

1) 健康経営は、NPO法人健康経営研究会の登録商標である。

下、健康と生産性のマネジメントと称する)の考え方が日本に取り入れられたものとされる。以上を踏まえ、本稿の2において、健康と生産性のマネジメントの基本概念、健康経営の背景と目的それぞれを整理して、3では、健康経営の方法とこれまでの成果、課題を考察する。4において、「Live for Life」と言われるジョンソン&ジョンソン(本社の所在地は、アメリカのニュージャージー州、ニューブランズウィック市)の予防・健康増進プログラムを整理した上で、健康経営への政策的有用性について考える。Live for Lifeは、アメリカでは健康と生産性のマネジメントの代表的プログラムとされ、健康経営の参考事例の一つにもなっている²⁾。

2 健康と生産性のマネジメントとしての健康経営

2-1 基本概念

アメリカにおいて普及する健康と生産性のマネジメントは、労働者の健康と生産性それぞれの管理を同時に行う経営手法とされ、現代では各企業の重要課題にもなっている³⁾。基本目的は、労働者の健康維持・増進、広義には予防医療によりプレゼンティーズム(心身の不調を抱えた状態での就労)、アブセンティーズム(傷病の治療・入院に伴う欠勤)それぞれを抑制して、生産性の維持・向上と医療費(保険料)の軽減を図ることにある。この場合の労働者は、経営者、管理職を含む全労働者とされ、また、生産性は、製造・建設業等の物的生産性に限らず、事務作業や企画・管理の業務遂行力を含む広い概念である。

これらの成果を規定する基本的要因として、予防・健康増進プログラムが重要になる一方、標準的方法が確立しているわけではなく、企業の業種と労働者の職種、あるいは経営者の判断により様々な方法が検討・導入されている。一般に、ウェルネス・プログラム(正式には、Workplace wellness program)、定期健診と保健指導による一次予防が基本になっているが、大企業では、早期発見・早期治療としての二次予防を含む包括的プログラムも見られる。一次予防の基本目的は「健康リスク・発症率の低減」、二次予防のそれは「重症化・長期入院の抑制」にあり、これらは、健康と生産性のマネジメントの成果向上につなげる上で、重要な意味をもっている。

これを実践する上で、専門スタッフや施設が必要とされ、前者は栄養と運動の各指導者、医師等の医療従事者、後者はフィットネスルームや病院・診療所を指している。後述するようにジョンソン&ジョンソンは、こうしたプログラムの一つとして、1979年にLive for Lifeを導入しており、長期・継続的取り組みにより一定の成果を確保している。

一方、中小企業(個人事業を含む)の多くは、情報・実践知識の不足や資金制約等の事情により同様の対応ができないため、保険者(企業が個別に契約する民間保険団体)の役割が重要になって

2) Live for Lifeは、企業において実際に導入されたプログラムであるが、健康経営はプログラムではなく、一般に、手法、あるいはプランとされる。

3) 詳細は、ACOEM GUIDANCE STATEMENT (2009), Aldana (2020), Berger et al. (2003), Goetze and Ozminkowski (2008), Loepke (2008), Parkinson (2013) を参照。

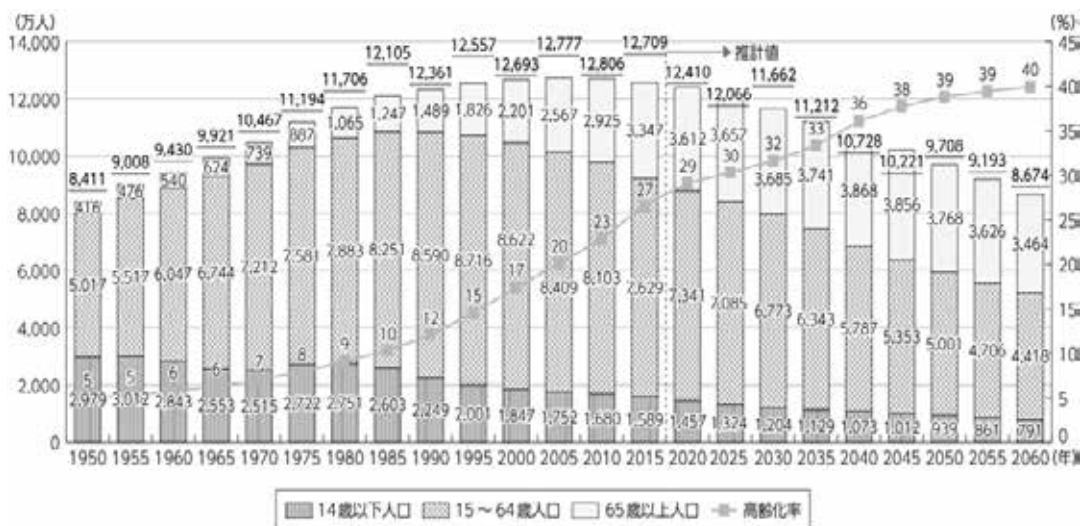
いる⁴⁾。アメリカでは、健康と生産性のマネジメントの運用・管理方法は各企業において異なっているが、その基本概念は、人的資本（Human capital）としての労働者への長期・継続的な投資と考えられている。一般にこれは、Investment in employees' health, あるいはInvesting in prevention and health promotionとされ、日本では「健康投資」と位置づけられている。

2-2 健康経営の背景と目的

健康経営は、各企業・労働者にとって有益な取り組みとされ、政府の「日本再興戦略」, 「健康日本21」においても、重要性が指摘されている。これが提唱された基本的背景は、主に次の2つの課題への対応にあり、第1は生産年齢人口（15～64歳人口）の減少、第2は医療費（保険料）の増加である。

第1の主因は少子化にあるとされ、図1は、生産年齢人口の他に、老年人口（65歳以上人口）、年少人口（14歳以下人口）、高齢化率それぞれの推移（実績値、推計値）を示したものである。生産年齢人口は、戦後以降増加して、1995年に8,716万人に達した後に減少に転じており、2015年には7,629万人になっている。こうした人口（中位推計）は、2030年に6,773万人、2040年に5,787万人、2050年に5,001万人となり、2060年には4,418万人程度になると予測されている。労働力の需給関係は、景気の動向や企業の経営方針、定年・年金制度等により変動するとされるが、労働

図1 年齢3区分別人口と高齢化率の推移



注) 2015年までは国勢調査等による実績値、これ以降は中位推計である。

出所) 総務省 (2019) 「我が国の人口の推移」, <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h29/html/nc135230.html> (2020年11月12日最終確認) より。

4) 中小企業の事例については、別稿において整理・考察する。

力の不足は長期的に続くと考えられている⁵⁾。

一方、近年では労働力人口に占める60～64歳、65歳以上それぞれの労働者の割合、とりわけ後者が増加している⁶⁾。こうした労働者の割合は、1990年には5.6%、2000年は7.3%、2017年には12.2%になっており、これが2030年の推計値では13.1%になると予測されている⁷⁾。生産年齢人口の減少と労働力人口の高年齢化が進む中で、各企業と保険者が健康維持・増進や疾病予防を促すプログラムを導入・実践して、労働者の心身の健康を長期的に維持することが重要になっている。

健康経営が唱えられた第2の背景は、経済の低成長の中でも医療費が増加して、これにより各保険者、特に健康保険組合、全国健康保険協会（協会けんぽ）の保険料が増加していることにある。表1は、1985年以降の医療費、国民所得、国民所得に占める医療費の割合を示したものである。

医療費（A）は、1985年の16兆159億円から2015年の42兆3,644億円に、30年間で約2.6倍増加しており、2017年には43兆710億円になっている。国民所得（B）は、1985年の260兆5,599億円から2015年の390兆253億円に、同期間に約1.5倍増加しており、2017年には404兆1,977億円になっている。これにより、国民所得に占める医療費の割合（A / B）は、1985年の6.15%から2015年の10.86%となり、近年では11%近くに上昇している⁸⁾。

これに伴って、特に2009年以降、保険料が増加しており、各医療制度における保険料率は、図2のように推移している。

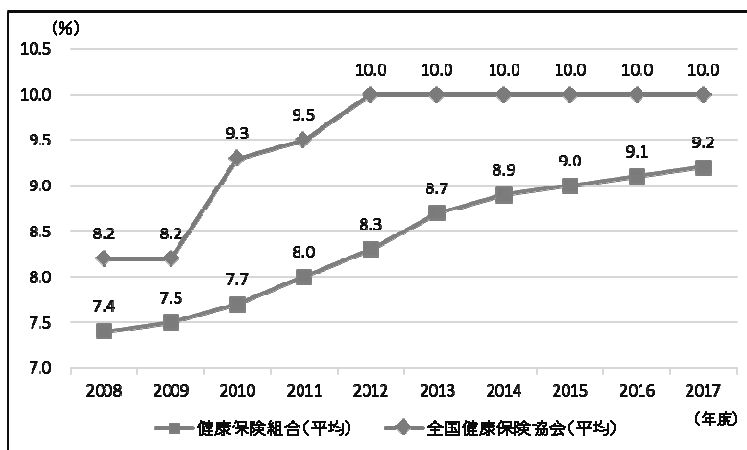
表1 医療費等の動向（1985～2017年：決算）

年次	医療費（A）	(A)の対前年度増減率(%)	国民所得（B）	(B)の対前年度増減率(%)	A / B (%)	参考：1人あたり医療費
1985	16兆159億円	6.1	260兆5,599億円	7.2	6.15	13万2千円
1990	20兆6,074億円	4.5	346兆8,929億円	8.1	5.94	16万7千円
1995	26兆9,577億円	4.5	378兆4,796億円	2.7	7.12	21万5千円
2000	30兆1,418億円	-1.8	385兆9,685億円	2.4	7.81	23万8千円
2005	33兆1,289億円	3.2	387兆3,699億円	1.2	8.55	25万9千円
2010	37兆4,202億円	3.9	361兆8,953億円	2.4	10.34	29万2千円
2015	42兆3,644億円	3.8	390兆253億円	2.8	10.86	33万3千円
2016	42兆1,381億円	-0.5	391兆1,856億円	0.3	10.77	33万2千円
2017	43兆710億円	2.2	404兆1,977億円	3.3	10.66	33万9千円

出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (2019)「平成29年度 国民医療費の概況」より (一部抜粋)。

- 5) 労働力が長期的に不足する業種・職種として、主に建設・土木、運送・流通、医療・介護福祉、飲食・サービス、IT関係があげられる。なお、本稿執筆時は、新型コロナウイルスの感染拡大により労働需要が全体的に低下した時期であるが、業種・職種によってはこれが増加したケースも見られる。
- 6) 労働力人口は、15歳以上で就労能力と意思をもっている人口（就業者と完全失業者を含む）を指している。
- 7) 厚生労働省 (2019) より。
- 8) 2017年度において、国民所得に占める社会保障給付費全体（医療の他に年金、介護等の各給付費を含む）の割合は、29.7%になっている。

図2 各保険者における保険料率（平均）の推移



出所) 内閣府資料「各医療制度における保険料率の推移」, <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg1/291108/shiryou1> (2020年11月23日最終確認) より。

健康保険組合の保険料率は、2008年度の7.4%から2017年度の9.2%に、全国健康保険協会のそれは、同年度の8.2%から10.0%にそれぞれ上昇している⁹⁾。経済の低成長が長期化する中で、企業と労働者の保険料負担が増加しており、この他に、後期高齢者支援金に対する負担が引き上げられている。これらの軽減を図る上でも、就労期の早期段階からの健康維持・増進、疾病予防が重要になっている。

健康経営の基本目的は、上記2つの課題への対応方法の一つとして、主にプレゼンティーズムを抑制・最小化することにある。プレゼンティーズムは、健康関連総コストにおいて最大の項目とされ、図3は、これに関する調査結果の一例である。

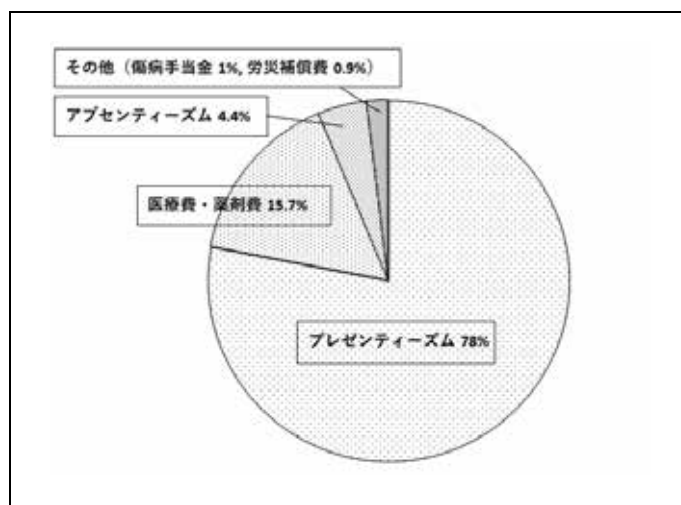
健康関連総コストの中で、医療費・薬剤費が15.7%とされ、プレゼンティーズム、アブセンティーズムに関連するコスト（生産性のロス）がそれぞれ78%、4.4%になっている（その他、傷病手当金が1%、労災補償費が0.9%）。これらのコストは、①生物学的リスク、②生活習慣リスク、③心理的リスクに基づいた推計がなされる。①生物学的リスクは、血圧、血中脂質、肥満、血糖値、既往症、②生活習慣リスクは、喫煙習慣、飲酒習慣、運動習慣、睡眠・休養、③心理的リスクは、主観的健康感、生活満足度、仕事満足度、ストレスそれぞれに関係している¹⁰⁾。

以上の中で、低リスク（3つ以下のリスク）のケースではおよそ60万円の損失とされ、中リスク（4～5つのリスク）のケースでは約80万円の損失、高リスク（6つ以上のリスク）のケースでは約90万円の損失とされる（それぞれ労働者1人あたり）。これらの全てにおいて、医療費・薬剤費よりも、プレゼンティーズムに伴う生産性のロスが大きいことが指摘され、健康経営においては、こ

9) 全国健康保険協会に対しては、2010年度以降、国庫補助率が13%から16.4%に引き上げられており、これにより保険料率の上昇が抑制されている。なお、国民健康保険の保険料率（平均）は、2008年度の8.9%から、2017年度の10.2%に上昇している。

10) 経済産業省（2019）p.3等を参照。

図3 健康関連総コストの内訳



出所) 東京大学政策ビジョン研究センター年報 (2016) 「研究成果 コラボヘルスで健康関連総コストを可視化」 p.9 等より。

の対応が重視される。

次の3では、健康経営の基本的方法を整理して、今後の課題を見ていくことにする。

3 健康経営の方法と課題

3-1 方法

健康経営の方法は、企業の業種と労働者の職種、経営者の判断により多様とされるが、企業内での取り組みと保険者（健康保険組合、全国健康保険協会）の保健事業が基本になっている。これは「企業と保険者のコラボヘルス」と言われ、具体的方法として、職場環境の改善と一次予防を中心に、次の2つがあげられる¹¹⁾。

第1は、職場と自宅での心身の健康づくりであり、広義にはワーク・ライフ・バランスの取り組みが含まれる。前者は主に食事（食生活）の改善、運動・ストレッチと節酒・禁煙を指しており、健康関連企業（特にIT企業）や生命保険会社のアプリケーションが利用されるケースもある。

第2は、定期健診と特定健診・特定保健指導、ストレスチェックであり、この他に、健診記録やレセプトが電子化される中で、データヘルス計画が進められている。データヘルス計画は、加入者（被保険者と被扶養者）の健診結果と診療・服薬歴の分析により健康課題やリスクを把握す

11) 尾形 (2018), 経済産業省 (2018), 経済産業省 (2020), 経済同友会 (2016), 厚生労働省 (2017), 田中・川淵・河野編 (2010), 東京商工会議所 (2019), 日本政策金融公庫 (2015), 森 (2018) の他に、ウェブサイトに於いて閲覧可能な企業、健康保険組合、全国健康保険協会それぞれの事例を参照。

ることが目的とされ、2015年以降、各健康保険組合に実施が義務付けられている。2018年から2023年までの6年間は第2期の実施計画期間となっており、発症率の低減、重症化予防に向けた保健事業が進められることになっている。

これらにより、健康リスクの軽減や生活習慣病の予防について、PDCAサイクルの好循環につなげ、医療費・薬剤費と傷病手当金の抑制、長期的に就労可能な労働者の増加それぞれが期待される。健康経営の促進策として、企業、国（主に経済産業省）、金融機関や自治体において多様な方法が導入されている。一部の企業では、職場内での健康プログラムへの参加と独自に設定されたポイントに応じて、健康関連グッズや商品券が配布され、また、公的支援として2014年に「健康経営銘柄」、2016年に「健康経営優良法人」それぞれの顕彰制度が導入されている¹²⁾。この他に、同制度の選定企業を対象に、日本政策投資銀行や地方銀行の低利融資、生命保険・損害保険各社の保険料割引制度が導入され、自治体によっては、公共工事の入札加点が行われている。

健康経営の運用・管理方法として、企業と保険者の協働が基本とされ、上記の第1、第2の取り組みにおいてそれぞれの役割が重要になっている（大企業では、産業医や産業保健師が健康経営を担当するケースがある）。なお、健康経営の促進と運用・管理に関連するシステムとして「保険者インセンティブ制度」が導入され、特定健診と特定保健指導の実施率等により、保険料や後期高齢者支援金が加算あるいは減算される。

健康経営が普及した時期は顕彰制度の導入以降とされ、一定の成果を確保する上で、長期・継続的取り組みが必要になっている。これまでの成果の一例としては、血圧・血糖値の改善、腰痛・肩こりの緩和につながった労働者が増えているとされ、また、顕彰制度の選定企業の一部から、イメージアップにより採用時の応募者数が増加したとの報告がなされている。

3-2 課題

健康経営の重要性が唱えられ、認知度が上昇する中で、これを取り入れる企業が増加する一方、健康投資としての意識は必ずしも浸透していないとされる。とりわけ、全企業数の約99%、全労働者数の69%を占める中小企業では、「具体的な方法が分からない」、「効果やメリットが不明である」といった判断がなされるケースがある¹³⁾。また、健康経営においては、企業と保険者の連携・協働が基本とされるが、保険者の裁量の範囲と方法、労働者の参加機会それぞれが限られていることが指摘される¹⁴⁾。

12) 健康経営銘柄は、一部上場企業の中で健康経営に戦略的に取り組んでいる企業とされ、経済産業省と東京証券取引所の共同により選定される。健康経営優良法人も健康経営を実践する組織・団体に対する公的な顕彰制度であるが、上場企業であることが選定の条件ではなく、認定数に上限は設けられていない。これらの選定企業は、認定証が授与され、こうした実績を営業・広告や求人等の際に活用することができる。

13) 詳細は、HR総研（2019）、東京商工会議所（2019）を参照。

14) 保険者の基本的機能は、加入者の適用と保険料の徴収、保険給付と審査・支払、健診等の保健事業とされ、健康経営との関係において、これを拡充しようとする議論は、経済同友会（2016）以外、ほとんど見られない。

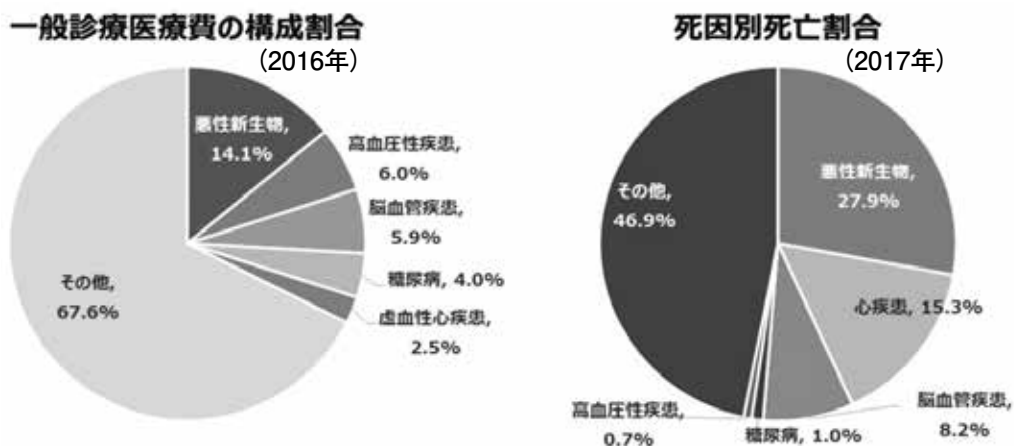
以上の他に、長期的に就労可能な労働者の増加につなげる上で、生活習慣病の発症率・重症化率の低減のための具体的方法が問われている（これは、データヘルス計画に関係するテーマでもある）。生活習慣病は、主に悪性新生物、高血圧性疾患、脳血管疾患、糖尿病、虚血性心疾患を指しており、医療費に占める構成割合（2016年）と死因別死亡割合（2017年）は、図4のようになっている。

死因別死亡割合について、第2次大戦前は結核、肺炎、気管支炎等の呼吸器系疾患による死亡が多くを占めており、特に結核は国民病とされる中で、年間の患者数が約60万人、死亡者数が10万人となることもあった。戦後から高度経済成長期において、脳血管疾患、心疾患、悪性新生物が増加しており、現在では疾病構造が変化する中で、死因として悪性新生物が最も多くなっている。

生活習慣病は、各人の健康意識と行動により発症リスクを低減させ、定期健診と特定健診、早期発見・早期治療により、重症化の抑制や医療費の軽減につなげることが可能とされる。この場合には、健康経営と公的医療制度の連携（シームレスな連携体制とも言われる）の方法が問われることになる。また、労働者の就労期～高齢期を通じた健康維持・増進や予防医療を浸透させる上では、国民健康保険を含め、各保険者間での医療・健康情報の共有と長期的な連携が必要とされる¹⁵⁾。

次の4では、ジョンソン&ジョンソンのLive for Lifeの目的と方法、これまでの成果を見た上で、健康経営への政策的有用性について整理・展望する。

図4 生活習慣病の医療費に占める割合と死亡割合



出所) 一般社団法人日本生活習慣病予防協会「生活習慣病とは」, <http://www.seikatsusyukanbyo.com/prevention/about.php> (2020年11月6日最終確認) より。

15) 健康経営の長期目的の一つとして、健康寿命の延伸があげられており、これは、日常生活を健康的に生活することができる期間を延伸することにある（2019年で見れば、男性の健康寿命が72.7歳、女性のそれが75.4歳になっている）。基本的方法として、各人の就労期に限らず、高齢期の健康維持・増進が必要とされ、この場合には、国民健康保険の役割（とりわけ、保健事業）が重要になる。

4 展望—ジョンソン&ジョンソンのLive for Lifeと健康経営

ジョンソン&ジョンソンは、医薬品、医療機器その他のヘルスケア関連商品の製造・販売企業であり、約12万人の労働者が従事している。Live for Lifeは、同社独自の予防・健康増進プログラムであり、構想・導入の基本的背景として、心身の不調を抱えた労働者への対応、保険料負担の軽減の他に、国際競争力の維持があげられている。基本プログラムと健康投資の内容、これまでの成果は、それぞれ次のようになっている¹⁶⁾。

基本プログラムとしては、定期健診とウェルネス・プログラムによる健康リスク・発症率の低減（一次予防）、早期発見と早期治療による重症化・長期入院の抑制（二次予防）が想定され、この中でもウェルネス・プログラムが重視される。これは、食生活の改善（禁煙・節酒を含む）と運動、メンタルヘルス・サポート、保健指導とセルフケア、ワーク・ライフ・バランスによるものであり、具体的方法は、特に定期健診の結果を参考に選択・決定される。なお、労働者の扶養家族も上記プログラムへの参加が可能になっており、こうした対応が導入された主な理由は、扶養家族の体調不良等に伴う労働者本人の付き添いや看病のための欠勤（アブセンティーズムの一種）の最小化により、生産性を維持することにある。

健康投資の内容は、人材面と施設面に分けられ、前者は運動と食事（栄養管理）の各アドバイザー、医師等の医療従事者、管理・事務職員それぞれの雇用、後者は診療施設やフィットネスルームの建設・設置である。これらの財源は、人材と施設の確保に要する企業負担の他に、労使間での保険料負担等の民間資金によるものとされ、運用・管理の主体は企業と保険団体になっている（保険団体は、ジョンソン&ジョンソンが個別に契約する民間の保険会社である）。なお、健診において検査値の異常や有所見となった労働者と扶養家族は、主に保険団体の管理・指導のもとで早期の治療が行われる。

こうしたプログラムにより、プレゼンティーズムとアブセンティーズム、医療費（特に入院医療費）それぞれが抑制され、生産性の維持・向上やイメージアップ、株価の上昇につながっている。これについて、Live for Lifeの約20年間の全体的な成果として、「1ドルの投資に対して3ドルに相当するリターン」（図5）が得られたとされる¹⁷⁾。

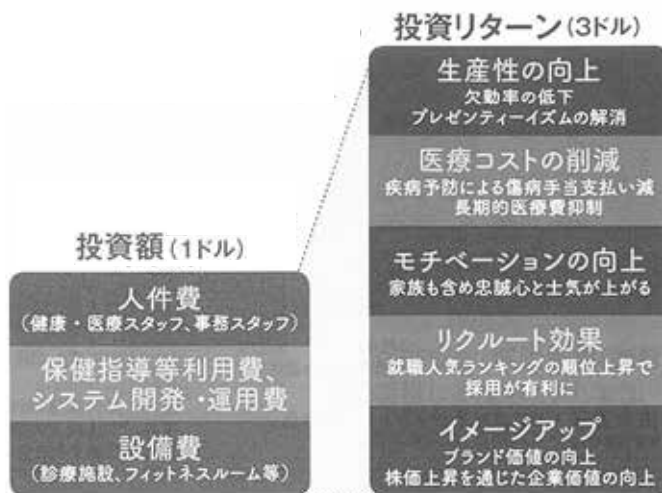
この他にLive for Lifeにおいては、プログラムの取り組みと成果により、各労働者に対して500ドル（各年）を上限とする報奨金制度が導入されている。これが可能になる理由の一つは、予防・健康増進により医療費の低減につながった際に、保険団体との契約更新において、保険料の割引（discount）がなされることにある。

これらにより、企業と医療従事者等のスタッフ、保険団体それぞれの連携のもとで、労働者・扶養家族の参加機会が確保され、また参加意識の向上につなげる誘因が導入されている。なお、

16) Henke et al. (2011), Institute for Health and Productivity Studies (2015), Isaac and Flynn (2001) の他に、ジョンソン&ジョンソンのウェブサイトを参照。なお、Live for Lifeに関係する投資の総額（施設整備、運用・管理費等）は明示されていない。

17) こうした事例は、経済産業省（2017）、Henke et al. (2011) においても紹介されている。

図5 Live for Life—健康投資に対するリターン



出所) ロバート・千葉 (2011) p.50より。

ジョンソン&ジョンソンの労働者は、退職後においても雇用主契約の保険団体に継続加入して、予防と治療（主に外来と入院医療）の各サービスを受けることが可能になっており、退職高齢者の医療制度としてこれが奨励されている。

日本の健康経営は、(Live for Lifeと同様に) 民間主導による健康と生産性のマネジメントの一つの手法であり、生産年齢人口の減少と労働力人口の高年齢化、経済の低成長と医療費の増加それぞれが長期・恒常化する中で、重要な意味をもっていると考えられる。健康経営が普及した時期は、顕彰制度が導入された2014年以降とされ、現段階では成果に関する評価はできないとされるが、方法についていくつかの課題が残されている。

今後の方向として、Live for Lifeの事例が参考になるとすれば、労働者と扶養家族に対する予防・健康増進策の拡充、保険者機能の強化それぞれの検討が必要になろう。また、長期的には、二次予防を含め（予防から医療行為まで）切れ目なく提供できる連携体制の構築が有用と考えられる¹⁸⁾。

本稿は、健康経営の背景と目的、基本的方法と課題を概観・整理して、アメリカでの一例を参考に今後の方向を展望したものである。健康経営が各企業の健康投資として普及・浸透した上で、成果の向上につながるための検討が継続的に行われている。詳細については、いくつかの企業の事例と公的支援の動向を踏まえ、別稿において取り上げることにする。

18) 経済産業省 (2017) p.35, 経済産業省 (2018) p.23等より。

参考文献

- HR総研 (2019) 「健康経営」に関するアンケート調査, https://www.hrpro.co.jp/research_detail.php?r_no=251 (2020年10月25日最終確認).
- 尾形裕也 (2018) 「日本における健康経営の現状及び課題」『生活福祉研究』, Vol.95, pp.25-41.
- 経済産業省 (2014) 「日本再興戦略」改訂 2014－未来への挑戦, https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/kenko_toushi_joho/pdf/001_03_00.pdf (2020年11月16日最終確認).
- 経済産業省 (2017) 「健康経営・健康投資の促進」, https://www.kk-kaigi.com/pdf/2017material_nishikawa.pdf#search (2020年9月23日最終確認).
- 経済産業省 (2018) 「次世代ヘルスケア産業協議会「アクションプラン2017」の進捗について」, https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/jisedai_healthcare/pdf/007_03_00.pdf (2020年10月25日最終確認).
- 経済産業省 (2019) 「健康経営の推進に向けた取組」, https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/yuuryouhoujin.pptx (2020年11月18日最終確認).
- 経済産業省 (2020) 「健康経営の推進について」, https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/180710kenkoukeiei-gaiyou.pdf (2020年9月21日最終確認).
- 経済同友会 (2016) 「経営者のリーダーシップによる健康経営の実践と保険者機能の発揮」, <https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2015/pdf/160215a.pdf> (2020年9月19日最終確認).
- 厚生労働省 (2017) 「データヘルス・健康経営を推進するためのコラボヘルス ガイドライン」, <https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000412467.pdf> (2020年10月23日最終確認).
- 厚生労働省 (2019) 「厚生労働白書」(制度の概要及び基礎統計) https://www.mhlw.go.jp/english/wp/wp-hw3/dl/j1_05.pdf (2020年11月1日最終確認).
- 田中滋・川渕孝一・河野敏鑑編 (2010) 『会社と社会を幸せにする健康経営』, 勁草書房.
- 東京商工会議所 (2019) 「健康経営に関する実態調査 調査結果」, <https://www.tokyo-cci.or.jp/file.jsp?id=1013694> (2020年10月1日最終確認).
- 日本政策金融公庫 (2015) 「中小企業の健康経営」, https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/soukenrepo_15_09_01.pdf (2020年9月30日最終確認).
- 森見爾 (2018) 「健康経営の展望と課題」日本総合健診医学会『総合健診』, Vol.45, No.2, pp.13-17.
- 森永雄太 (2017) 「健康経営」とは何か－職場における健康増進と経営管理の両立」『日本労働研究雑誌』, No.682, pp.4-12.
- ロバート・ケーラム・千葉香代子 (2011) 「儲かる『健康経営』最前線」ニューズウィーク誌, 3月号, pp.48-53.
- ACOEM GUIDANCE STATEMENT (2009) “Healthy Workforce/Healthy Economy:The Role of Health, Productivity, and Disability Management in Addressing the Nation’s Health Care Crisis”, *Journal of Occupational and Environmental Medicine*, Vol.51, No.1, pp.114-119.
- Aldana, S (2020) “The 7 Best Reasons to have a Wellness Program : Benefits of Wellness”, <https://>

- www.wellsteps.com/blog/2020/01/02/reasons-to-have-a-wellness-program-benefits-of-wellness (2020年10月25日最終確認).
- Berger, M, Howell, R, Nicholson, S and Sharda, C (2003) “Investing in healthy human capital”, *Journal of Occupational and Environmental Medicine*, Vol.45, No.12, pp.1213-1225.
- Goetze, R and Ozminkowski, R (2008) “The Health and Cost Benefits of Work Site Health-Promotion Programs”, *Annual Review of Public Health*, Vol.29, pp.303-323.
- Henke,R,Goetzel,R, McHugh,J and Isaac,F (2011) “Recent Experience In Health Promotion At Johnson & Johnson: Lower Health Spending, Strong Return On Investment”, *HEALTH AFFAIRS*, Vol.30, No.3, pp.490-499.
- Institute for Health and Productivity Studies (2015) , “Johnson & Johnson”, *Johns Hopkins University Newsletter*, https://www.jhsph.edu/research/centers-and-institutes/institute-for-health-and-productivity-studies/_docs/promoting-healthy-workplaces/JNJ.pdf (2020年10月19日最終確認).
- Isaac,F and Flynn,P (2001) “Johnson & Johnson LIVE FOR LIFE Program: now and then”, *American Journal of Health Promotion*, Vol.15, No.5, pp.365-367.
- Loeppke, R (2008) “The value of health and the power of prevention”, *International Journal of Workplace Health Management*, Vol. 1 No. 2, pp.95-108.
- Parkinson, M (2013) “Employer Health and Productivity Roadmap™ Strategy”, *Journal of Occupational and Environmental Medicine*, Vol.55, No.12, pp.46-51.

資本主義の歴史的発展と経済原論*

—「変容論的アプローチ」からの展開—

泉 正 樹

はじめに

- 1 資本主義の歴史的発展に対する評価
 - 1.1 『資本論』と資本主義の歴史的発展
 - 1.2 宇野弘蔵と資本主義の歴史的発展
 - 1.3 宇野の発展段階論と20世紀後半以降の「グローバル資本主義」
 - 2 「グローバル資本主義」と経済原論
 - 2.1 現代は資本主義の「没落期」?
 - 2.2 宇野『原論』の再構成
 - 2.3 「純粹資本主義論」の造り
 - 3 「変容論的アプローチ」と資本主義の多様性
 - 3.1 小幡「変容論的アプローチ」
 - 3.2 「弱い意味での変容論」と「強い意味での変容論」
 - 3.3 論理の〈分岐〉と〈分流〉
- おわりに：〈いま〉はどういう時代か？

はじめに

前世紀末以降に顕著となった「グローバリゼーション」のもとで、現代資本主義は、いくつかの問題について難しい舵取りを迫られている。

第二次世界大戦後に再び進展した「貿易・為替の自由化」、さらに一步踏み込んだ「資本の自由化」のもとで、各国・各地域の不換の中央銀行債務は、1970年代以降、変動為替相場制を介して相互に結び付くようになった。それらは、利得機会を求めて世界中を駆け巡り、新興諸国・諸地域の工業的発展を後押しすることとなる。その裏面として、新興勢力の台頭に圧されるかたちで、いわゆる先進諸国・諸地域は、「金融」に活路を見出していく。金融工学を駆使して編み出された新たな金融商品は、人びとの生活過程の奥深くにまで浸透していった。

債権債務関係が複雑に絡み合ったネットワークには、独自の強靭さが備わっているはずだった。しかし、少なくとも2008年の金融危機は、そうした目論見が見込み違いの願望であったことを白日の下に曝した。1929年「大恐慌」級の経済停滞の到来が懸念され、新しい金融技術の恩恵を存分に享受してきたがゆえに破綻に直面した金融機関のいくつかは、「大きすぎて潰せない *too big*

*本研究は、JSPS科研費18K01529の助成を受けたものである。

to fail] という理由で救済される。他方で、職を失ったり、文字通りに家を追われたりした人びとにとって、経済の冷え込みは厳しいものがあつた。食い散らかした〈宴〉の後始末まで面倒を見てもらえるわずかの層と、そうした気遣いに触れることのない圧倒的多数との間には、「1% vs. 99%」という図式の深い溝が刻まれることになった。

とはいえ、各国・各地域における財政支出、また、金融緩和の成果もあつてか、2009年の世界経済の実質GDP成長率は微減（-0.1%）に留まる¹⁾。その後の10年間（2019年まで）も、おおむね+3%台での成長が維持された²⁾。ただ、この間、公的債務残高の積み上がりが心配されるようになる。さらに、今次の「コロナ禍」に対応するための大規模な財政支出によって、世界全体の公的債務残高は、対GDP比で史上最高水準に達することが見込まれている³⁾。急激に収縮した世界経済の下支えを止めるわけにはいかないとはいえ、では、どこまで公的債務を積み増せるのかという点について、確実な結論が示されているわけではない。不換制下における自国通貨建ての公的債務の累積は、本質的な問題ではないと説く現代貨幣理論（MMT: Modern Money Theory）に注目が集まる理由でもあるのだろう⁴⁾。

1970年代以降に顕著となるこうした金融領域の拡大と不安定性と同時に、現代資本主義は、気候変動に象徴される環境危機にも直面している。

「気候変動に関する政府間パネル IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change」の「第5次評価報告書 AR5: the Fifth Assessment Report」によれば、1950年代以降、かつてない勢いで気温・海水温の上昇／雪氷の減少、海面上昇が生じている。18世紀に生じた「産業革命」以前から、経済成長と人口増加とを主因とする人間活動由来の温室効果ガスは排出されてきた。ただ、現在の排出量は、かつてないほどの水準になっている。結果として、大気中の二酸化炭素・メタン・亜酸化窒素といった温室効果ガスの濃度が、少なくとも過去80万年前代未聞の水準に高まっている。気候システムに対する人間の影響は明白であり、近年の気候変動は、人と自然とに広範な負の影響を及ぼしている。こうした傾向は今後も続くことが予想され、人類は、気候変動を和らげる措置を取るだけでなく、気候変動に適応していくための行動を起こさざるをえない局面に直面しているのだという（IPCC [2014] pp. 2-31を参照）。

20世紀後半以降、一方では、持てる者と持たざる者との経済的な「格差」が再び顕著となっ

-
- 1) 同年の「先進国 advanced economies」の実質GDP成長率は-3.3%、「新興国と発展途上国 Emerging market and developing economies」のそれは+2.8%であった（国際通貨基金（IMF）ウェブページ（https://www.imf.org/external/datamapper/NGDP_RPCH@WEO/OEMDC/ADVEC/WEOORLD）を参照（閲覧日：2020年11月28日））。
 - 2) 同期間における「新興国と発展途上国」の実質GDP成長率の単純平均は+5.08%、「先進国」のそれは+1.99%であった（前注IMFウェブページより算出）。
 - 3) Gaspar and Gopinath [2020] fig.: Soaring public debt を参照。
 - 4) ケルトン [2020] を参照。

た⁵⁾。他方で、一日の生活費が2ドルに満たない人びとの絶対数と割合とは着実に減った⁶⁾。賛否、好悪はあるとしても、人びとに生活物資を提供するという観点からいえば、20世紀後半以降の「グローバル資本主義」が示したパフォーマンスは、まずまずであったといえるのかもしれない。もちろん、市場中心の社会ゆえに生活物資が行き渡らない場合も当然だろう。しかし、そうした問題に対応する公的／私的な枠組みが整えられてきたこともまた確かであった。解決すべき多数の問題を抱えながらも、総体として資本主義は、「市場」を補完するさまざまな仕組みを取り込んでバージョンアップを重ね、〈今日〉よりも快適な〈明日〉の物的生活を約束し、ある範囲で実現してきたのである。

しかし、そうした経済のあり方が、復元不可能な水準で環境に負荷をかけていることが確定しつつある。もとより、制約条件下で利潤や成長といった各ターゲットの最大化問題を解くことは、「経済学」のお家芸でもある。温室効果ガスの削減といった問題も、これまで研ぎ澄ましてきた手法を用いれば最適解は求まるのであり、〈今日〉よりもよい〈明日〉を迎えることはできる、というのは一つの見識である⁷⁾。他方で、猶予がそれほどない中での温室効果ガスの大幅削減は、「市場」に即すかたちでは間に合わない。本気で持続可能な社会を望むのならば、数世代にわたって染みついた経済のあり方を転換していくラディカルな実践こそが今まさに求められているというも、近年耳目を集めつつある見識である⁸⁾。

現代資本主義は、金融の面からも、物的な社会的再生産の面からも持続不可能なのではないかという予感が、一定の現実味を帯びて人々の意識に浸透しつつあるように思われる。一体、資本主義は現在どのような歴史段階にあり、今後、どのような運命を辿るのだろうか。未然の事象は原理的に不可知なのだから、先のことにあれこれ思いを致すのは徒勞である、というのは一つの立場であろう。ただ、〈いま〉を知り、先を見通したいという欲求の背後にあるのは、また逆に、先のことは分からないと見切る背後にあるのは、〈いま〉は〈むかし〉とは異なり、〈みらい〉は〈いま〉とは異なるという直観である。要するにそこには、社会の変化をどのように捉えるか、という問題関心が貫いている。仮に、〈むかし〉も〈いま〉も〈みらい〉も同じであるならば、〈いま〉がどのような歴史段階にあるのか、この先どうなるのかといった問いが生じる余地はない。

こうした問題関心に対して、日本のマルクス経済学の一派からは、なぜ資本主義は歴史的に姿

5) Alvaredo et al. [2017] p. 13 (figure E4, E5) を参照。

6) なお、2010年代に入ると「国際貧困ライン」以下で生活する人びとの減少率が鈍化が見られ、さらに今次の「コロナ禍」によって、2020年は、「国際貧困ライン」以下での生活を強いられる人びとの割合が、1998年以降初めて増加に転じると報告されている (World Bank [2020] pp. 1-6を参照)。

7) 具体的な施策として、「カーボン・プライシング carbon pricing」が挙げられよう。「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議 (いわゆるCOP21)」(2015年)で採択された「パリ協定」において、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前から2℃未満に抑制し、さらに、1.5℃までに抑制する努力目標が謳われた (第2条1)。各国・各地域は、温室効果ガスの削減目標値を打ち出すが、その後、2018年にIPCCから、2030年から2052年までの間に産業革命以前の水準から1.5℃の地球温暖化が生じる「確信度が高い」(5段階中で4番目の高さ)とする特別報告書 (*Global Warming of 1.5°C*) が提出され (IPCC [2018])、各国・各地域はさらなる削減目標値の積み増しを迫られている。

8) 斎藤 [2020] は、環境危機を本質的に解決できない資本主義を克服する社会のあり方として、「相互扶助と自治に基づいた脱成長コミュニズム」(斎藤 [2020] 358頁) を挙げる。

を変えることができるのかという問題に対する独自の理論的アプローチが提示されてきた。本稿は、その研究史を概観し、さらなる論点の提示を企図するものである。

1 資本主義の歴史的発展に対する評価

1.1 『資本論』と資本主義の歴史的発展

〈資本主義の歴史的発展を理論的に捉える〉という題目は、『資本論』に由来する。マルクスは、ドイツ語で記された『資本論』初版序文において、「この著作で私が研究しなければならないのは、資本主義的生産様式であり、これに対応する生産関係と交易関係である」(Marx [1890] S. 12, 訳(1) 23頁:これ以降の『資本論』からの引用は、(S. ○, 訳△頁)という形式で行う)と宣言し、自らの用いる手法を自然科学のそれになぞらえる。

物理学者は、自然過程を観察するにさいしては、それが最も内容の充実した形態で、しかも攪乱的な影響によって不純にされることが最も少ない状態で観察するか、または、もし可能ならば、過程の純粋な進行を保証する諸条件のもとで実験を行なう。(S. 12, 訳(1) 23頁)

「物理学者」が行うように『資本論』も、「最も内容の充実した」資本主義をいわば〈標準状態〉と位置付けて「観察」というのであろう。もっとも、そこで行われる「観察」は、さまざまな経済現象を単に記録するというだけでは止まらない。「顕微鏡も化学試薬も役にはたたない」(S. 12, 訳(1) 22頁) 社会関係の分析に際して、とりわけ、それが基礎的な次元のものであればあるほど、「抽象力」(S. 12, 訳(1) 22頁)が要されるのだという⁹⁾。現実にはさまざまな要因が複雑に絡み合っており、それらの軽重を適切に見極める必要があるというのであろう。

このような、自然科学の向こうを張る意気込みで「資本主義的生産様式」の分析／総合を目指す『資本論』のサンプルに位置づけられたのは、当時のイギリスであった。「最も内容の充実した形態」、かつ、「攪乱的な影響によって不純にされることが最も少ない状態」である資本主義の「典型的な場所は、今日までのところでは、イギリスである。これこそは、イギリスが私の理論的展開の主要な例解として役だつことの理由なのである」(S. 12, 訳(1) 23頁)と述べている。そうした「例解」を用いつつ、「近代社会の経済的運動法則」そのもの、「鉄の必然性をもって作用し自分をつらぬくこの傾向」(S. 12, 訳(1) 23頁)に焦点を絞って、マルクスは、ドイツ語圏の読者に強烈なメッセージを送った。

産業の発展のより高い国は、その発展の低い国に、ただこの国自身の未来の姿を示して

9) マルクスは、その最たるものとして、総体として存在する資本主義の「経済的細胞形態」(S. 12, 訳(1) 22頁)である「労働生産物の商品形態または商品の価値形態」(S. 12, 訳(1) 22頁)を挙げている。

いるだけである。(S. 12, 訳 (1) 23頁)

現状、ドイツの状態は、イギリスとは似ていないかもしれない。しかし、両者の「生産様式」が資本主義的であるとすれば、後れを取っているドイツもやがてイギリスのようになる、というのである。もちろん、イギリスは、ドイツが追い付くのをただ待っているわけではなく、ドイツと同等に「法則」に服している。『資本論』は、「鉄の必然性をもって作用し自分をつらぬくこの傾向」の帰結をも示そうとする。すなわち、「資本主義的生産は、一つの自然過程の必然性をもって、それ自身の否定を生みだす」(S. 791, 訳 (3) 438頁) というのである。

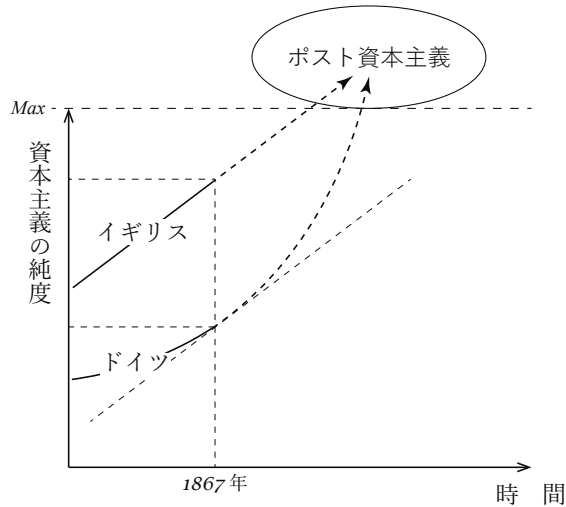


図1：『資本論』と資本主義の歴史的発展

ある時点を取れば、それぞれの国や地域における資本主義の〈発展度〉は区々であるとしても、いずれ後発は先発のルートをなぞる。『資本論』が示すこうした仮説は、たとえば図1のように示すこともできるだろう¹⁰⁾。

10) 〈発展度の高い国〉が〈発展度の低い国〉の未来を示すというとき、そこにはいくつかの〈示し方〉がありうる。たとえば、図1とは異なって、〈発展度の低い国〉も〈発展度の高い国〉と同じ〈傾き〉で発展していくかたちも考えられる。ただ、「一国は他国から学ばなければならないし、また学ぶことができる」(S. 15, 訳 (1) 25頁) のであり、それによって〈変化〉に伴う「分娩の苦痛を短くし緩和することはできるのである」(S. 16, 訳 (1) 25頁) という言説に基づいて、図1の〈発展度の低い国〉の〈傾き〉は急になっている。

なお、『資本論』第1巻刊行後から最晩年に至るマルクスが、こうした単線的な発展観の一般性を想定し続けたわけではない、という指摘もある。たとえば、1881年2月16日付で、マルクスはヴェラ・ザスーリチ (Вера Ивановна Засулич, 1851-1919: ロシアの革命家) から、ロシアの農村共同体の行く末と『資本論』との関係を問う手紙を受け取っている。これに対してマルクスは、1881年3月8日付の返信で、『資本論』の発展観が適用できるのは「西ヨーロッパ諸国に明示的に限定されている」(Marx [1881] S. 242, 訳238頁) と回答しており、その発展観に変化が生じたことを示す一つの根拠と位置付けられている(斎藤 [2020] 172-9頁を参照)。ザスーリチからマルクスへの手紙は林 [1972] を、また、マルクからザスーリチへの返信はMarx [1881] を参照されたい。

1.2 宇野弘蔵と資本主義の歴史的発展

他方、19世紀末以降に生じた資本主義の歴史的発展を目撃できた宇野弘蔵は、各国・各地域の資本主義が、やがて先発のルートを辿って同じ状態へと収斂するという、『資本論』の仮説に根本的な検討を加えた。

もっとも、独り宇野だけが、『資本論』の歴史収斂説に「問題点」を見出したわけではない。〈やがてイギリスのようになる〉と予告されたドイツでは、19世紀末には「修正主義論争」が持ち上がり、『資本論』と現実との関係が問われている。また、20世紀に入ると、ヒルファディングの『金融資本論』（1910年）やレーニンのいわゆる『帝国主義論』（1917年）によって、資本主義の新たな発展段階という視角は提示されていた¹¹⁾。ただ、宇野によれば、それらのいずれにおいても、眼前の現実と『資本論』の理論との関係は決して明確とはいえなかった（宇野 [1964] 20頁）のであり、この点を「問題点」として対象化できたことが、宇野独自の経済学体系を構想する跳躍台となった。

『資本論』は、「資本家的商品経済に一般的に通ずる、すべての基本概念を体系的に」（宇野 [1964] 20頁）論じる「経済原論」に改めなければならないというのである。それは、「十七世紀以来の資本主義的商品経済の発展の過程の内に認められる、商品経済の純粋化の傾向に基づいて」（宇野 [1962] 41頁）、「純粋の資本主義社会」を提示することで果たされる。そして、そのように構成された「経済原論」は、「資本家的商品経済が、あたかも永久的に繰り返すかの如くにして展開する諸法則を明らかにする」（宇野 [1964] 245頁）のだという。

その限りにおいて、宇野にとっての基礎理論の意味は、「資本主義的生産は、一つの自然過程の必然性をもって、それ自身の否定を生みだす」と診た『資本論』の対極に位置する。

もっとも、宇野は、自らの経済学体系によって、眼前の資本主義の永久性を示したかったわけではない。あくまでも資本主義が有する歴史的限界を示す経由地として、基礎理論のレベルでは、「あたかも永久的に繰り返すかの如くにして展開する諸法則」を明らかにするというのである。では、原理的には「あたかも永久的に繰り返す」にもかかわらず、なぜ、現実の資本主義は永久的ではなく歴史的な限界を抱えた社会として把握されることになるのか。

宇野の回答は、資本主義の「発展の各段階では、非商品経済的な、あるいは非資本主義的な要因によって、その原理の展開は、常に多かれ少かれ阻害されている」（宇野 [1962] 40頁）から、というものであった。現実の資本主義が永久的でないのは、どこまでいっても「純粋の資本主義社会」を体現できないからだというのである。

資本主義社会がその一定の発展段階までは、この理論的に想定される純粋の資本主義社会にますます接近しつつあったという事実は、この原理的に解明される経済的運動法則の客観的作用を確証すると同時に、またこの法則自身の歴史的限界を示すものといつてよいのである。（宇野 [1962] 41頁）

11) さしあたり宇野 [1964] 18-20頁、櫻井 [2019] 第1部第1章などを参照。

「一定の発展段階までは」と記す含意は、ある時期を境として、「もはや単純に経済学の原理に想定されるような純粋の資本主義社会を実現する方向に進みつつあるものとはいえなくなった」（宇野 [1964] 19頁）という「事実」を際立たせる点にある。1870年代以降の資本主義の現実、それに先立つ19世紀中の〈産業資本の時代〉から区別され、「資本主義自身の純化の傾向をある意味で逆転する金融資本の時代の出現」（宇野 [1962] 42頁）として捉えられたのであった。そうした「逆転」は、「資本主義の末期をなす金融資本の時代」（宇野 [1962] 46頁）としても位置付けられた。「十七世紀以来の……商品経済的純粋化の傾向」＝「資本主義自身の純化の傾向」が「逆転」することによって、「資本主義の末期」が到来するという認識である。

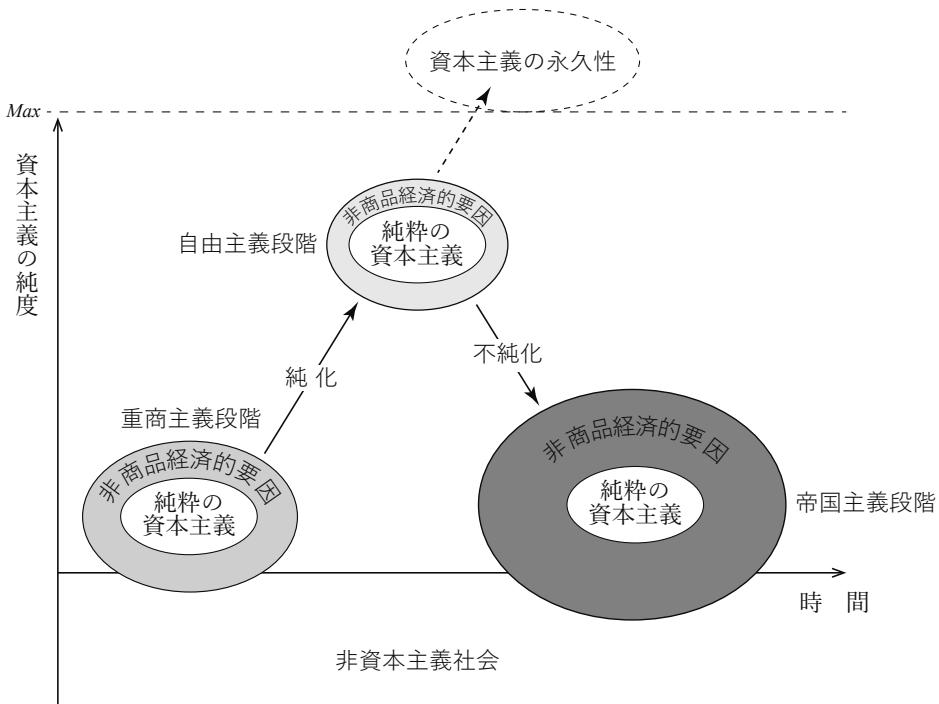


図2：宇野弘蔵と資本主義の歴史的発展

1.3 宇野の発展段階論と20世紀後半以降の「グローバル資本主義」

図2は、風味や厚さの異なる種々の「非商品経済的要因」という皮が、「純粋の資本主義社会」という餡子を包み込む様を示した筆者なりの図解である。宇野によれば、「第一次世界大戦後の資本主義の発展は、それによって資本主義の世界史的発展の段階論的規定を与えられるものとしてではなく、社会主義に対立する資本主義として、いいかえれば世界経済論としての現状分析の対象をなすものとしなければならない」（宇野 [1971] 248頁）。1870年代以降の資本主義は、「商品経済的純粋化の傾向」を「阻害する強力なる要因」（宇野 [1964] 21頁）＝「非商品経済的要因」

に分厚くくまれており、世界史的には「資本主義の末期をなす金融資本の時代」が継続しているというのである。

こうした宇野の時代認識はその後さらに拡張され、1970年代までの現実を読み解く視点としても有効であったことが、近年指摘されるようになっていく¹²⁾。第二次世界大戦後の資本主義は、1960年代いっぱいまで「黄金時代」とよばれる時期を謳歌したが、空前の経済成長は、競争的な市場に対する介入的な諸政策や諸制度を伴いつつ達成された。そうした現実には、「純粋の資本主義社会」に作用する「非商品経済的要因」の強化という枠組みを用いて十分に読み解けるものであった。「黄金時代」の背面に「資本主義の末期」が貼り付いていると見定めることには、一定の説得力もあったのである。

しかし、1980年代に入ると、(1) 新興諸国・諸地域において、売買関係を基礎とする資本主義的な経済成長の台頭が明確になり、(2) 先進資本主義諸国・諸地域における新自由主義の普及が見られるようになる。こうした「グローバル資本主義」と呼び習わされる諸現象が、

「資本主義の末期」⇔

「商品経済的純粋化の傾向」の「逆転」∧「非商品経済的要因」の強化

という時代認識の綻びを目立たせるようになった。すなわち、(1) を通して、「新たな資本主義が発生する没落期というのは、どうみても語義矛盾となる」(小幡 [2015] 47頁) 状況が生み出された。また、(2) を通して、「国家がその強権を振るって、競争を促進したり、市場を創出したりする」(江原 [2018b] 26-7頁) ことが明確になったのであり、「資本の利潤追求の場としての市場と、その競争に規制をかける国家というダイコトミーは過去のものになってしまった」(江原 [2018b] 26頁) というのである¹³⁾。

一方には、重商主義段階から自由主義段階へと至る、「非商品経済的要因」の抑制という観点から導き出された「商品経済的純粋化の傾向」がある。他方には、「非商品経済的要因」が強化され、「商品経済的純粋化の傾向」の「逆転」が見出された帝国主義段階がある。20世紀後半以降に出現した「グローバル資本主義」の現実には、こうした見方では捉えきれないというのである。

しかし、「非商品経済的要因」とは何か。形式的には、資本主義を構成するさまざまな諸要因(U)のうちにある「商品経済的要因」(A)の補集合ということになる。このため、「商品経済的要因」の方を曲がりなりにも規定できれば、それ以外(=非)というかたちで「非商品経済的要因」の外圍は画せることになる。では、「商品経済的要因」とは何か。確定的な辞書的定義が定着しているわけではなく、文脈によってさまざまな内容を指示する不思議な用語だが、本稿のこの部分ではどのような意味で用いているのかを明示しておく必要がある。

12) 小幡 [2015]、江原 [2018b] を参照。

13) 「ネオリベラリズムは、財政金融政策を通じたソフトな介入ではなく、既存の経済秩序を法改正や制度変更を通じて破壊し、市場化するというハードなかたちをとり、市場中心の経済秩序の正当性を謳いながら、それを非市場的な外的強制力(ゲバルト)で実装したのである」(小幡 [2012] 34頁)。

まず、「商品経済」については、人間社会の存続に必要なモノの生産・分配・消費が、売買（＝市場）を通して処理される仕組みであるという大過ないだろう。「商品経済的要因」とは、そうした仕組みを成立させる諸要因ということになる。たとえば、モノに価格を付けて商品として売り出すことができるのは、売り手はそのモノの排他的な所有主体として存在しているからである（私的所有）。また、そうした商品が流通するのは、買い手はそのモノを持ち合わせていないからであり、そのモノを自分で制作できない／制作するつもりがないからである（社会的分業）。さらに、誰に強制されるわけでもなく、売り手は売りたいモノを売り出し、買い手は買いたいモノを買おうとする（自由）。そして、売り手・買い手ともに、価格の面で折り合いがつけば、相手が誰であるかを問うことなく売買に踏み切る（平等）¹⁴⁾。

「商品経済的要因」が、以上に尽きるということはおそらくない。ただ、「市場」を論理的に構成しようとすれば、少なくともこれら諸要因の束を「商品経済的要因」として出発点にセットして推論を行っていくことになる。「非商品経済的要因」とは、そうした諸要因の束としてまとめられない諸要因ということになる。

そこでいま、「商品経済的純粋化の傾向」の進展／逆転が、「商品経済的要因」の強化／抑制と、「非商品経済的要因」の強化／抑制との組み合わせによって生じると見立ててみることにする。そうすると、宇野の発展段階論に提示された3つの「段階」の資本主義と、20世紀末以降に出現した「グローバル資本主義」との関係は、図3のように配置できることになろう。

「十七世紀以来の……商品経済的純粋化の傾向」を通して、イギリス綿工業を典型とする自由主義段階の資本主義は、18世紀末以降、「その発展を他の何らかの外部的なる力によって援助せ

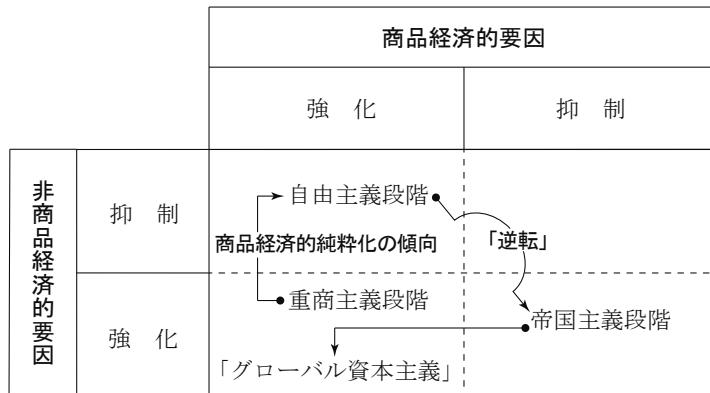


図3：宇野弘蔵の発展段階論と「グローバル資本主義」

14) マルクスは、労働力商品が売買される「市場」の領域と、資本のもとで労働力が使用される「生産」の領域とを対比して、前者の特徴を次のように表現している。「……流通または商品交換の部面は、じっさい、天賦の人権のほんとうの樂園だった。ここで支配しているのは、ただ、自由、平等、所有、そしてベンサムである」(S. 189, 訳 (1) 308頁)。本文は、ここにいわれる「ベンサム」を「社会的分業」に差し替えて、「商品経済」の基盤をなす「商品経済的要因」と位置付けたことになる。

られなくても、自らの力をもってなしうる」(宇野 [1971] 108頁) こととなった。そのことは、「中世紀的封建的社会関係」(宇野 [1971] 48頁) の崩壊と「資本主義への転化」(宇野 [1971] 48頁) を決定的なものとする。宇野によれば、「労働力の商品化はまさにその根本条件をなすもの」(宇野 [1971] 48頁) だが、それに先立つ重商主義段階においては、「旧来の小生産者の近代的な賃銀労働者への転化が、政治的権力によって多かれ少なかれ強力的に促進されてきた」(宇野 [1971] 65頁) のであった。資本主義は、自由で平等な商品売買(商品経済)を強制する権力(「非商品経済的要因」)に介添えされながら立ち上がってくるというのである。そして、自由主義段階にかけて、商品売買の論理に基づく再帰的な「労働力の商品化」が確保できるようになり、表立った権力的強制は必要なくなっていったというのである(「商品経済的純粋化の傾向」)。

こうした傾向に対して、19世紀後半以降、宇野によれば、ドイツ重工業を典型とする帝国主義段階の資本主義が立ち上がってくる。「それは資本主義がその社会的体制として前提とする自由競争をある面では自ら否定しつつ行なわれる発展」(宇野 [1971] 147頁) であり、自由主義段階とは一線を画すものであったのだという。何よりも、勃興する重工業においては、必要とされる資本が巨額であり、「独占的利益を求める特殊の組織の形成を容易にするものであった」(宇野 [1971] 147頁)。加えて、「固定資本の巨大化」に比して労働力はそれほど吸収されず、顕在的／潜在的な労働問題に対処するための各種社会政策を要したというのであろう。「資本主義の一般的原理としての自由競争がこれで廃棄されるというのではない」(宇野 [1971] 147頁) とはいえ、自由主義段階と比較すれば、相対的に「商品経済的要因」は抑制され、「非商品経済的要因」の強化が生じたとみることができよう(「商品経済的純粋化の傾向」の「逆転」)。

2 「グローバル資本主義」と経済原論

2.1 現代は資本主義の「没落期」?

しかし、「商品経済的要因」が強化されると同時に「非商品経済的要因」も強化されるという、19世紀末以降の資本主義にとって想定外のケースが、「グローバル資本主義」として出現したようにみえる。繰り返しになるが、20世紀後半以降、新興諸国・諸地域における資本主義的な発展が始動した。それは、資本主義の立ち上がりという意味で、重商主義段階と同じ位置取りの再現とみることができる。また、時を同じくして、先進資本主義諸国・諸地域では、それまでの福祉国家の枠組みが、英・米に端を発する新自由主義的な「改革」によって掘り崩されていった。それは、規制緩和・民営化といった掛け声のもとで推進された権力的介入を伴う市場化であり、「商品経済的要因」と「非商品経済的要因」との位置取りとしては、同じく重商主義段階の再現とみることができるものである。

このように、「グローバル資本主義」の位置取りを図3のように見定めるとして、本稿で考えてみたい問題は、その先にある。「資本主義の末期」を示すとされた帝国主義段階とは異なる「グローバル資本主義」の出現は、宇野の原論体系を見直す契機になるかという問題である。その回答は、眼前の資本主義の状態をどのように見定めるかによって、二つの方向がさしあたり考えられる。

一つ目は、資本主義が没落の真っ只中にあると見る立場から、宇野の原論体系を見直す必要はないという方向である。19世紀末以降から現代に続く資本主義は、発展段階としては「資本主義の末期をなす金融資本の時代」にあり、そうした没落期の資本主義の末期性は、宇野が大枠として示した原論体系との対比によってこそ際立つ。もちろん、「グローバル資本主義」は、帝国主義段階を特徴付ける諸要因の組み合わせ（「商品経済的要因」の抑制 ∧ 「非商品経済的要因」の強化）から乖離しているように見えるかもしれない。しかし、そうした「グローバル資本主義」の現実（「商品経済的要因」の強化 ∧ 「非商品経済的要因」の強化）こそが、資本主義の最末期を示しているというのは、一つの立場であろう。

もう一つは、第1次世界大戦後の資本主義100年の歩みを、資本主義の「末期」でも社会主義への「過渡期」でもなく、資本主義自身の歴史的発展として見る立場から、宇野の原論体系の見直しを不可避とする方向である。資本主義の発展段階を画す際に宇野が用いた指標は、「商品経済的純粋化の傾向」であり、その極限を論理的に構成する「純粋の資本主義社会」こそが、宇野にとっての『原論』であった。資本主義の歴史的発展は、重商主義段階から自由主義段階を通して、「非商品経済的な、あるいは非資本主義的な要因」を「排除」（宇野 [1962] 41頁）し、「純粋の資本主義社会」へと接近する傾向を示すものとみなされた。他方、帝国主義段階に至るとそれが「逆転」し、「純粋の資本主義社会」への接近とはいえない各種の乖離現象は、「資本主義の末期」を意味すると捉えられたのであった。

宇野は『原論』において、「資本家的商品経済が、あたかも永久的に繰り返すかの如くにして展開する諸法則を明らかにする」というが、それは、現実の資本主義を「末期」と見定める逆説的な時代認識とセットになることで、読み手を魅了する異様な輝きを放ったといつてよい。然るに、「グローバル資本主義」の出現は、「商品経済的純粋化の傾向」を推進してきたとされる「商品経済的要因」の再強化を伴いつつ、その補集合としての「非商品経済的要因」の継続的な作用も持続させているように見える。眼前の資本主義を「末期」と見定めることは、もはや疑わしいのではないか。もしそうであるならば、宇野の時代認識とセットで提示された「純粋の資本主義社会」の妥当性についても検討されるべきである、というのも一つの立場であろう。

これら二つの方向のいずれかを択一せよと迫られるならば、筆者は、二つ目の方向を採ってみたいと考える。ただ、そのことの妥当性を一つ目の方向を支持する論者に説得することは望み薄であり、逆もまたしかりであろう。おそらくその原因は、眼前の資本主義の状態を見定めるといふ難問¹⁵⁾を介して、宇野の原論体系の見直しの是非を引き出そうとする点にある。「原論」は、資本主義の歴史的発展を理論的に捉えるための基礎だが、その見直しの是非の判定は、眼前の資

15) 眼前の社会が変革期にあるのか否かという判断について、マルクスは、「……このような変革の時期をその時期の意識から判断することはできないのであって、むしろこの意識を物質的生活の諸矛盾から、社会的生産諸力と生産諸関係とのあいだに現存する衝突から説明しなければならない」（Marx [1859] S. 9, 訳16頁）と述べている箇所がある。「物質的生活の諸矛盾」云々が説かれる後半部分の読み方は、さしあたり筆者には不明である。ただ、そこできわんとされているのは、眼前の社会の状態に対する見立てについて、その人がそのように考えた客観的な根拠を示す必要があるということなのである。

本主義の状態に対する見立てとは独立に、論理の問題として検討した方がよさそうなのである。実際、「原論」の彫琢はその方向で進められてきた。

2.2 宇野『原論』の再構成

宇野『原論』は、「純粋の資本主義社会」を論理的に構成した理論体系である。しかし、そこには、いまだ19世紀イギリス資本主義の特殊性を払拭できていない部分もある。これからの「原論」は、宇野『原論』に残存するそうした特殊性を逐一チェックしていき、真に「純粋の資本主義社会」として再構成する必要がある。こうした観点から独自の「純粋資本主義」（山口 [1985] 3頁）を提示したのは山口重克である。

宇野は当時のイギリス資本主義の純粋化傾向を延長すれば、おのずから不純物が除去され、純粋資本主義が得られると考えたわけであるが、単に延長するだけでは自由主義段階の特殊性を払拭できるとは限らない。というよりも、むしろ特殊性を純粋性で見まがわれないという保証はないのであるから、特殊性が純粋性として延長、拡大されないと限らない。（山口 [2006] 20頁）

では、「一九世紀的な特殊性を払拭した純粋資本主義」（山口 [2006] 21頁）はどのようにすれば構成できるのか。それは、「純粋に市場経済的な関係の形態と主体と運動の機構だけで、……人間と自然との物質代謝＝社会的生産が編成されている」（山口 [2006] 20-1頁）社会を演繹することによるとされ、山口 [1985] にその具体的なかたちが示された。

そうした論理体系とは対照的に、現実の資本主義は、「市場経済的でない、いわば非市場的な諸関係との合成的・混合的な資本主義を展開しただけ」（山口 [2006] 37頁）であった。現実と「純粋資本主義」との関係を、山口は次のように述べる。

……純粋資本主義論には、現実には一元的な純粋化が実現できなかった市場経済というシステムの限界が何らかの形で反映されているはずである。市場経済的な諸関係だけでは社会的生産を自立的に処理できないという点、つまり資本主義は現実には混合体制としてしかありえないという点が反映されているはずであると考えられる。（山口 [2006] 37頁）

「純粋資本主義論」は、「社会的生産を市場経済的な原理だけで自律的に編成する」（山口 [2006] 37頁）論理体系である。しかし、そこには「市場経済というシステムの限界が何らかの形で反映されているはずである」。なぜならば、「資本主義は現実には混合体制としてしかありえない」からだというのである。

宇野の「純粋の資本主義社会」は、現実がどうであれ、論理的には「再構成」できるものとし

て捉えられていたと読める。それに対して山口は、現実の資本主義が「一元的な純粹化」を全うできないのだから、その「限界」が、「純粹資本主義論」にも「反映されているはず」だと考える。

山口によれば、その「限界」は、原論体系のうちに設置された「ブラック・ボックス」(山口 [2006] 37頁)として「反映されている」のだという。「純粹に市場経済的な関係の形態と主体と運動の機構だけで、……人間と自然との物質代謝＝社会的生産が編成されている」社会を演繹するとはいうものの、「純粹資本主義をあたかも自立するかのごとくに説くために、いくつかの問題をいわばブラック・ボックスに入れている」(山口 [2006] 37頁)というのである。

2.3 「純粹資本主義論」の造り

では、「ブラック・ボックス」を内部に抱える「純粹資本主義論」は、どのような造りになっているのだろうか。「純粹資本主義論」は、「その構成員が経済人的行動だけを行ない、その私的利益を追求することを通して私的に個々の生産と流通を遂行し、その意図せざる結果として社会的生産を編成している」(山口 [2006] 37頁)社会を、論理的に「再構成」するものである。しかし、純粹資本主義の自立性を担保するために「不問に付されるなり、簡単な仮定をおくことによって処理」(山口 [2006] 56頁)されている問題群もあるのだという¹⁶⁾。なぜ、そのような「処理」を施す必要があるのか。

16) 山口 [2006] 第1章「初出は山口重克編『市場システムの理論』(御茶の水書房、1992年、序章)では、「流通論」・「生産論」・「競争論」という山口『原論』の体系に沿って、どのような問題群が「ブラック・ボックス」に入れられているのかが論じられている。と同時に、「従来の多くの原理論において不問に付されてきた問題の中には、ブラック・ボックスの中に入れなくて、原理論の問題として積極的に展開できる、あるいはした方がよいと考えられるものも」(山口 [2006] 38-9頁)論じられているため、錯綜感がある。ただ、「ブラック・ボックス」に入れられるものとして、およそ以下の問題群が挙げられている。

一言にまとめれば「非市場的要因」(山口 [2006] 38頁)ということになるが、その内訳を大きく分類すれば、(A) 経済主体の非経済人的行動、(B) 経済主体の経済人的行動をから導くことのできない国家に代表される権力の問題、(C) 経済主体の経済人的行動が発現する〈場〉についての条件、という3点くらいにまとめることができそうである。それらについての具体列として、以下のものが挙げられている。

(A) について、市場外での労働者の非経済人的行動 (48頁)、職場における労働者の行動様式 (48頁)、失業者の行動 (52頁)、技術の研究・開発・普及のコストの引き受け (47頁)。

(B) について、本位貨幣の制定 (41頁)、鑄貨の存在 (40頁)、任意性のない独占的ないし拘束的な取引 (42頁)、インフラの維持・存続・新建設 (46-7頁)、資本蓄積に伴って生じる社会的不安に対処するための国家の出勤 (52頁)。

(C) について、与信者が受信者を信用しうる様々な非市場的諸事情 (43頁)、資源の制限性ないし枯渇 (45頁)、排出・廃棄物を処理する国家の出勤 (46頁)、インフラの存在 (46頁)、自然災害などの不時の損失に対する保険・救済・復興 (47頁)、生産力の水準 (47頁)、労働力の形成にかかわる教育・学習と日常生活の問題 (47-8頁)、一般的利潤率の形成を説く際の資本移動の困難 (50頁)、短期・中期・長期といった具体的な時間の導入 (49, 51-2頁)、製造業資本 (産業資本)・商業資本・銀行資本・証券業資本の兼業 (53頁)、株式会社を論じる際の複数の経営意思が単一の経営意思に調整される様式 (54頁)。

おそらく見落としはあるが、ざっと抜き出しただけでも、多様な諸問題が「ブラック・ボックス」に入れられて「純粹資本主義論」の体裁が整えられていることは分かる。

それは、現実の混合性を考える際の基準をあらかじめ示すため¹⁷⁾であり、後続のステップで「ブラック・ボックス」を〈開示〉するためである。

……現実への次の接近は、このブラック・ボックスを開けて、不問に付されていた非市場的要因を取り出し、改めてそれを原理論の世界に投入して対象の混合性を示すことになるが、不問に付していた要因の性質によって、それを投入する仕方は一義的ではなく、いろいろなケースがありうるようになると考えられる。むしろ一義的でないから、つまり原理がないからブラック・ボックスに入れられたわけであるが、それぞれの非市場的要因はそれらが発生する際の条件によってそれを投入する仕方も一義的ではないことになり、またそれらの要因を追加的に投入して考察した場合の市場経済的諸関係への影響、それによる社会的生産の編成の仕方の変化にもいろいろなケースがありうることになる。(山口 [2006] 38頁)

おそらく解釈に幅が生じる箇所だが、「純粋資本主義をあたかも自立するかのごとくに説くため」に一連の問題群を〈不問に付す〉という処理の意味することは、「純粋資本主義」を提示するために必要な〈仮定の設置〉であると筆者は読む。なぜならば、そうした〈仮定〉を要さずに〈不問に付す〉ことができるのであれば、それは、〈純粋資本主義の自立性〉にそもそも関係がない要因であると考えられるからである¹⁸⁾。そのように考えてよいとすれば、「純粋資本主義論」の造りは、

- 論理展開の軸となる「市場経済的な原理」： α
- 「純粋資本主義」の〈自立性〉を担保するために設定される各種仮定： \mathcal{P}

という二つの要因からなる $[\alpha + \mathcal{P}]$ として捉えられることになる。

このように考えてみると、上の引用中にある「ブラック・ボックスを開けて、不問に付されていた非市場的要因を取り出し、改めてそれを原理論の世界に投入して」、という部分の意味はどのように捉えられるだろうか。ここも解釈に幅が生じそうな箇所だが、筆者は、〈純粋資本主義の自立性〉を示すために設定した仮定群 (\mathcal{P}) を別の仮定群 (\mathcal{A}) に入れ替えて、「市場経済的諸関係への影響、それによる社会的生産の編成の仕方の変化」を見極めるという趣旨であると理解する。もっとも、そのようにして得られる $[\alpha + \mathcal{A}]$ が、山口 [2006] 第1章にいわれる「類

17) 「……経済原論は現実の資本主義経済を分析する一般的基準としての役割を果たすものとなるのであって、この意味で経済原論を経済学の基礎理論というのである」(山口 [1985] 3頁)。

18) その意味で筆者は、「……原理論では不問に付されるなり、簡単な仮定をおくことによって処理されていて、現実分析の際に追加され、補足されて考察・分析される論点……」(山口 [2006] 56頁) という箇所にある「不問に付されるなり、簡単な仮定をおく」という部分を、〈仮定の設定〉に一元化して理解していることになる。もっとも、純粋資本主義の自立性を担保する仮定が、「簡単」であると一概にいうことはおそらくできない。

型論」と同値であるのかどうか即断はできない。ただ、こうした処理を通して、「純粋資本主義論 $[\alpha + \mathcal{P}]$ 」とは異なる論理体系 $[\alpha + \mathcal{A}]$ が構成できるということは確かであろう。

これらの論理体系は、いずれもベースとなる α に、それぞれ固有の仮定群 (\mathcal{P} or \mathcal{A} or ... etc.) を付加する造りになっている。その意味で、それらはいずれも総体としての資本主義モデルの一つであり、同じ論理レベルに属する。一方が他方よりも理論的純度が高いとか、いわんや「経済原論」として特権化されなければならないといった結論を、形式的なモデルの造りから導くことはできない。

3 「変容論的アプローチ」と資本主義の多様性

3.1 小幡「変容論的アプローチ」

では、「純粋資本主義論」の造りをこのように考えてみると、固有の意味での「原論」はどのように捉えられることになるだろうか。それは、総体としての資本主義の姿を示す $[\alpha + \mathcal{P}]$ モデルや $[\alpha + \mathcal{A}]$ モデルのベースに位置する、 α ということになるだろう。小幡道昭の「変容論的アプローチ」は、 α のうちに存在する各仮定群との接続箇所を、「開口部」として意識的に追究するものとして捉えることができる¹⁹⁾。小幡は、「ブラック・ボックス」を抱える「純粋資本主義論」の造りを以下のように評する。

ここでは、原理論がそれ自身理論として実際には特殊な想定ないし前提のうえに展開されている点が明確にされているとあってよい。社会的生産を市場経済的な原理だけで自立的に編成することには、すでに原理的に無理があることを積極的に認めているわけである。従来原理論では得てして、労働力の商品化という唯一の外的な条件さえ与えられれば、あとは市場経済的な原理だけで理論上は永久に繰り返すがごとく、その自立性を強調してきた傾向に照らしてみると、この主張は決定的な変更を求めるものであるとあってよいし、私もまたその意義を高く評価したい。(小幡 [2012] 86頁)

ただし、小幡は、「純粋資本主義論」を成立させている「特殊な想定ないし前提」を、「ブラック・ボックス」に入れるという「処理」には与しない。小幡「変容論的アプローチ」の独自性は、「ブラック・ボックス」を「開口部」として再構成する点にある。

原理論の論理を精密化しようとするれば、逆にどこに慣行的な規制が作用し、また制度的な補強が強求められるのか、商品経済の原理で社会的再生産を編成しようとする場合

19) 伊藤 [2016] 208-23頁では、原理論の方法をめぐる「山口—小幡論争」が、宇野三段階論（原理論—発展段階論—現状分析）の継承・発展という観点から概括されている。また、江原 [2017] では、小幡「変容論的アプローチ」が総括的に検討され、今後の研究に求められる方向の提示が試みられている。

に外的条件が組み込まれる，いわば開口部の存在が理論的に推定できるわけである。そして，そこに導入される条件如何で，資本主義の外観も変化する。(小幡 [2012] 17頁)

「純粋資本主義論」が，その内部に「ブラック・ボックス」を設けてまで「自立性」を示そうとする意図は何か。それは，「ブラック・ボックス」の中身を特定してさまざまな資本主義モデルを比較・検討する際の基準として活かすためであった。確かに，物事を比較・検討する際の〈基準〉には固有の有効性がある。ただ，〈基準〉となる「純粋資本主義論」も，「あたかも自立するかのごとくに説くために，いくつかの問題をいわばブラック・ボックスに入れている」というのである。そこまで「純粋資本主義論」の造りに自覚的であるならば，「ブラック・ボックス」などといわずに，どのような「想定ないし前提」に基づいて「純粋資本主義論」が展開されているのかを明示してしまえばよいのではないか。山口「ブラック・ボックス論」に対する小幡「変容論的アプローチ」の直接的な意味は，この点にあると思われる。

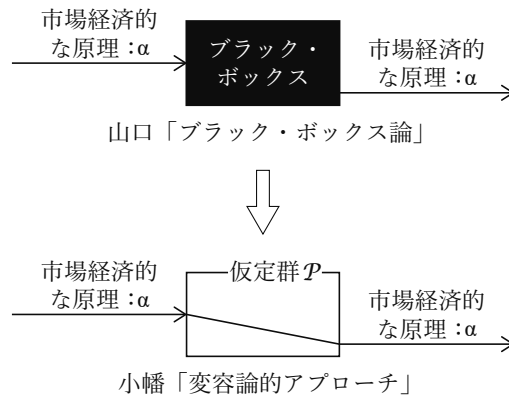


図4:「ブラック・ボックス」の可視化

要するに，「ブラック・ボックス」の内部を可視化する方向への舵取りであり，図4は，そのことの筆者なりの図解である。「純粋資本主義論」が，「市場経済的な原理」(α)のみで展開できるというのはあくまで「あたかも」であって，実際には，「特殊な想定ないし前提」として，仮定群 (P) を必要とする。「市場経済的な原理」(α)に基づく論理の筋道を矢印 (\rightarrow) で表わすことにすれば，「純粋資本主義論」に対する「変容論的アプローチ」の意味は，「ブラック・ボックス」内部の配線を明示しようとする点にあったといえるのである。

3.2 「弱い意味での変容論」と「強い意味での変容論」

このように「純粋資本主義論」を捉え返してみるならば，仮定群 (P) が設置される地点を「開口部」と認識し，そこに別の仮定群 (たとえば A) を設置するという発想に不自然な点はない。論理展開を推進するのは「市場経済的な原理」(α) だが，「開口部」に作用する仮定群によって，

その現れ（「外観」）は変化するという造りである。

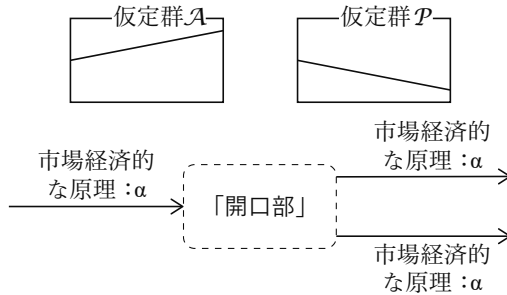


図 5：「弱い意味での変容論」

小幡は、こうした手法を「弱い意味での変容論」（小幡 [2012] 17頁）とよぶ。図5は、そのことの筆者なりの図解である。「開口部」に「導入される条件如何で、資本主義の外観も変化する」という点を、「市場経済的な原理」（ α ）が描く論理の筋道を用いて表現することにすれば、仮定群（ P ）から仮定群（ A ）への変更は、論理の筋道の切り替わりを生じさせるという理解になる。ただし、こうした「変容論」は、あくまで「弱い意味」でのそれであり、さらに踏み込んだ「強い意味での変容論」を構成することもできるのだという。

さらに、原理論の体系性に注目すれば、この種の外的諸条件は個々別々に分立するものではなく、それら相互の関連を解明することもある程度可能となる。金貨幣の想定と銀行間組織の様式との間には一定の関連が推定できよう。そしてその貨幣・信用制度のあり方は恐慌の激発性の説明に不可欠なものだった。このような外的諸条件を結ぶ内的関連が明確になれば、部分の変化が全体に及ぶ可能性を究明する、強い意味での変容論も考えることができる。（小幡 [2012] 17頁）

要するに、「強い意味での変容論」によって、(1)「原論」が抱える複数の「開口部」が見極められ、(2) 各「開口部」で論理の筋道を決める「外的諸条件」の連関が明らかになるというのである。

いま、「市場経済的な原理」（ α ）に基づく推論を通して、論理の入口が一つある〈開口部1〉が明らかになったとしよう。また、〈開口部1〉の出口は二つあり、[1-1] または [1-2] という二つの「外的諸条件」のどちらかが嵌ることで、いずれかの出口に論理が接続されるとする。ここまでは、先に見た「弱い意味での変容論」そのものである。「強い意味での変容論」は、ここからさらに別の「開口部」の論理分岐が折り重なる。

〈開口部1〉の出口は二つあると想定したが、そこから「市場経済的な原理」（ α ）に基づく推論を通して、〈開口部2〉の存在が明らかになったとする。〈開口部1〉の出口が二つなのだから、

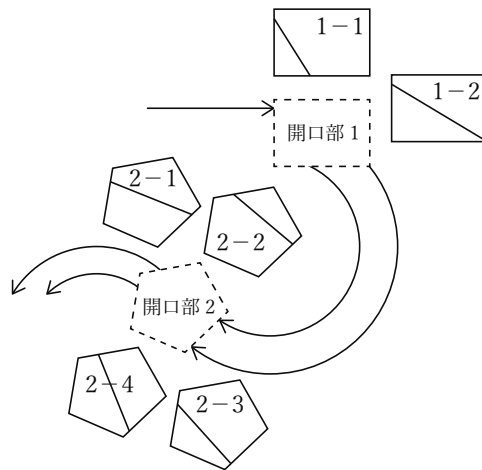


図6：「強い意味での変容論」

〈開口部2〉の入口もさしあたり二つと考えられるが、その出口も二つの可能性が考えられるでしょう²⁰⁾。このとき、〈開口部2〉のみに着目するならば、そこに嵌る「外的諸条件」は、入口が二つで出口が二つなだけだから、論理の筋道を接続する部品としては、[2-1]～[2-4]の四つの可能性が考えられることになる。しかし、もし、〈開口部1〉に[1-1]が嵌るならば、〈開口部2〉に嵌るのは[2-1]または[2-2]でないと論理を接続できないといったかちで、「外的諸条件を結ぶ内的関連」が前景化する(図6)。さらに、〈開口部3〉に嵌る「外的諸条件」(=[3-x])に応じて、〈開口部2〉には、[2-1]か[2-2]のどちらかしか嵌らないといった強い制約が課される場合もありえよう。

3.3 論理の〈分岐〉と〈分流〉

このように、「強い意味での変容論」は、複数の「開口部」の連関を通して、資本主義が如何様にも変化しうるものではないという点を明らかにする。現実の資本主義は、一日たりとも同じ日はないという意味で、無限の多様性を示しうる。こうした現実に対して、「変容論的アプローチ」は、認識の枠組みの方も無限に多様化する方向で応答するのではない。逆に、それぞれの「開口部」に嵌る「外的諸条件」の可能な組み合わせには、自ずと絞り込みの規制力が作用することを明らかにするのである。資本主義は、原理的に無限の多様性を秘めているわけではなく、特徴的なくつつかのタイプに大別できるというのが、「変容論的アプローチ」の真骨頂ということになる。

そこからは、さらに検討すべき論点を引き出すこともできる。すなわち、資本主義の諸タイプは、「開口部」で生じる論理の分岐にさえ着目しておけば十分に構成できるのか、という問題である。もちろん、原作者自身によって、「現実の資本主義の多様性が〈すべて〉この方法で説明できる、

20) ある「開口部」への入口が二つであれば、その出口も二つになるとは限らない。出口が三つ以上の場合もありうるだろうし、一つの場合もありうる。

といているのではない」(小幡 [2012] 223頁)と認められているのだから、そもそも論点として成立しないという指摘は甘受する。しかし、現実の資本主義の多様性に対して、論理の分岐構造から迫ろうとする「変容論的アプローチ」の造りを穿鑿しておくことは、資本主義の諸タイプを構成する方法を考える上でのヒントになると思われるのである。

要するに、「原論」の側から提示できる現実の多様性の捉え方には、少なくとももう一つあるのではないか。一つは、上に見てきた「変容論的アプローチ」である。「開口部」における論理の〈分岐〉という明快さは、資本主義の諸タイプを構成する際の有力な方法となろう。「開口部」に到達した論理の筋道は、いずれかの出口に接続され、資本主義の一タイプとしてその特徴を示す。論理の筋道が接続されなかった出口は封じられるのであり、そのことが、他のタイプとの差異を明確にする。近年、活発に議論されてきた商品価値を統一的に表現する二つの様式という論点は、「開口部」で一方への接続がなされれば、他方は封じられるという造りを端的に示している²¹⁾。

他方、「変容論的アプローチ」で構成される「原論」の内部には、〈いずれもが原理的に併存すること〉を論じる領域もある。たとえば、小幡 [2009] 以降、「生産論」の領域では、主体による〈目的〉の設定、〈目的〉に到達するために必要な〈手段〉の明確化という論点を提示したうえで、〈目的〉に至る過程を制御(コントロール)する二つの方式が挙げられるようになってきている²²⁾。「協業に基づく分業」(小幡 [2009] 111頁)を基礎とする資本主義的な制御方式には、労働者の技能に基づく「マニュファクチュア」型と、自動化を極限とする「技術」に基づく「機械制大工業」型とが挙げられるという定理である。

本稿の問題関心からすると、そのポイントは、どのタイプの資本主義にも、この二つの方式が「併存する」という点にある²³⁾。「開口部」での論理の〈分岐〉とは区別された、いわば論理の〈分流〉である²⁴⁾。

他にもたとえば、資本は、利潤率の最大化という単一の目標を追求するが、そこには複数の方式がある、というのも〈分流〉型の定理であろう。投資額を所与とすれば、資本が利潤率を増進させる方式は、その構造に照らして、粗利潤を増やすか、流通費用を減らすかが考えられる。しかし、いずれの方式も、どのタイプの資本主義においても「併存する」はずである。

このような〈分流〉型の定理においては、併存する論理の筋道のいわば〈流量〉によって、資本主義の特徴が規定される可能性がある。たとえば、「生産」の制御方式として、「マニュファク

21) 小幡 [2013] 第2章、江原 [2018a]、さくら原論研究会編 [2019] 21-30頁、泉 [2019]などを参照されたい。

22) 小幡 [2009] 101-133頁に後続するテキストとして、さくら原論研究会編 [2019] 66-97頁がある。

23) 「資本主義的労働組織は、原理的にマニュファクチュアと機械制大工業という二つの軸を基底に、本質的に多態性を帯びて現れる。両者はともに、労働そのものの本性にその基礎をもち併存するのである」(小幡 [2009] 132-3頁)。

24) 清水 [2011] では、小幡「変容論的アプローチ」における「変容」概念の多層性が整理されている。本稿にいう論理の〈分流〉は、小幡 [2009] 第1篇第2章第4節で端的に示されている、「変形」に相当することが指摘されている(清水 [2011] 172-4頁を参照)。

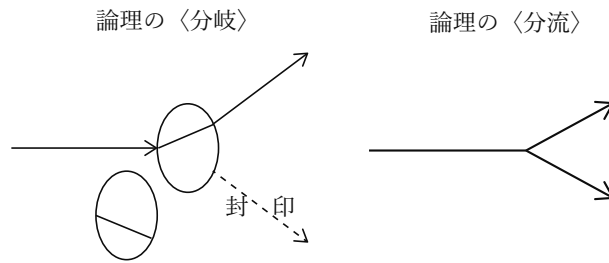


図7：論理の〈分岐〉と〈分流〉

チュア」型と「機械制大工業」型とは併存しつつも、前者（または後者）が優勢なタイプの資本主義とか、資本である以上は粗利潤を増やし、流通費用を減らすことに努めるのは当然だが、とりわけ流通費用を減らすことが優勢になるタイプの資本主義とか、といったようにである。

もちろん、資本主義の諸タイプの差異が、〈分流〉箇所での〈流量〉の違いによっても生じるというのは、あくまで程度問題に過ぎないというのは確かである。資本主義のタイプは、「開口部」における論理の筋道の切り替えで決まるといって、「変容論的アプローチ」ほどの明快さはない。しかし、〈複数の論理の筋道〉という「原論」の造りを検討してみると、その論じ方として、〈分流〉型を禁ずる理由はない。現実の資本主義の多様性に対して、「原論」の側からは、〈分岐〉型と〈分流〉型という二つの観点から接近すべきことが明らかになるのである。

さらに、「原論」の側では、論理の〈分岐〉と〈分流〉との関係について検討してみる余地がある。そのつもりになって実際に調べるほかないが、両者は無関係である可能性もある。他方で、ある「開口部」での論理の〈分岐〉が、別の領域の論理の〈分流〉量を規定する可能性も否定できない。総体としての資本主義の基本的な造りを論理的に構成する「原論」体系のうちには、論理の分岐構造と分流構造とがどのように配置されているのだろうか。「変容論的アプローチ」以降のマルクス経済学原理論は、歴史的に変化する〈資本主義〉の全見取り図を、文字通りの図面として示す方法を練り上げている最中なのである。

おわりに：〈いま〉はどういう時代か？

20世紀後半に出現した「グローバル資本主義」を手がかりとして、資本主義の歴史的発展を理論的に捉える方法に関するいくつかの論点を検討してみた。改めて整理すれば、以下のようなことになる。

- 「グローバル資本主義」は、宇野が想定した発展段階論と何が異なるのか？
- 「グローバル資本主義」の出現を、資本主義の多様性を改めて原理的に捉える契機と位置付けるとして……

✓ 資本主義の多様性を「原論」の側から捉える2つの方法

- ① 「変容論的アプローチ」に明示された論理の〈分岐〉によるタイプ識別
- ② 論理が〈分流〉する箇所での〈流量〉によるタイプ識別

資本主義の多様性を基礎理論の次元で捉えるには、論理の〈分岐〉と〈分流〉とを組み合わせ、資本主義の諸タイプを構成する必要があるのではないかというのが、さしあたりの着地点になる。たとえば、19世紀末の資本主義を包含するタイプは、「開口部」でどのように論理が〈分岐〉しており、また、論理が〈分流〉する箇所での〈流量〉はどのような塩梅になっているのか。それは、20世紀後半に出現した「グローバル資本主義」を包含するタイプとは何がどのように違うのか。また、21世紀の眼前の資本主義は、「グローバル資本主義」が属するタイプとは異なるのか。こうした論点は、資本主義の造りに対する原理的な洞察が深まるのに伴って、より精緻に解明できるようになるはずである。

他方で、演繹的推論に基づく「原論」は、眼前の資本主義が末期症状を示す瀕死の状態にあるのか、それとも、いまだ絶頂期に至っていない成長途上の状態にあるのかといった論点への回答を示してくれそうにない。「原論」を研ぎ澄ましていくことで、タイプ間の差異や、そうした差異が「原論」のどの領域における論理の〈分岐〉・〈分流〉に由来するものなのかという問題は、これまで以上にはっきりしていくことであろう。しかし、では、そうした差異は、資本主義の歴史的発展に対してどのような意味を持っているのだろうか。時間の経過とともに積み重なっていく出来事の意味は、「原論」に没頭すれば自ずと解釈できるようになるわけではない、ということまでは直感できる。論理的には等位の関係にある各タイプの資本主義を、歴史的な時間の流れの中に配置してその意味を問う独自の考察領域が、いままさに必要とされているのである。

〈参考文献〉

- 泉正樹 [2019] 「不換銀行券と商品価値の表現様式 (3): 現代の不換銀行券制度と資本主義の歴史展開」、『東北学院大学経済学論集』第191号, 東北学院大学学術研究会, 2019年3月, 33-56頁。
- 伊藤誠 [2016] 『マルクス経済学の方法と現代世界』桜井書店。
- 宇野弘蔵 [1962] 『経済学方法論』東京大学出版会 {引用は宇野弘蔵著作集第九巻『経済学方法論』(岩波書店, 1974年) より}。
- 宇野弘蔵 [1964] 『経済原論』岩波全書 {引用は岩波文庫版 (2016年) より}。
- 宇野弘蔵 [1971] 『経済政策論 改訂版』弘文堂 {引用は宇野弘蔵著作集第七巻『経済政策論』(岩波書店, 1974年) より}。
- 江原慶 [2017] 「変わりゆくマルクス経済学: 小幡道昭氏の『批判』三書をめぐって」、『経済学論集』第81巻第4号, 東京大学大学院経済学研究科, 2017年3月, 21-40頁
- 江原慶 [2018a] 「価値形態論における計算貨幣」, 経済理論学会編『季刊 経済理論』第54巻第4号, 桜井書店, 2018年1月, 55-67頁。

- 江原慶 [2018b] 「帝国主義論の盛衰:宇野理論の視座から」, 政治経済学・経済史学会編『歴史と経済』第241号, 農林統計協会, 2018年10月, 20-29頁。
- 小幡道昭 [2009] 『経済原論:基礎と演習』 東京大学出版会。
- 小幡道昭 [2012] 『マルクス経済学方法論批判:変容論的アプローチ』 御茶の水書房。
- 小幡道昭 [2013] 『価値論批判』 弘文堂。
- 小幡道昭 [2015] 「宇野理論とマルクス」, 鶴田満彦・長島誠一編『マルクス経済学と現代資本主義』 桜井書店, 第2章 (35-50頁), 所収。
- ケルトン, ステファニー [2020] 『財政赤字の神話:MMTと国民のための経済の誕生』 (土方奈美訳) 早川書房。
- 斎藤幸平 [2020] 『人新生の「資本論」』 集英社新書。
- 櫻井毅 [2019] 『宇野経済学方法論 私解』 社会評論社。
- さくら原論研究会編 [2019] 『これからの経済原論』 ぱる出版。
- 清水真志 [2011] 「「変容論的アプローチ」をめぐる最初の質疑:小幡道昭著『経済原論』を検討して」, 『専修経済学論集』 第46巻第1号, 専修大学経済学会, 2011年7月, 147-181頁。
- 林直道 [1972] 「ヴェラ・ザスーリチのマルクスへの手紙」, 『大阪市立大学経済研究会 経済学雑誌』 第67巻第1号, 日本評論社, 1972年7月, 37-44頁。
- 山口重克 [1985] 『経済原論講義』 東京大学出版会。
- 山口重克 [2006] 『類型論の諸問題』 御茶の水書房。
- Alvaredo, F., Chancel, L., Piketty, T., Saez, E. and Zucman, G. [2017] *World Inequality Report 2018*. Creative Commons Licence 4.0 - CC BY-NC-SA 4.0, World Inequality Lab, 2017
- Gaspar, Vitor and Gopinath, Gita [2020] 'Fiscal Policies for a Transformed World', *IMFBlog*. (<https://blogs.imf.org/2020/07/10/fiscal-policies-for-a-transformed-world/>) (閲覧日:2020年11月28日)
- IPCC [2014] *Climate Change 2014: Synthesis Report. Contribution of Working Groups I, II and III to the Fifth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change* [Core Writing Team, R.K. Pachauri and L.A. Meyer (eds.)]. IPCC, Geneva, Switzerland, 151 pp.
- IPCC [2018] 'Summary for Policymakers.' in *Global Warming of 1.5 °C . An IPCC Special Report on the impacts of global warming of 1.5°C above pre-industrial levels and related global greenhouse gas emission pathways, in the context of strengthening the global response to the threat of climate change, sustainable development, and efforts to eradicate poverty* [Masso-Delmotte, V., P. Zhai, H.-O. Pörtner, D. Roberts, J. Skea, P.R. Shukla, A. Pirani, W. Moufouma-Okia, C. Pén, R. Pidcock, S. Connors, J.B.R. Matthews, Y. Chen, X. Zhou, M.I. Gomis, E. Lonnoy, T. Maycock, M. Tignor, and T. Waterfield (eds.)]. In Press.
- Marx, Karl [1859] *Zur Kritik der Politischen Ökonomie in Marx-Engels Werke*, Band 13, Dietz Verlag, Berlin, 1961 (杉本俊朗訳『経済学批判』, 国民文庫, 1966年)。
- Marx, Karl [1881] 'Brief an V. I. Sassulitsch', in *Marx-Engels Werke*, Band 19, Dietz Verlag, Berlin, 1962, S. 242-3 (「ヴェ・イ・ザスーリチへの手紙」, 『マルクス・エンゲルス全集』 第19巻, 大月書店, 1968年,

238-9頁).

Marx, Karl [1890] *Das Kapital. Band I, 4. Aufl. in Marx-Engels Werke*, Band 23, Dietz Verlag, Berlin, 1962 (岡崎次郎訳『資本論』, 国民文庫, 第1~3分冊, 1972年).

World Bank [2020] *Poverty and Shared Prosperity 2020: Reversals of Fortune*. Washington, DC: World Bank. doi:10.1596/978-1-4648-1602-4. License: Creative Commons Attribution CC BY 3.0 IGO

ヒュームの「人間の学」と市民社会

遠藤和朗

1. 人間本性の学

ヒューム (Hume, David, 1711-76) は、主著『人間本性論¹⁾』(*A Treatise of Human Nature*, 1739-40) の序論において、「人間本性」(human nature) に基づく「諸学問の完全な体系」を目指して、自らの学問の構想と計画について述べている。

彼の学問の目的は、人間を自然にあるがままに観察する人間本性についての研究であり、人間本性に基づいた新たな道徳哲学体系あるいは社会哲学体系を構築することである。

ヒュームによれば、あらゆる学問 (sciences) は多かれ少なかれ人間本性に関わっているという。数学や自然哲学、自然宗教でさえある程度まで「人間の学」(science of Man) に依存するのであり、人間の認識のもとにあって、人間の能力や機能によって真偽が判断されるのである。まして論理学、道徳学、文芸批評、政治学等においては、なおのこと人間本性と緊密・密接に関わっているというのである。

人間本性に基づく諸学問の構築がヒュームの目的であり、彼は、これらの目的を達成するために、自然哲学におけるニュートンの方法を、すなわち自然界の主題に適用された実験本位の哲学を道徳上の主題 (moral subjects) にまで適用しようとしたのである²⁾。

『人間本性論』の副題には「実験的論究方法 (experimental Method of Reasoning) を道徳上の主題に導入する一つの企て」とある。ここで、ヒュームがいう実験的論究の方法とは、経験 (experience) と観察 (observation) に基づくという意味である。彼は、「この人間学 (science of man) そのものに与え得る唯一の堅固な根底は経験と観察とに存しなければならない」(THN, p.xvi, 訳 (1) 22頁) と述べている。すなわち、日常生活を営んでいる人間のさまざまな事情及び状況からおこる個々の経験と観察に基づいて、すべての結果を極めて単純な少数の原因から解明して、人間本性の諸現象を統一的に説明しようというのである。換言すれば、日常的な交際、

1) 本稿で主として用いるヒュームの著作は以下のとおりである。引用にあたっては文中に略記してページ数を表示し、併せて邦訳の頁数も記すことにする。

① *A Treatise of Human Nature*, ed. by L.A.Selby-Bigge, Second Edition, with text revised by P.H.Nidditch, Oxford: Clarendon Press, 1978. (THNと略記する)

大槻春彦訳『人性論』(1)～(4)岩波文庫, 1995年。(訳文には少し変更したところが含まれている)

② *Essays, Moral, Political, and Literary*, ed. by E.F.Miller, Revised Edition, Indianapolis: Liberty Classics, 1987. (EMPLと略記する)

田中敏弘訳『ヒューム 道徳・政治・文学論集』名古屋大学出版会, 2011年。

2) ヒュームは次のように述べている。「この引力たるや心的世界において、自然界におけると同じく数々の不思議な結果を齎し、また自然界に劣らず多数且つ多様な形を取って現れるのである。この引力の結果はいたるところに歴然としている。」(THN, pp.12-3, 訳 (1) 42頁)

仕事、娯楽における人びとの生活のなかに人間を捉え、「この種の実験を思慮深く蒐集しかつ比較するとき、われわれははじめてこれを土台として、人間の了解範囲内のいかなる学に比しても確実な点で劣らぬ、また有益な点ではるかに優れる一つの学を樹立する希望を抱きえる」(THN, p.xix, 訳 (1) 26頁) ことになるのである。

ところで、ヒュームによれば、経験と観察に基づく諸学問の基礎としての人間本性には、自然に具わっている普遍的性質や共通性が存するという。彼は次のように述べている。「およそ一切の人間のあいだには大きな類似が自然に保存されている。他人のうちに認められるいかなる情念ないし原理にせよ、我々自身のうちに何らかの程度で同類を見出すことができないようなものは決してない。これは分明である。またこの点は身体の仕組みも心のそれと同じである。部分の形態や大きさがどれほど異なっていようと、構造や構成は概して同じである。あらゆる多様の真只中に甚だ顕著な類似が保存されている」(THN, p.318, 訳 (3) 71頁)。

このように、ヒュームは、「人間本性」に関して、全ての人間はある種の共通性や規則性を有することを認識しているのである。したがって、人間の心の能力や内容に関しても、全ての個人はほぼ共通なものをもっていると考えている。人間本性が自然界の諸原理と同様に、現在も将来も変化しないというところに、彼の「人間の学」のよりどころがあるのである³⁾。

さて、ヒュームの人間本性に関する経験と観察によれば、人間は知性 (understanding) を具えているが、想像力に支配される感性的人間であり、人間の行為は情念 (passion) によって支配されることが強いという。彼は、「理性は公平な行為を要求するが、われわれがこの要求に合わせることはほとんどなく、われわれの情念は判断の決定に即座には従わないものなのである」(THN, p.583, 訳 (4) 196頁) と述べている。また、「理性は情念の奴隷であり、且つただ奴隷であるべきである」(THN, p.415, 訳 (3) 205頁) ともいっている。それ故、ヒュームにおいては、道徳 (morals) の領域においても、「道徳性 (morality) は、判定されるというより、いっそう適切には感じられるのである」(THN, p.470, 訳 (4) 34頁) として、道徳的区別は理性から生まれられないことが強調されている。彼においては、情念に導かれる感性的人間こそが日常のわれわれの社会生活における人間像であった。理性は、観念間の比較か事実に関する真偽の判断にのみ関わりをもつのであって、道徳の問題に立ち入ることは不適切であった。むしろヒュームも人間精神に具わる理性の働く領域を十分に尊重しているのではあるが。

またヒュームによると、人間は、「自分以外のいかなるひとりの人物より自分自身を更に愛す

3) ヒュームは、『人間知性の研究』においても、人間についての経験と観察の根底に人間本性についての斉一性・普遍性があることを次のように強調している。「人間行動に何等斉一性がなく、我々が案出しようこの種の経験のすべてが、不規則で変則的であるとすれば、人間に関するいかなる一般的観察をも収集することは不可能であろう。また反省によっていかに正確に要約されても、経験が何等かの目的に役立つことはないであろう。」

Hume, David, *Enquiries Concerning Human Understanding and Concerning the Principles of Morals*, ed. by L.A.Selby-Bigge, Third Edition, with text revised by P.H.Nidditch, Oxford: Clarendon Press, 1975, p.85

渡部峻明訳『人間知性の研究・情念論』哲書房、1990年、121頁。

る。また、他人を愛するさいは、自分に関係ある者や知人に最も大きな情愛を抱く」(THN, p.487, 訳(4) 59頁)というように、極めて利己的であり、限定された寛仁の持主であるという。したがって、見知らぬ人びとには最低の関心しか示さないのである。しかし、このような人間が本性上の情念や感情の作用によって、社会を形成して市民生活を営んでいることも事実である。ヒュームは、「われわれは、人間がつねに社会を求めることを観察するばかりでなく、この普遍的向癖の根底をなす諸原理まで解明することができる」(THN, p.402, 訳(3) 186頁)と述べている。

それでは、以上のような情念に導かれる感性的人間が社会生活を営むことは、どのようにして可能になるのであろうか。その原理や論理を人間本性のなかに探ることが彼の課題となる。

この課題は、ヒュームにおける道徳哲学の主要問題であるが、主として『人間本性論』第三篇「道徳について」において論じられることになる。そこでは、ヒュームは、道徳的可否の判断を道徳感覚に求めるハチスン(Hutcheson, Francis, 1694-1746)などの感情倫理学派の立場を継承して、道徳感情に基づく新たな市民の道徳と社会理論を構築しようとしたのである。ヒュームにおいては、自己と他人との感情の交通、すなわち観察者の同感(sympathy)に基づく快・不快の感情が道徳的判断の原理である。この場合の観察者は、個々の利害や自らの特殊な立場を離れて、「一般的視点」から観察するという中立性あるいは公平性が要求されることになる。そして、その快・不快の判断の基準は、当事者自身や他人(社会)にとって有用であるか快適であるか否かであった。この場合、有用性=快をもたらす行為は徳とみなされる。したがって、「徳の大部分は、社会の善福への傾向をもつか、さもなければ、徳を所持する人物の善福への傾向を持つ」(THN, p.618, 訳(4) 245頁)ことになる。また同感は「人間本性」固有の性質であることが強調されている。

「およそ人間本性の性質のうちで、それ自身にもまたその結果においても最も顕著な性質と云えば、他人に同感する性向、すなわち他人の心的傾性(inclinations)や感情(sentiments)がわれわれ自身のそれといかほどに異なっている、いや反対でさえあっても、それら他人の心的傾性や感情を交感伝達(communication)によって受取る性向、これにまさるものはない」(THN, p.316, 訳(3) 69頁)。

以上から明らかなように、ヒュームの道徳論は観察者の同感に基づく快・不快の感情にその中心原理を求めるものであり、その快・不快の判断基準は、当事者や他人(社会)にとって有用あるいは快適であるか否かにあった。有用性=快をもたらす行為は徳とみなされたのである。

このように、ヒュームは、道徳の主題である徳の内容と徳の判断能力の問題について論じているのであるが、彼は徳を当事者や他人(社会)に直接快感を生ぜしめる自然的徳(natural virtue)と「人類の諸事情と必要から起こる人為ないし工夫によって快感と称賛を生む」人為的

徳 (artificial virtue) に分けている⁴⁾。ヒュームは、自然的徳より先に人為的徳である正義を論じて、市民社会の成立に関わる正義の法と正義の徳を明らかにし、また市民政府の成立や統治原理等を考察している。正義は所有権や所有の移転、約束の履行に関わる問題と関連付けることができる。

本稿においては、ヒュームが人間本性の普遍的性質を出発点にして、彼が生まれ育った18世紀ブリテンの新しい市民社会をどのように認識して解明しようとしたのか、を探ろうとするものである。それは、『人間本性論』第三篇の道徳哲学を中心とした人間本性の学においては、法の支配を中心原理とした市民社会の成立と政府の成立や統治原理についてのヒュームの見解を明らかにし、また「人間の学」の一部門としての「社会を結成しかつ相互に依存する人間の考察」である「政治学」においては、具体的には、18世紀の市民社会の政治と経済の世界に生きる人びとの生き方と社会のあり方について、ヒュームはどのように認識していたのかについて検討しようとするものである。

2. 市民社会の成立

(1) 正義の成立—コンヴェンションと同感

ヒュームは『人間本性論』において、ホブズ (Hobbes, Thomas, 1588-1679) やロック (Locke, John, 1632-1704) の社会契約説にかわる新たな社会理論の構築を目指した。

ヒュームにあっては、いわゆる「自然状態」は「哲学的虚構 (philosophical fiction)」にすぎなかったのである。さらに、古代の詩人のいう黄金時代の想定も虚構として否定されたのである。彼にとって、人間は自然的情愛で結ばれる家族が社会の出発点であった。

しかし、人間本性の利己的性質や人間の欲求に比しての物財の希少性により、社会の拡大と複雑化に伴って人びとの間には対立が生じることになる。ここに「人類の諸事情と必要」から生ずる人為的徳としての正義 (justice) が必要とされる。

ヒュームは、まず、市民社会成立の大黒柱としての正義を論ずるにあたって、人びとの人為によって正義の諸規則が確立される仕方の問題と、これらの諸規則の遵守または無視に道徳的是認・否認を帰する理由の二つの問題を論じる。

第一の正義の法の成立に関しては、次のように説明している。彼によると、人間は数多くの欲求や必要を担っているが、それらを獲得する手段は極めて貧弱であるという。その貧弱さを克服する道が社会の形成にほかならない。社会の形成によって、相互の結合による力が増大し、分業 (partition of employment) によって能力が進展し、相互扶助によって安全性が保障されるというのである。しかし、社会が形成されるためには、「社会が有利であることだけではない。この

4) ヒュームによると、自然的徳と人為的徳 (正義) の区別は、次の点にある。自然的徳から生ずる善は、一つ一つの単独な行為から起り、ある自然的情念の対象である。しかし、人為的徳である正義のある単独な行為は、それ自体として考えるとき、しばしば公共善に反することがあるが、正義の全体系としての作用が公共善に資するというのである。(Cf. THN, p.579, 訳 (4) 190-91頁)

有利さを人びとが気づくことも必須である」(THN, p.486, 訳(4) 57頁)。そして、この有利さに人びとが気づくのは、両親と子供との家族生活の慣習のなかからであり、そのなかで子供たちは社会の利益を知り社会に適合するようになるというのである。こうして、われわれは、自然に社会の利益を認識することによって自ずと社会を形成しようとすることになる。

ここからヒュームは、話しをより拡大し複雑化した社会へと進めて、われわれの自然的性向や外部的事情のうちには、社会的結合を阻害する要因があることを強調する。利己心と物財の希少性である。すなわち、人間は極めて利己的であり限定された寛仁しか持ち合わせていない。したがって各人は、自分の利益を最優先するので相互の情念や行動において対立が生じることになる。さらに人間の欲求に比して物財は希少であるので、物財の獲得をめぐっても対立や争いが顕著になり、その保有も不安定になる。人びとは常に社会から得られる利益を認識しており、物財を増大することが社会形成の利益ではあるが、物財の希少性や保有の確保の不安が社会形成の障害になるのである。

そこで、ヒュームにおいては、各人の利己心を抑制し外的物財の所持の安定を可能にする道を人間本性のなかに求めることになる。それが、人びとの結ぶコンヴェンション (convention) である。

「社会の全成員が結ぶコンヴェンションによって、これらの物財の所持に安定性を付与し、各人が幸運と勤勉とによって獲得できたものを平和に享受させておく、という道である…このようにしてはじめて、われわれ自身の安寧と存立にとって必要であるばかりでなく他人や友人の安寧と存立にとっても必要である社会は、保持される」(THN, p.489, 訳(4) 62-3頁) ののである。

このように、ヒュームによると、コンヴェンションによって物財の所持に安定性がもたらされ、自分と他人相互の安全と存立の保障という社会形成の利益が達成されるというのである。コンヴェンションとは、「共通利益の一般的な感覚 (general sense of common interest)」のことである。それは、他人も自分と同様に相互の物財を尊重して侵害しないならば、自分も同様にするであろうという意思を暗黙のうちに表明しあう共通利益の一般的な感覚である。

ヒュームにおいては、人間の利己心と物財の希少性という条件のもとで社会を形成しなければならないが、人びとはコンヴェンションによって自らの利己心を抑制することが自分自身にとっても社会にとっても利益であるということを理解するというのである。換言すれば、コンヴェンションとは、各人の利益のために各人の利己心の自己抑制をうながして結ぶ社会の全構成員の慣習的とりきめであり、暗黙のうちに合意するある経験的慣習である⁵⁾。コンヴェンションに基づく所持の安定に関する規則は、「漸次に起こり、その力は徐々に、すなわち規則違背の不都合を反復して経験することによって、得られるのである」(THN, p.490, 訳(4) 63頁) とヒュームは

5) ヒュームは、言語や貨幣がコンヴェンションに基づいて確立されることを例としてあげている。

「言語が約束なしに、人間のコンヴェンションによって漸次に確立されるのと同様である。また、金や銀が交換の共通尺度となり、価値の百倍もする物の代価として十分であるとみなされるのと同様である。」(THN, p.490, 訳(4) 64頁)

いう。

そして、コンヴェンションによって、各人の物財の所持の安定性が得られたならば、人びとのあいだには、正義と不正義との観念が、またそれに伴って所有や権利や責務の観念が生じることになる。ヒュームは、正義の起源が所有の起源を説明することを述べて、社会秩序にとって最も重要な「正義は人間のコンヴェンションから生じる」(THN, p.494, 訳(4) 69頁)ことを強調する。

人間は社会形成の利益を経験と慣習によって感じとっているので、コンヴェンションによって正義の法を成立させるのであった。この故に、自分自身の利己心も充足せられ、社会の利益も達成されることになる。社会の利益を尊重することが個人の利益でもあったのである。かくして、ヒュームは、「正義の法を確立させるものは、われわれ自身の利益および公共的利益への配慮であった」(THN, p.496, 訳(4) 72頁)というのである。

次に正義論の第二の問題、すなわち正義の規則の遵守、無視に道徳的是認と否認とを結びつける問題についてである。

ヒュームによれば、社会の最初の形成期においては、個々人相互の安全と自らの利益のために正義の諸規則を守るというのであった。ところが、社会が拡大・発展するにつれて、「利益への顧慮」という動機は弱まっていくという。すなわち、社会が多人数になって、一つの部族もしくは民族にまで増大してしまうと、この利益はよりかけ離れたものになる。換言すれば、人びとは正義の規則に違反するごとに無秩序と混乱とが伴うことを、狭隘狭小な社会ほどにはすぐには気づかなくなる。したがって、市民社会においては、「利益への顧慮」だけでは正義の諸規則を守ることはできない。しかし、ヒュームによると、人間は直接的な利害関係から隔たっていても不正義はわれわれを不快にする。なぜなら不正義は人間社会に有害であり、われわれは同感によってこの不快を感じるというのである。すなわち、われわれは、同感によって正義が与える快感を徳として是認し、不正義の与える不快を悪徳として判断するというのである。そして、正義に対して、われわれが道徳的是認を与えるのは、それがもつ公共善 (public good) への傾向に対してである。

かくして、ヒュームは次のようにいう。「自利 (self-interest) は正義を樹立する根源的動機である。が、公共的利益への同感 (a sympathy with public interest) は、正義の徳に伴う道徳的是認の源泉なのである」(THN, pp.499-500, 訳(4) 77頁)。

公共的利益とは、いうまでもなく社会形成によって得られる各人の利益のことである。こうして、ヒュームにおいては、コンヴェンションによって確立された法としての正義を前提に、人びとは同感の原理によって徳論としての正義を成立させる契機をもつことになるのであった。換言すれば、正義の法は、「共通利益の一般的な感覚」によって、人びとの利己的行為を抑制しながら経験的慣習によって成立するもので、そこでは道徳感情は何らの役割ももちえない。しかし、正義の法が樹立され承認された後は、「それら規則の遵守における道徳性の感覚が自然に、それ自身に、生じる」(THN, p.533, 訳(4) 125頁)のであった。ここに、われわれは同感の原理によって正義の法を遵守する正義の徳の担い手としての市民を見ることができる。

ヒュームにおいては、コンヴェンションに基づいて正義の法が成立し、その正義の法を同感の原理によって遵守するという構造になっており、正義の法と正義の徳を明確に区別したアダム・スミスの論理とは異なって、正義の法と正義の徳が一体化されているのである。こうして市民社会の大黒柱としての正義は成立し、したがって平和と秩序がもたらされ、所有権は保障されるということになる。

(2) 三つの根本的自然法

次にヒュームは、市民社会の平和と安寧のために所有権に関わる「三つの根本的自然法」について述べている。社会形成に伴う第一の自然法は現在の「所持の安定」に関する規則である。人びとが現在所持している所有物の所有が引き続き認められることは人間社会には自然であり有用である。しかし、この規則の効用は、社会の最初の形成を越えてまでは及ばない。何故なら、この規則を恒常的に遵守すれば、占有物の所有者への正当な返還もできなくなり有害なことになるからである。

それゆえ、ヒュームは、社会がひとたび樹立されたのちに所有権が生じる何らかの他の事情について論じており、この種のものとして、誰も所有していないものを最初に占有する先占 (occupation)、長期間占有していたことが所有権の根拠となる時効 (prescription)、現に所有するものと密接に関連して価値の劣るような事物があるとき、その事物の所有権を獲得する添付 (accession)、親子関係や近親者による相続 (succession) をあげている。

このように、「所有を決定する諸規則」として、社会の最初の樹立に際しては現在の所持があり、のちには先占・時効・添付・相続があるが、それでもなお、これらは非常に多くの偶然に依存することになる。したがって、人びとの要求にも欲望にも矛盾することになり不便であるに違いない。社会における人びとの間では、種々の物品の相互の交換と交易が要求されるのが普通であるので、所有者の承諾に基づく物品の移転が必要になる。それが、第二の自然法である「承諾による所持の移転」である。

ところが、この第二の自然法に関わるものは、現前する個別的な物財の交換であるに過ぎない。ヒュームによれば、「所有権の移転は、現在の且つ個別的な事物に関してのみ生ずることができるのであって、現にないまたは一般的な事物に関して生じることができないのである」(THN, p.520, 訳 (4) 106頁) という。

そこで、第三の自然法として、現前しない物や将来のこと等についての「約束の責務」が重要になる。約束とは、そのことを実行する決意の表明と道徳的責務を伴うことを意味し、したがって約束を履行しなかった場合には二度と信頼されないという報いを受けることにもなる。

ヒュームにおいては、以上の正義の三つの根本的自然法、(1) 所持の安定、(2) 承諾による所持の移転、(3) 約束の履行が確立することによって、市民社会における商品経済の交換と交易が安定し、市民生活の平和が保障されることになる。彼は、「これら三つの法の厳格な遵守に人間社会の平和と安固とはまったく依存する」(THN, p.526, 訳 (4) 114-5頁) と述べている。

以上から明らかなように、ヒュームの正義は、なによりも所有権の問題にかかわる意味に理解されていることが明らかである。したがって、ヒュームによる社会形成の目的は、人びとの利害を調整して相互の安全と所有権を保障し、市民社会の平和を確立することにあつたのである。

(3) 政府の成立と抵抗権

ヒュームは前述のように、コンヴェンションと同感の原理に基づいて正義の法と正義の徳を導いて社会秩序を遵守する市民的人間を描いたが、それでも彼は、利己心の強烈さと、富や所有権の著しい拡大を伴う市民社会においては、正義の法の遂行者としての市民政府の必要性を強調する。すなわち、ヒュームによると、「大規模な社会」では、一方では多くの富が存在し他方では真実のまたは想像上の不足があるから、われわれの利己的性質が刺激され、社会の平和と秩序維持は困難になるという。換言すれば、人びとは、正義の法を遵守することによって、社会から多くの利益を得ることを十分に知っているにもかかわらず、人間は極めて利己的であり利害によって支配されるので、しばしば正義の法を破ることがあるというのである。ヒュームは、このような人間の自然的弱点を救済する道を、われわれの諸事情ないし状況を変えて、正義の法の遵守を最も近い利益とし、法の違反を最も遠い利益とするような少数の為政者に、すなわち市民政府(civil government)の設立に求めたのである。われわれは、市民政府の設立によってのみ安定した社会生活を営むことができるようになるのである。彼は、「二つの利益すなわち、正義の遂行と裁断(execution and decision)とによって、人びとは自分自身及び互いの弱点と情念に対する保障を得て、統治者の保護のもとに社会と相互扶助の甘味を心安らかに感じ始めるのである」(THN, p.538, 訳(4) 131頁)と述べている。

ヒュームにおける為政者は、社会における個々人の利害の調整者として、正義の法の遂行と裁断を行い、社会の利益を個々人が享受できるように導く役割を担うものであった。それだけではない。彼は、政治家の人為が正義の法を遵守する道徳感情をも促進することに期待をしているのである。そのほかにヒュームは、政府の機能の一つに公共事業をあげている。これは、多数の人びとによる共同事業の困難性から生じるものであるが、政治的社会(political society)によってその不都合は解決されることになる。

「こうして橋は架けられ、港は開かれ、城壁は築かれ、運河は掘られ、艦船は造られ、軍隊は訓練される。すべてこれらは、統治組織の心づかいによる」(THN, p.539, 訳(4) 133頁)のである。ここには、市民社会における政府の経済活動の役割が示されている。

以上のように、ヒュームによれば、市民政府は、コンヴェンションによって成立した正義の法を遂行・裁断し、正義の法を全社会に普及する役割をもち、しかも個人ではなしえない公共事業(国防を含む)を遂行する主体として、市民社会を全面的に支える担い手だったのである。

ところで、市民政府の成立は、必然的に主権者と臣民との間に権威と服従(=忠誠)との関係を生ぜしめることになる。それでは、臣民が主権者に服従するのはなぜか、主権者としての権威の源泉は何か、また服従の限界はどこに求められるのであろうか。

ヒュームによれば、政府（統治組織）の目的は、正義の法を人びとが遵守するように強制するところにあるのであって、この正義の法は、人びとの利己心にしたがって社会の必要性を見いだしたとき案出されたものなのであった。換言すれば、「自愛こそ正義の規則を遵守する最初の動機」であったのであるから、われわれが政府に服従するのは、政治的社会から受ける利益にある。すなわち、人びとをして政府に服従せしめる自然的責務（natural obligation）は、利己心に基づく各人の利益なのである。「この利益は、政治的社会において享受される。かつ完全に自由独立であるときは決して得ることのできない保証と保護とに存するのである」（THN, pp.550-51, 訳（4）150-1頁）。

このように、ヒュームは、人びとが政府に服従することによって得られる利益を強調している。したがって、服従は、利己心という人間本性に基づくがゆえに、契約によるのではないことを彼は強く主張するのである。

ところで、ヒュームのいう服従の原理は、社会から得られる利益にあるのだから、この利益のないところでは統治組織はもはや存在することはできない。したがって、人びとの統治組織に服従する義務もなくなるのである。「市民的為政者たちが、甚だしく圧迫して、その権威に全く耐え難くさせるほどになれば、われわれはもはやかような権威に服従するようには縛られないのである。原因がなくなった。したがって結果もまたなくならなければならないのである」（THN, p.551, 訳（4）151頁）。

ヒュームにおいては、政治的社会において享受される利益がいちじるしく損なわれるときには、服従への市民の自然的責務は消滅するのであった。ところが、政治的服従には、自然的責務の他に道徳的責務（moral obligation）がある。ヒュームによると、この道徳的責務は、服従の義務の原因である利益の自然的責務がなくなったあとにまで存続するという。「人びとは自分自身の利益や公共的利益に反してまで圧制的統治組織に服従するよう、良心によって縛られるであろう」（THN, p.551, 訳（4）151-2頁）。なぜなら、われわれはひとたび一般規則を樹立した後は、この一般規則が樹立された理由をこえたところまで及ぶことを承認するからである。したがって、統治者がたとえ暴君であっても、人びとの抵抗はすぐには生じない。ヒュームによると、人びとの抵抗が、統治組織の解体に及ぶようになるのは、例外が一般規則の性質をおびるばあいだけである。すなわち、統治者の暴虐と残忍さと野心とが人びとを圧迫し耐え難い状態にいたらしめたときのみ、「われわれは優越権力のきわめて暴力的な結果に反抗してよく、それによっていかなる罪ないし不正義も犯すことはない、とわれわれをして結論させる」（THN, p.552, 訳（4）153頁）のである。

ヒュームは、ディオニュシオス（Dionysius）やネロ（Nero）、フェリペ2世（Philip the second）の名をあげて「歴史を精査する読者はすべて、これらの人に対して武器を取った者に味方する」（THN, p.552, 訳（4）153頁）と述べている。こうして彼は、統治による社会の利益に反する例外として抵抗権を認め、ロックと同様の結論を導くに至ったのである。しかし、通常の状態においては、統治への服従が一般的であるとして、統治組織がひとたび樹立されたのちの、

統治組織の正当性あるいは権威の源泉について次の5つを挙げている。(1) 統治組織の永い占有(君主の相次ぐ継承)、(2) 現在の占有、(3) 征服の権利、(4) 相続の権利、(5) 実定法である。

ヒュームの死後、1777年版の『著作集』(*Essays and Treatises on Several Subjects*)に追加された「統治の起源について」においても、彼は、社会の秩序は統治によってはるかによく維持されており、また為政者に対する義務は、我々の同胞市民に対する義務よりも、人間本性の諸原理によってはるかに厳重に守られていると述べている。そして、「自由は政治社会(civil society)の完成であることが認められねばならない。しかしそれでもなお、権威は政治社会の存続そのものにとって不可欠であると認められねばならない。したがってこのために、自由と権威との間にしばしば生じる争いにおいて、権威は優先権を求めることができるだろう」(EMPL, p.41, 訳33頁)と述べている。むろん、ヒュームは『人間本性論』や『政治経済論集』(1752)において、ジェイムズ2世を廃位した名誉革命の正当性を主張しているのではあるが、一般には、この種の政治的論争は「大部分の場合には裁断できないものであり、…偏に平和と自由とのためにのみ従属するとみなすべきことを教える」(THN, p.562, 訳(4)167頁)と述べており、抵抗権に関しては、極めて慎重なヒュームの政治的姿勢を見ることができる。

3. 市民社会の政治と経済

前章においては、人間本性に基づいて市民社会における正義の法と正義の徳とが形成される筋道と、その正義の諸規則の遂行と裁断を行って、市民社会の平和と秩序を保障する政府の成立について論じた。政府の成立によって、正義の根本的自然法である所持の安定と承諾による所持の移転、約束の履行が確立されることになる。

このような市民社会においては、法の支配が確立して人びとの自由と所有権が保障され、利己的個々人の経済活動も促進されて、商品交換・交易が活発になり市場経済が拡大・発展する。

ヒュームは、『人間本性論』の「第一篇及び第二篇に対する緒言」において、自分の人間本性学は、知性と情念について論じた後に、「道徳論・政治論・文芸批評の検討に移ろう」と述べている。「政治学」については、「社会を結成しかつ相互に依存する人間の考察」であるとあるが、今日でいうところの政治学と経済学の双方が含まれている。具体的には、彼の『道徳・政治論集』(*Essays, Moral and Political*, 初版1741-2)や『政治経済論集』(*Political Discourses*, 初版1752)のなかの政治と経済の諸論考において総合的に考察されることになる。これらの両著書は、その後1750年代はじめから刊行された『著作集』(*Essays and Treatises on Several Subjects*)のなかに収められ、1758年版からは『道徳・政治・文学論集』(*Essays, Moral, Political, and Literary*)という共通のタイトルのもとに、一体化されて取り扱われている⁶⁾。

これらの諸論考の政治論文と経済論文において、ヒュームは「人間の学」を市民社会における

6) これらの詳しい経緯については、田中敏弘「解題 ヒューム『道徳・政治・文学論集』について」田中敏弘訳『ヒューム 道徳・政治・文学論集』名古屋大学出版会、2011年 所収、参照。

政治と経済の両面において展開したのである。本章においては、ヒュームの中心的な政治思想と経済思想を考察することにした。

(1) 市民社会の政治思想 —「中庸」の追求

(イ) 政治の目標

前章から明らかなように、市民社会における政治の役割は、正義の法の遂行と裁断による法の支配を確立し、また正義の法を支える道徳感情を助長し、そして国防を含めた公共事業を行い、人びとの自由と所有権を保障することによって市民社会の発展に寄与することである。それゆえ、ヒュームは、市民社会における政府や政府形態のあるべき姿について考察する。

まず彼は、『道徳・政治論集』における「政治は科学になりうる」において、政治学は、数理学と同様に、人間の気質や気性にはほとんど依存しない一般的原理を扱う学問であると述べている。「法律や特定の形の政体をもつ力は非常に大きく、人間の気質や気性にはほとんど依存しないので、数理学がもたらすものとほとんど同様に一般的で確実な帰結を、ときにはそれから演繹することもでき(る)」(EMPL, p.16, 訳12頁)。そして、その場合に、市民社会の政治を論ずるときの主眼は、「自由」の確立である。すなわち、ヒュームが各種の政府形態を取り上げるときの基準は、統治者の資質や性格が国の政治に影響することのないように、法の支配が確立され、市民的自由が保障されているかどうかであった。

彼は、「言論・出版の自由について」において、統治者と被統治者相互の用心深さと警戒心が作用している「完全に君主制でもなければ完全に共和制でもない」(EMPL, p.10, 訳6頁)混合政体であるブリテンでは、自由が優位を占めており、外国人を驚かせるほどの極度の自由があると述べている。そして、これらの自由は、「他のいかなる政体において享受されている自由をも大幅に超える言論・出版の自由」(EMPL, p.12, 訳8頁)によるものであり、これらの自由によって「その国の学問、知性、天性は自由の見方として用いられ、人びとは一人残らず自由の擁護に向けて鼓舞されうる」(EMPL, p.12, 訳8頁)という。しかし、ヒュームの死後の版(1777年)においてくみ込まれた文章には「言論・出版の無制限の自由は、…そうした混合形態の政体にとともなう弊害の一つであることを認められねばならない」(EMPL, p.13, 訳8頁)とある。ここでヒュームは、「無制限の自由」には弊害が伴うことを強調しているのである。その「無制限の自由」が政治の不安定要素をもたらし、党派の争いを引き起こしてきたことが思い起こされるのである。

ヒュームは、ウォルポール(1676-1745)時代の党派争いについて、次のように述べている。「最大の自由が許されているわが国のような政体では、大臣を攻撃したり、あるいは弁護したりする人びとは、常に事態を極端なところまで運んでしまい、国家に関する彼の功績や落ち度を誇張する」(EMPL, p.27, 訳17頁)。すなわち、彼の政敵は、内政や外交政策のいずれの面でも、彼を最大の極悪無法者として非難する。他方、彼の擁護派は、彼の施政のあらゆる面の功績を褒め称えるというのである。また「党派一般について」においても次のように述べている。「党派は政体を転覆させ、法を無力にし、相互に助け合い、防衛し合うべき同国人の間に最も激しい敵意を生

み出す。…いかなる国においてもこうした雑草がいったん根をおろすと、それを根絶するのは難しいということである」(EMPL, p.55, 訳46頁)。

かくして、ヒュームの政治的諸問題を論ずる際の立場は、「中庸」(moderation)を貫くことである。彼は、「政治は科学になりうる」において、中庸の精神を何度も強調している。「私は中庸の味方」(EMPL, p.15, 訳11頁)であるとか、あるいは、「できることならば、…現在わが国を二分している党派と関連して中庸の精神の教訓を引き出すことにしよう」(EMPL, p.27, 訳17頁)というように、ヒュームにとって、中庸の精神は、政治学を論ずる際の基準であった。

(ロ) 名誉革命体制の擁護

ヒュームの時代は、名誉革命の後の1707年のイングランドとスコットランドとの合邦を経て、1714年のジョージ一世(1660-1727)の即位とともにハノーヴァー家による王位継承が確定し、ウィッグ支配(1714-1762)が確立した時期であった。しかし、この時期までには、イングランドの平和と安定を脅かすウィッグとトーリーの両党派による長い抗争の歴史があり、また、ステュアート家の王位継承を主張するジャコバイト(Jacobites)の反乱が2度起きている。ジェイムズ2世(1633-1701)の息子のジェイムズ・フランシス(1688-1766)による1715年の反乱とその息子、すなわちジェイムズ2世の孫のチャールド・エドワード(1720-1788)による1745年の反乱である。

このような政治的状況のなかで、ヒュームは政治に関する諸論考において、現実の政治問題に強い関心を示し、イギリスにおける党派の起源や変遷を跡付けて党派の分析を行い⁷⁾、また当時のウィッグ党とトーリー党の政治原理を検討して党派相互の歩み寄りを主張し、ジャコバイトの反乱に関しては、王位継承者としてのハノーヴァー家の正当性を擁護する論陣を張っているのである。

さて、ヒュームの主張を具体的に見ていくと、イギリスの国制は混合政体であり、国王と議会との間の不安定な勢力均衡のもとに維持されてきたのである。すなわち、君主制の要素と共和制の要素が混合しており、それらの間の「適正な釣り合いは、それ自体、実際きわめて微妙かつ不安定」(EMPL, p.64, 訳53頁)であった。君主制が重視する権威と共和制が重視する自由とをめぐって内部闘争がくりひろげられてきたのである。ヒュームは、「党派の歩み寄りについて」において次のように述べている。「過去一世紀以上にわたってイングランドの政党間に続いた憎悪は、まさにこうした性質のものであった。そしてこの憎悪はときに爆発して内乱にまで至り、暴力による革命を引き起こし、また絶えずその国民の平和と平穏を脅かしたのであった」(EMPL, pp.493-4, 訳397頁)。

7) ヒュームによれば、党派は個人的要因に基づくものと、実際的な要因に基づくものに分類されるが、さらに後者は、利害(interest)に基づくもの、原理(principle)に基づくもの、愛着心(affection)に基づくものの三つに分類されるという。しかし、近代においては、宗教上の党派は最も激烈な抗争になるという。(Cf.EMPL, pp.56-63, 訳46-59頁)

このようなイギリスの政治構造のなかに必然的に党派が生まれたのであった。すなわち、ヒュームによると、イギリスの国制の本質に伴う原理に基づく党派として、君主制に好意を示し、王権の権威を尊重するのがコート派 (Court) であり、自由を信奉し共和制の見解を重視する人びとがカントリ派 (Country) である。

チャールズ 2 世 (1639-85) 治世下に生まれたトーリー党 (Tory) とウィッグ党 (Whig) については、両党派の本質を見極めることは最も困難な問題であるけれども、「コート派とカントリ派がトーリーとウィッグの真の親である」(EMPL, p.613, 訳62頁) とヒューム自身が述べているところから、トーリーはコートであり、ウィッグがカントリということができる。

ヒュームは、「原始契約について」と「絶対的服従について」において、トーリーとウィッグ両党派の基本的な政治原理について検討している。彼によれば、トーリー党の政治原理は、政府の神聖不可侵と臣民の絶対的服従にあるとするが、主権者の権力や行使が神の委託に基づくということではできるが、神の代理者と呼ぶような特別の意味はない。また、歴史上におけるネロやフェリペ 2 世のような暴君に対しては、その抵抗権を人びとは認めるであろうというのである。抵抗権については、『人間本性論』においても明らかにしたところである。

ウィッグ党の政治原理である原始契約 (original contract) と抵抗権については、『人間本性論』においても、ヒュームは自分の見解を明らかにしているが、さらに歴史的事実において明確にする。歴史上のあるいは現存の政府というものは、人民の公正な同意や自発的な服従に基づくものではなく、ほとんどが篡奪か征服によって成立したものである。また、名誉革命でさえ、ウィッグのいうような原始契約に基づくものではない。そのとき変革されたのは、王位に関係した部分だけであり、国民全体で決定したものではない。さらに、歴史や経験によると、国家的事件において、人民の同意がもっとも尊重されなかった時期こそ、新しい政府が樹立されたときであろうというのである。要するに、革命、征服、大動乱のような激動する時代には、軍事力や政治的策謀が、すべてを決することになるのであった。したがって、ヒュームは、ウィッグの原始契約説を「あらゆる国民とあらゆる時代の慣行と世論にも反した奇論」(EMPL, p.486, 訳389頁) と断定し、政府に対するわれわれの服従 (= 忠誠) 義務の根拠を、「人間社会の一般的な利益と必要」(EMPL, p.481, 訳386頁) にあることを強調するのである。

以上のトーリー、ウィッグの政治原理に対してヒュームは、「党派の歩み寄りについて」において、「一つの政党が他の政党に対して根拠のない軽蔑や勝ち誇った優越感をもたないようにし、中庸をえた意見を奨励し、どんな論争の場合にも適切な中庸を得た立場を見つけ出し、反対派もときには正しいこともありうるということを、各々の党に納得させ、また、どちらの党に寄せられるにせよ、称賛と非難が均衡を失わないようにすることが一番である」(EMPL, p.494, 訳397頁) ということを強調している。トーリーとウィッグの双方の政治原理についての前述の議論は、「両党いずれの側も、自らを美化しようとつとめているものの、理性的に考えてみた場合には、それほど十分な支持をけって得られない」(EMPL, p.494, 訳397頁) のである。それゆえ、ヒュームは、両者に中庸の意見をもつことを奨励し、党派の歩み寄りを期待したのであった。両党派が歩み寄っ

て現体制（名誉革命体制）を安定的なものにし、社会存続の利益を享受することが彼の意図であったのである。「中庸はあらゆる既存の体制にとって有利なものである」（EMPL, p.500, 訳402頁）。

以上のように、ヒュームは、トーリーとウィッグの両党に歩み寄りを期待し、当時のイギリスの国制、すなわち名誉革命体制の安定を願ったのであった。したがって、名誉革命体制を覆してステュアート家の復位を図ろうとするジャコバイトにたいしては否定的であった。彼は、すでに『人間本性論』において、「王が不正を行いあるいは圧制的専制的権力を得ようと企てて、自己の法的性格を正当に喪失したとすれば、かような王を退位させることは道徳的に合法的となり、政治的社会的本性に適するものとなるばかりではない」（THN, p.565, 訳(4)171頁）と述べている。

そして、ウィリアム3世（1650-1702）の即位以後に三人の王が王位を継承してきたという事実が、名誉革命当時のウィリアムの即位についての批判的議論にもかかわらず、権威を確立してきたというのである。ヒュームにあつては、「時間と習慣とは、統治組織の一切の形式及び君主の一切の継承に権威を与える」（THN, p.566, 訳(4)173頁）ものであった。

このように、ヒュームは、名誉革命の正当性を主張し、ハノーヴァー家による王位継承を擁護し現体制の安定を願ったのである。それでもなお彼は、「新教徒による王位継承について」において、王位継承者として、ステュアート家とハノーヴァー家のどちらが適しているかを、落着以前を想定して、改めて両家の長所と短所の比較を行っている。そして、このような問題は、一般大衆によってではなく哲学者によって論ずるべきであるとしている。「これらすべての事情を天秤にかけ、その各々にそれにふさわしい釣り合いと影響力を割り当てることは、どちらの党派にも属さない哲学者だけのものである」（EMPL, p.507, 訳407頁）。

ヒュームの立場は、哲学者として中庸を貫くことである。そのうえで、哲学者ヒュームは、名誉革命体制の下では「公共の自由は、国民の平和と秩序と相まって、ほとんど妨げられずに栄えている。商業、製造業、および農業が発展してきた。もろもろの技術や科学、それに哲学も進歩している」（EMPL, p.508, 訳408頁）として、人間本性の品性にふさわしい自由と平和の享受、農・工・商の発展、学問の進歩が、他のヨーロッパ諸国には見ることができないと称賛しつつも、なおこの時期においても数えきれないほどの陰謀と2度の反乱があったことを重視し、慎重に結論を留保している。しかし、ヒュームは、両家による王位継承の長短の比較考量から、ヨリ短所が少ないという意味でハノーヴァー家を選択したことは賢明であったと結論する。すなわち、彼によると、「ローマカトリック教徒を王座につけることによる短所のほうが、外国の君主を王位にすえる他の決着のもつ短所よりも大きい」（EMPL, p.510, 訳410頁）というのである。

このように論じて、ヒュームは、ハノーヴァー家による王位継承が有効になった今日それを覆そうとしたジャコバイトを批判したのであった。王位の落着は、現実には起こってしまったことであり、一種の王位継承の資格がハノーヴァー家にすでに生じているのである。時間の経過と習慣が、ハノーヴァー家の王位継承に権威をもたらしたのである。ヒュームは、「党派の歩み寄りについて」において次のように述べている。

「自由の計画はすでに落着しており、そのすばらしい結果は経験によって証明済みである。長

い時間の経過によって、それには安定性が与えられてきており、この方策を覆し、過去の政体や退位した王家を復活させようと企てるような連中は誰でも、他のもっと刑法上の非難は別としても、党争と革新という非難に今度は自分たちがさらされる番になるであろう」(EMPL, p.501, 訳402-3頁)。

以上のように、ヒュームは、名誉革命体制を擁護することこそが市民社会の一層の発展を促進する源であると信じたのである。この根底には、経済社会の発展にともなって徐々に文明の進歩がもたらされて、人間と社会がしだいに洗練されてきたことを強調する彼の歴史に対する認識があった。彼にとっての自由の確立・文明化とは、商工業の発展に基づくことの結果を意味していたのである。この課題は、『政治経済論集』における「商業について」、「技術における洗練について」において明らかにされることになる。

(2) 市民社会の経済思想 —「一般原理」の究明

(イ) 文明社会の成立

ヒュームは、『政治経済論集』における経済論文の序論部分に相当する「商業について」において、市民社会の経済思想を貫く基本的原理について明らかにしている。彼によると、人類の大部分は「真理に到達できない浅薄な思索家」と「真理をとび越えたような深遠な思索家」とに分類できるという。前者は、人類の大部分であり、推論を進める際に基礎となる原理が浅薄であるので、「一般的推論」には不向きである。後者の人びとは、「事物の一般的な成り行き」(general course of things) に注目する学者や政治家であると考えている。彼は次のようにいう。

「どのように込み入って見えてとしても、一般原理 (general principle) は、それが正しくて確実である限り、特殊な場合には妥当しないことがあるとしても、事物の一般的な成り行きにあっては常に貫徹しているに違いなく、この一般的な成り行きを考察することは、学者の主要な仕事なのである。なおまた、それは政治家の主要な仕事でもあると言えよう」(EMPL, p.254, 訳211頁)。

ヒュームは、哲学者として、経済に関する諸論考において、市民社会における経済の「一般原理」を究明しようとしたのである。

さてヒュームは、市民社会を「文明社会 (civilized society)」としても描いており、その出発点を農業と工業との分業関係の拡大による国内市場の発展に求めている。ヒュームの文明社会は、社会的存在としての人間相互の交換社会であるが、それは、J.ステュアート (Steuart, James, 1713-80) の『経済学原理』における「近代社会 (modern society)」やアダム・スミス (Smith, Adam, 1723-90) の『国富論』における「商業社会 (commercial society)」に連なる概念である。

歴史を未開から文明への進歩の過程とみなす点において、スコットランドの同時代の3人は共通していたが、経済社会の性格をどのように捉えるのかという点においては、ステュアートが近代社会を狂いやすい時計にたとえて、それを調整する職人、すなわち為政者 (statesman) の指導的な役割を強調したのに対して、スミスは、「その規則的で調和ある運動が無数の快適な効果

を生み出す、偉大で強大な機械のように見える⁸⁾」として「見えざる手」(an invisible hand)を強調したのであった。このような経済社会の二つの対照的な捉え方において、その出発点となったのが、ヒュームの文明社会である。

ヒュームは、経済社会形成の出発点を農業と工業との分業関係の拡大による国内市場の発達に求め、外国貿易による「奢侈」の導入が文明社会の原動力であるとしている。すなわち、彼によると、人間は主に狩猟や漁獲によって生活する未開状態を離れると農民(husbandmen)と製造業者(manufacturers)の二つの階級に分れるという。そして、若干の農業技術の改善にとまなう剰余生産物の増大は、農業者や製造業者以上の多くの人口を養うことを可能にする。

文明社会では、古代社会と異なって、余剰人口が奢侈産業にふりむけられるから、農業と工業との相互依存関係が発展し、農工双方において生産力が向上することになる。むろん、農工部門の発展は必然的に商業の役割を生み出すことになり、彼らの間の交換を通して剰余生産物が増大してゆく過程が描かれている。この文明社会の発展の源である奢侈産業は、ヒュームによると、外国貿易によってもたらされたというのである。

「歴史に照してみれば、たいていの国民の場合、外国貿易が国内製造業のいかなる洗練にも先行し、それが国内産の商品による奢侈を生み出してきたことが分かるであろう」(EMPL, p.263, 訳216-7頁)。

すなわち、人びとは、外国貿易によって、「奢侈の快樂と商業の利益を知る」ようになると、安逸から目覚めて、富裕階級と貿易商人の双方に活気があふれ、貿易も一層拡大することになる。また、模倣によって向上した製造業の技術によって国産商品の質を高めることになるというのである。つまり、洗練された技術が国内に普及し、機械的技術と製造業が発展するのである。ヒュームは、奢侈をめぐる当時の見解、すなわち道徳的に無害な奢侈を墮落、騒乱および紛争の源と非難する「厳格な道徳家」と道徳的に有害な奢侈にも社会的有用性を与えて称賛するマンデヴィル(Mandeville, Bernard de, 1670-1733)の双方の見解を批判し、洗練された時代は最も幸福で最も有徳な時代であることを論証しようとしたのである。

このように、ヒュームにおいては、外国貿易による奢侈の導入によって、国内の諸技術の洗練と産業活動の繁栄がもたらされ、文明社会が築かれてきたということが強調されている。その文明社会の歴史的帰結については、「技芸における洗練について」において具体的に説明されている。すなわち、産業活動と諸技術の繁栄によって、人間精神が向上し、学芸が洗練される。また、その学問と産業活動の相互依存によって双方が発展する。人びとが社交的になり、知識や教養が向上する。ヒュームは、「産業活動(industry)と知識(knowledge)と人間性(humanity)は、解き離しがたい鎖で結合されており、それらが一層洗練された、そして一般に一層奢侈的な時代と呼ばれている時代に特有なものであることは、理性によってだけでなく経験からも分かるのである」(EMPL, p.271, 訳223頁)と述べている。

8) Cf. Smith, Adam, *The Theory of Moral Sentiments*, edited by D.D. Raphael and A.L. Macfie, Oxford: Clarendon Press, 1976, p.316.

さらには、個人の幸福と繁栄だけでなく、政府をも偉大にし栄えさせることになり、また人びとの気質も和らぎ、法・秩序も安定し、法の支配を重視する中産階級が下院の政治勢力になる。「下院はわれわれ人民の政治の擁護者であって、下院の主要な影響力と重要性が、財産のこのような剰余を庶民の手にもたらした商業の増大の所産だったことは、全世界の認めるところである」(EMPL, p.278, 訳227頁)。

そして、中下層階級が節儉の徳を普及させ、農工商の担い手として経済活動の原動力になる。ヒュームにおいては、商工業の発展に基づく諸技術の洗練が、個人の自由と優れた統治と法をもたらしてきたということが強調されている⁹⁾。

かくして、彼にとっては、名誉革命後のイギリスの社会における自由と平和の確立、農業・工業・商業の発展、学問の進歩は、以上のような文明化に対する歴史認識の到達点として把握されているのである。このことは、ヒュームが歴史から学んだ最大の教訓であった。

(ロ) 重商主義批判

ヒュームは、すでに述べたように、名誉革命後のイギリス社会を称賛しているが、名誉革命体制の下での当時の政府の政策(重商主義政策)をそのまま容認したわけではない。自由と法の支配が確立し、経済的に繁栄していることを積極的に称賛しつつも、嫉妬による「偏狭で悪意のある」対フランス敵視政策に対しては懸念を表明して厳しく批判したのである。彼は、「勢力均衡について」において「わが国のフランスとの戦争は、正義のために、そしておそらくは必要からさえ始まったのであるが、しかし片意地と激情のためにいつも行きすぎてきた。…わが国のフランスとの戦争の半分以上と、わが国の公債のすべてとは、隣接諸国民の野望よりも、われわれ自身の軽率な熱狂に原因がある」(EMPL, p.339, 訳272頁)と述べている。

ヒュームによれば、当時の政府は、政治家の注目すべき「事物の一般的な成り行き」を認識しておらず、嫉妬によって戦争を激化させ、文明の危機をまねいているというのである。彼は、「貿易差額について」においても次のようにいう。

「商業によく通じた諸国民においてさえも、貿易差額に関する激しい嫉妬と、金銀がすべて自国から流出しつつあるのではないかという危惧の念が、やはり広く行き渡っている」(EMPL, p.309, 訳250頁)。また、「公信用について」では、「現代の政策によれば、戦争はあらゆる破滅的な事態を伴う。すなわち人員の損失、諸税の増加、商業の衰退、貨幣の消尽、海陸からの蹂躪がそれである」(EMPL, p.351, 訳284頁)とある。

ヒュームは、『政治経済論集』において、「事物の一般的な成り行き」に貫徹している「一般原理」に逆らって、嫉妬によって戦争を激化させ、市民(文明)社会を損なう方向に向かわしめて

9) アダム・スミスは、『国富論』のなかで、商工業の発展が秩序と善政、そして個人の自由と安全をもたらしたことを認識した唯一の作家として、ヒュームをあげている。

Cf. Smith, Adam, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited by R.H. Campbell, A.S. Skinner and W.B. Todd, Oxford: Clarendon Press, Vol.1, 1976, p.412.

いる諸政策を批判する。

さて、当時の政府の政策である重商主義政策は、富（＝貨幣）の蓄積を貿易差額に求めるものであるから、必然的に輸出奨励・輸入制限・保護主義といった政策を伴うことによって、各国間の貿易摩擦を引き起こし、ひいては嫉妬心と猜疑心をあおり戦争の要因ともなったのである。

ヒュームは、「貨幣について」において、貨幣が一国の富ではなく単なる流通手段、価値尺度にすぎないことを強調し、一国の貨幣の流通必要量は、貨幣量の増減が物価の騰落に影響を与えることを通じての「正金の自動調節メカニズム」によって、結果的に、一国における技術と産業活動の水準に落ち着くということを示したものである。これが、ヒュームの機械的数量説とその系論としての「正金の自動調節メカニズム」である。このプロセスは、国内の貨幣量に応じた物価水準を通じて自動的に貨幣（正金）の国際均衡が達成されることを示したものである。一国の貨幣量は、結果的に国内経済の活動水準、すなわち「各国民の技術と産業活動とにほぼ比例するように」落ちつくのであった。それゆえ、ヒュームは、「貿易差額について」において、「国民と産業活動の優位を注意深く維持しよう。そうすれば、少しも貨幣の喪失を懸念するには及ばない」（EMPL, pp.309-10, 訳251頁）と主張するのである。国民の技術と産業活動に留意することが肝心で、貨幣の絶対量は問題ではなかったのである。したがって、一国の貨幣量の多寡については、懸念や嫉妬をもつ必要は全くないというのである。

ヒュームの自由貿易論によれば、一国民の国内産業は、近隣諸国民が最高に繁栄したからといって害を受けることはありえないというものである。自国内の産業は他の諸国民の産業の技術等の進歩によって増進しないはずはないし、たとえ、自国の、ある製造品が外国の製造品によってその需要の喪失が生じたとしても、勤労の精神が保持されてさえいれば、他の需要のある産業部門へと容易に転換することができるので、仕事の不足に陥る危険はないのである。しかも他国との競争心が、勤労精神の活性化を促進するのであって、他国が無知と怠惰で野蛮な状態にあるときに、自国の商工業が繁栄することは決してありえないというのである。

かくして、ヒュームは、自国も近隣の諸国もともに繁栄することを確信する。「貿易上の嫉妬について」において次のように述べている。「私は、人類の一人としては無論のこと、ブリテン臣民の一人としても、ドイツ、スペイン、イタリア、それにフランスの、商業の繁栄を願っているのだ」（EMPL, p.331, 訳267頁）。

このように、ヒュームにおいては、近隣諸国との貿易の拡大によって、各国は相互にヨリ一層繁栄することが可能となるのである。近隣の諸国民を犠牲にすることなしに自国の繁栄はありえないという「偏狭で悪意のある見解」は、このようにして否定されたのである。

名誉革命後に制度化された公債については、「公信用について」において論じられる。ヒュームによると、それは、「まったく議論の余地のないほど破滅的であることが明らかな慣行」（EMPL, p.350, 訳283頁）であり、その濫用は「貧困と無気力と外国勢力への服従をもたらす」（EMPL, p.351, 訳284頁）ものであった。ヒュームは、公債の利益と害悪を述べているが、公債のもたらす利益としては、公債は一種の貨幣であるから、その分現金を必要としないことや、公債所有者に収入

をもたらすので、その所有者である貿易商人は、より低い利潤率で貿易が可能になり、財貨を安価にして消費を拡大することを可能にして、経済活動を活発にすること等をあげている。

しかし、公債のもたらす害悪は利益とは比較にならないほど重大であるという。人口および富がロンドンに集中して地方が犠牲になることや、公債が一種の紙券信用であるので、インフレーションを引き起こして金銀を駆逐すること。また、利子支払いのための課税による労働の価格の騰貴と貧民階層の負担、さらには、外国人が所有するわが国債の持分が大きくなったときの悪影響や、人びとに怠惰を助長することなどの害悪があるという。

以上のように、ヒュームは、公債の国内経済に与える利益と害悪を指摘しているが、さらに、「戦争や外交折衝において他の諸国と種々の交渉を行う政治体」に及ぼす影響について述べている。この場合には、「その害悪は純粹で混ざりものを含まず、害悪を相殺する有利な事情は全く存在しない。それはまた、最大にして最も重要な性質の害悪でもある」(EMPL, p.356, 訳286頁)という。彼によると、国民の税負担が最大限にまで達して、かつ財源のすべてが永続的に抵当に入れられ、もはや新しい税源をみつけれない場合の「不自然な社会状態」においては、自己の産業活動の直接的結果以上に収入を得るのは公債所有者だけであるという。そして、その公債所有者は、国家となんら特別のつながりをもたず、国債の利子収入でもって、気概も野望も楽しみもなく、愚かで勝手きままな奢侈による無気力な生活を営むことになるという。その必然的結果は、国王と人民のあいだの中間勢力が排除されることになる。したがって、名誉革命体制における政治の担い手である土地所有階級が没落して、公債を所有する怠惰な金融業者が社会を支配することによって金権体質と腐敗、墮落をもたらし、圧制的な独裁君主制を出現させて、社会全体が無気力の状態に陥ることになるというのである。

ヒュームのような「中庸」を重視する哲学者が、以上のような激しい公債批判を展開した背景には、公債制度によって文明社会そのものが根底から破壊されるかもしれないという強い危惧があったのである。そして、公債の累積が限界点に達すれば、その「事物の自然な成り行き」は、「国民が公信用を破滅させるか、それとも公信用が国民を滅ぼすかのいずれかである」(EMPL, pp.360-61, 訳290頁)として、ヒュームは、公債の三つの死滅形態のうち、最悪の「暴力死」の場合には、「数百万人が数千人の一時的な安全のために永久に犠牲にされるという危険」(EMPL, p.364, 訳292頁)をもつ最大の不幸に陥ることを示唆する¹⁰⁾。というのは、イギリスのような民主政治においては、人為的破産政策を実施するのは困難であるから、公信用への固執が財政的に破綻し、同盟国への援助もできなくなり、ヨーロッパの勢力均衡が崩れて同盟国のみならず大ブリテンも外国の征服を受け、国家の滅亡が生じる危険性があるというのである。ヒュームは、「以上のことはあまり遠い将来のことではなく、…明確に予測しうることがらだと思われる」(EMPL, p.365, 訳293頁)と述べている。

以上から明らかなように、ヒュームは、法の支配が確立され自由な経済活動が保障されて、文

10) ヒュームは、イギリスの債権者は、「本国人と外国人を合わせて全部でわずか17,000人にしかならない」(EMPL, p.364, 訳296頁)とした計算に言及している。

明社会として経済が繁栄している名誉革命体制を称賛しているのであるが、当時の政府の重商主義政策、特に貨幣・貿易差額・公信用に関する「偏狭で悪意のある政策」に対しては、文明社会を破滅に導くとして痛烈な批判を展開したのである。彼は、『政治経済論集』における経済諸論文において、「政治家の目的であり、また目的であるべき社会の利益」のための「一般原理」を追究したのであった。

4. 「完全な共和国」構想案

ヒュームは、名誉革命体制を安定的なものとするために、人びとに「中庸」の精神と「一般原理」の究明を説いて、政治と経済の世界において是正すべき道を示した。しかし彼は、政治的仕組みとして、現実のブリテンの政体を、仮に選挙の平等と州選挙投票権の財産資格の引き上げ、また上院の改革や議席の世襲制から終身制への変革等によって「制限君主制の最も完全なモデル」に組み替えたとしても（Cf.EMPL, pp.526-7, 訳423-4頁）、次の三つの不都合は避けられないことを指摘している。第一に、党派（コート派とカントリ派）争いが完全には取り除けないこと。第二に、国王の個人的性格が依然として政体に大きな影響力をもつこと、第三に、常備軍のもたらす危険などである。

第一の党派争いについて、ヒュームが述べようとしていることは、現実の混合政体であるブリテンの政体においては、君主制の要素と共和制の要素の間の釣り合いが不安定であるので、君主制が重視する権威と共和制が重視する自由とをめぐって党派間に内部闘争がくりひろげられ、絶えず国民の平和と平穏が脅かされてきたという歴史がある。そのために、政治学においては中庸の精神を人びとに要請し、また「制限君主制の最も完全なモデル」への変更を考慮したのであるが、制限君主制を保持する限り、両党派の対立はある程度緩和されても完全には取り除くことはできないということである。

ヒュームの死後1777年に追加された「統治の起源について」においても次のように述べている。「あらゆる統治には、権威と自由の、公然たる、もしくは隠然とした不断の内部闘争がある。しかもこの争いにおいては、権威と自由のどちらも絶対的な勝利を得ることはまず不可能である」（EMPL, p.40, 訳32頁）。したがって、党派争いには「中庸」の精神や改革・改善だけでは収まりきれない厳しさがあることを痛感していたものと思われるのである。それゆえに、完全な共和国案が提案されたのである。

第二の国王の個人的性格が政体に及ぼす影響については、ヒュームは、「わが国の政体の均衡は、ある程度君主の能力と行動に依存しているが、これは変わりやすく不確実な事態である」（EMPL, p.424, 訳424頁）と述べている。完全な共和国構想案においては、むしろ、国王や貴族が存在しない自由な市民から構成される国家が前提であるので問題は解消されることになる。

第三の常備軍については、「これはブリテンの政体に見られる命とりの病気であり、このためにブリテンの政体がついには滅亡することが不可避であるに違いないことは明白である」

(EMPL, p.647, 訳426頁) というのである。それゆえ、完全な共和国構想案では民兵制度が採用されている。

ヒュームは、以上のような現実のブリテンの国制における弱点を変革するために、新たな政体を、すなわち市民社会における法の支配の完成を目指し、市民社会における政治と経済のあり方にふさわしい理想的な政治制度を、『政治経済論集』の最後に配列された「完全な共和国についての設計案」において論じることになったのである。

さて、ヒュームによると、政治形態というものは、ひとたび確立されると権威付けられて、尊敬の念が生じて伝統が尊重されるので、現実的には政体の改革はなかなか難しいという。しかし、それでも、理論的問題として、彼は、「ともかく、政体のうち最も完全なものはどのようなものかを知ることは、社会に対してあまりにも大きな混乱を与えない程度の穏やかな変更と革新によって、現実の憲法機構ないし政体を、できるだけその完全な姿に近づけるために、有益であるに違いない」(EMPL, pp.513-4, 訳415頁) と述べて、理想的な共和国について構想している。

ここでは、その特徴を述べることにしよう。ヒュームは、党派争いの原因となる制限君主制を廃止して、国王や貴族が存在しない自由な市民から構成される国全体を100州に分け、さらにその各州を100の教区に分けて、合計10,000教区としている。選挙は毎年行われ、選挙人の資格に財産と教育が重視されている。彼は、「毎年の選挙によって、元老院議員を人民に大いに依存するようにすること。しかも、その選挙にさいしては、イングランドの選挙人のような、分別に欠けた烏合の衆による選挙ではなく、財産と教育をそなえた人びとによることである」(EMPL, pp.523-4, 訳421頁) と述べている。具体的には、各州では、年収20ポンドの自由保有農と都市教区の500ポンドの財産を所有する戸主が選挙権を持ち、毎年、無記名投票によって、その州の各教区では1名の自由保有農を各州の代議員に選ぶとしている。

各州の代議員は州都に集まり、各州の代議員団ごとに無記名投票により10名の州政務官と1名の元老院議員を選出する。元老院議員全員に州政務官の権限がまた州政務官全員に州代議員の権限が与えられるので、共和国全体としては、100名の元老院議員(上院議員)と1,100名の州政務官と、10,000名の州代議員(下院議員)とから構成されることになる。ここでは、農村と都市の選挙人による選挙によって各州の代議員10,000名を選び、元老院議員100名を選出するという間接選挙の方法がとられている。

ヒュームは、「すべての自由な政体は二つの会議から成り立たねばならない。その一つは成員の比較的少ないものであり、他は成員のより多いものである。つまり、言いかえると、元老院と人民とから成り立たねばならない。…人民は、元老院がなければ知恵を欠くことになるだろうし、反対に元老院は、人民がいなければ誠実さを欠くことになるだろう」(EMPL, pp.522-3, 訳420頁) と述べている。

元老院議員には共和国の全行政権(拒否権を除く)と司法権が与えられる。州代議員には、全国的規模ではなく、彼らの個々の州ごとに会合させ、共和国の全立法権が与えられる。州会の過半数で問題が決定され、同数の場合には元老院が決定権をもつ。各州はその内部において一種の

共和国である。代議員は州の法律を制定できるが、その法律の写しは元老院ならびに他のすべての州に送付される。各州の議会は小規模であるため十分な審議が尽くされるとしている。なお、政務官は各州の歳入関係のすべての任命権や教区の教区長や牧師を任命するなど、州の行政権を担うことになる。ヒュームは、立法権力がつねに行政権力にまさっていることを強調している。

さらに、ヒュームは、元老院を牽制し監視するために、元老院議員の次点者から構成される対抗者会議 (the court of competitors) を設けている。対抗者会議は、元老院議員の追放の権限等をもっている。また、彼は、元老院に対して警戒すべきこととして談合と分裂をあげ、それらを回避するために、元老院議員の人数や選挙の方法、公職の任命権、また元老院議員の間での公職の配分などについて適切な対策を用意している。ヒュームは、共和国の行政政府である元老院が腐敗しないような仕組みを考えているのである。

共和国では、代議員、政務官、あるいは元老院議員には一切の給料が支給されないとしている。軍隊は既に述べたように、常備軍制度ではなく、スイスのものを模倣して民兵制を採用している。

以上、ヒュームの完全な共和国の構想についての特徴を紹介したが、彼自身は、「この設計案が実行可能であることを疑うわけにはいかない」(EMPL, p.526, 訳423頁)と表明している。

こうして、ヒュームの理想共和国の構想は、名誉革命体制を「最も完全なモデル」に変更しても避けられない三つの不都合から完全に解放される道として用意されたものであった。

ヒュームは、君主や貴族等の身分制度の存在しない、市民の「人間本性」に基づいた新たなる市民社会における政治と経済の世界に相応しい理想的な政治形態を目指したのである。

5. むすび

ヒュームは、政治や経済が大きく変化する18世紀のブリテンにおいて、新しい学問の構想を抱いて『人間本性論』(1739-40)を執筆し、新たな人間の生き方と社会のあり方を探究しようとした。それは、日常生活における人びとの人間本性 (human nature) に基づく学問の構築であった。

彼は、日常生活における人間を「経験と観察」によって捉えることを通して、人間は知性よりも情念に導かれる極めて感性的な人間であることを認識した。このような人間の自然な営みである家族から出発して、見知らぬ人びとの集まりである市民社会においては、どのようにして社会秩序が形成されるのか、また如何にして市民社会の平和と秩序を保つ政府の成立が可能となるのか、あるいは個々人の所有権はどのようにして保障されるのか、という諸問題を『人間本性論』第3篇「道徳について」において考察した。

また、ヒュームの人間本性の学は、「政治学」においては「社会を結成しかつ相互に依存する人間の考察」であるが、彼は、この課題については、『道徳・政治論集』(1741-2)及び『政治経済論集』(1752)において論じている。これらの諸論考の政治論文と経済論文において、ヒュームは市民社会における「人間の学」を政治と経済の両面において展開したのである。

彼の政治的諸問題を論ずる際の立場は、「中庸」を貫くことである。ヒュームは、当時のイギ

リスの国制、すなわち名誉革命体制を、現実的には文明社会の発展にふさわしい政治形態であると認識していた。そのために、当時の政治勢力であるトーリーとウィッグの両党に相互の歩み寄りを期待し、またハノーヴァー家による王位継承の正当性を確認して、ジャコバイト主義を斥けたのである。この根底には、経済社会の発展にともなう文明の進歩が徐々にもたらされてきたとする彼の歴史に対する認識があった。ヒュームにおいては、市民社会（文明社会）における政治と経済は一体化されて捉えられており、両者は密接に関連付けられているのである。

農工分業に基づく文明社会の発展を促進してきたのは、外国貿易による奢侈の導入である。ヒュームは、奢侈をめぐる「厳格な道德家」とマンデヴィルの双方の見解を批判し、洗練された時代はもっとも幸福でもっとも有徳な時代であることを論証した。しかし彼は、名誉革命体制を擁護しながら、当時の重商主義的経済政策が、根拠のない嫉妬に基づく「偏狭で悪意ある政策」であることを批判した。特に当時の貨幣や貿易差額、公信用に関わる諸政策に対しては否定的であった。というのは、それらの政策が対フランス戦争を激化させ、文明の危機をまねいているからである。これを正すために、ヒュームは、政治家の考慮すべき仕事は、「事物の一般的な成り行き」に貫徹している「一般原理」を究明することであるとして、哲学者としてそれを『政治経済論集』における経済論文において明らかにしたのである。言わば「政治家または立法者の学」としての処方箋を世に示したのである。

以上のように、ヒュームは、名誉革命体制を擁護し安定的なものとするために、人びとに「中庸」の精神の追求と「一般原理」の究明を求めて政治と経済の世界において是正すべき道を示したのである。しかし彼は、政治的仕組みとして、現実のブリテンの政体を仮に「制限君主制の最も完全なモデル」として組み替えたとしても、党派争いが完全には取り除けないことや国王の個人的性格が政体に大きな影響力をもつこと、また常備軍のもたらす危険などについて憂慮していたのである。それゆえに、ヒュームは、これらの問題点を解決する道を『政治経済論集』の政治論文と経済論文の最後に配置された「完全な共和国についての設計案」のなかで明らかにし、君主や貴族等の身分制度の存在しない、市民の「人間本性」に基づいた新たな市民社会における政治と経済の世界に相応しい理想的な政治形態を構想したのであった。

参考文献

- 1) 泉谷周三郎『ヒューム』研究社出版、1996年。
- 2) 板橋重夫『「人間の科学」と宗教－デイヴィッド・ヒューム研究』東京法令出版、1995年。
- 3) 犬塚元「ヒュームと共和主義」田中秀夫・山脇直司編『共和主義の思想空間－シヴィック・ヒューマニズムの可能性』名古屋大学出版会、2006年、所収。
- 4) 大野精三郎『歴史家ヒュームとその社会哲学』1977年、岩波書店。
- 5) 斎藤繁雄・田中敏弘・杖下隆英責任編集『デイヴィッド・ヒューム研究』御茶の水書房、1987年。
- 6) 坂本達哉『ヒューム希望の懐疑主義－ある社会科学の誕生－』慶応義塾大学出版会、2011年。

- 7) 竹本洋「D. ヒュームの『政治論集』にかんする試論」(1) (2)『大阪経大論集』196号, 197号, 1990年。
- 8) 田中敏弘『社会科学者としてのヒューム－その経済思想を中心として－』未来社 1971年。
- 9) 田中敏弘『イギリス経済思想史研究－マンデヴィル・ヒューム・スミスとイギリス重商主義－』御茶の水書房, 1984年。
- 10) 杖下隆英『ヒューム』勁草書房, 1982年。
- 11) 中才敏郎編『ヒューム読本』法政大学出版局 2005年。
- 12) 舟橋喜恵『ヒュームと人間の科学』勁草書房 1985年。
- 13) 森 直人『ヒュームにおける正義と統治－文明社会の両義性－』創文社, 2010年。
- 14) Forbes, Duncan, *Hume's Philosophical Politics*, Cambridge University Press, 1975.
田中秀夫監訳『ヒュームの哲学的政治学』昭和堂, 2011年。
- 15) Haakonssen, Knud, *The Science of A Legislator; The Natural Jurisprudence of David Hume and Adam Smith*, Cambridge University Press 1981. 永井義雄・鈴木信雄・市岡義章訳『立法者の科学－デヴィッド・ヒュームとアダム・スミスの自然法学』ミネルヴァ書房, 2001年。
- 16) Haakonssen, Knud, "The structure of Hume's political theory", in *The Cambridge Companion to Hume*, edited by David Fate Norton, Cambridge University Press, 1993.
- 17) Merrill, Thomas W., *Hume and the Politics of Enlightenment*, Cambridge University Press, 2015.
- 18) Miller, David, *Philosophy and Ideology in Hume's Political Thought*, Oxford: Clarendon Press, 1981
- 19) Norton, David Fate, "Hume, human nature, and the foundations of morality", in *The Cambridge Companion to Hume*, edited by David Fate Norton, Cambridge University Press, 1993.
- 20) Skinner, Andrew S., "David Hume: Principles of political economy", in *The Cambridge Companion to Hume*, edited by David Fate Norton, Cambridge University Press, 1993.

現代資本主義と貨幣

——表券主義の貨幣理論とマルクス経済学の貨幣理論の比較検討——

岡 本 英 男

目次

- I. はじめに—本稿の問題意識と課題—
- II. 表券主義の貨幣理論
 - 1. ラーナーとレイの貨幣理論
 - 2. グッドハートの貨幣に関する見解
- III. マルクス経済学の貨幣理論の検討
 - 1. 馬場宏二の金本位制論
 - 2. 降旗節雄の貨幣理論
 - 3. 経済原論における貨幣の位置—関根友彦の貨幣理論—
 - 4. 歴史のなかの貨幣—楊枝嗣朗の貨幣論研究の総括—
- IV. むすびに代えて

I. はじめに—本稿の問題意識と課題—

本稿は、最終的に現代資本主義において貨幣はどのような性格をもち、どのような役割を果たしているかを明らかにすることを目標に置きながら、まずはその手がかりを得るために表券主義の代表的貨幣理論とマルクス経済学の代表的貨幣理論を筆者の視点から比較検討することを課題としている。

ポスト・ケインズ派の代表的貨幣研究者である内藤敦之は、貨幣とは何かという問いに対して次のように述べている。

「教科書的な理解としては、通常、交換手段、計算単位、価値貯蔵手段という三種類の機能によって説明されている。この中でも、どれを本質と見なすかは学派によって異なっている。例えば、新古典派および、オーストリー学派は交換手段としての貨幣を定義している。他方、価値貯蔵手段を最も重視するのは『一般理論』のケインズおよびポスト・ケインジアンである。この対立軸は戦後の経済学においてはそれなりに重要であったが、計算単位を重視する流れも存在する。これは内生的貨幣供給論、あるいは信用貨幣論と、表券主義 (Chartalism) の立場である。表券主義は長い間、忘れ去られていたが、近年、復活を遂げ、現代貨幣理論 (Modern Monetary

Theory, MMT) を名乗り、発展している。」¹⁾

本稿は、ひとまず、この近年現代貨幣理論として復活を遂げつつある表券主義の貨幣理論とマルクス経済学の貨幣理論のそれぞれの特徴を捉え、両者の比較を通じて、現代資本主義における貨幣の性格と役割を明らかにするための手がかりを得ようとするものである。表券主義の貨幣理論の代表として、アバ・ラーナーの貨幣理論とランダル・レイの貨幣理論、そして歴史実証面での表券主義の優位性を認めるチャールズ・グッドハートの貨幣観を紹介・検討したのち、マルクス経済学の貨幣理論の代表として馬場宏二、降旗節雄、関根友彦の議論を紹介・検討する。その後、三者の議論を補完するかたちで、「歴史のなかの貨幣」という視点から貨幣を研究してきた楊枝嗣朗の議論を紹介したのち、「むすびに代えて」において、以上の検討から本稿にて何が明らかになったかを総括し、最後に、現代資本主義における貨幣の性格を明らかにしようとするならば、それぞれの理論のレベルを自覚した上で、2つの貨幣理論を統合するような方法的態度が望ましい、と述べる。

ところで、マルクスの『資本論』は商品貨幣説を展開しており²⁾、そのため現在においてもなお、マルクス経済学者の多くは商品貨幣説を信奉しているといつてよい。

例えば、マルクス経済学の立場から貨幣論を研究している結城剛志は、次のような主張をしている。

貨幣は、商品に価値が内在していることから生まれる。したがって、貨幣は商品貨幣である。それに対して、法律によって定められた貨幣が法貨である。法貨の授受が選択されるのは、法貨で得た所得を税務署に申告し、所得税を支払わなければならないような事情があるからである。法制度という外囲が整っていない状態にあつては、どのような支払手段の特定もできない。国の財政が商品経済の循環の中に組み込まれているかぎり、法貨は商品貨幣でなければならない。国が徴税によって商品経済的富を収集しなければならないのであれば、商品経済との関わりを断ち切ることはできないのである。したがって、国がその権力をもってどんなものでも貨幣に制定し

1) 内藤 (2019) p.18. この計算単位を重視する学派は、貨幣の名目的な面を強調するため名目主義とも言われる。名目主義と金属主義の違いは内藤によれば、次のようになっている。金属主義、あるいは商品貨幣説は交換手段としての貨幣を重視しており、古典派の一部および、新古典派、オーストリー学派において採用されている。金属主義は、貨幣と金属の実物的な価値との関係を重視する立場であり、商品貨幣説の一種である。商品貨幣説は、貨幣が商品から進化して成立するという主張であり、新古典派的な議論においては、取引費用の節約から説明され、欲望の二重一致の困難を打破するものとして示されている。金属主義が通常、商品貨幣説の一種であるのは、商品が貨幣に進化する際に、受領性の高い貴金属のような実体的な価値を有するものが貨幣として選択されると論じているからである。これに対して、名目主義では、貨幣の価値を名目的なものとして扱い、貨幣の実物的な価値とのつながりを否定するため、金属主義および商品貨幣説と対立する議論となっている。Ibid., p.19.

2) カール・ポラニーによれば、金本位制の信仰は時代の信念であり、銀行券はそれが金を代表するがゆえに価値を持っているという点ではリカードとマルクスは完全に一致していた。マルクスは莫大な労を払ってブルードンの空想的な労働貨幣が妄想であることを暴露し、『資本論』ではリカード的形態における商品貨幣説を展開したが、これらは19世紀に支配的であった正統派の貨幣観を反映したものであった。Polanyi (1957) pp.25, 邦訳, pp.32-33.

うると理解されているのだとしたら、それはとんでもない誤解である³⁾。

このように結城は、経済原論レベルにおける貨幣のみならず、現在における法貨も商品貨幣であると主張している。さらに、表券貨幣説を次の3点の理論的課題に答えることができないとして、真っ向から批判している。

1点目は、市場経済は国の存在を前提にするという仮定の妥当性である。古代の遺跡や史料を通じて人類史を紐解いていくことは大切であるが、国が常に市場よりも先にあったとうことの論証は至難の技である。2点目は、計算貨幣がなぜ如何にして商品の価値を量るのかという問題である。商品経済の外側から挿入されたポンドという任意の単位によって、商品価値を量ることはできない。3点目は、表券貨幣が主体に受け取られる理由が説明されていないということである。国は公務員給与の支払いや公共事業の発注によって表券貨幣を供給するのであるが、そのような理論的仮定を置いてしまうと、国と商品経済をつなぐ重要なパイプである銀行を経済学の外に追いやってしまう。さらに、租税と政府支出を通じて国と国民の間で循環する表券貨幣が、私人間で授受される理由も定かでない⁴⁾。

本稿の後の議論の中で明らかにするように、筆者にはこれらの結城の表券主義批判は的を外しているように思える。結城自身も述べているように、「経済原論は、資本主義の基礎たる商品経済的論理を明らかにすることを主眼にしているので市場から説明する」というのが正しいスタンスであり、経済原論のレベルにおいて商品貨幣説を展開するマルクス経済学と現代資本主義における貨幣の役割に焦点を当てる現代貨幣理論による貨幣の表券主義的理解は真っ向から対立する議論ではない。むしろ、それぞれの理論の次元の相違を明確にすることによって、両者のアプローチは相互に補強し合うことすら可能なのである。本稿を通じて、以下そのことを明らかにしていきたい。

II. 表券主義の貨幣理論

表券主義理論の代表としては、古典的著作ともいえるクナップの『貨幣国定学説』を挙げることができると⁵⁾、本稿ではクナップの著作の意義を明らかにしたラーナの「国家の創造物として

3) 結城 (2019) pp.30-31.

4) 結城 (2019) pp.33-34. このような結城の主張とは対照的に、内藤 (2019) は次のように述べている。「表券主義的な貨幣は、一見すると信用貨幣と対立するように思われるが、新表券主義において、信用貨幣は統合されている。第一に、信用貨幣は銀行預金であるが、多くの国家において税の支払手段として認められており、その意味で信用貨幣も国家貨幣となっている。第二に、信用貨幣論において貨幣供給は内生であるが、表券主義においても貨幣供給は内生である」(内藤 2019, pp.20-21)。もちろん、このような議論は経済原論レベルの議論ではなく、現状分析レベルの議論であることは注意を要するが、ランダル・レイの研究に見られるように、信用貨幣論的な議論の中から新表券主義が登場してきたことは重視されるべき点である。

5) わが国の『貨幣国定学説』の訳者である宮田喜代蔵が「クナップの貨幣国定学説は此の貨幣名目主義に対して礎を築きたる創設者の名誉を荷ふべきものである (Knapp, 1905, 邦訳, p.423) と述べているように、本書は文字通り貨幣名目説の古典的著作である。しかし、楊枝が述べているように、クナップの著作はわが国ではそのタイトルが災いして、嘲笑の対象となるか、ほとんど無視されてきた。楊枝 (2012) p.167.

の貨幣」から紹介・検討していく。

1. ラーナーとレイの貨幣理論

ラーナーは、貨幣とは交換手段というよりも何よりも支払い手段であり、金本位制は現代の十分に組織された主権国家以前に有効だった制度にすぎないとして、次のように述べる。

貨幣は物に対して支払うのに用いてきたものである。貨幣の有効性の基本的条件は、貨幣は一般的に受領されうるということである。貨幣の金への変換能力と金（あるいはその他の物）が背後に控えているという保証は、一定の状況下でいかに支払い手段として受け入れられるという性質（acceptability）が確立されてきたかという歴史的説明にすぎない。これらはおそらく、一般的受領可能な性質（acceptability）が現代のよく組織されたソブリン国民国家の発展に先立つ時代に確立することができた唯一の方法であった。しかし、一般的に受領可能な性質が他の方法で確立すると、これらの歴史的方法はもはや必要でもないし、有意義でもなくなった⁶⁾。

ラーナーは、貨幣の受領可能な性質を確立する上で、国家がその貨幣を租税あるいは他の負債の支払いにおいて受け入れるかどうかが決定的に重要だとして、次のように述べる。

近代国家は国家が選ぶどのようなものでも貨幣として受領可能なものとし、かくしてその価値を金あるいは何らかの支えとのいかなる関連からも切り離して打ち立てることができる。しかしながら、このようなものは貨幣であるという単純なる宣言では、たとえ国家の絶対主権のもっとも確実な憲法上の証拠によって支えられていようと価値を打ち立てることはできないだろう。ただし、もし国家がすすんで提案された貨幣を租税あるいはその他の負債の支払いにおいて受け入れようとするならば、その目的は達成される。国家に債務を負うすべてに人は、債務をそれをもって決済することができる紙切れをすすんで受け入れるだろうし、その他のすべての人々は、納税者やその他の人々がつぎつぎとその紙切れを受け入れるだろうということを知っているがゆえに、その紙切れをすすんで受け入れるようになるだろう。他方、もし国家が何らかの種類の貨幣を国家に対する負債（obligations）の支払いに受け入れることを拒否するならば、その貨幣が一般的な受領可能な性質の多くを保持すると信じることは困難となる。シガレット貨幣と外貨は、通常の貨幣と経済一般が混乱状態にあるときにのみ広範に用いられるようになる。このことが意味するのは、金の歴史がどのようなものであれ、現在うまく機能している通常の経済においては、貨幣は国家の創造物である。その一般的な受領可能であるという性質は、貨幣の最も重要な属性なのだが、国家によって受領されうるかどうかにによって有効になったり、無効になったりする⁷⁾。

このように述べたのち、ラーナーはさらに、この「貨幣は国家の創造物」、すなわち「国家が貨幣の責任ある創出者」であるという性質を理解することが、今後人類が1930年代に経験してき

6) Lerner (1947) p.313.

7) Lerner (1947) p.313.

たような深刻な不況を回避する上で決定的に重要な意味をもつとして、次のように述べる。

近代文明に対する全体主義の脅威に屈することなく生き残ろうとするならば、近代文明が解決しなければならない第2の最も重要な問題は深刻なインフレとデフレを防ぐことである（第1の問題はもちろんアピーズメントあるいは備えによって核戦争に陥る前に世界平和を打ち立てることである）。使用される貨幣量が不十分であれば、不況が生じる。使用される貨幣量が過剰であれば、インフレが生じる。政府は、命令と課税によって公衆から貨幣を取り去る権力によって貨幣を創出したり破壊したりする政府の権力に基づいて、経済における支出の比率を、不況の防御と貨幣価値の維持という政府の二大責任を満足させるのに必要な水準に維持する立場にある⁸⁾。

以上のように「貨幣は国家の創造物」であるという現代貨幣の理解はラーナーの機能的財政論と不可分に結びついていた。ラーナーは述べる。今まで、政府は深刻な不況やインフレを招かない経済運営を行うという責任を回避してきた。そして、それらに対しては無力であるというアリバイのなかに逃げ道を見つけてきたが、ニューディールと戦時中の繁栄は、人々に深刻な不況は防止できることを明らかにした。実際、機能財政のいくつかのかたちは現行の政府によって実行されることになるだろう。唯一の危険は、それがあまりにも小さすぎ、あまりにも遅すぎるといふことである、と⁹⁾。

以上のラーナーの叙述から、ニューディールと第二次大戦時のアメリカの経験がラーナーをして機能的財政論を定式化させたことが明らかであるが、このラーナーの見解を現代に蘇らせたのは、ランダル・レイである¹⁰⁾。レイは次のように述べる。

通常分析では、貨幣は交換を促進するために用いられる。貨幣の価値は長年にわたって貨幣が表している希少金属の価値によって決定されてきたと考えられている。フィアット・マネーの制度のもとでは、貨幣の価値は貨幣が購入できる商品の量によって決定されるといわれているけれど、次に、このことはインフレ率の関数となる。そして、インフレ率は中央銀行のコントロール下にあると考えられている。この見解では、貨幣政策は主にマネーサプライのコントロールと関係している。他方、財政政策は政府支出、課税、借入と関係していると考えられている¹¹⁾。

以上のような新古典派経済学に代表される通説に対して、レイは表券主義的アプローチを対置し、次のように述べる。

表券主義的アプローチはアダム・スミスからケインズに至るまで辿ることができるが、表券主義的アプローチにおいては、貨幣は国家の創造物である。少なくとも現代貨幣においては、国家

8) Lerner (1947) pp.313-314.

9) Lerner (1947) p.315.

10) これについては、岡本 (2014) を参照せよ。レイによれば、MMTはケインズ、マルクス、イネス、クナップ、ラーナー、ミンスキー、ゴッドリーなど、数多くの碩学の研究成果の上に築かれたものであり、MMT独自の最も重要な貢献は国庫と中央銀行のオペレーションの協調に関する研究である。レイは述べる。現在において、中央銀行と国庫の関係は非常に複雑になっているが、本質は何も変わっておらず、政府が支出して通貨を生み出し、納税者が国家への支払い義務を果たすためにその通貨を使っているといってもまったく問題はない。Wray (2015) p.20, 邦訳, pp.38-39.

11) Wray (1998) p.18.

なしの貨幣の例は滅多にない。国家が貨幣として定義するものは、国家が公的な出納機関（主に税の支払い）で受け取る貨幣のことである。このことは政策上の重要なインプリケーションを持つ。ひとたび国家が、国家が独占的発行権をもつ貨幣で支払うことのできる税を市民に課すならば、住民が貨幣を獲得しうる条件を設定することによって国家は貨幣の価値に影響を与えうる。政府は支出するために公的貨幣を必要としない。むしろ、公衆が税を支払うために政府の貨幣を必要とする。このことは、政府はその貨幣をたんに提供することによって政府貨幣タームで売りに出されているものはどのようなものでも「購入」しうるということを意味する。公衆は通常ある程度余分の貨幣をもっておきたいと思うので、政府は通常課税で徴収するよりも多くを支出しなければならない。換言すれば、通常要請されることは、政府の財政赤字ということになる。政府の財政赤字は政府による「借入」（国債の販売）を必要としない。むしろ、公衆が利子のつかない政府貨幣をもつよりも利子を生む債券をもつことを可能にするために国債を提供するのである。

かくして、貨幣の表券主義的見解は、もし十分に理解されるならば、適切な貨幣政策と財政政策の目標について通説とは非常に異なった見解へと導くことになる。なかでも最も異なるのは、均衡予算のために努力するよりも、財政赤字は「標準」として受け入れられるようになる。そして、安定した物価を達成するために貨幣政策を利用しようとするよりも、貨幣政策の役割は短期利子率を設定することにあると認識されるようになる。他方、財政政策は通貨価値の安定を強化するために用いられることになる¹²⁾。

レイはラーナーと同様に、「貨幣は国家の創造物」であり、租税が貨幣を動かしているのだと述べる。そして、このような貨幣理解から、財政赤字は「標準」であり、通貨価値の安定にとって鍵となるのは貨幣政策ではなく財政政策なのであると述べる。まさに、ラーナーと同様に表券主義的貨幣理解から機能的財政の有効性を導いているのである。

2. グッドハートの貨幣に関する見解

次に、貨幣経済学、金融経済学の泰斗ともいえるチャールズ・グッドハート¹³⁾が表券主義的貨幣理論と新古典派的な貨幣理論という二つの貨幣理論に対してどのような見解を持っていたかを、*European Journal of Political Economy*誌に掲載された「貨幣の2つの概念：最適通貨圏分析にとってのインプリケーション」を通じて見てみよう。

この論文の目的は、ヨーロッパ圏における単一通貨ユーロへの移行についての経済分析と、ユーロ導入の長所と短所に関する比較評価の多くが最適通貨圏（Optimal Currency Area）というパラダイムの文脈内で行われてきたことに着目して、このような分析に基づいて創出された単一通

12) Wray (1998) p.18.

13) グッドハートは本論文を執筆した当時はロンドン・スクール・オブ・エコノミクスの金融経済学の教授であったが、それ以前はイングランド銀行のエコノミストを長年務めており、Goodhart (1989)に見られるように、主流派経済学にも精通した、貨幣・金融・経済に関して幅広い知識を有するエコノミストであった。

貨ユーロは将来大きな問題を引き起こす可能性が高いことを明らかにすることにあつた。

グッドハートによれば、最適通貨圏（OCA）モデルは現在支配的な貨幣の性質と生成のモデルを空間的・地理的に応用したものである。このモデルは、貨幣を1つのプロセスによって発展してきたものと見なしている。すなわち、民間セクターが交易過程における交換のコストを最小化しようとするプロセスによって貨幣は発展してきたのだと見なしている。しかし、貨幣の生成と性質については、もう1つ別のアプローチがある。この第2のアプローチの方が歴史的にも、そして実証的にもより説得力を持っており、OCAモデルよりも主権国家とそれと結びついた通貨との間の現実の関係をはるかによく説明することができる¹⁴⁾。

グッドハートは、経済学者の間で現在支配的な「通貨の価値は通貨の裏付けとなっているものの内的な価値に依存している」、「通貨は物々交換において生じる取引コストを克服するために民間セクターの、市場志向の反応として生成してきた」と主張するグループをMチーム（Metallistsからとっていると思われる）と名付け、それに対して「貨幣の使用は基本的に通貨発行当局の権力に基づいている、すなわち通貨は鑄貨に主権の印が刻印されているがゆえに貨幣になるのであって鑄貨が金や銀からなっているからではない」と主張するグループをCチーム（Cartalistsからとっていると思われる）と名付け、それぞれの特徴を次のように述べている。

Mチームにより多くの著名な経済学者（さらにアリストテレスとジョン・ロックもこの考えを支持していた）が集まっているのはほぼ明らかである。そして、その分析は、初期のジェボンズ、メンガー、ミーゼス、ブランナー、アルチアン、最近ではキヨタキとライト、さらに多数の著名な経済学者によってフォーマルでエレガントなかたちで表明されている。それらに対して、Cチームは、ドイツのクナップ、フランスのミロー、アメリカとイギリスの大多数のポスト・ケインジアンといった雑多で、周辺の集団から形成されている。それにも関わらず、Cチームのアプローチは、人類学、貨幣学研究、貨幣の起源に関心を持つ歴史家をはじめとした他の専門分野の研究者の大多数の支持を得ている。Mグループは形式的な理論では強みを持ってはいるが、制度的な詳細と歴史の実証に関しては本質的な弱点を抱えている¹⁵⁾。

グッドハートにとっては、このような本質的弱点を抱えたMチームの理論に依拠したOCA理論もまた非現実的な理論であり、OCAモデルの文脈内で議論され採用された単一通貨ユーロも問題をはらむことになる。そのことについて、グッドハートは以下のように述べる。

マンデル、マッキンノン、ケネンの名前と結びついた最適通貨圏理論（OCA）はMチーム理論を空間的、地理的領域にそのまま拡張したものである。もし、貨幣の起源が民間セクターの市場の生成・進化の観点から、そして貨幣の機能は取引コストを最小化することであるという観点から見られるならば、異なった地理的領域における多数のそれぞれの通貨の生成・発展は同様に民間の市場の発展という観点から分析されるべきであり、そして通貨の機能はミクロレベルで取引コストを最小化し、マクロのレベルで調整コストを最小化することになるはずである。

14) Goodhart (1998) p.407.

15) Goodhart (1998) pp.408-409.

これに対して、Cチームの分析によれば、別々の通貨の空間的決定はそのような経済コストの最小化とほとんど関係なく、大きく関係するのは政治的主権の考慮である。私は、Cチームの仮説の方がMチーム（OCA）モデルよりも歴史的現実を説明する上ではるかに優れていると考えている。Mチーム（OCA）モデルの間の持続する優位性は、事実がどのようなものであれ、経済学者の綺麗に構築されたモデルに対する愛着がいかに強力なものであるかを示している。Mチーム（OCA）モデルのパラダイム上の成功もまた、複雑な政治的要素よりも民間セクターのコスト最小化によって決定されるシステムに対する経済学者の規範的好みを反映したものと見える。欧州連合内部での単一通貨ユーロのコスト・ベネフィットのバランスについての議論の多くはM（OCA）モデルの文脈の内部で行われてきた。しかし、Cモデルに賛成してそのモデルを拒否するならば、いくつかの争点について再考の必要性が生じるであろう¹⁶⁾。

グッドハートによれば、Cチームのモデルにおいては、一方における政治的主権と財政権力と、他方における貨幣創出、造幣および中央銀行の間の結合関係こそが貨幣にとって中心的位置を占めている。そのような観点から、グッドハートはユーロシステムの特異性、そしてそれがはらむ問題点について次のように述べる。

提案されているユーロシステムにおける核心的事実は、政治的主権と中央銀行の結びつきがかつてなかったほど弱められているということである。欧州中央銀行の主要な構成上の特質は、それがどのような政府レベルからも絶対的に独立しているということである。一方、それと同等の連邦レベルにおける多様な欧州の制度（議会、委員会、その他）の政治権力と財政権力ははるかに弱い。そのことは、それ自体で憲法上の、そして政治上の争点を呼び起こす。つまり、種々の民主的制度を通じて表明されるコミュニティの願望が欧州中央銀行システムの目的や運営と必ずしも一致しないという争点を呼び起こす。

ユーロ圏内部においては、主要な政治権力と財政権力は国民国家の水準に依然として存在する。歴史的には、極限状態においては（戦争またはその他の危機においてであろうと）、国民国家は、貨幣改鋳であれ、財務省の政府紙幣、あるいは中央銀行を通じてであれ、貨幣創出制度の支援に頼ることができた。アメリカやオーストラリアのような州、カナダのようなプロヴィンス、そしてカントンその他がより大きな連邦単位に結合するときはずっと、主要な財政上の権限と貨幣上の権限は同様に連邦レベルに移管された。ユーロ圏では、そのような移行がなされそうにない。

特に、参加する国民国家は主な財政上の責任を依然として持ち続けることになるだろう。しかし、貨幣の分野においては、参加する国民国家の地位は従属的な地位へと変化する。それら国民国家は危機に直面しても、国債をファイナンスするために貨幣を創出する貨幣権限にもはや頼ることができないという意味において。主要な貨幣権限と財政権限の間の例を見ない分離が生じることになる。

Mチームの理論分析の要点は、この分離こそ望ましいというものである。実際、それは真の目

16) Goodhart (1998) p.409.

的であるとさえ言える。近年のインフレの責任は政治的近視眼のせいとされた。すなわち、自分たちの短期的目的のために貨幣権限を歪め濫用する政治（財政）権限の能力のせいとされた。この分析には多くの真実とリアリズムが存在するけれど、その分離が何らかの予期しない副作用をもたらすのではないかとCチームの分析者は懸念している¹⁷⁾。

実際に、予期しない副作用をもたらすのではないかというグッドハートの懸念は2009年の欧州債務危機の中で現実のものとなった。マーストリヒト条約によって意図的になされた貨幣創出と政治主権との間の伝統的・歴史的結びつきの解体、そして単一通貨ユーロの誕生は、2008年の世界金融危機勃発まではユーロ加盟国の多くに恩恵をもたらしたものの、2010年前半のギリシャの金融混乱をきっかけに通貨同盟が持つ脆弱性を露わにした。そして、その脆弱性は今なおユーロ体制に潜在したままである¹⁸⁾。

Ⅲ. マルクス経済学の貨幣理論の検討

マルクス経済学の貨幣理論の特質およびその成果を明らかにするために、本稿では馬場宏二、降旗節雄、関根友彦の三人の議論を、そしてそれを補完する意味で、歴史的観点から貨幣を研究してきた楊枝嗣朗の議論を、取り上げ、検討する。

1. 馬場宏二の金本位制論

最初に、馬場宏二『世界経済：基軸と周辺』（東京大学出版会、1973年）に収められている「国際金本位制小考」に基づいて、馬場の金本位制論、ひいては貨幣理論の特質とその意義を明らかにしていく。この論稿は、1965年2月に執筆され、神奈川大学の経済貿易研究所『経済貿易研究』第2号に発表されたものであり、馬場自身「ドルとポンドに——つまり、現行国際通貨体制に危機がおとずれ、その打開策として、一部では金本位制復活論さえ唱えられるようになった」と書いているように、執筆の背景にはドル危機に代表される国際通貨危機があった。また、「復活論がそれ自体としてはアナクロニズムであるにせよ、国際金本位制のもつ意義について、深刻な反省を歴史が要求している点是否定しえないところであろう」と述べていることから、「資本主義がいかにそれを嫌おうとも、貨幣金を廃絶すること」は容易でないという思いが強く滲み出ている論稿である¹⁹⁾。

17) Goodhart (1998) pp.409-410.

18) ユーロ危機およびユーロという単一通貨がはらむ問題点については、岡本 (2017a) と岡本 (2017b) を参照せよ。

19) 馬場 (1973) p.97. この馬場のような歴史認識を楊枝嗣朗は「国際金本位制の19世紀自由主義段階の資本主義ならびに貨幣制度が、『正常』、『理想的』と見え、現代の資本主義並びに貨幣制度が異常とみる歴史認識」であると述べている。楊枝 (2012) p.136.

(1) 金本位制の歴史的意義と典型的金本位制

19世紀の初頭に金本位制度は資本主義の中心国イギリスに資本主義の確立と同時に確立されたが、その歴史的意義を馬場は次のように述べている。

第1に、金と銀との政権交代は、直接には輸送の便宜、貨幣取扱費用の節約のために生じている。社会的再生産にとって貨幣取扱費用はそれ自身で空費であり、資本主義は、諸空費の節約を要求し、そのためのメカニズムを形成する。資本主義の歴史的発展は、貨幣材料の面で金銀の交代によってその論理を貫徹したのである。

第2に、しかも、こうした空費節約の要求が、具体的に国際取引の場に強く現れているということである。資本主義の形態的特徴は、一般に国際取引面に最も鋭く表現されるものであって、金の貨幣化の歴史もまた、その例外ではない。

第3に、より根本的な意義として、貨幣が金という素材によってはじめて、全経済の王座を占めたということである。銀が中心であった時期は、商品経済がなお小規模で、全経済＝社会的再生産の一部部分を構成している時代にほかならなかった。商品経済が社会的再生産の中軸に座るに依じて、銀は金に王座を譲らざるをえなくなった。金銀の政権交代の契機をなしたものが、金と銀の使用価値的相違にもとづく貨幣取扱費用の差なのであり、それをこの時代にとくにクローズ・アップした原動力は、商品経済の社会的再生産の中軸にまで及ぶ量的拡大という事実、言い換えれば資本関係の創出そのものなのであった²⁰⁾。

以上のことから、資本主義確立の歴史はそのまま金を素材とする貨幣形態の確立の歴史であり、その事実を制度的に確認した金本位制は資本主義に固有の貨幣制度であると馬場は主張する。

次に馬場は、ピール条例に代表される国際金本位制を典型的金本位制とし、自由主義段階の資本蓄積の中で果たす貨幣金の役割を次のように述べる。

自由主義段階の資本蓄積は、周期的恐慌によって総括される。好況期の蓄積は必然的に資本過剰を発生させ、それが恐慌によって暴露されるとともに、その際生じる価格の崩落に強制されて、より高い生産力水準を形成し、それを基礎として新たな好況が生み出される。そこにおける不可欠の機構が貨幣としての金の運動であった。景気循環は信用循環であり、金は制度的にも中央銀行の発券準備となることによって信用量と利率の規制の役割を果たすのである。ということは、貨幣金が、物価と生産規模の、要するに全経済の進行の、規制者として機能していることにほかならない²¹⁾。

なかでも、馬場は国際的な金の運動こそが重要であったとして、次のように述べる。

現実資本の蓄積の帰結を、恐慌という形態で暴露するための不可欠の機構が、本来的貨幣としての金と信用との関係であり、その過程が具体的にはイングランド銀行の金準備の対外流出による減少に規制された発券の制限を主経路としている以上、国際的な金の運動こそが周期的な世界恐慌を引き起こしつつ自由主義段階の蓄積を進行させる全機構の結節点だったと断言している²¹⁾である。ピール条例が代表する国際金本位制は、このような資本主義の論理の、きわめて即物的な

20) 以上は、馬場 (1973) pp.99-102を要約したものである。

21) 馬場 (1973) pp.103-104.

硬直した形での制度化なのであった²²⁾。

このように、貨幣金は、ひとつの景気循環の内に、好況の極限における対外流出によって物価の上限を、不況の底における流入によって下限を、尺度している。このような意味において、貨幣は価値尺度であり世界貨幣なのであって、貨幣のこうした運動こそが、いわゆる金本位制の自動調節作用の本質に他ならない²³⁾、と馬場は主張する。

(2) 金本位制の普及と形骸化

イギリス自由主義段階において典型的に成立し資本主義の中心点に位置していた金本位制は、以後世界的に普及すると同時に形骸化していく。この推移と形骸化について馬場は以下のような議論を展開している。

19世紀末葉、金本位制は急速に世界各地に拡大し始める。その端緒をなしたのが、1871年以降の、ドイツの幣制改革であった。以後、金本位制は全ヨーロッパに拡大していくが、ヨーロッパ以外にも拡大した。アメリカでは1900年の金本位制が、この国を明確に金本位の上に据えた。さらに、ラテン・アメリカも次第に金本位へと転じてくる。さらにまた、金本位は東洋へも広がっていく。だが、このばあいは東洋特有の貨幣の歴史が絡み、銀への執着が強く、金本位制は抵抗に会う。そこで、銀鑄貨の伝統を生かしつつ他面で対外取引に金本位と同じ性格を付与すべくとられた手段が、1898年以降のインドを代表とする金為替本位制であった。このようにして、19世紀末葉以来、世界各地に金本位制が波及していった。銀鑄貨から金本位制への直接的転化、複本位制の金中心跛行本位化による事実上の金本位制化、不換紙幣整理による金本位制の採用、そして銀鑄貨と妥協した金為替本位の形成。経緯も異なり、成立した金本位制にもさまざまなニュアンスの差があるとはいえ、これは金の世界制覇の過程にほかならなかった²⁴⁾。

このように述べた後で、国際金本位制の普及過程が資本主義の帝国主義段階への推転と時間の上で正確に対応しているという事実こそ、本稿全体を通じる主要論点でなければならない、と馬場は主張する。というのは、国際金本位制は、貨幣金の国際的運動という景気循環に不可欠な装置の法制的確定であり、価格機構の制度的に凝縮された表現であった。しかるに帝国主義段階は、独占、カルテル関税やダンピング、さらには不況の慢性化と称される景気変動の変形などに見られるように、価格機構自体がさまざまに偏奇し歪曲する現象をもってその特徴とする。かくして問題は、価格機構が偏奇し歪曲するまさにその時点において、価格機構の制度的凝縮であったはずの国際金本位制が急速に普及するという逆説はいかなる意義をもつものであるか、という点である。この点に焦点を当て、以下のような問いを立て考察を進めていく。

まず、1870年代以降、イギリス以外の国で金本位制を採らねばならなかったのはなぜかと問い、次のような解答を与える。直接には、金銀比価の変動と、後進国における資本主義的發展ないし貿易をつう

22) 馬場 (1973) p.104.

23) 馬場 (1973) p.105

24) 馬場 (1973) pp.106-107.

じての商品経済化に伴う対先進国取引の増大が原因であった。また、しばしば資本輸入の前提条件として、さらに一般に国際決済の中心地ロンドンとの連係を保つうえで、金本位制採用の必要があった。

次に、かような後進国の金本位化の要請はなぜ実現しえたのかを問い、次のような解答を与える。ひとつには、産金量の増大があった。これが後進国の金ストックを増大し金本位制へ踏み切らせる条件になった。しかしそれだけではない。仮に先進国が鋭い金流出入を繰り返し、かつ後進国がその影響を先進国と同様に厳格な金と信用との関連のもとに受けとめたとすれば、後進国経済は全く先進国の変動に従属させられることになり、その自立的発展も金本位制の維持も不可能であったろう。しかし、事実はそうならなかった。

第1に、先進国イギリスが大不況期に突入することになり、以後、景気変動の鋭さも拡大の速度も、ともに鈍化してくる。金移動の鋭角性の根拠はここにひとつ失われるに至った。第2に、イギリスの資本輸出が進展し、このことが構造的にイギリス国際収支の経常勘定における黒字を相殺して、イギリスへの金偏在を解消し、後進国の輸入力の補強と幣制の安定に寄与した。第3に、金と信用との関係が、後進国においてはイギリスのピール条例のように厳格なものでなかった。ドイツの金準備率の低さ、それ自体金を替本位と呼んでいい保証発行、さらに限外発行という制度がすでにそうであるが、アメリカには中央銀行が存在しなかったし、日本の在外正貨などもそうした性格のもと考えていい。インドの金を替本位制についてはいうに及ばない。かくして、すでに鈍化されている金移動が多少生じたとしても、それが発券をつうじて信用を規制し、ひいては再生産全体を左右するという作用は、後進国においては、制度的にもさらに弱められ間接化されたものにすぎなくなっていた。このことは、後進資本主義に特有な経済構造の歪みつまり価格機構の実質的歪曲の、制度的反映でもあった²⁵⁾。

以上のことからわかるように、金本位制の自由主義段階と帝国主義段階における意義は明らかに異なっている。かつて、景気循環にとって、つまり生産力の発展をつうじた資本主義的再生産の展開にとって、不可欠の装置であった国際金本位制は、先進国においては景気循環自体の変形によって、先進国と後進国の間には資本輸出等のクッションが介入することによって、そして後進国においては資本主義の構造とともに幣制そのものさえ歪曲されて成立したことによって、景気循環と、したがって実体的再生産過程とある程度遊離し、形骸化するに至ったのである。皇帝金の世界制覇の過程は、同時にその権力基盤の喪失過程にほかならなかった。これこそ、帝国主義段階における金本位制の波及の、国際金本位制の逆説の、歴史的意義である²⁶⁾。

25) 以上は、馬場 (1973) pp.108-112を要約したものである。

26) 馬場 (1973) pp.112-113. カール・ポラニーもほぼ同様に、市場経済拡大の至上の担い手であった金本位制は、社会立法や関税のような当時の保護主義政策を同時に導入するのを常にしていたとして、次のように述べている。「自由貿易・金本位制は、利己的な関税亡者や慈悲深い社会立法によって、気まぐれにおちこわされたのではなかった。逆に、金本位制の到来はまさにこれらの保護主義的制度の拡大をはやめ、為替相場の安定にのみ意を払う固定的な為替制度が一層の重荷になるにつれ、ますます保護主義的制度が歓迎されるものになったのである。この時点から、関税、工場法、それに活発な植民地政策は対外通貨安定のための条件となった (工業の圧倒的優位を誇ったイギリスはこの法則を立証する例外であった)。これらの前提が与えられたときにのみ、やっと市場経済という手段が平穩に導入され得たのだ。」(Polanyi 1957, p. , 邦訳, pp.288-289) 金本位制の形骸化もこのような後進資本主義諸国の保護主義制度の拡大という文脈のなかでよりよく理解しうるのである。

(3) 金の生と死

馬場は、第1次世界大戦による金本位制の停止、1920年代中頃に行われた金地金本位制や金為替本位制を導入した国際金本位制の一時的再建、1930年代の大恐慌による金本位制の破壊、そしてその後の新たな通貨体制の模索、といった国際通貨制度の歴史を検討した後、馬場の議論にとって重要な意味をもつ二つの論点を提示する。一つは、金本位制といいその崩壊後の管理通貨制といっても、その間に見かけほどの截然たる区別は実は存在していないという論点であり、もう一つは、貨幣が金であるということは国際取引の場においてもっとも鋭く表現されるという論点であり、それらについて以下のように考察を進めていく。

まず、第1の論点について。

通貨制度は、教科書的には金本位、複本位、紙幣本位などという区分で済ませうとしても、金と信用との、つまり貨幣と再生産との関連はそう単純ではない。ピール条例にもとづくイギリスの発券制度は、金－銀行券＝信用－再生産の関連が史上もっとも直接的であり、厳格である制度であったが、帝国主義段階において波及した金本位制にあっては、金と信用の間にかかる厳格な関係はとられていなかった。ピール条例、ドイツの保証発行・限外発行を大幅に認めた制度、日本の在外正貨の取扱い、さらにインドの金為替本位制の間には、同じ本位といっても、かなりの違いがあった。後進国において金と信用の直接的関連が緩められてくることの意義については前述のとおりであるが、裏面から一つだけ補足しておけば、ピール条例は単なる通貨主義学説の勝利というものではなかったのである。すなわちそれは、自由主義段階における世界経済の中心であったイギリス資本主義が、商品形態による再生産を史上もっとも純粋に実現したためにとられた制度なのであり、言い換えれば、国際取引に死活の重要性を感じるイギリス産業資本がもつ、国際取引と国内取引とを可能な限り等質の機構をもって処理しようとする欲求を具現化したものにほかならなかった。換言すれば、金と銀行券を一对一の関係に置こうとするピール条例は、当時の世界経済構造を前提していえば、ブルジョア的な認識力の限界の範囲ではもっとも合理的な制度であった。後進国における金本位制の制度的偏奇もまた、その点は同様なのであって、ただ基礎的状况が異なっているにすぎなかった²⁷⁾。

再建金本位制崩壊後の諸通貨制度についても、この本質は同様であった。ここでは、私人による紙幣の金化を保証する制度はなくなったが、金が貨幣でなくなったわけではない。それは国家間の金取引や、私人の紙幣の金化をも許容する自由市場が、なお残存せざるをえない事実にあられる。1930年代についていえば、自由為替地域についてはいうに及ばず、為替管理地域についてさえも、その対外取引が再生産に不可欠である限り、信用は究極のところ国際収支によって、ひいては金によって規制されざるをえなかった。ただ、対外取引の比重に応じ、金準備の量に応じ、また国内経済の組織化の度合いに応じて、金と信用と再生産との間に何段階ものクッションが設けられていたにすぎない²⁸⁾。

27) 馬場 (1973) pp.120-121.

28) 馬場 (1973) p.122.

以上のように、1870代以降、金—信用—再生産の関連が機構的にも制度的にもしだいに間接化されてきた事実は、金融資本形成以降の、価格機構の歪曲の進展を反映したものであると馬場は考える。しかしそれでも、価格機構そのものが廃止されたのでない以上、金による再生産の規制もまた究極のところまで廃止しえないと馬場は主張する。

第2の、貨幣が金であることが国際取引の場において最も鋭く表現されるという点について。これについては、次のように述べる。

自由主義段階のイギリスでは、国内取引と国際取引が最大限に等質化され、それによって価格機構が歴史上もっとも完全に機能したのであった。これがいわゆる資本主義の純粋化にほかならないが、この事態がピール条例における金と銀行券のもっとも即物的な関係に結晶していた。このような機構的制度的構造が、金を国内通貨として有意味なものにしていた。しかし、そこでも金による再生産の規制は、基本的には国際取引、すなわち金流出入を媒介として生じていたのであった。

金融資本の形成に伴う価格機構の歪曲過程はまた、国内取引と国際取引の再分離の過程でもあった。ここでは金は、国内取引については、自らの流通の媒介物となることも、また信用規制をつうじた国内取引の規制者たることも、漸次少なくなった。金の機能は、あたかも単なる国際決済手段に限定されるかにみえた。かかる実質的变化が、金本位制のいくつかの変種を生み出したが、しかし金は価格の最終的規制者たるをやめたわけではない。国際決済手段であることをつうじて、金は、間接的であれ、価格の究極の規定者でありつづけねばならなかった。すなわち、国際取引の場での金の運動が、各国の国際収支をつうじて、各国の価格を規制していた。ただ、資本輸出や国際短資移動の発展が、さらに各国内の諸機構・諸制度がこの関連に介在するクッションの役割を果たしていたために、関連自体が直接に示されにくくなっていただけのことである²⁹⁾。

このように馬場は、金本位制が形骸化した帝国主義段階においても金が価格の究極の規定者である、すなわち金が貨幣機能を果たしていることを強調しているのであるが、それでは金本位制を制度的に廃止した「国家独占資本主義」の時代についてはどのような見方をしていたのであろうか。それについては、次の一文がはっきりと示している。

国家独占資本主義の時代に入り、金融資本の変形と、それに対応する政策——しばしば統制やフィスカル・ポリシーとして現れる——の展開とが進むに応じて、価格機構の歪曲はいっそう激しくなった。金の役割の「縮小」という歴史的傾向も、これに応じていっそう進むことになる。金による価格規制の直接性を、従来の制度によって保証しておくことは、もはや不可能であり無意味であるのみならず、かえって有害とさえ感じられるに至った。金本位制の破壊の根拠はここにある。そしてこれは、資本主義がかつてもっていた統一性を、古典的帝国主義段階においてもなおもっていた表面的統一性さえも失ったことを、いいかえれば資本主義がその世界史的使命を

29) 馬場 (1973) pp.123-124.

終えたことを意味する。しかし、資本主義体制がなお存続していることは、金が最終的に貨幣でありつづけることであった³⁰⁾。

このように金本位制から離脱した1930年代、そしてアメリカの主導のもとで実行されたIMF体制においても資本主義体制が存続している以上、金は最終的に貨幣としての役割を果たしているのだと馬場は主張する。そして、現代資本主義における打ち続く国際的通貨危機の底流には、一方における金からの離脱要求と他方における金の束縛の残存との間の絶えざる相克が存在するとして、次のように述べる。

国家独占資本主義の歴史は、国内・国際両面における価格機構歪曲のいっそうの進展と、それにもかかわらず価格機構の全面的揚棄が不可能である事実との、つまり金からの離脱の要求と金の束縛の不可避的残存との、絶えざる相克が、必然的に国際通貨体制の混乱と調整と再編成の繰り返しに集約された歴史であった。ここでは、金の役割が、ドルと並ぶ国際決済の一手段にまで転落したかにみえる時期もあった。だが、うちつづくポンドとドルの危機、アメリカからの金流出は、金のみが最終的な国際決済手段であり、したがって、いかに大規模かつ精妙なクッションが存在するとはいえ、そしてそれが世界的な価格体系の統一性を攪乱している事実は認めざるをえないとはいえ、金のみが最終的な価格の規制者であることを明示した³¹⁾。

最後に馬場は、本論文の結論として、次のように述べる。

資本主義は、もともと共同体と共同体との間に現れる形態、それゆえ本来的には再生産に外的な形態である商品が、再生産を全面的に包摂したところに成立する。ところで、商品はそうした発生史が示すように人と人との関係の物化にほかならないが、この物化は必然的に貨幣形態の成立に結晶する。そして貨幣の諸規定にあって、その物性をもっとも強く備えて現れるのが、貨幣としての貨幣の究極に位置する世界貨幣の規定であった。世界貨幣は諸流通圏を連結するものとして、絶対的な現身性を要求される。国際取引の場における金は、かかる原理論的に純化された範疇としての世界貨幣ではないが、現実の歴史においてそれにもっとも近い運動を行なっている。そこに、現代なお、国際取引の場にあつては貨幣が金そのものとなる関係が実際に残存する根拠が存在する。

かくして、全歴史は、資本主義がいかにそれを嫌おうとも、貨幣金を廃絶しえないことを示している。それが資本主義の神経中枢なのであって、いかにそれが病んでいるにしても、資本主義はそれを切り捨てるわけにはいかないのである。病んでいるのは資本主義そのものだからである³²⁾。

しかし1971年のアメリカの金とドルの交換停止以降の歴史は、このような馬場の理解は一面的であることを示した。

馬場は本書「はしがき」のなかで、「『基軸』は、むしろ資本主義的再生産の基軸の意味であつて、

30) 馬場 (1973) pp.124-125.

31) 馬場 (1973) p.125.

32) 馬場 (1973) pp.126-127.

原理的には恐慌論として、歴史的には支配的資本の、なかんづく自由主義段階の産業資本の蓄積過程としてとらえられる。……『周辺』は、農業・労働市場・局地的産業、さらに、やや特殊になるが、国家といった領域としていいうるであろう」(p. i)と述べている。国家は確かに自由主義段階においては資本主義経済の周辺と位置づけられるかもしれないが、第一次大戦後、そして金本位制廃止後は、各国において社会的再生産の基軸に近いところにせり上がってくるのである。

アイケングリーンも述べているように、固定相場制の維持にとって決定的に重要なことは、為替レートの安定を犠牲にしてでも他の政策目標を達成せよという世論の圧力から政府が保護されていることであった。19世紀の金本位制のもとで、そのような保護の源は国内政治からの隔離であった。20世紀の到来とともに、このような状況は変容した。通貨の安定と完全雇用が衝突したとき、政府の諸機関が通貨の安定を選択することはもはや確かなことではなかった。男子普通選挙制と労働組合や議会内の労働党の台頭は、貨幣政策と財政政策の政策策定を政治問題化した。福祉国家の台頭や第二次大戦後の完全雇用の約束は、対内均衡と対外均衡の間のトレードオフを先鋭化したのであった (Eichengreen 1996, p.4)。

このアイケングリーンの議論のように、馬場の議論のなかに大衆民主主義の発展とそれに伴う資本主義国家の変容については資本主義経済システムそのものの変容という視点がより強く入っていれば、馬場の貨幣金と管理通貨制度に対する見方も変わっていたと思われる。この問題の詳細については、本稿とは別の機会に論じてみたい。

2. 降旗節雄の貨幣理論

次に降旗節雄の貨幣理論、とりわけ金本位制論を検討する。降旗は経済原理論の研究から出発し、その後帝国主義論をはじめとした資本主義発展段階の研究、そして資本主義の具体的な現状分析まで手がけたマルクス経済学者であった。彼の『貨幣の謎を解く』(白順社、1997年)は副題に「価値形態論から現代金融まで市場経済の貨幣論的分析」と謳っているように、吉沢英成『貨幣と象徴』や岩井克人『貨幣論』を批判しながら、マルクス経済学の側から貨幣の本質を論じている。本稿では、とくに金本位制の意義について深く分析している終章の「現代資本主義と貨幣—資本主義の本質を失った現代経済の危機的構造—」に基づきながら、降旗の貨幣理論を検討することにする。

(1) 市場経済と金

降旗は、市場経済がある場合には、かならず貨幣が出現し、かつ貨幣はかならず金でなくてはならないというマルクスの命題は正しいとして、以下のような議論を展開する。

金は商品の一つ以外の何物でもなく、他の商品と全く同じだが、あらゆる商品に対立して商品の中から一つだけ選ばれて、あらゆる商品の共通の等価物、つまり貨幣となる。このことを論理的に説明したのが価値形態論である。資本主義経済は無政府的生産だが、それは無法則というこ

とではなく、価格と利潤率をパラメーターとして、需要に供給をマッチさせる連動機構をもっている。この資本主義社会（市場経済）の流動的編成のメカニズムの中心をなすものが貨幣である。この貨幣はもともと商品の一つが他の商品の共同行為によって一般的等価物の位置を与えられたものであり、したがって金でなくてはならない。だから、市場経済のあるかぎり、絶対に金がその機構の軸として存在していないと、スムーズに作動しない。市場経済が支配するということは、金を中心になった貨幣制度が全面的にその社会を支配するという、要するに金本位制になるということである³³⁾。

以上のように、市場経済の論理から商品貨幣＝金が出てくるが、実際の貨幣の歴史を見るとその論理の貫徹を歪める厄介な問題が出てくる。降旗はそれについて次のように述べる。

金が流通するようになると、当然、金の重量でその価値を表現するが、鑄貨という形になるとやっかいな問題が生じる。というのは、鑄貨はかならず削り取られるからである。相当程度削り取られると金貨は通用しなくなる。だから、実際には金貨はあまり流通しなかった。金貨自身でなく、金貨の預かり証が流通することになる。日本では、藩の中では藩札になる。この藩札の価値を保証するものは米であった。要するに、金貨そのものではなく、背後にある債権のしるしを紙切れにして流通させるようになる。ただし、商品経済の本性としては、絶対に貨幣は金でなければいけない。市場経済がその社会を支配するというとき、つまり、資本主義的市場経済になったときには、かならず金を貨幣にするという法律を出す³⁴⁾。

金の流通とフィアットマネーに近い藩札の流通は経済学的には明らかに異なった性格をもっているが、降旗はこの問題をそれ以上追求していない。

（2）金本位制の意義

降旗は、一国が金本位制を採るということは、国内における資本主義の発展にとって大きな意義があるとして、次のように述べる。

資本の絶対的過剰を資本自身に告知すること、つまり資本を産業予備軍との関係で適切な基準に引き戻し、労働力商品の価格を引き下げ利潤率を回復させるのが、利潤に対する利子の規制の役割である。すなわち、好況末期に利潤率は下落し、他方資金形成は衰えながら資金需要が高まるので利子率は急騰する。利潤率よりも利子率が高くなれば、資本はもはや社会的に増殖する根拠を喪失したことになる。この関係を利子率の動きに反映させるためには、金融システムが、金本位制を基礎に、中央銀行から市中銀行に至るピラミッド型の構造として近代的に整備されていなくてはならない。金本位制が確立し、中央銀行の発券・与信の基礎が準備金の量で客観的に規制されていないと、この過剰蓄積を資本に告知し、自己規制によって資本—労働力関係を再編し、建て直すメカニズムが作動しない。したがって、金本位制の確立は、どこの国でも資本制生産様式の基礎の確立を意味する。イギリスでは1816年から1821年にかけて、日本では1897年に、そし

33) 降旗 (1997) pp.285-290.

34) 降旗 (1997) pp.290-291.

て世界の先進諸国はほぼ1870年代から相次いで金本位制を確立していく。いずれにしても、金本位制が確立すると、その国は通貨・信用を通して世界の資本主義諸国と直接連動し、他面、自国内部では労働力を商品として機構的に確保できるようになる。具体的には、その国は律動正しい周期的恐慌に見舞われ、景気循環を通して資本蓄積を展開していく体制となる³⁵⁾。

降旗は、この金本位制によって資本主義の安定的な発展が図られたとして、馬場の議論のような帝国主義段階における金本位制の形骸化について言及することはあまりない。例えば、次のように述べる。

国際金本位制はきわめて合理的なシステムで、金を極度に節約しながら、世界経済を安定的に発展させていった。資本主義世界の自由主義段階と並んで、帝国主義段階も実に安定的な発展期であった。フランスで第1期ベルエポックと呼ばれるように、19世紀末から第1次世界大戦までの時期は、資本主義世界にとって最高の平和な発展期だった。それは、この体制、具体的にはポンド体制が金本位制による自律的運動を展開できる自立した構造をもっていたことによって可能になった。

金本位制を基軸とした自律的システムが資本主義であり、帝国主義段階に入り、独占という本来の運動原理である競争の否定を生み出したとしても、独占はまだ部分的であって、全体としては自由な資本の蓄積を保証する自律的体制であった。それに対して第1次大戦後、ポンド支配体制が再建されたとしても、その実体は、強力なドルのテコ入れによって支えられた擬似的ポンド体制の再建であり、アメリカ経済の動揺によってドルの支えがはずされると、たちまち解体してしまわざるを得ないような根柢のないものであった³⁶⁾。

以上のように、降旗は、帝国主義段階の資本主義と異なり、第1次大戦後の資本主義は、自立した体制としての資本主義ではないと主張する。資本主義は第1次世界大戦をもって終わり、それ以後は、厳密には資本主義とはいえない、少なくとも資本主義とは他の何か別の歴史段階との混合システムと見なされるべきものに変質してしまった、と主張する。

(3) 第1次大戦後の金本位制の廃止

次に、なぜ降旗がそのような主張をするのかを見ることにしよう。彼は次のように述べる。

資本主義の構造の基本的特質は、労働力の商品化を保証しつつ世界的に拡大していく体制である、ということである。前者は、具体的には周期的な産業循環として現れ、後者は、国際分業の発展と世界貿易の拡大として現れる。第1次世界大戦以後は、その何れも順調に作動しなくなった。アメリカを除く先進諸国は、絶えず10パーセント前後の構造的過剰人口を抱え込み、景気循環の周期性はほとんど認められなくなり、世界農業問題の発生に象徴されるように世界経済の農工分業体制は破壊され、世界貿易は縮小する。この二つが経済過程における根本的变化である。もちろん社会主義運動のインパクトは、資本主義の体制的危機にさらなる重荷を課したが、資本

35) 降旗 (1997) pp.293-294.

36) 降旗 (1997) pp.296-297.

主義自体の内部で、帝国主義段階とは異なる構造変化と危機が起きていたことがより重要である。金本位制維持が困難になったというのは、このような実体経済の危機の反映である。実際に世界恐慌を受けてイギリスが1931年に金本位制を停止すると、資本主義各国は次々と金本位制から離脱していく。金本位制から離脱するということは、市場経済によって社会の再生産を全面的に包摂することができなくなってきたということ、資本主義としては体制の基盤に深い亀裂が入ったことを意味する³⁷⁾。

降旗は、市場経済であるかぎり、通貨は必ず金とリンクしなければならない、市場経済を社会の基本的な原理とする資本主義では、金本位制でなければならない、そのほかに通貨の価値を保証するものがない、と繰り返し述べる。しかし、国家が金に代わって通貨の価値を保証しようという視点を入れると、金本位制離脱の積極的意義が見いだせるが、降旗にはそのような視点が薄弱である。彼は、「管理通貨制の資本主義は、資本主義としてのアイデンティティを喪失した資本主義」であると述べるが、このことは即社会経済の崩壊を意味するのではなく、社会経済の新たな次元での立て直しの機会でもあるという視点がない。そこが問題である。

(4) 第2次世界大戦後のIMFの成立と崩壊、変動相場制の意味

IMF体制は修正された弾力的金本位制といわれるように機能的には金本位制を目指したが、実際にはアメリカの経済力、すなわちドルに依存して成立した擬似金本位制であった。このシステムはアメリカの経済力と資金力が圧倒的に強かった1940年代、50年代にはうまく機能したが、それは長く続かず、1971年のニクソンによるドルの金交換停止宣言によって崩壊する。

これ以降、変動相場制の時代を迎えるわけだが、降旗は、変動相場制の意味を次のように捉えている。

通貨が変動相場制になると、資本主義でありながら、もはや、どこの国の通貨も金とリンクしなくなるという面倒な問題が生じる。これまでは、曲がりなりにもアメリカのドルが金とつながっていた。その金とリンクしたドルとリンクすることによって、間接的ながら各国の通貨も金本位制とつながっていた。ところが、地球上に金本位制が完全になくなるということになると、資本主義でありながら、そのメディアである通貨の価値を支える実体がまったくなくなったことを意味する。金本位制というのは市場経済の中核であり、その市場経済が全面的に社会を支配しているのが資本主義であるとするれば、通貨制度が金本位制から離脱した場合、この社会が資本主義社会であると本当に言えるかどうか、怪しいことになる。労働力の商品化についても同じような問題がある。もはや今日では、どこの国でも政府による労働力維持政策を立てないと社会の再生産ができなくなっており、この点からも本当の意味でこの社会が資本主義といえるかどうか怪しくなっている³⁸⁾。

このように管理通貨制と労働力維持政策を採らざるをえなくなった社会は果たして資本主義と

37) 降旗 (1997) pp.298-300.

38) 降旗 (1997) pp.306-307.

いえるだろうかと問題提起し、以下のような解答を与えている。

金本位制は通貨の価値を金という実体で支えるということであるが、社会体制としては、中央銀行の発券準備を金に求めるということである。そして、この金準備を中核とした信用システムは、景気動向を公定歩合を基準とした利子率で規制するということの意味し、これは資本蓄積を相対的過剰人口の形成と消費の過程を通して実現することと同義である。つまり、一つの体制が金本位制をとるということと、その体制が労働力の商品化を基軸として成立しているということとは、同じメダルの表裏であり、したがって、その体制が金本位制を廃止し管理通貨制をとっているということは、労働力の商品化が資本の力だけでなく、国家の強力な政策的介入をまって実現されていることを意味する。国家と資本の共同作業によってようやく維持されている体制は、もはや本来の資本主義ではない³⁹⁾。

筆者もまた降旗と同様に、現代は厳密には資本主義の支配体制の時代ではなく、国家と資本との経済の共同管理の時代だと考えている。違いは、筆者がこの共同管理の時代を福祉国家資本主義として積極的に捉えているのに対して、降旗が福祉国家やその重要政策であるフィスカル・ポリシーにさほど重要な意義を置いていないところである⁴⁰⁾。

金本位制廃止の現在の帰結としてカジノ経済があり、グローバルな金融革命以降、経済における投機活動の比重がますます高まっているという認識は筆者とまったく同じである。降旗は、市場経済が地球上のあらゆる部面と領域を制覇し、通貨と金融を通してグローバルに経済が統合され組織化されたとしても、実体経済はなお各国国民経済として構成されざるを得ないという点にこそ真の問題は存在する、と述べている⁴¹⁾。

その通りである。しかし、降旗は、各国経済は体制安定のために経済成長と完全雇用つまり福祉国家政策を展開せざるをえないという認識を示してはいるものの、それをどのような方法で達成するかについては、またカジノ経済をどのように規制していくかについては本格的に考察しようとはしない。筆者は完全雇用と福祉国家政策の展開にとって管理通貨制度は有意義な制度であり、管理通貨制度下のフィスカル・ポリシーはそのための有力な政策手段であると考えている。

3. 経済原論における貨幣の位置—関根友彦の貨幣理論—

最後に、関根友彦『経済原論要領』を用いて、関根の貨幣理論を紹介・検討したい。その理由は、管見の限り、経済原理論レベルの貨幣論と現代資本主義における貨幣の性質・役割の相違を

39) 降旗 (1997) p.307.

40) 降旗は、ナチスのような民族国家、戦争国家に対抗できる現代的国家イデオロギーは福祉国家理念以外にないといながらも、この福祉国家は経済的には耐久消費財濫費型の大衆消費社会と結びつくことによってのみ安定的に成立するとして、福祉国家の持続性に懐疑的である。またフィスカル・ポリシーについても、戦後の経済成長期には有効であったものの現在では公共部門の資金不足をもたらすか、インフレの空回りを引き起こすだけに終わると否定的な見解を述べている。降旗 (1997) pp.309, 314.

41) 降旗 (1997) pp.313-314.

十分に踏まえた議論を関根が最も意識的に行っていると思われるからである。

もう一つの理由は、関根の研究経歴に由来するものである。関根は宇野弘藏に導かれてマルクス経済学を勉強した後、カナダ、イギリスに留学し、近代経済学で博士号（LSE）を取得し、長年にわたってカナダのヨーク大学等にて近代経済学を講義してきた。そのため、近代経済学の理論構造とその限界についても精通しており、近代主義批判としてのマルクス経済学の意義について十分に自覚した問題提起を行っているからである。

経済原論で扱う「商品とは何か」を、関根は次のように説明する。

資本主義のもとではすべての使用価値＝有用物が「商品」として生産される。商品は単なる有用物ではなく、まず価格をつけて「売りに出す」ものである。「単純な商品」というのは、自分が使っていたものを、偶然の事情で売りに出す場合とか、本来は年貢として供出すべき農産物が、偶然に余ったから売り物にする場合など、偶然の事情で商品になったものである。これに対して「本来の商品」とは「資本家的商品」のことを言う。資本主義社会では、原則として、あらゆる使用価値が「売り物」として作られる。まず商品として売れてからでないと消費できない。こういう商品は、資本主義社会の生産資源の一部を使って生産されており、他の資本家的商品と密接に関連している。アッチが増えればコッチが減るといように連関している。それを価格の上がり下がり互いに調節しているわけである。経済原論で問題にするのは「本来の商品」であって、「偶然の商品」についてはない⁴²⁾。

次に、「貨幣論」とは何かと問い、次のように説明する。

価値形態論は、商品の交換がなぜ貨幣によって媒介されなければならないか、ということ明らかにする。貨幣は普通の商品とは違って「使用価値の制約」から一先ず解き放たれている。すなわち「売らなくてもよい」商品として隔離されているのである。貨幣は、商品としてもっている物理的な使用価値を失うわけではないが、それよりも「直接的交換可能性」という社会的な使用価値のほうが強けられている。他の商品の価値は、この商品たとえば金（という貨幣材料）の一定量で表現される。これがそれらの商品の供給価格であった。

以上が、「商品論」の帰結であるが、そこまでのところ、貨幣は「観念的」にあらゆる商品所有者の願望として存在するだけであり、まだ物理的には存在していない。「貨幣論」は、「実在する貨幣の所有者」が登場することから始まる。一般の商品が供給側に立つのに対して、貨幣は需要側に立つことになるが、実在する貨幣が需要の側に立つとき、それは三つの機能を果たす。「価値尺度」としての機能、「流通手段」としての機能、「資金（遊休貨幣）」としての機能がそれである⁴³⁾。

（１）貨幣の価値尺度機能

貨幣は「売らなくてもよい商品」すなわち直接的な購買手段である。資本家的に生産される本

42) 関根（2005）pp.23-24.

43) 関根（2005）p.37.

来の商品は、何度でも繰り返し購買される。100回でも200回でも、異なった貨幣所有者によって至るところで購買されるうちに、供給価格＝需要価格は一定の水準に落ち着いてくる。このように、商品の価値（それを表す正常価格）は需給法則によって定まってくる。関根は、これを貨幣の「価値尺度機能」と呼び、これが貨幣の第一機能であるとする。

ある商品の「正常価格が成立する」というのは、その商品が社会的需要に対して過不足なく供給されるということである。つまりその供給をするのに、社会の生産資源を使いすぎてもいないし、十分に使い切っていないわけでもない。適量の資源を使って生産されていることを意味する。商品が価値物だというのは、そういう関係を背後にもっているということなのである。しかし、ある商品が適量に生産されていれば、それは当然、金の生産部門との関係においても適量なはずであるから、金価格はもはや上がりも下がりもしない。こういう価格を正常価格または「価値を尺度する価格」という。貨幣は、同じ商品を幾度となく繰り返し購買することによって「需給法則」を動かし、その価値を尺度するのである。しかし需要と供給が一致する裏では、社会的生産資源のどの部分を使ってその商品の適量がつくられるのかが、決まってくるのである⁴⁴⁾。

（2）流通手段としての貨幣

流通手段とは、それによって商品を流通させるもの、と考えてよい。しかし商品の流通はその交換を意図して行われるので、商品の「流通手段」という代わりに「交換手段」と言ってもよい。商品交換を媒介するのも貨幣の重要な役割である。商品の方は生産部面から出てきて消費部面へと消えていくのに対して、流通手段・交換の媒介としての貨幣の方は常に流通部面に残り、商品と商品の間を走り抜けていくのである。このために流通手段のことを「活動貨幣」などと呼ぶこともある⁴⁵⁾。

この「活動貨幣」は関根の貨幣論にとって重要な位置を占める概念である。続いて関根は、近代経済学でいう、いわゆる「貨幣数量説」について次のように述べる。

貨幣数量説は、普通 $PX = Mv$ と書きあらわすが、この関係は恒等式として常に妥当するばかりか、 X （一定の期間内に取引される商品の量）と v （流通手段の平均的流通速度）とを定数とみなしており、結局、貨幣供給 M と価格水準 P の比例性を主張するものである。つまり貨幣の供給量を増やせば、たいていインフレになるというのである。この学説は、16-7世紀に新大陸から突然、大量の金銀がヨーロッパに流れ込んだことから、著しい物価騰貴が起こったのを見て、ヒュームのような当時の第一級の学者たちが考えた学説であるが、近代経済学では今日に至るまで支配的な学説になっている⁴⁶⁾。

この貨幣数量説に対する関根の批判を見ることによって、純粹資本主義を対象とする経済原論では貨幣をどのように捉えるべきか、という関根の考え方が明瞭に伝わってくる。関根は次のよ

44) 関根 (2005) pp.38-39.

45) 関根 (2005) pp.40-41.

46) 関根 (2005) p.43.

うに述べる。

貨幣数量説は政府の不換紙幣についてはよく当てはまる。しかし経済原論で扱うのは、金のような商品貨幣についてである。それに「価格革命」のように、突然、貴金属の供給が増えるというのは、偶然的な事情によることであり、資本主義社会のなかでいつも起こることではない。だから、原論で問題にする商品貨幣についても、すなわち貨幣材料（例えば金）も生産されなければならない場合にも、数量説がそのまま通用すると思うのは、短絡的であり誤謬である。

ではどんな場合に、金の供給量が必要以上になってしまうかという、それは資源配分を誤って金の生産部門が過剰に拡大してしまった場合である。しかし、資源の錯誤配分は不均衡状態であるから、自動的に是正されるようになっている。このような生産調整が行われるからこそ、商品の価値とか正常価格とかを考えることができるのである。しかし金が貨幣である場合には、生産調整に先立って、過剰な流通手段（活動貨幣）は自動的に流通から引き上げられ「遊休貨幣」になる。その遊休貨幣も過剰になったら、今度は「貨幣用の金」が溶解されて（装飾用など）「非貨幣用の金」に転化される。

こう考えると、金本位制度のもとでは仮にインフレが起こっても、過剰な活動貨幣が遊休貨幣になったり、過剰な貨幣用の金が非貨幣用の金に転用されたりするし、それと同時に、遊休貨幣が増えると、それが実物投資を刺激して商品の供給を増やしたりする。それでもダメなときに、先ほど述べた生産調整が起動されるのである。もちろんインフレがコントロールされるまで、ある程度の時間が経過することは避けられない。しかしインフレはあくまでも不均衡状態であって、純粋な金本位制度のもとでは、これがいつまでも続くことはない⁴⁷⁾。

以上のように、経済原論は紙幣のようなものでなく金のような商品貨幣を考察の対象とすべきだと述べる一方で、関根は、金本位制度を前提にしている純粋資本主義の社会でも金貨が実際に流通するわけではないと述べる。なぜ、そうなるのか。以下、関根の説明を見ていこう。

金貨は使用中に「摩滅」する。摩滅した分は当然、補填されねばならない。また、消費することのできない貨幣用の金の生産にも、社会的資源を充当しなければならない。当然、その分だけ他の商品の供給量は減るわけである。このような犠牲を払って作らなければならない貨幣用金の生産は、社会にとって「非生産的費用」であり、資本主義社会としては貨幣用金の生産などではできるだけ節約したいものだ、ということになる。そのために考案されたのが、通貨（currency）である。通貨とは、制度的に認定される流通手段（活動貨幣）のことであり、硬貨（鑄貨）と（政府）紙幣から成り立つ。いずれも政府が発行するものである。

金が貨幣として使用される場合でも、金貨が流通するたびに、いちいちその重さを計量したり、純度を確かめていたりしたのでは面倒である。だから商品交換を促進するため、公権力が金貨の鑄造を担当し、その純度や「裁定量目」を保証したりする。金貨は流通するうちに磨損してしまうので、放っておくと最低量目が足りなくなり、そのままでは流通しなくなる。これを流通から

47) 関根 (2005) pp.43-45.

引き上げて改鋳するのも、国家の責任となる。そのため国家は鑄造局（または造幣局）を管理している。金貨の代理をする「補助貨幣」の供給も国家の役目である。補助貨幣はあまり高価でない金属を使って作るが、国家の十分の信用があれば、補助硬貨は金の標章（gold token）として、そのままでも、十分に流通できる⁴⁸⁾。

以上見たように、価値形態論の論理からは商品貨幣金が出てくるが、貨幣論で現実的な貨幣を問題にする場合には、純粋資本主義社会であっても通貨が出て来ざるをえない。通貨は政府が発行するものであり、純粋資本主義を理論の対象とする経済原論の世界であっても背後に国家が控えていることになる。このことを意識しながら、関根が政府紙幣を経済原論でどのように扱っているかを見てみよう。関根はそれについて次のように述べる。

国家は補助硬貨のほかに政府紙幣をも発行することができる。これは、金貨の流通を補足するというよりも代行する目的で発行される。だから、本来は金証書であって、兌換券として発行されるのが当然である。ところが、初めは兌換券のつもりでも、事情によっては不換紙幣に早変わりすることが多い。政府不換紙幣というのは、中央銀行券とは違う。政府が発行する不換紙幣は、中央銀行券のような信用貨幣（credit money）ではなく、命令貨幣（fiat money）である。最近では、金が廃貨されたばかりでなく、中央銀行券も不換紙幣となって命令貨幣の性質を帯びてきている。それは、「金本位制度」が「管理通貨制度」にとって替わられるという歴史的事情を反映するものである。しかし、そういう事情の説明は原論の射程外である。原論では、兌換信用貨幣としての中央銀行券と、政府が発行する命令貨幣としての不換紙幣とは、はっきり区別しておく必要がある⁴⁹⁾。

（3）遊休貨幣

これまでは、流通手段として機能する貨幣、すなわち活動貨幣についての関根の説明を見てきたが、次に、価値の保存手段として流通部門の外に待機する遊休貨幣についての説明を見ていこう。

遊休貨幣は、準備金、支払手段、資金という三種類に区分されるが、このうち準備金が最も商品交換に近いところにあり、支払手段は少し独立し、資金はほぼ完全に独立している。

余裕資金ができると、今度は現金を持っていない人にも、約束手形に対して商品を売ってやることができる。このように約束手形を清算する貨幣を支払手段という。約束手形のなかでも、実際の商取引に使われるのは商業手形と呼ばれるものである。これは特定の商品を買ったときに発生する債務証書である。商業手形は、発行日と満期日の間に何度でも裏書きされて流通することができる。しかし、手形がいくら流通しても満期になれば必ず現金決済が必要になり、そのために用意されるのが支払手段である。

商業手形の割引は商人同士の間でもよく行われるが、まともな商人の振り出した手形なら銀行

48) 関根（2005）pp.45-46.

49) 関根（2005）pp.46-47.

が自動的に割引いてくれる。ただしこの場合には、現金でなくて兌換銀行券で割引いてくれる。兌換券というのはいつでも銀行に持っていけば現金にしてくれる約束手形にほかならない。この場合、兌換銀行券は信用貨幣（credit money）であるという。流通手段としての貨幣の代用ができるからである。すなわち銀行券は流通手段として機能できるのである。しかし、信用貨幣を発行した銀行はいつ兌換を要求されるかもしれない、そのための支払準備金（cash reserve）を常に保持していなければならない。

信用貨幣の決済に必要な支払手段は、準備金の進んだ形態とっていい。銀行の発券業務は次第に中央銀行に集中され、市中に流通する銀行券は中央銀行券となることが多い。この中央銀行券の発行高はその金準備に対して一定の比率に落ち着くのが普通である。金の国内外への現送を予想して一定の安全水準が想定されるのである。中央銀行の金準備は一国の金準備と同じである⁵⁰⁾。

今見てきたように、原論レベルにおいても、まずは商業手形の説明からはじまって、銀行券、信用貨幣の範疇が登場し、最後は中央銀行と中央銀行券、中央銀行の金準備が登場する。それでは、一社会の金準備はどのように増減するのだろうか。以下、関根の説明を聞くことにしよう。

普通、海外から金が入流したり海外へ金が出流したりすると、中央銀行の金準備が伸縮し、それに応じて信用貨幣の発行高も増減する。その結果、景気が良くなったり悪くなったりする。それゆえに金準備のことを「世界貨幣」と呼ぶことがある。しかしこの場合は、海外と貿易する一国（すなわち開放体系）を社会と考えているのである。しかし原論で考える資本主義社会は、そのような国民国家と直ちに同一視するわけにはいかないものである。むしろ国内と国外の商品取引を区別しないような社会（すなわち閉鎖体系）を想定の方が適切である。そのような社会における貨幣用金の現存量（ストック）はどのように変化するのだろうか。それは非貨幣用の金の転用によるか金生産の調節によるかのいずれかである⁵¹⁾。

馬場宏二が「国際的な金の運動こそが、周期的な世界恐慌をひきおこしつつ自由主義段階の蓄積を進行させる全機構の結節点だったとっていいのである」、「貨幣は価値尺度であり世界貨幣なのであって、貨幣のこうした運動こそが、いわゆる金本位制の自動調節作用の本質にほかならないのである」、「貨幣の諸規定にあって、その物性をもっとも強く備えて現れるのが、貨幣としての貨幣の究極に位置する世界貨幣の規定であった」⁵²⁾と述べるのに対して、関根はここにあるように、閉鎖体系を想定している原論レベルで世界貨幣を議論することには否定的である⁵³⁾。

それでは、経済原論レベルでは貨幣用金のストックは、経済規模の拡大に応じてどのような形

50) 関根（2005）pp.49-52.

51) 関根（2005）p.52.

52) 引用文は、それぞれ、馬場（1973）p.104, p.105, p.126である。

53) 馬場は、「世界貨幣は諸流通圏を連結するものとして、絶対的な現身性を要求される。つまり、原理論の範囲でいえば商品における人間関係の物化は、世界貨幣の規定においてもっとも即物的な態様をもつものとしていい」（pp.126-127）と述べるが、関根は原理論レベルでは諸流通圏を連結する世界貨幣は登場しないと考えている。

で増大していくのだろうか。それについて、関根は次のように述べる。

実物経済と商品経済が大きく違うところは、前者がその規模を直接に拡大できるのに対して、後者は必ず「貨幣用の金」の現存量を増やしてからでないと、それができないという点にある。資本主義社会で事業を拡張するためには、まず「蓄積資金」を用意しなければならない。貨幣用金の現存量は活動貨幣と遊休貨幣から構成される。商品交換の規模が拡大すると、商品の交換(流通)に必要な活動貨幣の量も当然に増える。同時に事業規模の拡大を志向し、蓄積資金として遊休貨幣を積み立てる者が増えると、「非貨幣用の金」を転用せざるを得ない。しかしそれでも不十分だと、活動貨幣が足りなくなり物価が正常以下に下がる。そうすると自動的に金の生産が促進される。結局、増大した商品の流通量に見合った活動貨幣と十分に積み立てられた蓄積資金に対応して、十分な「貨幣用の金」が供給されて物価が正常に戻った時には、資本主義社会の事業規模は拡大しているわけである⁵⁴⁾。

このように経済原論の世界では、貨幣は経済活動規模に対して不足すると、自動的に金の生産が促進されて、必要な貨幣量が供給されることになる。この世界においては、貨幣供給の主体として国家は登場しない。

(4) 経済原論の意義

それでは、経済原論とはそもそもどのような性格を持つものであり、現実の経済の理解においてどのような役割を果たすものであるのか。これについて、関根は次のように述べる。

本書で説こうとする「経済原論」は、マルクスの経済学を継承するものである。マルクスは、自分にとって唯物史観は経済学研究への「導きの糸」であると表現したが、宇野弘蔵は、マルクスのいわゆる「導きの糸」にもっと深い意味を認め、これを「イデオロギ的仮説」と主張した。古典派経済学も新古典派経済学も本質的に近代主義的偏向をもつ「近代化の経済学」であった。すなわち、実物経済はもともと商品形態(市場原理)をもって運営されるべきものであり、その完成度に応じて社会は「近代化」と前提するものであった。この立場からすると、人間社会はほんらい近代社会(資本主義社会)以外ではありえない。ただそれが未発達な前近代と十分に発達した近代があるだけである。これは近代(資本主義の時代)を絶対化するものにほかならない。

「近代主義の偏向を超越した全く新しい経済学(そして社会科学)を発足させる」ということが「経済学批判」なのである。マルクスが『資本論』において企図したのは、このことにほかならない。宇野はまず『資本論』の中から、資本主義社会の運動法則を純粋に規定する部分だけを、その例証に使われる具体的史実とか、それにまつわる政治的判断などから切り離して抽出し、整理し、不備な点を補って、彼のいわゆる「原理論」なるものを創り出している。これは、現実に存在しないが純粋に資本主義があるべき姿を示すものであり、資本主義をして資本主義として機

54) 関根(2005) p.53.

能させるもの、その内的プログラム、ソフト（ルールの全体）と考えることができる⁵⁵⁾。

このように、経済原論または経済原理論は、資本主義社会の運動法則を純粹に規定した部分のみを抽出したものであり、資本主義をして資本主義として機能させるルールの全体を描いたものである。

それでは、このような性格をもつ経済原理論は現実の経済を分析したり理解するうえで、どのような役割を果たすのだろうか。これについて関根は次のように述べる。

近代主義を超越した経済学は、純粹資本主義の理論を道具として利用するために開発するものではない。そうではなく現実の経済生活が、どの程度まで資本主義的であるかを判定するための「基準」を設定するためである。しかもこの基準は、我々がモデルとか理想型とかして恣意的に構築するものではなく、資本に自らの論理展開として資本主義を定義させたものなのである。そして、この理論は、ヘーゲル自身がミネルヴァの梟に喩えて述べたような「灰色な理論」である。つまり道具として利用できるようなものではなく、我々の現実認識に一つの不動点としての「基準」を与えるものである。このような基準があるからこそ、我々は経済の現状を分析して、その「資本主義度」がどの程度のものであるかを判断することができる。実際に現代経済が資本主義の理想的なイメージからどれほど遠ざかっているか、またそれが如何なる理由に基づいているのか、を判断できるのである⁵⁶⁾。

それでは、関根は現代経済の特質、現代資本主義の歴史的位置をどのように考えているのだろうか。それについては、次の項において、関根友彦「資本主義から次の歴史社会への過渡期をどう見るか」という論文に依拠しながら、見ていくことにしよう。

（5）現代資本主義における貨幣—管理通貨制度の本質—

関根は、この論文において、大内力、佐美光彦、ピーター・テミンの先行業績を参考にしながら第1次大戦以降の世界経済の変遷の意義を考察したのち、第1次世界大戦以後の資本主義を「資本主義の没落期であった帝国主義段階」に対する「資本主義の解体期としての脱資本主義過程」として捉え、この「解体期」を「管理通貨制度の完成過程」として位置づけたい、と主張する。というのは、金本位制度から本格的に離脱して、純粹な命令貨幣（fiat money）に基づく管理通貨制度を確立することは、決して生易しいことではなく、一朝一夕に果たしうることもないからである。関根によれば、現在の経済学も「金の呪縛」から完全に解放されていない⁵⁷⁾。

この管理通貨制度の本質について、関根は次のように述べる。

「資本主義が…商品経済的に自立する基礎をなす貨幣制度」は、本来「商品貨幣」をベースとする金本位制のようなものでなければならない。この場合に「商品流通に必要な貨幣量」は、資本家的商品市場が自律的に判断して決定するのであって、その供給量を人為的（ないし政策

55) 関根 (2005) pp.16-20.

56) 関根 (2005) pp.20-21.

57) 関根 (2010) pp.217-222.

的に調節することはできない。これに対し「管理通貨制度」とは本来的に「命令貨幣 (fiat money)」を前提にするものであるから、商品の流通に必要な (もしくは望ましい) 貨幣量は、国家の通貨当局の判断によって供給されるべきものである⁵⁸⁾。

この点に関して、バブル崩壊後のわが国のように長期デフレに陥った場合には、民間経済だけの力で景気を回復することは不可能であり、政府部門による「超大型の財政出動」が不可欠になると述べる。その際、その財源については、追加的増税にも国債発行にも頼ることができず、「命令貨幣の発行」のみが唯一の道であると述べる。このような状況下では、資産価格の低落に直面した銀行制度が創造し供給する「信用通貨」だけでは社会的に必要な通貨量を賄いきれない。たとい「資金 (遊休貨幣)」が余っていても「通貨 (活動貨幣)」が欠乏するため商品が流通せず、経済活動が停滞する。このような状態に陥ってもなお市中に必要な通貨量を供給しうる唯一の手段は、「命令通貨の発行を財源とする財政支出」でしかあり得ない⁵⁹⁾。このように、長期デフレ下においては政府紙幣の発行のみが効果ある対応策であると主張するのである。

以上見てきたように、関根は、資本主義の運動法則を純粹に論理的に把握する経済学原理論では商品貨幣説に立って貨幣の諸機能を、貨幣から資本への展開を、さらには資本主義の内的論理を明らかにしているが、第一次大戦以降の現代資本主義を貨幣面で支えているのは国家による管理通貨制であると見ている。筆者もまた関根と同様に、管理通貨制度、そして現在の貨幣の機能を理解することが現実の経済分析と有効な経済政策を提起するうえでの鍵を握っていると考えている。

4 歴史のなかの貨幣—楊枝嗣朗の貨幣論研究の総括—

以上、宇野弘藏の経済学を継承した3名のマルクス経済学者の金本位制論、貨幣理論を紹介・検討してきたが、最後にこれらの議論を補完する意味で、楊枝嗣朗『歴史の中の貨幣：貨幣とは何か』に依拠しながら、楊枝の貨幣論研究の到達点を見ることにしよう。

58) 関根 (2010) p.224.

59) 関根は、貨幣を「活動貨幣」と「遊休貨幣」とに明確に区別して扱った宇野の着眼点を高く評価しながら、次のように述べている。デフレとは銀行が信用通貨を発行できなくなることであり、したがって中央銀行がベース・マネーをいくら増やしても、貨幣供給は増加しない。日銀による量的緩和政策の経験が示すように、銀行制度ではデフレ期に発生する通貨不足を救済することはできない。この場合の通貨は、商品の流通手段となる「活動貨幣」のことであり、資金または「遊休貨幣」ではない。デフレでは、資金が余っていても通貨は不足する。

なお、この論文での関根の主張は、長期デフレ下では政府紙幣の発行が不可欠であると主張するとどまらず、主権国家の通貨発行権を認め、必要な時にそれを行使できることは、命令貨幣をベースとする「管理通貨制度」のあるべき姿がすでに完成しているのと同義である、それは同時に商品経済の自律性への盲目的依存をやめ「意識的に」狭義の資本主義に終止符をうつことにほかならない、として社会主義的な経済関係の構築にとって主権国家の通貨発行権の重要性を指摘している。筆者もこの考えに同意するものである。

本書は、全体で225頁とややコンパクトながらも内容は本格的な研究書である。前編「近代初期イングランド通貨論争—リアル・マネーとイマジナリー・マネー—」と後編「貨幣論の再生—貨幣の抽象性と債務性—」の2部構成をとっている。前編は、1章 近代初期イングランドの鑄貨制度、2章 1696年の銀貨大改鑄、3章 ロック＝ラウンズ論争の虚実、4章 リアル・マネーとイマジナリー・マネー、後編は、5章 漂流するメタリズム貨幣論、6章 貨幣の抽象性と債務性—貨幣の生成—、7章 貨幣の歴史的鳥瞰、8章 貨幣・中央銀行・国家の連関、あとがき、から構成されている。

このような章構成からも、本書は貨幣の歴史的研究を通して、メタリズム貨幣論の閉塞状況、マルクス貨幣論の認識の誤りを明らかにしようとするものであることがわかる。ちなみに、楊枝は信用論研究者として著名な川合一郎の門下生であり、マルクス経済学の側から長年にわたって信用・貨幣を研究し、その成果として本書をまとめられた。本書の概要と学問上の総括は、佐賀大学での最終講義「私の貨幣信用論研究」(2009年1月21日)に加筆した本書の「あとがき—貨幣論研究を振り返って—」にて明瞭に述べられているので、以下主にそれに依拠しながら、楊枝の貨幣論研究の特徴とその到達点を紹介・検討することにする。

楊枝は、1971年のドルの金交換停止以降、国際通貨ドルをめぐる、メタリズムが貨幣論の基準になり得ないと考えるようになったものの、それに代わりうる新たな理論の枠組みを提示するには長い時間を要したとして、次のように述べている。

メタリズム貨幣論への疑問は、大学院生のときに、17世紀イングランドで磨損鑄貨流通下の物価・地金価格・為替相場が半世紀以上にわたって本位鑄貨の磨損率と関係なく推移している事実についてのマルクス『経済学批判』の説明が、マルクス貨幣論の体系と矛盾しているのではないかと考えるようになったことから始まる。ところが、1990年代はじめのイギリス留学を契機に読み始めた、17世紀イングランドで出版された『商業必携』のような商人のための実用書のなかに例外なくイマジナリー・マネーの記述があることを発見したことから、磨損鑄貨流通下の上記の問題に答え、『経済学批判』の誤謬を明らかにすることができた。すなわち、本位鑄貨の内値は尺度機能を持たず、尺度は抽象的で、鑄貨と貨幣は峻別されていたということがはっきりと理解しえるようになった。このときにイマジナリー・マネー＝計算貨幣という概念に出会ったことで、メタリズムに代わる貨幣論を構想することができた⁶⁰⁾。

しかし現実には、今なお多くの論者が伝統的な貨幣論の枠組み(貨幣金の物神崇拜)から抜け出せずにいるのも事実である。楊枝によれば、その理由は今なお多くの人が、貨幣生成の常識論、すなわち「貨幣は、交換から、交換の中で発生するものであり、交換の産物である」という貨幣起源論—商品貨幣説に囚われてしまっているからである。しかし、今日の歴史学や考古学から見れば、商品交換に貨幣の起源を求めるこの常識はフィクションに過ぎないとして、次のように述べる。

60) 楊枝 (2012) p.211.

貨幣は本来、商品交換取引を媒介する商品貨幣（価値物）として生まれたのではなかった。貨幣、計算貨幣の起源は、鑄貨の発行に2千年も先立ち展開されていた信用・債権債務関係にあった。鑄貨が発行される遙か昔、古代メソポタミア文明における鑄貨なき世界で計算貨幣や価格、利子、小作料、債務奴隷が見られた。事実、リプト・イシュタル法典やハンムラビ法典その他は、都市国家が公定した「抽象的計算貨幣」や「価格表」の存在を明らかにしている。信用・債権債務関係は商品交換・売買にはるかに先行して展開されていた。しかも、紀元前7世紀にリディアで発行された最古の鑄貨は、傭兵への支払い手段であって、国家の債務証書であった。抽象的計算貨幣は、中世の大市貨幣や初期預金銀行のバンコ・マネーにも関わり、古典的金本位制時代のポンドや現代貨幣にも通底している⁶¹⁾。

商品交換から貨幣が商品貨幣として生成すると考える限り、マルクスの価値形態論、交換過程論、貨幣論、さらには信用貨幣論の論理の枠組みから抜け出すことは難しい、と楊枝は述べる。論者の多くが現代貨幣論の説明に窮し、ただ足踏みしているのは、上記の常識に絡め取られているからである、と。その例として、楊枝は、「アメリカの国際収支が赤字基調になれば、信用（国際的信用貨幣）が世界貨幣金にとってかわることが不可能になり、金そのものが舞台上に登場せざるをえなくなる（重金主義）」という山田喜志夫の説と「金ドル交換の停止および変動相場制は、金の廃貨ではなく、金ドル交換を民間市場に、各国の対ドル為替平価の設定をニューヨーク外国為替市場に委ねた制度であること、および、そうした制度のもとで、金は変動する市場価格をもった一般的等価物として価値の尺度機能を営んでいることを、あらためて確認することができる」という村岡俊三の説をあげている⁶²⁾。このような論者に対して、楊枝は「『経済学批判』の立場に立たれているはずのメタリストは、金を執着する余り、無意識のうちに金の物神崇拜に絡め取られているように見える」（p.135）と述べているが、筆者は、これらの論者の誤りは19世紀イギリス資本主義の純粹資本主義化傾向から導き出した『資本論』にある商品貨幣とその後の資本主義の歴史的展開のなかで現実化した貨幣制度との間に横たわる理論的抽象度の相違についての認識が不十分なことに起因していると考えている。

さらに楊枝は、イマジナリー・マネーとリアル・マネーの峻別から、貨幣の起源や銀行信用の構造・信用貨幣についての認識と相まって、貨幣の抽象性と債務性を内容とした貨幣論の展開が可能となったという。とくに、本稿にとって重要だと思われるのは、楊枝の以下の叙述である。

61) 楊枝 (2012) p.216.

62) 楊枝 (2012) pp.130-131. 他方で、わが国のマルクス経済学の伝統に立つ信用貨幣説に対して、楊枝は以下のように高い評価を与えている。1950年代にマルクス貨幣論に緊縛されながらも、岡橋保氏や川合一郎氏は金との兌換の有無にとらわれずに、信用貨幣論を展開していた。内容的にはメタリズムの枠組みを超えたものであった。さらに1970年代には、板倉譲治氏、横山昭雄氏は次のように、本源的預金なしに信用創造を論じていた。「本来、資金というものは銀行の貸出によって生まれてくるものであって、貸出しがいくら増えても資金不足が生じることはなく、信用機構の中の資金需要は常に均衡しているというのが貸借機構の基本的メカニズムである」。その後、欧米で見られた貨幣論ルネサンスでの同様の議論の展開を考えると、わが国の信用貨幣説の先駆性は十分に注目されてよい。楊枝 (2012) p.216. このような楊枝の評価に筆者も同意する。

イマジナリー・マネーとリアル・マネーの峻別は、忘れられていたイネス（“What is Money?”, 1913, “The Credit Theory of Money”, 1914）やクナップ（『国家国定貨幣説』, 1905年）らの、債権債務関係を重視する貨幣論に目を向けさせてくれた。「信用、信用のみが貨幣である」, 「貨幣単位は、債権債務を尺度するための抽象的標準である」, 「債務の名目性および価値単位の名目性は、貨幣発生に対する必要な前提である」といった彼らの主張は、『貨幣論』（1930年）のケインズによって高く評価されているのも頷ける。イマジナリー・マネーの概念が、岡橋、川合、板倉、横山氏などの信用貨幣論、アイノウディのゴースト・マネー論、ドールトンの「物々交換」論批判、ランダル・レイらによる貨幣論研究の高まり、ケインズの「古代通貨」草稿、ポランニーの古代貨幣論、ハンムラビ法典、シュムペーターの「信用の貨幣理論」から「貨幣の信用理論」への貨幣論の転換等々と繋がることで、さらには岩野「ドル本位制」論にも背中を押され、「貨幣とは何か？」の問いに答えを出すことができた⁶³⁾。

さらに最後にぜひ述べておきたいことは、貨幣と国家の関係についての楊枝の次の叙述である。

「1980年代以降、中央銀行の独立性が容認されるようになるにつれ、貨幣や中央銀行と国家の関係を断とうとする見解が大勢を占めるようになったが、それは重大な問題を孕んでいた。その最たるものが欧州通貨ユーロの創設と現下のユーロ危機であった。計算貨幣の創設が常に公的な関与を伴ったことを考えると、貨幣の背後に国家が控えざるを得ないのである⁶⁴⁾。」

まさにここで楊枝が述べているように、現代貨幣の背後には国家が控えており、経済がいざ危機になると国家が前面に出て対処せざるをえないのである。そしてそれこそが、現代資本主義の基本的特質なのであり、それが機構上十分にできなかったことがユーロ危機の本質的問題であった。

IV. むすびに代えて

本稿は、近年現代貨幣理論として復活を遂げつつある表券主義の貨幣理論とマルクス経済学の貨幣理論のそれぞれの特質を捉え、両者の比較を通じて、現代資本主義における貨幣の性格と役割を明らかにすることを最終目標としている。本稿はその準備作業として、表券主義の貨幣論の代表として、アバ・ラーナーの貨幣理論、ランダル・レイの貨幣理論、そして表券主義の歴史実証面での優位性を認めるチャールズ・グッドハートの貨幣観を紹介・検討した。そののち、マルクス経済学の貨幣理論の代表として馬場宏二、降旗節雄、関根友彦の議論を紹介・検討し、さらに

63) 楊枝 (2012) pp.219-220. なお、イネスの貨幣論とケインズの「古代貨幣論」については、古川 (2018) を参照せよ。

64) 楊枝 (2012) p.216. それに関連して、楊枝は本書8章にて次のように述べている。

「基本は民間経済関係にある」とはいえ、金融システムの危機に際しては、政府当局との密接な協力のもと、中央銀行が（超）短期の流動性供給を行い、流動性供給で危機を押さえ込むことが出来ない時には、それを超え、国家が公的資金の投入にまで至るのは、貨幣・中央銀行・国家ののっぴきならない関係の表れである。楊枝 (2012) p.216. 筆者は、今日では、平時においてもこの貨幣・中央銀行・国家の密接な関係を意識した経済運営と財政運営が望ましいと考えている。

それらの議論を補完するかたちで、「歴史のなかの貨幣」という視点に立って貨幣を研究してきた楊枝嗣朗の議論を紹介・検討した。ここで、これまでに本稿が明らかにしてきたことを要約することによって、本稿のむすびに代えたい。

- (1) ラーナーは、貨幣とは交換手段というよりも何よりも支払い手段であり、金本位制は現代の十分に組織された主権国家以前に有効だった制度にすぎない、と述べる。彼はまた、貨幣の受領可能な性質を確立する上で、国家がその貨幣を租税あるいは他の負債の支払いにおいて受け入れるかどうかが決定的に重要だと述べる。さらに、彼の「貨幣は国家の創造物」であるという現代貨幣の理解はラーナーの経済学上の大きな貢献といえる機能的財政論と不可分に結びついていた。
- (2) ラーナーの貨幣論を現在に蘇らせたのは、ランダル・レイである。レイはラーナーと同様に、「貨幣は国家の創造物」であり、租税が貨幣を駆動させているのだと述べる。そして、このような貨幣理解から、財政赤字は「標準」であり、通貨価値の安定にとって鍵となるのは貨幣政策ではなく財政政策なのであると述べる。まさに、ラーナーと同様に表券主義的貨幣理解から機能的財政の有効性を導いているのである。
- (3) グッドハートは、主流派経済学者の間で現在支配的な「通貨の価値は通貨の裏付けとなっているものの内的な価値に依存している」と主張するグループをMチームと名付け、それに対して「通貨は鋳貨に主権の印が刻印されているがゆえに貨幣になるのであって鋳貨が金や銀からなっているからではない」と主張するグループをCチームと名付け、それぞれの理論的特質を明らかにした。Cチームは、ドイツのクナップ、英米の大多数のポスト・ケインジアン、その他といった雑多で、周辺的な集団から形成されている。他方、Mチームにより多くの著名な経済学者が集まっているが、Mグループは形式的な理論では強みを持っているものの制度的な詳細と歴史の実証に関しては本質的な弱点を抱えている。このような本質的弱点を抱えたMチームの理論に依拠した最適通貨圏（OCA）理論もまた非現実的な理論であり、それゆえOCAモデルの文脈内で議論され採用された単一通貨ユーロも問題をはらんでいると主張した。実際に、予期しない副作用をもたらすのではないかというグッドハートの懸念は2009年の欧州債務危機の中で現実のものとなった。
- (4) 馬場によれば、金本位制廃止後の国家独占資本主義の歴史は、国内・国際両面における価格機構歪曲のいっそうの進展と、それにもかかわらず価格機構の全面的揚棄が不可能である事実との、つまり金からの離脱の要求と金の束縛の不可避的残存との、絶えざる相克の歴史であった。ここでは、金の役割が、ドルと並ぶ国際決済の一手段にまで転落したかに見える時期もあったが、うちつづくポンドとドルの危機、アメリカからの金流出は、金のみが最終的な国際決済手段であり、したがって、いかに大規模かつ精妙なクッションが存在するとはいえ、金のみが最終的な価格の規制者であることを明示していると主張する。しかし1971年のアメリカの金とドルの交換停止以降の歴史は、このような馬場の理解は一面的であることを示している。

- (5) 降旗は、市場経済がある場合には、かならず貨幣が出現し、かつ貨幣はかならず金でなくてはならないというマルクスの命題は正しいと主張する。そして、一国が金本位制を採るといことは、国内における資本主義の発展にとって決定的意味をもつと述べる。降旗によれば、金本位制を基軸とした自律的システムが資本主義であり、帝国主義段階に入り、独占という本来の運動原理である競争の否定を生み出したとしても、独占はまだ部分的であって、それゆえ帝国主義段階の資本主義も全体としては自由な資本の蓄積を保証する自立した体制であった。それに対して、第1次世界大戦後の管理通貨制下の資本主義は、自立した体制としての資本主義ではないと述べる。本来の資本主義は第1次世界大戦をもって終わり、それ以後は、厳密には資本主義とはいえない、少なくとも資本主義とは他の何か別の歴史段階との混合システムと見なされるべきものに変質してしまった、と主張する。このような歴史認識は筆者の歴史認識と同じである。
- (6) 筆者が知る限り、関根友彦は経済原理論レベルの貨幣理論と現代資本主義における貨幣の性質・役割の相違を十分に踏まえた議論を最も明確に意識して行っている研究者である。その関根は、管理通貨制について次のように述べる。資本主義が商品経済的に自立する基礎をなす貨幣制度は、本来「商品貨幣」をベースとする金本位制のようなものでなければならない。この場合に「商品流通に必要な貨幣量」は、資本家的商品市場が自律的に判断して決定するのであって、その供給量を人為的（ないし政策的）に調節することはできない。これに対し「管理通貨制度」とは本来的に「命令貨幣（fiat money）」を前提にするものであるから、商品の流通に必要な（もしくは望ましい）貨幣量は、国家の通貨当局の判断によって供給されるべきものとなる。
- (7) 楊枝によれば、今なお多くの論者が伝統的な貨幣論の枠組み（貨幣金の物神崇拜）から抜け出せずにいるのは、今なお多くの人が、貨幣生成の常識論、すなわち「貨幣は、交換から、交換の中で発生するものであり、交換の産物である」という貨幣起源論—商品貨幣説に囚われてしまっているからである。しかし、今日の歴史学や考古学の到達点から見れば、商品交換に貨幣の起源を求めるこの常識はフィクションに過ぎない。貨幣は本来、商品交換取引を媒介する商品貨幣（価値物）として生まれたのではなかった。貨幣、計算貨幣の起源は、鑄貨の発行に2千年も先立ち展開されていた信用・債権債務関係にあった、と主張する。しかしここで忘れるべきでないことは、たとえ貨幣の歴史的起源が商品交換に由来していないにせよ、商品経済が全面的に行われる資本主義経済の運動法則を明らかにする経済原理論においては、貨幣は商品貨幣であるという認識が経済原理論の体系を支えているということである。そして、そのような経済原理論の体系が複雑な資本主義の全体像を認識する上で不可欠であるのみならず、現代資本主義の特質を明らかにする際の基準にもなりうるということである。

以上のように、本稿が紹介し検討を加えてきた7名による貨幣に関する議論はいずれも現代資

本主義における貨幣の性格を明らかにするうえで参照すべき議論であり、たとえ一部は現在の目から見て誤っていたとしても、今なお学ぶべきところが多い。

「はじめに」のところで筆者は、結城の表券主義批判は的を外しているように思えると述べた。それは、結城自身も述べているように「経済原論は、資本主義の基礎たる商品経済的論理を明らかにすることを主眼にしているのが市場から説明する」というのが正しい方法的態度であり、経済原理論のレベルにおいて商品貨幣説を展開するマルクス経済学と現代資本主義における貨幣の役割に焦点を当てる現代貨幣理論による貨幣の表券主義的理解は真っ向から対立する議論ではないと考えるからである。むしろ、それぞれの理論の次元の相違を明確にすることによって、両者のアプローチは相互に補強し合うことすら可能なのである。例えば、紙幅の関係上、本稿では扱うことができなかつたクナップの『貨幣国定学説』について一言述べておくと、クナップの書は貨幣についての理論的研究であるだけでなく、当時の、あるいはそれ以前の貨幣制度に関する本格的な歴史的、実証的研究であるので、当時の経済制度の研究は言うに及ばず、現在の経済・金融の仕組み、財政金融政策を研究しようとする者にとっても十分役立ちうるものである。

本稿には不十分どころがたくさんあるが、本稿で明らかになったことを足掛かりにして、現在において、貨幣とは何か、財政はどのような役割を果たしているのか、望ましい貨幣政策とは何か、望ましい財政政策とは何かを研究していきたい。

参考文献

- 宇野弘蔵 (2016) 『経済原論』岩波文庫。
- 岡本英男 (2014) 「福祉国家と機能的財政：ラーナーとレイの議論の考察を通じて」『東京経大会誌・経済学』第283号。
- 岡本英男 (2017a) 「欧州債務危機以降の福祉国家と財政金融政策：ユーロ・システムの限界から学ぶべきもの」『連合総研レポートDIO』No.326, 2017年5月号。
- 岡本英男 (2017b) 「欧州債務危機以降のユーロ・システム」『東京経大会誌・経済学』第295号。
- 関根友彦 (2005) 『経済原論要領』アイ・イー・アイ。
- 関根友彦 (2010) 「資本主義から次の歴史社会への過渡期をどう見るか」櫻井毅・山口重克・柴垣和夫・伊藤誠編著『宇野理論の現在と論点』社会評論社。
- 内藤敦之 (2019) 「貨幣の名目性：表券主義の貨幣理論」経済理論学会編『季刊 経済理論』55巻4号, 2019年1月。
- 馬場宏二 (1973) 『世界経済：基軸と周辺』東京大学出版会。
- 降旗節雄 (1997) 『貨幣の謎を解く：価値形態論から現代金融まで市場経済の貨幣論的分析』白順社。
- 古川 顕 (2018) 「イネスとケインズの貨幣論」『甲南経済学論集』第58巻第3・4号, 2018年3月。
- 結城剛志 (2017) 「流通論」さくら原論研究会編『これからの経済原論』ぱる出版。
- 楊枝嗣朗 (2012) 『歴史の中の貨幣：貨幣とは何か』文真堂。

- Eichengreen, Barry (1996) *Globalizing Capital: A History of the International Monetary System*, Princeton University Press.
- Goodhart, Charles A. E. (1989) *Money, Information and Uncertainty*, 2nd ed., The MIT Press.
- Goodhart, Charles A. E. (1998) “The Two Concepts of Money: Implication for the Analysis of Optimal Currency Areas,” *European Journal of Political Economy*, No.14.
- Knapp, Georg Friedrich (1905) *Stattliche Theories des Geldes*. クナップ著, 宮田喜代蔵訳『貨幣国定学説』岩波書店, 1922年。
- Lerner, Abba (1947) “Money as a Creature of the State,” *American Economic Review*, vol. 37 (2)
- Lerner, Abba (1951) *Economics of Employment*, McGraw-Hill Book. A・P・ラーナー著, 高川清明訳『雇用の経済学』文雅堂銀行研究社, 1965年。
- Polanyi, Karl (1957) *The Great Transformation: The Political and Economic Origins of Our Time*, Beacon Press. カール・ポラニー著, 吉沢英成・野口建彦・長尾史郎・杉村芳美訳『大転換：市場社会の形成と崩壊』東洋経済新報社, 1975年。
- Sekine, Thomas T. (2016) “An Essay on Transition away from Capitalism: How Might Unoists Account for the Evolution of the post-1914 World Economy?”, in *The Types of Economic Policies under Capitalism*, by Kozo Uno, translated by Thomas T. Sekine, 2016, Brill.
- Wray, Randall L. (1998) *Understanding Modern Money: The Key to Full Employment and Price Stability*, Edward Elgar.
- Wray, Randall L. (2015) *Modern Money Theory: A Primer on Macroeconomics for Sovereign Monetary Systems*, 2nd ed., Palgrave. L・ランダル・レイ著, 島倉原監訳・鈴木正徳訳『MMT 現代貨幣論入門』東洋経済新報社, 2019年。

経済思想のなかのマーシャル

小 沼 宗 一

目次

- I はじめに
- II 時代背景と経済学の課題
 - 1. 1870年代とは何か
 - 2. 経済学の課題
- III 同時代の経済思想
 - 1. W.S.ジェヴォンズ
 - 2. ヘンリー・ジョージ
- IV 「経済学の現状」
 - 1. 人間性は不変か
 - 2. 社会主義批判
 - 3. 冷静な頭脳と暖かい心
- V 有機的成長論
 - 1. 産業組織の改善
 - 2. 人口制限の効果
 - 3. 人間性可変の想定
 - 4. 有機的成長の基本図式
- VI マーシャルの教育論
 - 1. 一般教育の重要性
 - 2. 教師の役割
 - 3. 余暇時間と遊びの重要性
 - 4. 家庭教育における親の役割
- VII むすび

I はじめに

経済思想の歴史のなかでマーシャル (Alfred Marshall, 1842-1924) はどのように位置付けることができるであろうか。マーシャルは『経済学原理』(初版1890年, 第8版1920年, 以下『原理』と略称)において, 経済学を次のように定義している。「政治経済学 (Political Economy) または経済学 (Economics) は人生の日常の実務 (business) における人間の研究であり, 人間の個

人的、社会的行為のうちで、福祉の物的条件の獲得と利用にもっとも密接に結びついた部分を考察の対象とする。」それゆえ「経済学は一面において富の研究であると同時に、他面において、またより重要な側面として、人間研究の一部である」(Marshall, 1920, 1. 邦訳には原典のページも記されている。以下、原典のページのみを示す)と。「経済学は人生の日常の実務において生き、働きそして考える人間の研究である」(14)と。

経済学が富の研究であるというのは理解できるとしても、経済学が人間研究の一部であるとはどういうことなのであろうか。本稿の課題は、経済学が人間研究の一部であるという意味を明らかにすることを通して、経済思想の歴史のなかにマーシャルを位置付けることである。筆者は、これまで、マーシャルに関する4編の論文を発表してきた(小沼1996, 2005, 2007, 2010)。本稿は、この4編の論文に加筆修正を行って再構成したものである。本稿は次のように構成される。Ⅱではマーシャルの時代背景を概観し、マーシャル経済学の政策的・思想的・理論的課題について考察する。Ⅲではマーシャルと同時代の経済思想を取り上げる。Ⅳではマーシャルの「経済学の現状」について論じる。Ⅴではマーシャルの有機的成長論について検討する。Ⅵではマーシャルの教育論を取り上げる。Ⅶではマーシャルの経済思想が示唆する現代的意義について考察する。

Ⅱ 時代背景と経済学の課題

ここでは、マーシャルの時代背景を概観した上で、マーシャル経済学の政策的・理論的・思想的課題について考察する。

1. 1870年代とは何か

リカードは、『経済学および課税の原理』(初版1817年、第3版1821年)において、穀物価値論を提示して1815年穀物法を批判した。その穀物法も、1846年に廃止された。穀物法の撤廃は、イギリスにおける自由貿易体制の確立を意味するものであった。ナポレオン戦争後のウィーン会議(1814-15年)からドイツ統一の1871年までは、パックス・ブリタニカ(イギリスによる平和)の時代であった。世界で最も早くに「産業革命」(1760年代-1830年代)を経験したイギリスは、1860年代に「世界の工場」と呼ばれることになり、イギリスの工業生産は飛躍的に増大した。一方、後進国としてのアメリカでは、南北戦争(1861-65年)があり、その後の鉄道建設ブームを経て、資本主義の道を歩みはじめていた。後進国としてのドイツも、1871年にビスマルクが待望の国家統一を達成し、アメリカと共に、資本主義の道を歩みはじめていた。

1860年代のイギリスは、「世界の工場」として世界経済における「産業上の主導権」を握っていたのである。しかしこの時期は、中心産業が繊維から鉄鋼への移行期でもあった。需要される鉄の種類も、それまでの練鉄から鋼鉄へと切り換わっていた。1880年から1930年までの半世紀は、砲艦外交の黄金時代ならぬ鋼鉄時代であった(ホブズボーム, 1992)。

ところが、この時期のイギリスは、鋼鉄生産の一般的普及に失敗してしまうのである。その理

由として、当時のイギリスでは、所有と経営の一致する個人・合名・合資会社形態が支配的であった、という点が指摘されている。イギリスでは、株式会社といえども、同族内で株式を保有するプライベートカンパニーが優位を占めていたのである。イギリスにおいて所有と経営の分離を伴う株式会社が支配的となるのは、第1次世界大戦後の1920年代のことであった（井上, 1993）。

1870年代とは、後進国としてのアメリカとドイツとが、先進国イギリスが持っていた世界経済における「産業上の主導権」に対して、挑戦を開始した時期であった。1871年、W.S.ジェヴォンズは『経済学の理論』を出版して限界効用価値説を提示した。1873年、アメリカでの「鉄道恐慌」を契機にして、イギリスは「大不況」の時期を迎える。「大不況」は1873年から1896年まで続き、1914年、第1次世界大戦が勃発する。こうした時代背景のなかで、マーシャルは『経済学原理』を出版したのであった。

2. 経済学の課題

(1) 政策的課題

マーシャルにおいて経済学の政策的課題は次の2つであった。第1の政策的課題は、社会の大多数を構成する労働者階級の貧困問題の解決である。第2の政策的課題は、1870年代以降、後進国としてのアメリカやドイツによる追い上げという時代背景のなかで、先進国イギリス経済が持っていた世界経済における「産業上の主導権」をいかに確保するかという問題であった。

マーシャルは、経済的貧困は人間性を墮落させて非能率的な労働を生む原因であるという判断に基づき、国内の労働者階級の貧困問題こそは解決すべき社会の最大の課題であるとした。彼は、人類の福祉の増大を願うという暖かい心を持ちつつも、労働者階級の貧困問題を解決するためには、経済学的な冷静な理論的分析が必要不可欠であるという見解の持ち主であった。マーシャルはそれを、「冷静な頭脳と暖かい心」(cool heads but warm hearts)と表現した(Marshall, 1885, 174)。

マーシャルは『経済学原理』において、労働者階級の貧困問題を解決して、世界経済における「産業上の主導権」を確保するという、2つの政策的課題を同時に解決するための処方箋として、漸進的な経済進歩(economic progress)が必要であり可能でもある、という見解を提示した。

マーシャルは、企業家(undertaker)が自発的に遂行するところの産業組織(industrial organization)の改善による国民分配分(国民所得)の増大という、経済進歩の重要性を強調した。そのために彼は、土地・労働・資本という従来からの生産要素の他に、第4の生産要素としての「組織」を導入した。分業、機械化、産業の地域特化、企業経営、大規模生産のことを産業組織の改善というが、革新的企業家が遂行する産業組織の改善を伴った国民所得の増大のことを、経済進歩の過程と呼んだ(橋本, 1990)。

(2) 思想的課題

マーシャルにおいて経済学の思想的課題は何であったのだろうか。マーシャルは『原理』において、人類の福祉を増大するためには、何よりもその物質的条件としての富の生産が必要不可欠

である、という考え方を確立しようとした。その場合、彼が生産の主体として想定したのは、活力ある労働者と革新的な企業家であった。問題は、労働者は如何なる場合に活力ある労働者となりうるのか、また企業家はどのような条件が整えば革新的な産業組織の改善を行いうるのか、ということであった。マーシャル経済学の中心課題は、富の分配でも富の消費でもなくて、富の生産問題であった（橋本, 1991）。

(3) 理論的課題

リカードは『経済学および課税の原理』において、収穫逓減の法則を仮定した上で、資本蓄積と人口増加に伴い、賃金上昇→利潤率低下という賃金・利潤の相反関係論を提示していた。マーシャルは『原理』において、企業家による産業組織の改善→国民所得の増大という経済進歩の過程を想定することにより、高賃金と高利潤とは長期的に両立可能であるという「高賃金の経済」論を提示した。マーシャル経済学の理論的課題は、リカードの賃金・利潤の相反関係論を批判して、それに代わる新しい理論としての「高賃金の経済」論を提示することであった。

労働者階級の親たちが、経済進歩の成果としての高賃金を浪費せずに節約しそれを子弟の教育費として活用することを学ぶようになれば、次世代の労働者階級の生活基準（standard of life）は向上し、活力ある生活習慣（habits of life）と能率（efficiency）の向上がもたらされるであろう、とマーシャルは考えた（Marshall, 1920, 689）。マーシャルによれば、労働者階級の貧困問題は最大の社会問題であるが、貧困問題解決のためには何よりもまず賃金の上昇が必要であると考えられた。ところが、リカードの経済学においては、賃金上昇は利潤率の低下をもたらすのであり、高賃金は資本蓄積にとってのマイナス要因とされた。そこで問題は、リカードにおける賃金・利潤の相反関係論をいかに解釈するかという点に絞られた。この点に関してマーシャルは、リカードを批判して次のようにいう。「収穫逓減の法則に関するリカードの言葉使いは厳密さを欠いていた」（163）と。

マーシャルは、機械化や大規模生産を意味する産業組織の改善という新しい分析道具を導入した。彼は、国民所得それ自体が増大する経済進歩の過程においては、高賃金と高利潤とは長期的に両立可能であるという「高賃金の経済」論を提示したのである（近藤, 1997）。

Ⅲ 同時代の経済思想

ここでは、経済思想の歴史のなかにマーシャルを位置付けるための準備作業として、W.S.ジェヴォンズとヘンリー・ジョージの経済思想を取り上げる。

1. W.S.ジェヴォンズ

ウィリアム・スタンレー・ジェヴォンズ（1835-82）は『経済学の理論』（1871年）の「第1版への序文」において、「経済学を快樂および苦痛の微積分学」（Jevons, 1871, 訳xii）と定義した。第1章「緒論」では、「価値は全く効用によって定まる」（Jevons, 1871, 訳1）という見解が提示

されている。第2章「快樂および苦痛の理論」では、「ベンサムの所説を承認しなければならない」として、J.ベンサムの功利主義を継承することが明言されている。第3章「効用の理論」では、「快樂および苦痛は、疑いもなく、経済の計算学の学究対象である。最小の努力をもってわれわれの欲望を最大限に満たすこと一望ましいものの最大量を望ましくないものの最小量をもって取得すること一別言すれば、快樂を極大ならしめることが経済学の問題である」(Jevons, 1871, 訳29)とされている。ジェヴォンズは、1財貨から生ずる全部効用と「最終効用度」とを区別した。「最終効用度」とは、「現存量に対する極めて小もしくは無限に小さな最後の付加量、または次にくるべき付加量の効用度を意味するもの」(39-40)とされている。

『経済学の理論』第4章「交換理論」では、スミスにおける価値のパラドックスが取り上げられて、「最終効用度」の理論が提示された。この名称は今日では「限界効用」と呼ばれている。スミスは『国富論』の中で、使用価値と交換価値を区別した上で、使用価値とは効用のことであり、交換価値とは他財購買力のことであるとした。「水ほど大切なものはないけれども、これをもってはほとんど何物をも買うわけにはいかない。これと交換にはほとんど何物をも得ることができない。これに反し、ダイヤモンドはほとんどなんらの使用価値を持たないけれども、それと交換に、往々、他の財貨の大量を得ることができる」(61)。これが、スミスにおける価値のパラドックスである。ジェヴォンズによれば、スミスが言及する使用価値とは全部効用であり、交換価値は「最終効用度」によって決まる。

ジェヴォンズは、ベンサムの功利主義から効用の重要性を学ぶ一方で、数学の微積分の考え方を経済学に導入した。ジェヴォンズは、ベンサムの効用概念と微積分の考え方を結合することにより、限界効用という新しい概念を提示したのである。

さて、マーシャルは、「書評、ジェヴォンズ氏の『経済学の理論』(1872年)」(マーシャル『経済論文集』1885年、所収)において、「これら2組の理論の相違は大きな重要性を持つてはいるが、それは主として形式上の相違にすぎない。例えば、本書を読み進める時、内容において新しい重要な命題を発見することはできないであろう」(Marshall, 1885, 94. 邦訳には原典のページも記されている。以下、原典のページのみを示す)と述べて、ジェヴォンズの価値論に対して厳しい評価を与えた。25年後に、上記の書評についての日付のない文章が、マーシャルのノートの中から発見された。そこには、「今日では私は、彼を最も偉大な経済学者の一人として尊敬している」(99)。「私がジェヴォンズの『原理』を読んだ時、リカードウに対する若い忠誠心が燃え上がった」(100)。「経済学の多くの側面において、他の何人よりもジェヴォンズから学んでいる」(100)と記されている。マーシャルは『原理』において、リカードウの価値論との連続性を意識しつつ、自らの価値論を提示したのであった。

マーシャルは『原理』において、需要と供給が価格を決定するという需要・供給均衡理論を提示した。マーシャルの需要・供給均衡理論とは、価値は限界効用によって決定されるというジェヴォンズの限界効用価値論と、価値は生産費によって決定されるというリカードウの価値論(生産費説)に対する、両面批判を意図したものであった。

マーシャルは『原理』第5編において、サプライサイドの分析を重視しつつ、価値論の世界に「一時的」、「短期」、「長期」、「超長期」という4つの時間区分を導入した。マーシャルは、価値を分析する際、「他の事情にして等しい限り」という部分均衡分析を採用した。縦軸に費用と価格を、横軸に生産量をとった図で示せば、「一時的」とは、供給量一定の場合であり、供給曲線は横軸に垂直となる。この場合、価格は主として需要に依存する。価値は限界効用によって決まるというジェヴォンズの限界効用価値論が成立するのは、マーシャルにおける一時的均衡の場合に限られる。

マーシャルによれば、「短期」とは、生産設備が一定の場合である。短期においては、右上がりの供給曲線と右下がりの需要曲線との交点において均衡価格が成立する。「長期」とは、生産設備が変化する場合である。長期の供給曲線は、横軸に水平になる。長期においては、価格は主として水平な供給曲線すなわち生産費によって決まる。「超長期」とは、知識、人口、資本の漸次的な成長と世代間の嗜好の変化を考慮した場合である。超長期においては、価格はなだらかな右下がりの供給曲線（生産費）によって決まる。マーシャルの需要・供給均衡理論とはこのようなものであった。

2. ヘンリー・ジョージ

ヘンリー・ジョージ（1839-97）は、1839年にアメリカで生まれ、南北戦争（1861-65年）後の1879年に『進歩と貧困』を出版した。その中で彼は、土地私有財産制度がある限り、物質的進歩によって分配の不平等は拡大するとして、「地価への課税以外のすべての課税を廃止すること」（George, 1879, 訳301ページ）という「地価単一税」の導入を提案した。彼はいう。「富が増大するにつれて貧困が深刻となり、生産力が増加するのに賃金が引き下げられるのは、あらゆる富の源泉で、あらゆる労働の場所である土地が独占されているが故である」（訳242）と。

地代は地主の不労所得であるというヘンリー・ジョージの思想は、イギリスではウェップ夫妻らフェビアン協会（1884年設立）の人々に、ロシアではトルストイの「人にはどれほどの土地があるか」（1886年）に影響を与えた。中国の孫文や明治時代の日本の思想家たちへの影響も少なくない。物質的進歩により不平等が拡大するというジョージの思想は、マーシャルの「競争と進歩の思想」と対峙的である。

マーシャル有機的成長論には、ジョージの平等主義・社会主義を批判するという意図が含まれていた。ジョージによれば、物質的進歩によって分配の不平等が拡大したのであるから、分配の改善によって貧困問題は解決することになる。しかし、マーシャルによれば、労働者階級の貧困問題を解決するためには、富の生産が必要なのである。分配の改善による平等化政策は、短期的な効果しかないであろう。経済進歩を伴わない分配の平等化政策は、長期的には、貧困問題を悪化させるとというのがマーシャルの考え方であった。

IV 「経済学の現状」

マーシャルは、1885年、フォーセット教授の後任としてケンブリッジ大学の教授に選任された。その時の就任講義が「経済学の現状」である。ここでは、「経済学の現状」(Marshall, 1885, 所収)の内容について考察する。

1. 人間性は不変か —リカードウ批判—

マーシャルは「経済学の現状」において、次のように指摘する。「19世紀のはじめにイギリスの経済学者が犯した主な誤りは、歴史と統計を無視したことではなく、リカードウと彼の追随者たちが、事実のうちの1つの大きな集団を無視し、さらに、今日われわれが最重要であると考えている事実の研究の方法を無視したことであります」(Marshall, 1885, 154)と。彼はいう。「彼らは人間をいわば不変量と見做し、人間の多様性を研究する労を、ほとんど取ろうとしませんでした。彼らが知っていたのは主としてシティメンでありました。他のイギリス人も、彼らがシティで知っていた人々と、極めてよく似た人々であると、暗黙のうちに見做していました」(154-155)と。

マーシャルは、リカードウとその追随者たちの経済学においては、暗黙のうち人間性は不変的なものであると想定されていたと理解した上で、人間性不変の想定を厳しく批判した。リカードウ経済学においては、シティメンの行動様式がすべての人間のモデルとされていた点が指摘されている。

マーシャルはいう。「このことは、彼らが貨幣と外国貿易を問題としている限り、ほとんど弊害を生むことがなかったのですが、様々な産業階級の問題においては、重大な弊害を生みました。それは、彼らを、労働者の観点にみずからを置くことがなく、労働者の持っている人間的な感情に対して、彼らの本能と習慣、同情と反感、階級的な警戒心と執着心に対して、また知識と、自由で、活発な活動の機会を持たないことに対して、配慮をすることなしに、労働を一種の商品として取り扱うように導きました。それゆえに彼らは、供給と需要の諸力に対して、現実の生活に見られるよりもはるかに機械的な、かつ規則的な作用を認め、利潤と賃金に関して、彼ら自身の時代のイングランドにおいてさえ、現実には当てはまらない法則を主張しました」(155)と。

マーシャルは、リカードウ経済学は、シティメンの立場に立つものであり、労働者の観点にみずからを置くことがなく、したがって労働者の人間的な感情に対して、また労働者が自由な活動の機会を持たないことに対して、配慮をすることがなかったというのである。リカードウは、賃金と利潤の関係に関して、「賃金・利潤の相反関係」論を提示した。しかしマーシャルによれば、それは現実には当てはまらない法則であった。

人間性は不変であるという暗黙の想定は、リカードウ経済学の特徴であった。リカードウとその追随者たちは、「労働者階級の状態の広範な改善の可能性に対して、現代の経済学者たちが持つ

ている確信を持っていなかった」(155)。これに対して、マーシャルにおいては、人間性は改善される可能性がある。人間性は教育によって改善可能である。この確信の下に、マーシャルは『原理』において、「生活基準の向上」を目的としたユニークな教育論を展開することになる。

2. 社会主義批判

マーシャルは、人間性不変という暗黙の想定を「経済学の現状」の1つとして指摘した。しかし、リカードウとその追随者たちが陥った最も致命的な誤謬は、「産業上の習慣と制度がいかに可変性を持つものであるかについて、考えなかったことである」(Marshall, 1885, 155)。特に、労働者階級の貧困が、「彼らの貧困の原因である虚弱と非能率の原因であることを、見なかったことである」(155)というのである。

労働者階級の貧困問題を解決するためには、リカードウ経済学では不十分である、というのがマーシャルの認識である。労働者階級が貧困の悪循環から脱却するためには、教育の充実という政府の役割が不可欠であるというのがマーシャルの考えであった。ところが、リカードウとその追随者たちの経済学においては、産業上の習慣や制度は、暗黙のうちに不変的なものであると想定されていた。

マーシャルは、「人間性の完成の可能性が、オウエンやその他の初期の社会主義者たちによって主張されたこと」(155)を事実として認めた上で、「19世紀初頭のイギリスの経済学者の業績の狭隘さの悪しき結果の中で、おそらく最も不幸な結果は、それが社会主義者に対して、経済学上のドグマを引用し、それを誤用する機会を与えたことである」(156)として、社会主義への批判を明確にしている。

リカードウとその追随者たちは、「彼らの主旨を明らかにすることをしませんでした」(156)。「彼らが構築しつつあったことは、普遍的な真理ではなく、ある種類の真理を発見することに普遍的に適用できる機関(オルガノン)であったことを、他の人々に明らかにすることをしませんでした。彼ら自身そのことを明らかに認識してはいなかった」(156)とされている。

ここでマーシャルは、リカードウ経済学の「賃金・利潤の相反関係」が、1815年穀物法を批判し、穀物の自由貿易を主張するための有効な理論的道具であったことは認めている。しかし、その後、社会主義者たちは、リカードウ経済学における人間性不変という暗黙の想定を配慮することなく、したがって、人間性に関する思索を深めることなく、リカードウの「賃金・利潤の相反関係」を誤用することになったというのである。

3. 冷静な頭脳と暖かい心

マーシャルは、「経済学の現状」において、「経済学は人間の動機の科学である」(Marshall, 1885, 171)という論点を提示している。これまで、「物的な富は、大学人には、わずかな魅力しか持たなかった」(172)が、「このことは、重大な害悪をもたらす誤りである」(172)というのである。労働者階級の貧困問題を解決しようとする「暖かい心」を持つことは、大学において経

経済学を学ぼうとする者にとって、重要な問題意識であるとされた。

マーシャルはいう。「何故に多くの者の生活が不潔と、汚濁と、悲惨につきまとわれているのでしょうか。何故に多くの者のやつれた顔と萎縮した精神が存在するのでしょうか。主な原因は、富が十分に存在しておらず、存在する富が良好に分配されておらず、立派に用いられていないからであります。密集した住居によって引き起こされる身体の苦痛と不健康については、多くのことが語られておりますが、それらによって生ずる知的、道徳的な不健康は、それよりもさらに大きな邪悪であります。良好な居室と、良好な食事と、より少ない過労と、より多くの閑暇を持つようになれば、われわれの人民の多くの者が今日送らなければならない生活とは全く異なった、はるかに高級な、はるかに高貴な生活を送りうる力を持つようになるでしょう」(172)と。

ここには、労働者階級の貧困問題の原因として、富の生産が不十分であること、富の分配の改善が不十分であること、富の活用が不十分であることが指摘されている。密集した住居という悪条件は、身体の苦痛と不健康を引き起こすばかりでなく、知的、道徳的な不健康というより大きな邪悪を引き起こすものである。良好な住環境と食事、労働時間の短縮により閑暇が生じるようになることは、質の高い生活をするための条件であるとされている。

マーシャルはいう。「大学人が、彼らの生きている時代の問題を明晰に考えることを学び、研究するならば、彼らの人間的な影響によって結集できる力を考えてほしいと思います」(172)と。またマーシャルは、重ねて社会主義を批判して次のようにいう。「何人も、物的手段の欠乏によって、人間に値する生活を送る機会から締め出されるべきではないと、声高く叫ぶことを、性急な社会主義者と無知な雄弁家に委ねておかなければならないのでしょうか。この問題の議論に全身全霊を投入する人々のうち、大半の者は、彼らが救済しようと願う邪悪をしばしば増大させるような、性急に考えついた計画を持ち出します。その理由は、彼らは、困難で、複雑な問題を考え抜く訓練を持っていないことでもあります」(172)と。

マーシャルは、ケンブリッジ大学の教授就任講義において、大学教育における経済学教育の重要性を強調した。経済学の研究者に対して、労働者階級の貧困問題を解決するという「暖かい心」を持つことを求めた。マーシャルにおいて、経済学とは、実践的な学問であった。

ヘンリー・ジョージの平等主義・社会主義によって、労働者階級の貧困問題は解決できない。分配の改善によって、貧困問題が解決するよう見えても、それは短期的にすぎない。長期的には、分配の改善だけで貧困問題は解決できない。貧困問題を、長期的に解決するためには、「冷静な頭脳」を持って経済学を鍛え直す必要がある。「経済学の現状」は、次の言葉でむすばれる。

「私が最も深く心に期しておりますことは、またそのために最も大きな努力を払いたいと思っておりますことは、冷静な頭脳と暖かい心を持って、優れた人々の母でありますケンブリッジで学ぶ人々の間から、ますます多くの人々が、私たちの周りの社会的な苦難を打開するために、私たちが持っている最良の力の少なくとも一部を喜んで提供し、さらにまた、洗練された高貴な生活に必要な物的手段をすべての人が利用できるようにすることがどこまで可能であるかを見出すために、私たちに出来ますことをなし終えるまでは安んずることをしないと決意して、学窓を出

て行きますように、私の才能は貧しく、力も限られておりますが、私にできる限りのことをしたいという願いに他なりません」(174)と。

マーシャルにおいては、経済学は実践的な学問であった。経済学を学ぶ者には、「冷静な頭脳と暖かい心」の両方が求められた。平等主義者や社会主義者は、しばしば性急に分配の改善を要求する。しかし、分配の改善だけで、貧困問題を長期的に解決することはできない。経済問題を深く考え抜く訓練を持たない者は、思い付きの計画を持ち出すものである。マーシャル経済学の中心課題は、富の分配でも富の消費でもなく、富の生産であった。マーシャルは、大学において経済学を学んだ学生たちが、各自の仕事を通して社会に貢献するようになることを願っていたのである。

V 有機的成長論

マーシャルは、『原理』の「付録B 経済学の発展」において、「19世紀の進行につれて生物学の集団は徐々にその進路を開拓しつつあった。そして人々は有機的成長 (organic growth) の本質についてより明瞭な観念を獲得しつつあった」(Marshall, 1920, 764)と述べている。以下では、有機的成長の基本図式を明らかにするために、産業組織の改善、人口制限の永続的效果、「人間性可変の想定」について、順次考察する。

1. 産業組織の改善

マーシャルの『原理』における政策的課題は、①労働者階級の貧困問題と、②世界経済における「産業上の主導権」問題という2つであった。労働者階級の貧困問題と世界経済における「産業上の主導権」問題とを同時に解決するためには、産業組織の改善を伴った漸進的な経済進歩が必要である、というのがマーシャルの基本的な考え方である。経済進歩とは産業組織の改善による国民所得(国民分配分)の増大のことであり、産業組織の改善とは分業の発展、機械の進歩、産業の地域特化、企業経営の改善、大規模生産のことである。労働生産性の向上をもたらす機械の改良は、産業組織の改善そのものである。

リカードウは、収穫逡減の法則を仮定した上で、「賃金・利潤の相反関係」論を提示した。リカードウの見解では、賃金の上昇→利潤の低下、となる。マーシャルは、産業組織の改善という新しい理論を導入し、長期的に高賃金と高利潤とは両立可能であるという「高賃金の経済」論を提示した。

J.S.ミルは、原理としてはリカードウの賃金・利潤の相反関係論を継承したが、政策としては、富の生産・分配峻別論に基づいて、公平の観点から、分配改善の必要性を強調した。マーシャルは、人類の福祉のためには富の生産が必要であるとの見解を提示した。生産の主体は、労働者と企業家である。第4の生産要素として組織をあげ、資本家と企業家とは区別された。問題は、いかにして活力ある労働者を形成するか、いかにして産業組織の改善を遂行する企業家を育成する

かである。マーシャルは、経済学を次のように定義した。「経済学は一面において富の研究であると同時に、他面において、またより重要な側面として、人間研究の一部である」と。経済学の中心課題は、富の分配でもなければ（ミル批判）、富の消費でもなく（ジェヴォンズ批判）、富の生産である。

富の生産を重視する点で、マーシャルの思想は、スミスの思想を継承している。マーシャルの経済学体系は、思想的にはスミスとの共通性を保持しつつも、理論的には限界分析という新しい分析方法で理論装備したものであった。

2. 人口制限の永続的効果

人口制限をめぐるJ.S.ミルとマーシャルとの見解は対照的である。ミルは、「高賃金は人口の制限を前提にする」と考えた。マーシャルは、ミルの考え方を批判して、次のようにいう。「生産量を制限するための反社会的な策謀によって賃金を引き上げようとする試みは、富裕階級一般を、そして特に企業心に富み、困難を克服することを喜ぶ精神によって、労働者階級にとっても最も重要であるような種類の資本家を、海外に追いやめることは確かである。なぜなら、彼らのやむことを知らない創意心は、国民の指導的地位の確立に役立ち、人々の労働の実質賃金を高めることを可能にし、他方において、機械の供給の増大を促進し、それによって能率の向上に役立ち、国民分配分の成長を持続させるからである」（Marshall, 1920, 699-700）と。

マーシャルによれば、人口制限を実施した場合に高賃金をもたらされるとしても、それは即時的効果にすぎない。人口制限を実施すれば、企業家精神を持った企業家の海外流出が生じるであろう。したがって、人口制限の永続的効果は、高賃金ではなくて低賃金である。人口制限の永続的効果に関するマーシャルの見解を図式化して示せば次のようになる。

人口制限→革新的企業家の海外流出→国民所得の減少→低賃金。

人口制限→企業家精神の衰退→「産業上の主導権」の喪失。

人口制限に関するマーシャルの考えは、次のようなものであった。人口制限によって高賃金を実現しようとするミルの政策は、「産業上の主導権」の喪失をもたらす。「産業上の主導権」を失わずに、労働者階級の高賃金をもたらすにはどうすればよいか。必要なことは、人口制限ではなくて、産業組織の改善である。高賃金は経済的進歩の結果である。企業家は、高賃金問題に対して、人口制限というミル的な方法で対処してはならない。それは「産業上の主導権」喪失への道である。企業家は、高賃金を悠々とカバーしようとするような産業組織の改善に努力すべきである。経済的進歩の過程においてこそ人間的進歩の可能性がある。結果的に、人口減少社会へと移行する可能性はある。しかし、人為的に人口を制限しても、意図した結果は得られない。人口制限政策は有機的成長の阻止要因に他ならない。

3. 人間性可変の想定

人間性について、マーシャルはいう。人間性は徐々にではあるが改善可能なものである

(Marshall, 1920, 720) と。これがマーシャルにおける「人間性可変の想定」である。土地の私有財産制度というような社会の根幹に関係する制度の変更は、人間性の変化に応じて漸進的に実施される必要がある。マーシャルは、人間性が変更されるまでは、急激な制度の変更は避けるべきであると考えた。ここにマーシャルの漸進主義を指摘することができる。

マーシャルは有機的成長の条件として、労働者と企業家に対して、2つの倫理的要素を求めた。①将来世代のための「自己犠牲」の精神(243)と、②困難を克服しようとする「堅固な意志」(730)である。人間進歩とは、他者への配慮と自尊心とをより多く持つようになることである(248)。

マーシャルは、労働者階級の子弟の教育、人間教育を重視した。政府は公共の資金を教育のために積極的に投入すべきである(718)。労働者の親たちが、経済的進歩の結果である高賃金を浪費せずに節約して、それを子弟の教育費として活用するようになれば、「将来をはっきりと思い浮べる力」(562)、すなわち先見性を身に付けた将来世代の労働者が形成される。「高賃金の使い方」が問題である。労働者階級の親たちが高賃金の活用の仕方を学ぶようになれば、知性(intelligence)と活力(energy)と自尊心(self-respect)の向上、すなわち生活基準(standard of life)の向上がもたらされる(689)。富の生産は人類の福祉の物質的条件であるが、「高賃金の使い方」は将来世代の人的成長に決定的な影響を及ぼす。

マーシャルによれば、十分な能率(full efficiency)のために必要なものは、「希望と自由と変化」(hope, freedom, and change)である(691)。「精神と身体が共に相当に健全な状態にある人々にとっては、経済的自由の体制は、道徳的な観点から見ても、物質的な観点から見てもおそらくは最良の体制であろう」(714)。「経済的自由の体制」が最良の体制とされている。

4. 有機的成長の基本図式

マーシャルは、新しい活動や、骨の折れる仕事、美の増大の重要性を指摘している。「経済的進歩の要諦は、新たな欲望の発展ではなく、新たな活動の発展にある」(Marshall, 1920, 689)と。また、「人間はなすべき骨の折れる仕事を持たず、克服すべき困難を持つのでなければ急激に退化する」(136)と。彼は、新たな欲望の発展ではなく、新たな活動の発展の重要性を強調した。また、生活必需品を獲得した後に所有する財については、「数や大きさよりは美の増大を求めるべきである」(137)と考えていた。

マーシャルによれば、富を「見せびらかし的手段」として用いることは、「富の誤用」である(136)。歴史上の文明国における富裕階級の破滅の主な源泉は、見せびらかし的手段として富を使用することに対する不健全な願望の増大であった。富の誤用がない限り、漸進的な経済的進歩の中でこそ人的進歩は可能である。高賃金は経済進歩の成果であるが、その高賃金を「生活基準の向上」に結びつけるためには、労働者は「高賃金の使い方」について学ぶ必要がある。マーシャルの経済思想においては、人間教育とりわけ労働者階級の子弟の教育は、決定的に重要なものであったのである。

マーシャルによれば、経済社会が有機的成長を持続する条件は、将来世代への「自己犠牲」の

精神と、困難克服への「堅固な意志」とを兼備した人間形成にある。経済的進歩と人間的進歩との関係は、相互依存的であり、有機的である。したがって、マーシャルの有機的成長の基本図式は、次のように示すことができる。

競争→産業組織の改善→国民所得の増大→

高賃金・高利潤→生活基準の向上→

人間的進歩→経済的進歩

VI マーシャルの教育論

VIでは、一般教育や家庭教育を重視して、「生活基準の向上」を目的としたマーシャルの教育論を取り上げる。社会の有機的成長にとって必要な、教師や親の役割とはどのようなものであったのであろうか。

1. 一般教育の重要性

社会の有機的成長のためには、労働者階級の子どもたちに教育の機会を与えることが必要である、とマーシャルは考えた。富の生産は、人類の福祉のための物質的条件である。経済学は一面において富の研究であると同時に、他面において、またより重要な側面として、人間研究の一部である（Marshall, 1920, 1）定義された。マーシャル経済学の中心課題は、富の分配でも消費でもなくて、富の生産である。生産の主体は、活力ある労働者と企業家である。

「生活基準の向上」のためには、労働者教育が必要である。労働者階級の子供たちを教育する目的は、知性・活力・自尊心の増大、「生活基準の向上」である。貧困な家庭の子供たちに教育の機会を保障することは、次世代における能率の高い生産者を育成することである。教育の機会均等の原則は、次世代における能率の高い生産者を育成する公共の事業である。公共財としての労働者教育の成果が出るまでに時間がかかる。労働者教育は政府の役割である。

教育の目的は、専門技術の習得ではなく、労働者階級の子どもたちの「生活基準の向上」である。学校教育で重視されるべきは、技術教育ではなくて、一般教育である。技術教育は職場という現場でも習得できる。対して、一般教育は学校という公共の場でしか学ぶことができない。

「イギリスで行われている最良の意見によれば、より高級な産業のための技術教育は、一般教育がそうであるように、能力の発展という目的をつねに念頭から去ってはならない。技術教育は、徹底した一般教育と同じ土台の上に築かれなければならない」（209）。「真にリベラルな一般教育は、人間精神が実業において最善の能力を発揮することが出来るように、また実業自身を文化の高揚のための手段として用いることが出来るように、作用するからである」（208）。社会の変化や生産技術の変化に臨機応変に対応できる力を身に付けるためには、技術教育だけでは不十分である。一般教育（教養教育）の充実が重要であるというのがマーシャルの考え方であった（近藤, 1993）。

2. 教師の役割

学校教育における教師の役割とは、どのようなものなのであろうか。マーシャルは、教師の主要な役割は、本を読めばわかるような単なる知識を伝達することではないという。「教師は、自らの主要な役割が、知識を伝えることではないことを悟らなければならない。なぜなら、人間の頭脳に納めることのできる分量よりも多量の印刷された知識を、2、3シリングもあれば買うことができるからである。教師の主要な任務は、性格と才能と活動を教育することであり、そうすることを通じて、思慮深くなかった両親の子供たちでさえも、次の世代の思慮深い両親となり得るように訓練される、よりよい機会を持つことができるようにすることである。この目標のためには公共の資金を惜しみなく投入すべきであり、またあらゆる労働者階級の住む地域において、子供たちのために新鮮な空気と空間を与えるために、惜しみなく利用すべきである」(Marshall, 1920, 717.)。

マーシャルが教師に期待したものは、「将来をはっきりと思ひ浮かべる力」すなわち先見性を子どもたちに身に付けさせる、という役割であった。そのような教師の下で教育を受けた労働者階級の子供たちは、将来、自らが親になった時には、経済進歩の結果としての高賃金を節約して、子弟の教育のために活用するようになるであろう。教育の成果は長期的なものである。活力ある労働者階級を形成するためには、労働者教育が不可欠である。貧困な家庭に生まれた子どもたちに対して、教師は、彼らが自らの努力によって貧困から脱出するための援助を惜しんではいけない。丈夫なものに医者はいらないのである。貧困の悪循環を断ち切る鍵は、労働者教育である。「不熟練労働者の子供たちは熟練労働の賃金を稼得できるようにする必要がある」(718)と。労働者階級が生活基準を向上させるためには、家庭教育だけに期待することはできない。政府による公教育の整備がどうしても必要である。マーシャルはいう。「たまたま低い地位の両親から生まれた天才を、低い仕事にその才能を費やすままに放置する浪費的な無視ほど、国富にとって有害な濫費は存在しない。わが国の学校とくに中等学校の改善ほど国富の急速な発展に役立つ変化は存在しないであろう」(212)と。

労働者教育は政府の役割である。公教育のための費用は、長期的に十分償われるであろう、とマーシャルはいう。「偉大な産業上の天才の持つ経済的価値は、一都市全体の教育費を償うのに十分である」と。また、「大衆により高い教育への道を開くために長年にわたって費やされた全費用も、それによっていま一人のニュートンやダーウィン、シェークスピアやベートーベンを生み出すことができるならば、十分に償われるであろう」(216)と。労働者教育によって、その潜在的能力や才能が引き出されるのであれば、公教育に対する経費は、長期的には、悠々とカバーすることができるであろう。マーシャルが教師に求めた人間的要素は、他者への配慮と自尊心であった。

3. 余暇時間と遊びの重要性

人間はなすべき困難な仕事を持たなければ急激に退化する。これがマーシャルの人間観であっ

た。「人間はなすべき骨の折れる仕事を持たず、克服すべき困難を持つのでなければ急激に退化する。また何らかの真剣な努力は肉体的ならびに精神的な健康にとって必要であるということである」(Marshall, 1920, 136)。マーシャルは、教育を受けた学生たちに、卒業後、社会で仕事することを説いた。とはいえ、仕事さえあればいいというわけではない。社会の有機的成長のためには、労働者階級の知性・活力・自尊心の向上、すなわち「生活基準の向上」が必要なのである。

「生活基準の向上」なしに社会の有機的成長はない。「生活基準の向上」のためには、労働時間の短縮が必要であるとマーシャルは考えた。労働時間の短縮による余暇時間の増大の必要性について、彼はいう。「余暇が不足しているいかなる筋肉労働者の階級も、自尊の念を多く持つことができず、また立派な市民となることもできない。教育的な効果を持たない、疲労を重ねる仕事からの自由な若干の時間は、高い生活基準のための必要条件である」(720)と。

若い人々の才能と活動のためには、遊びのための余暇が重要である。「現世代にとって、最高の義務は、若い人々に対して、彼らが持っている高級な性質を発展させ、同時に、能率の高い生産者に育つ機会を提供することである。そして、この目標にとって不可欠な条件は、機械的な労苦から長期間にわたる自由であり、それと結びついた、通学のためと、性格を強化し、発展させる種類の遊びのための余暇である」(720)。遊びのための余暇時間の増大は、長期的には、労働者階級の「生活基準の向上」をもたらす。余暇時間と遊びの重要性に関するマーシャルの考え方とは、このようなものであった。

4. 家庭教育における親の役割

マーシャルは、労働者階級の親の役割として、経済進歩の結果たる高賃金を節約して、それを子弟の教育費として活用することを求めた。労働者階級の親たちが十分な余暇時間を持つことは、労働者の子どもたちにとって、家庭教育上、大切な要素である。「父母が喜びのない生活を送っている家庭で生活することが、若い人々に与える損害を考えただけでも、両親に対しても何らかの救済の措置をとることは、社会の利益であろう」(Marshall, 1920, 721)。「有能な労働者と立派な市民は、母親が一日のうちのかなりの時間留守にする家庭からは生まれられないように思われる。また、父親が、子供が寝るまで帰宅することの稀な家庭の場合にも、同様である」(721)。

マーシャルは、家庭教育における親の役割を重要視する立場から、労働者としての親たちの労働時間は短縮されるべきであると提案した(近藤, 1997)。母親も労働者であるという状況では、労働時間が短縮すれば、母親と子どもたちが一緒に遊ぶ時間が増大する。家庭教育の面での改善が期待できる。もっとも、余暇時間の増大は、家庭教育改善のための必要条件ではあるが、十分条件ではない。家庭教育改善のためには、増大した余暇時間を活用して、親たちが、余暇の利用について学ぶ必要がある。「余暇をよく利用することを学ぶという困難な課題ほど、緩慢にしか学ぶことのできないものは他には存在しない」。「人々が余暇を立派に利用することを学ぶことができるのは、余暇を欲するように利用できる自由を通じて始めて可能である」(720)。

労働者階級の親たちが、有機的成長にとって有効な家庭教育を実施できるようになるためには、

余暇時間の有効な利用方法について学ぶ必要がある。余暇時間の活用法を身に付けるためには、自由な余暇時間が必要である。長期的には、労働者の親たちは、余暇時間の利用の方法について学ぶようになる。労働時間の短縮と労働者階級の「生活基準の向上」とは両立可能である。マーシャルの教育論において、教育の目的は「生活基準の向上」なのであった。

VII むすび

マーシャルの『原理』によれば、経済学とは富の研究であると同時に人間研究の一部である。人間の性格は環境によって形成され、生活環境の改善によって人間性は改善可能である。経済学を学ぶ意味は、①知識の獲得、②実際問題に対して光を投じること、③「冷静な頭脳と暖かい心」を兼ね備えた人間形成という3つである。

マーシャルの経済思想の現代的意義について考察してむすびとする。大学において経済学を学ぶ意味は、友人や教師との討論を通して、柔軟で強固な人間へと自分自身を鍛え上げる機会を得るという点にある。人生における一時期を、複雑な経済問題について考えるという知的訓練の機会を持つことにより、冷静な頭脳としての自前の概念装置を自分のものとするができるであろう。

マーシャルの『原理』における政策的課題は、次の2つであった。第1は、労働者階級の貧困問題の解決であり、第2は、世界経済における「産業上の主導権」の確保という問題である。実際的な行動のための指針を得るためには、経済学の知識を獲得し、部分均衡分析という方法を活用することが有効であるとされた。ケネーから、スミス、マルサス、リカードウ、ミルを経て、マーシャル、ケインズ、シュンペーターまで、経済思想の歴史上の経済学者たちは、それぞれの時代において実際の経済問題に対して光を投じるという明確な問題意識を持っていた。しかし、「暖かい心」だけで労働者階級の貧困問題を解決することはできない。貧困問題の解決には、歴史的背景の理解力と、理論的な分析力と、政策の構想力が必要である。「冷静な頭脳と暖かい心」が必要である。経済思想の歴史上の経済学者たちは、それぞれの時代において、支配的な理論を批判して、それに代わる新しい理論を創造してきた。

マーシャル経済学の中心課題は、富の分配でも富の消費でもなく、富の生産である。人類の福祉の物質的条件は、富の生産であるが、富とはすべての望ましいものであり、生産とは新しい効用の創造である。富を生産する主体は、①活力ある労働者と、②産業組織の改善を行う企業家である。経済社会が有機的成長を持続する条件は、①将来世代のための「自己犠牲の精神」と、②困難を克服しようとする「堅固な意志」である。この意味において、経済学とは富の研究であると同時に人間研究の一部なのであった。

マーシャルは「人間性可変の想定」を基にして、大学教育における経済学教育の重要性を強調した。労働者階級の人々が経済進歩の成果としての高賃金を浪費せずに子弟の教育費に活用するようになれば、次世代の労働者の「生活基準の向上」が実現する。「生活基準の向上」とは、知

性と活力と自尊心の増大のことである。マーシャルの経済思想において、経済進歩と「生活基準の向上」とは相互依存的な関係にあり、経済社会が有機的成長を持続するための鍵は人間教育である。彼は高賃金の使い方について学ぶことが大切であることを強調した。大学教育における経済学教育の重要性を強調した経済学者として、経済思想の歴史のなかにマーシャルを位置付けることができるであろう。

【参考文献】

- George, H. 1879. *Progress and Poverty*. 山崎義三郎訳『進歩と貧困』日本経済評論社, 1991年。
- Jevons, W. S. 1871. *The Theory of Political Economy*. 小泉信三・寺尾琢磨・永田 清訳, 寺尾琢磨改訳『経済学の理論』日本経済評論社, 1981年。
- Marshall, A. 1885. "Present Position of Economics", in Pigou, A. C. ed. *Memorials of Alfred Marshall*. Macmillan, 1925. 長澤越郎訳『マーシャル経済論文集』岩波ブックセンター, 1991年。
- Marshall, A. 1920. *Principles of Economics*, (1st ed., 1890), 8th ed, Macmillan. 永澤越郎訳『経済学原理』全四巻, 岩波ブックセンター信山社, 1985年。
- ケーネカンプ, R.・丸山徹, 1986. 『ジェヴォンズ評伝』内川智子・中山千佐子訳, 慶應通信。
- ホブズボーム, E. J. 1992. 『帝国の時代 I』野口建彦・野口照子訳, みすず書房。
- マーシャル, A. 2014. 『クールヘッド&ウォームハート』伊藤宣広訳, ミネルヴァ書房。
- 井上義朗. 1993. 『市場経済学の源流』中公新書。
- 井上琢智・坂口正志編. 1993. 『マーシャルと同時代の経済学』ミネルヴァ書房。
- 岩下伸朗. 2008. 『マーシャル経済学研究』ナカニシヤ出版。
- 大森郁夫編. 2005. 『経済学の古典的世界2』日本経済評論社。
- 小沼宗一. 1996. 「マーシャルの経済進歩論—経済進歩に関するリカードウ, ミル, マーシャル」『東北学院大学経済学論集』第131号。
- 小沼宗一. 2005. 「スミス, リカードウ, マーシャル, ケインズ—経済思想の現代的意義」『東北学院大学経済学論集』第158号。
- 小沼宗一. 2007. 「マーシャル経済思想と教育」『東北学院大学経済学論集』第164号。
- 小沼宗一. 2010. 「マルサス, ミル, そしてマーシャル」『東北学院大学経済学論集』第175号。
- 近藤真司. 1993. 「マーシャルとミル—労働者論の比較・検討—」井上・坂口編『マーシャルと同時代の経済学』所収。
- 近藤真司. 1997. 『マーシャルの「生活基準」の経済学』大阪府立大学経済研究叢書85。
- 高哲男編. 2002. 『自由と秩序の経済思想史』名古屋大学出版会。
- 田中眞晴編. 1997. 『自由主義経済思想の比較研究』名古屋大学出版会。
- 永澤越郎. 1988. 『マーシャル経済学ノート』岩波ブックサービスセンター。
- 永澤越郎. 1993. 『続マーシャル経済学ノート』同上。
- 永澤越郎. 1994. 『続マーシャル経済学ノート増補』同上。

西岡幹雄. 1997. 『マーシャル研究』 晃洋書房。

西岡幹雄・近藤真司. 2002. 『ヴィクトリア時代の経済像』 萌書房。

西沢 保. 2007. 『マーシャルと歴史学派の経済思想』 岩波書店。

橋本昭一編. 1989. 『近代経済学の形成と展開』 昭和堂。

橋本昭一編. 1990. 『マーシャル経済学』 ミネルヴァ書房。

橋本昭一. 1991. 「スミス・リカードウ・ミル・マーシャル」 関西大学『経済論集』 41(3)。

近代における「大仙台」構想の展開に関する一考察

—地域的対応の検討を中心に—

雲 然 祥 子

はじめに

筆者はこれまで、近代における「大仙台」構想の展開に関して、行政資料・財政資料・新聞記事などを駆使しつつ、次の作業を行ってきた。

第一に、「大仙台」構想の出発点と目される明治末期の「五大事業」の登場とその展開について、行財政分析を視座に据えた検討である¹⁾。その作業によって、1907（明治40）年8月の仙台市会で提起・可決された「五大事業」（仙台市の5つの市営事業、すなわち上水道、電気、市区改正、市電敷設、公園整備）が、仙台市を、「軍都」・「学都」・「森（杜）の都」と呼称された「消費都市」から、東京市・横浜市・名古屋市などの六大都市のような近代工業が集積する「生産都市」へ転換させようとする一大構想の出発点であったことが解明されたように思われる。そして、その「五大事業」の中でも、とくに筆者が注目したのは市営電気事業であった。というのも、同事業こそ、公共事業の一つとして低廉かつ安定的な電気供給を行うことによって、近代的工業の基盤形成となることが想定されていたからである。換言するならば、仙台市にとって公営電気事業は、近代都市化を目指すうえで最も重視された事業と位置づけられていたのである。

第二に、これに続くものとして、仙台市営電気事業の役割の変化に関する検討である²⁾。その作業では、当初から同事業が、公共事業体として、電灯・電動力の供給という役割を中心に担ってきたが、大正中期以降には、公益事業体としての役割も加わることになることを明らかにした。具体的には、1919（大正8）年に「市区改正事業資金設置及管理規則」が定められ、市区改正事業資金の財源として市営電気事業の収益金が充当されることとなった。しかもそれは、市営電気事業の主な収入源である電気料金値上げによって確保されたのである。同事業の収益金は、同年度のみならず、1921（大正10）年度以降は一般会計への財源としても充当されたほか、次第に他の特別会計の財源としても利用されるようになり、しかも恒常化されていったのである。要するに、仙台市営電気事業の電気料金値上げは、同事業の拡大はもちろんのこと、同市の本格的な都市整備事業に着手するために断行されたものであり、市営電気事業が当初の電気供給事業体＝公共的事業体としてだけでなく、「財源調達手段として機能」する事業体＝収益的（公益的）事業体としての役割を担うようになったわけである。

1) 雲然祥子「明治末期の仙台市における『五大事業』の登場——市営電気事業の成立過程の検証を中心に——」, 東北学院大学東北文化研究所『東北学院大学東北文化研究所紀要』第49号, 2017年12月, 1~27ページ。

2) 同「大正期仙台市の電気料金値上げ問題」, 東北学院大学学術研究会『東北学院大学経済学論集』第177号, 2011年12月, 165~193ページ。

第三に、こうした「財政の宝庫」としての仙台市営電気事業の展開過程に関する行政・財政面からの資料的検討である³⁾。同作業においては、まず仙台市営電気事業の事業状況、電灯・電力需要の推移、供給区域の変遷などを取り上げ、同事業が好調な経営を展開していたことを明らかにした。また、仙台市財政の中に占める電気事業特別会計（特別会計電気事業費・特別会計電気事業積立金）の特徴を明確にしえた。さらに、仙台市の一般会計や他の事業会計（特別会計）に充当された電気事業収益金（特別会計電気事業費からの「繰入金」・「編入金」および特別会計電気事業積立金からの「運用金」）の分析を行い、「財政の宝庫」と呼ばれた所以を確認することができた。

以上のような作業によって、仙台市営電気事業が、近代における仙台市の都市形成過程において必要不可欠な事業体として位置づけられていたことを明らかにできたように思われる。

しかし、そのことをふまえつつも、これまでの作業が、仙台市の行政の立場から作成された資料にもとづく分析・検討によって得られたもの、いわば“上”の対応を中心にアプローチしたものであり、地域住民の対応、つまり仙台市民を含む“下”の対応がどのようなものであったのかについての検討がほとんどされてこなかったことは否定できない。言い方を換えれば、仙台市の近代都市形成過程において、地域住民の動向がいかなるものであったのか、そしてそれがどのように政策に反映されていったかという視点からの接近が希薄であったといっても過言ではないだろう⁴⁾。

そこで本稿では、あえてこの点に目を向けて、1920年代中頃から1930年代前半にかけての「大仙台」構想の展開下における地域住民の対応がどのようなものであったのかを検討してみたい。そのための主な資料としては、仙台市役所に所蔵されていた当時の請願書類を使用することとする。

本稿の構成は以下の通りである。

Iでは、大正中期以降の「大仙台」構想の展開を概観する。その中でとくに注目したのは、本格的な都市整備事業として着手された市区改正事業と市電敷設事業である。

IIでは、「大仙台」構想の展開過程において、地域住民から提出された様々な請願を取り上げ、それに対する市当局の対応がいかなるものであったかという点について検討する。

3) 同「『財政の宝庫』としての仙台市営電気事業に関する資料的考察——電気事業特別会計の分析を中心に——」, 東北学院大学東北産業経済研究所『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第31号, 2012年3月, 63~114ページ。

4) 近年、民衆の動向がどのように都市施策に反映されたのかという視点からの研究も行われている。ここでは、さしあたり、中村元『近現代日本の都市形成と「デモクラシー」——20世紀前期／八王子市から考える』(吉田書店, 2018年)などを参照されたい。

I 「大仙台」構想の展開について

1. 都市計画法の登場と「仙台都市計画区域」

1919（大正8）年、第一次世界大戦時の好景気を背景にして発生した、様々な社会問題・都市問題を解決する有力手段の一つとして、都市計画法および市街地建築物法が制定されたことは周知の通りである。これらの法律の特徴をまとめると、次の3点があげられる⁵⁾。

第一に、市域の枠をこえた広い区域で地域開発が可能となったことである。都市計画法の中では「都市計画ト称スルハ交通、衛生、保安、経済等ニ関シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スル為ノ重要施設ノ計画ニシテ市ノ区域内ニ於テ又ハ其ノ区域外ニ亙リ執行スヘキモノ」（第1条）と規定された。

第二に、都市計画事業の推進にあたり、財源の確保が可能になったことである。都市計画法では、都市計画事業の財源として①受益者負担の原則（第6条）と、②営業税をはじめとする4種類の「特別税」（第8条）の充当ができることが規定された。これらにより、都市計画事業の推進が比較的容易になったのである。

第三に、都市計画の実施区域のゾーニング設定が可能となったことである。市街地建築物法では、都市計画法にもとづいて設定された都市計画区域に対して、用途別利用の設定ができることが規定された。その用途別区域としては、①住宅地域、②商業地域、③工業地域の3種類が設定されていた。

こうした特徴を持つ都市計画法・市街地建築物法は、当初、東京などの六大都市にのみ適用されたが、仙台市を含む全国の諸都市においては、これらの法律の適用を受けるべく、様々な対応策が講じられていった。

仙台市が都市計画法の適用を受けたのは、1923（大正12）年のことである。その2年後の1925（大正14）年には、内務省により「仙台都市計画区域」が決定された。それによると、仙台都市計画の指定区域として設定されたのは、仙台市、名取郡長町、宮城郡原町、同郡七郷村南小泉・蒲町地区であった⁶⁾【図1】。

それにあたって、仙台市の基本的目標として設定されたのは次のことである。まず、①「産業都市タル機能」を発揮させ「東北文化ノ中心地」となること、②そのために当時の市東部・南部の発展および上記の区域全体の発展をめざすこと、そして③それらの前提として、修築工事中鹽竈港と、完成間近のある宮城電気軌道との連絡を密接なものとして、仙台市全体を「将来工業地帯トシテ」開発を促進することである。

こうした基本的目標に沿って、名取郡長町には、産業・経済発展を前提とした工業地帯として

5) 以下、「都市計画法」および「市街地建築物法」、『公文類聚 第四十三編 大正八年 卷二』国立公文書館デジタルアーカイブ資料。

6) 「仙台都市計画区域決定理由書」、『公文雑纂 卷二十二 大正十四年 都市計画』国立公文書館デジタルアーカイブ資料。

【図1】 仙台市都市計画予定区域図



資料：「仙台都市計画区域決定ノ件」、『公文雑纂 大正十四年 都市計画附図』（国立公文書館デジタルアーカイブ資料）所収。

の役割が、宮城郡原町には、軍工廠や飛行場の利用を前提とした工業地帯としての役割が、同郡七郷村南小泉・蒲町地区には市民への日常的な野菜類の供給、すなわち仙台市における食料供給地としての役割が付与された。

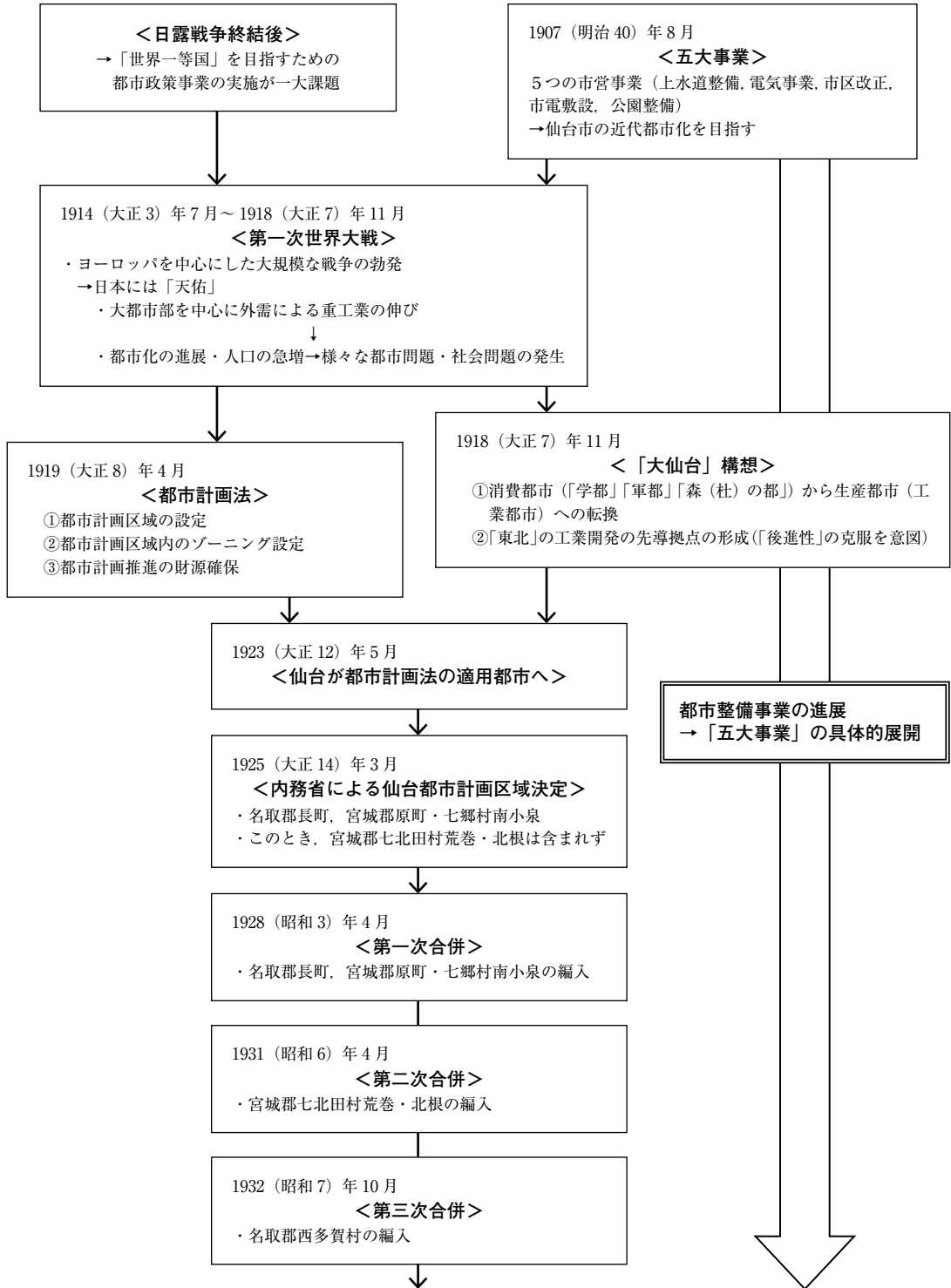
その後、これらの区域は合併に向けて動き始めることとなり、1928（昭和3）年4月、仙台市への編入合併というかたちで合併が成立した（第一次合併）。

なお、仙台市は、1935（昭和10）年までに3回にわたる市町村合併により、市域の拡大を行っている。むろん、それらの合併はいずれも、仙台市の発展を前提とした「大仙台」構想の一環として行われたのである。これらの合併のうち、上述の仙台市と名取郡長町・宮城郡原町・南小泉地区の合併は、工業都市化をめざす仙台市の長年の悲願を達成するために、不可欠なものであったといつてよい。第二次合併は1931（昭和6）年、宮城郡七北田村荒巻・北根の合併、第三次合併は翌年、名取郡西多賀村の合併であるが、これらの地域は、青果物需要をはじめ、仙台市と行政・教育・経済などで密接な関連があったためであった⁷⁾。

いずれにしても、第一次合併から第三次合併までは、各地域への役割分担を求めた“上から”の政策的対応、すなわち都市計画法にもとづき、仙台市において練り上げられた「大仙台」構想に即して展開されたものであった。

7) 仙台市における第一次合併・第二次合併の経緯および意義については、仁昌寺正一「仙台市と宮城郡七北田村荒巻・北根の合併」（仙台市博物館『市史せんだい』Vol.15, 2005年, 39～54ページ）、および同「昭和3年仙台市と名取郡長町の合併」（東北学院大学東北産業経済研究所『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第30号, 2011年3月, 79～103ページ）を参照のこと。

【図2】 仙台市における近代都市形成過程 … 「五大事業」から「大仙台」構想へ



2. 都市計画の登場に対する地域的対応

ここでは、「大仙台」構想に沿って登場してきた開発プロジェクトのうち、市区改正事業と市電敷設事業に注目してみることにする。

前述のように、市区改正事業と市電敷設事業は、もともと明治40年代に提起された仙台市の画期的な近代的都市整備構想ともいえる「五大事業」に盛り込まれたものであった。しかし、財源の問題などから、実施に移されないままの状況が続いていた。ところが、その後の電力需要の急増と、大正中期以降の市営電気事業における電気料金の値上げによる収益増加により、その収益金を財源として、市区改正事業および市電敷設事業が実施に移されることとなる⁸⁾。

具体的には、市区改正事業は、1919（大正8）年2月の仙台市会において「市区改正事業資金設置及管理規則」が提議・可決され、同年度から特別会計市区改正事業資金が設置された。しかし、同年3月に発生した南町大火（仙台大火）により、市区改正資金は「焼跡市区改正」の費用として充当されることになる。つまり、被災地域の復旧・復興を目的とした市区改正事業として取り組まれることになるのである。

また、「焼跡市区改正」の対象となった地域には、将来的に市電を敷設することも想定されており、そのための道路の拡築も行われた。かくして、「焼跡市区改正」は、市電敷設の構想をも包含した都市整備事業として行われることになったのである。

一方、市電敷設事業は、1918（大正7）年1月16日の仙台市会において交通調査委員設置の建議書が提出されたことに端を発する。その後、同委員会より1919（大正8）年3月頃に提出された「仙台市電気鉄道調」にもとづき、市電敷設の方向性が模索されていたものの、財源の問題などが解決できなかったことから、線路敷設なども未着手の状況が続いた。

そのような中、当時、宮城県が県内の電気事業を統一し、宮城県営電気事業を発足させようとする新たな動きがみられた。仙台市においても、仙台市営電気事業発足当初より郡部事業（郡部財産）はいずれ何らかのかたちで他の業者に売却することとされていたことから、仙台市と宮城県の両者の利害が一致し、やがて仙台市営電気事業の郡部財産の売却が取り纏められることとなる。

1920（大正9）年11月27日の仙台市会において提起された「電気事業郡部財産処分ノ件」⁹⁾をみると、郡部部分の一部の地域（名取郡長町、宮城郡原町、同郡七北田村三居沢・堤町など）を除き、大半の郡部財産を約162万円で宮城県に売却することが明記されている。この議案については活発な議論がなされ、同年12月13日の仙台市会で修正可決された。この間も仙台市と宮城県との間で交渉が進められ、12月11日には仙台市・宮城県の間で「覚書」が締結されている¹⁰⁾。そして、1922年から1923年にかけて「協定書」が締結されたほか、1923（大正12）年2月には宮城

8) これについては前掲「大正期仙台市の電気料金値上げ問題」を参照のこと。

9) 「電気事業郡部財産処分ノ件」（第百二十三号議案）、仙台市役所『大正九年 電気 郡部財産売却書類』（仙台市役所所蔵）。

10) 仙台市役所『大正九年 電気 郡部財産売却書類』所収。

県内務部電気課の設置，同年4月には仙台市から宮城県へ「受渡書」が送付された¹¹⁾。こうして，仙台市営電気事業のほとんどの郡部財産の譲渡が完了したのである。

このとき，仙台市は，宮城県に譲渡した電気事業の郡部財産の売却費を，市電敷設事業の財源に充当したのである。当時の仙台市会の動きをみると，宮城県への事業譲渡の完了直前の1923(大正12)年3月23日，第39号議案「市街電車事業経営ニ関スル件」，第40号議案「自大正十二年度至大正十五年度宮城県仙台市電気軌道敷設費継続年期及支出方法」，第41号議案「仙台市電車事業公債条例設定ノ件」などが提起された。これらの議案のうち，「市街電車事業経営ニ関スル件」の内容は以下の通りである。

市会提出案

第三九号議案 市街電車事業経営ニ関スル件¹²⁾

別紙企業目論見書ニ依リ市街電車事業ヲ経営スルモノトス

本事業ニ関スル収支ハ既設仙台市特別会計電気事業費トシテ経理スルモノ

トス

右市参事ノ審査ヲ経，提出候也

大正十二年 月 日

市長

起業目論見書

一、目的

電気軌道ヲ敷設シ市内ニ於ケル一般交通ノ便ニ供スル為メ

二、経路起終点及経過地

(イ) 市内裏五番丁一番地先ヲ起点トシ南町通り狐小路，片平丁，本柳町，元常盤町，支倉丁，支倉通り，北四番丁ヲ経テ同丁九十九番地先ニ至ル
亘長 二哩二分五厘

(ロ) 北四番丁九十九番地先ヨリ北四番丁勾当台通り，定禅寺通り，長丁，光禅寺通り，花京院角ヨリ茂市ヶ坂裏ヲ経テ歳住神横丁ニ直進シ起点ニ復返スルモノ
亘長 一哩七分六厘

(ハ) 東五番丁角ヨリ分岐シ清水小路ヲ経テ荒町西端ニ至ルモノ

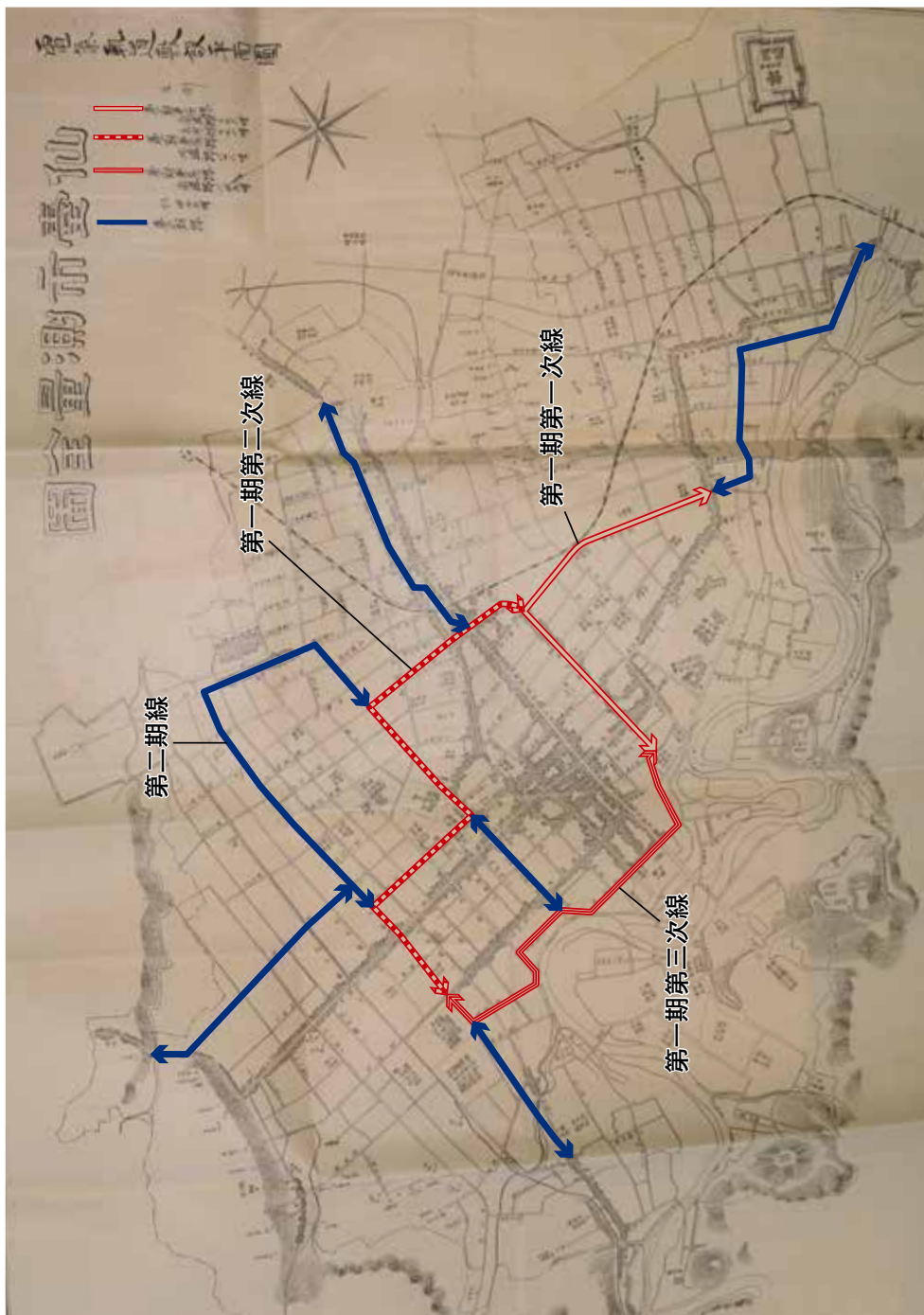
以上，長町線 亘長 〇哩七分二厘

合計 亘長 四哩七分三厘

11) 仙台市長・宮城県知事の間で締結された各種「協定書」や「受渡書」は，仙台市役所『大正九年電気郡部財産売却書類』に収録されている。

12) なお，欄外に朱書きで「大正十三年三月二十六日希望条件付可決」とある。

【図3】 仙台市電気軌道敷設平面図



注：図中に加筆した矢印・コメントは筆者による。
資料：「電気軌道敷設平面図」（1923〔大正12〕年頃）、仙台市役所『自大正十二年三月 電車敷設関係書類』（仙台市役所所蔵）所収。

前記各線ハ之ヲ第一期線トシ、廣瀬橋、原町入口、堤町、八幡町ニ達スル線ハ第二期線トシ別ニ計画ヲ定ムルモノトス

三、工事費概算

金貳百六拾五万円

四、財源

工事費中金參十五万九千円ハ既定電気供給事業軍部財産売却代ヲ充当シ、他ハ起債ニ求ムルモノトス

五、軌道ハ複線トシ軌間ハ内法三呎六吋トス¹³⁾

(「線路經過地」は省略…引用者)

この資料からわかることは、次の3点である。

第一に、市街電車事業（市電事業）は特別会計電気事業費として経理することが明記されていることである。特別会計電気事業費は仙台市営電気事業の事業会計の一つであるため、市電事業（市電敷設事業を含む）は仙台市営電気事業の一環として行われることが提起されたのである。

第二に、市電事業の目的が「電気軌道ヲ敷設シ市内ニ於ケル一般交通ノ便ニ供スル」とされたことである。そのために、①一周南廻線（イ）、②同北廻線（ロ）、③長町線（ハ）の3路線を敷設し、それらを第一期線として着工することも提示された。

第三に、財源が明記されていることである。市電敷設工事にかかる費用は「既定電気事業郡部財産売却代ヲ充当」することとされた。つまり、前述の宮城県への郡部財産の売却によって得たものを、市電敷設事業に充当することが提起されたのである。

市電敷設事業に関する仙台市会での議論は慎重に行われたものの、提出された議案は1923年3月26日にはほぼ原案通り可決され、同事業の実現に向けて動き始めることとなる。

しかし、同年9月に発生した関東大震災の影響もあり、内務省からの起債許可が受けられず、着工できない時期が続いた。仙台市も数度にわたり請願を行っているが¹⁴⁾、同市が電気軌道事業経営の認可を受けたのは1925（大正14）年7月のことであった。これを受けて、同年11月には市電の第一期工事第一次線（一周南廻線の一部、長町線）が着工され、翌1926（大正15）年に完成し、25日から開業された。その間、第一期工事第二次線（北廻線）にも着工されたほか、1928（昭和3）年には市内循環線（環状線）、芭蕉の辻線なども完成した。

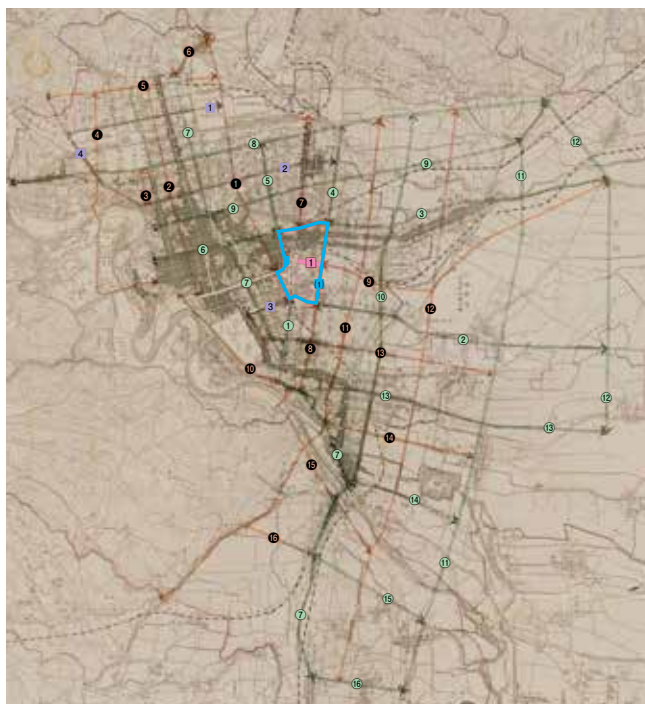
このように、紆余曲折を経て、仙台市における市区改正事業・市電敷設事業は実現をみることとなり、明治40年代に提起された「五大事業」の多くが完成を見ることになる。しかしそれらは、仙台市の都市計画事業の展開とあいまって実施されたという点で、「五大事業」の本格的展開、

13) 仙台市役所『自大正十二年三月 至昭和三年三月 電気敷設関係書類』（仙台市役所蔵）。

14) その状況は、当時の仙台市会に提出された議案などからもうかがえる。たとえば、1924（大正13）年1月22日には、仙台市長鹿又武三郎より「市営電車事業着手繰延ノ件」（第二号議案）が提出され、以下のような提案がなされているが、ここからも市電敷設許可が下りない状況であることを読み取ることができる。

すなわち「大仙台」構想の展開の一環として実現したといえるだろう。か

【図4】 仙台都市計画街路図



資料：「仙台都市計画街路決定ノ件」, 『公文雑纂 昭和二年 都市計画附図』(国立公文書館デジタルアーカイブ資料) 所収。なお、図中の番号は筆者による加筆。

【表1】 仙台都市計画街路

街路の種類・幅員	路線名称	番号	街路の種類・幅員	路線名称	番号
広路	なし		二等大路第一類 (幅員 10 間以上)	なし	
一等大路第一類 (幅員 20 間以上)	第一号線 (仙台駅東口線)	①	二等大路第二類 (幅員 8 間以上)	第一号線 (仙台駅堤町線)	①
一等大路第二類 (幅員 16 間以上)	中央環状線	(1)		第二号線 (細横丁線)	②
一等大路第三類 (幅員 12 間以上)	第一号線 (清水小路線)	①		第三号線 (元常盤丁線)	③
	第二号線 (仙台駅七郷線)	②		第四号線 (河内新坂通線)	④
	第三号線 (仙台駅原町線)	③		第五号線 (台ノ原新坂通線)	⑤
	第四号線 (仙台駅小田原線)	④		第六号線 (堤町線)	⑥
	第五号線 (光禅寺通線)	⑤		第七号線 (宮町線)	⑦
	第六号線 (仙台駅立町線)	⑥		第八号線 (東八番丁線)	⑧
	第七号線 (堤町長町線)	⑦		第九号線 (仙台駅宮城野線)	⑨
	第八号線 (八幡町案内線)	⑧		第十号線 (片平丁線)	⑩
	第九号線 (定禅寺通松原線)	⑨		第十一号線 (小田原門前線)	⑪
	第十号線 (小田原新河原町線)	⑩		第十二号線 (原町長町線)	⑫
	第十一号線 (案内長町線)	⑪		第十三号線 (連坊小路線)	⑬
	第十二号線 (案内蒲町線)	⑫		第十四号線 (土樋南小泉線)	⑭
	第十三号線 (土樋蒲町線)	⑬		第十五号線 (土樋下河原線)	⑮
	第十四号線 (新河原町古城南線)	⑭		第十六号線 (長町駅聚院前線)	⑯
	第十五号線 (長町北目線)	⑮	二等大路第三類 (幅員 6 間以上)	第一号線 (北八番丁線)	1
	第十六号線 (諏訪町缺上線)	⑯		第二号線 (北一番丁線)	2
			第三号線 (北目町通線)	3	
			第四号線 (土橋通線)	4	

注：表中の番号・色は、【図4】中の番号・色に対応している。

資料：「仙台都市計画街路決定ノ件」(内務省「公文雑纂・昭和二年・第三十一巻・都市計画一」国立公文書館デジタルアーカイブ資料) 所収。

II 「大仙台」構想の展開への地域的対応

では、仙台市における都市計画事業の展開に対する地域住民の対応はどのようなものであったのであろうか。以下では、仙台市役所に提出された請願書を利用し、当時の地域住民の要望の内容を明確にし、その上でそれがどのように仙台市の計画に反映されたかを検討する。

すでに述べたように、1923（大正12）年に都市計画法の適用を受けた仙台市においては、都市計画区域の設定および街路計画の策定に向けた動きが具体化していく。その結果、1927（昭和2）年には都市計画街路計画が設定され、2年後の1927（昭和2）年には都市計画街路が決定・認可され、本格的な都市計画が始まっていくこととなる¹⁵⁾。このような展開過程で、地域住民からの請願が相次いで行われることになる。なお、このとき設定された「仙台都市計画街路」およびその一覧は、【図4】・【表1】の通りである。

【表2】は、仙台市役所『諸願綴 2～1』（仙台市役所所蔵資料）に収録されている請願書・陳情書の一覧である。これを見るように、1920年代から1930年代にかけて、市内各地における道路の拡張や修繕、橋梁の架設など、様々な請願が行われていることがわかる。

以下では、道路整備・橋梁架設の請願に焦点をあてて、それらの請願の内容を詳細にみていくこととする。

（1）道路の拡張・改修について

ここでは、仙台市街地および市内郊外における道路整備についてみていくことにする。

1920年代後半以降、仙台市においても都市計画街路の整備計画に基づいた道路整備が進められていくなか、地域住民からはその道路網の整備に関連させるかたちで既存の道路（市道を含む）の拡張・改修あるいは新設などの請願が次々と行われていた。

①乙丑親和会による請願

1926（大正15）年1月、仙台市北四番丁や宮町方面の住民で構成される乙丑親和会¹⁶⁾からは、以下のような請願書¹⁷⁾が提出された。

15) とはいえ、仙台市に於ける都市計画に関する一連の事業、すなわち都市計画事業が具体的に進展をみることになるのは、1931（昭和6）年以降であるといえる。というのも、それまでは、街路整備などは仙台市の一般会計土木費の中で行われていたが、同年度より特別会計都市計画事業費が設定されたため、ある程度の財源を確保したうえで都市計画事業が進められるようになったからである。

16) 以下の「請願書」の貼紙や、この書面に添付されている「乙丑親和会々則」によると、この団体は「会員相互ノ親睦ヲ図リ仙台市東北部ノ振興発展ニ寄与スルヲ目的」（会則第一条）として、「市内宮町区及隣接町ニ居住スル市民有志」（同第二条）によって構成されているものである（仙台市役所『諸願綴 2～1』、仙台市役所所蔵資料）。

17) 仙台市役所『諸願綴 2～1』。なお、特に断らない限り、以下の請願書類の資料文はこの簿冊から引用している。また、資料中の下線は引用者によるものとする。

【表2】 土木課『自大正十二年 至昭和七年 諸願綴 2～1』に収録されている請願書類一覧

書類番号	件名	提出および決裁年月
1	賀川横丁廃道敷払下願ノ件	1926 (大正15) 年3～11月
2	同断 (1に同じ)	1926 (大正15) 年2月
3	橋梁架設願ノ件 (中ノ瀬)	1925 (大正14) 年3月
4	澱町道路中拡張ノ件	1925 (大正14) 年12月
5	第二高等学校・師範学校前道路開鑿請願ノ件	1926 (大正15) 年1月
6	支倉通・新坂通間道路中拡張ノ件	1926 (大正15) 年1月
7	石名坂・南鍛冶町間道路開鑿ノ件	1926 (大正15) 年1月
8	東七, 八, 九番丁道路改修ノ件	1926 (大正15) 年1月
9	碎石供給ニ関スル件	1926 (大正15) 年11月
10	大仏前道路改修ノ件	1926 (大正15) 年2月
11	東一番丁道路改善請願ノ件	1926 (大正15) 年3月
12	孫兵衛堀敷地 (道路敷設) ニ関スル件	1926 (大正15) 年3月
13	向山公園施設ノ件	1926 (大正15) 年4月
14	評定河原橋架橋請願ノ件	1925 (大正14) 年11月
15	控木通道路改修願ノ件	1925 (大正14) 年6月
16	同心町通貫通開鑿外四件	1926 (大正15) 年11月
17	仲ノ瀬橋架橋ノ件	1926 (大正15) 年12月
18	排水路新設請願ノ件	1926 (大正15) 年8月
19	側溝修繕ニ関スル件	1927 (昭和2) 年1月
20	道路並側溝改修願	1927 (昭和2) 年1月
21	東一番丁道路舗装工事請願	1927 (昭和2) 年6月
22	第二中学校移転ニ就テ陳情書写	1926 (大正15) 年12月
23	川内中ノ瀬橋架設ノ件	1927 (昭和2) 年6月
24	小田原長丁通道路側溝設備請願	1927 (昭和2) 年5月
25	中ノ瀬橋改造ノ件請願	1927 (昭和2) 年7月
26	西公園階行社前ヨリ中ノ町間, 中ノ町大橋通十字路ノ坂路 修繕請願	1927 (昭和2) 年7月
27	新穀町舗装工事施行ノ件歎願	不明
28	荒町小学校雨天体操場陳情書	1927 (昭和2) 年4月
29	南町通歩道舗装施工請願	1924 (大正13) 年9月～ 1928 (昭和3) 年3月
30	X道路南北鉄道踏切築造請願	1927 (昭和2) 年10月
31	上杉山通道路改修工事	1927 (昭和2) 年10月
32	道路改修請願 (霊屋下)	1928 (昭和3) 年1月
33	道路改修同 (虎屋横丁)	1928 (昭和3) 年2月
34	同 同 (玉次横丁)	1928 (昭和3) 年2月
35	霊屋下道路改修請願	1928 (昭和3) 年1月
(36)	石垣町道路側溝改修願 ※索引にはあるが, 書類は収録されていない。	不明
36	愛宕山道路改修設備ニ関スル件	1927 (昭和2) 年2月頃?
37	東十番丁新道開設請願書	1928 (昭和3) 年3月
38	川内扇坂及野砲兵營前ノ坂路改修ニ関スル件	1928 (昭和3) 年8月
39	北材木丁道路新設請願書	1928 (昭和3) 年8月
40	瓦使用ニ就キ請願書	1928 (昭和3) 年9月
41	道路修繕ニ関スル請願	1928 (昭和3) 年12月
42	陳情書	1928 (昭和3) 年12月
43	二日町裏堀改修ニ関スル請願	1928 (昭和3) 年12月
44	南町通人道舗装工事請願	不明
45	中ノ町道路修繕ニ関スル件	1929 (昭和4) 年12月
46	下水道設置ニ関スル請願	1928 (昭和3) 年11月, 1929 (昭和4) 年1月
47	東照宮前入口道路開設ニ関スル請願	1928 (昭和3) 年11月
48	国道筋舗装工事費補助願 ※索引にはあるが, 書類は収録されていない。	
49	御真影奉安所建築ニ際シ「メタリコン」装飾御採用願	1929 (昭和4) 年2月
50	学校用器具製作方請願	1929 (昭和4) 年
51	御真影奉安庫購入方ニ関シ請願	1929 (昭和4) 年3月
52	同上	1929 (昭和4) 年2月
53	廃道路敷払下ニ関スル件	1929 (昭和4) 年3月

近代における「大仙台」構想の展開に関する一考察

54	南町裏壕修繕ニ関スル請願	1929 (昭和4) 年4月
55	道路改修ニ関スル件	1929 (昭和4) 年
56	大町五丁目, 新丁, 立町通路面舗装工事寄附願	1929 (昭和4) 年2月~9月
57	用地寄附願	1929 (昭和4) 年12月
58	県道認定請願書ニ連署ノ件	1929 (昭和4) 年12月
59	橋梁架換願 (新弓ノ町)	1929 (昭和4) 年12月
60	廃道払下願 (原町佐山道路)	1930 (昭和5) 年3月
61	廃道敷地売払願	1930 (昭和5) 年3月
62	旧道存置請願 (越路々地丁観音堂)	1930 (昭和5) 年4月
63	廃道敷地払下願	1930 (昭和5) 年4月
64	木ノ下道路敷地取下請願 ※欄外に「昭和六年三月十八日返戻セリ」とあり	なし
65	長泉寺横丁下水暗渠撤廃ノ件	1930 (昭和5) 年6月
66	道路敷地売払願	1930 (昭和5) 年5月
67	越路道路改修ノ件	1930 (昭和5) 年5月
68	道路幅員決定ノ件	1929 (昭和4) 年12月
69	廃堀敷地払下願	1929 (昭和4) 年6月
70	同上	1929 (昭和4) 年6月
71	向山, 越路, 六軒丁道路改修ノ件	1930 (昭和5) 年3月
72	北目町-南町通新道開鑿願	1929 (昭和4) 年
73	道路境界ノ件	1929 (昭和4) 年2月
74	原町南裏道路側溝改造請願	1930 (昭和5) 年10月
75	川内三百人町及北裏町經由ノ車馬同築設ノ件	1930 (昭和5) 年10月
76	石垣町道路側溝改修ノ件	1930 (昭和5) 年11月
77	工事請負ニ関スル歎願書	1930 (昭和5) 年11月
78	秋保石材使用請願	1930 (昭和5) 年12月
79	川内亀岡大堀沢横断道路改修ノ件 ※索引にはあるが, 書類は収録されていない。	
80	木町通道路拡張及下水道布設請願	1931 (昭和6) 年1月
81	虎屋横丁, 東一番丁・東二番丁道路改修工事請願ノ件 ※索引にはあるが, 書類は収録されていない。	
82	廃道地払下願 (越路々地丁)	1931 (昭和6) 年2月
83	市道復旧ノ件請願	1923 (大正12) 年10月
84	郡山用水路浚渫ノ件願	1931 (昭和6) 年3月
85	道路開鑿及修繕工事請願	1931 (昭和6) 年3月
86	道路改修請願 (北山町一念仏坂一荒巻本沢)	1931 (昭和6) 年3月
87	虎屋横丁道路改修ニ関スル件	1931 (昭和6) 年1月
88	木町通路面舗装実施請願	1931 (昭和6) 年6月
89	大勝道路存置出願ノ件	1931 (昭和6) 年
90	火防用消火栓新設願〔長町〕	1931 (昭和6) 年7月
91	道路改良工事ニ付請願	1931 (昭和6) 年6月
92	木町通路面舗装工事実施方ノ件 (木町通)	1931 (昭和6) 年7月
93	排水溝設置請願 (西文化住宅)	1931 (昭和6) 年8月
94	砂石無断採取禁断ノ件	1931 (昭和6) 年9月
95	側溝修繕工事請願 (木町通)	1931 (昭和6) 年10月
96	仲ノ町道路斜面上ニ建設家屋附属便所, 物干し場整備ノ件	1931 (昭和6) 年9月
97	愛宕橋拡張請願 →「諸願綴 2~2」には, この請願書に添付された住民たちの書面が収録されている。	1931 (昭和6) 年10月
98	西公園設備請願	1931 (昭和6) 年8月
99	乳剤舗装工事施工請願	1931 (昭和6) 年11月
100	土工傭役請願	1931 (昭和6) 年11月
101	舗装工事施工ニ関スル請願 (南光院丁)	不明
102	道路新設改修請願 (東照宮前通)	1932 (昭和7) 年1月
103	道路改修ノ件	1925 (大正14) 年
104	原町小田原福沢神社前道路改修ノ件	1932 (昭和7) 年8月
105	道路新設ニ関スル陳情	1932 (昭和7) 年12月
106	道路側溝改修方ニ関スル件	1932 (昭和7) 年12月

注1: 原資料の「索引」に記載されている出願人については, 個人名が記載されているため, 筆者の判断で省略した。

注2: 表中の () は原資料にあるものであり, [] または※は筆者による補足である。

資料: 土木課『自大正十二年 至昭和七年 諸願綴 2~1』(仙台市役所所蔵) 索引を参考に, 筆者作成。

【表3】 1920（大正9）年から1935（昭和10）年における仙台市および各地域の人口推移

	1920（大正9）年			1925（大正14）年			1930（昭和5）年			1935（昭和10）年		
	人数	比率	増減率	人数	比率	増減率	人数	比率	増減率	人数	比率	増減率
仙台市（旧仙台市域）	118,984	85.1%	-	142,894	84.4%	120.1%	161,797	82.6%	113.2%	177,224	80.5%	109.5%
長町	6,756	4.8%	-	9,571	5.7%	141.7%	12,242	6.3%	127.9%	14,264	6.5%	116.5%
原町	7,670	5.5%	-	9,587	5.7%	125.0%	12,202	6.2%	127.3%	15,877	7.2%	130.1%
南小泉	2,087	1.5%	-	2,542	1.5%	121.8%	3,939	2.0%	155.0%	5,203	2.4%	132.1%
荒巻・北根	1,022	0.7%	-	1,155	0.7%	113.0%	1,700	0.9%	147.2%	2,662	1.2%	156.6%
西多賀	3,325	2.4%	-	3,608	2.1%	108.5%	3,982	2.0%	110.4%	4,815	2.2%	120.9%
合計	139,844	100.0%	-	169,357	100.0%	121.1%	195,862	100.0%	115.7%	220,045	100.0%	112.3%

注：なお、仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』（仙台市，2009年）280ページにもデータが掲載されている。
 資料：「国勢調査より見たる仙台市の人口」、仙台市役所「仙台市公報」第34号，1936（昭和11）年9月1日発行，14～15ページより作成。

請願書

男師範学校ノ新設二次イテ第二高等学校ノ新設移転ハ、久シク閑却サレタル我市
東北部ノ発展ニ一大衝動ヲ与ヘタルモノト可申、今後市官民共同ノ施設其宜シキ
ヲ得バ、大仙台形成ノ第一歩タル発達ヲ遂クルコト明カナル次第ト存候、然ルニ
高校正門直通ノ道路、未タ開鑿ノ運ビニ至ラス為メニ交通上非常ノ不便ヲ感ジ居
ルノミナラス、壯麗ナル新校舍モ樹陰屋後ニ隠蔽セラル、状態ニアルハ洵ニ遺憾
トスル所ニ御座候、就テハ至急御調査ノ上、右開鑿方御着手相成度、下記理由ヲ
述べ及請願候也

理由

(中略)

一、新道路開通ノ上、将来長丁ニ於テ電車ト聯絡スヘキヲ以テ、停車場トノ交通
極メテ便利トナルヘキ事

(中略)

一、右新道路開鑿ノ上ハ、北四番丁ヨリ同六番丁ニ至ル外記丁通新道ハ附近唯一
ノ殷賑ナル街路トナルヘキコト

大正十五年一月四日

北四番丁松尾神社内

乙丑親和会々長 武田正助^⑩

外二百三十三名

仙台市長 鹿又武三郎殿

このように、「男師範学校」（宮城県師範学校）の新設と第二高等学校の移転¹⁸⁾は「閑却サレタル我市東北部ノ発展ニ一大衝動ヲ与ヘルモノ」であり「大仙台形成の第一歩タル発展」を遂げることになるとしたうえで、「交通上非常ノ不便ヲ感ジ」るそれらの学校のためにも、北四番丁で突き当たりとなっている外記丁通りを延伸させ、北四番丁・北六番町間を貫通させる新しい道路の開鑿を請願している¹⁹⁾【図5①】。この道路整備については、後に市道として整備され、周辺地域と大通り、特に市電が敷設された北四番丁への連絡道路の一つとして利用されている。

一方、この乙丑親和会は、同年11月にも、仙台市同心町付近（現在の仙台市青葉区上杉・錦町・本町付近）および宮町・末無掃部丁（現在の仙台市青葉区花京院付近）の発展と、交通事情の改善を図るため、仙台市に宛てて請願書を提出している。以下では、道路整備についての3件の請願書を検討する。

18) 第二高等学校の移転については、地元からも懸念の声があがっていたようである。

19) しかもこの請願書の「理由」には、新道開鑿予定地は「伊澤氏」（伊澤平左衛門のこと）らの所有地を貫通することになるが、「其買収極メテ容易ナル事」とあることから、伊澤氏らもこの道路整備については前向きに検討していたことがうかがわれる。

一、同心町通貫通開鑿ノ件請願書

市内同心町通ハ元寺小路ヨリ北行直線道路ニ有之候処、北三番丁ニ至リテ中絶シ、右折シテ中杉山通（現在の仙台市青葉区上杉3丁目・5丁目、および錦町1丁目、本町1丁目付近のこと…引用者）ヲ採ルカ、左折シテ上杉山通（二等大路第二類①…引用者）ヲ経サレハ北部ニ到達シ能ハサル不便有之、人車馬ノ往来頻繁ヲ来シツ、アル今日、交通上甚タ遺憾ト存候ニ付、何卒右貫通開鑿工事御計画相成度、左記理由ヲ附シ及請願候也

理由

- 一、市電第二期工事ノ完成ニ依リ、北四番丁電車開通ノ相成候場合、此貫通道路ナクンハ右電車線路南北ノ住民ハ非常ノ不便ヲ感スル事
 - 一、右道路ハ北七番丁ニ於テ男師範学校附属小学校門前ニ出ツルヲ以テ、同校生徒通学上ノ便利実ニ大ナルヘキ事
- (中略)

大正十五年十一月六日

乙丑親和会々長 武田正助[㊤]

外二百三十七名

仙台市長鹿又武三郎殿

これをみると、交通の便、とくに北四番丁に敷設された市電の利用を前提とした道路の新設、具体的には同心町通を北方に延伸させるかたちで、北三番丁・北四番丁間に道路を新設するよう要求している【図5②】。

しかし、この道路の新設にあたっては、仙台市側の対応の遅れ、とくに土地買収等が難航したことにより、着工はみなかったと思われる。また、この請願が提出された後に決定された仙台都市計画街路の計画では、隣接する上杉山通が二等大路第二類①と設定されたことで、こちらの道路の活用に切り替えられたとも考えられる。

一、番丁宮町入口道路拡張ノ件請願書

市内北二番丁及北五番丁ヨリ宮町ニ出スル道路ハ、古来非常ナル狭隘ノ道路ニ有之、^(ママ)東北部発展ノ今日ニ至ルモ猶其俣ニ放擲シアルハ、自働車等頻繁ニ往復スル昨今、頗ル危険ノ至リニ被存候ノミナラズ、一朝火災等ノ場合ニ於テハ消防上活動意ノ如クナラズ、不測ノ災禍ヲ来スヘシト被存候間、右至急路面拡張御実施相成度、実測図相添へ此段及請願候也

大正十五年十一月六日

乙丑親和会々長 武田正助[㊤]

外二百三十七名

仙台市長 鹿又武三郎殿

(添付の「実測図」は省略…引用者。以下同じ)

この請願書によると、北二番丁通および北五番丁通は、仙台市東北部の発展にともない、道路の狭隘化が問題となっていたものの「猶其俣ニ放擲」されており、「自働車等頻繁ニ往復スル昨今、頗ル危険ノ至リニ被存候」という状況であることを述べている。そのうえで、宮町通に通ずるそれぞれの道路の幅員を拡張してほしいという請願が提出された。この時期に、これらの道路の大幅な拡張はなされなかったようであるが、北二番丁通および北五番丁通の中間に位置する北四番丁通が、のちの都市計画街路の一等大路第二類⑧に設定されたことにより、一応の解決をみることができたと考えられる。

一、道路拡張ノ件請願

市内末無掃部町ハ停車場ヨリ高等学校、師範学校東北中学校ニ通スル唯一ノ道路ニ有之、近時東北部ノ発展ト共ニ朝夕ノ往来頗ル頻繁ヲ極ムル様相成候処、該道路ハ僅々幅二間ノ狭路ニ過キサルヲ以テ、自働車、自転車等ノ疾走スル今日交通ノ危険言フヘカラサルモノ有之、将来電車大道路開通ノ後ト雖モ、便宜上此道路ヲ往復スルハ必定ノ事ニ被存候ニ付、何卒之レヲ拡張シテ少ナクモ六間幅ノ道路ニ御変更被下度、図面相添へ此段及請願候也、

大正十五年十一月六日

乙丑親和会々長 武田正助^印

外二百三十七名

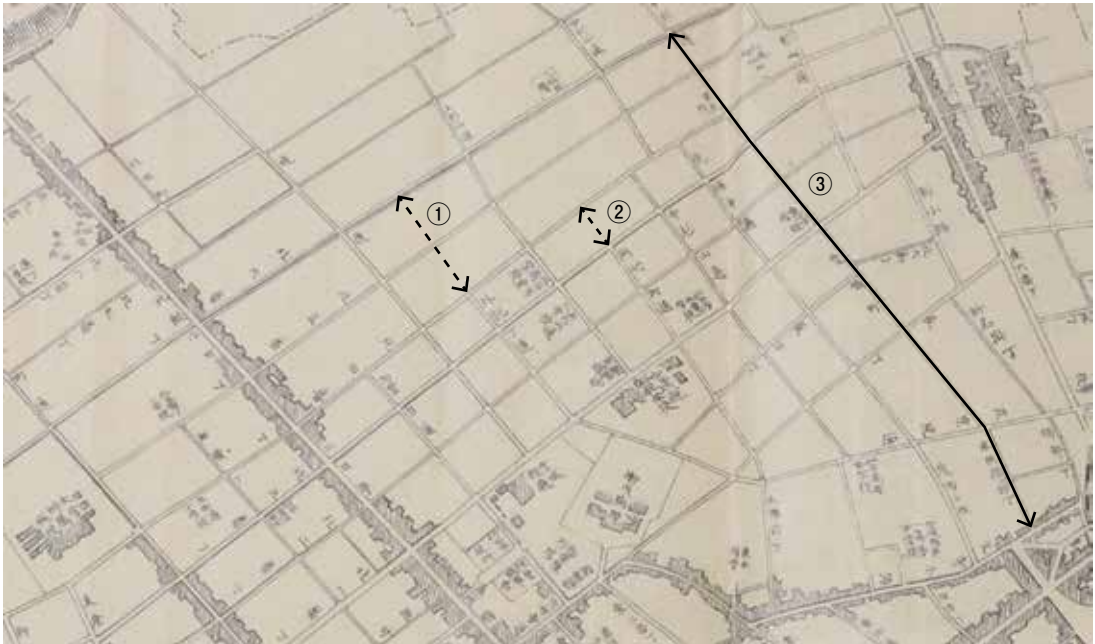
仙台市長 鹿又武三郎殿

(添付図面は省略)

この資料によると、末無掃部町から空堀町を経て二本杉通につながる道路【図5③】は、「近時東北部ノ発展ト共ニ朝夕ノ往来頗ル頻繁ヲ極ムル様相成候処、該道路ハ僅々幅二間ノ狭路ニ過キサルヲ以テ、^(ママ)自働車、自転車等ノ疾走スル今日交通ノ危険言フヘカラサルモノ有之」という状況であったため、「之レヲ拡張シテ少ナクモ六間幅ノ道路ニ御変更被下度」という要望を陳情していることがわかる。

この請願に対しては、該当する道路の一部が仙台都市計画街路の一等大路第一類に指定されていること、隣接する道路が一等大路第三類⑤とされていることなどから、地域の要求もある程度は反映されたといえるだろう。

【図5】 新設・改修の申請がなされた道路



注：以下、図中の点線は新設、実線は拡張（または改修）を表すものとする。

資料：「仙台市測量全図」（1926〔大正15〕年頃）、仙台市役所『諸願綴 2～1』（仙台市役所所蔵）所収資料に、筆者による加筆。

乙丑親和会から仙台市に提出されたこれらの請願書からは、市電の開通や交通事情の変化にともなう往来の活発化、交通量の増加などにより、道路の不便さと狭隘さが深刻なものとなっているため、道路の新設または拡張を要求していることがわかる²⁰⁾。そして、これらの請願書にある道路の整備は、いずれも都市計画街路と何らかのかたちで連結するように整備が要求されることから、都市計画事業を念頭に置いたうえでの道路整備の要求と考えることができるだろう。

②石名坂・南鍛冶町方面からの請願

次に、当時の仙台市東部の地域住民からの請願をみてみよう。

1926（大正15）年1月、仙台市石名坂および南鍛冶町など周辺の住民ら・名の署名・捺印をもって、仙台市長鹿又武三郎に対して以下のような請願書が提出された。なお、以下の「市道開鑿再請願」には、それ以前に提出された請願書の写しも添付されていたため、それらもここに引用しておく。

20) これらの要求は、1927（昭和2）年12月にも提出されていることから、乙丑親和会の会員をはじめ、地域住民たちの深刻さがうかがえる。

市道開鑿再請願

〔欄外・朱書き〕 本件ハ都市計画課ノ道路網施設方針ヲ待チテ処理決定相成リ可然也

大正九年九月十日付ヲ以テ仙台市石名坂ヨリ南鍛冶町ニ至ル旧孫兵衛堀敷貫道路開鑿ノ件ニ付、関係地主連署ヲ以テ請願候処、今年九月廿日付別紙写ノ通り御指令ヲ受ケ、其後再ヒ大正十一年六月別写ノ通り再請願仕候処、今以テ何等ノ御指令モ無之、其保留相成居次第ニ候、然ルニ近時住宅ノ建設益々増加シ、堀敷地内ニ居宅建設ノ虞有之、防火上ニ申スニ不及、交通上ノ便利上道路施設ノ必要痛切ニ感セラレ候ニ付、公共ノタメ…（中略）…道路開通致度、該地所御測量御指示相仰度、尚ホ路面上ノ施設工事ハ市ニ於テ相当実施相成様、御詮議相成度、地主総代連署ヲ以テ及再請願候也、

大正十五年一月十九日

仙台市石名坂四十四番地

佐藤新之助^印

（他の請願者の署名・捺印は省略）

仙台市長 鹿又武三郎殿

〔写し①〕 大正九年九月廿日

市長 鹿又武三郎

総代 西方亮治殿

市道開鑿ノ件

九月十日付ヲ以テ出願ノ件了承、右ハ附近繁栄ノ結果、交通上痛切ナル請願ト相認メ候処、御承知ノ通、市財政困難ノ場合、直チニ御要求ニ応シ兼候ヘ共、一面市発展上等閑ニ附スヘカラサル事情モ有之、詮議ノ見込ニ付、指定寄附以外更ニ工事費ノ三分ノ二以上御寄付、尚ホ一息ノ努力ヲ要スル様致度、此段及照会候也、

〔写し②〕 市道開鑿再請願

客年九月十日付ヲ以テ仙台市石名坂ヨリ南鍛冶町ニ至ル旧孫兵衛堀敷貫道路開鑿ノ件ニ付、関係地主連署ヲ以テ請願仕候処、同月廿日付総代西方亮治宛寄附ノ議御開示ニ基キ、其后地主協議ノ結果、寄附成立不致、其ノ地主間数ニ応シ歩役負担開鑿ノ事ニ決議致シ候次第ニ付、速ニ開鑿ノ件御許可被成下度、尚暗渠其他工事ハ市ニ於テ設備相成度設計相添及、再請願候也

大正十一年六月 日

（後略）

これらの資料をみるように、この要求は仙台市が都市計画法の適用を受ける以前、少なくとも

【図6】 石名坂住民らによる「市道開鑿」請願箇所



注・資料とも【図5】に同じ。

1920（大正9）年9月から、仙台市に対して何度か請願が行われている。その内容は、交通量の増加に伴い、石名坂から南鍛冶町を貫通するように旧孫兵衛堀を利用し、そこに旧奥州街道につながる道路を建設することであった【図6】。

しかし、1920年9月の請願以降、新しい道路整備などについて具体的な着手には至っていないことがうかがわれる。たとえば、1920年9月20日付で、仙台市長から地域住民へ通達された「市道開鑿ノ件」では、工費の一部として地域住民からの寄付金を集めることが提示されている。それに対し、地域住民からは「其后地主協議ノ結果、寄附成立不致、其ノ地主間数ニ応シ歩役負担開鑿ノ事ニ決議致シ候次第」が通知され、市費によって工事を行うかわりに、実際の工事にかかる「歩役」の負担は地域で行うことが打診された。

その後、この道路整備は着工されなかったようで、1926（大正15）年1月に提出された「再請願書」では「今以テ何等ノ御指令モ無之、其俣保留相成居次第ニ候」と述べたうえで、「近時住宅ノ建設益々増加シ、堀敷地内ニ居宅建設ノ虞有之、火防上ニ申スニ不及、交通上ノ便利上道路施設ノ必要痛切ニ感セラレ候」と陳情している。

この動きには仙台市当局も対応したらしく、この「再請願書」の表紙欄外には、朱書きで「本件ハ都市計画課ノ道路網施設方針ヲ待チテ処理決定相成リ可然也」とある。つまり、都市計画事業の動向を鑑みたうえで、当該道路の着工を行うかどうかを判断したのである。

ところが、同年3月、同じく仙台市石名坂・弓ノ町・南鍛冶町の住民3名から、仙台市長鹿又武三郎に宛てて、次のような陳情が提出された。

陳情書

〔欄外〕 土木課へ回送、 本年予算ニ編入シアルヤ研究ヲ要ス

- 一、 本年一月十九日頃、石名坂四十四番地佐藤新之助外数名ヨリ市公有地ナル孫兵衛堀敷地ヲ骨子トシテ石名坂ヨリ南鍛冶町ニ通スル道路新設ノ件請願ト同時ニ市会ニモ建議書提出ノ趣ニ候処、元來該道路新設ニ就テハ屢々請願セシモノナルモ、御認可相成ラザリシモノニ候、而メ今回提出セル請願書等ニ關係地主協議ノ上為シタル如ク由アルモ、中ニハ地主ニ非ラサル町余ヲ隔テタルニ、三有志ノ連署アルニ及シ、拙者等ノ内ニハ交渉ヲ受ケタルモノ又ハ全然受ケサルモノモアリ、其受ケタルモノニ於テモ后記ノ事情ノ為メ同意ヲ為サ、リシモノニシテ、地主全部ノ一致ヲ欠キタルモノニ御座候、
- 一、 請願者中ニハ其新設遷都スル道路ニ沿ヒ、二千坪ニ近キ厩大ナル土地ヲ有シ、或ハ二、三ヶ所ニ連ナリ宅地ヲ有スルモノアリ、二、三地主ノ希望トシテハ諒トスル所ナルモ、事實交通ノ便否ヨリスレハ石名坂方面ニハ東西トモ一町ナラスシテ北進シ得ル街路アリ、南鍛冶町方面モ亦（二十）間許ニシテ南折セルアリテ、何等不便ヲ感セス、即チ請願者等ノ唱フルカ如キ公益上左程必須道路トハ認メラレス候、
- 一、 關係地主中拙者等三名ハ尤モ甚大ナル利害得失ノ關係ヲ有スルモノナルヲ以テ、真ニ公益ヲ念トシ郷党相助、誠意アラハ先主唱者ニ於テ拙者等ノ土地家屋ノ現状ヲ察シ、折衝及覆了解ヲ得テ然ル后決行スルハ打倒ノ手段ト被存候、然ルニ事茲ニ出テスシテ、若シ容レサレハ土地収用法ヲ適用スルノミト揚言シ、高圧的態度ヲ出テタル如キハ甚心外ニ存スル所ニ候、
- 一、 拙者等ハ敢テ勘定ニ囚ハレ反対スルモノニハ決シテ無之、拙者等ノ所有地ハ何レモ狹隘且孫兵衛堀敷地ニ密接シテ家屋ヲ有シ、或ハ跨レル部分モアリテ、一朝開道ノ曉ニハ家屋移転ノ余地ナク、殊ニ渋谷陽治君ノ如キハ僅カニ二十坪ニ足ラサル土地ニ三棟ノ建物アリテ、殆ンド寸地ヲモ剩サル状態ニ在リ、拙者等ニ取りテハ最モ入内問題ニシテ、其ノ蒙ル打撃ノ深甚ナルヲ痛感スル実況ニ有之為ニ同意ヲ為ス能ハサル余議ナキニ至リタルモノニ御座候、
- 前陳ノ次第二候間、實地御踏査ノ上、何分御詮議相成候様致度、別紙略図相添、以連署此段^{及陳情}（奉願）候也、

大正十五年三月一日

仙台市石名坂四十八番地

桐ヶ窪孝[㊟]

同 弓ノ町一番地

清原健次[㊟]

同 南鍛冶町百五十五番地

渋谷陽治[㊟]

仙台市長鹿又武三郎殿

この陳情書を見るように、先に提出された石名坂などの地域住民から請願書は「地主全部ノ一致ヲ欠キタルモノ」であり、「関係地主中拙者等三名ハ尤モ甚大ナル利害得失ノ関係ヲ有スル」請願者たちに承諾もなく請願や調査が進められていることに、反対の声を挙げている。

結局、この石名坂から南鍛冶町を貫通する道路整備は都市計画街路にも含まれず、このときは具体的に着工されることはなかったようであるが、近隣の地域および街路（弓ノ町から石名坂に向かう街路は二等第二類[㊟]、弓ノ町から南鍛冶町に向かう街路は一等第三類[㊟]土樋蒲町線の一部、土樋から石名坂を経て長町に向かう街路は一等第三類[㊟]堤通長町線の一部）は都市計画街路として指定され、同地区を通行する道路は整備に向けて動き始めることとなる。

③支倉丁付近の地域住民からの請願

さらに、当時の仙台市西部においても、人口増加等にもなう交通量の増加、市電の敷設・開通にもなう道路事情の変化に対処するために、道路の幅員の拡張および新設などの請願が相次いで提出されていた。

ここでは、仙台市支倉丁付近の住民から提出された請願をみてみよう。1926（大正15）年1月18日付で、支倉通地区の住民たちから仙台市長鹿又武三郎に対して「願書」が提出された。

願書

本市支倉通北八、九、十番丁間並ニ北九番丁支倉通ヨリ新坂通間ハ、道幅甚タ狭ク、行通不便、時ニ荷馬車等ノ転覆スルコトモ有之、從テ雨天等ノ場合ハ車馬ノ来往スルトキ通行人ノ行違ニ差支候ニ付、私共所有地内両側三尺ツ、現在ノ道路敷地へ寄附致候ニ付、道路御取広ノ上、相当側溝ヲ付シ御整理相成度、関係者連署ノ上、別紙略図相添へ此段願上候也、

（請願者の署名・捺印は省略）

これをみるように、荷馬車や通行人の増加にもなう不便さが増していることなどから、支倉通・新坂通間の道路の拡張が請願されている。当時、この付近には東北帝国大学医学部および付属病院があり、人口も増えていたようである。ともあれ、この願い出に対しては、表紙に「要調査」とあり、仙台市土木課でも調査が進められた。その結果、設定された「都市計画街路」の

地図を見ると、支倉通りと木町通との間に新たな街路（二等第二類③）の開削が決定していることがわかる。都市計画街路を貫通させることで、道路事情の解決を図ったのである²¹⁾。

④仙台市南町通の住民からの請願

このような請願は、都市計画街路網の一部²²⁾に指定された南町通でも見られた。

1927（昭和2）年9月には、南町地区の住民らによって構成された「仙台市南町通り会」より、以下のような請願がなされた。

南町通り歩道舗装施行ニ関シ請願

南町通りハ路面拡張ニ当リテノ町民負担ノ過重、電車開通後ニ於ケル撒水施設並ニ照明設備等々ニ関シテハ従来機会アル毎ニ情ヲ具シテ明鑑ヲ仰キタル次第ニ御座候、然シテ町内ノ実情ハ之等ノ設備計画ノ為メ多大ノ負荷ニ堪エ忍ヒツ、アルニ拘ラズ電車ノ運転諸車ノ通行繁多ナルニ因リ、一般歩行者ノ数比較的少ナク為メニ各店舗ノ収入ハ時日ト共ニ減退セントスルニ立チ至リ申シ候、況ンヤ市内第一ノ広小路トシテ歩道ノ特設ヲ見タルハ、表面上頗ブル有利ノ觀アルモ、実ハ其構築ニ遺憾ノ点アルヤタメニヤ少量ノ雨之ニ際シテモ忽チ泥濘ト化シ、往來ノ便ヲ阻害スルカ故ニ、マス、町内ノ商況ヲ沈衰セシムル儀ニ有之候、就テハ町内ノ情状ヲ酌量セラレ、此ノ際、市費ヲ以テ歩道ノ舗装ヲ実施セシメラル、ヤウ、特ニ御詮議相成度、斯クテ町内ノ商況恢復ハ元ヨリ、大仙台ノ玄関通りノ実ヲ示シテ一般ノ利福ヲ増進シ、然カモ明春ノ産業博覧會ニ対応スルコトヲ得ベクト信ズルモノニ御座候、右請願ノ趣旨ヲ要約スレバ、南町通り市区改正以来ノ実情ヲ考量セラレ、明春ノ産業博前ニ歩道ノ舗装工事ヲ市費ヲ以テ実施セラレタキコト

21) このほかにも、商業の集積地でもあった東一番丁では、道路の改修だけでなく、街灯の設置も要求していた。その「請願書」は次の通りである。

請願書

当市東一番丁ハ人家稠密、商家ヲ始メ総テノ營業者集中ノ場所ニシテ、其ノ繁華ナル当市随一ト云フヘク、東都浅草ニモ比ヘキニ候処、從テ該路店頭ノ設備、道路ノ改善ノ急施スルノ要有之候ニ付、今般東一振興會ニ於テ当町街路ニ点燈ヲ建設致事ニ決定相成候ヘ共、道路ノ改造ハ市ノ施工ニ待ツヘキモノニ有之、市ニ於カセラレ候テモ、此際アスファルト道路ノ改造相成候様、御設計アランコトヲ懇願ノ至リニ候、申迄モナク往來頻繁ノ道路ノ交通ノ整理ハ勿論、衛生上ニモ考慮致スヘキ議ニ有之候ニ付、当會ニ於テハ是非共当該路面ノ改造致度、工費ノ大部分ハ負担可致候間、何卒該路面改造ノ急施相成候様、御審議被成下度、此段連署ヲ以テ請願仕候、

大正十五年三月一日 東一振興會々長

請負人総代 高橋周治④

仙台市長鹿又武三郎殿

（他の請願者の署名・捺印は省略）

この請願に対して、仙台市側は「本請願ハ築造方法等十分ノ研究ヲ要ス」としたうえで、「水戸ニ於テ『コンクリート』道路試験の二作りシモ、成績思ハシカラザル由聞及候ニ付、一応同市ニ設計費用等問合■ヲ要ス」としている。

22) 南町通は、仙台都市計画街路の一等大路第二類（中央循環線）の一部、同第三類⑦の一部であり、仙台市電の路線の一つであった。

ニ有之次第第二御座候、茲ニ町内一同ノ組織ニカ、ル南町通り会ノ決議ヲ以テ、請願ニ及ビ候也、

(大正)
昭和二年九月 日

仙台市南町通り会

会長 松良善熙[㊤]

副会長 三浦善作[㊤]

仙台市長 山口龍之助殿

この請願にもとづき、翌1928（昭和3）年2月、南町通会有志らが「町発展ト市ノ関門整備ノタメ市内東五番丁角ヨリ東一番丁角ニ至ル歩道ヲ舗装」のため、「貴役所御設計ニ基ク全工事費ノ半額金四千元也」を寄付することを請願した²³⁾。これを受けて、同年2月の仙台市会において「寄附金受領ニ関スル件」が提出され、可決された。その後、この4000円のうち、2320円は「南町通市区改正費用トシテ……大正十三年十月二十一日、仙台市ニ寄付」したものを充当し、残る1680円を改めて寄付するという方法で、寄付金が納入される計画が立てられた²⁴⁾。

南町通りにおける道路拡張は、地域住民の工事費の負担も含めた請願になっている。同街路は

23) 「誓願書」、仙台市役所『請願綴 2～1』所収。

24) このときの「南町通市区改正費用トシテ……大正十三年十月二十一日、仙台市ニ寄付」したもののについては、これらの請願書に添付されている覚書などから、その経緯がわかる。1924（大正13）年9月20日付で、南町通の有志（松良善熙、伊澤平左衛門など計5名、宮城火山灰株式会社・八千代生命保険株式会社仙台支店）たちによって仙台市長鹿又武三郎へ提出された「寄附願」によると、仙台市一般会計の土木費（それまでの市区改正資金は、1923〔大正12〕年度から土木費に統合された）へ、南町通の市区改正資金として3010円を寄付することが申請されている。この寄付金は適切に受理されたようで、「覚」には「一、金二千三百二十円也 / 南町通道路改修費トシテ金三千十円寄附ノ内、大正十三年十月二十一日入金、収入役ニ於テ預リ置カル」（/は改行）とあり、3010円のうち2320円が納入された。

しかしながら、寄付金の残り690円は未納入のままであり、少なくとも1925（大正14）年8月、翌年11月には、それぞれ市長の名で寄附金の納入請求が行われている。それでもこの残金は納入されず、先に納入された2320円は「供託」のままとなっていた。

この2320円を、今回の請願において、南町通の道路整備の資金として振り替えたと考えるのが妥当であろう。

都市計画街路の一部でもあり、仙台市電敷設地でもあったことから²⁵⁾、地域住民にとってここで要求している道路整備が、いかに重視されていたかが見て取れる。

⑤仙台市北目町の地域住民からの請願

前述の北四番丁通と同様に、上述の南町通との連絡を意図した道路の新設・改修の要求は、様々なかたちで噴出していった。たとえば、1929（昭和2）年10月には、仙台市北目町の住人をはじめ、周辺住民を含む70名から、仙台市長山口龍之助に宛てて、次のような「請願書」も提出された。

請願書

一、柳町 番地先（北目町突当り）ヨリ南町通ニ通ズル新道開鑿新設之件
熟テ々々想フニ当町方面ハ…（中略）…重要ナル国道幹線ニシテ、交通頻繁又周囲ニ人家住宅数町アリテ、商業地帯トシテモ相応ノ繁華殷賑ヲ呈シ居リタルモノニ有之候、然ルニ近年ニ至リ、一ハ東北帝国大学ノ創設ニ因リ、又一ハ仙台高等工業学校、東北学院ノ開設ニ因リ、又一ハ鉄道病院、宮城女学校、仏教会館、五橋小学校、同実科高等女学校等ノ開設ニ因リ、徒ラニ宏壯雄大ナル建造物陸続キトシテ建築セラレ、付近道場小路、桜小路、七軒丁、鉄砲横丁、南六軒丁等ハ廃町、又ハ最小地域ニ縮小セラレタル為メ、人家住宅稀薄ト相成、従ツテ商工業日ヲ追ヒテ不振ニ沈涵仕候、加之昭和二年十一月ヨリハ清水小路ニ市営電車ノ運転開始セラレタルト、又市街自動車会社ノ線路変更セラレテ電車ト併進スルコト、相成リタルヨリ、当町方面ハ商工業上、交通上日々衰微スルノ傾向有之候、又加フルニ将来都市計画ノ実施セラル、ニ及ビテハ、東二番丁ハ十二間幅員道路トシ

25) こうした交通の変化による道路の新設・改修・拡張を要求する声は、市電敷設事業および都市計画街路整備事業の進展とともに強まりを見せていった。たとえば、仙台市同心町・大仏前丁の町民からは、以下のような請願書が提出されている。

請願書

吾等大仏前町民ハ、先年吾町街路ノ改修ニ関シ請願書ヲ呈出シ置キタルヲ以テ、所謂応急の改修工事ハ必ス本年度内ニ於テ施行セラルルコトト存ジ候、然ルニ其後ノ情勢ヲ観察スルニ、第二高等学校ノ移転以來市北部ノ發展ト共ニ行通量ノ増加頗ル著シク、殊ニ電車第一期線ノ敷設ニ当リ、長丁ニ停車場ヲ設置セラルル関係ニ於テ、又仙山鉄道北仙台駅ノ北部ニ設置セラルルコト愈々確實トナリタル関係ニ於テ、人氣俄ニ引キ立チ、早クモ店舗住宅ノ新築改増築ヲ計画スルモノ等多々有之、市ノ繁榮上実ニ慶祝スベキ事象ナリト信ゼラレ候、就テハ此際一步ヲ進メテ街路大改修ノ長計ヲ立テラレ度、即チ吾ガ大仏前ヲ以テ北部ニ通スル大関門ト為シ、外記丁通、堤通ト連結シテ新設北仙台駅ニ至ル通路ト為ストキハ行通上ノ利便ハ勿論、全市ノ發展上実ニ上乘ノ策タルコト疑フベクモ無之候、殊ニ電車敷設ノ為ニ止ムヲ得ズ其存立ヲ失ハザルベカラザル歳ノ市々場ヲ此ノ大仏前ニ移ス時ハ、市ニ二重ノ利便ヲ受クルコトトナリ、街路改修ノ愈々有意義トナルベク吾ガ大仏前土地所有者ハ相当ノ寄附金ヲ醸出シテ工費ノ幾分ヲ負担スル決意ニ有之候間、是非御決行有之度、此段請願候也

大正十五年二月九日

仙台市大仏前四番地

町民総代 大島基[㊦]

（他の請願者の署名・捺印は省略）

テ清水小路即チ荒町端ニ連絡スルニ於テハ、夫レガ国道ニ編入セラル、ハ明瞭ノ事理ニ有之候、果シテ然ルニ於テハ当町方面ハ単ニ市道トシテ其形骸ヲノミ残存スルコト、相成リ、大仙台市ノ地帯名称コソ商業地帯ナレ、其実ニ於テハ貧弱ナル裏町通ト変化シ觀ルダニ慘憺タル町家ト相成、果ツベシト関係町民ノ今更ナガラ齊シク懊悩苦衷煩悶ヲ相禁ジ得ザル処ニ有之候、於茲関係町民一同ノ情願ハ一ハ当市百年ノ計トシテ将亦一ハ関係町民擁護策トシテ、一ハ関係町ノ衰微挽回策トシテ、一ハ全市繁榮ノ共存共榮策ト、且ハ日ヲ追ヒテ増加スル市民ニ交通上ニモ至大至甚ノ関係ト利便ト幸福増進ノ為メ、表題ノ即チ柳町七番地先（北目町突当り）ヨリ南町通ニ至ル道路一線ヲ開鑿、新設スル様ニト惓願仕ルモノニ有之候、…（中略）…

今日ノ如ク車馬就中自動車ノ往復頻繁ナル時代ニ於テハ頗ル危険ニシテ、通行人ノ心胆ヲ寒カラシムルコト、唯一再ナラザルヲ日ニ幾回トナク目撃シ、町民一同眉ヲ擧メ居ル次第ニ有之候、現在ノスル状態ニ鑑ミルモ、今回請願ノ前記新道ハ寔ニ一日ヲ忽カセニスベカラザルモノ、寧口焦眉喫緊ナル事業ト被存候、然

【図7】 北目町住民らの請願に基づく「新道開鑿」箇所



注・資料とも【図5】に同じ。

シテ右新道工事ニ着手スルニハ、市内土地価格ガ比較的廉価ノ固定ニアル現今、尤モ買収ニ格好ノ時機ト是亦施行被致候、若シ夫レ経済界ガ順調ニ恢復シ、又一旦都市計画事業実施セラル、時ニ於テハ、地価モ昂騰シ、之ガ買収ノ尠少ナラザル資金ヲ要スルコト、思惟セラレ申候、

又、該土地ニハ現在ニ於テハ宏大ナル建造物モ無之ノミナラズ、建築物モ至リテ少数ナルニ依リ、移転料モ比較的少額ノ支出ニテ解決セラルベシト被存候、仄聞スル所ニ拠レバ、大正八年三月、大火祝融ノ直後、現在道路拡築ニ際、本請願ノ新道開鑿案当局ニ在リシヲ、或一部策士運動ニ依リテ提案見合ハセトナリタル趣、今日トナリテ之ヲ稽フル時、其当時ノ理事者ノ見識ニ一段ノ経緯ヲ表スルニ吝ナラザルモノニ有之候、惟フニ挙国財政緊縮ニ汲々乎タル時機ナルモ、此新道開鑿事業タルヤ叙上ノ見地ヨリシテ決シテ不急ナル施設ニハ無之、否却リテ関係町民多数ノ死活存亡ノ岐路ニ彷徨スルコト、交通上頗ル危険ノ多キ現状トニ鑑ミテ、現下急務中ノ急務ナル事業施設ト付度セラレ申候、翻リテ考フルニ市財政上措置緩急ノ御按配モアラル、コトハ被察候ヘ共、希クハ可及的速ニ御調査御計画ノ上、御実施被成下度候ヘテ関係町民多衆多年ノ翹望ヲ貫徹スル様、御取計相成度、関係町民一同連署ヲ以テ此段奉請願候也、

昭和四年 月 日

仙台市北目町五十番地 梅田久吉[㊤]

(他69名の署名・捺印は省略)

仙台市長 山口龍之助殿

この「請願書」は、北目町の突き当たりから南町通に貫通する新しい道路を整備するように請願したものである【図7】。すでに、北目町と南町通とを結ぶ道路としては教楽院丁があるが、北目町からは直進ができない道路であった。その北目町については、近年では東北帝国大学(1907〔明治40〕年創設)、東北学院の新校舎建設などにより建造物の増加がみられ、いわゆる「学都」としての様相を呈しつつあることが言及されているが、その一方で、東二番丁通りをはじめ、周辺街路の整備の進展と市電の開通などにより、北目町付近は「人家住宅稀薄ト相成、従ツテ商工業日ヲ追ヒテ不振ニ沈湎仕候…(中略)…当町方面ハ商工業上、交通上日々衰微スルノ傾向」にあることが記されている。そして「大仙台」、すなわち都市計画区域では商業地帯とされているものの、「其实ニ於テハ貧弱ナル裏町通ト変化シ観ルダニ惨憺タル町家ト相成」っていることも述べられている。

この「請願書」からは、仙台市の市区改正事業・市電敷設事業、都市計画事業の動きを意識していることがうかがわれる。

結局、北目町から柳町通を経て南町通につながる「新道開鑿」は実際には着工されなかったようである。この新道路の起点とされた柳町通が都市計画街路二等大路第三類[㊤]として整備され

【図8】 宮町・小田原地域住民らの請願に基づく新築道路箇所



資料：「仙台市街図」（1937〔昭和12〕年頃），仙台市役所『自昭和十二年 至昭和十五十二月 都市計画 都市計画』（仙台市役所所蔵）所収資料に，筆者による加筆。

る計画があったこともその要因のひとつであろう。

⑥宮町・小田原方面の地域住民からの請願

他にも，仙台市における都市計画事業の計画に合わせるかたちで，郊外でも市道の整備を要求する動きがみられた。たとえば，仙台市宮町付近の住民からは，原町小田原地区につながる市道の改修・拡張が請願された。

1928（昭和3）年11月，仙台市宮町および周辺地域の住民227名から「道路開設請願書」が提出された。具体的には「一，東照宮前鳥居脇ヨリ小田原土手内ニ通スル道路／東照宮前入口道路開設ニ関スル請願書」として，仙台市役所の担当者にも供覧された。

この請願書によると，「方今社会生活上運輸，交通，通信，の機関は経済機関として欠くべからざる条件に有之，その不備は社会的活動を減殺するのみならず，却ってこれが発展を阻止する結果を生ずる」と主張し，「二十数年来の懸案たる東照宮前より向小田原（本年四月仙台市に併合）浦田，松森，雀具，岩切方面の交通路の中断せられある件に御座候，従来東照宮の境内を唯一の近路として営林署管轄の山林に治へ通行致し，僅かにその不便利を忍び居り候へ共，昨年

以来仙山鉄道線路の敷設に依り、小田原十文字方面の車道は大余の築堤線を乗越えざれば物資の運輸不能の状態となり、需給関係に少なからざる費用を要し、日常の生活資料に一大脅威を与ふる」状況を綴っている。また、「唯一の人道を為す東照宮境内経路は、往來の頻繁を加ふると共に、一方仙山鉄道線路の大堤防の影響に依り、心無き者は慣習的に普通の道路と見做し、神社境内の禁制を破り、自転車を乗入れ、馬を乗り入れ、汚物を運搬し、或ひは植樹を折り、施設物を破壊し、甚だしきに至っては葬式の行列を通過せしめ、尚ほ顧みざる傾向さへ発見せられ、法規を無視する不敬極まる行動日に増し加はり、到底これが防止」できないとしている。そして、仙台市において「もとより都市政策として其の發展条、道路の改良、市区の整理、上下水道の設備等其の他凡て市経済を基調として考慮し着手しつゝある」としたうえで、「理想的建設も為し得る当地方に対し、市民の思想の方面より又歴史の方面より、更に都市政策より、杜の都大仙台たる理想的田園都市地帯として、或ひは大公園地帯として恥をさらしむるは勿論、前途の不便不利及び経済問題、信仰問題等を打開する唯一の施設として労少なく、効偉大なる此の通路の解説を請願する」と述べている。

仙台市と合併後の原町地区の人口増加は著しく、住宅の増加、交通事情の悪化については看過できない事態となっていたこと、また、仙台市と宮城郡原町が合併するにあたり、原町方面の道路整備が合併条件に付されていたことを鑑みると、この道路整備に着工せざるを得ない状況となっていた。そのため、この「請願書」の供覧書には「追テ右請願ノ個所ハ昭和四年度ニ於テ施行ノ見込ヲ以テ予算ニ計上シアリ、且之ニ要スル用地ハ寄附セシムル見込ミニテ交渉中ノモノ」とあるため、具体的な調査が進められ、着工されたと考えられる。現に、1930年代半ばに作成された「仙台市街図」をみると、東照宮前・仙岳院入口付近から小田原方面へと伸びる道路が建設されている【図8】。

この、宮町付近は旧仙台市と旧原町地区を結ぶ地点であったためか、この地域の道路整備については他にもいくつかの請願が行われている。たとえば、1932（昭和7）年1月には、「道路新設改修ノ儀ニ付請願」として、地域住民159名の連署をもって、以下の請願が行われている。

道路新設改修ノ儀ニ付請願

原町ノ仙台市ニ合併セラレタル結果、原町小田原ヲ中心トシテ宮町、北六番丁方面、及ヒ七北田村、岩切村トノ交通商易ハ頓ニ頻繁ヲ来タシ、且ツ市東北部郊外地域ニ人家ノ新築ヲ見ルコト著シク、従テ人口ノ増加シタルコトハ何人モ認ムル所ト存候、特ニ住宅地長命荘ノ新設、南光学園竣成ノ結果、児童学生及ヒ民衆ノ通行スル者日ニ多キヲ加ヘ、現今ノ如キモ日二千以上ヲ算スルニ至リ、将来ハ益々当方面ノ郊外發展ト人口ノ増加トニ伴フテ通行者ノ増加ヲ見ルヘキハ何人モ信シテ疑ハサル所ト被存候、然ルニ小田原区内ノ道路ノ如キハ所謂作場道ニ時々少量ノ砂利ヲ散布セシ程度ノ迂回螺旋状ノ悪道路ニシテ、自働車進入区域外ニアルハ勿論、一旦降雨数日ニ亘ルトキノ如キハ、概ネ泥土ニ化シ、車馬搬行ノ困難ハ言

フ迄モナク老幼婦女子ノ如キハ歩行ニ堪ヘサル場合ヲ出現スルコトモ稀ナラサル次第ニテ、地方民ハ不便不利此上モナキ状態ニ候、就テハ市当局ニ於テ此際速急御調査ノ上、宮町ヨリ東照宮方面ヲ通シテ小田原区民ニ至ル車道及ヒ歩道ノ新設改修等ヲ為シ、市繁栄ノ基礎ヲ確立相成度、此段地方関係者連署ノ上、及請願候也、

昭和七年一月三十日 請願人（省略）

仙台市長 渋谷徳三郎殿

この請願は、同年4月に決裁印が押されているうえに、請願書表紙には、朱書きで「出願個所ハ当局ニ於テ其必要ヲ認メ、昭和四年六月□日指令第二一九三号ヲ以テ市道路線認定認可ノモノニシテ、土地寄附纏ラサル関係上、改修ノ運ビニ至ラサルモノトス、猶道路改修工事設計立案ハ目下調製中」と記されていることから、市道の整備として対処されたものと考えられる。

また、同年8月には、北六番丁から宮町方面を経由して北三番丁に至る道路について、地域住民14名から以下のような請願書も提出されている。

請願書

仙台市原ノ町小田原福沢神社前道路

北六番丁通りヨリ福沢神社々前ヲ経テ、市内宮町及ビ北三番丁ニ到ル道路右道路ハ、既往約二十数年前ニ於テハ道幅約一間半ヨリ二間ヲ有シ、人馬ノ往還自由ナリシモ、其ノ後漸次狭隘ノ度ヲ増シ、現在ニテハ荒廢其ノ極ニ達シ、雨雪天ノ際ノ如キハ通行殆ンド不可能ニテ迂回セザルベカラザルノ程度ト相成リ、誠ニ困憊ノ状態ニ候、該道路ハ仙台市内中心地ト原町小田原方面トヲ連結スル必須ノ道路ニテ、コノ荒廢ノ俣ニ委センカ、是レニ因リテ受クル日常ノ不利不便ハ唯ニ宮町、小田原方面居住約二百余戸ノミナラズ、小松島、其ノ他郊外散策並ニ神社参拝ノ人士等、実ニ仙台市内全般ニ影響スル絶大ナル不便ニ候、就テハ至急実地御踏査、御検閲被下、該路ノ復旧改修方御取計ヲ仰ギ度、此段連署ノ上、陳情請願ニ及ビ候也、

昭和七年八月二十六日

仙台市原町小田原福沢（住民の署名・捺印…）

仙台市長 渋谷徳三郎殿

この請願書からは、この時期における原町地区の発展とともに、同地区につながる道路の整備が急務となっていることがうかがわれる。それに対して、仙台市の担当者（小倉）が、朱書きで「調査ノ結果、応急ノ処置ハ早急之ヲ為スコトトシ、追而充分ナル踏査ノ上（将来）改修〔工事〕ヲ為ス見込ニ付申添候 ㊦〔小倉〕」と記しているほか、欄外に1932（昭和7）年9月3日付の

決済印が押されていることから、具体的な整備計画として着手されたものと考えられる²⁶⁾。

このように、1920年代以降の仙台市の発展、とりわけ都市計画街路の整備計画の進行、市電敷設事業の進展とあいまって、地域住民から様々な請願がなされ、それらに対して仙台市当局も土木課または都市計画課が対応し、道路整備計画として妥当であるかどうかを精査している様子がかがわれるのである。つまり、これらを組み入れるようなかたちで、仙台市の都市整備政策が展開されていったといえるであろう²⁷⁾。

(2) 橋梁の架設について

道路整備とともに請願が相次いで行われていたのが、橋梁の架設または新設などを要求する請願である。

たとえば、川内大工町の地域住民からは、次のような請願が提出された。

請願書

一、川内大工町付近ニ橋梁架設ノ請願

当地方ニ於テ橋梁ノ仮設ヲ欲セルハ多年ノ宿願ニ有之候ノミナラズ、軍隊ハ勿論、公衆一般ノ交通上且又当地方ノ發展上頗ル緊要ノ問題ニ有之候、此ノ見知ニ依リ、去ル大正十年中既ニ当各町民ト当隊トノ連署ヲ以テ架橋請願致シ置キ候モ、未ダ其御詮議無之、不得已中ノ瀬有賃仮橋ヲ通行致シ居ル次第ニ御座候、之レガ起因トナリ当地ノ遅々トシテ發展セザルハ架橋後ノ向山方面ニ比シ実ニ言外ニ有之候、而シテ本秋ハ当市ヲ中心トシテ特別第演習挙行セラレ、畏クモ皇太子殿下ノ三軍御統裁トシテ御鳳翼御駐在アラセラルルハ勿論、他地方依リノ人馬輻輳ヲ見ル可ク東北一ノ大都下見苦シキ仮橋ヲ存置スルハ市民ノ体面上ニモ係ル事ニ愚

26) 他にも、原町方面には道路整備に関して以下のような請願も提出されていた。参考までに、ここに掲げておくこととする。

〔表紙〕請願書

〔朱書き〕近ク竣功スルヲ以テ竣功検査後各戸ニ付実況ヲ視察ノ上、適合スル様取計ヲ意向ナルモ一度供覧ス

請願書

今般本町南裏道路側溝工事施行ノタメ排水上ハ勿論遺憾ノ点ナキ完全ナル道路ニ相成、我々町民ノ感謝措ク能ハサル處ニ御座候、然ルニ此完全セル道路ニ対シ我々所有宅地ヨリ道路ニ架設スル橋ヲ従来ノ如クスルトキハ排水上障害ヲ来タスノミナラス、道路ノ体裁ノ毀損スルコトニ相成、又荷車及荷馬車ノ出入ニ困難ヲ感スル儀ニ付、特別ノ御詮議ヲ以テ側溝ノ岩面ヨリ三寸以内ヲ切下ケ、橋ヲ架設スルモ差支無之様、御承認ノ御取計相願度、此段請願候也

昭和五年十月二十日

仙台市原町苦竹字町

峯岸長治^印 (ほか6名の署名・捺印)

仙台市長 渋谷徳三郎殿

27) それから、牛越橋付近の道路改修についても、「請願道は本年度完成牛越橋トノ連絡主要道ナルヲ以て、本課(土木課…引用者)ニ於テ之レカ改修ニ付、目下調査中」とあり、道路改修に向けた動きがみられている。

考仕候、況ンヤ有貨橋ハ先年内務省令ニ於テ禁止ノ方針ヲ採リ居ル由ニ有之、早晚当橋ニモ適用セラレ、同時ニ架橋問題ヲ解決スベキ場合ヲ将来スルハ明カナル事実ト思考致サレ候ニ依リ、寧口此ノ好機ニ於テ解決シ置クハ市将来ノ為メ、地方發展上並ニ交通政策上頗ル得策ナル施設ト愚考仕り候、然ルニ市ハ大正十四年度ノ新施設トシテ市民ノ遊歩散策ニ供スル為メ師団司令部構内一部ノ開放ヲ要求シ其ノ費用金七千円也ヲ計上設定セリ、今ヤ国ヲ挙ゲテ精神作興ヲ絶叫シ勤儉奨励ニ日モ是レ足ラザル際、且ツ又市ノ經濟状態ヨリ見テ緊急欠クベカラサル適切ナル施設ナルヤ、將又市民ノ要求ナルヤ吾人ノ首肯シ得サル處ニ有之、吾等多年絶叫シ来リシ架橋問題ノ交易上ノ見知^{ニ此}シ^ニ其得失緩急ハ炳トシテ火ヲ見ルヨリ明カナル事実ト存シ候、今ヤ当架橋問題ハ十二万市民ノ要望スル緊要ナル實際問題ニシテ既ニ議論ノ時代ニ無之、実行ノ時機ト確信仕り候ニ付、本年ノ好機ヲ逸セズ、架設相成度、此段及請願候也、

大正十四年三月十五日

川内町民代表

川内区長 石垣芳之進^印

川内自警団長 茂泉 一 ^印

仙台市長鹿又武三郎殿

これを見るように、川内大工町の住民は、それまで「仮橋」として「不得已中ノ瀬有賃仮橋ヲ通行」していた仮橋に代わる適切な橋梁の架設を請願していることがわかる。そしてそれが「将来ノ為メ、地方發展上並ニ交通政策上頗ル得策ナル施設」ともなり、また「今ヤ当架橋問題ハ十二万市民ノ要望スル緊要ナル實際問題ニシテ既ニ議論ノ時代ニ無之、実行ノ時機ト確信」していると述べられている。

【図9】でみるように、川内大工町は、仙台市街地から見ると広瀬川の対岸にある地域である。上記の請願書にもあるように、同地域の住民が市街地などに足を運ぶ場合は、澱橋または大橋まで迂回して行く必要がある。にもかかわらず、この橋を通行する人が増加傾向にあるため、早急な橋梁の架設が叫ばれているのである。

この橋梁の架設をめぐる動きは、のちの「仲の瀬橋」（中の瀬橋）の架設の要求として、何度も請願が行われている。次の史料は、1926（大正15）年12月20日に、川内地区の住民らの署名・捺印とともに、仙台市長鹿又武三郎に宛てて提出された請願書である。

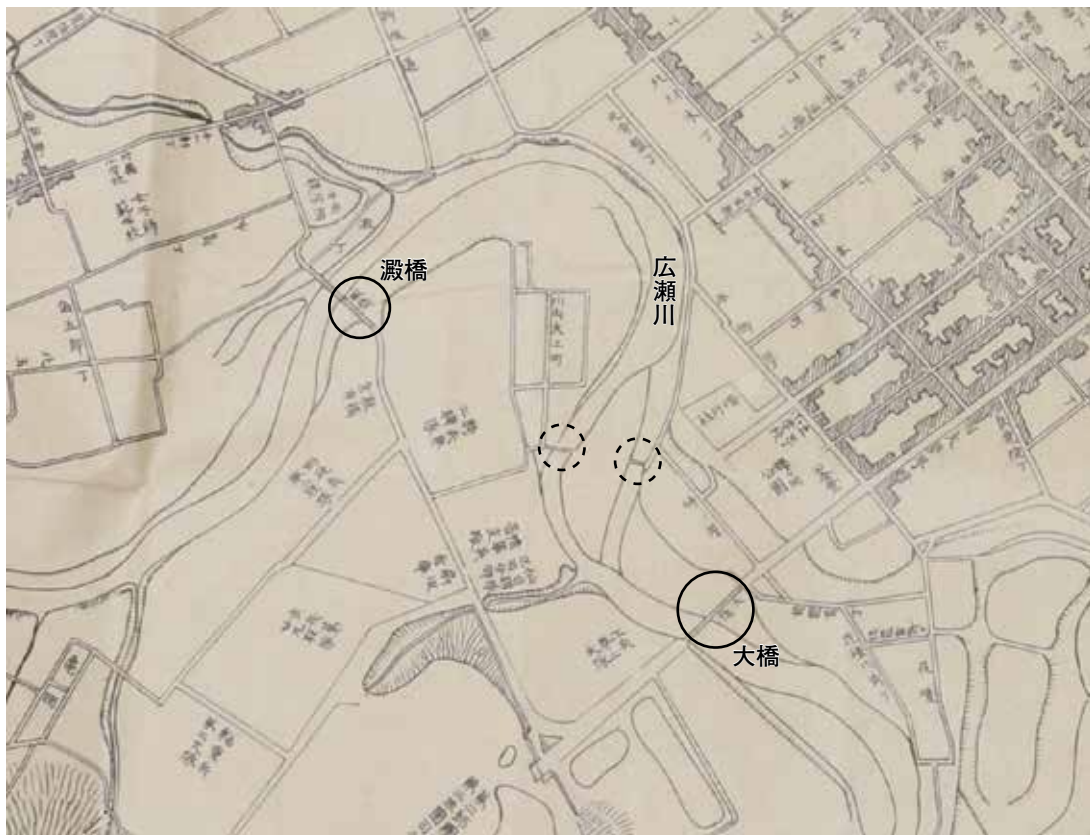
請願書

完結 土木課

川内（元騎兵隊下付近）橋梁架設ノ儀請願

仙台市川内区住民、謹テ書ヲ市長並ニ市会議長閣下ニ呈シ、清鑑ヲ奉仰候、

【図9】 川内大工町などの地域住民の請願に基づく橋梁の架設・新設箇所



注・資料とも【図5】に同じ。

抑モ交通ノ便ト否トハ人生生活ノ禍福ニ繋ク社会盛衰ニ直接関係ヲ有スル事ハ敢テ申ス迄モ無之候、而モ一地方一地域ニ於ケル交通ノ便否ト雖モ、其ノ影響スル処汎ク全市全地方ノ隆替ニ関スルコト猶一肢一髪ノ全身ノ健康ニ対スルト等シキモノ有之候、

当川内ハ廣瀬川ヲ隔テ仙台市ノ西陲ニ偏在致シ居ル觀御座候へ共、其ノ実ハ区民ノ最モ多ク住スル大工町及び其周囲ヲ通ジテ市ノ要衝ナル中央街衙ト僅カニ一衣帶水ノ間ニ有之候へバ、渡橋ノ便ニシテ充分ナランニハ毫モ川ノ内外ニ區別ナク密接シテ、殷賑ノ地区ト相成ルベキ素質ヲ有之候、現ニ大正十四年国勢調査当日、元騎兵隊下ノミニテモ世帯数七百七十三、人口七百八十四ナリシモ、一年後ノ今日ハ約一割二分ノ世帯数ト人口増歩ヲ示セリ、又交通ニ於テ昨年行ハレタル中ノ瀬仮橋阿元ノ交通調査ニ見ルモ、日夕中央部トノ接触頻繁ナルコト明カニシテ、大橋、澁橋間交通調査表ニ現ハレタル徒歩者ニ比シ三倍ノ多キニ上リ、中ノ瀬仮橋ガ如何ニ重要ナル交通線ナルカラ雄弁ニ立証セラレ候、然ルニ現在ノ仮橋ハ車馬ノ通行ノ絶対ニ不可能ナルノミナラズ、徒歩ニテノ不安ニシテ、加フルニ

有賃ナルガ故ニ不便甚ダシク、況ヤ此ニ少ノ増水ニモ堪エザルヲ以テ、其ノ場合ハ十五、六丁余リヲ迂回シテ大橋若シクハ澱橋ニ依リテ他ト交通スル有様ニシテ、住民ハ生活上非常ナル脅威ヲ受ケ居ルト共ニ一般市民モ其不便ニ苦シミ川内全体ノ發達ヲ阻害スルコト実ニ大ナルモノニ御座候、

申ス迄モナク川内区ハ風光明媚ニシテ住宅地ニ最モ適シ、将来大ニ發展スベキ景勝ノ地ヲ占メ居ルヲ以テ、現下交通不便ノ憾シ大ナルニ拘ハラズ尚ホ日ニ月ニ發展シツ、アルニ徴スルモ、今ニ於テ堅牢ナル橋梁ヲ架設セラレ車馬ノ交通ヲ自由ナラシメタル、ニ於テハ独リ其ノ付近一帯ノミナラズ川内区全体其ノ惠ニ浴シテ休息ナル發展ヲ致シ、延テ隣接各町モ好影響ヲ受ケ候事、言ヲ俟タザル至大ト被存候間、伏シテ冀クハ速カニ基騎兵下適當ノ地点ヲ相セラレ市費ニテ堅牢ナル橋梁ヲ架設セラレ、以テ一ハ現在ノ不便ヲ除キ、一ハ将来ノ發展ヲ図ランコトヲ奉願上候、尚ホ願意御聽納相成候ニ於テハ、一飯ヲ節シ候テモ金參千円也ヲ架橋費中ニ寄附致候間、何卒区民ノ稟情御洞察相成、御詮議ノ上、至急橋梁架設被成下度、御参考ノ為メ世帯調書、交通調査表等相添、謹テ請願仕候也、

大正十五年十二月二十日

仙台市川内区 其他七百八十名、総代

仙台市長鹿又武三郎殿

(地域住民らの署名は省略)

これを見るように、川内大工町は「廣瀬川ヲ隔テ仙台市ノ西陲ニ偏在致シ居ル觀御座候へ共、其ノ実ハ区民ノ最モ多ク住スル大工町及ビ其周囲ヲ通ジテ市ノ要衝ナル中央街街ト僅カニ一衣帯水ノ間ニ有之」という性格を有する地域であるが、市街地との往来については依然として仮橋を使用する状態であったが、「然ルニ現在ノ仮橋ハ車馬ノ通行ノ絶対ニ不可能ナルノミナラズ、徒歩ニテノ不安ニシテ、加フルニ有賃ナルガ故ニ不便甚ダシク、況ヤ此ニ少ノ増水ニモ堪エザルヲ以テ、其ノ場合ハ十五、六丁余リヲ迂回シテ大橋若シクハ澱橋ニ依リテ他ト交通スル有様」で、「住民ハ生活上非常ナル脅威ヲ受ケ居ルト共ニ一般市民モ其不便ニ苦シミ川内全体ノ發達ヲ阻害スルコト実ニ大ナルモノ」となっていたのである。そのため「堅牢ナル橋梁ヲ架設セラレ車馬ノ交通ヲ自由ナラシメタル、ニ於テハ独リ其ノ付近一帯ノミナラズ川内区全体其ノ惠ニ浴シテ休息ナル發展」をもたらすとしたうえで、「市費ニテ堅牢ナル橋梁ヲ架設」し、もって市の発展につなげるとして、橋梁の再請願を行っている。

しかし、この新しい中の瀬橋の建設は、工事費用の面などの問題からなかなか進展しなかった。この橋梁の架設が具体的に動き始めるのは、1926（昭和3）年の東北産業博覧会²⁸⁾の開催が決定してからである。このとき、川内の騎兵隊跡（のち宮城県仙台第二中学校の校舎移転地となる）、

28) 東北産業博覧会の概要については、仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』（仙台市、2009年）の「第二節 東北産業博覧会と諸工業」の「一 東北産業博覧会」に掲載されているので、そちらを参照されたい。

桜ヶ岡公園（西公園）、榴岡公園（東公園）が同博覧会の会場とされた。

この動きを受けて、中の瀬橋の架設をめぐる動きはさらに強まり、今度は仙台市宛てではなく、東北産業博覧会の事務局に対して以下の請願書が提出された。

博発第七二四号

昭和二年六月一日

東北産業博覧会事務局

仙台市役所御中

市内川内中ノ瀬橋架設ノ件ニ際シ、該町民一同ヨリ別紙写之通申請候ニ付、御送付申上候間、可然御取計相成度候也

（欄外に鉛筆で「洪水ヲ考慮シテ土木課ニテ研究ヲ要ス」とあり……引用者）

申請書

予テ川内町民一同ヨリ仲ノ瀬橋架設ノ儀請願致置候処、測量ノ結果定禪寺橋ハ架橋困難ノ趣キ、依テ多年町民ノ宿望致置候仲ノ瀬橋ハ工費ノ上ニ於テモ又行通ノ上ニ於テモ非常ノ便益ニ有之候ニ付、別紙略図ヲ差上候間、貴所ノ御手元ヨリ市当局ニ御回付相成度御願ニ及候也

尚大正十三年行通調査有之際、通行人ハ左ノ如クニ御座候也

澁橋	八百以内
大橋	一千六百以内
仲ノ瀬仮橋	三千二百余

昭和二年五月三十一日

仙台市川内町民一同

東北産業博覧会事務局 御中

（後略）

つまり、1928（昭和3）年に開催される東北産業博覧会により一層の人・自動車等の往来が激しくなると予想されるため、速やかな橋梁の架設を依頼しているのである。

なお、こうした請願は、2ヶ月後の同年7月にも提出された。

請願書

一、中ノ瀬橋改造ノ件請願

事由

従来西公園中ノ町ヨリ川内大工町及陸軍諸隊ニ通ジル中ノ瀬橋ハ殆ンド仮橋ニシテ、一人徒歩ニテ漸ク通行シ得タルモノニシテ、一夜降雨アランカー朝ニシテ流失シ通行不能ニ陥ル事珍シカラズ、歳々三、四回ハ流失ノ災害ヲ蒙ル事吾々町

民ノ目撃スル処ニシテ、畢竟不完全ナル仮橋ナルガ為ナリ、然ルニ大工町ニ隣接セル元騎兵隊跡ハ県立第二中学校敷地トシテ選定セラレ、近ク愈々建築セラル、趣キ、殊ニ同地ハ産業博覧会ノ第一会場ニ御指定相成候ニ就テハ、右中ノ瀬橋ヲ通行スルモノ幾万人ナルヤモ難計、他府県ヨリ来仙スル観客ニ対シ此ノ仮橋ニテハ仙台市ノ面目ニモ関シ、亦吾々町民トシテモ実ニ忍ビザル次第ニ有之候、尚将来モ第二中学校陸軍各隊川内諸町民ノ為メ永久的改造セラレン事ヲ請願スルニアリ、

右之次第ニ候間、特別之御詮議ヲ以テ特急改造相成度、此段及請願候也、

昭和二年七月一日

仙台市中の町三十三番地

中の町自警団長 武田清十郎[㊞] (ほか14名の署名・捺印)

仙台市長 鹿又武三郎殿

ここで興味深いのは、「将来モ第二中学校、陸軍各隊、川内諸町民ノ為メ永久的改造セラレン事ヲ請願スルニアリ」と書かれていることである。ここからも、仙台市が「軍都」「学都」としての側面を有していること、それを市民が享受していることがうかがえる。

ともあれ、その後、仲の瀬橋は、同年9月中には全長172メートル、幅6メートルの木橋として架け替えられることとなった。その際、宮城県が工事費用(約17万円)を負担し、第二師団工兵第二大隊によって、わずか20日間で建造されたという²⁹⁾。

②仙台市霊屋下における橋梁等の架設について

次に、仙台市御霊屋下における橋梁・道路拡張に関する請願について見てみよう。

1924(大正13)年11月、仙台市御霊屋下・花壇地区をはじめとする地域住民約270名の署名・捺印をもって、「評定河原橋梁架設ニ関スル請願書」が、仙台市長鹿又武三郎に宛てて提出された。その請願書の内容は、以下の通りである。

〔表紙〕 評定河原橋梁架設ニ関スル請願書

評定河原橋梁架設ニ関スル請願書

市内琵琶首丁ト霊屋下ノ交通ハ従来渡船代用ノ不完全ナル賃渡橋ニ依テ僅カニ通行ヲナシ来レリ、此渡橋ハ大正三年十一月石田多利之助氏ノ個人請願ニ係ルモノニシテ、昨大正十二年十一月ヲ以テ既ニ期限満了トナリタリ、尚ホ継続請願ノ希

29) 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』(仙台市, 2009年), 330ページ。

望ナリシモ、今後ハ法律上市内ノ交通ニ賃錢渡河ハ絶対ニ許可セサル方針ノ由聞及ヒ候、果シテ然リトレバ、該所ノ交通ハ全ク杜絶セラル、コトトナリ、遠ク片平丁ヲ迂回セサルベカラサルニ至ル、殊ニ近来、琵琶首丁方面一円、靈屋下、米ケ袋、向山方面ノ人口劇増セルト隔地ヨリ靈廟（瑞鳳殿のこと…引用者）ノ参拝者著シク多キヲ加ヘ、又最近靈屋下ニ通信講習所設立セラレ、学生ノ通学等ニ依テ交通ハ一層ノ頻繁トナリタリ、然ルニ今日黙許ノ姿トナリ居ル不完全ナル渡橋ニヨリ交通ヲ保ツコトハ通行者ノ危険ノ慮レアリテ、市ノ体面上一日モ等閑ニ付ス可ラサルモノト存シ候ニ付、不取敢適當ノ施設ヲナシ、危険ヲ予防シ、以テ通行ヲ安全ナラシメ漸次完全ナル橋梁架設ノ御計画アランコトヲ関係町民連名ヲ以テ奉請願候也、

大正十三年十一月六日

請願人 靈屋下三十三番地 佐藤米治[㊟]

(他、靈屋下・花壇などの地域住民ら273名分の署名・捺印あり)

仙台市長 鹿又武三郎殿

この資料からは、従来、琵琶首丁・靈屋下間の通行には有料の渡橋を通過していたが、それが廃止されたことによって「該所ノ交通ハ全ク杜絶セラル、コト」になったが、仙台市西部、すなわち「琵琶首丁方面一円、靈屋下、米ケ袋、向山方面ノ人口劇増セル」こと、「隔地より靈廟ノ参拝者著シク多キ」こと、そして通信講習所が設立されたことなどによって、学生の通学・交通量が増大していることから、通行者の危険を防止することを目的として、橋梁架設を行うことを請願していることがうかがえる。

この請願書に対し、仙台市では「仙台市評定河原橋架設工事設計書」が作成された。上記の請願書の巻末に添えられたこの設計書には、橋梁架設の第一計画から第三計画までの橋梁の設計図面のほか、【図10】のような図面などが添えられており、着工に向けた具体的な動きが見られる。

靈屋下地区の道路・橋梁整備に関する請願はその後も相次いだとみられるが、それぞれの請願に対して、仙台市側も対応を余儀なくされたものもあったと考えられる。

たとえば、1925（大正14）年から1928（昭和3）年にかけて、瑞鳳殿付近の交通量の増加への対応を迫るべく、同地区の住民たちを中心に、仙台市長に宛てて、数度の請願書が提出された³⁰⁾。

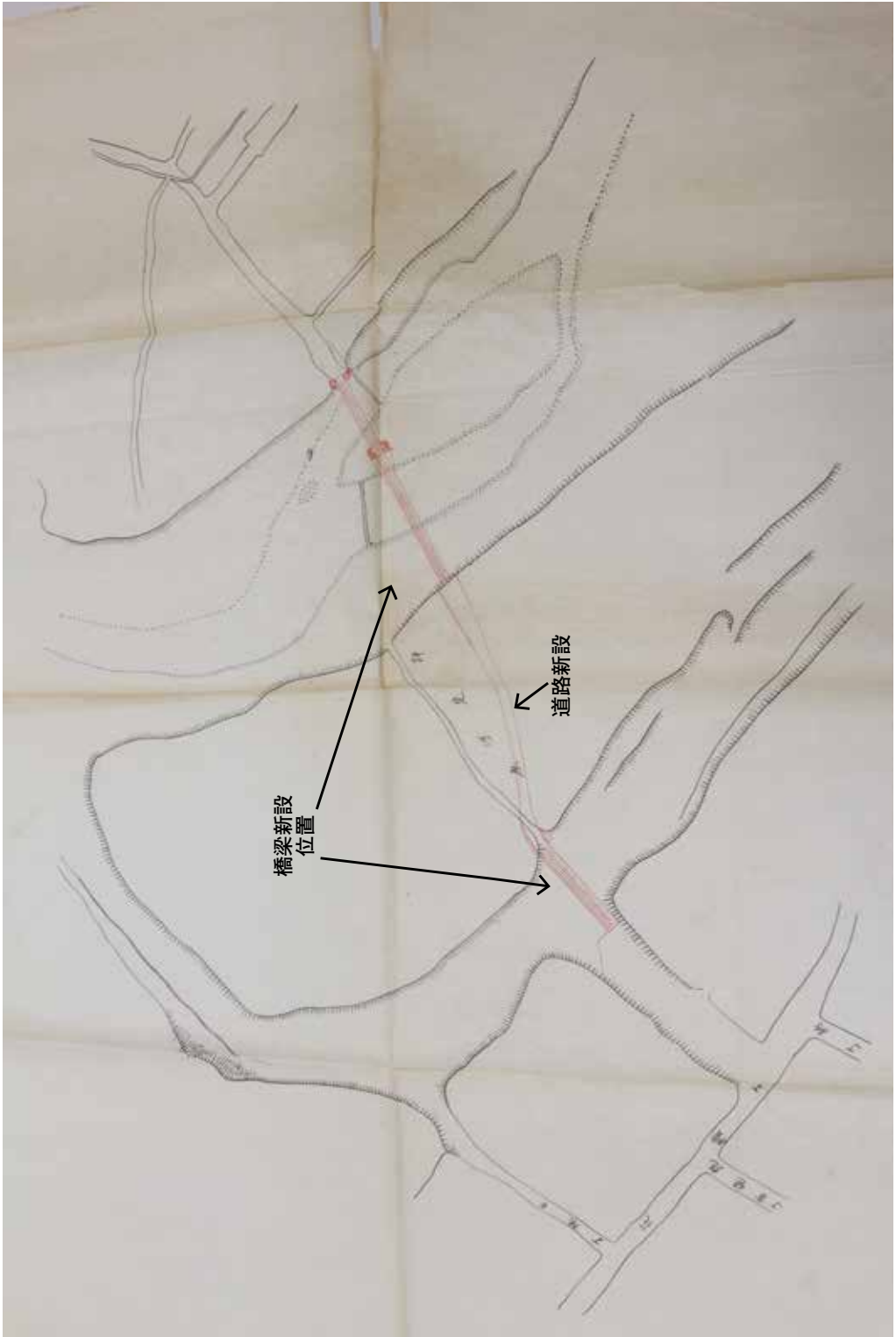
〔表紙〕 道路改修請願書

靈屋下

〔欄外〕 土木課へ 御靈屋付近道路修繕は大演習前に計画ありや

30) 以下の請願書類は、考察上、筆者により時系列に並び替えたものである。実際には、仙台市長の通知→昭和三年の請願書→大正十四年の請願書、の順に収録されている。

【図10】 「仙台市評定河原橋架設工事設計書」に添付された図面



資料：仙台市役所『諸願綴2～1』（仙台市役所所蔵）。

霊屋下道路改修請願書

当霊屋下ハ近年一層ノ通行ノ頻繁ヲ呈シ候処、大要左記ノ請願ニ基ケルモノト存候、

- 一、数年来当町及ヒ向山方面住宅住民ノ激增セル事
- 二、伊達家御霊廟参詣者ノ増加ニ伴ヒ自動車等往復ノ多数ナル事
- 三、越路方面産出亜炭ノ抛出ニハ主モニ荷馬車ヲ用ヒ、是亦増加セル事、
- 四、向山一帯ノ天然公園ニ到ル遊覽者ノ増加セル事
- 五、請負人ノ営業ニ係ル霊屋橋上下川筋ノ砂利、砂、石ノ荷馬車ニ依リ市内ニ搬出セラル、多数ノ必ス霊屋下街路ノ一部ヲ経テ霊屋橋ヲ通過スル事

以上ノ事実状況ハ市長閣下御始メ当局各位貴下ノ既ニ認識セラル、所ト奉存候、右ノ如ク民衆、車馬ノ頻繁ナル通行ノ為メニ通路ノ破損率ノ増加シタルハ明瞭ナル次第ニシテ、是迄要路ト申スベク一直線丈ケ（向山通路御築立ヨリ以北、通信講習所前迄二、三丁位ノ所）ハ間々御改修相成候コト有之候得共、其外各丁ノ路面ニ到リテハ壊敗甚シキニ拘ハラズ絶テ一顧ヲモ与ヘラレザル有様ナルハ遺憾至極ニ奉存候、尚本年秋季ニハ大演習举行セラル、趣キニテ

摂政宮殿下御統監トシテ数日間仙台市ニ御滞在アラセラル、ヤニ拝承仕候処、其際何時如何ナル必要ニ接着致候哉モ難測候ニ付、殊更之レガ準備改修ノ緊要ナルヲ痛感致居候次第ニ御座候、市費御多端ノ折柄、恐縮ニ奉存候得共、何卒当霊屋下全町ニ涉リ御改修被下候様、至急御詮議ヲ仰キ度、此段地方民連署ヲ以テ奉請願候也

大正十四年 月 日

仙台市霊屋下一二〇番地

本間半兵衛^印

（ほか署名・捺印は省略）

仙台市長 鹿又武三郎殿

昭和三年一月廿一日

仙台市会議長坂元蔵之允^印

仙台市長山口龍之助殿

昭和三年一月三十日ノ市会ニ於テ、左記請願書採択ノ事ニ議決致候ニ付、可然御取計相成度、此段御通知候也

記

- 一、瑞鳳殿ニ通スル通路拡築等ニ関スル請願書

仙台市霊屋下三十番地

佐藤米治外七十五名提出

〔表紙〕〔朱書き〕昭和三年一月三十日市会採択 請願書

請願書

瑞鳳殿ノ靈廟ハ仙台市ノ史蹟ニシテ、又名勝地ニ有之、常ニ市民ノ參拜スルモノ多ク、又近年外郷觀光団等ノ參拜者著シク其数ヲ増加シ、現今ニ於テモ十数台ノ自動車絶ヘス往復シ、又時ニ数十台ノ一時ニ下馬前及其附近ニ集合スルコトアルモ、道路狹隘ノ為メ混雜ヲ来シ、危険自己頻発スルヲ以テ、地元自警団ハ之レガ交通整理ニ從事致シ居ル有様ニ有之、殊ニ本年四月開催セラルル東北産業博覧会ニ際シテハ、多数ノ參拜者ヲ迎フル事ハ論ヲ待タザル処ニ有之、其ノ混雜ハ今ヨリ創造スルニ難カラサルコトト被存候ニ付、此際左記交通箇所ノ修繕改築方、特別ノ御詮議ヲ以テ御実施被成下度、略図面相添へ、地元及付近町民並ニ旧藩士連署ノ上、奉懇願候也、

記

- 一、靈屋橋行当ヨリ下馬前間ノ道路ヲ自動車ノ往復ニ支障ヲ生セサル程度ニ路幅及屈曲部ヲ拡築セラレ度
- 二、評定橋ハ桜ヶ岡公園、琵琶首方面ヨリ靈屋下丁及瑞鳳殿ニ到ル徒歩者ノ唯一ノ交通路ナルモ、不完全ナル仮橋ニシテ、往往怪我人ヲ生シ、危険極リナク、殊ニ僅少ノ増水ニ際シテモ撤去セラレ、忽チ交通ヲ遮断セラルル不便アルヲ以テ、危険ナキ程度ニ改修セラレ、追テハ完全ナル橋梁ヲ架設セラルル様願度、
- 三、越路山庵通りハ旧時御廟裏參道トシテ使用セルモノナルガ、大正十四年市道ニ編入、若干ノ改修ヲセラレタルモ、道幅狭ク、未ダ以テ自動車ヲ通スルヲ得ス、故ニ此道路幅ヲ自動車ノ単行シ得ル程度ニ改修シ、一ハ以テ下馬前附近ニ集合スル自動車ノ混雜ヲ緩和シ、一ハ以テ參拜者ノ便宜ヲ与フル様致度、

以上、

昭和三年一月^{三十}十五日

請願者 仙台市靈屋下三十番地

佐藤米治[㊦]

(ほか75名の署名・捺印あり)

仙台市会議長 坂元藏之允殿

このほかにも、都市計画街路の一部として指定されていた愛宕橋や澱橋など、仙台市街地と周辺地域、場所によっては第二師団の各施設を結ぶ道路網の一つとして、橋梁の架設は実施された

と考えられる。これらの道路整備事業は、直接的・間接的に仙台市都市計画街路整備の計画に沿うように、次々と要求され、それをある程度取り上げるかたちで、仙台市の近代都市化が進められていったのである。

おわりに

以上、本稿で明らかにしえた点は以下の通りである。

第一に、大正中期以降の都市計画事業の展開に対応するかたちで、仙台市においても本格的な都市整備事業が展開していたことである。具体的には、1910年代後半から着手される市区改正事業と市電敷設事業である。それらの事業は、明治40年代に登場した「五大事業」でも提唱されたものであったが、仙台市の都市計画法の適用後に展開した都市計画事業に足並みをそろえるように、それらの事業が本格的に展開したのであった。

第二に、仙台市が「大仙台」構想の実現にむけた諸政策を展開する中で、それに呼応するかたちで地域住民から様々な請願が提出されていたことである。具体的には、市区改正事業・市電敷設事業だけでなく、都市計画街路整備事業にあわせるかたちで、道路の改修・新設や、幅員の拡張などが相次いで要求されていた。また、道路だけでなく、橋梁の架設なども各地で請願されていた。これらの請願をみると、仙台市がいまだ「学都」「軍都」「森（杜）の都」としての都市的特徴を有していたにもかかわらず、地域住民が、新たな特徴を有する「大仙台」の実現を強く意識していたことがわかる。

総じて、近代における仙台市の「大仙台」構想は、いわば“上から”の動きだけでなく、“下から”の動きとあいまって、総合的に展開していったことを確認することができたように思われる。

謝辞

仁昌寺正一先生には、学部生の頃から大変お世話になりました。仁昌寺先生がご担当されていた「東北経済論」との出会いが、その後の私の人生を決定づけたといっても差し支えありません。

院生時代には指導教員として、多大なるご指導・ご鞭撻を賜りました。共に学び、共に考え、激論を交わした日々は、私にとって大きな経験であり、いまなお原動力の一つとなっています。「財政の宝庫」を追究するきっかけを与えてくださった越智洋三先生とともに、研究者として、教育者として、人としての姿勢や心構えをたくさん教えていただきました。

また、高橋秀悦先生にも、大変お世話になりました。私の学究活動を温かく見守ってくださったほか、先生が使用された史資料のくずし字の解説など、貴重な実践の機会などを賜りました。そのおかげで、歴史と真摯に向き合う大切さも学びました。

仁昌寺先生・高橋先生の退職記念論集に執筆の機会をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。先生方のご健康と、これからのますますのご活躍を祈念いたします。本当にありがとうございました。

参考文献

- 安孫子麟『県民百年史4 宮城県の百年』, 山川出版社, 1999年
- 石田頼房『日本近現代都市計画の展開 1868-2003』, 自治体研究社, 2004年
- 伊藤之雄編著『近代京都の改造——都市経営の起源 1850~1918年——』, ミネルヴァ書房, 2006年
- 伊藤之雄「日露戦争後の都市改造事業の展開——京都市の都市経営 一九〇七~一九一一——」, 京都大学法学会『法学論叢』第160巻第56号, 2007年, 119~183ページ
- 伊藤之雄「第一次世界大戦後の都市計画事業の形成——京都市を事例に 一九一八~一九一九——」, 京都大学法学会『法学論叢』第166巻第6号, 2010年, 1~34ページ
- 伊藤之雄『「大京都」の誕生——都市改造と公共性の時代 1895~1931年——』, ミネルヴァ書房, 2018年
- 梅田定宏「多摩の『都市化』の一側面——『総合的都市』建設を夢見た時代——」, 松尾正人編『近代日本の形成と地域社会——多摩の政治と文化——』岩田書院, 2006年, 373~401ページ
- 大石嘉一郎・金澤史男編著『近代日本都市史研究——地方都市からの再構成——』, 日本経済評論社, 2003年
- 越智洋三「『財政の宝庫』としての電気事業」, 『仙台市政だより』2002年12月号(「市史編さんこぼれ話」のコーナーに収録), 仙台市
- 金澤史男「1910年代の都市財政の一考察——東京市電気事業の成立を中心に——」, 東京大学経済学研究会『経済学研究』第22号, 1979年, 77~89ページ
- 金澤史男「I 都市財政史研究の課題と方法——地方都市財政分析の意義を中心に——」, 日本地方財政学会編『現代地方財政の構造転換』, 勁草書房, 1996年, 193~220ページ
- 金澤史男『近代日本地方財政史研究』, 日本経済評論社, 2010年
- 雲然祥子「大正期仙台市の電気料金値上げ問題」, 東北学院大学学術研究会編『東北学院大学経済学論集』第177号, 2011年12月, 165~193ページ
- 雲然祥子「『財政の宝庫』としての仙台市営電気事業に関する資料的考察——電気事業特別会計の分析を中心に——」, 東北学院大学東北産業経済研究所『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第31号, 2012年3月, 63~114ページ
- 雲然祥子「明治末期の仙台市における『五大事業』の登場——市営電気事業の成立過程の検証を中心に——」, 東北学院大学東北文化研究所『東北学院大学東北文化研究所紀要』第49号, 2017年12月, 1~27ページ
- 小路田泰直『日本近代都市史研究序説』, 柏書房, 1991年
- 櫻井良樹『帝都東京の近代政治史——市政運営と地域政治——』日本経済評論社, 2003年
- 芝村篤樹『日本近代都市の成立——1920・30年代の大坂——』, 松籟社, 1998年
- 関野満夫「関一の都市財政論」, 京都大学経済学会『経済論叢』第129巻第12号, 1982年, 94~113ページ
- 関野満夫「関一の大坂市営事業」, 京都大学経済学会『経済論叢』第129巻第3号, 1982年, 77~96ページ
- 仙台市『仙台市電気事業史』, 仙台市役所, 1943年
- 仙台市開発局計画部都市計画課『仙台都市計画史』, 1988年
- 仙台市史編纂委員会編『仙台市史2 本篇2』, 仙台市役所, 1955年
- 仙台市史編纂委員会編『仙台市史3 別篇1』, 仙台市役所, 1950年

- 仙台市史編纂委員会編『仙台市史9 資料編2』, 仙台市役所, 1953年
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 特別編4 市民生活』, 仙台市, 1997年
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編5 近代現代1 交通建設』, 仙台市, 1999年
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編6 近代現代2 産業経済』, 仙台市, 2001年
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編7 近代現代3 社会生活』, 仙台市, 2004年
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編8 近代現代4 経済・行政・財政』, 仙台市, 2006年
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編6 近代1』, 仙台市, 2008年
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』, 仙台市, 2009年
- 仙台市役所編『仙台市史』, 1908年
- 仙台市役所編『仙台市営電気事業一斑』, 仙台市役所, 1916年
- 高橋芳紀「戦前東北地方における公営電気事業—仙台市・宮城県を中心に—」, 東北学院大学大学院経済学
研究科『経済研究年誌』第22号, 2001年, 69~99ページ
- 高寄昇三『大正地方財政史』上巻, 勁草書房, 2008年
- 高寄昇三『大正地方財政史』下巻, 勁草書房, 2009年
- 高寄昇三『神戸・近代都市の形成』, 公人の友社, 2017年
- 高寄昇三『近代日本都市経営史』上巻, 公人の友社, 2019年
- 東北電力株式会社『東北地方電気事業史』, 1960年
- 中村元『近現代日本の都市形成と「デモクラシー」——20世紀前期／八王子市から考える』, 吉田書店,
2018年
- 沼尻晃伸『工場立地と都市計画——日本都市形成の特質 1905-1954』, 東京大学出版会, 2002年
- 仁昌寺正一「仙台市と宮城県七北田村荒巻北根の合併」, 仙台市博物館『市史せんだい』Vol.15, 仙台市, 2005年,
39~54ページ。
- 仁昌寺正一「仙台市と名取郡長町の合併——長町青物市場の歴史(4)——」(長町歴史の会2003年度連続
講座パンフレット)
- 仁昌寺正一「昭和3年仙台市と名取郡長町の合併——80周年の節目に——」(長町歴史の会2008年度公開講
座パンフレット)
- 仁昌寺正一「資料 昭和3年仙台市と名取郡長町の合併」, 東北学院大学東北産業経済研究所『東北学院大
学東北産業経済研究所紀要』第30号, 2011年, 79~103ページ
- 橋本哲哉編『近代日本の地方都市——金沢／城下町から近代都市へ——』, 日本経済評論社, 2006年
- 原田敬一「近代都市の形成」, 井口和起編『近代日本の軌跡3 日清日露戦争』, 吉川弘文館, 1994年, 149
~169ページ
- 原田敬一『日本近代都市史研究』, 思文閣出版, 1997年
- 藤田武夫『日本地方財政制度の成立』岩波書店, 1941年
- 藤田武夫『日本資本主義と財政』, 実業之日本社, 1949年
- 藤田武夫『日本地方財政発展史』, 河出書房, 1949年

宮城県議会史編さん委員会編『宮城県議会史』第3巻, 宮城県議会, 1975年

宮城県議会史編さん委員会編『宮城県議会史』第4巻, 宮城県議会, 1979年

持田信樹「日本における近代的都市財政の成立(一)」, 東京大学社会科学研究所編『社会科学研究』第36巻
第3号, 1984年, 95~142ページ

持田信樹「日本における近代的都市財政の成立(二)」, 東京大学社会科学研究所編『社会科学研究』第36巻
第6号, 1985年, 49~197ページ

持田信樹『都市財政の研究』, 東京大学出版会, 1993年

『改正市制町村制積義』(1911年出版の復刻版。地方自治法研究復刊大系 第26巻 日本立法資料全集別巻
716), 信山社, 2010年

鈴木義男研究序説

— 歴史的意義を再考すべき3つの仕事 —

齋 藤 誠

はじめに

筆者は、この2年間、本学教授（現名誉教授）仁昌寺正一が主宰する「鈴木義男研究会」に参加してきた。この研究会は、仁昌寺が『大正デモクラシーと東北学院－杉山元治郎と鈴木義男－』で成果をまとめた（仁昌寺,2006）ことを契機として、長年にわたって集めた資料、書いてきた原稿をまとめ、鈴木義男（1894-1963）の評伝を書くことを念頭に、2018年12月、仁昌寺と彼が指導する大学院学生・雲然祥子、そして筆者の3人をメンバーに立ち上げたものである。会は2週に1度のペースで開かれ、これまでの開催数は2020年11月現在で40回を超えている。

研究会は、仁昌寺が草稿を提出し、参加者がそれに対する意見を述べるというかたちで進められている。研究会の回数がここまでになったのは、仁昌寺が鈴木生涯及び思想・行動に関わる新たな資料をつぎつぎと発掘し、その内容を丹念に取り上げたためである。これにより、鈴木義男に関する資料の蓄積において、仁昌寺は、他の追従を許さない圧倒的な仕事を成し遂げている。

筆者は、研究会を通じて、仁昌寺が集めた資料に接し、鈴木義男の仕事やその背景となった思想について詳しく知る機会に恵まれた。そこから筆者がえた結論は、鈴木思想や行動には、もちろん立場による評価の違いはあるにせよ、少なくとも無視されるべきでない程度の歴史的そして今日的意義が認められるということ、そして、そうした鈴木がこれまであまりにも注目されてこなかったこと、それゆえ、鈴木思想や行動は、研究対象としてもっと取り上げられるべきであるということである。本稿は、そうした結論にいたった論拠の骨子をまとめたものである。

仁昌寺の鈴木義男研究は、もともとは東北学院史研究のなかで始められた。本学院出身者で、その教育に大きな影響を受け、その後社会的に活躍した人物として鈴木の名が挙がり、仁昌寺は、その生涯を紹介するという任を引き受けた。しかし、仁昌寺は、その仕事を通じて、東北学院出身ということとは関わりなく、鈴木が、歴史的評価をうけるべき多くの業績を残していることを確信するにいたる。仁昌寺は、その知見の一部をすでにさまざまな形で発信してきた（仁昌寺, 2010, 2016, 2017）。筆者は、本稿において、鈴木研究の意義と可能性について仁昌寺と意見を共有しつつ、研究会参加によって触発された自身の考察を整理することを通じて、仁昌寺から受けた大きな学恩に、わずかなりとも報いたい。

以下では、その歴史的意義を再検討すべき対象として、とりあえず、鈴木義男の3つの仕事を取り上げ、それぞれ1節ずつを当てる。第一は、戦前・戦中における弁護士としての仕事である。特に、治安維持法違反に問われた知識人、民族団体、宗教団体の弁護活動の特徴と意義を考えた。第二は、社会党の衆議院議員として関わった日本国憲法の制定過程における仕事である。特

に、第90回帝国議会衆議院で、憲法改正に関する実質的な審議を行ったいわゆる「芦田小委員会」における鈴木の仕事の内容と意義を確認したい。そして、第三に、片山・芦田内閣における司法大臣・法務総裁としての仕事である。戦後の法制司法改革の担当大臣として鈴木が果たした役割を考察したい。これら3つの仕事に限定するのは、これらにおいて鈴木が残した成果は現実的で実効的なものであり、その内容の確定や評価に関する議論を始めやすいと考えたからである。

それに対して、鈴木思想や学説のもつ歴史的意義にはほとんど言及できていない。たとえば、弁護士になる前の学者として仕事や言論活動、大臣を辞めた後のひとりの政治家としての言説、さらには教育者としての発言などは、鈴木思想・行動の全体像を捉えるうえでは重要な要素であるが、本稿では扱わない。特に、鈴木「平和」思想についてほとんど触れていないのは本稿の重大な限界である。また、鈴木の人間としての魅力、なかでも、厳しい状況下での自分の信念を貫いた勇気や窮地にある人に対して示した慈愛などについても、ことさら取り上げることはしない。

とはいえ、これら3つの仕事に限定したとしても、けっきょく、鈴木義男という人物はなにをしようとしたのかという問題にふれないわけにはいかない。最後の節では、それについての筆者の見解の概略を示してみたい。

1 弁護士としての仕事

(1) 弁護士への転身と仕事

1930(昭和5)年、鈴木義男は、東北帝国大学法文学部教授の職を辞して、弁護士となる。36歳であった。その間の詳しい経緯(仁昌寺、2006:186-196)はここでは割愛するが、指摘しておくべきは、直接的原因ではないにせよ、辞職の背景には、当時、政府による大学教員の思想監視の強化があったということである。鈴木は、政治的には穏健社会主義の立場を取り、共産党とはもちろんマルクス主義と結びついた左翼勢力とも一線を画していたが、現役将校学校配属問題での政府批判や特定の政党候補者の応援など、政治的態度表明はアクティブであり、それが鈴木学の学内での孤立を深めていたからである。

大学を辞めた鈴木が弁護士となったのは、自らの強い意志によるというより、私淑していた吉野作造、美濃部達吉、牧野英一らに相談した結果としての消極的選択であった。その結果、弁護士になりたての鈴木は、文筆活動や学校の非常勤講師で食いつないでいたらしい(仁昌寺、2006:202-212)。

しかし、鈴木は、その後、刑事弁護で名を馳せていた今村力三郎に師事し、刑事弁護の道に進む。多くの刑事事件に弁護人として関わり、成果をあげることになる。その仕事ぶりは、現在、「人権尊重の立場に立ち、不当の迫害に対してその被害者を守るという意識から弁護を引き受けた」(平和人物大事典、2006:309)と総括されている。

その活動の概要は、長年にわたって鈴木のもとで働いていた弁護士滝内礼作がまとめている(滝

内、1972)。滝内は、鈴木に関わったおもな事件を取り上げ、その弁護要旨を紹介するとともに、その意義を、治安維持法、戦時体制下の「司法ファッショ」との闘いとして総括している。それ以前にも、滝内は、『鈴木義男』（鈴木義男伝記刊行会、1964）に、帝人事件、労農派グループ事件、ビールの泡事件について鈴木の弁論記録の一部を採録することで、一般人には入手しにくい資料を広く提供している。

われわれの研究会において仁昌寺は、弁護士としての鈴木が三期に分けられるのではないかと提案している（仁昌寺、2020）。

第一期は1930（昭和5）～1933（昭和8）年で、インテリ・知識層中心に治安維持法違反事件に取り組んだ時期で、河上肇の弁護がその代表である。河上の裁判については、『弁護弁論要旨』が残されているほか、河上自身の日記と妻・秀の日記から裁判をめぐる当時の状況を詳しく知ることができる。そのほかにも、山田盛太郎、平野義太郎、大塚金之助など「講座派」及び山川均などの「労農派」の学者・知識人の弁護にも当たっている。また、これらの裁判をふまえて、鈴木は、1933（昭和8）年、治安維持法改正について具体的な提案（鈴木、1933）をしていることも注目される。

第二期は1934（昭和9）～1937（昭和12）年で、帝人事件、志賀暁子墮胎事件など、治安維持法以外の刑事事件に関わった時期で、これらの裁判における活躍によって、鈴木は弁護士としての名声を一気に高めることになる。

帝人事件は、政治的意図をもった検察捜査権の濫用を示すことばとして今日でも使われる「検察ファッショ」という言葉が生まれた事件であり、鈴木は、公判において検察の「ファッショ化」を厳しく批判した（高橋、1997：174）。また、この事件を契機に、鈴木は、この時期、裁判所と検察の組織的分離を中心とする司法制度改革論を数多く発表している（鈴木、1934a, 1934b, 1935）。

志賀暁子墮胎事件は、墮胎罪という刑罰のもつ問題性を女性の人権という観点から明らかにした鈴木の弁論は話題となり、法廷外でも多くの識者による論争を巻き起こすなど、社会的にも大きな影響を及ぼした。この裁判における鈴木の弁論は、その後も、何人かの論者によって取り上げられて、高い評価を得ている。（澤地、1980：132-142. 小池、198：107）

この時期にも治安維持法違反事件での弁護は続いており、宮本百合子や林房雄、貴司山治といったプロレタリアート文学者の弁護を行っている。

第三期は1938（昭和13）～1945（昭和20）年で、適用範囲が拡大した治安維持法の違反事件に取り組んだ時期である。弁護の対象も、労農派人民戦線事件での学者（大内兵衛、有澤廣巳、美濃部亮吉、宇野弘蔵、脇村義太郎）、企画院事件での官僚（和田博雄）、朝鮮独立運動が治安維持法違反に問われた修養同友会事件でのイ・グァンス（李光洙）ら民族主義運動家、キリスト教ホーリネス系教会牧師96名が治安維持法違反で検挙された事件と広がっている。

弁護士としての鈴木のような活動は、さまざまな観点から検討・評価の対象となりうるが、以下では、治安維持法違反事件関係の弁護活動に限定して論じてみたい。

(2) 治安維持法事件への着目

治安維持法違反事件での鈴木への弁護活動を取りわけ注目する理由は、おもに3つある。

第一に、これまでの治安維持法研究において、鈴木への弁護活動がほとんど取り上げられておらず、その空白を埋める必要があるからである。治安維持法違反事件で鈴木に関わった学者・文化人のリストは衝撃的ではある。日本ではほとんど知られていないイ・グァンス（李光洙）も、韓国では非常に知名度の高い作家であり、その活動が改めて注目されている文化人である（波多野，2015）。鈴木が、こうしたビッグネームを治安維持法による弾圧から守ったことは、それ自体として記憶され、記録されるべきことであろう。しかし、これまで、こうしたことは、きわめて不十分にしか行われてこなかった。

周知のように、戦後日本においては、戦前・戦中において治安維持法がどのような役割を果たしたかについて、当然ながらその負の側面を重視しつつ、多くの資料が集められ、多くの研究が進められてきた。しかし、それらの中に、鈴木による弁護活動を記録したもの、あるいは言及したものはないに等しい（上田，1983. 森，1985. 奥平，2006. 仲澤，2012）。戦前・戦中において治安維持法をめぐる起こったことの全体像を知ろうとする者にとっては、このことは無視できない事実である。

そうしたことがなぜ起こったのかを考えることは重要である。しかし、ここでは、その点には立ち入らず、治安維持法に関わる裁判において、鈴木が、決して看過されるべきでない仕事をしていることを確認しておくだけにしたい。もちろん、鈴木への弁護活動をどのように評価するかについては、立場により違いが出てくるのは当然であろう。しかし、それが評価の対象にすらされず、忘れ去られるのは避けなければならない。

第二に、散在していた資料の発掘により、鈴木への弁護内容・手法についてさまざまな視点からの検討ができるようになったからである。これは仁昌寺の資料渉猟によるところが大きい。第一期では、平野義太郎、河上肇への弁護要旨の所在（東京大学社会科学研究所）がわかり、第二期では、宮本百合子の裁判記録、さらには宮本から鈴木への手紙も発見され、最近公刊された（渥美，2020）。第三期については、ホーリネス系教会牧師安倍豊造への弁護要旨もその概要は残されていることがわかった。さらに、仁昌寺は、労農派人民戦線事件の鈴木茂三郎、大内兵衛、有澤廣巳、美濃部亮吉、宇野弘蔵について、鈴木への弁護内容を記録する資料を入手した。いずれも、関係者のもとに散在し、いつ失われても不思議ではない状態からの発掘であった。さらに、最近では、われわれの研究会メンバーである雲然祥子の助力を得て、修養同友会事件の「上告趣意書」（複与）の所在（神戸市立中央図書館青丘文庫）を探し当てている。こうして、仁昌寺の尽力により、鈴木による治安維持法関係事件への弁護内容は、ほぼその全容が見えてきたのである。

第三に、治安維持法への対応からは、当時の鈴木への思想信条、状況認識・評価を読み取ることができるところからである。もちろん、当然ながら、問題意識と分析視角によって読み取りの内容と評価は異なってくる。しかし、いずれにせよ、鈴木と治安維持法への対応に関する各種資料は、鈴木への生き方やものの考え方を理解するための重要なテキストとなっている。

(3) 治安維持法違反事件裁判への対応

ここでは、治安維持法違反事件の弁護記録から読み取れる鈴木の基本的立場を2つ確認しておきたい。

その第一は、裁判を通じて、鈴木は治安維持法に「対決」したのではなく、「対応」したという点である。鈴木は、治安維持法について、そもそもあってはならない悪法であるという立場で法廷に立つという弁護手法は取らなかった。それは、第一期から第三期まで一貫している。よく知られているように、「対決」型弁護の代表者は布施辰治であり、その流れをくむ自由法曹団弁護士も同じような弁護手法をとった。彼らにとっては、裁判は裁判であると同時に、政治闘争の場であった。

しかし、鈴木は、治安維持法という法律の存在を前提に、通常の刑事裁判として、犯罪の構成要件の充足や違法性に関する検察の主張に反論し、ときには裁判官の情に訴え、ときには自らの学識を誇示し、元帝国大学教授という権威を利用した。つまり、被告人を弁護するためにできる最善と思われることはなんでもした。そうした方法で、鈴木は、無罪や執行猶予付きの判決を獲得していった(仁昌寺, 2019a)。

注目すべきは、鈴木に弁護を依頼した学者・文化人たちは、こうした弁護方針を評価して鈴木を弁護人を選んでいくという点である。たとえば、河上肇は、当初、治安維持法違反の裁判は「弁護の如何によって自分の刑が軽くなる望みがあるなどとは到底かんがえられな」かったから、弁護士は誰でもよいと考えて、自由法曹団系の弁護士に頼もうと考えていたが、すでに鈴木に弁護を頼んで執行猶予付きの比較的軽い判決をえていた山田盛太郎らが鈴木の方針を高く評価し、弁護人を鈴木にすることを強くすすめ、河上がそれを受け入れたという(河上, 1947: 81)。けっきょく、河上には執行猶予がつかなかったが、河上の家族は裁判における鈴木の弁論内容にはじゅうぶん満足していたという(河上, 1947: 172)。同様のことは、ほかの学者・文化人でもみられ、そうした評価が伝わることで、鈴木に弁護を依頼する者が増えていったと考えられる。

さらに、治安維持法への鈴木の向き合い方には、もうひとつ一貫した考え方がある。それは、法が裁くことができるのは行為であり、行為として実行されていない「思想は裁けない」という大原則である。これは近代刑法理論の大原則である。鈴木は、当初から、治安維持法がこの大原則を曖昧にする危険性があることを指摘しているが、裁判では、被告人の「行為」とその法的意味を明確にすることによって弁護するという方法を貫いた。それによって、被告人には犯罪の構成要件に該当する行為がない、あるいはほとんどないことを示すことができたからである。しかし、戦争が深刻化する第三期になると、この大原則を無視した起訴や判決が多くなり、鈴木は、法廷でこの大原則を改めて確認することが多くなっていった。

この2つの基本的立場の堅持は、鈴木が、最後まで、司法の独立を信じ、刑事司法が「思想は裁けない」という大原則には従うであろうと信じていたことを示す。もちろん、鈴木は事態が深刻になりつつあることを理解していた。河上肇が当初からもっていた絶望、「弁護の如何によって自分の刑が軽くなる望みがあるなどとは到底かんがえられな」という絶望は、現実のもの

となりつつあった。しかし、そうした中にあってもなお、鈴木は、裁判においては刑事裁判の大原則をふまえて理をつくせば、成果は得られることを信じて弁護活動を続けたのである。この鈴木の場合、状況認識あるいは判断をどう分析し、どう評価するのかは、鈴木研究の重要なテーマである。

(4) 治安維持法制への視点

では、弁護方針の問題はさておいて、鈴木は、そもそも、治安維持法という法律をどう見ていたのであろうか。治安維持法は、本来はあってはならない悪法であるが、実定法としてある以上、それに基づいた弁護をすべきと考えていた（形式的容認）のか、それとも、多くの問題はあるが、こうした法律があること自体はやむをえないと考えていた（実質的容認）のか。

この問題への解答は、治安維持法の改正が問題となっていた1933（昭和8）年に、鈴木が発表した治安維持法改正に関する論文（鈴木、1933. 荻野、1996）から垣間見える。高橋彦博によると、この鈴木の見解の要旨は、国体の変革にかかわる罪と私有財産の否定にかかわる罪の規定を完全に分けること、国体の変革と政体の変革の混同を避けること、私有財産の否定は、「無限のヴァライティー」において捉えることの3つである（高橋、1997：166）。最後の点は、私有財産の否定しようとする思想はあまりにも多種多様であり、それを一律に規制することはすべきでない。もし治安維持法で取り締まるのであれば、その要件を特別に厳格に定めるべきである、というのが鈴木の見解である。

重要なのは第一と第二の点であるが、まず、鈴木は、治安維持法によって、国体を変革しようとする思想については、思想の宣言と扇動に限って、これを犯罪とすることは認める。国体の変革は、阻止させるべき「絶対事項」だからである（荻野、1996：117）。しかし、ここでいう「国体」とは、「国民感情」や「国民道徳」の中にまで入り込んでいる「天皇制」という日本の政治社会のあり方のことであり、天皇が特定の政治的役割をもった特定の政治体制のことでない。したがって、天皇の役割が帝国憲法とは異なる別の政治体制のあり方を論じることは、国体を変革することではない。この意味では、戦後の日本国憲法体制への移行において、国体は変革されなかったことになる。

こうした提案からは、鈴木が、政体との混同は認めないものの、国体を変革しようとする者を処罰する法として、治安維持法を実質的に容認してようにもみえる。しかし、事はそう単純ではない。高橋彦博によれば、鈴木の見解の意図は、当時において、国体の変革の善し悪しを論じることは「議事日程化（アジェンダ・セッティング）された政治争点」になっていないという状況認識に立って、そうした問題を論じるよりは、まずは、治安維持法の拡大解釈に歯止めをかけようとしたところにある（高橋、1998：166）。そうだとすれば、国体の変革は阻止させるべき「絶対事項」であるという発言は、ほとんどの日本人がそう思っているという鈴木の見解認識であって鈴木自身の意見ではない、少なくとも、鈴木の見解かどうかはわからないということになる。

高橋の指摘は当たっていると考えるべきであろう。議論しても実現できそうもないことは議論せず、とりあえず獲得できそうな目標について議論するという漸進的改良主義の態度は、鈴木の

実践行動において一貫して見られるものであり、それは、鈴木 of 政治的師である吉野作造が、天皇制の問題は脇において「民本主義」を進めようとした態度と同じである。また、クリスチャンの家に育ち、周囲から疎まれる多くの経験をもちながらも、「神を懼れて人を懼れず」をモットーに生きた鈴木 of 生涯（新井，2005）からは、ほとんどの日本国民が「国体」を受け入れていることを認めつつ、そこに強い一体感を感じることはなかった鈴木 of 姿がみえる。

しかし、こうした事情を理解しつつも、治安維持法改正に関する鈴木 of 判断が歴史的にどう評価されるべきかについては、さまざまな視点から検討されるべき課題である。

2 日本国憲法制定過程での仕事

(1) 政治家への転身

1945（昭和20）年8月の敗戦ののちほどなく、鈴木義男は政治家となることを決意する。

鈴木は、もともと政治家志望であったが、吉野作造と出会って学問の道へ進み、その後、不本意ながらそれをあきらめ弁護士となった。弁護士として名をあげてからは、政治家への転身の誘いがあったというが、鈴木はそれを断っていた。社会主義を標榜しない政党には入りたくないというのがその理由だったという（鈴木義臣，1955）。

その鈴木が政治家への転身を決意した理由については、弁護士活動の経験を通じてその限界を痛感したことに加えて、以前から親交のあった片山哲から、社会党という新しい社会主義政党結党への参加を誘われたことが重要な要因であることは想像に難くない。鈴木 of 政治的立場については、さきに「穏健社会主義」と表現していたが、「ソーシャル・リベラル」と呼ぶほうが適切であろう。というのも、鈴木がいう「社会主義」とは「自由主義の論理的帰結」としての「広義の社会主義」であり、具体的には、ワイマール憲法から学んだ社会的人権（社会権）の保障、それに基づいた社会法の整備、「法の社会化」の推進であったからである（鈴木，1925）。したがって、ソーシャルを不可欠な要素とするリベラルというべきであり、基本的にはリベラルだからである。

さらに、注目すべきは、鈴木は、政治家への転身理由として、占領軍総司令部（GHQ）の明らかにした対日占領政策の内容が予想以上のもので、日本の民主化が期待できるものだったことを挙げている点である（鈴木，1951）。鈴木は、占領軍による日本民主化政策の中で、ソーシャル・リベラルを理念とする改革ができるのではないかとの思いから政治家になったのである。実際、鈴木は、少なくとも朝鮮戦争による占領政策の転換までは、占領軍が主導する日本の民主化政策を積極的に受け入れ、自らの理念の実現のために最大限に利用しようとしたといえよう。

鈴木は、1945（昭和20）年11月日本社会党結党大会に参加、中央執行委員となり、翌年の衆議院議員選挙に福島全区区から社会党公認候補として立候補し初当選を果たす。新人議員鈴木は、いきなり党内の司法調査部長、憲法主査委員となる。これにより、鈴木は、社会党の責任者として帝国憲法を改正し新しい憲法を制定する過程に深く関わることになるのである。1946（昭和21）年5月から始まった第90回帝国議会は、吉田内閣から提出された憲法改正案を審議する「制

憲議会」となったが、鈴木は、この制憲議会において帝国憲法改正委員となり、本会議で社会党の代表質問を行ったほか、憲法改正の実質的審議を行った「帝国憲法改正案委員小委員会」（いわゆる芦田小委員会）の委員となり、政府案の審議・修正に大きな貢献をする。

（2）芦田小委員会の記録

日本国憲法制定過程における鈴木義男の役割に関心が集まるようになったのは、戦後ずっと非公開であった芦田小委員会の速記録が1995（平成7）年に公開され、そこで果たした鈴木役割の大きさが明らかになってからである。じつは、それ以前に、この小委員会での審議については、鈴木自身はかなり詳しく報告していた（鈴木、1958）が、ほとんど注目されることはなかった。

また、この速記録が公開される前に、米国の公文書の中にこの速記録の英訳があり、1983（昭和58）年には日本語訳が公刊されていた（森、1983）。高橋彦博は、この英訳速記録の分析から、小委員会における鈴木義男（及び森戸辰男）の果たした役割の大きさを解明した（高橋、1997）。速記録が米国公文書となっていたのは、小委員会の速記録は英訳されてGHQに提出することを求められていたからである。ただし、両者の内容にはかなりの齟齬がある（古関、2005：(11)－(12)）。日本側が、GHQとの関係で都合の悪い部分を削除するなどの処理をしてからだという。その意味では、英文版速記録は、審議の記録としては不完全なものであり、原本が公開（現在はインターネット上でも公開）された意味は大きかった。

速記録を一読すると、確かに、小委員会での議論において、鈴木義男が非常に大きな役割を果たしたことは明らかである。特に、生存権に関する第25条第1項の新設、最高裁判所長官の任命権を天皇とすることで司法権の独立を明確化しようとした第6条第2項の修正、さらには、国家賠償請求権を刑事補償請求権とは別のものとして規定した第17条と第40条については、鈴木がとりわけ大きいことがわかる。

速記録をふまえて、清水まり子は、第25条の生存権規定を入れたのは鈴木であると結論づける（清水、2011、2018）。このほかにも、古関は第9条の平和条項挿入における鈴木役割の大きさを指摘し、憲法第9条は占領軍による押しつけではなく、日本人が自ら選び取ったものであることを強調する（古関、2015、2017）。しかし、速記録を読むかぎり、第9条第1条冒頭部分の修正は、確かに鈴木が貢献がないわけではないが、当時の日本において平和への思いが、強く広く共有されていたこと（塩田、2018）が大きかったといえる。もっとも、鈴木による平和条項の挿入の発議は、その場の思いつきによるものではなく、1920年代から見られる鈴木平和思想の論理的帰結であり、鈴木生涯にわたる第9条擁護の原点である（仁昌寺、2017）。したがって、これは、たんに政府原案修正への芦田小委員会における貢献度という観点から評価すべきでない。

ともあれ、重要なことは、こうした問題について共通のテキストに基づいて、かなり客観的な議論ができるようになったということである。

(3) 芦田小委員会での役割

芦田小委員会において鈴木がいかなる役割をしたかを論ずるさい、意識しなければならないのは、鈴木個人の役割と社会党代表者としての役割との区別である。そのためには、この委員会についての基本的事実をおさえておく必要がある（第九十帝国議会，2005）。

まず、委員会における委員の人選である。芦田小委員会は14名の委員から構成されていたが、その人選は衆議院の各会派からの推薦によるものであり、鈴木は、森戸辰男、西尾末廣とともに社会党の代表委員である。

第二に、審議の進め方である。委員会では、政府案について各会派から事前に修正案が提出され、会議では、その是非を審議するという方法をとった。社会党は、他の会派と比べても、よく準備したうえで多くの修正案を提出している。会議において、修正案の説明をしたのは、鈴木と森戸であり、西尾が説明することはなかった。説明の役割分担は、鈴木と森戸のあいだで事前に決められていたようである。

第三に、審議において、各委員はかなり自由に自分の意見を述べており、所属会派の公的な立場にはとられない雰囲気があった。上記の修正案についても、会派ではなく個人として出した委員もいた。他会派の提案だからといって、最初から否定的な態度を示すことは、まったくないとはいえなかったが、それほど多くはなかった。さらに、委員会での決議は、こうした各委員の自主的判断をふまえた「全員一致」を原則としていた。

第四に、審議は、大きく2つのラウンドで行われた。第1ラウンド（第1回～第6回）では、各会派の提案が説明され、審議によって採用すべきものと採用できないものが決められた。結論が出ないものは第2ラウンド（第7回～第13回）に回した。そして、第2ラウンドでは、それらについて結論を出すための審議がなされた。

このような文脈を意識して鈴木の発言の意味を評価するとすれば、もし、社会党修正案に書かれていたことを第1ラウンドで鈴木が説明し、比較的簡単に委員全員の合意が得られたとすれば、小委員会での鈴木への貢献はそれほど大きいとはいえない。第9条第1項最初の部分の挿入は、これに当たるのではないか。他方、説明者が鈴木であれ森戸であれ、第1ラウンドでは他の委員から共感を得られなかったが、第2ラウンドで鈴木が形勢を逆転させ修正に成功したとすれば、そこでは鈴木への貢献が大きいといってよい。第25条、第6条、第17条と第40条はこちらの例であろう。

(4) 社会党修正案作成での役割

しかし、問題はまだ残る。そもそも、社会党修正案はどのようにしてできたかである。芦田小委員会での発言とは別に、そもそも、小委員会での審議の求めた社会党修正案を作成するさい、鈴木が大きな役割を果たしているのであれば、それも鈴木の仕事として評価しなければならない。

その点で、まず指摘しておかなければならないのは、鈴木は、新憲法の政府案審議に入る前に、はたしてどこまで実質的な議論が可能なのかについて、GHQの憲法担当者であったケーディス大佐に直接聞いているということである。前述の治安維持法改正に関する意見表明のときと同じ

ように、「議論しても仕方がないことは議論しない」という鈴木態度が示されている。そこから、鈴木は、天皇に関する部分と戦争放棄に関する部分を除けば、どんな議論をしてもかまわないという言質を得ていたという（高橋，1997：53）。鈴木はこの行動は、社会党修正案およびその後の芦田小委員会での発言の前提となっており、憲法論議全体の可動域を確定したという点で大きな意義をもつ。

そうしてできた社会党修正案は、社会党憲法改正案特別委員会の名で提出されている（第九十帝国議会，2005）。その構成員として鈴木と森戸がいたことは確かであるが、ほかにどのようなメンバーであったか、そこでどのような審議が行われたかについては資料がない。しかし、既述のように、鈴木は、憲法改正問題で党を代表する役割を担っていた。しかも、それは、党首片山哲の絶対的信頼を背景としたものであった。したがって、社会党修正案の作成において鈴木が中心的役割を果たしていたことは間違いない。

森戸辰男の影響力も大きかったと考えられる。彼は、社会経済思想の専門家であり、なにより、憲法研究会の有力メンバーであった。周知のように、憲法研究会は、1945（昭和20）年10月に民間の憲法研究会として発足、12月には「憲法草案要綱」を発表し、日本国憲法の原案形成にも影響を与えたといわれている。鈴木は、一時期、この研究会に参加していたが、途中からで退会していたといわれている。そこから、社会党修正案に憲法研究会の「要綱」と同じものがあれば、そこは森戸が持ち込んだものと考えられている。しかし、実際にそうであったのかどうかはわからない。

たとえば、生存権規定については、現在では、社会党修正案がこれを取り上げるにあたって主導したのは、憲法研究会の流れをくむ森戸であるという見方がある（遠藤，2002：107）が、鈴木は、のちに、この修正案を入れたのは「森戸と自分」であると書いている。実際、高橋彦博が指摘するように、鈴木と森戸はそれぞれの学問的経歴を通じて、ワイマール憲法の「社会権」にあたる規定を新憲法に取り入れたいとの考えを共有しており（高橋，1997）、社会党の修正案協議の場で、両者がそれを確認し、党の修正提案としてまとめたのかもしれない。会議の資料がみつければ、この経緯も明らかになるはずである。

それに対して、第17条の国家賠償と第40条の刑事補償を別々の規定として入れることについては、鈴木が主導権を発揮してのことであるのは間違いない。田中輝和は、このことを意識していたのは鈴木だけであり、憲法研究会の草案でも2つを分けるという発想はなかったことを指摘している（田中，2013）。最高裁判所長官の天皇による任命を規定する第6条についても、司法権を行政権から厳格に独立させる必要を戦前・戦中から強調していた（鈴木，1934a）鈴木本人が主導したことは間違いない。

3 司法大臣・法務総裁としての仕事

(1) 登用と仕事ぶり

1947（昭和22）年6月、片山内閣が成立すると、鈴木義男は司法大臣に任命される。さきに指摘した片山による鈴木「重用」人事の延長線であると同時に、憲法改正をめぐる鈴木の仕事ぶりを評価してのことである。なお、彼の在任期間中の翌年2月、戦後の司法改革の一環として司法省が廃止され、司法行政の最高責任者は法務総裁となるが、鈴木は最初の法務総裁となる。

その後、片山内閣は短命のうちに瓦解し、1948（昭和23）年3月、後を継いだ芦田均内閣が成立するが、そこでも鈴木は法務総裁として留任する。この留任は、GHQがそれを強く望んだためであるという。戦後法制司法改革のただ中にあたるこの時期、司法大臣・法務総裁として鈴木はいったいどのような仕事をしたのか、そのなかには当該役職者としての当然の任務をこえて、注目すべき仕事があったのか、という疑問が生まれてくる。

この点については、日本においては、これまでほとんど取り上げられてこなかった。これまで出されたいくつかの社会党史同様、最新の党史でも片山内閣における鈴木の仕事にはまったく言及していない（日本社会党、1996）。1980年代に片山内閣をかなり詳しく研究した木下威にあっては、鈴木の仕事についての検討はしていない（木下、1982）。

これに対して、この時期の鈴木の仕事が高く評価する声をあげたのは、占領期の法制司法改革の実質的責任者であったA・オプラーである（出口、2009）。当時、民政局法制司法課長として、改革推進の最前線に立っていたオプラーは、鈴木の仕事ぶりについて次のように書き残している（オプラー、1964：121）。

片山内閣、ひきつづいて芦田内閣の一員として、鈴木氏は、ほとんど超人的仕事に直面しました。彼が司法大臣になったころ、日本の法律全体は、革命的变化の過程にありました。新裁判所法、検察庁法がちょうど制定され、彼の任期中に民法、刑法、訴訟法等の重要法案の改正がおこっていました。又、国家賠償法、行政事件訴訟法、人身保護法等の二次的立法はいうまでもありません。

国会に提出すべき法案を準備する主たる任務は、司法省にまかされていました。そして、その仕事は、鈴木氏の指導のもとに、連合国総司令部の行政部門を担当していた私との密接な協力のもとに行われました。

オプラーはこの文に「歴史こそ充分名誉を酬よう」というタイトルをつけ、鈴木が戦後改革で果たした役割の大きさが、日本において十分な評価を受けていないという認識を示した。その後、オプラー自身が帰国後『日本占領と法制改革』を著し、その中で鈴木について言及をしている。福永文夫は、それをふまえて、鈴木は「誠実で信頼できる」との理由で大臣再任となり、民法改正、人権擁護局設置で功績があったことに言及している（福永、2014：153, 251）。しかし、オプラーが指摘する、戦後の法制司法改革における鈴木の役割の本質的重要性は別のところにある。

(2) 戦後法制司法改革

オプラーが強調しなかったのは、戦後日本の法制司法改革が円滑に進んだのは、鈴木が司法大臣・法務総裁を務めたことによるところがきわめて大きいということである。戦後の法制司法諸改革のほとんどは、確かに占領軍総司令部の主導のもとに進められた。しかし、オプラーは、「間接統治」による占領政策の実現という方針に忠実に、改革は日本人自身の手によるものでなければならぬと考えていた。したがって、改革が実現するには、日本政府が自らの意志で改革を受け入れ、実行に当たらなければならなかったのである。この期待に全面的に応えたのが鈴木であったことをオプラーは強調したのである（オプラー、1964）。

オプラーによれば、片山内閣で司法大臣となった鈴木は、「その前任者及び後任者とは違って」、GHQから提案された諸改革に「心から同意し」、その実現のために誠実かつ積極的に仕事をした。その結果、準備された改革のほとんどは、鈴木が大臣をしていた時期に成立する。オプラーによれば、当時、鈴木のような人物、つまり、日本の民主化を推進するという観点から、占領軍が進めようとした諸改革の意義を評価し、その実現に向けて全身全霊で努力するといった人物は少なかった。そうした鈴木が大臣を務めたからこそ、占領軍が「口先ばかりで内心は民主化の理想に煮え切らない日本政府」、特に官僚機構の態度に手を焼いていたなか、オプラーは司法省の官僚たちとの関係が円滑に進み、改革を進めることができたというのである（オプラー、1990：155）。

鈴木が片山内閣後の芦田内閣においても、法務総裁として留任となったこと、その留任にはGHQによる意向が働いていたこと背景に、オプラーのこうした鈴木評があったことは明白である。オプラーによれば、鈴木は、戦後日本の法制司法改革において極めて大きい政治的役割を果たした功労者として評価されるべきなのである。

他方、オプラーは、そうした評価が日本国内で共有されにくい事情についても指摘している。日本人に占領及び占領政策への反感が共有されている状況では、鈴木のような改革への積極的協力者は「多くの日本人によって売国奴、又は占領軍の傀儡というレッテルを貼られる危険があった」からである（オプラー、1990：153）。その際、オプラーが念頭に置いたと思われるのは、1947（昭和22）年に鈴木が書いた、GHQによる「公職追放」擁護論である。鈴木は、GHQによるバージに対象者だけでなく多くの国民にも不満がくすぶっている現状を批判し、戦争責任についての日本人の無自覚さを指摘してGHQの措置を擁護した（鈴木、1947。松谷、2020）。「売国奴」「占領軍の傀儡」とよばれる危険をかえりみずに、日本の民主化のために毅然と発言し行動する鈴木に、オプラーはしだいに尊敬の念をもち、ついには、個人的にも家族ぐるみの親交をもつにいたるのである。

友人からの発言であるということはさておいても、鈴木の仕事の歴史的意義を喚起したいオプラーのこの問題提起は、鈴木研究の重要なテーマとなるだろう。

(3) 最高裁判所の創設

鈴木自身が、オブラーによるこうした評価を生前直接聞いていたとして、それにどう反応していたのかを示す直接的な資料はない。他方、鈴木みずからが司法大臣として自覚的に尽力したことについては、いくつかの文章が残されており、そこから鈴木の仕事ぶりを検討することができる。

まず、鈴木自身の回顧によれば（鈴木、1949）、鈴木が司法大臣就任時には「二大問題」があり、第一は最高裁判所の創設、第二は司法省の改革であった。この2つこそが、司法大臣鈴木が主要課題だった。したがって、司法大臣としての鈴木の仕事の評価するには、この2つの課題への対応をみるのが重要である。

まず、最高裁判所の創設であるが、仁昌寺は、鈴木義男研究会において、いくつかの資料を手掛かりとして、これに鈴木がどのような役割を果たしたかを明らかにした（仁昌寺、2019b）。鈴木の仕事ぶりが顕著だったのは、最高裁判所の裁判官と長官の選任過程への関与である。前述のように、鈴木が司法大臣就任当時の二大問題は、最高裁の創設と司法省の改革であった。なかでも「一度創ったらもはや作り直すことができない」裁判所をどうするかは鈴木にとって最重要課題であり、裁判官及び長官にあたっては、外部からどんな批判があっても、「自分の良心に忠実でありたい」と念じていたという（鈴木、1949）。

その鈴木が、最高裁の裁判官の選任、最高長官の選任とどう関わったかについては、鈴木自身が書いており（鈴木、1949）、別の関係者による証言（五鬼上、1949、1964）によって、それを裏付けあるいは補正することができる。

それらを総合すると、第一次吉田茂内閣で進められてはいたが、さまざまな利害衝突から暗礁に乗り上げていた裁判官の選考を、鈴木はすべて白紙に戻す。そして、新たに裁判官任命諮問委員会を設置するが、その構成員のうち4名は全国の裁判官から、1名は検察官から、4名は全国の弁護士から、3名は大学の法律学教授から互選された者としたのである。互選は選挙（郵便投票）で行われた。これらを実現させたのは鈴木である。そこで選ばれた12名と、衆参議院議長、そして首相が指名した2名の学識経験者、合計16名からなる諮問委員会（委員長は衆議院議長）が、政府に推薦する30名の裁判官候補者を決定した。諮問委員会では、各委員が書面で候補者案を提出したが、その数は139名に及んだというから、そこから30名に絞りこみが行われたわけである。

その候補者名簿から長官と14名の裁判官を選んだのは内閣であり、その選考については閣議で活発な議論が交わされたという。片山との関係を考えれば、そこでも鈴木が発言がそれなりの影響力をもったことは容易に推察できる。その結果、長官に選ばれたのは、当時それほど知られていなかった元判事の三淵忠彦であり、鈴木はその三淵を強く推薦していた。また、閣議では三淵をよく知らない閣僚からの心配に対して、「元の大審院長霜山氏すらも三淵氏の下でならば喜んで平判事になる」と言っていることを紹介して説得した（鈴木、1949）。じっさい、霜山は「平判事」として選任され、これを受諾する。

このような経過をみると、鈴木が、最高裁判所という新しい革袋に新しい葡萄酒を入れようという強い意志をもって積極的に働き、大きな成果をあげたことがわかる。これを日本の戦後司法

制度史のなかでどう評価するかについては、さまざまな意見がありうるであろうが、鈴木の仕事は、無視されたり看過されたりしてはならない。

(4) 司法省の改革

鈴木「の」二大問題」の残りの1つ、司法省の改革と鈴木との関わりについては、不明な点が多い。裁判所を切り離した司法省を法務庁へと改組したことは、マッカーサーの「示唆」によるものであり、鈴木を含む内閣が独自の判断をする余地はなかった。確かに、裁判所の司法省からの独立は、戦前から鈴木が訴えてきたことであり、鈴木は「心から同意」したはずであるが、司法省を解体し、内閣法制局を廃止し、それまでは内閣法制局が行ってきた仕事に限定される法務庁を新設するという改革を鈴木が本心ではどう思っていたのかはわからない。また、法務庁は後に法務府を経て法務省として復活することになるが、その筋道が当時の鈴木にあったのかについてもわからない。

オプラーは、法務庁に人権擁護局を設置したことを高く評価している（オプラー、1990：155）。もっとも、それは鈴木「の」独創ではなく、同様の制度が米国にあることを聞いた鈴木が、それを日本に導入したという。ともあれ、鈴木は、戦前から、20世紀の国家では、19世紀型国家のように国民の権利を侵害しないように努めるだけでは不十分で、国民の権利実現を積極的に図らなければならないという認識をもっていた。したがって、人権擁護局の設置は、鈴木「の」そうした認識を具体的制度として実現したものである。

さらに、鈴木が、自らの政治行動をもって示そうとしたのが、検察捜査権を政治から独立させるという原則である。芦田内閣のもとで発覚した昭和電工事件は、有力閣僚を含む大物政治家がからむ一大疑獄事件に発展した。その中で、法務総裁であった鈴木には、指揮権を発動して検察の捜査を止めさせる法的権限が認められており、一部からはそれが期待されていた。しかし、鈴木は、指揮権の発動を拒否し、その結果、芦田内閣は総辞職に追い込まれることになる。これによって、鈴木は、たとえ内閣が倒れることになっても、検察捜査権に政治が介入すべきでないという範例を示したのである（仁昌寺、2006）。周知のように、次の第二次吉田内閣においては、犬養健法相が造船疑獄事件で指揮権を発動し、検察による佐藤栄作らの逮捕を妨げた。しかし、指揮権の発動はこの一例だけであり、鈴木が示した検察捜査権への政治非介入の原則は、戦後日本の政治的行動規範の一つとなった。

4 むすびにかえて

これまでみてきた鈴木「の」仕事の背景には、一貫した政治的意志を見てとることができる。本稿では、鈴木「の」政治的理念を「ソーシャル・リベラル」すなわち「自由主義の論理的帰結」としての「広義の社会主義」不可欠の要素とするリベラルの立場としてきた。鈴木「の」仕事は、その政治理念を具体化するためのものであったとってよい。

本稿で取り上げた弁護士転身の以前、学者としての鈴木は、このソーシャル・リベラルの立場を学問的に深め、その意味を社会に向かって発信する活動に没頭していた。しかし、帝大教授職を辞するころから、日本ではそうした活動の自由が大きく制約を受けるようになり、戦前・戦中期の鈴木は、弁護士として、最低限であっても、リベラルな価値や制度を守ることに奔走した。そして、決して満足すべきものではなかったが、注目すべき一定の成果をあげた。

敗戦後の占領軍による日本民主化政策は、鈴木に、自らの政治的理念に合った憲法と法制度を実現する絶好の機会を与えた。この好機に、鈴木はみずから進んで政治家となり、政治的役割を積極的に引き受け、大きな成果をあげた。芦田小委員会での仕事、司法大臣・法務総裁としての仕事がそれである。

鈴木これらの仕事は、戦後日本の政治・行政において、福祉国家、社会国家というかたちで、ソーシャル・リベラルの理念が広く共有されるための基礎となったとはいえるのではないか。鈴木の仕事は、そうした視点から再検討・再評価されるべきではないか、というのが本稿のとりあえずの結論である。戦後日本においてソーシャル・リベラルの理念がどの程度共有されたのか、あるいはそれをどう評価すべきなのかについては、意見は分かれるであろう。しかし、少なくとも、そうした理念が一定程度の影響をもっていた、あるいは現在でももっていることは間違いないとすれば、それが鈴木の仕事の再評価する視点になるはずである。

すでに、高橋彦博は、まさにこうした視点に立って、鈴木をもって、日本国憲法に「ワイマール・モデル」を持ち込み、日本国憲法の性格を占領軍が想定していた19世紀型の「自由主義的」憲法から20世紀型の「社会的」憲法へと質的に転換させた中心人物と評価したのである（高橋、1997）。本稿では、鈴木政治的理念をより明確にし、制憲議会での鈴木の仕事だけでなく、それ以前の弁護士としての仕事、司法大臣・法務総裁としての仕事の中にも、鈴木政治的理念が一貫していたことを示したつもりである。

鈴木政治的立場・思想については、より広い観点から研究を進めることもできよう。とりあえず2つの視点を提起したい。

第一に、なぜ鈴木は生涯にわたってソーシャル・リベラルの立場を維持できたのか、その思想的強靱さの源はどこにあるのかという視点である。大正デモクラシーのなかでリベラルな思想を獲得した知識層の多くは、それを維持できなかった。ある者はマルクス主義に近づくことで、ある者は「国体」ナショナリズムに近づくことで、リベラルであることを放棄してしまう。鈴木はなぜそうならなかったのか。こうした思想の一貫性をどう評価するかは別として、「転向」がテーマとなる日本現代思想史においては、逆に検討に値するテーマであろう。

第二に、なぜ鈴木のようなソーシャル・リベラルの仕事や思想が、戦後日本では評価されなかったのかという視点である。これには、さらに2つの視点が必要かもしれない。ひとつは、ソーシャル・リベラルを理念とする政治勢力が結集できなかったこととの関連で考えるという視点、もうひとつは、「進歩的知識人」とよばれたソーシャル・リベラルに近い戦後知識層の思想のあり方との関連で考える視点である。後者についていえば、そうした知識層はかなり存在したが、そこ

では戦前からの思想的断絶が強く意識され、ソーシャル・リベラルの伝統が見過ごされてしまったのではないかというのが筆者の暫定的仮説である。

ともあれ、鈴木義男研究会は、こうした問題意識をつぎつぎと喚起させる。

<引用文献>

渥美孝子 (2020) : 翻刻・解説『宮本百合子裁判資料——「手記」と「聴取書」——』, 不二出版。

新井ゆり子 (2005) : 仁昌寺正一宛て手紙, 鈴木義男研究会第10回 (2019.7.22) 資料

上田誠吉 (1983) : 『昭和裁判史論——治安維持法と法律家たち——』, 大月書店。

遠藤美奈 (2002) : 『健康で文化的な最低限の生活』再考, 飯島昇三・川岸令和 (編) 『憲法と政治思想の対話』, 新評論。

荻野富士夫 (1996) : (編) 『治安維持法関係資料 第2巻』, 新日本出版社。

奥平康弘 (2006) : 『治安維持法小史』, 岩波書店。

オプラー, A. (1964) : 「歴史こそ充分名誉を酬よう」, 鈴木義男伝記刊行会 (編) 『鈴木義男』, 鈴木義男伝記刊行会。

———— (1990) : 内藤頼博 (監訳), 納谷廣美・高地茂世 (訳) 『日本占領と法制改革——GHQ担当者の回顧』, 日本評論社。

河上肇 (1947) : 『自叙伝 (三)』, 岩波書店。

木下威 (1982) : 『片山内閣史論』, 法律文化社。

小池真理子 (1986) : 『悪女と呼ばれた女たち』, 集英社。

五鬼上堅盤 (1949) : 「新しい裁判所の設立前後」(一)(二), 『新法曹会報』4号, 5号。

———— (1964) : 「司法制度の基礎固め・最高裁判所成立時代」, 鈴木義男伝記刊行会 (編) 『鈴木義男』, 鈴木義男伝記刊行会。

古関彰一 (2005) : 「解説」, 第九十回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録, 現代史料出版。

———— (2015) : 『平和憲法の深層』, 筑摩書房。

———— (2017) : 『日本国憲法の誕生 増補改訂版』, 岩波書店。

澤地久枝 (1980) : 『昭和史のおんな』, 文芸春秋社。

清水まりこ (2011) : 「人格的生存権の実現をめざして——鈴木義男と日本国憲法第25条第一項の成立——」, 『社会事業史研究』39号。

———— (2018) : 「制憲議会における鈴木義男」, 『東北学院史資料センター年報』Vol.2。

塩田純 (2018) : 『9条誕生 平和国家はこうして生まれた』, 岩波書店。

鈴木義男 (1925) : 「社会行政の新領域——労働行政の発展に就いての一考察——」 『社会政策時報』60号。

———— (1930) : 佐々木惣一宛の手紙, 鈴木義男研究会第7回 (2019.5.13) 資料。

———— (1933) : 「治安維持法の改正に就いて」, 荻野富士夫 (編) 『治安維持法関係資料 第2巻』, 1996, 新日本出版社。

- (1934a) : 「検察と裁判の分離を要望す」, 『正義』9月号。
- (1934b) : 「裁判の簡素化」, 『中央公論』12月号
- (1935) : 「人権蹂躪の防止」, 『正義』4月号。
- (1947) : 「追放は厳粛な民族的責務」, 『読売新聞』昭和22年12月5日。
- (1949) : 「最高裁判所創設エピソード」, 『法曹』8号。
- (1951) : 「民主化に逆行する治安立法」, 『世界』72号。
- (1958) : 「私の記憶に存する憲法改正の際の修正点 - 参議院内閣委員会に於ける公述速記 -」, 『第二十四回国会参議院内閣委員会会議録』38号。
- (1946) : 「司法制度の改革」, 『法律時報』18巻6号。
- 鈴木義男伝記刊行会 (1964) : (編) 『鈴木義男』, 鈴木義男伝記刊行会。
- 鈴木義臣 (1955) : 「候補者の横顔」, 『福島民友』1995年2月6日。
- 第九十回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録 (2005), 現代史料出版。
- 高橋彦博 (1997) : 『日本国憲法体制の形成』, 青木書店。
- 滝内礼作 (1972) : 「鈴木義男」, 潮見俊隆 (編著) 『日本の弁護士』。
- 田中輝和 (2013) : 「憲法17, 40条の成立と鈴木義男氏」, 『東北学院大学法学政治学研究所紀要』21号。
- 出口雄一 (2009) : 「『亡命ドイツ法律家』アルフレッド・C・オプラー——異文化接触としての占領期法制改革——」, 『法学研究』82巻1号。
- 仲澤俊輔 (2012) : 『治安維持法』, 中央公論社。
- 仁昌寺正一 (2006) : 「鈴木義男」, 東北学院資料室運営委員会/「大正デモクラシーと東北学院」調査委員会 (編) 『大正デモクラシーと東北学院——杉山元治郎と鈴木義男——』, 東北学院。
- (2016) : 「弁護士時代の鈴木義男」, 『東北学院史資料センター年報』創刊号。
- (2017) : 「鈴木義男の平和主義(1)」, 『東北学院史資料センター年報』Vol.2。
- (2019a) : 「鈴木義男が弁護を担当したもの」, 鈴木義男研究会第4回 (2019.3.7) 資料
- (2019b) : 鈴木義男研究会第*回 (2019.3.7) 資料
- (2020) : 「弁護士活動の展開」, 鈴木義男研究会第40回 (2020.10.30) 資料。
- 日本社会党史50年史編纂委員会 (1996) : 『日本社会党史』, 社会民主党全国連合。
- 波多野節子 (2015) : 『李光洙 韓国近代文学の祖と「親日」の烙印』, 中央公論社。
- 福永文夫 (1997) : 『占領期中道政権の形成と崩壊』, 岩波書店。
- 平和人物大事典 (2006) : 「鈴木義男」の項目。
- 松谷基和 (2020) : 「GHQの仙台占領と鈴木義男——米国国立公文書館での調査報告」, 『東北学院史資料センター年報』Vol.5。
- 森清 (1983) : (監訳) 『憲法改正小委員会秘密議事録』, 第一法規出版。
- 森正 (1985) : 『治安維持法と弁護士』, 日本評論社。

東北学院，経済学の100年

～専門学校令による専門部商科から文経学部経済学科まで～

高橋秀悦*

1 はじめに

2020年の新型コロナ・ウイルス問題は社会経済に大きな影響を及ぼし，社会・経済・政治の構造を大きく変革することは確実である。まさしく，21世紀ファースト・クォーターからセカンド・クォーターへ移り変わる節目である。

新型コロナ・ウイルス問題を別にしても，2018年～2020年は，東北学院大学や東北学院大学経済学部にとって，節目の時期であった。

1918年，東北学院専門部に商科が設置される。ここから，商学，会計学のみならず，東北学院の経済学の歩みが始まる。東北学院の経済学の教育も，もはや100年を超える。

翌1919年，東京帝国大学と京都帝国大学は，現代につながる学部制を敷くことになり，それぞれの法科大学から経済学系が分離され，新たに経済学部が設置される。1920年には，東京高等商業学校が大学令により東京商科大学（現在の一橋大学）に昇格する。こうした視点から見ると，東北学院は，日本の教育政制度の変革の将来を適確に見通し，また，第一次世界大戦後の経済的活況かからくる経済学・商学・会計学教育へ大きな潮流の変化を敏感に感じ取り，専門部に商科を設置したのである。

また，2019年は，1949年の東北学院大学文経学部設置（英文学科・経済学科設置）から70年に大きな節目の年であった。東北学院大学において，経済学科と英文学科は，70年の間，教育・研究の礎となり，今日の東北学院大学の隆盛に最大の貢献をしてきたのである。

2020年9月4日，2023年の供用開始をめざし，五橋キャンパスの起工式が行われた。新型コロナ・ウイルス問題に起因する社会・経済・政治の大きな構造の変化の中，東北学院大学の教育・研究体制も，次の100年に向けて大きく変わる。

東北学院大学経済学部FD研修会（2020年2月20日）において，「経済学科の70年 ～われわれはどこからどこへ行くのか～」のタイトルのもと，経済学科70年の簡単な歩みを報告したが，経済学科の前身となる専門部商科，高等商業部，専門学校経済科については，ほとんど言及できずにいた。本稿の目的は，第二次世界大戦の戦前・戦中・戦後にわたる日本の教育政策や教育システム等の関係を踏まえ，高等教育機関としての本学の専門教育の変容を整理することと，さらには，100年を越える東北学院の経済学教育の連続性と非連続性を探ることにある。

本稿は，東北学院の歴史的経緯については『東北学院百年史』を基礎資料として参照し，多数の国立公文書館デジタルアーカイブの「東北学院」資料を精読・整理する方法によって，東北学

*本稿作成にあたり，仁昌寺正一先生（東北学院大学名誉教授）及び雲然祥子氏（東北学院史資料センター客員研究員）から資料の所蔵等についての情報を提供いただいたことに対し，記して感謝申し上げます。

院の経済学の歩みを概観したものである。参照箇所・資料名等の記載の複雑さを避けるため、重要箇所や直接引用等を除き、資料の出所の記載を省略している。また、本稿の性質上、情緒的な表現・引用も多数あり、本来、学術論文を掲載すべき『東北学院大学 経済学論集』の目的とは必ずしも一致しない点があることをお断りしておく。

2 専門学校令による設置認可から高等商業部まで

2.1 専門学校令による設置認可

東北学院は、1886（明治19）年、仙台神学校として開設され、5年後の1891（明治24）年、校名を東北学院と改めるとともに、普通科を設置し、中等教育を開始する。1895（明治28）年、普通科の上に、2年課程の専修部を置き専門教育を始める。

明治30年代まで文部省の専門学校に対する統一的な方策はなかったが、「高等教育機関」を整備充実する目的で、1903（明治36）年3月、「専門学校令」が出される。東北学院は、設置願（明治37年2月9日、明治36年12月26日）を提出し、明治37年2月27日、東北学院専門科は専門学校令により設置認可（3月1日付）される。専門学校は、専門学校令第1条において「高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校」とされ、第5条において、入学要件として、（旧制の）中学校もしくは4年以上の高等女学校を卒業するか同等の学力を求められた学校であった。文部省（文部科学省）的視点からすれば、日本の私立大学は、この専門学校令による設置認可から始まる。

『学制百年史』（文部科学省HP版）によれば、「専門学校令により認可された私立専門学校には、法律・経済等を授けるものとして東京法学院大学・明治大学・法政大学・京都法政専門学校・関西法律学校・専修学校・慶応義塾大学・日本大学・早稲田大学などがあり、そのほか哲学館大学・明治学院・青山学院・日本女子大学・東北学院・同志社専門学校等が文学あるいは宗教に関係ある専門学校として、また天台宗大学・真宗大学・仏教大学・曹洞宗大学林・日蓮宗大学林等が宗教の専門学校として明治三十六年以後相次いで設置を認可されている。これらの私立大学、専門学校が新しい学校令によって統轄され、専門学校制度はその面目を一新したのである。＜途中省略＞このようにして、三十六年には専門学校三九校、実業専門学校八校計四七校であったのが、四十三年には専門学校六二校と実業専門学校一七校で計七九校となり、在籍者はあわせて約三万三、〇〇〇人（うち女子一、〇〇〇人）に達した。」である。

上記の明治大学・法政大学・慶応義塾大学・日本大学・早稲田大学等は、大学という名称が付けられてはいたが、この時は、専門学校令による専門学校としての設置認可であり、大学令による大学としての認可は、1920（大正9）年になる。

東北学院は、1904（明治37）年2月27日の専門学校令による専門科設置認可に引き続き、2月29日、教員の採用認可を受ける。東北学院第2代院長シュネーダーを筆頭に、専門科長となる出村悌三郎、ノッス、ゲルハルト、ファウスト、クック、笹尾条太郎、阿部能文、（デフォレスト館に住まいした）デフォレスト等15名の教員であった。彼らが、高等教育機関としての東北学院専門科の最初の教員となったのである。

さらに、東北学院専門科は、神学部と文学部の2部に分かれていたが、ともに徴兵猶予の認定（同年4月14日付）を受ける（ただし、神学部別科は除外された）。『学制百年史』において、東北学院が「文学あるいは宗教に関係ある専門学校」、「（明治）三十六年には専門学校三九校」と記載されているように、東北学院専門科は、設置認可により、日本の私学の歴史において最初に神学や文学に関する高等教育を提供した学校のひとつとなり、この徴兵猶予の認定により、東北学院発展の足掛かりをしっかりと確保したのである（徴兵猶予の認定の意義については後述する）。

翌1905（明治38）年、東北学院専門科は、専門部と改称され（神学部は神学科に、文学部は文科に改称され）、高等の学術技芸を教授する学校として着実に歩み始める。

2.2 経済学教育の始まり：専門部商科の設置

第一次世界大戦（1914～1918年）において連合国側に加わった日本は、国際的な地位を飛躍的に高めるとともに、世界的な好景気の影響をうけ国内経済も活況になる。国民所得の増加とともに、教育に対するニーズも高まり、国民の上級学校進学也希望も膨らむ。これにより、中等学校（旧制）中学校や商業学校等の実業学校が整備される。1918（大正7）年には、原内閣の下で「高等諸学校創設及拡張計画」が策定され、官立の（旧制）高等学校・専門学校が急速に整備されるようになっていく。

また、1919年、日本で最初の経済学部が東京帝国大学と京都帝国大学に新設され、1920年には、東京高等商業学校が官立の単科大学・東京商科大学（現在の一橋大学）に昇格する。私学においても、大学令の施行とともに、1920年、（大学という名称が付けられていたが、専門門学校令による高等教育機関であった）慶應義塾大学、早稲田大学等の私立8校が大学に昇格し、経済学部、商学部等を設置する。大学での経済学・商学教育の重要性が認識され、学部設置により経済学教育や商学教育がオーソライズされていく。官立の高等商業学校（当時は、神戸、山口、長崎、小樽の4校）や市立の大阪高等商業学校は、商業教育（経済学教育）のための高等教育機関としてすでに設置されていたが、1920年から数年の間に、各地に高等商業学校が設立される。私立では、1919年、大倉商業学校（1900年創立）が大倉高等商業学校（現在の東京経済大学）に昇格する。

このような大正期における日本の教育を取りまく環境の変化を敏感に感じ取り、東北学院専門部は、以下のようなハード面の整備と、ソフト面の改革を行っている。

専門部教育の充実を図るため、1916（大正5）年12月、南六軒丁（現在の土樋）に専門部校地1,600坪を購入する。翌々年の1918（大正7）年には、専門部校舎の完成を見据え、神学科（一部、二部）、文科に加え、「師範科と商科」を設置する。この改組には、上述の日本の教育をめぐる環境の変化に加え、ミッション系の1916年の青山学院高等学部の改組（人文科、英語師範科、実業科）と1917年の明治学院高等学部改組（文芸科、英語師範科、商業科）から何らかの影響をうけた可能性が強いが、ともかくも、商科設置により、東北学院の商業学や経済学教育が始まり、これ以降、100年以上にわたって（空白の半年を除き）継続されることになる。

校地購入から10年後の1926（大正15）年7月、専門部校舎が完成する。校舎完成の前年1925年8

月、各科の教育目的を明確にするために、神学科を専門部より分離し神学部とし、専門部は、文科、師範科、商科の3科体制になる。1926年9月、この校舎を使った本格的な専門部の授業が始まる。同年12月25日、元号が大正から昭和に改元されるから、専門部校舎と本格的な専門部教育は、昭和の歴史とともに、歩むことになる。

神学部と専門部文科は、カレッジ卒業者が上位教育機関の神学校に進学するアメリカ型教育システムをモデルにしたものであり、文科は神学部に進学する者に対する基礎教育を主眼としていた。また、師範科は、中等学校英語科教員の養成を、商科は、実際に商業に従事するための実務教育を主眼としていた。1920年、師範科卒業生に「師範学校・中学校・高等女学校教員」の「英語科無試験検定取扱」が認定され、遅れて、1926年、商科卒業生に「実業学校教員無試験検定取扱」が認定される。ただし、商科の設置目的が、「商業ニ従事セントスル者及実業学校教員タラントスル者ニ須要ナル教育ヲ授クルヲ以テ目的トス」と改められるのは、1937（昭和12）年の学則からである。

神学科を分離した年の「東北学院専門部学則（大正14年8月15日認可）」を参照すると、専門部の（収容）定員は、文科、師範科、商科ともに、120名、計360名であり、修業年限は、3科ともに、4年（予科1年、本科3年）であった。また、予科の入学資格は、文科と師範科が、1) 中学校卒業者、2) 専門学校入学者検定規程第8条により文部大臣が指定した学校の卒業者及び検定合格者であったが、商科は、この2つに、3) 甲種商業学校卒業者が追加されている。

商科学科課程及び授業時間数は、第1表の通りである。神学科分離前と後の比較では、1週間の授業時間数は、学年によらず、30時間前後で増減が見られないが、4年間合計では124時間から120時間とややスリムになっている。「通信文」等を除くと分離前と分離後ともに、「商業及び経済」のウエイトは1/3、「英語」は1/4であった。「英語」のウエイトの高さは、東北学院の商科の特徴かもしれない。ずいぶん後になるが、神学部卒業の秋保孝蔵・教授（1942年、現在の日本基督教団仙台広瀬河畔教会）牧師に転出）が文科の修身を担当したことからも分かるように、「修身」の内容は、「キリスト教・聖書」を中心としたものであった。「商業及び経済」を経済部門と商業部門に分けてウエイトみると、分離前と分離後ともに、経済部門1/4、商業部門3/4である。また、神学科分離前、最狭義の「経済学」は、4年間で8時間の履修であったが、分離後には、4時間分が「工業経済」等に置き換えられている。また、一見すると、分離後に、「商業及び経済」科目が増えているように見えるが、これは「英語」の「通信文」が移行したことと、実務科目の「珠算」と「タイプライティング」が追加されたことによる。各科目とも、担当者名、教育内容、テキスト等は不明であり、これ以上、経済学の教育に言及することができない。なお、付け加えると、文科と師範科のカリキュラムは、驚くほどによく類似している。ただし、文科には「経済原論」が本科3年に配置されているものの、師範科にはない。また、文科のカリキュラムが、以後、緩やかに改定され、両者は、次第に区別されていく。

1929（昭和4）年、東北学院専門部（文科、師範科、商科）は、東北学院高等学部と名称を変更する。文科は、その目的が、高等学術を授け、中学校の歴史科教員になるため必要な教育を行うことに

第1表 学科課程及び授業時数表（専門部商科）

	神学科分離前（1925年7月以前）				神学科分離後（1925年8月以後）											
	予科	本科1年	本科2年	本科3年	予科	本科1年	本科2年	本科3年								
商業及び経済	経済学	2	経済学	2	経済学	2	経済学	2	工業経済	2	財政学	2				
			統計学	1	財政学	2	保険学	2	交通論	2	取引所論	1				
	商業及び実践	2	商業及び実践	3	商業及び実践	3	商業概論	2	銀行及び外国為替	2	商品学	1	貿易事情	2		
	簿記及び会計学	2	簿記及び会計学	2	簿記及び会計学	2	簿記	2	銀行簿記	1	商業史	2	商業政策	2		
						会計学	1	商業地理	1	商業地理	2	商業実践	1			
						商業算術	2	統計学	1	英文簿記	2	会計学	2			
						珠算	1	珠算	1			タイプライティング	2			
						通信文	1	通信文	1	通信文	1	通信文	2			
小計	8	9	11	12	9	11	12	14								
法律	法学通論	2	民法	2	民法	2	商法	2	法学通論	2	民法	2	民法	3	商法	4
					国際法	2									国際法	2
小計	2	2	2	4	2	2	3	6								
国語及び漢文	国語	2	国語	1					国語	2						
	作文	1	作文	1												
	書法	1							書法	1						
	漢文	2							漢文	2						
小計	6	2						5								
英語	和文英訳	2	和文英訳	2					和文英訳	2	和文英訳	2				
	英文和訳	5	英文和訳	5	英文和訳	4	英文和訳	4	英文和訳	5	英文和訳	4	英文和訳	4	英文和訳	4
	会話	3	会話	2	会話	2	会話	2	会話	3	会話	2	会話	2	会話	2
			通信文	2	通信文	2	通信文	2								
小計	10	11	8	8	10	8	6	6								
修身	講話	1	講話	1	講話	1	講話	1	講話	1	講話	1	講話	1	講話	1
	講義	1	講義	1	講義	1	講義	1	講義	1	講義	1	講義	1	講義	1
小計	2	2	2	2	2	2	2	2								
その他	5	5	7	2	3	6	7	2								
合計	33	31	30	30	31	29	30	30								

変わり、神学部入学のための予備的教育機関から歴史教育の機関に変わる。商科では、第1表の「商業及び経済」の区分が、「簿記及び会計学」、「経済学及び財政学」、「商業学」、「統計学」、「商業算術・珠算」に細分されたが、具体的な科目の内容は変わらない。このときの高等学部（収容）定員は、文科と師範科の160名に対し、商科は、200名、計520名である。なお、「東北学院学則」では、従来の「予科」が「第一学年」に、従来の「第一学年」が「第二学年」のように学年の呼び方が変わり、第一学年の入学資格も、各科共通となり、従来の（商科予科入学資格の）甲種商業学校卒業者が削除されている。

話を少し戻すと、第一次世界大戦の経済の活性化と教育ニーズの高まりとともに、1918（大正7）年、原内閣の下で「高等諸学校創設及拡張計画」が策定され、4,450万円の追加予算を伴って第41帝国議会に提出され可決成立する。具体的には、「（第2次）高等学校令」による（設置順を表す番号に代わり）都市名がついた高等学校が、多数、新設される。さらには、上述の創設計画に従い、高等工業学校、高等農業学校、高等商業学校も、多数、新設される。東北では、1920年

に山形高等学校（現在の山形大学）弘前高等学校（現在の弘前大学）、1921年に福島高等商業学校（現在の福島大学）が新設された。高等教育政策の大きな潮流の中、また、ミッション系の学校では、すでに高等学部と称していたこともあり、1929年、東北学院は専門部を「高等学部」と名称変更したのである。

1936（昭和11）年5月、東北学院は、創立50周年を迎え、記念式典を盛大に行う。院長シュネーダーは、「過去50年を顧みて」と題する説教（のちに、「我は福音を恥とせず」としてレコード録音）を行い、退任する。新しい院長には、出村悌三郎が就任するが、その直後から苦難の10年が始まる。

2.3 高等学部商科と定員増

前述のように1925年の専門部（収容）定員は、3科ともに120名、計360名であったが、1929（昭和4）年、高等学部（収容）定員は、文科と師範科が160名、商科が200名、計520名に増加する。ところが、世界大恐慌（昭和恐慌）の影響から、文科と師範科では生徒を確保することができず、1933（昭和8）年、文科と師範科の定員を商科に振り分ける。文科64名、師範科120名、商科336名、計520名である。1学年あたりの定員を見ると、文科と師範科は、30名から40名へ増やした後、文科は16名に縮減し、また、師範科は、もとの30名に戻している。これに対して、商科は、30名から50名へ、さらには、84名へと大きく増加している。

第2表のように、入学者の実数は、文科と師範科が、それぞれ、20名と40名（1928（昭和3）年度）、15名と30名（1929（昭和4）年度～1932（昭和7）年度の各年度）であったから、1933年の定員変更は、入学者の実数に合わせた調整であった。これに対して、商科の実数は、50名（1928（昭和3）年度）のあと、48名（昭和4年度と昭和5年度）、45名（昭和6年度と昭和7年度）であった。門脇立郎の回想では、「私の着任は、昭和3年4月であるが、その頃は本科3学年、予科1学年総人

第2表 入学志願者と入学者数

年度	文 科			師 範 科			商 科		
	入学志願者	定員	入学者	入学志願者	定員	入学者	入学志願者	定員	入学者
1928（昭和3）年度	45	30	20	97	30	40	124	30	50
1929（昭和4）年度	34	40	15	82	40	30	114	50	48
1930（昭和5）年度	21	40	15	65	40	30	130	50	48
1931（昭和6）年度	34	40	15	34	40	30	139	50	45
1932（昭和7）年度	37	40	15	58	40	30	114	50	45
1933（昭和8）年度	30	16	16	43	30	31	154	84	84
1934（昭和9）年度	23	16	16	30	30	22	136	84	86
1935（昭和10）年度	22	16	17	29	30	14	120	84	91
1936（昭和11）年度	18	16	11	25	30	21	123	84	86

（注）数字の出所は、

1929年度～1932年度は、「東北学院学則中変更認可」の昭和8年1月7日認可申請、

1933年度～1936年度は、「東北学院学則中変更認可」の昭和12年2月5日認可申請による。

数150名位の専門学校で」あった（門脇（1985））。1学年平均で40名に満たないことになる。門脇の回想は、半世紀以上も前の事柄についての回想であるからやや正確さを欠くが、上の数字にかなり近い。なお、この生徒数に対して教員数は、「商科で5～6名に過ぎず、文科と併せても10数名の少数のスタッフに過ぎなかった。」のである。

本来、商科でも、50名から45名以下への縮減が望まれるところであったが、高等学部内の数字のつじつま合わせと、キリスト教的素養の過度の重視と、キリスト教学校における商科のステータスの低さから、商科の教育が軽視され、1学年あたりの定員を84名へ増やすことを余儀なくされたのである。こうして高等学部の生徒確保は、商科に大きく依存することとなり、商科抜きにして経営も不能になっていく。

1936（昭和11）年6月1日、文部大臣あてに「学則変更ノ儀ニツキ認可申請」を提出する。これは、高等学部を、文科、商科の2科体制とし、さらに文科を2つに分け、文科（歴史科）を文科第一部に、師範科（英語科）を文科第二部にするというものであった。（収容）定員は、昭和8年に認可された各科の定員を踏襲し、実質的な変更は行わず、文科第一部64名、文科第二部120名、商科336名、計520名とする申請であったことから、9月11日、認可がおりる（なお、当時の授業風景については、加藤（1992）を参照のこと）。

2.4 修業年限の短縮と神学部の廃止

1937（昭和12）年2月5日、また、文部大臣あてに「学則変更ノ儀ニツキ認可申請」を提出する。学則変更理由は、

- 1) 東北地方は財力が乏しいことから、「修業年限4年を3年に変更」すること
- 2) 授業時間数を増加することで、現行の4年制に劣らない効果を上げられること
- 3) 他の専門学校と修業年限を同じになるため、入学志願者の不利にはならないこと
- 4) 神学部を昭和12年4月以降、廃止すること

の4つであったが、これ以外にも、学則変更の条文を見ると、（収容）定員も、文科第一部45名、文科第二部60名、商科415名、計520名に変更されている。文科第一部と第二部の1学年あたりの定員は、それぞれ、15名と20名であり、就業年限変更前の16名と30名から減少している。その分、商科は、84名から138名と大幅に増加している。（収容）定員520名には変更がなかったから、1年の修業年限の短縮は、本来、文科が追うべき生徒数の負担を商科に肩代わりさせることによって可能にするものであった。

上記の申請の第2の理由により、カリキュラムの大幅な改定が行われた。ただし、第3表のように、基本的には、修業年限4年を3年に変更したことともなう年間の授業時間数の調整（週30時間から週40時間への調整）が主であった。第3表の右側部分の「その他」には、これまでの「体操」等のほか「第二外国語」が入っている。「第二外国語」は、このカリキュラムで初めて配置されたもので「支那語」と「独逸語」の選択必修であった。商科の2年生（週2時間）と3年生（週2時間）を対象とした授業であったが、文科（第一部、第二部）では、「独逸語」のみが2年生と3

第3表 学科課程及び授業時数表 (高等学部商科)

	修業年限4年 (1936 (昭和11) 度まで)				修業年限3年 (1937年2月5日認可申請)		
	1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年
経済学及び財政学	経済学 2	経済学 2	工業経済 2	商業政策 2 財政学 2	経済学 4	工業経済 2 内外経済事情 2	経済政策 2 財政学 2
小計	2	2	2	4	4	4	4
簿記及び会計学	簿記 3	銀行簿記 2	会計学 2	会計学 2	簿記 3	銀行簿記 1	工業簿記 1 会計学 4
商業学	商業概論 3	交通論 2 銀行及び外国為替2	保険論 2 倉庫論 1 商業地理 2 商品学 1 商業史 2	取引所論 1 貿易事情及び税関2 商業実践 1	商業概論 3	取引所論 1 交通論 2 倉庫論 1 銀行及び外国為替2	保険論 2 商業地理 2 商品学 1 商業実践 1 貿易事情及び税関1
統計学		統計学 1			統計学 1		
商業算術 (数学)・珠算	商業算術 2 珠算 1	珠算 1			商業数学 1 珠算 1	商業数学 1	珠算 1
小計	9	8	10	6	9	8	13
法律	法学通論 2	民法 2	民法 2	商法 4 国際法 2	法学通論 2	民法 4 国際法 2	商法 3 手形法 1
小計	2	2	2	6	2	6	4
国語及び漢文	国語 2 習字 1 漢文 2				国語 2 漢文 2		作文 1
小計	5				4		1
英語	和文英訳 2 英文和訳 5 会話 3	和文英訳 2 英文和訳 4 会話 2 英語通信文 1	英文和訳 4 会話 2 英語通信文 1 英文簿記 1	英文和訳 4 会話 2 英語通信文 2 タイプライティング2	和文英訳 2 英文和訳 6 会話 3	和文英訳 2 英文和訳 5 会話 2 通信文 2	タイプライティング2 英文和訳 5 会話 2 通信文 2 英文簿記 1
小計	10	9	8	10	11	11	12
修身	講義 1 国民道徳 1	講義 1 国民道徳 1	講義 1 国民道徳 1	講義 1 国民道徳 1	講義 1 国民道徳 1	講義 1 国民道徳 1	講義 1 国民道徳 1
小計	2	2	2	2	2	2	2
その他	3	6	7	2	6	10	9
合計	33	29	31	30	38	41	45

年生に配置され、しかも随意科目 (自由科目) であった。商科では、当時の経済・商業活動の展開を見通して「第二外国語」の配置である。なお、これ以上の第3表の説明は省くが、文科では、「経済原論」の学年配当が2年生となったことを付言しておく。

また、上記の申請の第4の理由にあるように、1937 (昭和12) 年3月をもって、「仙台神学校」を起源とする東北学院は、時代の潮流と神学部部門の財政逼迫から、「神学部を廃止」し、(歴史的には、ブラウン塾、東京一致神学校、明治学院神学部の流れを組む) 日本神学校と合同する。のち、日本神学校は、(関東学院神学部と合同した) 青山学院神学部と合同し、第二次世界大戦後の1949 (昭和24) 年の東京神学大学設立に至る。

単純な学則変更の場合には、文部省からコメントを付けられることなく認可されるが、上記の

申請は、修業年限変更、大幅なカリキュラム改定、さらに神学部廃止に伴う学則の変更の申請であり、いくつかのコメント（文部省指令案（昭和12年3月23日起案））が付けられた。特に重要なものは、定員充足の危惧と、ミッションからの寄付金（授業料収入のほぼ半分）を失うと東北学院の経営維持に支障が出る懸念であった。まもなく、文部省の懸念が現実になる。

上記の申請に添付された「東北学院一覧（昭和11年）」には、「高等学部職員」の項目があり、これによれば、高等学部の職員数は59名（神学部教員の兼担や非常勤講師のほか、配属将校1名、校医1名、事務職員（当時の職名は書記）2名、司書1名を含む）であった。院長は

院長・高等学部長 出村悌三郎（哲学・教育学）

であるが、高等学部商科の「商学・経済学・法律系科目」担当の教員は、

三浦運五郎（通信文・タイプライター） 山本六郎（財政学・保険学）

門脇立郎（簿記・会計学） 萩田健吉（商業学・統計学）

津久井善四郎（法律、商科長） 大庄司清喜（国際法）

今野健之助（法学通論）

桐ヶ窪孝（商品学、非常勤） 中村重夫（貨幣銀行論、非常勤）

と非常に少ない。しかも、第3表に記載された科目を担当する教員がほとんど見当たらない。特に経済学や財政学関係は、財政学担当の山本と貨幣銀行論の中村のふたりのみである。文科や師範科は多数の教員が配置され、（ダンテ研究の山川丙三郎のような）高名な学者もいるが、商科では科目に対応する教員が配置されておらず、経済学・商学教育の実効性はまったく担保される状況にはなかった。なお、この中で永年にわたり東北学院大学教授として関わりもつのは、中村重夫、門脇立郎、三浦運五郎の3名である。中村重夫は、当時、東北帝国大学法文学部教授で、1936（昭和11）年から東北学院にも出講する。東北学院専門学校や東北学院大学では、兼任教授となり、のちに経済学部の初代学部長に就任する。門脇立郎は、1928（昭和3）年、東京商科大学卒業と同時に、東北学院専門部教授となるが、戦時中に東北学院を離れ、大学文経学部には教授として復帰し、その後経済学部教授を務める。三浦運五郎は、小学校から大学院までアメリカで教育を受けた。1924（大正13）年、ハーバード大学でM.A.を取得後、東北学院専門部教授となるが、1938（昭和13）年、横浜専門学校（現在の神奈川大学）教授に転出し、1946年、東北学院専門学校設置とともに教授として復帰する。大学昇格後は英文学科の教授となる。

この申請には、上記とは別資料として「職員」の項目が添付され、名誉院長シュネーダー含む、68名の教職員の簡単な略歴も記載されている。この資料を整理すると、専任の教員は、高等学部35名（担当科は、文科10名、師範科11名、商科12名、各科の体操・教練担当（工兵大尉と歩兵中尉）2名）、神学部7名（体操・教練担当（陸軍戸山学校卒業）1名を含む）の計42名であること、また、その職名は、音楽担当1名が講師である以外は、現役軍人を含め教授（うちアメリカ人は8名）であることが判明する（専任教員以外の26名は、名誉院長1名、非常勤講師は20名、配属将校（歩兵中佐）1名、書記3名、校医1名である）。4分の3の教員が、帝国大学やアメリカの大学・神学校等を卒業し、法学士号、経済学士号、B.A., B.D.等を取得している。商科12名の中には、「英語」、

「習字」等の教授も含まれており、商学・経済学・法律系科目担当の専任の教授は、上に記載した7名に過ぎなかったのである。

また、この申請には「昭和11年度教科書配当表」の項目も添付されていたが、神学部の教授の几帳面さは対照的に、商科では教科書名の記載無しの科目が多い。特に経済学、財政学、工業経済等の経済学関係科目では、教科書名の記載がなく、専門科目では、わずかに、塚本文治（著）『商業概論』、塚本文治（著）『商業算術教科書』、三瀧信三（著）『民法総則提要 上巻』、佐々木道雄（著）『商業数学教科書』、青木俊太郎（著）『金利計算表』が記載されているに過ぎない。

神学部廃止の直後の1937（昭和12）年7月、日中戦争が始まる。9月には「国民精神総動員」運動が展開され、翌年には、長期化による総力戦遂行を目的し、「国家総動員法」が制定・施行される。非常時体制に突入し、思想信条の統制が強化されていく。

こうした時代状況もあってか、2年後の1939（昭和14）年には、授業時間「週40時間以上」は「週34時間以内」に短縮され、これに伴うカリキュラム改正も行われる。経済学・商学・会計学・法律関係では、工業概論、貨幣論、金融論、経営学、原価計算、信託論、外国商業実践、憲法等の科目が新設され、従来、配置されていた6科目が既存科目や新設科目に統合され廃止される。必修授業が減ったことで、半期の必修授業も置かれるようになる。さらに「研究指導（3年）」も新設される。また、既存科目の一部は、必修科目から選択科目や随意科目に変わる。

2.5 ついに文科募集停止

神学部廃止に続き、1941（昭和16）年3月、高等学部文科（第一部、第二部）が募集を停止する。この募集停止により、「商科」が東北学院の教育を担うことになる。東北学院の種々の歴史的記述は、なぜか、神学科、文科、師範科やその出身者の記述が多く、また、着目度も高いのに対して、商科サイドからの発信は少ない。しかしながら、非常時体制の中、東北学院を教育面・財政面から支えたのは、まぎれもなく商科であった。

高等学部文科募集停止は、2つの財政上の問題（ミッションボードからの寄付金の謝絶と入学者数の減少）による。東北学院では、数年前からミッションボードの財政支援から脱却し、財政的に自立することを目指してきた。具体的な動きが、アメリカ改革派教会伝道局からの寄付金6万円の謝絶である。ただし、東北学院から提出された「学則変更ノ儀ニツキ認可申請」（昭和16年1月25日）では、「国家ノ新体制ニ即応ノ欧米依存ノ旧弊ヲ脱シ独立自営ノ為（常用漢字で表記）」であった。また、非常時体制の中、物資統制や思想統制が強まり、教養的なものと対する関心が薄れ、これらの分野への学生の需要は減少し、応募者は激減する。例えば、当時の（収容）定員は、文科第一部45名、文科第二部60名、従って、（入学）定員は、それぞれ、15名と20名となるが、実際の入学者は、ともに14名（昭和13年～昭和15年の3年平均）と定員に達していなかったのである。当然に、「比較的素養ノ低下ヲ来ス傾向アルヲ免レズ」である。また、文科では、年額80円の授業料に対し、1人当たり198円の赤字が出ていたのである。「認可申請」では、財政の健全化のための方策として、定員の商科への振り替え、経費の節減、授業料の増額、自給期成会

の設立等が述べられている。注目すべきは、これまで蓄えてきた「シュネーダー記念図書館建設費」からの流用である。財政が悪化するも、文科募集停止だけでは対処できず、虎の子の「シュネーダー記念図書館建設費」にまで手を付ける状況にまで追い込まれていたのである。

2.6 高等商業部と学徒出陣

積極的な増収策は、入学定員100名の高等学部商科第二部（夜間）の設置（翌1942年設置）であった。夜間学部は、東北学院中学部第二部（夜間）と同時に設置されたが、第1に社会的要求、第2に財政的事情、第3に学生1人当たりの経費が昼間部の3分の1という試算を踏まえたものであった。

高等学部にあって、唯一存続したのは商科であったから、（文科の生徒が卒業した年の）1943年4月、高等学部からの高等商業部への名称変更が行われる。これにあわせて、入学定員も、文科35名を商科に振り替え商科175名となる。これをPRするために、6月には受験雑誌に生徒募集の広告を出す（星（2018））。

「官立」優位の日本の高等教育体制にあって、「私学」が、各自の教育目標を達成するためには、学生数を確保し、健全財政を維持しなければならず、そのためには

- 1) 徴兵猶予と現役年月の短縮
- 2) 上級学校への進学資格
- 3) 中学校・実業学校教員の無試験検定の取り扱い

の特典を与えられることが、学校経営上、不可避であった。これらの特典の付与とキリスト教主義教育の継続のバランスをどのようにとるかが、キリスト教学校の最大の苦悩であった。しかも、1891（明治24）年の東北学院開院式での「教育ニ関スル勅語」の奉読に始まり、昭和の戦時体制が強まるに従い、現役将校の配属、軍事教練、河北新報による3L批判、宮城遙拝、御真影の奉戴、奉安殿の設置、「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」の奉読、学徒勤労働員、学徒出陣へと短期間で急速に事態が進展し、東北学院の苦悩は深まるばかりであった（戦時下の東北学院の状況については、『東北学院百年史』のほか、出村（2020）、志子田（2020）、河西（2018）、熊坂（2018）等を、また、学徒出陣については、西山（2017）、加藤（2018）、永田（2018）等を参照のこと）。

1943（昭和18）年10月、全国の帝国大学、大学、高等学校、専門学校等の学徒に対する「徴兵猶予の停止」が実施される。10月21日には、雨の中、神宮外苑広場において、関東地区の学徒を中心に数万人を集めて、出陣学徒壮行式が行われた。この壮行式は、よく知られているが、関東地区以外では各学校個別開催や地区合同開催の壮行式が一般的であった。実際、東北帝国大学では、10月8日、東北帝国大学講堂前で壮行式が行われた。東北学院でも、10月中に壮行式が行われたものと見られ、12月の時点で143名の入営者を数えた（永田（2018））。この1943年には、前述の1941年の高等学部文科の募集停止により、文科には在籍者はおらず、名称変更した高等商業部の壮行式が行われたのである。

翌1944年9月の学事報告では、高等商業部2年次は、175名（うち、応召1名、入営22名）、3年次は、117名（うち、応召2名、入営67名）、高等商業部第二部2年次は、71名（うち、応召5名、入営25名）、

3年次は、53名（うち、応召4名、入営42名）、総計416名（うち、応召12名、入営156名）であった（『東北学院百年史』、p.893）。実に、在籍者のほぼ4割が、応召か入営となったのである（この年、高等商業部も募集停止するため1年次の生徒はいない）。

徴兵延期期間の短縮との関りで、勅令により、1941（昭和16）年10月16日、昭和17年3月卒業者を昭和16年12月卒業させる措置（修業年限3か月短縮措置）、さらに、わずか半月後の同年11月1日、昭和18年3月卒業者を昭和17年9月に卒業させる措置（修業年限6か月短縮措置）が取られたのである。本来、本学の高等商業部は、修業年限3年であったが、2年半に短縮される。1943年入学の高等商業部及び第二部の生徒は、高等商業部の最後の卒業生（1945年9月卒業）となる。

東北学院が専門教育を始めた1895年から1945年9月までの50年間の卒業生は、2,578名にのぼる。また、専門部に商科が設置され最初の卒業生を出した1922年以降、1945年9月までの専門部・高等学部・高等商業部（第二部を含む）の卒業生総数は、2,290名である。うち、商科（第二部を含む）が、1,825名（全体の79.68%）を占める。戦前の東北学院の歴史では、第1に神学科、第2に文科や師範科の活動や卒業生にスポットライトがあてられることが多いが、実に卒業生の8割は、商科の生徒であった。

2.7 ついに卒業生ゼロ

日米開戦はほぼ1年後の1942年夏には、アメリカ人宣教師が交換船で帰国するなど事態は緊迫していたが、1944年、さらに東北学院存続に関わる最大の出来事が起こる。「東北学院航空工業専門学校の設置」と「高等商業部（第二部を含む）の募集停止」である。教育に対する戦時非常措置は、先に述べた徴兵延期期間の短縮や修業年限短縮ばかりではなかった。戦力増給を図るために、理工系学校の整備拡充、（文科系学徒とは逆に）理工系学校・教員養成系学徒の入営延期、文系大学・専門学校の統合、徴兵検査年齢の引き下げ等である。

東北学院に対しても、1943年10月、東北軍管区司令官から不当な圧力がかかる。「東北学院は時節柄、不要不急の教育機関である。よって本年度限り廃校を命じ、校舎は軍において接収す」というものであった（『東北学院百年史』、p.896）。

東北学院は、廃校の危機を回避するために、陸海軍から高い技術評価を受け日本有数の軍需工場を所有する萱場製作所（現在のKYB）社長の萱場資郎（大正5年、東北学院中学部卒業）の助力を得て、1944年、東北学院航空工業専門学校の設置（入学定員：航空機科100名、発動機科50名）に踏み切る。

東北学院大学初代学長・小田忠夫の表現を借りれば、「東北学院がキリスト教学校であるがために、戦時中被った圧迫は実に甚だしいものがあつた。中学校部門においてはまだしも、専門学校部門は全く窒息のまぎわまで追い込められ、終戦の前年、窮余の策として急設した航空工業専門学校によって、ようやく命脈を保つ」ことができたのである（小田（1969））。

この1944年には、東北学院のみならず、関東学院と法政大学が航空工業専門学校を設置している。関東学院は、高等商業部を明治学院に統合移行し、航空工業専門学校を設置する。東北学院

とほぼ同様の改革を行ったのである。官立の高等商業学校でも、文系の軽視・理工系の整備拡充の流れを受け、和歌山・彦根・高岡の各高商が工業専門学校に転換する（この3校以外の高商は経済専門学校と改称し、その多くが工業経営専門学校を並置した）。

東北学院航空工業専門学校設置により、軍による校舎の完全な接収は免れたものの、本館隣の教室は陸軍被服廠、ブラッドショー館は海軍地方部に接収され、礼拝堂地下室（現在の東北学院史資料センター）は特設非常電話局に転用された（志子田（2020））。

航空工業専門学校については、『東北学院百年史』や鶴本（2007）（2013）において詳細に論じられていることから、先を急ぐことにしよう。1945年4月、東北学院には、高等商業部3年生、航空専門学校の1・2年生が在籍したが、終戦直後の9月、高等商業部3年生が卒業したため、在籍者はおらず、1946年3月、高等商業部は正式に廃止される。東北学院航空工業専門学校の生徒は、理工系のため修業年限短縮が行われず、卒業は、当初から1947年3月であった。このため、1946（昭和22）年の東北学院の卒業生が「ゼロ」という驚愕する事態が起こったのである。

1945年に時間を戻すと、ポツダム宣言受諾の放送から1週間後の8月23日、文部省の小出教学官等が東北帝国大学を訪問し、帝大幹部や在仙高等専門学校長に対し、今後の教育の方針等に関する文部省の指令を伝える。同日、これを受け宮城音五郎・東北学院航空工業専門学校長（東北帝大工学部長の兼任）は、文部省専門局長あてに、工業専門学校に名称変更することと、学科別の収容定員の変更（機械科80名、電気科40名、工業経営科80名）の文書を送付するが、文部省からは、正式の手続きを踏まない私信と見なされる（『東北学院百年史』、pp.917-918）。

1945年9月15日、文部省は「新日本建設ノ教育方針」を出す。これは、上の文部省指令と同じ趣旨と推測されるが、「二 教育ノ体勢」では、「決戦教育ノ体勢タル学徒隊ノ組織ヲ廢シ……戦争ニ直結シタル学科研究所等モ平和的ナモノニ改変シツツアル」との方針が示される。

連合国軍最高司令官（SCAP）の指令（SCAPIN-301, "Commercial and Civil Aviation", 1945年11月18日）によって、公式に日本の航空機の製造・研究等が禁止される。特に、その第5項では、航空科学、航空力学、航空機・気球に関する事項の教育、研究、実験も禁止される。文部省の認可とこの指令（SCAPIN-301）との関係は詳らかではないが、ともかくも、同年12月、航空工業専門学校は、工業専門学校に名称変更される。

この年の10月3日、出村悌三郎・前院長が疎開先から甥の出村剛・中学校校長（前高等学部長）にあて私信を出す。その趣旨は、航空工業専門学校は廃止し、工業専門学校に転換することは無意味なことなので、「学院本来の使命ニ立還るべきだと思ひます。よくよく御考慮を願ひます…」であった（出村（2020））。この考えが東北学院の新しい流れとなり、12月2日、理事会は専門学校設置を決議する。

3 東北学院専門学校

3.1 専門学校の設置と工業専門学校の廃止

1946（昭和21）年2月16日、上の理事会決議に基づき、財団法人東北学院理事長・杉山元治郎

から文部大臣・安部能成あてに、東北学院専門学校設置申請書が提出され、文部省の認可をえて、同年4月、東北学院専門学校が設置される。英文科と経済科の2科体制であり、それぞれに第二部(夜間)も設置された。高等商業部の最後の卒業生を出したから、半年後の経済・商業系の授業の再開であった。英文科(もとの文科第二部)にとっては、実に6年ぶりの新入生の受け入れであった。

商科から経済科への名称変更(高等商業部から専門学校経済科へ名称変更)は、すでに官立の高等商業学校の多くが経済専門学校と称することになっていたことや、一時、工業専門学校に転換した和歌山・彦根も、経済専門学校に、再度、名称を変更する予定になっていたことも影響しているように思われるのである。なお、関東学院は、航空工業専門学校を工業専門学校に転換した後、経済専門学校とともに、これを大学昇格(工学部・経済学部)に繋げる。

東北学院専門学校の設置にあたり、文部省からは工業専門学校在学者の転入学を認めるようにとの条件が付けられた。1946(昭和21)年9月に文部省に提出された文書によれば、この年、昭和19年の航空工業専門学校入学生(昭和20年、2年生)139名のうち、48名は(名称を変更した)工業専門学校3年生にそのまま進級したが、22名が新設の専門学校英文科2年に転学し、43名が経済科2年に転学し、26名は他の工業専門学校に転学した。また、昭和20年の航空工業専門学校入学生188名のうち、19名が英文科1年に、117名が経済科1年に入学した。また、英文科第二部に2名、経済科第二部に3名が入学したが、47名は他の工業専門学校等に移った。このような措置により、(航空工業専門学校から名称変更した)工業専門学校には3年生48名が在籍するのみになり、翌1947年3月、卒業をまって、同校は廃止される。

3.2 専門学校設置時のヒューマン・リソース

第2代院長シュネーダー(在任期間1901年～1936年)の退任後の1936年5月、出村悌三郎が第3代院長に就任する。戦時非常時体制が強化され、東北学院も存廃の危機に直面する。前節で述べたように、まさに苦難の連続の10年であった。「理想と現実との板挟みに苦勞しつつ・・・建学の精神を保持せんと死力を傾けたものであったが、戦争末期の状況は物心両面において。七十歳を越えた老哲学者には過酷すぎた」のである(『東北学院百年史』, p.903)。1945(昭和20)年3月、勅任官である東北帝国大学工学部長・宮城音五郎(兼ねて東北学院航空工業専門学校長)の上に院長職を置くことがはばかれる事情もあり、出村悌三郎も、老齢の故に、院長を辞職する。これにより、1946年11月、出村剛が第4代院長に就任するまでの間、院長職は、空席となる。

余談ながら、校名を「仙台神学校」から「東北学院」と改称した1年後の1892年から理事局(理事会)が組織されるが、東北学院において理事長職が常勤職となるのは、90年後の第11代理事長・児玉省三(在任期間1982年～1992年)の時からである。初代理事局長ホーイは副院長、第2代理事局長シュネーダーは院長、(東北学院校歌の作詞者でもある)第3代理事長ゾーグは高等学部長、第4代理事長出村悌三郎は院長のように、(理事長が重職を兼ねていたのではなく)重職者のひとりが理事長(理事局長)を兼ねていたのである。ところが、1944年6月、戦時非常時体制の中、杉山元治郎(1909年、東北学院専門部神学部別科卒業)が第5代理事長に就任し、非常勤の理事長

が誕生する。農民運動を指導し大正デモクラシーの担い手として知られる杉山は、当時、衆議院議員（4期目）でありながら、存廃の危機にあった東北学院を支えるために理事長を引き受けたのである。ところが、戦時中、大政翼賛会の推薦議員であったことから、戦後、公職追放となり、杉山に代わって、1947年、同じく大正デモクラシーの覇者で、当時、片山内閣の司法大臣であった鈴木義男（1912年、東北学院普通科卒業）が、第6代理事長に就任する。杉山は、1963年9月、鈴木逝去を受け、再び、東北学院理事長（第7代）になる。

先に述べたように、東北学院専門学校設置申請は、1945年12月2日の理事会決議に基づき、1946（昭和21）年2月16日、理事長・杉山元治郎の名前で提出される。院長職は空席、理事長は非常勤、さらに工業専門学校は廃止予定（宮城音五郎校長は同年3月に辞職）という状況であったから、教育と学校運営の責任は、自ずと、出村剛・中学校校長（神学部教授をへて1939年中学部長、1941年高等学部長、1945年中学校長）が負うことになる。東北学院専門学校設置の申請と同じ日に、理事長・杉山元治郎から文部大臣・安部能成あてに、出村剛を「学校長任用ニ関スル認可申請」が提出され、ほどなく認可される。

東北学院専門学校は、校長・出村剛、英文科長・月浦利雄、経済科長・小田忠夫の体制であった。月浦利雄は、英文科長のほか、（旧制）中学校校長も兼ねることになった。学制改革により、（旧制）中学校は（新制）中学校と（新制）高等学校に改組され、月浦は、新しい中学校長と高校校長に就任する。1949年の専門学校の大学昇格以降は、中・高校長に専念し、東北学院中・高の教育を盤石なものとする。また、小田忠夫は、1919（大正8）年、東北学院中学部4年修了のクリスチャンで京城帝国大学教授だったことから東北学院に懇願され、経済科長を引き受けたのである。のちに東北学院大学初代学長（1949年～1982年）に就任し、東北学院大学の礎を築く。

文部大臣・安部能成は、京城帝国大学教授（1926年～1940年）を務め、小田忠夫は、東京市政調査会研究員を経て、京城帝大助教授（1936年）、教授（1937年～1945年）を努めていた。従って、4年ほど京城帝国大学法文学部でいっしょであった。安部は、1940年、（旧制）第一高等学校校長に就任した後、文部大臣（1946年1月～5月）に就任していたのである。小田は、新制大学（東北学院大学）設置の際に大変に苦勞して経済学関係の教員を集めたことを回想し、さらに、「三沢房太郎君から、安部能成さんが文部大臣をしているので行って来るようにいわれた。文部省に行ったら、秘書官が直接あうようにいうものだから、京城の小田が来ましたといったら、直に大臣室に通された。何の用で来た、というから、実は新制大学の設置について、内務官僚をよく知っている者からいわれて、やって来ました、と言った。ああそうか、と言うわけで係を呼んで、安部さんの前で審議がはじまった。係りは、前に出していた書類の欠陥をいろいろつくんだね。安部さんがこの男は嘘をつかんから、その位は信じろと。」と回想している（『回想と追憶』、pp.28-29）。確かに、新制大学設置申請の時、教員集めでは困難を極めた。これについての小田の回想であるが、その時の文部大臣は森戸辰男なので、小田の回想には混乱が見られる。この回想を東北学院専門学校設置のとき、また、文部大臣・安部能成への陳情の時期を小田の経済科長就任を目前にした1946年2月か3月上旬とすれば、整合性はとれる。なお、小田の回想にある三沢

房太郎は、1918年東北学院専門部文科中退、1924年京都帝国大学経済学部卒業後、内務官僚等を経て、1947年、宮城県民生部長となる。その後、教育長、出納長、宮城農業短期大学学長を歴任し、東北学院財務担当理事（財務部長を兼務）となる。東京帝国大学経済学部選科入学の経験もあり、東京帝大では、小田とも交遊があったのである。

3.3 専門学校の設置申請内容と展開

1946（昭和21）年2月16日の東北学院専門学校設置申請の設置趣意書に、「東北学院は創立当初より宗教的信念の啓発と人格の教養とを以て教育の重要な一要素也と信じ多年之がために努力せり。勿論時代の変遷に伴い幾度かその組織と方法との変化を見たれど……数年来急激なる国情の変遷につれて幾度かその組織を変更したる我校も之を復旧して更に創立の精神を一層強化し以て平和的世界文化の建設に貢献し得る人物の養成を計らんとす。茲に再び東北学院の組織を改め東北学院工業専門学校を廃止して新に英文科と経済科とを設置し学院本来の目的達成に精進努力せんとする所以なり」と記載されているように、東北学院の本来の目的である宗教的信念の啓発と人格の教養向上を教育の目的にした学校の設置であった。言い換えると、先に紹介した出村悌三郎・前院長の私信にあるように、文系学校への復帰を目指したものであった。

設置申請に添付された「学科目並担当者調」によれば、

校長・出村剛（同年11月、東北学院第4代院長）

英文科長・月浦利雄（のちに東北学院高等学校初代校長、第9代理事長）

経済科長・小田忠夫（のちに東北学院大学初代学長、第6代院長、第10代理事長）

を含めても、2科合わせて12名の小さな教員組織であった。10年前の1936（昭和11）年の高等学部35名、神学部7名の専任教員数から見れば、3分の1にも満たない陣容であった。応召や、神学部・専門部文科・高等商業部の廃止に伴い、教員の多くが職を離れたから、専門学校設置時までとどまっていたと思われるのは、校長・出村剛（聖書）、英文科長・月浦利雄（英語）、和泉幸一郎（英語）の3名に過ぎなかった。2科で12名と教員が少ないなりに、英文科は、十全に機能した（西山（1997））。しかしながら、経済科は、経済科長・小田忠夫が「経済原論」、「経済史」を、三浦武盈が「商業概論」、「簿記」、「珠算」、「作文」を、また、大森純雄が「法学通論」、「刑法」を担当する予定になっており、経済科を標榜するものの、経済学プロパーは、小田忠夫ひとりに過ぎなかったのである。

1946（昭和21）年9月29日、文部大臣・田中耕太郎あてに「授業料改定に伴う学則変更の認可申請」が提出されるが、これに添付された「学科目並担当者調」では、教員が大幅に増加している。すなわち、英文科は、山川丙三郎が復帰し（ただし、翌年8月に逝去）、児玉省三（のちに第11代理事長）、情野鉄雄（のちに第2代学長、第7代院長、第12代理事長）等が新たに加わり、校長・出村と英文科長・月浦を含め、11名になり、経済科は、三浦運五郎が復帰したほか、新たに佐藤謙三（のちに第2代経済学部長）、西村達夫等が加わり、経済科長・小田を含め、8名となった。このうち、経済系が小田（経済原論・財政学）、佐藤（経済史）、西村（経済政策・社会政策）の3名、

商業系が三浦武盈（簿記・会計学）、三浦運五郎（英語・商業概論）、菊田善三（商業数学・統計学）、阿部欣二（商品学・科学概論）の4名、法律系が大森（法学通論・民法）であった。この段階で、何とか主要科目と教員がそろい、経済科や商科の雰囲気が出始めるが、経済学プロパーは小田・佐藤・西村の3人とどまり、商業系の三浦武盈を加えても、経済・商業系合わせて4名に過ぎなかったのである。翌1947年には、高等学部教授だった法律系の二関敬が復帰し、法律系は2名になる。なお、中村重夫（金融論）、清宮四郎（憲法）、小林淳男（言語学）等の東北帝国大学教授をはじめ9名が非常勤講師として、経済科や英文科の講義を担当した。この中でも中村は、1936（昭和11）年から東北学院各機関の非常勤講師を一貫して続け、東北大学定年退職後に、東北学院大学教授となる。初代経済学部長や初代副学長（学務担当）を務める。

先に述べたように、1941（昭和16）年3月の高等学部文科の募集停止のあと、1943年、高等学部（商科）を高等商業部と名称を変更したが、1945（昭和20）年9月には、生徒がすべて卒業したから、翌年4月、専門学校経済科が設置された時には、経済・商業を学ぶ上級生はいなかった。

上で見たように、経済科の教授陣は、復帰した三浦運五郎と二関が高等学部を経験しているものの、経済科長・小田をはじめ全員が高等商業部を経験しておらず、専門学校設置とともに新しく採用された人ばかりで、すっかり教員が入れ替わっている。

英文科も、ほぼ同様である。先に述べたように、わずかに校長・出村、英文科長・月浦、和泉が昔を知るのみである。

このように、高等学部（文科、商科）・高等商業部と専門学校（英文科、経済科）は、生徒の連続性はまったくなく、教授陣の連続性も無いに等しい。専門学校は3年後に新制大学に発展するが、月浦は東北学院中学・高等学校長専任となり、大学設置の年には出村剛が急逝するから、わずかに繋がっていた教授陣の連続性も消失する。従って大学昇格直後に、戦前の高等学部を知るのは、和泉幸一郎と戦後復帰した三浦運五郎、門脇立郎（大学昇格後に復帰）、二関敬の4名のみになる。

余談になり、また、時間も数年戻すが、出村（2020）には、高等学部在職中の和泉と門脇のエピソード（「東北学院時報」第297号（1974年7月28日）掲載の三品鼎の回想）が紹介されている。すなわち、「当時学院高等学部には生徒課と言うものがあり、和泉幸一郎先生を中心に、門脇立郎先生、佐々久先生の方々が軍関係の折衝、憲兵・特高・警察との連絡から学徒動員に関する一切の事務に至るまで・・・三先生の苦労たるや並大抵のものではなかったことが察せられる。」である。その門脇立郎の記憶では、「従来の専門部〔ママ〕に代わって、航空専門学校として改称・新設され、教授団解散の通知が私の手元にも郵送されてきた。」である（門脇（1985））。こうして、門脇は、1944年8月、東北学院を依願退職し、民間に転出し、大学昇格の数年後に復帰する。

念のために、学科課程（カリキュラム）を比較すると（第3表の右側部分と第4表を比較すると）、週40時間授業から週33時間授業へ移行していること、経済関係・商業関係・法律関係・英語関係の中の基幹科目は継続して設置されてはいるものの、その数は少ないこと、また、戦前の「修身」は、「聖書」に換わり、授業時間数が半減していること等の特徴が見られる。両者の大きな相違は、

第4表 学科課程及び授業時数表（専門学校経済科）

	専門学校経済科		
	1年	2年	3年
経済学	経済原論 2 経済史概論 2 経済地理 2	経済政策（農） 2 財政論 2 貨幣金融論 2 統計学 2 外国経済事情 2	経済政策（工） 2 経済学史 2 日本経済論 2 社会政策 2
小計	6	10	8
商業学	商業概論 2 簿記 3 珠算・商作文** 2 商業数学 2	簿記 2 経営総論 2 工業概論（商品学） 2	外国貿易論 2 会計学 2 経営各論 2 原価計算 2 交通論* 1 保険論* 1
小計	9	6	10
法律	民法 1 法学通論・憲法 1	民法 3 商法 2	商法・経済法 2 アメリカ政治・法律事情 2
小計	2	5	4
		演習 2 都市経営論 1	演習 2 新聞論 1
英語	英文和訳 5 和文英訳 2 会話作文 3 タイプライター 1	英文和訳 2 会話作文 3 英文簿記 1	英文和訳 2 会話作文 3 英語通信文 1
小計	10	6	6
聖書・その他	聖書 1 国語*** 2 その他 4	聖書 1 その他 3	聖書 1 その他 3
小計	7	4	4
合計	35	34	35

(注) * は、選択科目。

** は、(旧制)中学校卒業者の履修科目。

*** は、商業学校卒業者の履修科目。

「商科から経済科への改組転換」に踏み出した点にある。商業や簿記関係科目の開講数が減り、経済学科目は、設置科目を増やし、3年間の履修時間を週12時間から週24時間へと倍増する。他方、商業や簿記関係科目の実際の履修時間は、選択科目等を調整すると、週21時間（商業学校卒業生）または23時間（中学校卒業生）である。経済科長・小田忠夫の「見えざる意思」は、商業や簿記関係科目よりも、わずかながら経済学科目を多く配置することで、経済科へ向かう最初の第一歩を踏み出すことであったのである。

このように東北学院専門学校は、教員・生徒・カリキュラムの面で前身の高等教育機関との連続性がなく、神の福音と教育施設（礼拝堂、本館、いくつかの平屋教室、ブラッドショー館、運動場等）を継承しての、新しい教授陣のよるまったくの「ゼロからのスタート」であった。

3.4 専門学校の入学定員と授業料ほか

東北学院専門学校の入学資格は、これまでの高等学部や高等商業部の入学資格、1) 中学校卒業生、2) 文部大臣が指定した学校の卒業生及び検定合格者に加えて、3) 高等女学校卒業生が追加される。実際、専門学校英文科1回生の思い出では、女子生徒が7,8人いたという（富士(1995)）。

入学定員は、英文科100名、経済科150名、英文科第二部50名、経済科第二部100名、計400名で

ある。この入学定員は3年間変更がなかった。時代状況を反映したか、第二部（夜間）の生徒数が相対的に多く、また、英文科に比して経済科の定員のウエイトが小さいという特徴が見られる。

専門学校設置からほぼ1年後の昭和22年2月1日現在の生徒数（1年生）を見ると、英文科91名、経済科215名、英文科第二部61名、経済科第二部130名、計497名と、特に経済科と経済科第二部において、大幅な定員超過になっている。なお、2年生は、英文科24名、経済科64名、計88名である（第二部の生徒数はゼロ）。先に述べた昭和19年の航空工業専門学校入学生の2年生への転学者数よりも、経済科において20数名が増加しているが、差異は、他からの転学者によるものと見られる。

3年目の昭和23年10月1日現在の生徒数は、1,495名（1.25倍）であった。内訳は、英文科447名（英文科第二部171名を含む）、経済科1,048名（経済科第二部365名を含む）である。英文科は、昼間部が定員割れ、夜間部がやや過剰であった。特に、英文科の昼間部3年生は65名（定員の3分の2）と極端に少なかった。これに対して、経済科の昼間部には、定員の1.5倍以上の生徒が在籍していた。1年生233名、2年生211名、3年生239名、計683名である。大学に昇格してからの経済学科は、慢性的な定員超過状態になるが、これは専門学校経済科の時から始まっていたのである。

設置申請時の授業料は、年額350円（4月150円、9月100円、1月100円の分納）の予定であったが、戦後の急激な物価高騰により、1946（昭和21）年9月には、年額600円（4月200円、9月200円、1月200円の分納）に改定され、9月分から実施される。第二部の授業料も、年額300円から500円に改定されている（高等教育に対する高い需要を反映してか、第二部（夜間）の授業料が、相対的に高い時代でもあった）。東北学院専門学校父兄会代表（会長）・一力次郎から、父兄会決議により、授業料変更を承諾した旨の「承諾書（9月1日付）」が提出され、これが9月29日の申請書に添付されている。実際に9月分納分の100円から200円への授業料の値上げが行われたのちに、整合性をとるために、遅れて9月29日に「授業料改定に伴う学則変更の認可申請」が提出されものと見られる。

翌1947（昭和22）年4月には、授業料が年額600円（第二部500円）から1,000円（第二部800円）に、再度、大幅に引き上げられる。改定の理由は、教職員俸給支給額の増加と諸物価高騰による校費支払いの増加のためであった。1946（昭和21）年9月の資料と比較すると、教授級（校長・科長を含む）平均月額額は、790円から1,535円とほぼ2倍になっていたのである。さらに、この大幅改定の半年後の1947年10月には、授業料が年額1,000円（第二部800円）から2,000円（第二部1,600円）に、2倍に引き上げられる。

1948（昭和23）年4月には、在校生に「配慮してその授業料は年額2,000円（第二部1,600円）に据え置くものの、新入生は、年額2,500円（第二部2,300円）になる。6月には、学年別の授業料が廃止され、新入生と同額の年額2,500円（第二部2,300円）となっている。同年12月の文部省への「学則変更届」では、授業料が年額4,200円（第二部4,000円）となっている（1948（昭和23）年10月実施）。戦後の極度のインフレーションを反映して、授業料が大幅かつ頻繁に改定され、当初の授業料年額350円と比較すれば、2年半で実に12倍の改定であった。

この「学則変更届」に添付された「教職員俸給比較表」によれば、教授級（校長を除く）平均月額は、1948（昭和23）年4・5月3,414円、6～9月4,653円、10月～3月6,571円である。1946年9月との比較では、2年間でほぼ8倍になっていたのである。

授業料を大幅に値上げしても、インフレによる経費増加のため、東北学院の財政は逼迫していた。ここで佐藤謙三（のちに第2代経済学部長）の話を思い起こすと、「給料日になると、いつも待ってくれと言われ、月末まで待たされる。欠配は無かったが、いつも遅配だった。周りからは、何が良くて学院に勤めているのとよく言われた。」である。

さらに付言すると、1947年2月に文部省に提出した「学則変更認可申請書」によれば、入学試験料は、20円（第二部15円）から60円（第二部50円）へと3倍に増額されている。これに対して、入学金は、20円（第二部15円）から30円（第二部20円）への緩やかな引き上げであった。学則変更の理由（入学試験料・入学金改定の理由）は、教職員俸給支給額の増加と諸物価高騰による入学試験・入学手続きに要する諸経費の増加のためであった。現代と比較すると、相対的に入学試験料が高く、入学金が低い。

3.5 専門学校その後の展開

専門学校設置の1年後の1947年から戦後の学制改革が始まる。1947年4月1日、学校教育法が施行され、初等・中等教育は、「6・3・3」の教育体制になる。まず、新制中学校が、中等（前期）教育を担当することになり、新入学の1年生と、「前年の旧制中学校、国民学校高等科や青年学校等の1・2年」を2・3年生としてスタートする。翌1948年4月1日、中等（後期）教育を担当する新制高等学校が、新1年生として新制中学校の最初の卒業生を、また、旧制の中等教育機関の4・5年生を（新制高校の2・3年生として）受け入れ、スタートする。

旧制の高等教育機関（旧制大学、旧制高等学校、旧制専門学校等）はすべて単一の4年生制度の高等教育機関に再編・整理され、新制大学が発足する。当初は、1949年4月に、前年に開設した新制高校の卒業生（さらに経過措置として旧制の高等教育機関の1年修了者等）を新制大学の1年生として受け入れスタートする計画であった。このため、1947年7月、新制大学への転換や新設に向けて、大学基準協会の創立総会が開かれ、大学設置基準策定が動き始める。ところが、旧制の私立6大学（上智、國學院、同志社、立命館、関西、関西学院）、5女子大学（日本女子、東京女子、津田塾、聖心女子、神戸女学院）、県立1大学（神戸商科）が「将来計画の確立と改組準備の整備」を理由に1948年4月の発足の名乗りをあげる。文部省は、占領下の特殊事情のために、「新制大学（1948年4月1日設置）」の認可を出す（『学制百年史』、文部科学省HP版）。

他方、東北学院では、1946年10月、1945年春から空席だった院長職に、校長・出村剛が就任することになり、院長が校長を兼務する。前述のように、戦後日本の教育改革は急を告げる。1948年4月、新制高校がスタートするが、1946年に（旧制）中学校長を兼務していた英文科長・月浦利雄が、そのまま東北学院高等学校の初代校長に就任し、（新制）中学校校長を兼ねることになる。東北学院も、「新制大学」設置に向けて歩み出す。専門学校設置3年目の1948年4月、出村剛に代わっ

て、小田忠夫が校長に就任し、経済科長を兼ねる。小田に期待された役割は、当然に、新制大学への昇格であった。同年7月20日、東北学院大学設置を文部省に申請し、翌1949（昭和24）年3月25日付をもって設置認可される。院長に専念した出村剛は、大学昇格を果たした夏から健康不調を訴え病床につき、9月29日、急性肺炎により、満63歳で逝去する（『東北学院百年史』、p.998）。

新制大学昇格は、優秀な教員を確保できるか否かにかかっていた。旧制大学を別にすれば、他の高等教育機関も、一斉に、新制大学昇格を目指していたから、教員の奪い合いが起きていたのである。2004年、日本でも法科大学院制度が始まり、多数の法科大学院が、同時に新設された。この時も、法学関係教員の大学間の転出・転入で大混乱したが、新制大学昇格に関する教員をめぐる混乱は、これ以上のものがあつた。戦後の混乱期でありながら経済復興にも光が見え始めた時期であつたから、経済・商業系、法律系や理工系の教員の中には、実業界入りする者も多数いたためである。

東北学院大学設置準備とも関連するので、専門学校設置2年目以降の教員の動向を説明する。まず、1947年4月の経済科教員は、経済科長・小田を含め、11名になる。前年9月の8名から、高橋芳蔵（簿記・会計学）、八木由三郎（商業学・交通論・保険論）、松木太郎（商法・民法）が新たに加わり、二関敬（憲法・商業英語）が復帰する（阿部欣二が、なぜか一時的に外れる）。経済学系ではなく、商業系と法律系教員が補充されたのである。英文科も、数名の出入りがあつた。詳細は省くが、館岡剛（聖書）や石川重俊（英語）は、1947年4月の採用であつた。

専門学校設置3年目（大学昇格の前年）には、校長・小田を筆頭に、教授26名（経済科12名、英文科14名（アメリカ人3名を含む）、助教授2名（科学概論や音楽担当）、東北帝大教授等の兼任教授6名、非常勤講師13名となっている。これらの教員をコアとして、東北学院大学文経学部経済学科教員が構成されるので、上との重複をいとわず、経済科の教授名と担当科目を記載しておく。すなわち、

〔校長〕小田忠夫（財政学・経済原論）

〔教授〕三浦運五郎（英語・商業概論）、大森純雄（法学通論・民法）、

佐藤謙三（経済史・経済通論 [ママ]）、西村達夫（農業政策・工業政策）、

三浦武盈（簿記・会計）、高橋芳蔵（簿記・会計）、

八木由三郎（外国貿易・交通論）、松木太郎（民法・商法）、

阿部欣二（商品学・自然科学）、二関敬（憲法・商業英語）、

平野喜四郎（工業簿記・原価計算）、岩崎秀二（経済地理・社会政策）

である。阿部が戻り、新しく平野、岩崎が加わっている。なお、これは、後述の「大学設置申請書」に添付された「教員氏名（専門学校）」の担当学科目に基づいて整理したものである。

4 東北学院大学文経学部

4.1 新制大学

1947年4月1日、学校教育法が施行される。新制大学は、2年後の1949年4月1日から発足の予定

であったが、前節で述べたように、東京（私立6大学）と関西（私立5大学、公立1大学）が準備を先行し、占領下の特殊事情から、文部省は、これらの12大学に対し、1948年4月1日からの新制大学設置の認可を出す。当時の学校教育法では、文部大臣は大学設置委員会に諮問しなければならないと規定されていたが、「大学設置委員会官制」公布（政令第11号、1948年1月15日）により、実際に大学設置委員会が立ち上がるのはこの1月のことであった。委員が任命され、3月頃から実際の設置審査を始めることになると思われることからすれば、12大学の申請は、この手続きを無視した明らかなフライングであったが、文部省も占領下の特殊な事情からやむをえず認可を出したのである。「大学設置委員会関係者名簿（作成時期不明）」には、数多くの旧制大学（国立・私立）の総長・学長、旧制一高校長、いくつかの専門学校長、文部次官、文部省学校教育局長、大蔵省主計局長等の45名の氏名が記載されている。上の12大学の中では、立命館大学長・末川博、上智大学総長・大泉孝、同志社大学総長・湯浅八郎が委員に任命されている。委員の半数は、大学基準協会に所属していた。その大学基準協会は、前年の1947年7月、創立総会を開き、協会の方針として大学基準を採択していたのである。1956年に文部省令「大学設置基準」が制定までの間、これが事実上の新制大学の設置基準となる（『学制百年史』、文部科学省HP版）。

新制大学は、旧制の高等教育機関（旧制大学、旧制高等学校、旧制専門学校等）を再編した修業期間4年の高等教育機関であったから、私立や公立の旧制の高等教育機関は、旧制大学から新制大学への転換、あるいは新制大学への昇格をめざした。

1949（昭和24）年2月21日、文部省は、学校教育法により大学設置委員会の答申に基づき、79の公私立高等教育機関に対し新制大学の設置を認可する（文部省告示第31号（東京都立大学）から第109号（専修大学）までが官報第6679号（4月20日発行）に掲載されている）。次いで、3月25日、29の公私立高等教育機関に対し新制大学の設置を認可する（文部省告示第112号（浪速大学、現在の大阪府立大学）から第140号（椋山女学園大学）までが官報第6698号（5月16日発行）に掲載されている）。この中には、先行した12大学や2月21日に認可された大学における学部学科の追加増設分等が含まれているので、重複を取り除くと、大学の実数としては、98大学（公立18、私立80）になる。

1949年4月1日の新制大学（公私立）は、先行した12大学を含めると、110大学（公立19、私立91）になる。ここが戦後の私立・公立の大学教育の出発点である。

東北学院大学は、3月25日付の認可（文部省告示第120号）である。「名称 東北学院大学」、「設置者 財団法人東北学院」、「学部 文経学部」、「開設学年 第一学年」、「開設時期 昭和24年度」である。

なお、東北では、本学のほか、山形農業大学（設置者：山形県、のちに山形大学農学部となる）、宮城学院女子大学、東北薬科大学（現在の東北医科薬科大学）の3大学が昭和24年に設置認可を受けている。

4.2 2学部を設置申請と大学認可の条件

学校教育法施行の2か月前（1947年2月7日）、2年後に新制大学が発足することが確実になり、東北学院専門学校では「大学昇格委員会」が開かれ、経済科長・小田が作成した問題提起（教授陣の拡充、研究設備の充実、研究室の整備、教授会の権限の付与、（東北学院内の）学校制度の問題）の検討に着手する（『東北学院百年史』、pp.976-978）。

学校教育法施行から1か月後の5月2日、東北学院理事会は、「理事長杉山元治郎以下、院長出村剛を始めとする当局者に加えて、宮城県知事千葉三郎、仙台市長岡崎栄松、学識経験者として河北新報社会長一力次郎、同窓生で九州大学教授の高橋正雄、すでに長年講師として協力してきた東北大学教授中村重夫ら」17名の委員からなる大学設立準備委員会を組織することを決める（『東北学院百年史』、p.976）。

設立準備が進む中、アメリカのE&R協会国際伝道局の意向から、宮城学院との合同問題（2つが合同して新制大学を設置する問題）も起こるが、別々に大学昇格を申請することで決着する。こうして、設立準備委員会の発足から1年後（1948年5月11日午前10時）、専門学校長室において、理事会が開催され（議長・出村剛、理事12名のうち10名出席）、正式に東北学院大学設置の件（及び大学設置に伴う財団法人東北学院の寄附行為変更の件）が決議される。

同年7月20日、財団法人東北学院理事長・鈴木義男から文部大臣・森戸辰男あてに、学校教育法第4条による「大学設置申請書」が提出される。

申請書に記載された大学の設置目的は、「基督教による人格教育を基礎として広く知識を受けると共に深く専門の学藝を教授研究し、知的、道徳的及び應用的能力を展開させ、もって世界文化の創造と人類の福祉に寄興すること」であった。これは、いくつかの漢字表記と読点の打ち方（1か所）に違いがあるものの、現行の「東北学院大学学則」の第1条とまったくの同文である。

設置申請学部は、「文学部」と「商経学部」の2学部、また、学科は、文学部が英文学科（第一部・第二部）、また、商経学部が商業学科（第一部・第二部）である。ただし、（『東北学院百年史』では、なぜか、「経済学科」と記されている（pp.980-981））。また、英文学科では、コース制（英米文学コース、教職コース、神学コース、実務コース）が予定されていた。

学士号については、文学部は、32科目124単位履修で「文学士」、商経学部は、35科目130単位履修で「商学士」の申請が行われた。

予定された教職員数は、学長1名、専任の教授30名（うちアメリカ人7名）、助教授15名、助手4名、（他大学との）兼任教授6名、講師30名、事務職員10名（司書3名を含む）、雇用員10名、校医2名であった。これに対する入学定員は、英文学科（第一部）100名、英文学科（第二部）50名、商業学科第一部150名、商業学科（第二部）100名であり、収容定員は、1,600名であった。

図書は、一般教育図書1,522冊、専門図書38,331冊、単行書1,530冊、雑誌・紀要等2,287冊、計43,670冊であった（ただし、図書数は、添付された資料によって差異があり、総合的ではない）。大学の校地面積は11,974坪（4万平方メートル弱）、本館・校舎・講堂・研究室等の建物は、建坪704坪余（2,300平方メートル余）・延坪1,501坪余（5,000平方メートル弱）であった。また、負債は、

50万円を越えていたが、すべて戦災復旧と経営維持のために文部省と宮城県から借り入れたものであった（専門学校分294,660円、中学校分206,260円）。

将来は、文学部に英文学科のほか神学科と新聞学科を置き、商学部〔ママ〕から政治経済学部を分離増設するとの壮大な計画も立てられ、「大学設置申請書」が提出されたのである。

「大学設置申請書」は大学設置委員会に付され審議されるため、多人数分を提出する必要があった。最初のページの文部大臣あての「申請書」も含め、謄写版（青色）刷りの文書が提出された（ただし、「教員個人調（各教員の履歴書）」は、カーボン複写による「写し」が提出され、公職追放に該当しないとする「教員資格審査委員会」等からの「判定書」の「写し（多くの場合、謄写版（黒色）刷り）」も添付された）。申請書1冊のページ総数は、謄写版刷り部分が200ページ、各教員の履歴書の写しの部分が300ページを越える膨大なものであった。このためか、申請書の内容に整合性がとれない箇所も出てくる。

「食糧難の中を、リュックに米を背負って上京を重ねた出村や小田の努力にもかかわらず、文部省の指導によって設置申請は何度も書き換えをやむなくされ（『東北学院百年史』、p.981）、どうにか、7月20日の設置申請となったのである。しかも、謄写版（青色）刷りの上から（黒インクで）修正された箇所が数多く見られることから、設置申請後も、書き換えが行われたものと見られる。先に述べたように、小田の回想では、文部省の役人が前に提出した書類の欠陥をいろいろとつき、旧知の文部大臣・安部能成に直訴する。しかしながら、この申請時の文部大臣は森戸辰男であったから、もし安部とすれば、専門学校設置のときである。それとも、東北学院理事長・鈴木義男は芦田内閣の国務大臣（法務総裁）であったから、鈴木縁で森戸に面会・陳情したのであろうか。ともかくも、「東北学院関係者にとっては、このとき鈴木義男が法務総裁であったことがかなり心強かったのではなからうか。」である（『大正デモクラシーと東北学院』、p.260）。

時間を遡ると、1919年、東京帝大は学部制度に移行することになり、東京帝国大学法科大学（法学部）から経済学部が分離独立する。森戸辰男も、助教授として経済学部に移るが、機関誌『経済学研究』創刊号に発表した論文「クロボトロキンの社会思想の研究」が過激思想と判断され、1920年朝憲案の罪で起訴される。経済学部教授会は、起訴やむなしとしたが、当時、法学部助手の鈴木義男は、経済学部教授会を非難し、森戸の擁護活動を展開したのである（『大正デモクラシーと東北学院』、p.180）。

7月20日の2学部の設置申請は、ともかくも、大学設置委員会の答申に基づき「文経学部（英文学科、経済学科）」として設置が認可される。しかしながら、79大学の設置認可を受けた1949年2月21日付の認可ではなく、他の29大学とともに遅れての3月25日付の認可であった。しかも、申請の「文学部、商経学部」ではなく、性格の異なる2つの学科からなる複合学部（文経学部）、また、「商経学部商業学科」ではなく、「文経学部経済学科」の認可であった。さらに、両学科とも、第二部（夜間部）は認可されなかったのである。

認可条件として、一般教育自然科学系の実験室・器械・器具の1年以内の整備と関係図書の実、図書閲覧室の拡充、学年進行に伴い経済学科専任教授、助教授を補充すること等が付けられた。

これまでの専門学校（英文科，経済科）からすれば，新制大学の一般教育科目の中でも自然科学系が手薄だったこと，図書館（図書閲覧室）がないこと，経済科では，小田を含めても，経済学・商学・会計学系は，7名の専任教授に過ぎないことに起因する当然の認可条件であった。これらについては，前々年2月に小田がすでに問題提起した事項でもあり，東北学院もよく認識していたのである。「校舎建物等」を記載した用途表の欄外には，「雨天体操場，自然科学教室，図書館，教室は，23年度より3ヶ年継続にて新築予定なり。新築図書館の一部に研究室を設ける。」との謄写版印刷をしていたのである。

シュネーダーが描いた土桶の理想の建物配置は，中央に（院長室を含む）管理室と教室のための本館，向かって右手に祈りのための礼拝堂，左手に知性と学識の宝庫としての図書館であった（『東北学院百年史』，p.952）。本館（1926年）とラーハウザー礼拝堂（1932年）は完成したが，図書館建設は，第2次世界大戦等，種々の理由から進展しなかったが，上の認可条件も影響してか，大学昇格直後の1949年7月，シュネーダー先生記念図書館資金募金委員会が発足する。1953年10月，閲覧室（1・2階），書庫，研究室からなる図書館が完成する。シュネーダーの三位一体の理想的配置を実現した3つの建造物は，2014年12月，国の登録有形文化財に指定される。

4.3 他大学の設置認可の状況と東北学院（その1）

1948年7月20日，東北学院大学設置の申請書を提出し，大学設置委員会の答申に基づき3月25日付で認可された。申請の複数学部（文学部，商経学部）ではなく，単一の文経学部の認可であり，申請の商業学科ではなく，経済学科の認可であった。さらに，英文学科，経済学科とも，申請した第二部（夜間部）は認可されなかったのである。

『東北学院百年史』は，複数学部の設置申請について，「設置願を提出した昭和23年現在の校地，校舎，施設，ことに教授陣をもってしては，しょせん無理だったことは認めねばなるまい。」と総括しているが（p.981），申請したどの大学も戦災等の影響を受け，校舎や施設は十分に整っておらず，これから将来に向けて整備するという時代だったのである。

先に，1949年4月1日の新制大学（公私立）の数は，前年に認可された12大学を含めると，110大学（公立19，私立91）になることを紹介した。ここでは，この110大学との比較を通して冒頭の3つの事項を検討することにしよう。

複数学部の設置が認可されたのは，31大学（公立4，私立27）のみであり，残りの79大学は，単一学部での認可であった。しかも，複数学部を認可された31大学のうち，22大学は，大学令によって（旧制）大学として認可され，すでに複数学部をもっていたのである。公立は大阪市立大学1校であるが，私立は，慶應義塾，早稲田，上智，立教，同志社，関西学院，中央，明治，専修，立正，大正，駒沢等21校である。戦中・戦後にかけて設立された3つの旧制大学，すなわち，近畿大学の前身校のひとつである大阪理工科大学（1943年），愛知大学（1946年），さらには，大学令による最後の旧制大学の玉川大学（1947年）でさえも，複数学部（あるいは関連する専門学校）をもっていたのである。なお，東洋大学と龍谷大学は，後年，徐々に学部数を増やすが，1949年

の段階においては、大谷大学や高野山大学とともに、旧制大学の中では数少ない一学部（文学部）での設置認可であった。

東京都立大学（第1次の東京都立大学）、浪速大学（現在の大阪府立大学）、西京大学（現在の京都府立大学）の公立3大学は、いくつかの専門学校を統合して設置された経緯から、複数学部の設置を申請し認可されたのである。私立では、関東学院がこの類型になる。関東学院は、戦時中、高等商業部を明治学院に統合した後、航空工業専門学校を設置し、終戦後に、これを工業専門学校に転換している。東北学院は工業専門学校を廃止したが、関東学院は、これを存続した上、1946年、新たに経済専門学校を立ち上げる。これが新制大学の経済学部と工学部となる。

青山学院は、高等商業部や専門部を明治学院に統合した後、工業専門学校を設置する。戦後、これを青山学院専門学校と改称して上で、工学教育を継続し、英文科、経済科、機械科、土木建築科を設置する。これが新制大学の文学部（基督教学科と英米文学科）、商学部（商学科）、工学部の3学部の設置認可となる（ただし、翌1950年、青山学院大学工学部は、関東学院大学工学部と合併し関東学院へ移行する）。

また、神奈川大学の前身の横浜専門学校は、もともとは法律や商業経済の教育機関であったが、戦時体制に入り、工学関係の3科を新設し、戦後も工学教育を継続していたことから、商経学部と工学部の認可となる。同様に、日本女子大学と京都女子大学は、専門学校令による女子大学校や女子専門学校のときから2科（英語と家政）に分かれて教育を行っていたことによる。

学習院は、宮内省直轄の学校であったが、1947年、「学習院・学習院女子に関する官制」が廃止され、1949年、学習院大学（文政学部と理学部）として発足する。初代学長は、文部大臣を務めた安倍能成である。

このように、旧制大学か（22大学）、複数の専門学校等を統合した学校か（4大学）、単一の専門学校ながらまったく異質の専門教育を内部的に行っていた学校（5大学）が、複数学部をもつ新制大学として認可されたのである。

79大学（公立15、私立64）は単一学部での認可であった。公立は、工学部3、農学部3、薬学部2、学芸学部2、その他5である。私立は、文学部12（英文学部2を含む）、学芸学部9、薬学部8、工学部6、家政学部5、経済学部4、商学部3、その他17である。

経済学部設置は、武蔵、東京経済、大阪経済、大阪城東（現在の大阪商業）の4大学であるが、このうち、東京経済大学が、経済学科と商学科の2学科構成であるほかは、すべて単一学科（経済学科）である。商学部設置は、名城、福岡商科（現在の福岡）、善隣（翌年閉校）の3大学であるが、すべて（商学科または貿易学科の）単一学科である。商経学部設置は、松山商科（現在の松山）1大学である（学科は、経済と経営の2学科と思われる）。このように、単一学部としての経済・商業系学部は、合わせても、8大学に過ぎないのである。

話を文学部系に広げると、文学部を設置した10大学は、女子大学3、仏教系4、神道・その他宗教系2、カトリック系1である。英文学部の2大学は、単一学科（英文学科）であるが、10大学の「文学部」は、経済・商業系や英文学部とは対照的に「複数学科」で構成されている。1年前に先行

して認可された神戸女学院大学では、英文学科や社会学科とともに、「家政学科」も文学部である。

女子大学では、実践女子大学が、神戸女学院大学のような奇異を避け、複合学部である強調するためか、文家政学部（国文、英文、家政の3学科）とし、8つの女子大学は、（英文、家政、音楽等を含む複合学部の）学芸学部である。私立の女子大学は、日本女子大学が2学部（家政学部と文学部）を認可された以外は、すべて、実質的に複合学部として認可されたのである。

文経学部は、東北学院大学文経学部（英文、経済の2学科）、明治学院大学文経学部（英文、社会、経済の3学科）の2大学に過ぎない。なお、西南学院大学は、英文学科と経済学科の2科からなる複合学部を設置したが、名称は学芸学部であった。

どのような相違が、「複数学部か、複合学部か」のブレーク・ポイントになったのか？冒頭の『東北学院百年史』は、2学部設置に至らなかった原因を「校地、校舎、施設、ことに教授陣」に求めているが、抽象的な記述にとどまっている。どの大学も戦災等の影響を受け、校地、校舎、施設の整備は将来の課題であったから、教授陣の数が問題になる。

大学設置委員会における大学設置の基準教員数は、明らかではないが、1956年施行の「大学設置基準」（昭和31年文部省令第28号）は、大学設置委員会における設置基準の考え方を受け継いだものと見られる。「大学設置基準」は、1991年の設置基準の大綱化以降、しばしば改正されるが、設置に必要な専任教員数については、「人数的な」変更がない。大綱化により、専門教育科目と一般教育科目等の区別が廃止され、専任教員数を定めた「別表第一」と「別表第二」は、大綱化の前とは異なる意義づけがされたが、教員数それ自体に大きな変更はなかった。そこで、東北学院が申請した学生定員をもとにして、大綱化以前の専任教員数を使って計算すると、認可された1学部2学科のとき31名（英文学科専門科目担当6名、経済学科専門科目担当10名、一般教育科目等担当15名）、申請のように2学部2学科のとき39名（英文学科専門科目担当10名、経済学科専門科目担当14名、一般教育科目等担当15名）、1学部2学科とともに第二部を設置するとき40名、2学部2学科とともに第二部を設置するとき50名となる。ただし、教員の半数以上が教授であることが要件である。

設置申請書の「職員組織概要」や「学則」記載された（大学）完成年度の教員数は、教授36名（兼任教授6名、外国人7名を含む）、助教授15名、助手4名、非常勤講師30名であった。現在の設置認可では、助手（現在の職制では「助教」にあたる）は、教員としてカウントされないが、当時は、どうだったのか。ともかくも、助手を除くと、教授・助教授で51名になる。この当時は、兼任教授が教員数にカウントされていたかどうかは定かさではないが、どうにか、2学部2学科（ともに第二部を含む）の教員数50名を1名だけ上回っているように思える。大学設置委員会答申結果から逆算すると、教員数は31名以上39名未満と判定され、第二部は認められず、1学部2学科となったようにも推論できるのである。兼任教授6名と外国人教授7名を控除した数にほぼ似た数字ではある。しかも、大学発足時には、まだ経済学科の教員の多くが着任しておらず学年進行とともに充足する予定であったことから、「学年進行に伴い経済学科専任教授、助教授を補充すること」の設置条件も付けられたのである。

多分にこのようなことから、複合学部を設置することになった明治学院、西南学院、さらに10の女子大学も、東北学院と同様の状況にあったものと推論できるのである。逆に言うと、青山学院、日本女子、京都女子の各大学のように複数学部の設置認可を受けることが可能でだったのは、非常に希なケースながら、教員に比較的余裕があった大学ということになる。

4.3 他大学の設置認可の状況と東北学院（その2）

次に、申請の商業学科から経済学科の認可に変更された理由を検討してみよう。経済科・商科をもつ専門学校は、大学昇格（経済学部・商学部・商経学部等の設置）を目指した。武蔵大学のみが、旧制高等学校（しかも7年制高校）からの経済学部設置であった。旧制大学から移行した大学を除くと、経済学科は、武蔵、東京経済、大阪経済、大阪城東の各大学の経済学部を設置され、商学科は、東京経済大学経済学部と青山学院、名城、福岡商科、善隣の各大学の商学部を設置された。神奈川大学と松山商科大学には、商経学部が設置された（神奈川大学は、専修コース制（経済学と外国貿易））。このように、経済学科と商学科の名称数がほぼ同数であるが、学科名称としての「商業学科」をつけた大学はない。もうすでに時代的に、大学、学部、学科の名称に「業」を付けることは、好まれなくなっていたのである。

ところが、複合学部として設置認可されるとなれば、学部名称との関係で学科名称も決まる。学部名としては、「文経」、「文商」、「経文」、「商文」等が案として考えられるが、日本の大学の学部名称の慣行からすれば、「文」が先になり「文経学部」か「文商学部」であろう。この二者択一ならば、「文経学部」であろうし、学科名称も、学部名称に対応させて、経済学科と変更するのが自然と思われるのである。

学名を「文経学部」、学科名を「経済学科」とすると、明治学院大学とまったく同じ名称になる。商業学科から経済学科への名称変更の経緯は、定かではないが、上で述べたことから大きく外れることは、おそらく無いであろう。

最後に、英文学科と経済学科の第二部（夜間）の認可がおりなかった件を、他大学の状況との比較で検討してみよう。他大学の第二部（夜間）の設置申請と設置認可との関係は不詳であるが、先に述べた官報に掲載された文部省告示によれば、第二部（夜間）の設置が認められた大学は、東京経済大学経済学部第二部（経済学科と商学科）、日本大学第二工学部、早稲田大学の政経、法、文、教育、商、理工の各学部の第二部、関西大学の法、文、商、経済の各学部の第二部と、1949年の段階では非常に少ない。ただし、官報第6679号（4月20日発行）や官報6698号（5月16日発行）には、明治学院大学や神奈川大学の第二部の認可の記載はないが、両大学の沿革を見ると、同年、これを開設した旨が記載されているので、両大学以外にもこのようなケースがあるかも知れないことに留意する必要がある。

「大学設置基準」では、夜間学部の設置には、昼間部と同一施設を使うことを前提に、昼間部設置に要する教員の3分の1の増加・配置が必要である。前節で説明した計算例に戻ると、東北学院の第二部設置には、1学部2学科のときで9名、2学部2学科のとき11名の加配が必要になる。ど

うにか、昼間部の1学部2学科設置ができた東北学院には、第二部にまで手を広げることは無理だったのである。こうして、東北学院は、第二部設置を断念し、翌年、短期大学（英文科第二部、経済科第二部）の設置認可を受け、夜間授業を開講する。これが、文経学部の英文学科第二部、経済学科第二部に発展・転換するのは、1959年のことになる。

このようにして見ると、第二部の設置を認可された早稲田、関西、東京経済等の各大学は、専門的な学識をもち研究意欲をもつ十分な数の教員に確保に成功した大学といえそうである。

4.4 設置申請時のカリキュラムと教員の未充足

適格な資格を備えた教員の絶対的な不足により、申請の2学部2学科（第二部を含む）から1学部2学科（第二部を含まない）での設置認可となったが、申請時のカリキュラム等を大きく変更することは不可能なので、申請内容に従って新制大学が動き出す。そこで、大学教育の要であるカリキュラムと教員について考察してみよう。

卒業要件は、英文学科で32科目124単位以上、経済学科（商業学科の名称で設置申請）で35科目130単位以上であった。両学科とも、一般教育科目14科目40単位以上の履修が必要であり、体育科目3科目4単位は必修であった。一般教育科目は、人文科学関係、社会科学関係、自然科学関係に分けられるが、人文科学系には、必修科目として、基督教学2単位、英語2単位等も入っていた。経済学科では、専門科目18科目86単位以上を履修する必要があったが、英語講読、英語音声学、英作文、英会話等も専門科目として配置され、このうち、英語講読12単位が必修であった。カリキュラムは、申請書に添付された「大学学則」第22条には、学科目と単位数、第27条には、（必修・選択別の）学科目と単位数、また、「学科課程表」には（必修・選択別の）学科目、開設年度（配当学年）、単位数、「履修方法及び学位授与」には（専門分野・部門別に分類された）学科目と（必修・選択の）履修単位数が記載されている。

申請書類の記載に統一性を欠き読み手を混乱させるところも見られる。これまでの第4表までの視点から、改めて「学科課程等」を整理し直したものが、第5表である。ただし、第4表までの数字は「授業時間数」であったが、第5表の数字は「単位数」である。

経済学分野は、12科目52単位、商学分野は、22科目54単位（うち自由科目2科目6単位）であり、科目数は商学分野が多いが、単位数の面ではほとんど差異は見られない。必修科目は、経済学分野6科目24単位、商学分野5科目18単位と、これも大きな差異は見られない。前に戻ると、この点からすれば、「商経学部商業学科」として設置申請する積極的な理由は特になく、「経済学部経済学科」でもよかったのかもしれない。

申請時の教員の専門性と、経済学分野・商学分野の教員の不足から、専門科目の中に、語学部門と法学部門を組み込むという窮屈なカリキュラムを策定している。しかも、専門科目として、上で述べた英語講読12単位のほか、民法・商法8単位、計20単位が必修である。

研究演習4単位も必修であるので、必修は計66単位になる。卒業には、専門科目18科目86単位の履修が必要であったから、実質的に必修科目がメインのカリキュラムであった。参考までに述

第5表 学科課程及び単位数（文経学部経済学科専門科目）

	文経学部経済学科専門科目			
	1年	2年	3年	4年
経済学分野 経済学部門		経済原論◎ 4	貨幣金融論◎ 4 経済統計学 4 経済学史 4 外国経済書講読◎ 4	世界経済 4 外国経済書講読◎ 4
政策部門			経済政策◎ 4 農業政策 4	工業政策 4 貿易政策 4 社会政策 4
財政部門				財政学◎ 4
小計		4	24	24
商学分野 商業部門	商業経済学◎ 2 商業史◎ 4		商業数学 4 貿易理論 2 保険学 4 経済地理 4 商品学 4 倉庫論 2 交通論 2 商業英語通信 4	貿易実務 2 社会保険論 2 取引所論 2 産業心理学# 4
経営学部門		経営経済学◎ 4		
会計学部門	簿記学◎ 4	簿記学◎ 4	会計学 4	銀行簿記 4 原価計算 2 会計監査論 2 英文簿記# 2
小計	10	8	26	10
法学分野 公私法部門			民法第一部◎ 4 商法第一部◎ 4 憲法 2	民法第二部 2 商法第二部 2 地方自治論 2 労働法 4
小計			10	10
語学分野 語学部門	英語講読◎ 4	英語講読◎ 8	英語発音学# 4 英作文# 4 英語会話# 4 英語演説法# 2	
小計	4	8	14	
研究演習				研究演習◎ 4
上記を除く専門科目			19	9
専門科目 計	14	20	93	57

(注) ◎は、必修科目、無印は、選択必修科目、#は、自由選択科目。

べると、英文学科の専門の必修科目は4科目18単位と少ない。経済学科では、自由選択科目は、文字通り、自由で卒業単位にはカウントされなかったが、英文学科では、20単位を限度に卒業単位とすることが可能であった。両学科の卒業単位に縛り方の違いは、学問分野の違いよりも、経済と比較しての英文の相対的な教員の豊富さの反映しているように思われる。

次に教員について考察してみよう。「学年進行に伴い経済学科専任教授、助教授を補充すること」との設置条件が付けられたが、大学全体の学年進行に伴う教員の採用計画は、

(昭和24年度) 学長 1 教授 11 助教授 9 助手 2 講師 0 計23

(昭和25年度) 学長 1 教授 17 助教授 12 助手 2 講師 0 計32

(昭和26年度) 学長 1 教授 23 助教授 15 助手 2 講師 0 計41

(昭和27年度) 学長 1 教授 30 助教授 15 助手 4 講師 0 計50

であった。ただし、教授には、各年度とも、数名のアメリカ人教授を含む数であり、(他大学との)兼任教授は、昭和27年度に6名を予定している。

商経学部の採用計画の記載は申請書には見当たらないが、「商経学部 教員組織」に記載された最終年度の専任教員数は

教授 13 助教授 11 助手 4 講師 5 計33

である(ただし、学部長は教授を兼務する)。上で見たように大学全体の専任講師は0であるが、こちらは、専任講師5となっていて、整合性がとれない。

そこで、申請書に添付された「学長並学部及学科別教員予定表」の科目別配置を整理し直し、商経学部専門科目の年度別の採用予定を見てみよう。まず、商経学部発足時の1949(昭和24)年度は、

<経済学分野>

[学長・教授(兼任)] 小田忠夫(経済学原論[ママ])

[教授] 岡野文之助(財政学)

[助教授] 佐藤謙三(一般教育科目の経済学、兼担として経済学原論[ママ])

[助手] 西村達夫(経済政策論一部)、岩崎秀次(経済学史)、

八木由三郎(国際経済論)

<商学分野>

[教授] 宮川善三(経済地理)、シップル(商業英語通通信)

[助教授] 三浦武盈(経営経済学)

[専任講師] 菊田善三(商業数学)

<法学分野>

[助教授] 二関敬(一般教育科目の法学、兼担として憲法ほか)

である。

経済学分野の専任教授は、学長の小田と岡野のふたり、商学分野の教授・助教授等は4名であった。前節の最後に記載した専門学校経済科教授の佐藤謙三は、大学卒業から5年、専門学校教授

歴3年であったことから、大学では助教授（経済学科所属で両学科の一般教育科目の経済学担当）となり、兼担で専門科目の経済学原論〔ママ〕も担当した。二関も、佐藤と同様であった。大学では助教授（経済学科所属で両学科の一般教育科目の法学担当）として、専門科目の憲法と教職科目の教育行政法も兼担した。憲法の主たる担当は、兼任教授の清宮四郎（東北大学法文学部教授）であった。専門学校教授の西村達夫（経済政策論一部）、岩崎秀次（経済学史）、八木由三郎（国際経済論）は助手としての教員申請であった。西村は昭和20年、岩崎は昭和21年の大学卒業、八木は教員歴2年であったから、専門学校で教授とはいえ、大学での職位としては助手相当であったのかもしれない。この兼ね合いから、昭和19年大学卒業の三浦武益も、実際には助教授の発令ではなく、2年間の専任講師を経て、1951（昭和26）年の助教授昇格である。

翌年の採用予定はなく、設置3年目の1951（昭和26）年度は、

<経済学分野>

〔教授〕 玉城肇（経済史）、松岡久雄（経済政策論第二部（工業政策））、
吉井桃麿呂（経済統計学）

〔助教授〕 相原茂（経済政策論第一部（農業政策））

<商学分野>

〔教授〕 石田祐六（保険学）

〔助教授〕 門脇立郎（会計学第一部）

〔専任講師〕 高橋芳蔵（会計学第二部）

〔助手〕 平野喜四郎（会計学第一部）

<法学分野>

〔教授〕 松木太郎（商法）

である。経済学分野の教授・助教授として4名、商学分野は、教授・助教授等として4名、法学分野は教授1名である。高橋と平野は、先の佐藤らと同様に、専門学校では教授であったから、やはり教育歴の短さを反映しての職位申請であった。また、松木、高橋、平野の3人は、専門学校の生徒をすべて送り出し残務整理を終えたのちの大学への移籍であった。門脇立郎は、1925（昭和3）年に高等学部商科教授に就任したが、高等商業部募集停止のあと民間に転出していたから、久々の学院への復帰であった。実際には、上の1951年ではなく、1952年の教授としての復帰であったとも思われる。門脇は、戦前の商科を知る唯一の人であったから、戦後の専門学校経済科発足以降、門脇を除き、経済学・商学関係のすべての教員が完全に入れ替わったのである。

さて、こうして見ると、1949（昭和24）年度の経済学科の専任教員（教授・助教授・専任講師）は5名、1951（昭和26）年度の就任予定の専任教員は8名、計13名である。このほかに、アメリカ人教授1名（給与はミッション負担）、兼担の助教授（一般教育科目担当）2名、助手4名、が加わり、計20名の学科の予定であった。さらに、（他大学との）兼任教授7名も予定されていた（学則で規定された兼任教授の数6名と差異がある）。当時、アメリカ人教授、助手や兼任教授を教員数にカウントしていたか否かがあいまいであるが、これを否とすると、13名になる。認可された1学部2

学科の経済学科に必要な教員数10名を越えるが、申請した2学部2学科としての商業学科に必要な教員数14名には及ばない。

この教員を集めるのも一苦勞だった。先の「学長並学部及学科別教員予定表」では、謄写版刷りの青色印刷の上から黒インクによる修正が行われている。岡野文之助（財政学）の修正前は、財政学担当としての小田忠夫の名前等が記載されていたのである。訂正の取り消し線が引かれ黒インクで岡野のものに書き換えられたが、採用予定年月と基本給（月額）には、取り消し線が引かれず、小田のものが残されたままになっている。岡野は、(旧制)第二高等学校、東京帝大で小田の2年上級、また、東京市政調査会（現在の（公益財団法人）後藤・安田記念東京都市研究所）では同僚であった。また、岡野が東北学院に提出した履歴書は、昭和24年2月（日付は空白）のものであり、就任の「同意書」も添付されている。謄写版黒色印刷された「東北学院専門学校 校長 小田忠夫 殿あての「同意書」であるが、予め印刷された「昭和23年9月 日」を「昭和24年2月10日」に書き改めて提出している。79大学に設置認可が出される10日ほど前の日付である。これは、教員の不足を文部省に指摘されたか、あるいは、後述の相原茂の就任辞退による差し替えとして、小田が旧知の岡野に東北学院への就任を頼み込んだ証拠のように思われる。ところが、小田の回想では、「東北学院が新制大学になる時、財政学の先生がなくて困った際、鈴木武雄君は三宅君を推薦してよこした。」となっているから（『回想と追憶』, p.24）、最終段階で何とか探し出した岡野も、結局は赴任せず、三宅鹿之助に代わった可能性も、三宅が先で三宅の代わりが岡野だった可能性もある。なお、鈴木武雄も、東京市政調査会では小田の同僚であった。小田よりも数年早く京城帝大法文学部に着任し、小田を京城帝大に引き抜く（鈴木は、戦後、東大教授等を経て武蔵大学学長となる）。三宅鹿之助は、京城帝大で小田の前任者（治安維持法違反により懲役3年）として財政学を担当していたのである。ここには、小田の東京市政調査会や京城帝大での人間関係が見え隠れしている。

吉井桃磨呂（経済統計学）は、1879（明治12）年生まれの70歳であった。火災保険の専門家で、1945（昭和20）年に経済学博士号を取得している。1947年に東北学院理事に就任したことから、（保険学の担当は石田祐六に決定していたから）教員数確保のために、専門とも関連がある「経済統計学」の担当となったように思われる。こうして予め謄写版印刷された「米澤治文に関する項目」に取り消し線が引かれる。その米澤は、東北大学法文学部教授の兼任として経済学科の一般教育科目の「統計学」を担当することになる。

専門科目以外では、星宮啓が経済学科一般教育科目の助教授（化学）として、黒インクで書き加えられている。のちに商学科実験講座の「商品学」を担当する。なお、星宮啓は、星宮望・東北学院大学第4代学長（第10代院長）の父である。

黒インクによる教員名の修正は、英文学科にはまったく見られない。黒インクの修正は、経済学科の教員確保がいかにかに困難であったの痕跡である。

こうした状況を反映して、設置条件「学年進行に伴い経済学科専任教授、助教授を補充すること」が付けられたものと思われるが、この心配が現実になる。1951（昭和26）年4月に助教授と

して就任予定の相原茂が、1949（昭和24）年、東京大学教養部助教授に就任する。相原の履歴書（昭和23年12月15日）の「研究業績」には、「『資本蓄積と恐慌』 角川書店（昭和24年1月刊行の予定）」と記載されており、この研究業績が認められての東大助教授就任であった（著書は、遅れて昭和24年12月に『蓄積と恐慌』、角川書店（経済選書）として刊行される）。

まったくの余談だが、先の「学長並学部及学科別教員予定表」に記載された中から、ふたりの著名人、玉野井芳郎と土井林吉を紹介しよう。玉野井芳郎は、当時、東北大学法文学部助教授であり、東北学院では、1951年4月から兼任教授として経済学史を担当する予定であった。ところが、東北帝大卒業ながら、1951年3月、東京大学教養部助教授（1960年、教養部教授）に転じる。このため、非常勤講師として集中講義の形式で、実際に東北学院大学で経済学史の講義を行った否かは明らかではない。玉野井芳郎は、東大教授昇格後から、経済学史や経済理論から地域主義、地域分権、エコロジー、反近代主義に関心を移し、文明評論家として活躍する。

土井林吉は、言うまでもなく土井晩翠の本名である。添付された履歴書（昭和23年7月）によれば、明治4年10月23日生まれとなっている。明治5年12月3日（＝明治6年1月1日）から太陽暦が採用されるので、西暦では1871年12月5日生まれである。従って、晩翠77歳のときの履歴書になる。履歴書の職歴は、「自明治33年1月 至昭和9年3月 第二高等学校教授」、「昭和9年3月 同校名誉教授」の2行である。誰もが知る大御所とはいえ、公職追放に該当しない旨の「判定書」の「写し」も添付されている。東北学院大学では、1952年から、非常勤講師として英文学科の「シェイクスピア」担当の予定であった。晩翠は、1950年11月、文化勲章を授与されるが、1952年10月19日、肺炎のため81歳で逝去する。「シェイクスピア」は2単位の半期科目であり、4月開講か、10月開講かは定かではない。いずれにしても、晩翠が文化勲章受章者になったことや80歳を超える高齢であったこと等からすれば、晩翠「シェイクスピア」が講義された可能性は低い。

ともかくも、1949（昭和24）年4月、東北学院大学文経学部は、上述の教授陣のもと、認可された入学定員（英文学科100名、経済学科150名）をベースに、学生を入学させ大学教育を始める。残念ながら1949年の入学者数は不明である。英文学科1回生の須田（1996）の記憶では、120名ほどが英文学科に入学したが、2年次修了とともに大量に経済学科に転科した。こうした事情もあり、1953年の第1回卒業生数は、英文学科36名、経済学260名である（交友課資料）。1951年4月の入学者数は、英文学科79名、経済学科302名であった（「東北学院時報」第166号、昭和26年5月1日）。このような数字から類推すれば、英文学科はいつもほぼ定員割れ、これを補うために経済学科は入学定員の1.5倍から2倍の学生を入学させ、教育を行うことになるのである。

大学入学の資格要件は、高等学校学校卒業生であるが、1949年3月の高等学校卒業生は少なかった。前年の1948年に新制度の高等学校が発足したが、3月の旧制中学校等の卒業生は、進学・進級に際し、新制の高等学校の3年生になる道と、旧制の高等学校・専門学校等の1年生になる道があった。例えば、1948年4月設置の東北学院高等学校の生徒数は、各学年の定員200名に対し、1年生223名、2年生209名であったが、3年生は40名とはるかに少なかった。旧制中学校等の卒業生の多くが、旧制の高等学校・専門学校等の1年生を選択したのである。このため多くの場合、高

等学校学校卒業生以外の大学入学の資格要件は、「通常の課程により12年の学校教育を終了した者の適用を受ける者等」になる。具体的に言うと、大学英文学科第1回入学者でのちに英文学科教授となる須田稔のように、旧制東北学院中学校卒業後、専門学校英文科に入学し、1年後に改めて大学英文学科に入学するケースが、これにあたる。その一方、経済学部教授・副学長等を経て第14代理事長となる赤澤昭三は、旧制水戸高校から、1950年に旧制東北帝大へ進み、さらに1953年に新制大学院（慶應義塾大学大学院）に進んでいる。この1953年3月には、新制大学（修業年限4年）の第1回卒業生と旧制大学（修業年限3年）の最後の卒業生が同時に出て、大きな社会的混乱が起きている。

こうして、1949（昭和24）年4月、東北学院大学ばかりではなく、全国のどの大学でも、設置者側と入学者側の両方に大きな混乱をもたらしながら、新制大学はスタートする。

5 むすび

第二次世界大戦の戦前・戦中・戦後にわたる日本の教育システムの変遷を踏まえながら、高等教育機関としての東北学院の専門教育の変容を整理・概観した。東北学院は、1904（明治37）年、専門学校令による高等教育機関としての認可を受け、公式に専門教育を始める。商業学・経済学系の高等教育は、1918（大正7）年、専門部に商科が設置されることに始まる。ここが、東北学院の商業学・経済学教育の原点になる。ここから、早くも100年である。これ以降、専門部は、高等学部や高等商業部と名称が変わるが、商科は存続続け、商業学・経済学教育が行われる。戦前の東北学院の卒業生の8割が商科の卒業生であったにもかかわらず、学内での商科のステータスは低く、学内の財政を支える役割に甘んじた。しかも、商科のステータスは低いものの、「商科」が看板であったことから、教育の中心は、商業学や簿記・会計学に置かれた。経済学関係科目は設置されたものの、これらを担当する教員が配置されたとは考えにくく、経済学教育は、商科の片隅で行われた。

戦後の1946年、東北学院専門学校が設置される。英文科と経済科の2科体制である。この2科が、東北学院大学文経学部の英文学科と経済学科に発展する。高等学部文科と専門学校英文科の間、また、高等商業部（専門部商科）と専門学校経済科の間には、生徒のみならず、教える教員メンバーにも連続性・継続性がなく、従って教育自体の連続性・継続性もない。専門学校経済科は、経済科を標榜するものの、当初、経済学プロパーは、経済科長・小田忠夫ひとりであった。まもなく佐藤謙三、西村達夫が加わり、経済学教育がどうにか始まる。やっとならば経済学担当者が表舞台に登場し、経済学教育を始めることになる。商学プロパーも、三浦武盈ひとりからの出発であった。

2年後、経済科長・小田は、専門学校校長となり、新制大学昇格をめざす。大学昇格に大きな困難があったものの、東北学院大学文経学部（英文学科・経済学科）の設置認可を得る。経済学教育は、この時から本格化し、70年以上にわたり絶えずなくバージョンアップし、現在の経済学科に至る。

「高等学部や高等商業部」と「専門学校」の非連続性は、戦時体制・非常時体制の強化の中で

起こった。シュネーダーが院長を退いた後に、第3代院長に就任した出村悌三郎の時代の困難な10年であった。奉安殿の設置、礼拝堂の日章旗と神棚の設置、高等学部や高等商業部の廃止と航空専門学校の設置等、「東北学院が生き延びるためには辛い選択」をした（志子田（2020）。「当時の学院を守った人々、特に責任のあった方々は、まさに極限まで「耐え難きを耐え、忍び難きを忍んで」学院を守り通してきた」のである（志子田（2020））。

守り抜いたのは、「建学の精神」と「土樋の地と礼拝堂と本館」である。専門教育の非連続にもかかわらず、土地と施設の上に、福音の種とともに、経済学と英文学の種が新たにまかれ、大きく開花する。

参考文献

論文等

- 出村彰（2020）「十五年戦争を生きたキリスト教」、『東北学院史資料センター年報』, Vol.5, pp.20-62.
- 富士裕（1995）「東北学院専門学校英文科の偲い出（昭和23年～昭和26年）」、『東北学院英学史 年報』, 第16号, pp.1～3.
- 星洋和（2018）「『東北学院時報』に見る大正・昭和前期における東北学院の生徒募集の方法と特徴」、『東北学院史資料センター年報』, Vol.3, pp.87-88.
- 河西晃祐（2018）「戦争と東北学院（1）—学校教練の開始と東北学院の対応—」、『東北学院史資料センター年報』, Vol.3, pp.21-31.
- 門脇立郎（1985）「発刊によせて～経理研究所の生い立ち～」、『東北学院大学 経理研究所紀要』, 創刊号.
- 加藤諭（2018）「大学アーカイブズにみる戦前・戦時期の記録 —東京大学史料室と学徒動員・学徒出陣に関する調査—」、『東北学院史資料センター年報』, Vol.3, pp.10-20.
- 加藤孝（1992）「1936～1939年 —東北学院英語教室の風景—」、『東北学院英学史 年報』 第13号, pp.70～77.
- 熊坂大佑（2018）「東北学院における教育勅語と御真影Ⅰ —教育勅語謄本の下付から奉安殿竣工まで—」、『東北学院史資料センター年報』, Vol.3, pp.61-86.
- 永田永明（2018）「英明学徒仙台の学生と戦争 —東北大学所蔵の資料から—」、『東北学院史資料センター年報』, Vol.3, pp.2-9.
- 西山伸（2017）「戦時期における高等教育機関の在学・修業年限短縮について」、『京都大学大学文書館研究紀要』, 第15号, pp.19-32.
- 西山良雄（1997）「この思いつぶさには言いがたし —陶淵明（学院専門学校英文科時代の恩師を語る）」、『東北学院英学史 年報』, 第18号, pp.1～26.
- 小田忠夫（1964）「東北学院のために尽くした34年間」（『鈴木義男』, 鈴木義男伝記刊行会（編）, 鈴木義男伝記刊行会, 1964年に所収）
- 仁昌寺正一（2019）「シュネーダー院長の就任と東北学院の「飛躍」—1901（明治34）年～1926（大正15・昭和元）

年一], 『東北学院史資料センター年報』, Vol.4, pp.38-44.

志子田光雄 (2020) 「戦時下の東北学院を語る ―見聞きしたことを主として」, 『東北学院史資料センター年報』, Vol.5, pp.63-78.

須田稔 (1996) 「東北学院専門学校英文科と東北学院大学文経学部英文学科を偲んで (昭和23年4月～昭和26年3月)」, 『東北学院英学史 年報』, 第17号, pp.25～46.

鶴本勝夫 (2007) 「(昭和19年4月開設) 幻の東北学院航空工業専門学校校則について」, 『東北学院資料室』, Vol. 12, pp.12-18.

鶴本勝夫 (2013) 「東北学院航空工業専門学校の誕生と萱場資郎」, 『東北学院資料室』, Vol. 7, pp.12-15.

学校法人東北学院

『小田忠夫 回想と追憶』, 学校法人東北学院 (編), 学校法人東北学院, 1983年.

『大正デモクラシーと東北学院 ―杉山元治郎と鈴木義男―』, 東北学院資料室運営委員会 (編), 学校法人東北学院, 2006年.

『東北学院百年史』, 東北学院百年史編集委員会 (編), 学校法人東北学院, 1989年.

『東北学院七十年史』, 東北学院創立七十年史編纂委員会 (編), 東北学院同窓会, 1959年.

『東北学院の歴史』, 学校法人東北学院, 河北新報出版センター, 2017年.

文部省

文部省 (編) (1981) 『学制百年史』, 帝国地方行政学会.

文部科学省HP版 (白書>学制百年史>二 新制大学の制度と基準)

文部科学省HP版 (白書>学制百年史>三 新制大学の発足)

東北学院史資料センター所蔵資料

『専門学校令ニヨリ設置ノ件認可』, 明治37年2月27日

『専門科教員ニ採用ノ件認可』, 明治37年2月29日

『専門学校設置認可申請』, 昭和21年2月16日

東北学院時報

「入学志願者及び入学者数」, 第166号 (1951年5月1日)

三品鼎「東北学院とその裏方 その二」, 第297号 (1974年7月28日)

国立公文書館デジタルアーカイブ

『東北学院専門部学則中変更認可』

(件名番号 001) 大正13年2月1日 ~ (件名番号 008) 昭和4年1月7日

『東北学院学則変更許可, 神学部学則並生徒定員変更認可』

(件名番号 009) 昭和4年3月11日

『東北学院学則中変更認可』

(件名番号 011) 昭和7年3月18日 ～ (件名番号 013) 昭和9年1月23日

(件名番号 015) 昭和11年9月2日 ～ (件名番号 017) 昭和14年5月3日

(件名番号 020) 昭和17年4月24日 ～ (件名番号 022) 昭和18年3月31日

『東北学院学則中変更並文科第一部, 第二部生徒募集停止認可』

(件名番号 018) 昭和16年3月28日

『東北学院臨時短縮に伴ふ授業料等増徴の件認可』

(件名番号 023) 昭和17年9月15日

『東北学院臨時短縮に伴ふ授業料等増徴認可』

(件名番号 024) 昭和18年8月5日

以上, すべて, (請求番号 昭47文部00158100)

『東北学院専門学校学級増加に関する件承認』

(件名番号 011) 昭和21年4月6日

『東北学院専門学校学則中変更認可』

(件名番号 012) 昭和21年6月1日 ～ (件名番号 013) 昭和21年9月30日

(件名番号 015) 昭和22年3月20日, (件名番号 019) 昭和24年6月24日

『東北学院専門学校工業専門学校廃止に伴ふ在学生徒転入学措置認可』

(件名番号 014) 昭和21年11月27日

『東北学院専門学校授業料増額に伴ふ学則変更』

(件名番号 016) 昭和22年4月

『東北学院専門学校学則中一部改正認可』

(件名番号 017) 昭和24年2月24日

『東北学院専門学校授業料増額』

(件名番号 018) 昭和22年9月

以上, すべて, (請求番号 昭47文部00221100)

『東北学院大学設置認可』

(請求番号 昭60文部00119100, 件名番号 001) 昭和24年4月20日

『大学設置委員会関係者名簿』

(請求番号 平6文部01355100, 件名番号044)

『大学設置委員会官制』

(請求番号 平6文部01355100, 件名番号061) 昭和23年1月15日

国立国会図書館デジタルコレクション

『官報』

第6679号（昭和24年4月20日）、第6698号（昭和24年5月16日）

『京城帝国大学 昭和16年』、京城帝国大学、1941年

（永続的識別子info:ndljp/pid/1456263）.i

HJKモデルに基づいたCOVID-19の経済的評価

—日本における感染の第1期を対象として—

細 谷 圭^{*†‡}

概要

1. はじめに
 2. Hall-Jones-Klenowモデル概説
 - 2.1. 異質な経済主体から構成されるモデル
 - 2.2. 感染症蔓延下における消費犠牲割合の導出
 - 2.3. 代表的経済主体モデルのカリブレーション
 - 2.4. 異質な特徴をもつ2世代モデルのカリブレーション
 3. HJKモデルの日本への適用
 - 3.1. パラメータの設定
 - 3.2. 日本版・代表的経済主体モデルのカリブレーション
 - 3.3. 日本版・異質な特徴をもつ2世代モデルのカリブレーション
 4. 日本の分析結果の若干の検討
 5. 残されているいくつかの論点
 - 5.1. 時間割引
 - 5.2. HJKモデルの拡張について
 6. 結論
- 参考文献
補論A～D

*國學院大學経済学部・教授（マクロ経済学，公共経済学）

〒150-8440 東京都渋谷区東4-10-28

Eメールアドレス: khosoya@kokugakuin.ac.jp.

[†]本稿の作成にあたっては，新型コロナウイルスに関する研究プロジェクトをともに進めている宮川努先生（学習院大学経済学部教授），増原宏明先生（信州大学経法学部准教授）との議論が非常に有益であった。記して感謝したい。

[‡]本稿を，2020年3月をもって東北学院大学経済学部を去られた高橋秀悦先生（東北学院大学名誉教授）と仁昌寺正一先生（同名誉教授）に捧げたい。高橋先生には学部3年次より2年間にわたりゼミ生としてご指導いただき，大学院進学後も絶えず学問上の刺激を受け続けてきた。大学院を受験する際にヒックスの『価値と資本』をとくに数学的な内容に注意を払いながら一緒に講読していただいたことが，いまでもよい思い出となっている（最近はこのような院試対策はかなり稀だと思う）。大学院進学後に，指導教官となった鴫田忠彦先生をはじめ，荒憲治郎先生や藤野正三郎先生と親しくさせていただいたのも，高橋先生との関係があってこそのものであったと思う。仁昌寺先生は同郷の誇らしい先達である。仁昌寺先生といえば，やはり「東北経済論」の講義である。自分が生まれ育った東北地方に対して，筆者は自分なりのイメージを抱いていたが，そのことが東北地方の歴史的な歩みとして明確に理解できたことは大変有意義であった。両先生とは，2005年4月～2017年3月の期間に，幸運にも同僚として再びご指導いただく機会に恵まれた。現在まで筆者が研究者として曲がりなりにもやってこられているのは，ひとえに高橋先生と仁昌寺先生のご指導の賜物である。これまでの長年にわたるご指導に対し，ここにあらためて深い感謝の意を表したい。先生方，これからもどうかお元気で活躍ください。

概要

本稿では、COVID-19の経済的影響に焦点を当て、マクロ経済との関係性を世界でもいち早く分析したHall *et al.* (2020)に基づき、その結果を日本の状況をふまえながら再検討する。具体的に問うのは、「COVID-19への感染による死亡を回避するために、1年間に行う消費のどの程度を諦めるべきか（消費とのトレードを意味する）」、というものである。Hall *et al.* (2020)における推計結果は、論文のバージョンでいくぶんばらつきがあり、“26%（年間消費の4分の1相当）”、“28%”、“35%（年間消費の3分の1相当）”、および“41%”といった推計値がベンチマークとして得られている。これに対して本稿の日本でのカリブレーションでは、“27%”と、数値の大きさとしては類似の結果が得られる。本稿での推計値は、マクロ経済への負の影響を定量的に指し示すだけでなく、たとえば緊急事態宣言による経済活動の抑制の適切性を評価する、といった政策評価を行ううえでも重要な情報になると考えられる。

JEL classification numbers: E20; I18; J17

キーワード: COVID-19; 消費とのトレード; Hall-Jones-Klenowモデル

1. はじめに

2019年から幻のオリンピックイヤーとなった2020年への年の変わり目は、今後折々に語り継がれていくことになるだろう。すべてはそこから始まった。

原因不明の肺炎の症例が中国湖北省武漢市でみつき、2019年12月31日にWHO中国カントリーオフィスに通報があった。2020年1月8日には、肺炎患者の多くが原因ウイルスをSARS-CoV-2とする新型コロナウイルス感染症（COVID-19）であることが判明した¹⁾。この不気味な新感染症は武漢を起点として中国全土に拡散し、さらに海外にも急速なスピードで伝播し、日本でも1月16日に武漢市からの輸入例が報告されている。WHOは、1月30日には「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態Public Health Emergency of International Concern:PHEIC」を宣言し、3月11日には「世界的な大流行Pandemic」に至っているとの認識を明らかにした。その後、流行の中心地は中国からヨーロッパ（イタリア、スペイン等）やアメリカへと移り変わっていった。

WHOの報告によると、2020年7月25日現在、世界全体での感染者は1,558万人を超え、死者は63万5千人を上回った（“Coronavirus disease 2019 (COVID-19) Situation report-187”²⁾）。日本では同日時点で28,786人の感染者が報告され、死者は993人にのぼっている。感染者が多い国は、アメリカを筆頭に、ブラジル、インド、ロシア、南アフリカ、メキシコ、ペルー、チリ、イギリスなどである。死者数についてもアメリカが突出しており、ブラジル、イギリス、メキシコ、イタリア、インド、フランス、スペイン、ペルー、イランが続いている。7月19日から25日の一週間での世界の感染確認状況を図1に示しているが、アメリカだけでなく、南アメリカ大陸の国々やインドの伸びが顕著となっている。また図2は、2019年12月30日から2020年7月25日の期間における、日次での世界感染者数の推移を表している。3月下旬から4月上旬で世界的には一回目の急拡大があり、6月中旬から二回目の拡大期に入っているとみることができる。

今般のパンデミックは単に感染症の流行というだけでなく、われわれの社会のしくみやその基盤となる経済活動に極めて深刻な影響をもたらしたことは周知の事実である。その影響は多岐におよんでいるため、感染症疫学・公衆衛生、医学、薬学のみならず、統計学や経済学といったさまざまな分野の研究者が、新型コロナウイルスがもたらす多面的な問題に挑戦している。経済学の分野でも、7月には小林慶一郎・森川正之〔編著〕『コロナ危機の経済学提言と分析』が出版され、合計20の章で新型コロナに関するさまざまな論点が議論されている。この書籍がきっかけとなって、今後日本でもCOVID-19の経済分析が急速に進展していくものと期待される。海外に目を転じると、たとえば*Economics Letters*誌にはすでに数本の論文が掲載されはじめている。そのなかで、Caggiano *et al.* (2020) はVARモデル推定を通じて、COVID-19による年間での世界産出

1) 最初の発現時期に関しては諸説存在するものの、すでに2019年12月上旬の時点で、武漢市ではヒト-ヒト感染が起っていた可能性が高いと考えられている。

2) 感染動向についてのデータは日々更新されているため、最新の情報は実際にWebサイトを訪れて確認する必要がある。ジョンズ・ホプキンス大学のものをはじめとして、有用なサイトの機関名・サイト名を補論Aにまとめておく。筆者もこれらのWebサイトを日常的にチェックしている。

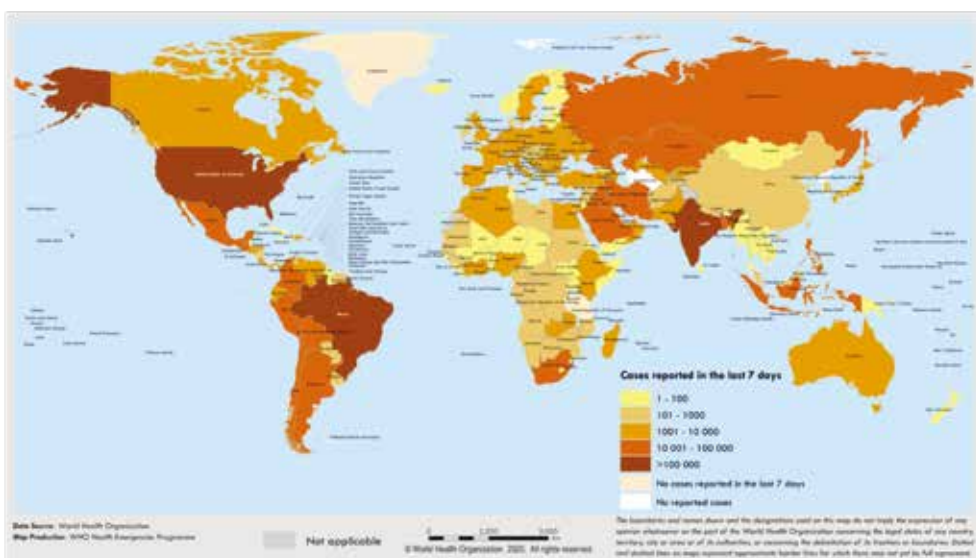


図1：一週間での各国別の感染者の状況（2020年7月19～25日）

注：WHOの“Coronavirus disease 2019 (COVID-19) Situation report-187”からそのまま転載している (<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/situation-reports>)。

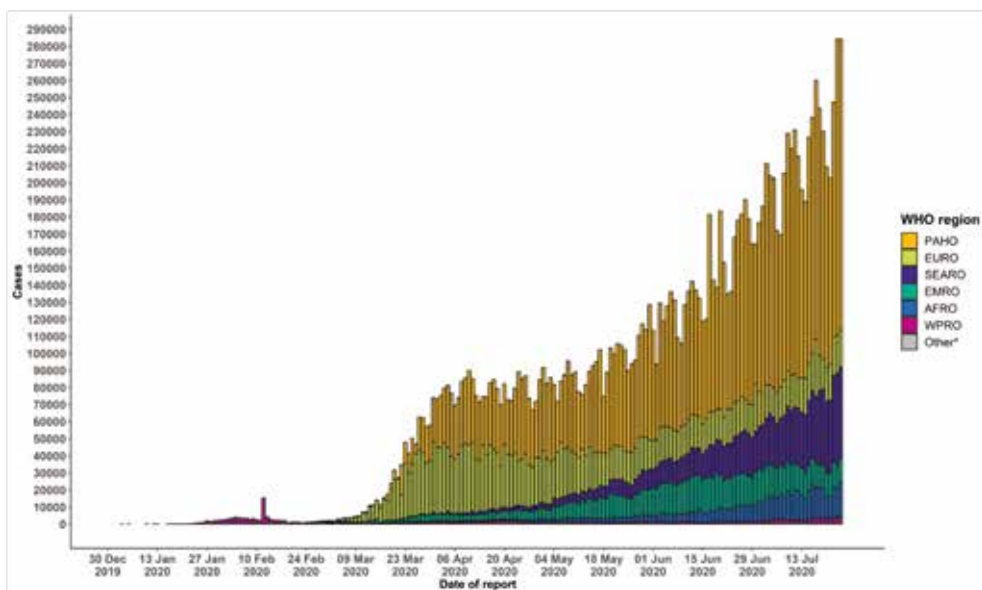


図2：COVID-19世界感染者の日次推移（2019年12月30日～2020年7月25日）

注：WHOの“Coronavirus disease 2019 (COVID-19) Situation report-187”からそのまま転載している (URLは図1に同じ)。六つの地域区分は、**PAHO** (Pan American Health Organization), **EURO** (Regional Office for Europe), **SEARO** (Regional Office for South-East Asia), **EMRO** (Regional Office for the Eastern Mediterranean), **AFRO** (Regional Office for Africa), **WPRO** (Regional Office for the Western Pacific) である。

量の落ち込みは14%ほどになると結論づけている。Monte (2020) はアメリカにおけるスマートフォンのデータから人々の移動の状況を分析しており、再びロックダウンが必要となるような場合、その実施や評価を行う際の基本的な情報を提供している。Goulas and Megalokonomou (2020) はパンデミックに対する予防策として学校への出席要件の緩和の影響を実証的に考察している。

このような多様な研究動向のなかでもとくに目立っているのが、COVID-19の感染のプロセスを微分方程式体系で表現するSIRモデルやそのバリエーションとなるモデルを使用した分析であり、おもにマクロ経済学者を中心にして活発な展開をみせている³⁾。そうした研究では、社会・経済政策等の経済に関連するアクションが新型コロナウイルス感染症拡大の動学的プロセスにどのように作用するのが中心的論点として分析されており、研究のボリュームも急速に増しつつある。なかでも代表的なものとして、Acemoglu *et al.* (2020)、先ほど言及したAtkeson (2020)、そしてFernández-Villaverde and Jones (2020)などをあげることができる。

Acemoglu *et al.* (2020) では、経済主体の異質性を取り込んだSIRモデルを展開している。すなわち、感染率や死亡率が世代ごとに異なるマルチリスクSIRモデルを構築し、とくにロックダウン政策について興味深い結果を導き出している。それは、新型コロナウイルスのリスクに最も脆弱な高齢者群に最も厳格なロックダウンを適用することが、医学的見地からも経済的見地からも望ましいというものである。

これと同様に、Fernández-Villaverde and Jones (2020) についても、いわば感染症疫学と経済学の融合モデルと位置づけることができる。特徴的な点は、人々の接触率が時間とともに変化することを許容していることであり、これによって社会的距離 (social distancing) に関連する人々の行動変容や政策変化の影響を分析することが可能となる。ニューヨーク、マドリッド、ストックホルムをはじめとして、世界の他の都市、アメリカの各州、そして感染が蔓延した世界中の国々や地域を対象として、集団免疫の程度の潜在的影響をふまえて近い将来における感染状況のシミュレーションが提示されている。この推計において鍵となる感染した人々の致命割合は、かなり不確実性の高いパラメータであり、適切な社会的距離を考えるうえで重要であるが、Fernández-Villaverde and Jones (2020) は1.0%を基本として、0.5%と1.2%のケースも試している。

現時点において研究者の関心が感染動向の把握に向けられていることは当然のことであるが、これから経済データや疫学データが公表・蓄積されてくると、COVID-19の経済への影響をさまざまな視点で分析する研究が現れてくるものと思われる⁴⁾。マクロ経済への本質的影響という点では、やはり生産や所得 (GDP, GNI 等) の落ち込みと回復がいかなるパスを辿るかという問題、また長期的経済成長への影響なども重要である。そして、今回のコロナ禍では、海外の都市での

3) 感染症疫学の専門家によるSIRモデルを解説した基本文献として稲葉 (2008) がある。またCOVID-19のパンデミックを契機として、経済学の立場から書かれた解説的論考として日本銀行金融研究所 (2020) や関沢 (2020) を挙げることができる。また第一線で活躍する経済学研究者が、専門家向けにSIRモデルを紹介している文献としてAtkeson (2020) が有名である。

4) たとえば上で指摘したGoulas and Megalokonomou (2020) による学校教育への影響を探る研究などは、中・長期的な人的資本の獲得への影響といったかたちで今後さらに深められていくことが期待されるテーマである。

ロックダウンや日本での緊急事態宣言の発令などによって、消費者の行動や生活が恐らくは近年経験したことがないレベルで制約を受けたことは間違いないであろう。つまり、新型コロナウイルスとの長期戦がいわれるなかで、消費行動自体への直接的影響や、余暇が制約されることによる消費への間接的影響などは、経済学的に検証が急がれるべき最重要テーマのうちの一つであると考えられる。

この問題に世界でいち早く着手したのが、卓越したマクロ経済学研究で知られるロバート・ホール (Robert E. Hall), チャールズ・ジョーンズ (Charles I. Jones), そしてピーター・クレノウ (Peter J. Klenow) の三名の手によるHall *et al.* (2020) である (本稿では, Hall-Jones-Klenowモデル, 略してHJKモデルとよぶ)。彼らは「COVID-19への感染, そしてそれによる最悪の結末である死を回避するために, 消費やGDPの減少をどの程度まで甘んじて受け入れるべきか」との問いを立て, 功利主義的効用関数 (utilitarian welfare function) に基づいた分析を行っている。消費とのトレードという観点から, COVID-19の影響や問題点を論じようとする非常に興味深い研究である。彼らは理論的な考察から, 新型コロナウイルスの感染指標や平均余命に依存するかたちで, 甘受すべき年間消費の削減割合を導出しており, 本稿ではこれを「消費犠牲割合」とよぶことにする。そしてこの値について, いくつかの状況を設定し, カリブレーションを試みている。Hallらの分析における代表的な結果は, この犠牲割合がおおよそ28~71%のあいだに入ってくるというものであった。効用関数の定式化および世代構造の違いによって結果はだいぶ異なるものの, 最も低い犠牲割合でも年間消費の4分の1以上となることから, COVID-19によるネガティブインパクトの大きさを改めて確認することができる。

本研究は, Hall *et al.* (2020) をふまえ, それを日本の現状評価に応用するものである。そうした評価を行うに当たって, 新型コロナウイルス感染症の収束 (終息) が見通せないなか, 分析の対象となる期間設定を行っておくことは重要である。われわれが見慣れたPCR検査 (後述) の陽性者数の推移を表したグラフを思い出してもらうと, 2020年夏頃までの段階で感染の波は大きく二つ確認できる。最初の波は3月下旬から5月中旬頃にかけて生じたもので (ピークは4月上旬), したがって, 5月までを一つの区切りとすることは適切であろう。これをわれわれは「感染の第1期」と定め, 本稿の日本についての分析は基本的にこの期間を対象とする。

Hallらの分析と同様にして, 代表的経済主体モデル, 2世代モデルの順番でカリブレーションを行っていく。ただし, Hallらと異なり, パラメータや外生変数に関しては, 日本の各種のデータをふまえて, その設定値を慎重に吟味する。日本とアメリカの感染状況の違いについては周知のとおりであるが, 意外にもわれわれの結果はHallらのものと比較的近い結果が得られた。つまり, 感染状況が両国でだいぶ異なっている割には, 消費犠牲割合の推計値にあまり違いはみられなかったのである。その原因は, 新型コロナウイルス感染者の致命割合の捉え方にあることが明らかにされる。上記に加えて, 本稿では分析のプラットフォームとなっている効用関数に関わる要素について議論し, 追加的・拡張的なカリブレーションを試みる。いずれにせよ, 2020年6月前後という比較的早期の段階で, ソリッドな経済モデルに基づいて日本の状況を定量的に分析す

ることは、COVID-19と経済活動の今後の展開をみていくうえでも重要な取り組みと思われる。

本稿の残りの構成は以下のとおりである。第2節では、Hall *et al.* (2020) に依拠して、Hall-Jones-Klenowモデルの理論的フレームワークを紹介し、彼らのカリブレーションにおける主要な結果を提示・検討する。続く第3節では、詳細に検討した日本のデータをHJKモデルのフレームワークに当てはめ、単一世代からなる代表的経済主体モデルと複数の異質な世代からなる2世代モデルのそれぞれの場合について、カリブレーションを試みる。分析結果の多角的な検討は第4節で行う。第5節では、感染症に関する実態をふまえ、効用関数にまつわる論点を深める。第6節で結論をまとめる。

2. Hall-Jones-Klenow モデル概説

はじめに代表的個人を仮定した最も基本的な設定となるモデルを紹介する。いま年齢が a 歳である個別経済主体の生涯効用を V_a とし、それが以下のような効用和として表現できるものと考ええる。

$$V_a = \sum_{t=0}^{\infty} \bar{S}(a, t) u(c) \quad (1)$$

議論を単純なものとするため、時間割引（時間選好）や経済成長（消費 c の成長）は考えないことにする。瞬時的効用関数は $u(c)$ であり、一つの解釈としてこれには余暇の価値も含まれるものと考えておくのがよいだろう。スタート時点（日付0）で a 歳の個人が、来たる将来の t 年まで生存している確率（生存確率）を $\bar{S}(a, t)$ とし、次のように表す。

$$\bar{S}(a, t) = S_{a+1} \cdot S_{a+2} \cdot \dots \cdot S_{a+t}$$



図3：年代別感染確認者数

注：NHKによる「特設サイト・新型コロナウイルス」(<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/datarate/>) から転載（図3、表1ともに）。

年代	死亡率	年代	死亡率
30代	0.1%	60代	1.7%
40代	0.1%	70代	5.2%
50代	0.4%	80代以上	11.1%

表1：年代別死亡率

たとえば S_{a+1} は a 歳個人が $a+1$ 時点で生存している確率を表すことになる。基本的なモデル設定はこれだけである⁵⁾。

2.1. 異質な経済主体から構成されるモデル

上で紹介した代表的個人を想定したモデルを異質な経済主体から構成されるモデルへと拡張する。異質性に関して何を想定するかは分析目的によって異なる。今回はCOVID-19が異なる属性の個人に与える影響を考えるのが主目的であり、少なくともこれまで得られている疫学的知見から、COVID-19は子どもを含めた若壮年代と、たとえば65歳以上や70歳以上といった高齢世代とでは、それぞれに異なる影響を及ぼすようである。

発生源となった中国やヨーロッパ、アメリカでもこのような傾向がみられ、日本でも同様である。図3は年代別の感染者数を、表1は年代別の死亡率を表している。これらのデータは少し古いですが、2020年5月末時点においても年代別死亡率の概況は変わっていない。このことをふまえると、異質性については年代の違いに着目することが合理的と考えられる⁶⁾。

生涯効用関数をベースとした評価モデルを検討する。いま a 歳の個人の生涯効用関数 V_a を次のように表せるものと仮定しよう。

$$\begin{aligned} V_a &= \sum_{t=0}^{\infty} \beta^t \cdot S(a, t) \cdot u(c_t), \\ &= u(c_0) + \beta \cdot S(a, 1) \cdot V_{a+1}. \end{aligned} \quad (2)$$

ただし β はこの個人が有する時間割引因子を表す（異時点間にわたる問題を考えるので、基本設定を拡張し、この段階で時間に関する割引が考慮される）。またすでに述べているように、 $S(a, t)$ は、時点0において年齢が a 歳の個人が t 年間生存する確率に対応する。

これまでの議論をふまえて、年齢階層による区別を考える。報道等によれば、COVID-19では子どもは大人とは異なる免疫特性（相対的に罹患しにくい、また罹患しても軽症や無症状が多いなど）や病態（いわゆる川崎病に類似した症状がみられるなど）を示すようであるが、さきほどの死亡率のデータなどをふまえると、子どもは若壮年に含めても問題ないと考えられる。したがって、総人口を「若壮年者」と「高齢者」とに分ける。総人口を N とすると、若壮年は $N-1$ 、高齢者は1となり、次の関係が成立する。

$$\underbrace{N}_{\text{総人口}} = \underbrace{(N-1)}_{\text{若壮年者}} + \underbrace{1}_{\text{高齢者}}$$

5) この基本モデルについては、原論文に対応するスライドに説明がある。

6) 異質性をモデルに考慮する際の他の候補として、今回の新型コロナウイルスCOVID-19に限れば、糖尿病や心臓疾患などの基礎疾患の有無、性別の違いなどがあげられるだろう。人種の違いやBCG接種（株の違いも含めて）の有無などに関しては、後ほどモデルに導入されるパラメータ δ に影響を与える可能性のある要因として捉えるべきであろう。

よって、人口に占める高齢者の割合は $1/N$ となる。ここでCOVID-19の実態をふまえた設定を導入する。すなわち、表1からも明らかなように、高齢者、とくに70歳以上での死亡率は格段に上昇している。このことは生存確率 S の低下として表現できる。高齢者の生存確率は、COVID-19によって1期間で S から $S - \delta$ に低下するものと仮定する。

Hall *et al.* (2020) が設定した具体的な分析課題は、「COVID-19のパンデミックに直面し、その罹患・死亡リスクを回避するために、人々は消費行動をどの程度まで抑制しようとするか」というものである。理論モデルに基づくカリブレーションによって、「新型コロナと交換(トレード)される消費割合 α 」を求めていく。

消費に関するスケールパラメータ λ (のちほど登場するが、このパラメータはCOVID-19の影響からもたらされる消費犠牲割合と関連する)を導入し、先のCOVID-19固有の死亡率 δ を考慮すると、功利主義的(ベンサム的)社会厚生関数 $W(\lambda, \delta)$ は、各世代の効用の和として次のように表現できる。

$$W(\lambda, \delta) = (N - 1) \cdot V_y + 1 \cdot V_o \quad (3)$$

ただし V_y と V_o は、それぞれ若壮年世代(young)と高齢世代(old)の効用を表している。ここで(2)式を考慮し、高齢者の生存確率の低下をふまえると、 V_y と V_o は次のようになる。

$$\begin{cases} V_y = u(\lambda c_0) + \beta S_y V_{F,y} & (\text{若壮年世代}) \\ V_o = u(\lambda c_0) + \beta(S_o - \delta)V_{F,o} & (\text{高齢世代}) \end{cases}$$

これらを(3)式に代入し整理すると次式が得られる。

$$\begin{aligned} W(\lambda, \delta) &= (N - 1)\{u(\lambda c_0) + \beta S_y V_{F,y}\} + \{u(\lambda c_0) + \beta(S_o - \delta)V_{F,o}\} \\ &= Nu(\lambda c_0) - u(\lambda c_0) + (N - 1)\beta S_y V_{F,y} + u(\lambda c_0) + \beta(S_o - \delta)V_{F,o} \\ &= Nu(\lambda c_0) + (N - 1)\beta S_y V_{F,y} + \beta(S_o - \delta)V_{F,o} \end{aligned} \quad (4)$$

ただし V_F はそれぞれの世代が将来において享受する連続的な効用和である。

2.2. 感染症蔓延下における消費犠牲割合の導出

感染症による死亡を回避することと一般的な消費行動とのあいだには、少なくとも短期的にはトレードオフがあると想定される。いま、(4)式を利用して、以下の関係が成立すると考えることにする。

$$W(\lambda, 0) = W(1, \delta)$$

すなわち、これは等価変分(equivalent variation)の考え方を応用したものであり、COVID-19に関係する死亡率の上昇が高齢者層に認められる状況下で、その死亡率がゼロである状況

($\delta = 0$) と現在の消費がまったく犠牲にならずに済む状況 ($\lambda = 1$) とが等価になることを意味するものである。

$$\underbrace{Nu(\lambda c_0) + (N-1)\beta S_y V_{F,y} + \beta S_o V_{F,o}}_{\delta=0} = \underbrace{Nu(c_0) + (N-1)\beta S_y V_{F,y} + \beta(S_o - \delta)V_{F,o}}_{\lambda=1}$$

この等価関係を整理して表現すると、次のようになる。

$$N[u(\lambda c_0) - u(c_0)] = -\beta\delta V_{F,o} \quad (5)$$

ところで、目下の瞬時的効用関数 $u(\lambda c_0)$ について、1次のテイラー展開 ($f(x) \approx f(a) + f'(a)(x-a)$) を適用して、 $\lambda = 1$ のまわりで関数を線形近似すると、次式を得ることができる。

$$u(\lambda c_0) \approx u(c_0) + u'(c_0)(\lambda c_0 - c_0) = u(c_0) + u'(c_0)c_0(\lambda - 1) \quad (6)$$

(6)式を(5)式に代入して得られる $Nu'(c_0)c_0(\lambda - 1) = -\beta\delta V_{F,o}$ より、これを $1 - \lambda$ について解くと以下の関係が得られる。

$$1 - \lambda = \frac{\beta\delta}{N} \cdot \frac{V_{F,o}}{u'(c_0)c_0} \quad (7)$$

(7)式において、 $1 - \lambda$ が表すのは、直面する事態の影響で犠牲にせざるを得なくなる消費の割合(消費犠牲割合)である。Hall *et al.* (2020) ではこの割合を α で表現しており、 $\alpha \equiv 1 - \lambda$ となる。この α が効用関数ベースで導出されていることをふまえると、それは心理的経済費用 (psychological economic cost) として位置づけられるだろう。

基本的にはこの(7)式に基づいてカリブレーションを行っていくわけであるが、そのためにはいくつかの構成要素についてさらに意味づけを明確にしておく必要がある。まず高齢者層の将来の効用 $V_{F,o}$ であるが、初期時点での効用、すなわち現在において享受している効用 $u(c_0)$ と、COVID-19に感染も発症もせずに死亡せず生存できる場合の高齢者の余命 LE_o との積として表現できると仮定する。したがって、 $V_{F,o} \equiv u(c_0) \cdot LE_o$ と単純なかたちで定式化する。本来は高齢期の生存期間におけるオーバータイムの効用を考えることが基本になると考えられるが、生存期間で一定の消費フローからもたらされる効用 $u(c_0)$ を適用することで単純化が図られている (つまり、単年の価値で代替させている)。カリブレーションを行っていく上では、こうした単純化によるベネフィットがある。つまりオーバータイムでの定式化をあえて考えないことで、時間割引の問題を回避することが可能になると考えられる。将来の効用も現在の効用と同等に扱うことが理論的には正当化される (世代間衡平性の仮定)。よってHall *et al.* (2020) では $\beta = 1$ と仮定し、分析が進められている。本稿ではのちほどHJKモデルのカリブレーション分析の結果を紹介しつつ追加的な解析作業を行っていくが、この単純化に関しては再検討することにしたい。

次に年単位でみた消費に対する生命 (life) の価値 v を定義する。これを $v \equiv u(c)/u'(c)c$ とす

る。ここで $u(c)$ は、効用単位で計測される生命の価値と考えることができる。そしてそれを限界効用 $u'(c)$ 割ることで消費単位の価値に変換できる。したがって全体として、 v は消費水準 c に対する生命価値の割合を表すことになる (Jones, 2016)。消費行動は生命維持によって可能となる生活の一部であることを考慮すると、この値は当然ながら1を上回ると想定できる。Hall *et al.* (2020)でもこの値を変化させながら考察を行っているが、実際の設定についてはカリブレーションのパートのところで検討する。またすでに述べているように、COVID-19に関連した死亡のリスクを除いては、時間割引は行わないものとし、 $\beta = 1$ として考える。

これまでの議論をふまえると、この段階において消費犠牲割合は次のように表すことができる。

$$\alpha = \frac{\delta \cdot v \cdot LE_o}{N} \quad (8)$$

この表現から読み取れる顕著な特徴は次のとおりである。消費犠牲割合 α は、COVID-19による死亡率 δ の上昇によって高まることになるが、これは当然の結果と考えられる。年間消費単位でみた生命の価値の大きさ v も α を高める要因となる。加えて、平均余命が長いことも、消費犠牲割合を高める方向に作用する。換言すると、代表的個人もしくはソーシャルプランナーがCOVID-19による死亡確率の上昇を回避するために自ら放棄する消費の割合は、生命の価値 v と感染症による命の危機に直面する高齢者層の残存余命 LE_o との積によって特徴づけられる⁷⁾。

2.3. 代表的経済主体モデルのカリブレーション

次節で本来の目的である2世代モデルでの分析を行うが、その前にモデルの基本的な特性を把握するために1世代のみ、すなわち代表的経済主体のみから経済が構成されるケースを考えていく。ここでのカリブレーションはHall *et al.* (2020)らの結果をさらに補強するかたちで綿密に行っていく。

いま $N = 1$ としよう。このとき経済は高齢者層のみからなると考えることもできるため、必然的に彼らはみなCOVID-19での死亡リスクに直面する。したがって、そのリスクを回避しようとして本来は消費に充当するはずだった資源の何割かを断念(放棄)する選択意思決定がなされる。以下では重要なパラメータの基本設定について個別にみていく。

δのベンチマーク値

Hall *et al.* (2020)は、インペリアル・カレッジ・ロンドン (Imperial College London) のニール・ファーガソン教授らの研究(Ferguson *et al.*, 2020)をふまえて δ を設定している。すなわち、彼らの研究では感染防御をまったく行わない場合のCOVID-19による死亡割合(全年齢)は0.81%と推定されており、Hall *et al.* (2020)はベンチマーク値として $\delta = 0.0081$ を採用している。これは、年齢階級を考慮した死亡割合と、感染防御策を何もとらないとした場合に、すべての年齢階級の

7) このバージョンのモデルでは外部性等は考慮していないため、意思決定主体は代表的個人でもありソーシャルプランナー(たとえば政府)でもあると位置づけることができるだろう。

75%がCOVID-19に感染するという仮定との積としてはじき出された値である。これは感染者致命割合の定義に対応する値である。死亡者の割合に関しては、マスコミの報道やときに研究者の発言でも混同がみられるが、 δ の設定においては非常に重要なポイントとなるので、3.1節で正確な定義を説明する。

ところで、Hall *et al.* (2020) には4月6日リリース版と6月1日リリース版があるが、前者では $\delta = (0.41, 0.81, 1.62)$ が、後者では $\delta = (0.44, 0.81)$ のケースがテストされている⁸⁾。後で指摘するように、これらを日本の状況に照らしてみると無視できないギャップが存在することが知られている。今般のCOVID-19では、国や地域ごとに感染状況に大きな違いがみられる。同じ国内でさえ、だいたい様相が異なることも普通にみられる（日本でもたとえば首都圏と地方では違いがみられる）。したがって、パラメータの設定にあたってはそのような実情に十分配慮したものでなければならない。しかしながら現段階では、 δ のベンチマーク値についてHall *et al.* (2020) らの想定を基本的に踏襲して考察を進めていくことにしたい。

v のベンチマーク値

次に重要になってくるのが、消費との対比でみた生命の価値である。難しい問題を数多く内包するパラメータであることは想像に難くないが、おもに支払意思額 (willingness to pay; WTP) アプローチをベースとした統計的生命価値 (value of a statistical life; VSL) という文脈で、内外でそれなりに多くの先行研究が存在している。Hall *et al.* (2020) の4月6日リリース版では Viscusi and Aldy (2003) に基づいて $v = 3$ が設定されている。ところが6月1日リリース版では $v = 6$ とベンチマーク値が変更されている。1年間の生命の価値が年間消費の3倍とか6倍とかの価値を有するものとして考えられていることになる。本稿の範囲で当該パラメータ値の適切性を詳細に議論していくことは本来の目的からは外れてしまう。よって $v = 3$ と $v = 6$ の両方をベンチマークとし、それら周辺で他の可能性もふまえながらカリブレーションを行っていくことにしたい。

高齢時平均余命 LE_0 のベンチマーク値

アメリカの生命表から得られるデータに基づくものではあるが、ひとまずHall *et al.* (2020) で設定されたベンチマーク値を基準としたい。それによると、高齢者の平均余命は14.47年と推定される。したがって $LE_0 = 14.47$ と設定する。

注意すべき事柄と本稿の方針

テイラー展開に基づいた効用関数の線形化は、分析を容易にする一方で、そうした単純化がもたらす問題にもわれわれは留意しておく必要がある。とくに、カリブレーションの結果を評価す

8) Hall *et al.* (2020) はこれら二つのワーキングペーパー版を経て、FRBの *Quarterly Review* で公刊された。詳細は参考文献リストを参照のこと。

際には慎重に臨まなくてはならない。Hall *et al.* (2020) では、相対的危険回避度一定のCRRA (constant relative risk aversion) 型効用関数を使用したケースについても考察が行われている。具体的には、 $1/\gamma$ を異時点間の代替の弾力性 (γ はその逆数) として、以下のような定式化を行っている。

$$u(c) = \bar{u} + \frac{c^{1-\gamma}}{1-\gamma}$$

これを用いることで、単純な線形化の場合よりも分析の一般化が図られるわけであるが、別の問題が生じてくる。すなわち、パラメータ γ はこれまでのマクロ経済動学研究の蓄積のなかでよく知られているように、分析結果を左右する影響力をもつと考えられるが、その適切な値を定めることが難しいのである。Hall *et al.* (2020) では、比較的よく用いられる $\gamma=2$ を仮定しているが、今回の分析のような文脈でこの値が妥当かどうかはさらなる検討が必要である。そこで、線形近似による過度の単純化のおそれは認識しつつも、死亡率 δ や生命価値 v も不確実性の高いパラメータであることもふまえて、本稿ではCRRA型効用関数のケースは取り扱わないことにする⁹⁾。

カリブレーション結果

すでに述べたように、現在の状況は若年者層は存在しないもっとも単純なケースを考えているため、 $N=1$ とする。すると(8)式より、以下の結果を得ることができる。

$$\alpha = \frac{0.0081 \cdot 3 \cdot 14.47}{1} = 0.352 \quad (v = 3 \text{ の場合})$$

$$\alpha = \frac{0.0081 \cdot 6 \cdot 14.47}{1} = 0.703 \quad (v = 6 \text{ の場合})$$

生命の価値が消費の3倍であると仮定した上のケース ($v = 3$ の場合) では $\alpha = 0.352$ である。これをモデルの設定をふまえて正しく読むと、「代表的経済主体 (ソーシャルプランナー) は、新型コロナウイルスCOVID-19による感染死を回避するために、年間消費の35.2%、換言すれば3分の1以上を犠牲にしても構わない (とのスタンスでいる)」となる。ここで「犠牲にする」は、少し見方を変えれば、目的達成にあたって「断念する」とか「放棄する」といった解釈もできよう。あくまで直感の域を出ないが、この数値は今般の事態の重大性に鑑みたときに、ある程度妥当なものといえるのではないだろうか。

当然のことであるが、生命の価値が3倍から6倍へと変化すると、下のケース ($v = 6$ の場合) が示すように α も倍になっている。犠牲割合は70%を超えるという結果になる。本来の30%以下の消費に甘んじざるを得ないことになり、消費生活とのバランスの観点からはいくぶん大きすぎる割合であるというのが率直な見解である。

9) 経済主体の厚生の問題と大きく関係する今回のようなテーマでは、効用関数の定式化の影響はきわめて重要であり、今後の研究で深く立ち入らざるを得ないポイントである。

2020年2月頃から5月頃まで、日本だけでなくパンデミックに見舞われた世界各国で都市のロックダウン等の厳しい経済活動抑制措置が講じられた。つまり、人々は2~3ヶ月ほどの経済生活の犠牲を余儀なくされたことになる。こうした実際の状況をふまえた場合、3分の1程度の犠牲を伴ったとの結果 ($v = 3$ の場合) は感覚的に理解できる値であり、一定の妥当性を有するものと考えられる。

次にHall *et al.* (2020) の4月版と6月版で提示されたすべての想定死亡率 (δ) と筆者が追加したいくつかについて、生命の価値 (v) を1~7まで変化させた場合の消費犠牲割合 (%表記) の計算結果を表2にまとめて示そう。

Hall *et al.* (2020) では、計算結果を読んでいく際に死亡率 (δ) が0.41%や0.44%のケースを基本としている。 $v = 3$ とすると、 α は20%弱、 $v = 6$ とすると40%弱になると計算されている。生命価値の倍率から考えると、これらの予測値はある程度妥当なものと考えられる。死亡率と生命の価値との組み合わせが高い値をとるケースでは、「COVID-19感染防御への捨石」としての消費の犠牲は100%を上回るような状況もみられる。

これらのシナリオを詳細に検討すること自体も興味深いのだが、とくに推定死亡率に関しては日本の実績をふまえたものではない。したがって日本の時々のデータおよび状況に即したかたちで分析を進める必要がある。単一の代表的経済主体 (COVID-19のリスクに不可避免的に直面せざるを得ない高齢者の特徴を有している) の存在を仮定し、日本の状況をふまえた分析についてはこの後の3.2節で行う。

2.4. 異質な特徴をもつ2世代モデルのカリブレーション

本来のモデルの展開に即し、前節のカリブレーションを拡張する。ここでもHall *et al.* (2020) によって提示された計算結果を確認しながら分析を進めていくことにしよう。カリブレーションのための基本設定環境について、生命の価値は前節と同様に $v = 3$ と $v = 6$ を基準値として考える (周辺の値もあわせてテストする)。次に、推定死亡率であるが、2世代モデルの構造で高齢者層のみがCOVID-19のリスクに直面すると考えるため (このような単純化は実際の感染率や死亡

表2：代表的経済主体を想定した場合の消費犠牲割合 (α)

		v						
		1	2	3	4	5	6	7
δ (%)	0.10	1.4	2.9	4.3	5.8	7.2	8.7	10.1
	0.41	5.9	11.9	17.8	23.7	29.7	35.6	41.5
	0.44	6.4	12.7	19.1	25.5	31.8	38.2	44.6
	0.81	11.7	23.4	35.2	46.9	58.6	70.3	82.0
	1.20	17.4	34.7	52.1	69.5	86.8	104.2	121.5
	1.62	23.4	46.9	70.3	93.8	117.2	140.6	164.1
	2.00	28.9	57.9	86.8	115.8	144.7	173.6	202.6

注：数値は%表記である。Hall *et al.* (2020) に掲載されたものについても再計算した。

割合のデータからはおおむね支持されると思われる), これに対応する65歳以上の高齢者の死亡率は, 感染防御対策が何もとられなかった場合に3.86%と推定される。高齢者層の死亡割合に焦点を当てている点を除いては, 推計方法は以前と同じである。最後に平均余命についてはアメリカのデータに基づき, 65歳以上の高齢者について $LE_o = 10.9$ としている。すなわち, 65歳以上の高齢者はCOVID-19を回避できた場合には平均的に10.9年程度生存する, ということの意味している。

2.3節と異なり, ここでは2世代の構造となっているため N の値が問題となる(以前は $N = 1$ と仮定していた)。Hall *et al.* (2020)によると, 2018年のアメリカの全人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合は約16%であり, $N = 6$ と考えている¹⁰⁾。こうすると全人口の6分の1(16.7%)が高齢者であり, 6分の5(83.3%)が若壮年という年代構成になる。上で述べた感染者死亡割合, 平均余命, 人口サイズをふまえ, 生命の価値が倍率3($v = 3$)であるとした場合, 消費犠牲割合 α は(8式)に基づいて次のように計算できる。

$$\alpha = \frac{\delta \cdot v \cdot LE_o}{N} = \frac{0.0386 \cdot 3 \cdot 10.9}{6} = 0.210$$

本来の設定である2世代モデルのもとでは, 消費犠牲割合は21%である。ではこの値は誰にとっての値と解釈できるだろうか。以前の結果とあわせて考えると, 興味深い考察が可能となる。全員がCOVID-19のリスクに直面する高齢者のみによるモデルという解釈も可能だった2.3節の代表的経済主体モデルでは, α は約35%であった(ただし $\delta = 0.81\%$, $v = 3$ として)。この35%のうち, その6割($21/35=0.6$)は高齢者に関連づけられる消費犠牲割合と考えることもできるだろう。そうするとこの4割($14/35=0.4$)は人口の多くを占める若壮年者と関連づけられる。この背景にあるメカニズムは, 瞬時的効用関数 $u(\lambda c_0)$ の部分に関係しており, 感染症の蔓延は若壮年と高齢者双方の初期時点での消費, すなわちCOVID-19の感染が蔓延しているまさにその時期の消費を低減させてしまうため, 若壮年にとっても無関係ではないのである¹¹⁾。

本節を締めくくるにあたって, 表2と同様の計算を行った結果を表3にまとめて示すことにしよう。生命価値 v は以前と同様に1~7とするが, 感染者死亡割合については高齢者層の状況を考慮して変更する必要がある。具体的には, 実情に鑑みて高齢者層の δ はより高い値に設定されるべきであろう。Ferguson *et al.* (2020)の結果に基づくHall *et al.* (2020)では, 65歳以上では2%を上回り, 80歳台以上となると10%程度になると考えている。本稿ではそれを考慮して, 2~10%の範囲で分析してみることにした。

10) 詳細は<https://www.statista.com/statistics/270000/age-distribution-in-the-united-states/>を参照されたい。正確な値は15.81%である。

11) われわれが今回経験したことと整合的である。

表3：異なる2世代を想定した場合の消費犠牲割合（ α ）

		v						
		1	2	3	4	5	6	7
δ (%)	2.00	3.6	7.3	10.9	14.5	18.2	21.8	25.4
	3.86	7.0	14.0	21.0	28.0	35.1	42.1	49.1
	4.00	7.3	14.5	21.8	29.1	36.3	43.6	50.9
	5.00	9.1	18.2	27.3	36.3	45.4	54.5	63.6
	7.00	12.7	25.4	38.2	50.9	63.6	76.3	89.0
	8.50	15.4	30.9	46.3	61.8	77.2	92.7	108.1
	10.00	18.2	36.3	54.5	72.7	90.8	109.0	127.2

注：数値は%表記である。Hall *et al.* (2020) に掲載されたものについても再計算した。

α を求める(8)式についてその構造面に着目すると、分子の δ は大きくなるが、代表的個人モデルと比較して平均余命 LE_0 は短くなる。ただしここで人口サイズでの調整が組み込まれるため、全体としては α の値は小さくなっている。年齢階層と関連づけられる消費犠牲割合について、先ほどはHall *et al.* (2020) が行った結果を紹介した。非常にラフな推定となってしまうことに十分留意したうえで、ここでも追加的な考察を行ってみることにしよう。

他の状況を変更せずに、感染者死亡割合が3.86%から5%へと1パーセントポイント強高まったケースを考えてみる。表3をみると、 α は27.3%となる¹²⁾。代表的経済主体モデルでの α が35.2%であったことから、 $27.3/35.2 \approx 0.78$ となる。よって高齢者に関連づけられる消費犠牲割合は約8割、若壮年者のそれは約2割と計算できる。これを以前のHall *et al.* (2020) の結果と比較して考えると、年齢階層別での影響度合いの違いは死亡割合の動向によってかなり大きく左右されることがわかる。

3. HJK モデルの日本への適用

本節では、HJKモデルを日本に適用し、COVID-19に突然の襲撃を受けた日本経済のダメージを経済学的に評価する。日本のデータをきちんとふまえることが重要であるから、まずはパラメータの設定を吟味することからはじめたいと思う。

PCR検査が長期にわたって円滑に実施されていなかったことは周知の事実である¹³⁾。そのため、実証分析やシミュレーション分析の基礎となる市中感染率や種々の死亡割合のデータに全幅の信頼を置くことはできない。このことは明確に述べておきたい。しかしながら、市中の感染状況や

12) これより、消費犠牲割合は4分の1程度と見積もられる。

13) PCR (Polymerase Chain Reaction; ポリメラーゼ連鎖反応) 検査は新型コロナウイルス検査の代表的検査法であり、ウイルスの遺伝子を増幅することによって検出を行う手法である。PCR検査を限定的に実施するのがよいのか、それともなるべく広く実施するのがよいのか、といった検査件数の是非を論じることは本稿では行わないものの、臨床医が検査を推奨する患者でさえすみやかに受検できない時期が続いたことは確かであり、問題である。

患者の動態と真の状況が著しく乖離しているようなことがあったとしたら、データと符合しない実際の医療現場の状況や極端に多い超過死亡数などから、看過できない「異常」を察知できるはずである。いまのところ、そこまでの状況にはない。こうしたことから、公表データがまったくあてにはならないほどではない、というのが本稿の現時点（2020年6月頃）でのスタンスである。

3.1. パラメータの設定

生命の価値 v に関しては、カリブレーションにおける位置づけの重要性は認識するものの、本稿の範囲では深掘りを行うことはせず、Hall *et al.* (2020) を踏襲することにした。するとここで再検討すべきは、死亡割合 δ 、高齢者平均余命 LE_0 および時間割引率 β である。順にみていくことにしよう。

δ の設定にあたっての留意点

具体的な δ の設定の段階に移る前に、マスコミ報道などで一貫性なく取り扱われている感のある種々の死亡割合（死亡率）について明確にしておくのがよいだろう。Ferguson *et al.* (2020) に依拠したHall *et al.* (2020) で使用されているのは、以下に基づく感染者致命割合（infection fatality ratio; IFR）である。

$$\text{IFR} : \frac{\text{感染による死亡者数}}{\text{全感染者数}}$$

偽陽性・偽陰性の可能性はもとより、検査態勢やそのキャパシティーにも大きく影響を受けることから、そもそも感染者全員をくまなく検出することは不可能であることに留意しておきたい。そのような場合、感染力や感染の広がりに関して何らかの仮定を置き、全感染者数や年齢階級別の感染者数を推計するのである。

感染者致命割合としばしば混同されて用いられているのが致命割合（case fatality ratio; CFR）であり、その定義から類推されるように病原性の強さの代表的な指標としても用いられる。これは以下のように表される。

$$\text{CFR} : \frac{\text{感染による死亡者数}}{\text{確定診断済み感染患者数}}$$

IFRとの違いは分母であり、確定患者数は実数が明確に把握できるところが特徴である。

三つめの指標が、私たちがよく耳にする死亡率（mortality rate ないしはdeath rate）であり、死亡割合を意味している。これについては以下のように表すことができる。

$$\frac{\text{感染による死亡者数}}{\text{全人口}}$$

当然ながら、三つのなかでは分母のサイズが最も大きなものとなる。この指標は人口1,000人当たりとか10万人当たりの率（割合）として報告されることが多い。

分母の違いによって三つの指標の違いを説明したのだが、これから時間が経過していくと（執

筆時点は2020年6月である)、分子にも変更が生じる可能性がある。すなわち、毎年のインフルエンザの場合などと同様に、「COVID-19関連死」を考慮する必要性が生じてくるかもしれない。それは当該期間の超過死亡数の状況などから判断されることになるだろう。いずれにせよ、分析の目的に応じて3種類の指標を適切に使い分けることが必要である。

日本における δ

感染による死亡者数の問題をひとまず考慮の外に置き、必要な基礎的データにアクセスが可能だとすると、CFRと死亡率は計算が可能である。しかしながら、Hall *et al.* (2020) もそうであるように、基本的にはIFRを何らかの仮定のもとで推計し、分析に使用するのが標準的である。したがって分析結果を比較可能なものとするためにも、IFRに基づいた δ の値を使いたいところである。

NHK (日本放送協会)、厚生労働省の公表する「死亡率」は上記の説明との対応では、致命割合CFRに対応するものである (表4)。したがって全年齢階級でみた「死亡率」は、1.9%とかなり高い値を示している。他方、われわれの必要とするIFRを計算する際に難所となるのが、全感染者数の予測である。わが国の場合、PCR検査をはじめとして、徹底した検査がとくに量的に満足のいくものではなかったことから、適切な予測は大変難しい作業となる¹⁴⁾。本稿では次のようなステップでIFR、つまり δ の推測を行う。

ステップ1 Ferguson *et al.* (2002) や基本再生産数 R_0 と集団免疫閾値などを考慮すると、日本の実情からは極端ではあるものの、人口に占める感染者割合の最大値は60~75%程度としておく¹⁵⁾。一方で、同割合の最小値は、後述する種々の抗体検査の情報から、0.05~0.1%程度とする。これらを使用して人口から予測感染者数を計算し、死者数との関係からIFRを推計する。

ステップ2 今度は視点を変えて、公衆衛生や感染症の専門家、医師の経験に基づく「肌感覚」の情報を活用する。これによって確定済み感染者数に乗じられる「倍率」を予想し、予測

表4：(厚生労働省発表の) 死亡率 (%)

全体	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
1.9	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.5	1.9	5.7	11.5

注：厚生労働省ウェブサイトで公開された資料 (「新型コロナウイルス感染症の国内発生動向」[令和2年4月26日18時時点]) から筆者作成。

14) PCR検査はウイルスの存在を直接検出するのに対し、抗体検査は感染後にウイルス抗体ができてくるかを調べることで過去の感染歴を確かめるものである。

15) 基本再生産数と集団免疫閾値との理論的關係については、補論Bを参照されたい。

感染者数を計算する。そしてステップ1と同様にIFRを推計する。

ステップ3 最後にステップ1とステップ2の状況から考えて、妥当と考えられるIFRの範囲を特定する。

ステップ1から考える。今回の新型コロナウイルスの場合、疫学理論でいわれる集団免疫理論をそのまま適用して感染動向を分析することは適切ではない可能性がある。しかしながら、感染者割合の上限値を定めるにあたって、そうした理論に基づくことは妥当であると思われる。他方、下限値を画するための基礎的情報としては、少数ながら行われるようになってきた抗体検査の結果を活用できる。主要なものについて新聞報道を紹介しながらみていくことにしよう。

国内において比較的大規模な調査として注目されるのがソフトバンクの4万人検査であり、陽性割合は0.43%だった。サンプルの偏りは多少懸念されるものの、検査数の観点からは貴重である（下記参照のこと）。

ソフトバンクグループ（SBG）は9日、グループの社員や医療従事者ら約4万人を対象に実施した新型コロナウイルスの感染歴をみる抗体検査の結果を公表した。抗体を保有していた陽性率は0.43%だった。これまで東京都などで実施した検査結果と同じレベル。国内における感染者の割合は低いことが改めて示された。（『日本経済新聞』2020年6月10日朝刊より一部抜粋）

次に、山形大学の検査結果も注目に値する。山形県内の確定感染者数は2020年6月19日時点で69人で、感染が比較的少ない地域とあってよいだろう。やはり陽性率は0.5%と低く、ソフトバンクのものに近いが、サンプルサイズは小さい（下記参照のこと）。

山形大医学部は15日、新型コロナウイルス抗体検査の調査結果を発表した。1009人のうち5人から陽性とみられる値を検出。陽性率は0.5%で、県民の推定感染者数は670~1万人とみている。現在の県内の感染者69人を大幅に上回るが、上野義之医学部長は「多く見積もっても県民の1%以下しか感染していない」としている。（『日本経済新聞』2020年6月16日朝刊より一部抜粋）

国が行ったある程度包括的な比較研究としては、東京、大阪、宮城での調査がある。感染の広がりを把握する目的で、人口の多い自治体のなかでも、感染者数が多い自治体として東京と大阪、少ない自治体として宮城を調査対象地域に選定した。20歳以上の合計7,950人を無作為に選び抗体検査を行った結果、平均的には約0.1%の陽性率であった（下記参照のこと）。

厚生労働省による新型コロナウイルスの初の大規模な抗体検査の結果が16日、公表された。過去に感染したことを示す抗体保有率は東京0.1%、大阪0.17%、宮城0.03%で、欧米の報告より低い。多くの人が免疫を獲得し感染が終息に向かう「集団免疫」まで時間がかかると見込まれ、感染が再び広がる「第2波」への警戒が必要だ。（『日本経済新聞』2020年6月17日朝刊より一部抜粋）

以上の考察をふまえて、想定感染率を0.05～75%とし、表5の情報を利用して予測感染者数からIFRを計算した結果が表6のパネル(a)に示されている。現時点では、想定感染率について予断をもって判断することは適切ではなく、したがって変動の範囲はかなり大きく設定されている。

表5：予測のための基礎データ

基礎データ：		
総人口（人）	125,900,000	（2020年5月1日時点）
確定感染者数（人）	17,529	（2020年6月14日時点）
死者数（人）	927	（2020年6月14日時点）

表6：感染者致命割合（IFR）の予測

(a)			(b)				
	予測感染者数	IFR (%)		予測感染者数	IFR (%)		
	75%	94,425,000	0.0010	2倍	35,058	2.6442	
	60%	75,540,000	0.0012	4倍	70,116	1.3221	
	50%	62,950,000	0.0015	6倍	105,174	0.8814	
	40%	50,360,000	0.0018	8倍	140,232	0.6610	
	20%	25,180,000	0.0037	10倍	175,290	0.5288	
	10%	12,590,000	0.0074	12倍	210,348	0.4407	
	5%	6,295,000	0.0147	14倍	245,406	0.3777	
	1%	1,259,000	0.0736	16倍	280,464	0.3305	
想定感染率	0.5%	629,500	0.1473	想定感染者倍率	18倍	315,522	0.2938
	0.45%	566,550	0.1636		20倍	350,580	0.2644
	0.4%	503,600	0.1841		24倍	420,696	0.2203
	0.35%	440,650	0.2104		28倍	490,812	0.1889
	0.3%	377,700	0.2454		32倍	560,928	0.1653
	0.25%	314,750	0.2945		36倍	631,044	0.1469
	0.2%	251,800	0.3681		40倍	701,160	0.1322
	0.15%	188,850	0.4909		44倍	771,276	0.1202
	0.1%	125,900	0.7363		48倍	841,392	0.1102
	0.05%	62,950	1.4726		50倍	876,450	0.1058

注：公表データに基づき、筆者作成。

続いて、上とはまったく異なる観点から予測感染者数を考えていきたい（ステップ2）。報道等では、「実際の感染者は10倍以上いる」といった言説がしばしば述べられていた。その根拠になっていたと思われるのが、「8割おじさん」として知られることになった西浦教授の見解である（下記参照のこと）。

新型コロナウイルスの感染者数について、政府の専門家会議に試算を提示している北海道大学の西浦博教授（理論疫学）は25日までに、「現在確認されている感染者数は氷山の一角。実際は10倍以上」との見解を示した。（『日本経済新聞』2020年4月26日朝刊より一部抜粋）

これは疫学研究者としての肌感覚を率直に表明したものとみることができるだろう。接触機会の8割削減の意味するところを正しく理解するのが難しかった一般の人々でさえも、この10倍以上という数値については感覚的に「おそらくそれくらいはいるだろう」と思う人が多かったのではないだろうか。同様の見解は、専門家会議の尾身茂副座長からも表明されている（下記参照のこと）。

政府・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の尾身茂副座長（地域医療機能推進機構理事長）は11日、国内の感染者総数の実態について「症状が軽い、ない人が多くいる。（実際の人数は）10倍か15倍か20倍というのは誰も分からない」と述べ、10日現在で約1万6千人との報告数を大きく上回る可能性があるとの見方を示した。（『日本経済新聞』2020年5月12日朝刊より一部抜粋）

これらから注目すべきなのは、日本の感染の状況を総合的に観察すると、専門家の見解としても倍率は10～20倍ほどであって、40倍、50倍といったものではないと予想されていることではないだろうか。

以上の考察より、想定感染者倍率について10～20倍を含むあたりで広く設定し、先ほどと同じく表5の情報を利用して予測感染者数からIFRを計算した結果が表6のパネル(b)にまとめられている。

最後はステップ3であり、ステップ1と2から妥当と考えられるIFRの絞り込みを行うことにする。抗体検査の結果から判断すると、想定感染率は数パーセントや数十パーセントといったものではなく、0.1～0.2%程度と考えるのが妥当である。そうすると感染者致命割合IFRは、表6のパネル(a)から0.4%とか0.5%といった値になることが確かめられる。そして表6のパネル(b)に目を転じると、0.4～0.5%程度のIFRは、想定感染者倍率で10～20倍程度で実現する値であることがわかる。すでに述べたように、このくらいの倍率は西浦教授や尾身副座長をはじめとした専門家の肌感覚に合致するものである。

これまでの探索作業をふまえて、われわれはIFRのベンチマーク値として0.5%をまずは選択する。したがって日本の状況にフィットするパラメータ δ を、 $\delta = 0.5\%$ として定めることにする。

日本における v

統計的生命価値に関しては、非常に興味深い要素であり、(8)式の構成からみても消費犠牲割合 α に無視できない影響を及ぼすことは間違いない。また、宗教観や社会的な倫理規範などの違いに端を発して、その値について国ごとにばらつきがある可能性も否定できるものではない。しかしながら、すでに述べたように、これを詳しく検討することは本稿の範囲を超えるものである。よって v の設定値に関してはHall *et al.* (2020) を踏襲し、 $v = 2\sim 6$ で考えることにしたい。

日本における高齢時平均余命 LE_0

HJKモデルの設定に立ち戻って考えることにしよう。単一の代表的経済主体（分析目的に照らすと全員がCOVID-19に対してリスクのある高齢者であると考えるのがリーズナブル）のみからなる設定であれ、若壮年と高齢者の2世代からなる設定であれ、明確なかたちで大きなリスクに見舞われる年代を特定し、その人々の平均余命をモデル設定上の LE_0 に対応させるのが適切であると考えられる。

ここですでに示した表4の死亡率（致命割合CFRに対応）を参考にしてみよう。50代までは平均を大きく下回るが、60代で平均的となり、70代以上で顕著な上昇がみられる。2020年3月～5月頃のテレビインタビューなどでも、70代以上の人々は自らが直面する感染リスクにより強い懸念を抱いている傾向があった。重症化や死亡のリスクが相対的に低いとされた若壮年の人々であっても、高リスクの高齢者に感染させないよう行動を律する（いわゆる行動変容）といった意識が明確にあった。こうしたことをふまえると、70代の平均余命に注目することは適切である。

具体的には、生命表と人口統計から計算を行う。まず平成30年の「簡易生命表」（厚生労働省）より、70歳平均余命について、男性は15.84年、女性は20.10年であった。次に平成30年の「人口推計」（総務省統計局）より、70歳男女の人口構成割合を得る（男性47.7%、女性52.3%）。これらから加重平均値は18.07年となるので、 $LE_0 = 18.07$ と定める。

表7：日本における消費犠牲割合（代表的個人モデル）

	v					
	2	3	4	5	6	
	0.2	7.2	10.8	14.5	18.1	21.7
	0.3	10.8	16.3	21.7	27.1	32.5
	0.4	14.5	21.7	28.9	36.1	43.4
δ (%)	0.5	18.1	27.1	36.1	45.2	54.2
	0.6	21.7	32.5	43.4	54.2	65.1
	0.7	25.3	37.9	50.6	63.2	75.9
	0.8	28.9	43.4	57.8	72.3	86.7

注：数値は%表記である。

3.2. 日本版・代表的経済主体モデルのカリブレーション

日本の状況を考慮して設定したパラメータ値を使ってカリブレーションを行っていく。まず本節では代表的経済主体を仮定し、 $N = 1$ として分析を行う。Hall *et al.* (2020) と比較するために、 $v = 3$ の場合に注目しよう。

$$\alpha = \frac{0.005 \cdot 3 \cdot 18.07}{1} = 0.271 \quad (v = 3 \text{ の場合})$$

1年間の生命の価値が年間消費の3倍であると仮定したもとの、 $\alpha = 0.271$ が得られる。すなわち、「代表的経済主体は、新型コロナウイルスCOVID-19による感染死を回避するために、年間消費の27.1%、換言すれば4分の1以上を犠牲にしても構わない」と読むことができる。Hall *et al.* (2020) では3分の1程度であったので日本での α は小さくなるものの、感染状況の大幅な違いを考えると、そのギャップは小さいといえるかもしれない¹⁶⁾。しかしながら、この結果の読み方には非常に重要な留意点が存在しており、後の第4節で総括的に言及したい。

いずれにせよ、2020年2月頃から5月頃までを日本における感染の第1期と捉えると、この期間、個人事業主などを中心として2~3ヶ月ほどの経済生活の犠牲を余儀なくされたことは記憶に新しい。こうした状況をふまえると、実際に生じた事態は極めて大きなネガティブショックあり、4分の1程度の犠牲という推計結果はある程度妥当なものと考えられる。

表7には、感染者致命割合IFRと生命価値を変化させて α を推計した場合の結果がまとめて示されている。Hall *et al.* (2020) で使用された生命価値である $v = 6$ を想定すると、現在採用している感染者致命割合では年間消費の50%以上が犠牲になる可能性があることを意味している。

ここでのアプローチは自発的な支払許容額 (Willingness to Pay) に基づくものであるため、経済統計に実際に表れる状況そのものとは一定の距離を置いて考える必要があるが、それにして甚大なマクロ経済的被害を予見させる結果である。とはいえ、GDP統計 (国民経済計算) の直近の動向やInoue and Todo (2020) などから考えると、犠牲割合は過大である可能性が高い。この原因はもちろん統計的生命価値の大きさにあり、 $v = 6$ は再考が必要である。アドホックな考え方ではあるが、結果だけからみると、明らかに $v = 3$ の方が妥当性が高いといえるだろう。

3.3. 日本版・異質な特徴をもつ2世代モデルのカリブレーション

ここでの分析が本稿のハイライトとなる。これまでの分析や議論をふまえながら、カリブレーションに必要な要素を確定していくことにしよう。生命価値は前節でのものをベンチマークとする。すると事前に決定すべきは、 v を除いた三つの値である。

まず、高齢者、とくに日本でいうところの後期高齢者に関する感染者致命割合を確定させる。

16) 生命価値に国ごとに差異がないとすると、先進国では平均余命にも大差はなく、したがって α の推計値を左右するのは感染者致命割合の違いである。結果的に、アメリカ (Hall *et al.*, 2020) と日本 (本稿) で似通った δ の値が採用されているため、最終的な結果にも大きな違いはないことになっている。

Hall *et al.* (2020) の設定を振り返ってみよう。代表的個人モデルでは0.81%, 2世代モデルでは3.86%であり、倍率は $3.86/0.81 \approx 4.8$ である。つまり、Hallらは全年齢階層と比べて高齢者は約5倍のIFRを想定していたことになる。われわれの一つの推論の方法として、3.1節で試みた方法を適用して高齢者の感染者数（非確定診断者も含む高齢者の感染者全体）を求め、そこからIFRを計算することができるだろう。もう一つの方法は、Hallらの倍率を日本にも適用してみることである。高齢者に限定した抗体検査の結果については、筆者の知るかぎりでは未だ明らかではない。すると、高齢者の感染者母集団の予想は一層不確実性が増すことになる。よって前者の方法は状況が整った際の課題とし、本稿では後者の簡便法を採用する。日本の場合の代表的個人モデルでは、IFRは0.5%, つまり $\delta = 0.005$ であった。したがって、日本の高齢者のIFRはその5倍の2.5% ($\delta = 0.025$) とする¹⁷⁾。

次は高齢者の平均余命である。これまでの代表的個人モデルでも、高齢者全般を代表させる平均余命の値として70歳時点のものを用いていた。後期高齢者を条件として課すと、75歳以上のものが候補となり得る。ただ、75歳時点とすると、代表的個人のケースと5歳分しか差がないことを考えると、80歳時点のものを使うのがよいであろう。そこでまず平成30年の「簡易生命表」（厚生労働省）より、まず80歳平均余命について、男性は9.06年、女性は11.91年であった。次に平成30年の「人口推計」（総務省統計局）より、80歳男女の人口構成割合を得る（男性42.8%, 女性57.2%）。これらから80歳平均余命の男女での加重平均値は10.69年となる。

最後に決定しなければならないのは人口サイズ N である。これに関しては全人口に占める高齢者人口の割合を使用するが、目下の状況に鑑みて二つのケースを考えることにする。一つは通常のように65歳以上で構成割合をとるケースである。もう一つは、上記の平均余命について80歳の後期高齢段階のものを使用することをふまえ、75歳以上で構成割合をとるケースである。まず前者に関して、2018年の日本の全人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合は約28%であるから、 $N = 3.55$ を想定する。こうすると全人口の3.55分の1 (28.2%) が高齢者であり、3.55分の2.55 (71.8%) が若壮年という年代構成になる¹⁸⁾。次に後者に関して、75歳以上の割合は全人口の約14%であり、これより $N = 7$ とする。したがって、7分の1 (14.3%) が高齢者であり、7分の6 (85.7%) が若壮年という年代構成になる。

17) ところで、この約5倍の倍率は日本のデータで考えるとどうみえるだろうか。先に示した表4の致命割合CFRのデータから考えてみることにしよう。CFRは全体では1.9%だが、70代で5.7%, 80代で11.5%である。後期高齢段階ではCFRは急激な上昇を示しているので、75~80歳くらいで考えてみると、日本でも対応する倍率は約5倍程度と見積もることは十分に妥当な線であると思われる。

18) アメリカの高齢者割合は約16%であったので、その違いは顕著であり、消費犠牲割合の推計においても無視できない影響を及ぼす可能性がある。

表8：日本における消費犠牲割合1（2世代モデル）

	v					
	2	3	4	5	6	
	1.50	9.0	13.6	18.1	22.6	27.1
	2.00	12.0	18.1	24.1	30.1	36.1
	2.50	15.1	22.6	30.1	37.6	45.2
δ (%)	3.86	23.2	34.9	46.5	58.1	69.7
	4.00	24.1	36.1	48.2	60.2	72.3
	5.00	30.1	45.2	60.2	75.3	90.3
	7.50	45.2	67.8	90.3	112.9	135.5

注：数値は%表記である。人口サイズを $N = 3.55$ としている。

全体の状況を紹介する前に、まずは代表的な結果を示すことにしよう。生命価値を $v = 3$ として、以下の二つの結果が得られる。

$$\alpha = \frac{\delta \cdot v \cdot LE_o}{N} = \frac{0.025 \cdot 3 \cdot 10.69}{3.55} = 0.226 \quad (N = 3.55 \text{ の場合})$$

$$\alpha = \frac{\delta \cdot v \cdot LE_o}{N} = \frac{0.025 \cdot 3 \cdot 10.69}{7} = 0.115 \quad (N = 7 \text{ の場合})$$

これらのカリブレーションの結果に基づいて、Hall *et al.* (2020) で行われたシミュレーションをここでも試みてみよう（本稿2.4節参照のこと）。計算された α をとくに高齢者に関連づけられる消費犠牲割合と位置づけてみるのである。

65歳以上の人々を「高齢者」として一括りにした場合（ $N = 3.55$ ）の消費犠牲割合 α は22.6%となった。日本の状況にフィットさせた代表的経済主体モデルでは、 α は27.1%であった（ただし $\delta = 0.5\%$ 、 $v = 3$ として）。大まかには、この27.1%のうち、その約83%（ $22.6/27.1 \approx 0.834$ ）は高齢者に関連づけられる消費犠牲割合、そして残りの約17%（ $22.6/27.1 \approx 0.166$ ）は若壮年者に関連づけられる消費犠牲割合と考えることができるだろう。感染者致命割合IFRを1.5～7.5のあいだで動かす、妥当と考えられる各生命価値のもとで α を計算した結果を表8にまとめて示してある。なお、すでに述べたように、 δ に関しての本稿のベンチマーク値は2.5%であり、 $\delta = 3.86\%$ はHall *et al.* (2020) がわれわれと同様の状況下で選択した値である。

次に分析上の高齢者の定義をさらに限定した場合に推計結果がどうなるか検討してみよう¹⁹⁾。すでに示したように、75歳以上の人々を現在の状況下での高齢者として一括りにした場合（ $N = 7$ ）の消費犠牲割合 α は11.5%と計算された。上と同様に、代表的経済主体モデルの $\alpha = 27.1\%$ （ただし $\delta = 0.5\%$ 、 $v = 3$ として）との対比でこの推計値を読み解いてみる。すると大まかには、

19) COVID-19 への感染動態やその予後の違いだけに止まらず、日本において65歳の人を「高齢者」「老人」に分類し、若壮年者と区別するのは実態を反映していない可能性がある。この点は今後の検討事項である。

表9：日本における消費犠牲割合2（2世代モデル）

	v					
	2	3	4	5	6	
	1.50	4.6	6.9	9.2	11.5	13.7
	2.00	6.1	9.2	12.2	15.3	18.3
	2.50	7.6	11.5	15.3	19.1	22.9
δ (%)	3.86	11.8	17.7	23.6	29.5	35.4
	4.00	12.2	18.3	24.4	30.5	36.7
	5.00	15.3	22.9	30.5	38.2	45.8
	7.50	22.9	34.4	45.8	57.3	68.7

注：数値は%表記である。人口サイズを $N=7$ としている。

27.1%のうち、その約42%（ $11.5/27.1 \approx 0.424$ ）は高齢者に関連づけられる消費犠牲割合、そして残りの約58%（ $15.6/27.1 \approx 0.576$ ）は若壮年者に関連づけられる消費犠牲割合と考えることが可能である。表9は、 $N=3.55$ から $N=7$ として、表8の各結果を計算し直したものである。

日本に即したカリブレーションで明らかになったことをここで一度まとめておきたい。

- 感染の実態についての多角的な検討より、2020年6月頃の日本全体での感染者致命割合IFRは0.4～0.5%程度になると予想できる。
- 代表的経済主体モデル（ $N=1$ ）を日本に適用した場合、適切と考えられるパラメータのもとで、消費犠牲割合 α は27.1%となった。つまり、COVID-19への感染死を回避するために犠牲となる消費は、年間消費の4分の1強と見積もられる。
- 2世代モデル（ $N>1$ ）を日本に適用し、高齢者層を65歳以上の人々と想定した場合（ $N=3.55$ ）、消費犠牲割合 α は22.6%となった。かりに代表的経済主体モデルの結果を全世代での結果と位置づけるならば、当該の高齢者に関連づけられる消費の犠牲は約83%、若壮年者に関連づけられる割合は約17%と計算できる。
- 2世代モデル（ $N>1$ ）を日本に適用し、高齢者層を75歳以上の人々と想定した場合（ $N=7$ ）、消費犠牲割合 α は11.5%となった。かりに代表的経済主体モデルの結果を全世代での結果と位置づけるならば、当該の高齢者に関連づけられる消費の犠牲は約42%、若壮年者に関連づけられる割合は約58%と計算できる。

4. 日本の分析結果の若干の検討

HJKモデルを活用して、消費への影響ということに焦点を当て、経済分析を試みてきた。得られた主要な結果は、前節で要約したとおりである。医学的分析であれ経済学的分析であれ、

COVID-19を評価する際の重要な留意点は、この感染症の広がりが現在も進行中（2020年7月時点）であるということである。医学的には、単に感染動態だけでなく、ウイルスの変異といった問題も注視していく必要がある。経済分析をする場合も、依拠する多くの基礎的なデータは十分に信頼できるものではない可能性もあり、今後事態が進行していくなかで使用するデータや分析アプローチ法についてもより良いものにアップデートしていかなければならない。

新型コロナウイルスCOVID-19については、医学や公衆衛生の観点からは、高齢者のリスクが強調されてきた。それは疫学的には正しい認識であろう。しかしながら、経済の担い手への影響という視点も同程度に重要で、それを何らかの方法で定量的に把握する努力がなされるべきである。借り物のモデルに基づく経済分析ではあるが、本稿はその第一歩である。Hall *et al.* (2020)もモデルの多方面への拡張を示唆していることからうかがえるように、こうした経済分析はさまざまなかたちでこれから一気に進展していくものと期待できる。一つの感染症が生命を危険にさらしているが、経済的にも大変な危機に直面しており、政策決定に資する提案をはじめとして、経済学の知見に基づいた研究の必要性は極めて高いといえる。

日本におけるCOVID-19の経済的影響

本稿が導いた「年間消費4分の1相当（27.1%）の犠牲」をどう捉えたらよいただろうか。たとえば、国際通貨基金（IMF）は、各国の2020年の実質GDP成長率予測を公表しており、日本については-5.2%と予測している。このことは、2019年と比較して総所得が約30兆円吹き飛んでしまうことを意味している（500兆円程度までの落ち込み）。経済予測に関するわれわれの常識の範囲を大きく逸脱するものであり、今般のコロナ禍の深刻さをうかがわせる予測である。

また、総務省の「家計調査報告」によると、2020年4月の消費支出（実質、前年同月比）は11.1%の減少を示した。また同5月も前月を上回る減少幅で16.2%の減少となった。今後、消費の反動増が見込まれるが、感染症の性質上、基本的には有効なワクチンや治療薬の普及が本格的な経済回復の鍵になると考えられる。そうだとすると、いわゆる第2波や第3波が軽少であった場合でも、消費の低迷はしばらく続くものと思われる。後から振り返って4月や5月が「底」だったとしても、旺盛な消費の回復はまだ先のことになるだろう。さらに「家計調査報告」からは、金額的な規模感も把握することが可能となる。2019年は消費税率の引き上げがあったことから、2015～2019年の平均値で考えてみる。消費支出の月平均額の平均値は約28万7千円であり、年間では約344万円となる。したがってこれの27.1%は約93万2千円となる。緊急事態宣言の前後も含め、とくに4月と5月の経済活動が著しく抑制され低迷した影響として、これはある程度妥当な水準のように思える。

本稿の分析は精緻な予測を謳うものではないが、一連のカリブレーション結果はCOVID-19による影響の深刻さを物語っており、一定の説得力を有するものと考えられる。

次に緊急事態宣言の問題にふれておきたい。その内容や発令のタイミングおよび宣言期間などの適切性については今後十分な検証がなされなければならないが、上で紹介したように経済への

ダメージはやはり極めて深刻だったといっただろう。HJKモデルは消費のみに依存する効用関数と生存確率によって構成されるシンプルな構造であるため、緊急事態宣言をモデルの分析結果と直接関連づけることはあまり適切ではない²⁰⁾。しかしながら、効用に消費だけでなく余暇や経済生活全般の価値も含まれると考えるならば、分析で明らかになった経済的損失には宣言の影響の一端も投影されているとみることができるだろう。

加えて、2世代モデルにおける若壮年者の効用の低下には、感染症による生存確率の低下の影響は限定的である。むしろ、緊急事態宣言による経済活動の低迷の影響の方がはるかに大きいだろう。過去は過去とし、これから先を見据えるならば、人々の効用を大幅に低下させる再度の宣言発令を避けるべく、医療供給態勢（体制）を含む広い意味での健康・公衆衛生政策と経済政策を適切に組み合わせることによって事態に臨まねばならない。とくに強調したいのは、経済合理性を欠く施策は決して長続きしないという点である。

他国との比較では、当然ながらHall *et al.* (2020) のアメリカの分析結果との関係性について言及しておかなければならない。本稿と同様に多くの推計結果が示されているが、同論文でとくに強調された結果は、 $\alpha = 35.2\%$ （線形近似、 $\delta = 0.81\%$ 、 $v = 3$ ）、 $\alpha = 26.0\%$ （CRRA、 $\delta = 0.81\%$ 、 $v = 3$ ）、 $\alpha = 70.5\%$ （線形近似、 $\delta = 0.81\%$ 、 $v = 6$ ）、 $\alpha = 38.4\%$ （線形近似、 $\delta = 0.44\%$ 、 $v = 6$ ）、 $\alpha = 41.3\%$ （CRRA、 $\delta = 0.81\%$ 、 $v = 6$ ）、 $\alpha = 27.7\%$ （CRRA、 $\delta = 0.44\%$ 、 $v = 6$ ）である。一部を除き、消費犠牲割合は20%台後半から40%台前半であり、アメリカと日本で感染状況がまったく異なっている割には、本稿の結果と類似したものになっている（表7を参照のこと）。その理由は、結果的に採用された感染者致命割合（IFR）の δ がそれほど変わらなかったためである。

しかしその背景は大きく異なることに注意しなければならない。Hall *et al.* (2020) では、Ferguson *et al.* (2020) に基づき、感染防御なしで全体の75%の人々が感染するとの想定で感染者母集団を予測し、そこからIFRを計算している。これまでの感染状況からわかるように、日本にこのような想定を当てはめることは適当でなく（諸検査が広く行われているわけではないため、実際の感染者数はよくわからないのが実態である）、したがって3.1節のような方法をとったのである。試しに日本に75%の感染想定を適用すると、表6よりIFRは0.001%となり、 α は次のように計算できる（代表的経済主体モデル）。

$$\alpha = \frac{0.00001 \cdot 3 \cdot 18.07}{1} = 0.000542$$

消費犠牲割合は約0.05%と計算でき、年単位でみたCOVID-19の日本経済への影響はほとんど皆無に等しいことになってしまう。被った経済的ダメージに照らしてみると、このオーダーの結果を受け入れることは当然できないのだが、現時点でわれわれがいえることはここまでである。

20) Hall *et al.* (2020) でも指摘されているように、COVID-19の所得やGDPへの影響も当然検討すべき課題である。ただし、消費とGDPは基本的には平行に動くことも確かであり、近年のそれらの推移を補論Cの図C1に示してある。

感染症の蔓延がそれなりに急速に進むと想定した場合でも、Hallらの結果はごく短期でのものというよりは、感染の広がりほぼ終息する段階の長期的なものとしてみることができるだろう（人口の75%もの人々が感染し終えるという点において）。それに対して本稿第3節の日本のカリブレーションは、現在進行の状況下でのものとみるべきである。当然のことだが、消費犠牲割合 α が、どういった時間視野を想定して推計されているかということには十分注意すべきである。この点で、日本での推計も、結果が定常的になるまで、将来の各時点において継続してなされるべきである²¹⁾。

最後に、異なる年齢階層への影響も興味深いものであり、2世代モデルに基づく分析には大きな意義があったと考えている。通常の高齢者の区分（65歳～）においては、アメリカと比べて日本では若壯年者が負う新型コロナによる消費の犠牲は小さかった（約17%）。原因として少子高齢社会の構造が影響しており、とくにリスクに瀕する高齢者の人口シェアが高く、したがって若壯年への影響は小さくなるのである。これに対して、同じ高齢者でも60代の人々は相対的にリスクが低いことをふまえて（表1および表4を参照のこと）、75歳以上の後期高齢者を二つに区分される世代のなかの上の方に位置づけると、結果は一変する。若壯年者に帰着する消費の犠牲が、約58%へと大幅に増加するのである。

これらの結果を総合すると、かりにCOVID-19が若壯年者の生命に決定的な影響を及ぼす可能性は小さいとしても、緊急事態宣言発令による経済的犠牲といったルートでこの世代にかなり大きな負荷がかかった可能性は否定できないといえよう。経済の担い手である若壯年者へのマイナスの影響が固定化したり長期化したりすることは、何としても避けなければならない。

5. 残されているいくつかの論点

5.1. 時間割引

経済成長モデルをはじめとした種々の動学モデルにおいて、時間選好率（時間割引率）の果たす役割の重要性は広く知られている（Barro and Sala-i-Martin, 2003）²²⁾。異時点間にわたる問題を取り扱うHJKモデルは、すでに説明したように時間の割引因子 β を含む設定となっているが、カリブレーションを単純にするために $\beta = 1$ としていた（不確実性のある将来を割引かず、確定している現在と同等に扱う）。このパラメータ自体の重要性に鑑み、またその大きさの違いが消費犠牲割合 α にどのような影響を与えるかを知るために、 β を適切な範囲で動かしてみる（割引因子と時間選好率との対応関係については補論Dにある表D1を参照されたい）。

β の適切な範囲を決めるにあたって、経済成長の分野や時間選好が密接に関わる環境経済の分

21) ここでの定常の意味は、大局的にみて、新規感染者数もほぼゼロになり、死亡者数の増加も止まる状態を指す。

22) Barro and Sala-i-Martin (2003) の第2章第7節では時間選好率に関係する近年の研究が詳しく検討されている。ちなみに1995年刊行の同書初版にはこれに関する記述はなく、このテーマが古くて新しい問題を含んでいることを物語っている。

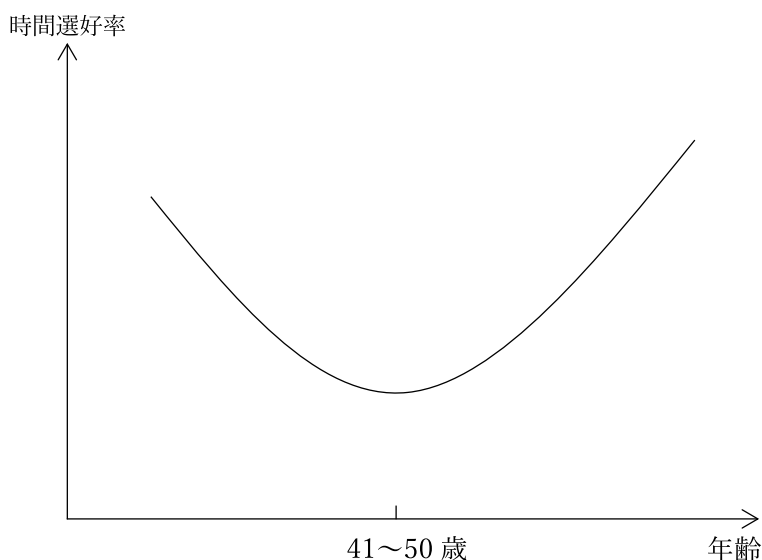


図4：年齢階級による時間選好率の変化

注：Harrison *et al.* (2002) に基づき、筆者作成。

野における基本文献の事例に依拠することとしたい。 ρ との対応で見ると、Barro *et al.* (1995) では0.02~0.03, Stokey and Rebelo (1995) では0.01~0.034, Ortigueira and Santos (1997) では0.05, Park and Philippopoulos (2004) では0.1, Nordhaus (2008) では0.015, そしてJones (2016) では0.02となっている²³⁾。またHall and Jones (2007) は β として0.983を使用している。

ところで、Greiner and Hanusch (1998) は例外的に高い値である0.2を仮定しているが、われわれの研究にとってそれは重要な意味をもつと考えられる。すなわち、経済主体が困難な状況からの生き残りを図る場合、将来よりも現在への選好が平時に比べて高くなるのは自然であると考えられるからである。こうしたいわば近視眼的行動は、より高率の時間選好率によって表現される。加えて、より高齢の人ほど現在への選好が強まることも、有限時間の範囲内で生きることを余儀なくされる人間にとってはもっともらしい想定である。時間選好率に関する実証分析のなかでも基本文献として位置づけられるHarrison *et al.* (2002) は、デンマークにおけるフィールドサーベイデータを使った包括的な研究であるが、それによると時間選好率は40歳代で低く高齢になると高くなり、図4に示すようなU字型の関係が示唆される。

23) Park and Philippopoulos (2004) が用いた値は相対的に高めであるが、Hosoya (2017) でも同じ値が使用されている。

表10：時間割引の影響

	v				
	2	3	4	5	6
0.833	15.1	22.6	30.1	37.6	45.2
0.855	15.4	23.2	30.9	38.6	46.3
0.925	16.7	25.1	33.4	41.8	50.1
β 0.950	17.2	25.7	34.3	42.9	51.5
0.975	17.6	26.4	35.2	44.0	52.9
0.985	17.8	26.7	35.6	44.5	53.4
0.991	17.9	26.9	35.8	44.8	53.7

注：数値は%表記である。

以上より、ここでの分析では、無視できない感染リスクに直面する高齢者が相対的に高い時間選好率を有する可能性にも配慮することとしたい。したがって補論Dの表D1より、 β として0.833～0.991の範囲の値を想定する。

β の違いがもたらす影響に焦点を当てるため、ここでは異質な2世代のモデルではなく代表的経済主体モデルで考えることにしよう ($N = 1$)。他のパラメータについては、まず感染者致命割合IFRはすでに使用している0.5%を再び適用する ($\delta = 0.005$)。高齢時の平均余命に関しても、やはり以前に使用した $LE_0 = 18.07$ で固定する。以上の準備のもとで、本来のHJKモデルに含まれていた時間割引因子の影響を考慮した消費犠牲割合 α は、表10のように計算できる。

おそらく標準的な β と考えられる0.950～0.985あたりに注目すると、その違いが α に与える影響は比較的軽微であるといえよう。たとえば $v = 3$ では、この範囲内での α の違いはちょうど1パーセントポイントに過ぎない。 $v = 4$ としても、1.3パーセントポイントである。しかしながら、われわれが設定した範囲での上端と下端では、無視できない差異が生じることも確認できる。 $v = 4$ の場合、 $\beta = 0.833$ のもとでは30.1%、 $\beta = 0.991$ のもとでは35.8%となり、5.7パーセントポイントもの格差が生じてしまう。これらの結果より、時間割引因子（時間選好率）の消費犠牲割合への影響は、状況によっては非常に大きなものとなる。

5.2. HJK モデルの拡張について

より新しいバージョンである6月1日版のHall *et al.* (2020) では、当初のバージョンからいくつかの変更がなされているが、大きなものとしてはより詳細な世代（年齢階級）構造をモデルに導入している点が挙げられるだろう。これにより、全世代での消費犠牲割合が各年齢階級にどのくらい関連づけられるかが明らかにされている。とはいえ、本稿で示したような2世代モデルの結果とそれほど大きく相違するわけではない。このように、HJKモデルは扱いやすいシンプルな構造ゆえに汎用性が高く、Hall *et al.* (2020) でも指摘されているように、多様な拡張の可能性を有していると考えられる。

本節では一つの試みとして、効用関数において生存確率にマイナスに作用する死亡率 δ について工夫してみたい。カリブレーションにおいては、3.1節で整理したように、感染者致命割合IFRを想定・適用してきた。しかし実際には、経済主体が効用に影響する要素として δ を認識する場合、もう少し状況は複雑であると考えられる。

周知のようにわが国では感染の検査態勢（体制）が脆弱であったために、IFRの推計値に対してはつねに疑念が伴うものの、たとえば公的機関がそれを公表したとすると、それは個別経済主体にとっては外生的に与えられた貴重な疫学的情報となるだろう。これに対して、経済主体が自ら内生的に形成する死亡リスクというものも当然あるだろう²⁴⁾。たとえば全国的に感染が蔓延していてIFRが高まったとしても、居住県や隣県で感染者がほとんどいない場合には、外生的死亡リスクとしてのIFRは高いが、プライベートな死亡リスクは低いものとして効用を形成することがあり得るだろう。IFRからの影響は間接的であるものの、流行中の感染症なので無視はできないのである。逆の場合として、全国的には感染が落ち着いていてIFRが低い割合であったとしても、局所的に発生したクラスターの渦中にある状況などでは、今回のCOVID-19の感染力の強さをふまえるとプライベートリスクは著しく高いものとなるであろう。

このような複合要因に基づく経済主体の主観的な想定死亡割合を δ_c とし、IFRに対応する（外生的な）死亡割合を δ_{IFR} 、プライベートリスクを反映した死亡割合を δ_p とする。いま μ をウェイトとすると、 δ_c は次のように表せる。

$$\delta_c = \delta_{IFR}^\mu \delta_p^{1-\mu}$$

ただし $0 < \mu < 1$ である。これを以前に導出した(7)式に $\delta = \delta_c$ として代入すると、以下の表現が得られる。

$$1 - \lambda = \frac{\beta \delta_c}{N} \cdot \frac{V_{F,o}}{u'(c_0)c_0} = \frac{\beta (\delta_{IFR}^\mu \delta_p^{1-\mu})}{N} \cdot \frac{V_{F,o}}{u'(c_0)c_0} \quad (9)$$

(8)式で表現された消費犠牲割合 α は、(9)式をふまえると次のように書き換えることができる（ただし $\beta \neq 1$ とする）。

$$\alpha = \frac{\beta \cdot (\delta_{IFR}^\mu \delta_p^{1-\mu}) \cdot v \cdot LE_o}{N} \quad (10)$$

本来の代表的経済主体モデルの設定をいくぶん柔軟に解釈し、ここで二つの異なるシナリオを

24) このことに密接に関係する感染症のマクロ的な動態的特性とミクロの観点からの個別経済主体の行動にも言及しておきたい。自分の感染リスク、ひいては死亡リスクが低減していると認知すると、手指衛生やマスク着用をはじめとした感染予防行動への意識が薄まる可能性がある。当然ながら、そのことは感染症が再び社会的に蔓延するきっかけになってしまうのである。人間の行動特性は、感染動態が一般的にジグザグのプロセスを辿る背景要因の一つである。死亡リスクの認知・認識という問題は、こうしたこととも密接に関係していると考えられる。

想定してみることにしよう。

シナリオ1 (楽観シナリオ) 全国的な感染状況が、急増も急減もしていないという意味において安定的に推移しているなかで、当該の経済主体が自身の感染リスクは全国の平均的な状況よりもかなり低いと認知し得るケースである。つまり、居住する自治体やその周辺自治体でも感染はほとんどみられず、感染クラスターも発生していない状況に対応する。この状況に対応する δ_{IFR} と δ_p の値として、0.005 (0.5%) と 0.0001~0.0015 (0.01~0.15%) を想定する。 μ は0.5で固定する。他のパラメータおよび変数は $(N, \beta, v, LE_o) = (1, 0.975, 3, 18.07)$ とする。

シナリオ2 (警戒シナリオ) 上と同様に全国的には安定しているなかで、当該経済主体の認知する感染リスクがかなり高いケースである。つまり、自身の周辺に感染者が発生したり、居住自治体でクラスターが発生している状況などがこれに該当する。したがって、 δ_p の値として、0.005~0.047 (0.5~4.7%) を想定する。 δ_{IFR} には上のシナリオと同じく0.005 (0.5%) を、 μ も同じく0.5で固定する。他のパラメータおよび変数 (N, β, v, LE_o) も同一の値とする。

シナリオ1とシナリオ2に基づいて計算した消費犠牲割合 α を表11にまとめて示すことにしよう。経済主体が国内の感染状況を所与として自分の感染リスクは相対的に低いと認知するケースがシナリオ1である。全国での感染者致命割合IFRは0.5%であり、自分自身が認知する δ_p は最も高い場合で0.15であるから、実際の感染リスクは低いだろうと楽観的に考えているケースである。このもとで計算される α は、やはり前節までの結果と比較するとだいぶ低水準となっている (3.7~14.5%)。

これに対して、自分が相対的にハイリスクな状況に直面していると思っているケースに対応す

表11：異なる感染リスクシナリオでの α

シナリオ1			シナリオ2		
δ_p	δ_c	α	δ_p	δ_c	α
0.01	0.07	3.7	0.5	0.5	26.4
0.03	0.12	6.5	1.1	0.74	39.2
0.05	0.16	8.4	1.7	0.92	48.7
0.07	0.19	9.9	2.3	1.07	56.7
0.09	0.21	11.2	2.9	1.2	63.6
0.11	0.23	12.4	3.5	1.32	69.9
0.13	0.25	13.5	4.1	1.43	75.7
0.15	0.27	14.5	4.7	1.53	81.0

注：すべての数値は%表記である。

るのがシナリオ2の方である。このとき自らが認知・形成する δ_p について、その下限値を δ_{IFR} と同一の0.5%とし、上限の4.7%まで上方に動かしている。結果的に、致命リスクが環境的にかなり高まり、死への恐怖と隣り合わせのようなシナリオ2の状況下では、交換に差し出す経済的価値は年間消費のかなりの割合に相当することが確認できる (26.4~81%)。

本節の分析からまず確かめられたのは、HJKモデルは多方面での有益な拡張の可能性を秘めているということである。そして、未知の感染症特有の複雑な(死亡)リスク環境に対して理論的にも注意を払うことで、現実に関わり得る状況を意味のあるかたちで詳細に分析・議論することが可能になる点もとくに強調しておくべきであろう。

6. 結論

本稿では、Hall *et al.* (2020) で提示された理論的フレームワークであるHJKモデルの多角的な検討を通じて、COVID-19の急襲に見舞われた日本のマクロ経済状況の一端を理解すべく分析を展開してきた。日本の結果を総括する前に、アメリカ経済をベースとしたHallらの分析結果の要点をまとめておく。

すでに述べたように、Hall *et al.* (2020) には4月版と6月版があり、基本的な主張はもちろん同じであるが、結果の細部が異なる部分もある。また効用関数を線形近似した結果に加えて、相対的危険回避度一定のCRRA型効用関数に基づいた結果も示されている。本稿では4月版と6月版の両方をふまえるが、線形近似の方の結果をベンチマークとし、CRRA型効用の方は取り扱わないことにした。 $N=1$ とした代表的経済主体では、ハイライトである消費の犠牲割合 (α) について、年間消費の35.2%や70.3%といった結果が得られている。われわれのものに対比する上では、35.2%が一つの基本線になる。次に2世代モデル ($N > 1$) では、人口統計等を活用した現実的な想定のもとで、 α は21%であった。いくぶんアドホックなやり方となっているが、上記の計算結果を使用すると、新型コロナウイルスによる悲劇を回避するために強いられる経済的犠牲の6割は高齢者たちにのしかかる、と解釈することができる。のこりの4割は若壮年者に帰着すると考えられる。

これらの結果を、日本を想定したカリブレーションの結果と比較してみる。まずわれわれの場合は、Ferguson *et al.* (2020) の「75%感染想定」を安易に使うのではなく、限られた情報からではあるが日本の実態にできるだけ即して感染者致命割合IFRを導き出した。その値は2020年6月頃で0.4~0.5%程度と見積もられ、実際の推計には0.5%を使用した。代表的経済主体モデルのカリブレーションからは α の値として27.1%を得た。つまり、消費の犠牲は年間消費の4分の1強ということになる。アメリカと比べて日本の平均余命は長い、それでもこのような結果となったのは、感染者も死亡者も日本の方が少なく、とりわけ死亡者が明らかに少数に止まっていることが当然のことながら影響している(比較対象として適当なアメリカの値は35.2%)。次に日本版の2世代モデル ($N > 1$) について分析したが、65歳以上を高齢者とする場合と、75歳以上を高

齢者とする場合の二つのケースを考慮した。前者での α は22.6%, 後者でのそれは11.5%となった。65歳以上で高齢者群を構成した場合には、消費の犠牲はおもに高齢者に関連づけられ、若壮年への影響は相対的な意味で軽微であった。これに対して、75歳以上の場合は、経済における高齢者群の人口シェアが小さくなることを反映して、COVID-19に際しての消費でみた経済的犠牲は若壮年者へもかなりの影響（約6割）を及ぼすことが認められた。

現時点（2020年6月頃）において、日本についてのカリブレーションからの一つの重要な結果は、COVID-19にともなう年単位でみた経済的犠牲が全消費の4分の1程度であるということである。すでに指摘したように、われわれが得た α の値自体は、Hall *et al.* (2020) のものと極端に異なるものではなく、両国の感染状況の大きな違いをふまえると、「意外な結果」であったといえる。その原因は、計算に使用したIFRの値にそれほど差異がなかったからである。第4節で詳しく検討したが、かりにIFRの想定をHall らのものと同様に考えるならば、今般のウイルスの蔓延にともなう年間消費でみた日本の経済的犠牲はほぼ皆無といってよいレベルになってしまう。これは留意しておくべきポイントである。

HJKモデルは汎用性の高い理論的フレームワークであり、さまざまな拡張的分析が期待できる。本稿では第5節において二つの試みを行った。一つは時間割引の要素を明示的にカリブレーションに考慮するものであった。ワクチンや明らかに有効な治療薬も未だ存在しない状況では、人々は平時に比して現在選好がかなり強まる可能性があるだろう。かりにそうした高率の時間選好率を許容すると、消費犠牲割合でみて5パーセントポイント程度の無視できない違いが生じることが示された。もう一つは感染者致命割合の認知に関係するものであり、その定式化を工夫した。日々の報道等で外から与えられる感染・死亡リスクにだけでなく、自身の周辺環境等に応じて形成される内的要因も加味することで、経済主体が抱く主観的な感染者致命割合が複合的に形成されると想定したのである。結果的に、置かれている状況の違いによって、消費犠牲割合 α にかなりの違いが生じることが明らかになった。

新型コロナウイルスCOVID-19の勢いは未だ収まらず、日本国内に限定しても2020年7月時点で「第2波」襲来の様相を呈している。したがって、当然のことではあるが、本稿で示した推計結果はあくまで暫定的なものとして捉えるべきである。このCOVID-19禍をなるべく早期に克服するため、感染症疫学・公衆衛生の研究者だけでなく、医学、薬学、統計学、経済学といったさまざまな分野の研究者のさらなる努力が必要である。第1節で取り上げたAcemoglu *et al.* (2020)などを先駆けとして、SIRモデルに依拠しながら、社会・経済政策等の経済に関連するアクションが新型コロナウイルス感染症拡大の動学的プロセスにどのように影響するのかを考察する研究は今後ますます進展していくものと思われる。加えて、消費や所得といった経済の本質的部分に、COVID-19がいかなる影響をもたらすのかを経済モデルに即して分析する研究もSIRモデル分析と同程度に重要であると考えられる。試みはまだ緒に就いたばかりであるとはいえ、経済学的アプローチの有用性の一端は、Hall *et al.* (2020) や本稿の分析を通じてある程度明らかになったといえるだろう。さらに本稿に限るならば、比較的早期の段階で日本の状況を定量的に分析でき

た意義は小さくないと思われる。

参考文献

- Acemoglu, D., Chernozhukov, V., Werning, I., Whinston, M.D. (2020) Optimal targeted lockdowns in a multi-group SIR model. NBER Working Paper 27102.
- Atkeson, A.G. (2020) On using SIR Models to model disease scenarios for COVID-19. *Quarterly Review* (Federal Reserve Bank of Minneapolis), **41**(1), 1-35.
- Barro, R.J., Sala-i-Martin, X. (2003) *Economic Growth*, 2nd ed. Cambridge, MA, MIT Press.
- Barro, R.J., Mankiw, N.G., Sala-i-Martin, X. (1995) Capital mobility in neoclassical models of growth. *American Economic Review*, **85**(1), 103-115.
- Caggiano, G., Castelnuovo, E., Kima, R. (2020) The global effects of Covid-19-induced uncertainty. *Economics Letters*, **194**, 109392.
- Fernández-Villaverde, J., Jones, C.I. (2020) Estimating and simulating a SIRD model of COVID-19 for many countries, states, and cities. Manuscript, University of Pennsylvania and Stanford University (May 2, 2020).
- Ferguson, N.M., Laydon, D., Nedjati-Gilani, G., Imai, N., Ainslie, K., Baguelin, M., Bhatia, S., Boonyasiri, A., Cucunubá, Z., Cuomo-Dannenburg, G., *et al.* (2020) Impact of non-pharmaceutical interventions (NPIs) to reduce COVID-19 mortality and healthcare demand. Manuscript, Imperial College COVID-19 Response Team (March 16, 2020).
- Goulas, S., Megalokonomou, R. (2020) School attendance during a pandemic. *Economics Letters*, **193**, 109275.
- Greiner, A., Hanusch, H. (1998) Growth and welfare effects of fiscal policy in an endogenous growth model with public investment. *International Tax and Public Finance*, **5**(3), 249-261.
- Hall, R.E., Jones, C.I. (2007) The value of life and the rise in health spending. *Quarterly Journal of Economics*, **122**(1), 39-72.
- Hall, R.E., Jones, C.I., Klenow, P.J. (2020) Trading off consumption and COVID-19 deaths. Manuscript, Stanford University (April 6, 2020 and June 1, 2020). [———. (2020) Trading off consumption and COVID-19 deaths. *Quarterly Review* (Federal Reserve Bank of Minneapolis), **42**(1), 1-14.]
- Harrison, G.W., Lau, M.I., Williams, M.B. (2002) Estimating individual discount rates in Denmark: a field experiment. *American Economic Review*, **92**(5), 1606-1617.
- Hosoya, K. (2017) Accounting for growth disparity: Lucas's framework revisited. *Review of Development Economics*, **21**(3), 874-887.
- Inoue, H., Todo, Y. (2020) The propagation of the economic impact through supply chains: The case of a mega-city lockdown against the spread of COVID-19. Manuscript.

- Jones, C.I. (2016) Life and growth. *Journal of Political Economy*, **124** (2), 539–578.
- Li, Q., Guan, X., Wu, P., Wang, X., Zhou, L., Tong, Y., Ren, R., Leung, K.S.M., Lau, E.H.Y., Wong, J.Y., *et al.* (2020) Early transmission dynamics in Wuhan, China, of novel coronavirus-infected pneumonia. *New England Journal of Medicine*, **382** (13), 1199–1207.
- McKibbin, W., Fernando, R. (2020) The global macroeconomic impacts of COVID-19: seven scenarios. Manuscript. Australian National University (March 2, 2020).
- Monte, F. (2020) Mobility zones. *Economics Letters*, **194**, 109425.
- Nordhaus, W.D. (2008) *A Question of Balance: Weighing the Options on Global Warming Policies*. New Haven, Yale University Press.
- Ortigueira, S., Santos, M.S. (1997) On the speed of convergence in endogenous growth models. *American Economic Review*, **87** (3), 383–399.
- Park, H., Philippopoulos, A. (2004) Indeterminacy and fiscal policies in a growing economy. *Journal of Economic Dynamics and Control*, **28** (4), 645–660.
- Sanche, S., Lin, Y.T., Xu, C., Romero-Severson, E., Hengartner, N., Ke, R. (2020) The novel coronavirus, 2019-nCoV, is highly contagious and more infectious than initially estimated. *medRxiv* Preprint.
- Stokey, N.L., Rebelo, S. (1995) Growth effects of flat-rate taxes. *Journal of Political Economy*, **103** (3), 519–550.
- Viscusi, W., Aldy, J. (2003) The value of a statistical life: A critical review of market estimates throughout the world. *Journal of Risk and Uncertainty*, **27** (1), 5–76.
- 稲葉寿 (2008) 「微分方程式と感染症数理疫学」『数理科学』, **46** (4), 19–25.
- 大橋順 (2020) 「新型コロナウイルス感染症の流行予測」(2020年4月11日改訂版), 東京大学大学院理学系研究科ヒトゲノム多様性研究室 (<http://www.bs.s.u-tokyo.ac.jp/~humgendiv/>).
- 小林慶一郎・森川正之 [編著] (2020) 『コロナ危機の経済学－提言と分析－』日本経済新聞出版.
- 関沢洋一 (2020) 「感染症のSIR モデルと新型コロナウイルスへの基本戦略」, 小林・森川 [編著] (2020) 『コロナ危機の経済学－提言と分析－』第11章所収, 日本経済新聞出版.
- 日本銀行金融研究所 (2020) 「SIR モデルとは何か」『金研ニュースレター (2020年5月)』, 日本銀行金融研究所.

補論A：有用なWeb サイトの機関名・サイト名

- Johns Hopkins University: COVID-19 Dashboard
- WHO Coronavirus disease (COVID-2019) situation reports
- 東洋経済新報社：新型コロナウイルス・国内感染の状況
- NHK：特設サイト・新型コロナウイルス
- 日本経済新聞社：新型コロナウイルス感染世界マップ
- 新型コロナウイルス感染症対策プロジェクト：COVID-19 Japan 新型コロナウイルス対策ダッシュボード
- 札幌医科大学医学部附属フロンティア医学研究所ゲノム医科学部門

補論B

いま p_T (%) を集団免疫閾値と定めると、社会集団においてすでに感染した人の割合が p_T を超えると感染症の流行は終息に向かっていくと考えられる。

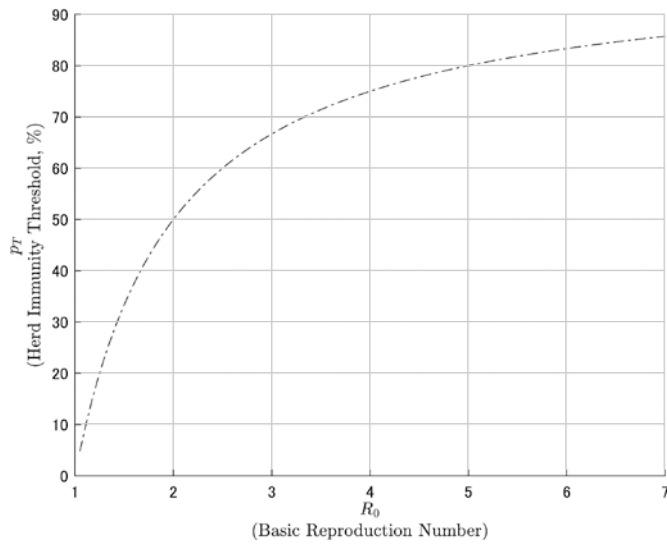
$$p_T = \left(1 - \frac{1}{R_0}\right) \times 100 \tag{B1}$$

ただし R_0 は基本再生産数である。(B1)式に基づき、 R_0 と p_T の関係を表したのが図B1である。また、 R_0 は感染力の指標であるが、COVID-19と他の感染症の感染力をまとめて比較したものが表B1に示されている。

表B1： R_0 に基づく感染力の比較

感染症	感染経路	感染力 R_0 (人)	備考
新型コロナウイルス (COVID-19)	飛沫?	3.3	各機関の平均
		1.4~2.5	WHO
		2.2	Li <i>et al.</i> (2020)
		4.7~6.6	Sanche <i>et al.</i> (2020)
麻疹	空気	12~18	
水ぼうそう	空気	8~10	
風疹	飛沫	5~7	
ジフテリア	飛沫	6~7	
天然痘	飛沫	5~7	
ポリオ	経口	5~7	
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	飛沫	4~7	
百日咳	飛沫	5.5	
SARS	飛沫	2~4	
MERS	飛沫	1前後	
新型インフルエンザ (2009年)	飛沫	1.4~1.6	
季節性インフルエンザ	飛沫	1.3	
スペインかぜ	飛沫	2~3	
エボラ出血熱	血液	1.5~2.5	

注：大橋 (2020), Li *et al.* (2020), Sanche *et al.* (2020), 『日本経済新聞』 (2020年2月20日電子版) 等に基づき、筆者作成。

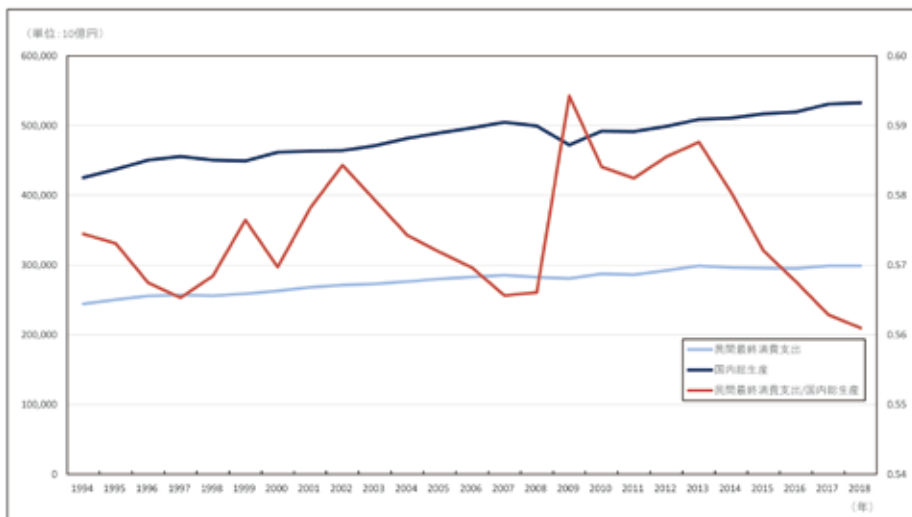


図B1：感染力と集団免疫閾値の理論的關係

しばしば報道された「人口の6割感染で終息に向かう」との言説は、 $R_0 = 2.5$ と想定した場合の集団免疫閾値に基づくものであることが図B1から確かめられる。

補論C

国内総生産（暦年，支出側，実質：連鎖方式）に依拠して，1994～2018年の期間での民間最終消費支出と国内総生産（GDP）の動向（左軸）を図C1に示す。対GDP比の消費支出割合（右軸）もあわせて書き入れてある。



図C1：日本における消費とGDPの動向

注：内閣府「国民経済計算」に基づき，筆者作成。

補論D

離散時間モデルで用いられる時間に関する割引因子と連続時間モデルで用いられる時間選好率との対応関係を表D1にまとめて示す。

表D1：割引因子と時間選好率の対応関係

割引因子： β	時間選好率： $\rho = \frac{1}{\beta} - 1$
1.000	0.000
0.997	0.003
0.994	0.006
0.991	0.009
0.988	0.012
0.985	0.015
0.975	0.026
0.950	0.053
0.925	0.081
0.900	0.111
0.875	0.143
0.855	0.170
0.844	0.185
0.833	0.200

初期キリスト教における労働と職業

松本宣郎

I. はじめに

初期のキリスト教の歴史研究の一つとして、現実のキリスト教徒の社会的なあり様を明らかにすることが私の年来のテーマである。そのようなスタンスから、これまで、キリスト教徒への迫害の、ローマ帝国側の背景や、迫害に直面したキリスト教徒の対応が様々に分かれたこと、キリスト教における性意識などを取り上げてきた¹⁾。

本稿では労働と職業という、すぐれて社会的な問題がイエスから初期のキリスト教会でどのように考えられ、また実際の状況はどうであったか、ということを眺めてみたい。すでに、初期キリスト教徒がローマ帝国の市民（あるいは奴隷）としてどのように生きていたかを描いた書物においては、労働と職業のことだから、触れずにすませる事柄ではなく、ある程度のスケッチはしてきたと思うのだが、意識的にキリスト教徒が一般帝国民とどの程度同じような、あるいはいささか異なるような労働観や職業観を持っていたのか、などの立ち入った考察はしてこなかった。それを、今回執筆の機会をお与えいただいたので、十分な文献渉猟は出来ないのだが、試みてみたいと思う。

取り上げるテーマを「労働観・職業観」とすることも考えたが、本来私が描きたかったのは、初期キリスト教徒の社会生活であった。そこで、イエスと初期キリスト教徒が労働と職業をどのような観念でイメージしていたのかを探ると共に、具体的にキリスト教徒がどのような職業に就き、あるいは忌避していたのか、をも調べてみたいと考えた。手がかりになる研究として、R.M.Grantの*Early Christianity and Society*という書物が役に立つ²⁾。

本書は初期キリスト教を社会的視野で取り上げたもので、それまでのキリスト教史が迫害や教義など、宗教を中心としていた状況からシフトする動向の先駆的な研究であった。キリスト教徒人口の増加、納税への態度、国家権力にどこまで服したか、などのテーマの中に「労働と職業 Work and Occupations」という一章がある³⁾。史料を豊富に引用しつつ、表題以外にもキリスト教徒の社会層、貧しさの捉え方、奴隷制などについても簡単に言及している。

以下、新約聖書から4世紀までの教父たちが、労働をどのように評価したかを、ギリシア・ローマの思想家たちの証言と対比させながら眺め、次いでキリスト教徒たちがどのような職業につき、

1) 松本宣郎『ガリラヤからローマへ』講談社学術文庫2017、『キリスト教徒が生きたローマ帝国』日本キリスト教団出版局2006。

2) R.M.Grant, *Early Christianity and Society*, Collins, London 1978.

3) *Ibid.*, pp.67-95.

またどのような職業を嫌ったのかを、これも非キリスト教史料をも参照しつつ探してみたい。

Ⅱ. 初期キリスト教の労働観

勤勉に働くことをよしとするのは当然であって、歴史学の研究のテーマとしてなじむか否か、はそのようなメッセージの発せられた時代的文脈と後の時代への影響とを明らかにできるかどうか、にかかってくるであろう。まずイエスの労働観から見ることにするが、新約の福音書のイエスの言は、聖書学からするとイエス自身の言とされるものと、その後の教団や記者の加筆による言とが混在しているとされる。しかし1世紀後半以後のキリスト教徒たちにとっては、少なくとも権威ある文書として正典となっていく4福音書の中のイエスの教えはすべて真実の言葉として認識されたであろうから、ここでもそのように扱うことにする。

イエスは人の日常生活に根ざす譬えを豊富に語っている。そして、その言葉の展開される世界においては、人が勤勉に働き、その対価として賃金を得、利益を得ることは、取り立てて表現されることはなくとも、自然なことだ、とされている。彼自身「大工」（マルコ6：3。マタイ13：35では「大工の息子」）と記されるほど、庶民の生活を共有していた。譬えには羊飼いがしばしば出てくる。ペトロらの漁師出身の弟子たちが彼と親しく交わる。よい地に蒔かれた種、畑を耕す、など農業への言及も労働の肯定である。ぶどうもよく出てくる。みずみずしい実、新しいぶどう酒、いずれも勤勉な労働が前提とされる。

少し異なる印象を与える譬えもある。ぶどう園の労働者の話である（マタイ20：1～16）。ぶどう園経営者が労働者を募る。夜明けから雇い始め、9時、12時、15時そして17時にも、それまで仕事にあぶれていた労働者を雇ってやった。その上で経営者は全員に同一賃金を支払った。当然夜明けから働いた労働者から不公平だと不満が表明される。経営者は「すべての労働者と契約した通りに支払っている、私が気前がいいだけのことだ」と答えた。この話は勤勉な労働をおとしめる意味をもつわけではなく、信仰次元で理解されるべきものである。人間が求める救いを決めるのは徹底的に神の方なのだ、という風に、である。このほか、主人から託された資産を運用して、銀行に預けて利子を取ることも含めてそれを増やすことが評価された話（マタイ25：14～30）もある。これも信仰次元での教訓なのだが、イエスの譬えには、後に見るアリストテレスなどの商業や高利貸しへの嫌悪感は薄いように思われる。

要は、イエスは神の国を宣伝伝え、信じる者には罪の悔い改めと救いへの希求を強く求めたが、社会における生き方については、これまで通りのまっとうな、つまりきちんと労働して生きるたずきを得つづけることをよしとしたということであろう。そのことは、イエスの「働く者が食べ物を受けるのは当然である」（マタイ10：10）という言葉によっても裏づけられ、記憶されている。これらのイエスの言葉は、1世紀後半のキリスト教成立以後、確立してゆく新約聖書の福音書や教父たちの文書の中で、「山上の説教」などの多くの教えと共に受け継がれ、守られてゆくのである。

次に、労働に関して証言の多いパウロを見たいが、その前にユダヤ教の労働観はどうであったか。旧約諸文書には様々な言及があり、中には「コヘレトの言葉（「伝道の書」）」のように人の労苦に空しさしか見出さない文書もありはするが、基調は土地を耕し、家畜を養う、堅実な生き方が教えられ、守られてきたとあってよい。モーセの十戒の、「六日のあいだ働いてあなたのすべてのわざをせよ」はその勤労を命じる黄金律であった。少数民族として、国すら失いながら民族としてのアイデンティティを失わず、パレスティナから地中海世界全体に広がる希有の一神教を奉ずる民族となった彼らは、すぐれて労働熱心な民であった、としてよいであろう。イエスの時代の「ミシュナ」やヨセフスに労働への愛が喚起されている⁴⁾。

しかしながら、もちろん他の民族がユダヤ教徒に比して皆怠惰であったはずはない。ギリシア・ローマの思想における労働についての意見は後で見ると、ユダヤ教徒に対して、ローマ人史家タキトゥスが彼らを怠惰な民だと決めつけているのは興味深い。それによると「(ユダヤ人が) 七日目ごとに休日をとることにしたのは、七日目に彼らの試練が終わったからだといわれている。その後、安逸の魅力に誘惑され、七年ごとに仕事を怠けることにしたという」⁵⁾。いわゆる「ヨベルの年」を指したものと思われるが、「レビ記」(25:8) によるなら「50年に一度」であってタキトゥスの誤解である。ただこの箇所でもタキトゥスはユダヤ人に関して詳細な叙述を行っていて、1世紀のローマ帝国人の興味と認識がかなりのものであったことを示している。タキトゥスと同時代の皇帝伝作家スエトニウスにもユダヤ人を社会に不穏な要因をもたらす存在とした記述があり⁶⁾、ローマ帝国社会に反ユダヤ意識が広がりつつあったことを示している。このような意識がユダヤ教徒の一派と見なされたキリスト教徒へのローマ帝国社会の反感の前提となった、とも推測されるだろう。

さてパウロと労働の関わりである。彼の場合、労働を奨励するというより、彼自らが休むいとまなく生涯働き続け、またそのことを語り続けた、というところに特徴がある。「使徒言行録」には元々の職業であるテント職人としての労働と、後半生の専門業となる福音伝道の働きが詳細につづられている⁷⁾。また彼の書簡からは、その労働観がうかがえるのだが、イエスの例と同じように真正のパウロ書簡は限定される。しかし2世紀以後のキリスト教会においては厳密な著者の区別はなされなかっただろうから、ここでもそのままパウロの言として受け取っておきたい。

パウロはコリントやテサロニケなどの教会への伝道のために日夜働きに働いた。時に彼はそれを苦闘とも捉える。「今の今までわたしたちは、飢え、渇き、着る物がなく、虐待され、身を寄せる所もなく、苦勞して自分の手で稼いでいます。」(Iコリント4:11f) また自らの働きの実りを喜ぶこともある。「わたしたちがあなたがたのところで、どのようにあなたがたのために働

4) *Ibid.*, pp.66f. ヨセフス『アピオン駁論』II, 174. 234. 291。

5) タキトゥス『同時代史』5, 4。國原吉之助訳。

6) スエトニウス『ローマ皇帝伝-クラウディウス』25。ローマ帝国下、ユダヤ教徒が置かれていた状況について、以下を参照。W.H.C.Frend, *Martyrdom and Persecution in the Early Church*, Oxford 1965, pp.31-78

7) 「使徒言行録」9章以下。

いたかは、御承知のとおりです。そして、あなたがたはひどい苦しみの中で、聖霊による喜びをもって御言葉を受け入れ、わたしたちに倣う者、そして主に倣う者となり、マケドニア州とアカイア州にいるすべての信者の模範となるに至ったのです。」(Ⅰテサロニケ1:5-7)

パウロはこのように生きること即労働、と自ら認める人物であったように見える。彼はテント造りという職を手につけていたから(使徒18:3)、「働かざる者食うべからず」(Ⅱテサロニケ3:10)の格言の実行者であり、またそれを他者にも求める人であった(同所)。しかし彼の実際の労働は、人生のある段階からキリスト教の伝道となったから、彼にとってその労働は単なる生活の手段ではなくなったであろう。

パウロの労働への意欲は強く、彼の言は自ら身を粉にして働くという、実体験に根ざした説得力を持つ主張であった。では彼の生活の支えは何であったのか。各都市を相次いで旅していた彼だが、コリントでは友人アキラらと共にテント造りで稼いでいたと語る(使徒18:3)。また経済面で他者の助けはえなかった、とも言う(同20:33)。しかし、歴史的事実としては、都市の初期教会に徐々に信者数が増えてきたパウロの時代、専従の伝道者は滞在する都市の信者の家に止宿したり、他の都市に向かう旅費を提供されるなど、手当てを得る状況になっていたのではないかと想像される。1世紀後半の教会を反映する「使徒言行録」と「ローマ書」「フィリピ書」などにはすでに使徒、監督、執事などの教会の職制の萌芽が見いだせる。次第に給与等の支給も定められたのであろう。献金も有力教会では多額になり、他都市の教会に送金する例も知られるから(使徒11:29f.)、使徒たちの旅費も支給されたであろう。やがてキリスト教会には司教を頂点とする職階が整い、「聖職」という観念が生まれるのである。これらはユダヤ教の祭司やローマ多神教の神官団をモデルとしたとも考えられるが、神に仕える労働を「聖なる職」と認識する観念はキリスト教特有のものと言えるだろう。

ところで、パウロが労苦を強調する文脈には当時の特定の都市の教会の党派的な状況が存した、と指摘されている⁸⁾。二つの都市の教会にそのような状況があった。

まずコリントである。経済的にも繁栄していたこの都市のキリスト教徒はかなりの数に上っていたと思われる。それだけにパウロが伝えようとした福音とは異なる信仰を標榜したり、キリスト教そのものに乗っ取ろうとするグループもあったようである。後者がグノーシスの一派と思われ、世界の最上位に抽象的な知恵という絶対存在を想定する彼らは、思索を重視して実際的な手のわざを下位に置いた。グノーシスの観念においては、世界を創造したのはデミウルゴスなる神的存在だが、最高神ではないのである。そのような人々を意識したパウロはコリント信徒への書簡においてしばしば攻撃的な論調をとり、自分はキリストの使徒として福音宣教のために全力で働いた、しかし当然受けるべき報酬を受け取ることはしなかった、と言い放つのである(Ⅰコリント9)。日常的な真摯で勤勉な働きこそが価値あることだ、と言うのである。

もう一つの都市はテサロニケであった。コリントとは違い、ここの信者はむしろ信仰に執着す

8) Grant, *op. cit.* pp.68-71.

るあまり、キリストの再臨が近いと思ひ込み、仕事をおろそかにするに至っていたらしい。パウロははやる子供を諭すように「主の日（終末）が、盗人のように突然あなたがたを襲うことはないのです。」（Iテサロニケ5：4）と言い、日々労苦することを尊び、怠けている者たちを戒め、「いつも善を行うよう努めなさい」と勧めるのである（同5：12～15）。

ともあれパウロの労働への姿勢は一貫している。倦むことなくたゆまず働くべし。その働きは彼自身の場合には伝道という営為であるが、自身体験してきた手の技など肉体の労力も含む、食うための労働、を極めて大切なこととして他者に強く勧めるのである。

イエスとパウロのこのような、日々の勤勉な仕事を評価する労働観は、2世紀以後の教会学者（教父）たちにも受け継がれた。1世紀末にローマ教会にいたクレメンスに帰せられる書簡には「良き働き人は、欣然として自分の労働の糧を受け取る。怠惰でなげやりな者は、自分の雇い主の顔をまともに見られない」（コリントのキリスト者へ 34, 1. 小河陽訳）などあり、全体に誠実で真摯な生活を勧めている。2世紀前半のイグナティオスも（ポリュカルポスへの手紙1, 3など）、同じ頃の成立とされる『ディダケー（十二使徒の教訓）』（12～13）も、働くことをよしとし、あるいは人の義務としてこれを求めている。

やや余談めく記述をエウゼビオスの『教会史』（4世紀成立）に見出すことが出来る。ドミティアヌス帝の時代、イエスの一族の末裔が皇帝の前に呼び出され審問を受けた。彼らは、自分たちは肉体労働をなりわいとしている者だ、とそのあらくれた手を証拠に示したという。皇帝は彼らの信仰の告白を訊いた後、無価値なもののみなして釈放したのだが（Ⅲ, 20）、キリスト教の伝承の中で、農業か手仕事か、ともかく庶民の労働が当たり前のこととされているところが面白い。因みにこのドミティアヌスの伝承は史実とはされていない。

2世紀の教父、ローマのユスティノス、ギリシアのアテナゴラス、さらに3世紀アレクサンドリアのクレメンスにも手仕事への礼賛や、農耕用具や船具の喩えなどが散見される⁹⁾。最初のラテン教父とされるカルタゴのテルトゥリアヌスがとりわけ熱心な働き人としてのローマ帝国下キリスト教徒の像を強調する。彼はキリスト教徒に対する多神教徒市民とローマ帝国都市や皇帝の厳しい視線に対して、キリスト教徒は帝国中に存在して、良き市民としてあらゆる分野で働いている、と言う（『護教論』42）。テルトゥリアヌスの主張の趣旨は、キリスト教徒は迫害されるような犯罪者集団ではない、れっきとしたローマ市民であり、今やあらゆる都市、田園に、そして社会層に広がっている、というもので、そのキリスト教徒はどのような職業についていたのか、という本稿第IV節のテーマでまた取り上げたい。

3世紀以降のキリスト教規範文書やギリシア教父にも、パウロの影響を受けて、熱心な労働と手の仕事への評価の言葉が見いだせる¹⁰⁾。このような労働観が初期キリスト教の基本観念となっ

9) *Ibid.*, pp.76.

10) *Ibid.*, pp.77. *Didascalia Apostolorum*, (『使徒憲章』3世紀) 及び *Constitutiones Apostolorum*. (『使徒戒規』4世紀)

たと言えるだろう。次に、彼らの勤勉な労働、就中手の労働への高い評価は古代地中海世界の労働観と同じであったのか、異なる特性をしめしたのか、を見ていきたい。

Ⅲ. ギリシアとローマの労働・職業観

ホメロスとヘシオドスから最初の情報が知らされるギリシア人の労働観が、労働をきらい怠惰を勧めたとは思えないが、そのニュアンスにはキリスト教のそれとのずれも見いだせるようだ。

前7世紀頃のボイオティアの詩人ヘシオドスがギリシア文学史上最初の作品を著したとされる。彼自身農耕を行っていて、詩の底流には兄弟との財産上の争いがあったと言われる。自分の財産をかすめ取ろうとする兄弟に、怠けて富を得ようなどと考えるな、私のように汗水流して働いて、その実りを得るようであればならない、と教訓を与えるのである。彼は確かに労働を苦しみと見てはいるが、それでもその歌は、天空の星の動きで畝起こしや種まきの時を知り、作物を収穫する、そのような労働の喜びをも表現しているように思われる。

ギリシア人は農牧を基本とし、商業をも発展させて、市民が自立して構成員となる都市国家を作り上げた。市民としての意識の高い彼らは、自ら労働することを当然とし、またそのことに誇りも抱いていたであろう。アテネやコリントなどの商業と手工業の発展した大都市では民主政の発展で、農牧より軽く見られがちであった手工業や商店主の層の市民も政権を担うようになったから、労働への評価は低いままではなかったと思われる。

都市国家繁栄の古典期、前5世紀の、悲劇などの文書史料には労働する市民の活躍の姿は見られても、表だって労働を称える言葉を見出すことは難しい。ただプラトンの対話編にソクラテスたちの労働談義は散見される。そのソクラテスは、本来の生業はともかく、兵士として戦地に赴いたときは良き兵士として戦った、と言われる。市民としての義務を果たす意識の高い人であったことは、その従容たる死の逸話からも知られているが、彼の後半生は、もっぱら市民たちとの対話の生活であって、生活の資を得るための労働はなさなかった。そしてプラトンによって伝えられるソクラテスらの対話においては、単純労働を行う手先の技術というのは、高度な思想によって得られる本質的原理を知らなくてこなせることだから、思索や哲学よりも下等だ、と断じられるのである（『国家』IX, 590c）。ソクラテスが生活の資をどうやって得ていたのかは、たとえば対話相手の富者の支援があったのではないかと想像するほかはないが、彼が手先の技術で稼いでいる市民とも付き合っていたことは事実のようで、そのような労働を蔑むようなことをソクラテスが考えていたわけではない¹¹⁾。しかしながら、知的営みを肉体労働の上に置く思想はアリストテレスによってより明確にされる。『形而上学』においては建築を例に出し、建物の全体像を構想する設計家の方が実際に働く建築士よりも優れた存在だ、としているのである（981a24ff）。もっとも、『政治学』においてアリストテレスは、富を得るための獲得術を論じるが、まっとう

11) 桜井万里子『ソクラテスの隣人たち』山川出版社 1997.

な職業の、「自然にかなった」方は評価するが、貨幣経済の広がりや儲ける傾向が出てくると「商人的な取財術」というものが現れ、これは得る富に際限がなくなるから甚だ良くない、という論議をしている(1256a~1258a10)。「自然にかなった」職業というのは、「牧畜者、海賊(ママ)、漁夫、狩猟者、農夫」(1256b. 山本光雄訳)とされる。後段の文脈からすると靴などを作る手工業者もこれに入るようである。このテーマは、初期キリスト教が忌避した職業、と関わることとなるので、次節で取り上げたい。

ローマ人の考えを見てみよう。ギリシア人よりも实际的で現実的であったとされる彼らだから、やはり勤勉さをうたう者は多い。早い例は前2世紀の大カトーである。元老院議員で大土地所有者であったカトーはローマ人の質実剛健で勤勉な生活を自ら実践して、農場経営にも携わり、他の市民に対しても同様の生活を求め、奢侈を禁止する提案などを行って嫌われた、などとプルタルコスのカトー伝が記している。このほかにもローマでは、たとえば伝説的な英雄キンケンナトゥスが戦場で指揮官として勝利をもたらして凱旋しても、普段の生活は自分の畑で野菜を育てていた、などの話が好まれるような文化があった。もちろんローマの帝国化に伴って、属州からの搾取と大量の奴隷使役がローマ市民の生活を豊かに贅沢にしていっただが、一部の知識人は古き良きローマ理念として、カトー的な生き方を称揚していた。キケローにもそれは感じられる。これは前1世紀から彼らを捉えたストア哲学の影響があるだろう。後1世紀、ウェスパシアヌス帝に仕えたこともあるムソニウス・ルフスは、書物は残していないが、勤勉な生活を説き、女性が行う手仕事すら称賛したという¹²⁾。ムソニウスの哲学はセネカやエピクテトスにも共通する、あるいはそれに影響を与えるものであったろう。時代はやや飛ぶが、後2世紀のストア哲学者マルクス・アウレリウスにも、「お守り役からは、……苦痛に耐えることを、僅少のものだけを必要とすることを、自分の手を使って労働することを……(学んだ)」(『自省録』I, 5. 水地宗明訳)などの表現が出てくる。さらにスエトニウスの『ローマ皇帝伝』には、アウグストゥスは、大宮殿は営まず、皇帝としての任務を忙しくこなしていたとか(アウグストゥス33.「休まず出廷し、時には日没まで立ち会い、体が耐えられない場合、裁判官席の前に臥腰をおかせ……」國原吉之助訳)、ウェスパシアヌスについても同様のことが記されている。これはトラヤヌスやハドリアヌスについても伝えられているところで、総じてローマ皇帝は、皇帝としての務めに関しては誠実・勤勉に果たしていたことはある程度事実としてよいであろう。

このようにローマ人の労働への評価はイエスとパウロの教えと隔たるものではなかったのである。ただ、この二者の間には労働の具体例についてかなりの違いがあることも指摘されねばならない。

それについては小プリニウスの証言が示唆を与える。彼も、その伯父である大プリニウスが実

12) Grant, *op. cit.* pp.74.

に勤勉に、ローマ海軍提督として働き、また博物学者として研究にいそしんでいたことを語っている（『書簡』Ⅲ，5）。しかし、騎士身分であり軍の指揮官という立場にあった大プリニウスの「労働」は一般市民のそれではない。ということはすでに多くを紹介したローマ皇帝たちが励んだ「労働」も皇帝としての公務であって、手先の仕事や筋肉労働ではない。つまり、権力をもつ者の中に労働熱心な者がいるのは事実として、それは権力者が担う種類の労働である。この点でイエスとパウロの勤める労働とはあきらかに異なっている。

そこで小プリニウスであるが、彼も一時属州総督として同様の権力業務に精励したことは間違いない。彼の『書簡』第10巻はその任務の記録でもある。この任務の一環として彼は小アジアの都市でキリスト教徒裁判を行ったことはあまりにも有名である。その他の巻の書簡は彼の友人たちのこと、家族のこと、彼の所有するウィラや農園経営のことなど多岐にわたる。従ってこれはローマ帝国盛期のローマ人の生活のリアルで貴重な史料であり、多くの研究に利用されている。我が国では弓削達『素顔のローマ人』が代表的なものである¹³⁾。要は、小プリニウスは地位も権力も皇帝の比ではないが、富裕な元老院議員貴族であり、公務も担ったが、そもそも元老院議員の公職に手当は出ず、彼の生活はイタリア各地にある広大な土地所有によっていたのであり、いうならばそれら大農園からの収入で支えられていた。農園の労働も、その経営も使用人に委ねていた。彼の日常は、公務の合間の「閑暇」を楽しむことで費やされた。それは友人や芸術家との談笑、自らの詩や書簡の朗読会、などであった。ただ、彼は使用する奴隷の農園管理者や労働する自由人農民の働きを良好に行わせることに心を砕く所有者ではあった。その限りでの労働への評価であったのだ。

これに対し初期キリスト教は、自らの手で、汗を流し、労苦して働くことを直接的に評価したのである。これは、ギリシアとローマの、知識人たちの労働観とは明らかに一線を画するものであった。

Ⅳ. 初期キリスト教の職業観

前節で記したように、ギリシアとローマの観念において、ことに初期キリスト教が生まれたローマ帝国の社会通念において、労働自体は当たり前に励むべきことと考えられていたが、エリート層の間では、農耕はともかくとして手仕事や筋肉労働を卑しいものと見なしていた。もっともローマの史料は政治的・社会的エリートのものに限定される。庶民の感覚は、ユウェナリスあたりから窺うしかない。彼の諷刺詩で紹介される実に雑多な庶民のことばから見るに、生活は貧しく、酒や賭け事に溺れはするが、日々の仕事は稼ぐためにやめるわけにゆかない、という思いを彼らは抱いていた、というところであろう¹⁴⁾。

13) 〈生活の世界歴史4〉河出書房新社1975.

14) 『サトゥラエ 諷刺詩』。

このような社会の中で、イエスとパウロは労働に差別感を示さなかった。イエスはユダヤ社会では一般に評価されなかった徴税人と娼婦にも他の者と平等に接した、と福音書に印象深く記されている（マタイ9：9～13、ルカ8：2）。パウロは自ら職人として生活の資を得ていたことがあり、労働全般に対してこれを見下す意識があったようには見えない。

このような労働観はその後のキリスト教会においてどのように展開していったのか、を見てみたいが、職業についてのキリスト教的な特異性が現れてくることが興味深い。

まず、初期キリスト教徒がどのような職業に就いていたのか、である。イエスの弟子たちとパウロたちのテント造りなどについてはすでに述べたが、その他とその後のキリスト教徒たちがどんな仕事をしていたか、という問題は、初期キリスト教がローマ帝国社会のどの階級あるいは社会層に広がっていったのかという、より広い問題につながり、後者に関しては夙に研究されてきているが、なかなか難しい問題である。そのような研究では初期キリスト教徒は1世紀半ばから2世紀、東地中海の都市と、西はローマ市の中産層から下層に信者を獲得した、農村への進出は2世紀後半からのこと、元老院議員や騎士といった上級身分にはなかなか受け入れられなかった、かつて信じられたほど奴隷の信者は多くなかった、という見方が通説と言えよう¹⁵⁾。

このように社会層に視点をしぼると、初期キリスト教徒がついていた職種などはあまり顧みられない。ただ、ミークス（W.A.Meeks）というアメリカの新約学者がパウロが関わったローマ帝国東方都市のキリスト教徒について社会学的研究と題する書物を書いている¹⁶⁾。彼は、最初の教徒は下層自由民とするDeissmann、中産以上とするGrant、ローマ社会を映して教徒も階層化していたとするMalherbeやTheissenなどの諸説を紹介してから、新約のパウロ書簡で言及される65名、同様に「使徒言行録」言及の13名についてその社会における立場を調べている。

それによると、やはり具体的な職業が明記された者は極めて少ない。最上位層の人物として、パウロが魔術師を圧倒した出来事に感じあって信仰を持つに至ったキプロス州総督セルギウス・パウルスがいるが、実在性はうすい（使徒13：7）¹⁷⁾。その他ではコリント市の経理係とされるエラストがいる（ローマ16：23）、史実とするなら、都市の公職であり、一般市民の上の身分ということになる。またギリシアのフィリピでパウロから洗礼を受けたルデヤはティアティラ市出身の紫布商人といわれ（使徒16：14）、パウロの手紙を筆記したテルティオは代書人という職業ではなかったか、とされる（ローマ16：22）。あとはテント造りのプリスカとアキラ（使徒18：2f.）、そして医師のルカ（コロサイ4：14）、ここまでである。その上でミークスは、パウロ伝道圏のキリスト教徒の総合的な印象を述べる。要は、都市のやや上層と思われる豊かな経済状況の人々が主流を占める、というのである。ルデヤもおそらく富裕な商人であろうし、パウロの同行者バルナバは所有地を売って献金する資力のある人で（使徒4：36）、テサロニケのヤソンは伝

15) 上記注(1)所掲拙稿に加え『キリスト教の歴史1』〈宗教の世界史8〉山川出版社2009、1～2章。

16) W.A.Meeks, *The First Urban Christians, the Social World of the Apostle Paul*, Yale U.P., New Haven 1983. ウェイン・A・ミークス 加山久夫監訳『古代都市のキリスト教—パウロ伝道圏の社会学的研究』ヨルダン社 1988。

17) 参照、田川建三『新約聖書 訳と註』2下「使徒行伝」作品社 2011、340。

道者に自宅を宿泊に提供し、保証金も負担した（使徒17：1－9）、等々その例は多い。

これらパウロに接した人々の職業は十分知り得ないとしても、想定して確実なこともある。ローマ帝国社会に特徴的な「富裕な解放奴隸」がその一部である。アリストプロ家とナルキソの家の人々（ローマ16：10f.）などがそれである。その中には皇帝周辺の有力者の家人として、執事的な仕事をしていたと思われる者もいただろう。ローマ帝国社会においては奴隸が多いた一方解放も盛んであった。彼らは市民権を得て、富者を主人としていた者はかなり豊かな人々であったし、その出自から知的能力の高いものも少なくなかったが、社会的に地歩の弱さを持ってもいたから、キリスト教への親近感を抱きやすかった、と想像される。ローマ市にはことに解放奴隸が多く、教会のリーダーとなった教父、たとえばクレメンスなどは、仕えたローマ人の家名を名乗ることの多い解放奴隸のひとりと想定出来るかも知れない。しかし彼らの「職業」は、その主人の職種ともかかわり、特定は難しい。

初期キリスト教会における女性はかなり多かったと思われる。一般社会に比べて男女の差はより小さく、保守的な家から出てキリスト教にふれた彼女らは教会に親和性を抱くことになったろう。多くの女性は都市の中産の家の出であっただろうが、その職業についてはプリスカからの例外を除いて、不明と言うほかはない。

また、バルナバなどは、都市に住んで田園に土地を所有する不在地主で、農産物で利益を得ていたかも知れない。また奴隸とキリスト教については社会史研究上から近年注目されているテーマである¹⁸⁾。女性の場合と同じでどんな労働に携わっていたか、は新約文書においては明らかでない。ただ、奴隸キリスト教徒の存在は「フィレモンへの手紙」に登場するオネシモなる逃亡奴隸として確認され、パウロの奴隸一般への勧告（Iコリント7：21）からしても明らかである。しかし奴隸は教会において自由人と平等とされていたであろうが、所有者のもとから自由な信仰行動をとることは困難であっただろうから、その割合を過大に評価することはできない。

さて、パウロの時代以後、2世紀からのキリスト教徒はどのような職業につき、またそれら職業をどのような観念で捉えたであろうか。

信者の増加はそれほど急ではなかったと思われる。少しずつ増えていったとは思われるが、考古学や古代美術面での証拠が3世紀まではほとんどない。他方文献史料では2世紀から徐々にキリスト教の教父たちの活動が目立ってくる。それに伴って教徒の労働への言及も現れてくる。ローマ人作家の証言も、タキトゥスの、ネロ帝のときのローマ市大火後に行われたキリスト教徒への迫害の記事（64年。『年代記』15, 44）を初めとしてスエトニウス、そして小プリニウス、と1世紀末から2世紀にかけて、少しずつ増えてくる¹⁹⁾。最も詳細長文の情報を提供してくれるの

18) e.g., J.Scheele, *Zur Rolle der Unfreien in den römischen Christenverfolgungen*, Diss.Tübingen 1970, 島創平『初期キリスト教とローマ社会』新教出版社 2001, 129-158。

19) R.L.ウィルケン 三小田敏雄・松本宣郎他訳『ローマ人が見たキリスト教』ヨルダン社 1987（原著1984）参照。

は小プリニウスである。彼が小アジア北西端ポントスの属州総督のとき、現地で要請されたキリスト教徒の裁判に関してトラヤヌス帝に指示を仰いだ書簡の一節は、2世紀初頭のその地のキリスト教徒について、「すべての年齢、すべての身分、男女両性の多くの人びとが現に訴えられつつあり、これからも訴えられることでありましょう。じっさい、都市ばかりではなく、村々にも、いやそれのみかさらに草深い田舎にも、この迷信の疫病は広がっているのです」と記している（『プリニウス書簡』96, 9. 弓削達訳）。ここには多少の誇張もありそうだが、パウロの時代から教会のあったエフェソスなどのギリシア都市が近いポントスには、かなりのキリスト教徒がいたことが窺われる。彼らは堅実な、労働する地方都市市民であったろう。しかし職業は不明である。

2世紀のもう一人の、おそらくはアレクサンドリアの人で哲学者ケルススが初めてキリスト教徒の社会層について、侮蔑的ながら具体的な証言を提供する。因みにケルススという人物は『真正な教え』という書物でキリスト教徒を激しく糾弾したという。その書物は現存せず、3世紀のキリスト教教父の大学者オリゲネスが『ケルスス駁論』という書物でこれを逐一引用しながら反論しているので、その存在が知られるのである。そのケルススが、「毛織物職人や靴職人、洗い張り屋、その他のおよそ教養のない粗野な者たちが」子供や無知な女たちに伝道している、と擲論したとされる（3巻55出村みや子訳）。オリゲネスはこれに対し、伝道するのは節度も教養もある教師たちだと反論するのだが、毛織物職人などの仕事をするキリスト教徒がいない、とは言っていないようである。

キリスト教の史料には思いのほか教徒の職業についての言及が乏しい。2世紀末カルタゴの最初のラテン教父テルトゥリアヌスがようやく具体的な例を挙げてくれる。もっとも、その半分は本稿最後に触れる、キリスト教が忌避した職業に関するものではあるのだが。それでも彼は主著の『護教論』で、キリスト教がローマ帝国に広く浸透していることを強調して、次のように記す。まず「大きな都市や、団地、城塞、町や村、広場、戦陣、部族、十人組、王宮、議会、市場などあなた方のおられる所はみな、キリスト教徒でいっぱいである」（37.4 鈴木一郎訳）と言い、「あなた方の広場や市場や浴場や小料理店や、商店や、はたご屋や、……その他取り引きの場所にも行かないわけではない。……われわれは船で旅もするし、あなた方とともに軍隊にも行くし、畠も耕せば、商売もする。更にあなた方と技術の交換もしている。私達の労働もあなた方に利用してもらっている」（42, 2. 3. 同）と付け加える。キリスト教徒は今や普通にローマ帝国都市市民として存在し、様々な職業について働いていたとしてよいであろう。

このほかは断片的ではあるが次のような例をアマンの概説が挙げている²⁰⁾。2世紀半ばローマでユスティノス（この人物自身哲学者として生活していた）と共に殉教したエウエルピストスは皇帝の宮廷の奴隷であった（「ユスティノスと仲間の殉教」）。177年リヨンで殉教した教徒の一人アレクサンドロスは医師。アフリカの護教家テルトゥリアヌスとミヌキウス・フェリクスは元来

20) A.アマン 波木居斉二訳『初代キリスト教徒の日常生活』ヨルダン社 1978（原著1971）、74以下。

法律家。217年からローマ司教となったカリストゥスはかつてローマの銀行家カルポフォルスの奴隷として業務に携わっていた。因みにカリストゥスはその後横領の罪で捕縛され鉱山労働の刑を受けたが、コンモドゥス帝の妃マルキアのおかげで恩赦となり、その後司教となったという逸話はよく知られている (Hippolytus, *Philosophumena* 9, 11f.)。

このように初期キリスト教徒たちはローマ社会の中で普通に働いており、身分や階級、男女の別なく入信したのと同様、どの職種にもついていたように (少なくとも2世紀までは) 思われるのだが、2世紀末以降のキリスト教文書に、教徒なら忌避すべき職業が挙げられるようになってくるのである。ところで先に本稿で、ギリシア、ローマの上層や知識人には手先と肉体を要する労働を侮蔑的に見る証言の多いことを指摘した。上層市民は (彼らが担う) 公務や所領経営には価値を見出していた。軍務もこれに加えられるかも知れないが、上層市民にとって兵士一般の戦闘などは考慮の外で、指揮官としての軍務しか念頭にはなかったのではあるまいか。要するに彼らの証言は、働いて稼がなくは生きられない、貧しい連中の労働を侮蔑するものであったのである。そのような彼らの労働観を瞥見するために、ローマ知識人の代表であるキケローとセネカの蔑んだ職業、を見ておこう。

キケローは医術、建築、高貴なことの教育など、公共の利益をもたらす技術をもって働く者は名誉を得る、規模の小さい商業は卑しいが、大規模で諸方から物資をもたらして誠実に人々にわかたつなら非難されるべきではない、と言い、結局田園の地所に居住して耕作することが最も自由人にふさわしい、と語る (『義務について』第一巻42 (151)。泉井久之助訳による)。この言葉に先立って彼は、「手わざや営利の生業について、……まず第一にひとに憎まれ、よしとせられないのは、たとえば収税人、高利貸」、技術ではなく労力を買われる雇い人も卑しい、また「即座に売りさばくためのものを大口の商人から買い入れるひとたち」、「手職のひと」の職場には何も高貴なものがありえない。「もっとも」尊敬に値しないのが人の快樂に仕える商売であって、「魚うり肉屋料理人、腸づめづくりにさかな取り」(テレンティウスを引用)……これに香油屋、舞踊手、……骰子のあそび」(同書第一巻42 (150)) と、卑しい職を列挙している。その他、彼は気に入らぬ人物ウェンティディウス某を「驟馬追いふぜい」と軽蔑的に評する (「縁者・友人宛書簡集」10, 18 <岩波『キケロー選集』16では395 (278頁)> 大西他訳)。当人が実際に驟馬を扱う仕事をしていたとの訳者註もあるが、この表現はローマ人の間ではよく蔑みに用いられるものでもあったようだ²¹⁾。

キケローの百年後のストア哲学者セネカも職業の格差付けを語っている。ある書簡の中で彼は前2世紀ギリシアのストア派ポセイドニウスの説として、技術と称して4つの職業を提示する。下から始めて第一は平易で低級な技術、これは職人で日常生活用品を作る仕事で、優美さも高貴さもない。第二は遊びのための技術で、舞台道具の機械仕掛けなどを作る仕事。第三は子供の

21) Grant, *op. cit.* p.82.

教育の技術で、初等教育にあたる。そして最高の自由な技術は「徳」に関わるもので、哲学の教師などが想定されているようだ。

このほかもっと具体的には高利貸しや船乗り、床屋、広場での食物売り、などが低く見られる職業であったことがローマの詩や劇から知られるし、ユダヤ教の文書にも同様の職業観が見いだせる²²⁾。

このようにローマ帝国社会では、貴族や知識人から軽侮される職業は多くあり、それらには、先に述べたようにある種の共通点があった。しかしながら、それらの職業につくことが法で禁じられていたわけではない。仮に上層の市民が窮乏して、その種の職で生活することになったなら軽蔑されるか、精々の所同情されるくらいであったろう。例外があったとすれば、魔術使いと見なされた古い師や祈祷師が、一貫してではないが、時に弾圧されそれらを職業とすることが禁止されたことであろうか²³⁾。

さてキリスト教については全く異なる傾向が現れてくるのである。つまり、キリスト教の広がり一定程度以上となり、教会の制度が整い、帝国内各都市の教会間の交流が進み、教理論争などが深まった状況を反映してであろうが、教会文書が多くなり、その中に教会規則の類も見出される。そこに明確な「就業禁止職業」が示されるのである。その時までには、上述のようにローマ帝国社会では侮蔑されていた大衆が担う労働にキリスト教徒は就いていたし、パウロや教父たちに職業の貴賤を問題とする意識もなかったと思われる。それが一転して就業禁止職業を提示するに至ったのである。知られうる最初の文書はヒッポリュトスの名で伝わる『使徒伝承 *Traditio Apostolorum*』である²⁴⁾。成立は3世紀初めとされる。この伝承の第16節に、教会に入りたい者が次の職業に就いていたなら辞めなくてはならない、と記される。以下に掲げる。

売春宿の主人、彫刻家・画家（偶像を作るならば）、俳優または劇場で見世物を演じる者、子どもたちに教える者（辞めるほうがよいが他に仕事がないなら許される）、競技に出場する御者（勝負事に参加する者も）、剣闘士とその指導者、闘獣士、剣闘士の勝負事に関わる役人、偶像に仕える祭司、兵士（人を殺すならば）、武力を握っている者、緋の衣をまとった市の行政官、売春婦、好色者、男色の相手になる者、その他口にできぬ行為をなす者、魔法使い、魔術師、星占い師、夢判断師、香具師（民衆扇動家？）、貨幣の縁を削る者（貨幣に加工する不正）、護符の製造人。

1世紀から教会は様々な人々を受け入れて行く中で、忌避せざるを得ない人々の存在に問題を感ずるようになったのであろう。かかる禁忌の制定が求められたのはある意味でやむを得ぬものであった。この『使徒伝承』の禁止項目はまだ十分なものではなかったと思われるが、キリスト教の信仰面からして理解できる項目である。柱は二つで、多神教信仰とそれに伴う偶像崇敬に関わる職業への拒否、そして性や賭け事、残虐さへの嗜好などの人間的快樂に関わる職業への拒否、

22) *Ibid.*, pp.81. 参照R.MacMullen, *Roman Social Relations, 50B.C.to A.D.284*, Yale U.P.1974.

23) 参照、松本『ガリラヤからローマへ』第五章「魔術師としてのイエス」。

24) 『聖ヒッポリュトスの使徒伝承』土屋吉正訳 燦葉出版社 1963.

である。彫刻家らは偶像と、俳優などの見世物に関わる職業は客の快樂の喚起と結びつけて嫌われたのであろう。「緋の衣をまとった市の行政官」とは、属州の都市のエリート市民が担う首長(通例二人)を指すかと思われ、都市の行事で祭儀を行うなどローマの神々や皇帝礼拝に関わるから忌避されたのであろう。しかし3世紀初めにキリスト教徒がこれら要職につく市民に改宗者を見出していたか、は疑問ではある。

他の史料と矛盾を感じさせるものもある。兵士であってはいけない、とある。実はパウロから、使徒教父クレメンス、イグナティオス、教父ユスティノスまで、教会の代表者は意外にローマの軍隊に違和感を示さない²⁵⁾。ローマ軍兵士キリスト教徒が2世紀以降いたことはテルトゥリアヌスの証言(『護教論』42, 3)からしても事実だと思われる²⁶⁾。また「子どもたちへの教育」が忌避される理由もよく分からないところである。ストアのセネカが初等教育を低くみていたとは先に紹介した通りだが、それは哲学までは教えないという程度のことで、キリスト教の場合は想像するしかないが、都市の広場の寺子屋のような場所で、神話を題材に教えるようなことが嫌われたのであろうか。ここで想起されるのは、キリスト教が公認された4世紀に一時的に異教反動策をとったユリアヌスが、キリスト教徒が学校で文法・修辞学・哲学を教えることを実質上禁じたことである²⁷⁾。ユリアヌスの場合、学校は中・高等教育の学校ではあったが、いささか興味深い。

『使徒伝承』の、司教など教会職制についての整った叙述に比して、これらの職業忌避の項目はやや粗雑ではあるが、『使徒憲章』『使徒戒規』もほぼこれにならったものである²⁸⁾。これまでの経緯からして忌避されて不思議はない「徴税人」と「高利貸し」が挙げられていない。そして、その実効性について疑問も生じてくる。そもそも現にこういう仕事をしている者がキリスト教に改宗するに際して廃業を条件とされるというのは無理な話のように思われる。教会が強力になって、献金によって財政基盤を確たるものとしていたなら、教会自体が雇用しうる人材もありえただろうが、むしろこの職業の排除は、他の規定や戒規に比べてそれほど厳密には守られなかったのだろう。それというのも、兵士キリスト教徒は3世紀以降も存在し続けたし、「子どもたちに教える者」も同様だったであろう。ユリアヌスが彼らを排除したということは、その時代まで彼らキリスト教徒が学校で教えていたからこそのことだからである。

テルトゥリアヌスは『見世物について』という書物を著して、専ら劇場の芝居を攻撃している。扇情的な筋書きや科白が善良な市民を危険にさらすなどとするのである²⁹⁾。3世紀半ばカルタゴの教父キプリアヌスも演劇には拒否的である(『書簡』2)。キリスト教会の見世物嫌いは公認後も変わらなかったようで、5世紀にまとめられた『テオドシウス法典』に一連の見世物禁止ある

25) アマン『日常生活』, 84。参照, 木寺廉太『古代キリスト教と平和主義－教父たちの戦争・軍隊・平和観』立教大学出版会 2004。

26) 木寺上掲書, 第五章参照。

27) 南川高志『ユリアヌス』〈世界史リブレット8〉山川出版社 2015, 70。

28) Grant, *op. cit.* p.85。

29) Grant, *op. cit.* p.85。

いは抑制の法規がある。その15巻5に舞台でのショー、6にはMaiumaという当時まだ非キリスト教徒の間に流行していたらしい異教的な催しへの規制が定められており、以下同じ舞台に男女が登場することへの規制、戦車競走、猛獣ショー、剣闘士競技の華やかな催しへの規制、などが並んでいる。これらの法令から逆に、かかる職業に関わるキリスト教徒が絶えなかったと推測されるのである。

しかしながら、4世紀に公認され、帝国の宗教となっていったキリスト教の職業観はある程度変化していった。教会の聖職は重視され、給与制となり、免税特権も一部与えられた。帝国や地方政府の役人、そして軍人への忌避など論外となっただろう³⁰⁾。すでに3世紀から、キリスト教は農村地域やそれまで浸透していなかったガリア・ブリタニア方面にも広がっており、4世紀にその動きは加速されたろうから、それまでより多様な職業の信者が増加したことになる。従ってこれをもって本稿の役割は限界を迎えることになる。

V. おわりに

労働と職業というごく普通の日常的なことを初期キリスト教ではどのようにみていたか、ということを眺めてきた。

イエスとパウロの言葉からそのようなことに関わる箇所を取り出してみた。誠実に働くことへの評価と一般社会が見下していた職業の人々を受け入れたイエスの姿勢をパウロは受け継ぐが、自らの実践を踏まえて、より厳しい労働を督励したようにみえる。しかしその後の教会は、許容できない職業を選別し始めた。

これを、地中海世界の歴史の中において見るためにヘシオドス、プラトンなどギリシアの、キケロー、セネカからローマの思想家の労働観・職業観を断片的ながら参照して新約の見方と比べてみた。熱心な労働自体は勧めるものの、職業についてギリシア・ローマ知識人は身分的な差別意識から、大衆の職業を侮蔑的に語る傾向が明らかだった。

初期キリスト教徒のローマ帝国における存在をこれまで、都市の生活や奴隷制、皇帝観などの切り口で考察してきた。その過程で見出された特色は、キリスト教徒は多くの面で一般のローマ帝国と価値観を共有し、同じ社会生活を営んでいたというものだった³¹⁾。しかしまた多くの面で彼らは、ローマ人には異質な特色をも示すのである。民衆や当局による迫害がそのような特色ある行動をとらせることがあり、信仰から発する倫理がそれを求めたこともあった。特定の職業の忌避は、この後者の例であろうと思われる。

かなり大雑把な考察ではあるが、これをもって結びとしたい。

30) 参照、F.ティンネフェルト 弓削達訳『初期ビザンツ社会』岩波書店 1984(原著1983)。

31) R.MacMullen, What Difference Did Christian Make? *Historia* 35, 1986, 322-343.

執筆者紹介

安部 雅 仁
(北星学園大学教授)

泉 正 樹 (本学教授)

遠藤 和 朗 (本学名誉教授)

岡本 英 男
(東京経済大学学長)

小沼 宗 一 (本学教授)

雲 然 祥 子
(東北学院史資料センター客員研究員)

斎藤 誠 (本学教授)

高橋 秀 悦 (本学名誉教授)

細谷 圭
(國學院大學教授)

松本 宣 郎
(本学名誉教授・本学前院長)

第192号所載

〔論 文〕

ビジネス・サーベイ・インデックスと企業の景況感の推定……………大塚芳宏(1)

第193号所載

〔論 文〕

在職老齢年金制度史再考

—「雇用促進的」制度への転換過程を中心に—……………宮地克典(1)

1930年代におけるイギリス二国間通商政策の展開

—多角的貿易システムとの関連で—……………佐藤純(15)

2020（令和二）年度 東北学院大学学術研究会評議員名簿

会長（学長） 大 西 晴 樹

評議員長
編集委員長 佐 藤 篤

評 議 員

文学部〔英〕植 松 靖 夫（編集）

〔総〕鐸 木 道 剛（編集）

〔歴〕永 田 英 明（編集）

〔教〕渡 辺 通 子（編集）

経済学部〔経〕白 井 大 地（編集）

〔経〕宮 本 拓 郎（編集）

〔共〕宮 地 克 典（編集）

経営学部 佐久間 義 浩（会計幹事・編集委員）

山 口 朋 泰（会計幹事・編集委員）

法 学 部 大 窪 誠（庶務幹事・編集委員）

佐々木 く み（庶務幹事・編集委員）

教養学部〔人〕坪 田 益 美（編集）

〔言〕下 館 和 巳（編集）

〔情〕佐 藤 篤（評議員長・編集委員長）

〔地〕目 代 邦 康（編集）

東北学院大学経済学論集 第194・195合併号

2021年3月5日 印 刷
2021年3月10日 発 行

（非売品）

編集兼 平 吹 喜 彦
発行人

印刷者 針 生 英 一

印刷所 ハリウ コミュニケーションズ株式会社

発行所 東北学院大学学術研究会

〒980-8511

仙台市青葉区土樋 一丁目3番1号東北学院大学内

TOHOKU GAKUIN UNIVERSITY

ECONOMIC REVIEW

No.194 • 195

March 2021

In commemoration of Shuetsu Takahashi and Shoichi Nishoji, Professor Emeritus

Dedication to Professor Shuetsu Takahashi	Shuya Maeda (1)
Dedication to Professor Shoichi Nishoji	Shuya Maeda (2)
Career and Works of Professor Shuetsu Takahashi	(3)
Career and Works of Professor Shoichi Nishoji	(11)

Articles

Health and Productivity Management in Japan	Masahito Abe (23)
Historical Development of Capitalism and the Principles of Political Economy: Expansion of Polymorphic Approach	Masaki Izumi (35)
Hume's "Science of Man" and Civil Society	Kazuo Endo (59)
Contemporary Capitalism and Money: An Inquiry into Cartalist Theory on Money and Marxian Economist Theory on Money	Hideo Okamoto (83)
Alfred Marshall in the History of Economic Thought	Soichi Onuma (119)
Consideration on the Development of "Great Sendai" Project in Modern Era : With the Focus of Community Activities	Sachiko Kumoshikari (137)
An Introduction to Study on SUZUKI Gidan: His Three Works for Historical Reestimation	Makoto Saito (181)
A Hundred Years of Economics in Tohoku Gakuin Part I	Shuetsu Takahashi (199)
Economic Evaluation of the COVID-19 Pandemic Based on HJK Model: Targeting the First Stage of Infection Spread in Japan	Kei Hosoya (239)

Notes

Work and Occupations in Early Christianity	Nobuo Matsumoto (279)
--	-----------------------

The Research Association
Tohoku Gakuin University
Sendai, Japan